

往メニシテ或ハ公正妥當ヲ欲シ、或ハ概速ニ運行ノ便宜ヲ失シ、且ツ到ル處ニ人権保護ノ聲アルヲ聞キ、果テハ司法部ニ對シテ憲法監視ノ聲ヲモ野ニ滿テ、アルノ實情ヲ目撃シ、邦家ノ爲メ眞ニ痛嘆ニ堪ヘザルモノガアルニ思ヒ、思フニ司法保護ノ最後ノ鍵アラハズナリトシ、光榮アル我々等、吾等ノ同胞中無窮ノ冤罪ニ泣ク者モ亦多ク一人ノ存スルモノアラバ、爲ニ其榮光ハ擧ゲテ失ハルベキデアリマス(拍手)其榮光ハ斷ジテ根絶セバナリトシ、制度ノ罪固ヨリ是レアリ、機構ノ不備亦然リ、然レドモ其弊宜ノ中核トシテ指摘スベキモノ、實ニ裁判官ニ其人ヲ得ルト否トノ一點ニ存在トシ、然レバナリトシ、然ルニ現行司法制度ニ依レバ、僅ニ三箇年ノ法律課程ヲ修了シ、而モ其修了ニシテ二十有四年、五歲、次イデ司法官候補トシテ机上ノ實務修習ニアルコト一年有半、斯クシテ身ハ直チニ司法官トシテ任ゼラル、デアラマス、社會人トシテ教育ノ餘地ハ一日モナキ、世ノ經驗ハ寸毫モナシ、如何ニシテカ複雑極マリナキ社會ノ經驗ヲ豐富ナシテ人達ノ間ニ處シテ、能ク適切妥當ニ案件ヲ裁判スル所ニテ行ハレ得ルデアリマセウカ、裁判官其體性ヲ離レテ、概念ノナモノニナリテルコト洵ニ故ナキニアラズト申サネナリトシ、思フニ此制度ハ速ク明治二十三年ノ創始ニ係リ、爾來星霜五十年、而モ世ハ清新ノ氣ニ溢リ、革新ノ叫ビ熾シナルノ狀ニ際シ、獨リ司法部ノミガ傳統ヲ舊套トシテ固執スル者アルベキデアリマセウカ、他面辯護士ハ司法科試驗ニ合格シ、辯護士試験トシテ一年半ノ實務修習ヲ了シ、一定ノ考試ヲ經テ其資格ヲ得、活社會ニ處シテ有ニル階級、種種ノ人物ニ接シ、其實情ヲ體得シ、法廷ニ起テ裁判ニ關與スル者、其ニ裁判官トシテノ素質ヲ具備セルモノデアリマス、故ニ裁判官ハ、相當年限辯護士ノ

職務ニ在リシ優秀ナル者ノモリ採用スルノ制度ハ、司法官養成ノ制度トシテ眞ニ理想ナリト申サナクバナリマセウカ、所謂法律一元制度ト稱シ、其實現ハ早クヨリ在野法界界ノ輿論トナリ、昭和十一年十一月一日全國辯護士大會ニ於テハ、滿場一致ヲ以テ是方決定ヲ見テ居ルデアリマス、幸ニ各位ノ御協賛ニ依リ速ニ本法案ノ實現ヲ見ルニ至リマスナラバ、法治立憲國ノ體面ヲ確立シ、民権確保ノ實績ヲ全ウスルニ至ルベキコト、蓋シ寸毫ノ疑ヲ容レザル所デアリマス、(拍手)各位ノ御協賛ヲ仰グ次第デアリマス(拍手)

○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシテ、日程第三十、愛國航空債券發行ニ關スル法律案、第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨聲明ヲ許シマス、(拍手)提出者安藤孝三君

第三十、愛國航空債券發行ニ關スル法律案(安藤孝三君外一名提出) 第一讀會

第一條 航空事業ノ振興及航空思想ノ普及ヲ圖ルコトヲ目的トシテ、本法ニシテ主務大臣ノ認可ヲ受ケケル者ハ本法ニ依リ愛國航空債券ヲ發行スルコトヲ得、前項法人ノ存立期間ハ成立ノ日ヨリ五年トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケケラ延長スルコトヲ得

第二條 愛國航空債券ハ高面額式ニ依リ券面金額三圓トシ、每年四回券面金額ヲ以テ發行セラルルモノトス

第三條 第一條ノ法人ハ前條ニ依リ發行

シタル愛國航空債券ノ全部ニ付抽籤ヲ以テ當籤券ヲ決定シ之ニ一等金五千圓以下ノ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得

第四條 愛國航空債券ノ發行總數、發行ノ時期及形式、抽籤ノ時期及方法、當籤券數、當籤金額及其ノ等級、發行費用額ノ決定等ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第一條ノ法人ハ當籤券引換ニ當籤金ヲ支拂フヘシ

第六條 抽籤ノ日ヨリ二年ヲ經過スルトキハ當籤券ノ所有者ハ當籤金ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

第七條 愛國航空債券ヲ發行セムトスルトキハ少クとも發行日ノ二週間前ニ發行總數、發行ノ日時、抽籤ノ日時、當籤券數及當籤金額及其ノ等級ヲ命令ヲ定ムル所ニ依リ公表スヘシ

第八條 抽籤リタルトキハ命令ヲ定ムル所ニ依リ其ノ結果ヲ公表スヘシ

第九條 第一條ノ法人ハ愛國航空債券ヲ發行シタルトキハ命令ヲ定ムル所ニ依リ其ノ收得金額ノ百分之三十以內ニ相當スル金額ヲ政府又ハ政府ノ指定スル者ニ納付スヘシ

第十條 第一條ノ法人ハ愛國航空債券ノ發行ニ依リ收得金額中前條ノ納付金、當籤金、獎券發行費及事業經營上必要ナル其ノ他ノ支出ニ充テタル殘額ヲ準備資金トシテ管理スヘシ

第十一條 前項準備資金カ命令ヲ定ムル所ニ依リ其ノ最高額ヲ超過スルコトハ政府ハ其ノ超過額ヲ政府又ハ政府ノ指定スル者ニ納付セムルコトヲ得

第十二條 前二條ノ納付金ハ之ヲ航空事業ノ振興ニ必要ナル經費ニ充ツルコト

ヲ要ス

第十三條 第一條ノ法人ハ豫算及監事ノ就任ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

第十四條 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ第一條ノ法人ノ定款其ノ他ノ規則ノ改正ヲ命ジ又ハ其ノ決議ヲ取消スルコトヲ得

第十五條 主務大臣ハ第一條ノ法人又ハ其ノ役員ノ行為カ法令若ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ愛國航空債券發行ノ停止若ハ制限又ハ役員ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役若ハ五千圓以下ノ罰金ニ處シ又ハ其ノ刑ヲ併科ス

一 第一條ノ法人ハ非シテ類似ノ獎券ヲ發行シタル者

二 前條ノ停止又ハ制限ニ違反シテ獎券ヲ發行シタル者

第十七條 第一條ノ法人ノ役員カ其ノ職務ニ關シテ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求スルハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因リテ不正ノ行為ヲ爲シ又ハ相當ノ行為ヲ爲ササルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第十八條 第一條ノ法人ノ役員ニ對シテ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減免スルコトヲ得

第十九條 第八條ノ規定ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 第一條ノ法人ノ役員カ抽籤ニ關シ不正ノ行為ヲ行フタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因リテ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得シメタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處シ其ノ利益ニ相當スル金額ヲ追徴ス

第二十一條 第一條ノ法人ノ役員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケケル者

二 第七條及第十條第一項ノ規定ニ違反シタル者

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○安藤孝三君 簡單デゴザイマスカラ、自席カラ發言ヲ御許願ヒマス

○副議長(金光廣夫) 許可致シマス

○安藤孝三君 本法案ハ、世界列強ニ落伍セル我ガ民間航空事業ヲ、國防上速ニ振興セシメ、目下我國ノ如キ財政困難ナル事情ニアル場合ニ、之ニ必要ナル資金全部ヲ國庫ノ支出ニ仰グコトハ、不可能デゴザイマスニ依リ、故ニ表面ノ如キ航空債券ヲ發行致シマス、所要ノ資金ヲ抽出セントスルモノデアリマス、詳シイコトハ委員會ニ於テ御説明致シマスガ、該馬法ダケガ許可ニナラズテ居リマシテ、航空債券法ガ許可ニナラナイト云フノハ、洵ニ遺憾デアリマス、日支事變ノ實情ニ鑑ミマシテモ、馬ハ泥濘ヲ浸シテ、自動車ナドノ動クナイヤウナ所マデ行クテ、大變活躍シテ居リマス、將又飛行機支那ノ地デ機イテ居リマスコトハ、私ガ申上ルガ如クモデアリマセウカ、思ヒマスルカラ、該馬法同様格付シテ御協賛

ヲ經テ、速ニ御通過アラントコトヲ御願スル次第デアリマス(拍手)

○副議長(金光廣夫) 本案ハ政府提出、航空機製造事業法案委員ニ併セテラレントコトヲ望ム

○副議長(金光廣夫) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセウカ

○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシテ、日程第三十一及第三十二ハ便宜上、一括議題ト爲スニ御異議アリマセウカ

○副議長(金光廣夫) 呼フ者アリ

○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシテ、日程第三十一及第三十二ハ便宜上、一括議題ト爲スニ御異議アリマセウカ

○副議長(金光廣夫) 呼フ者アリ

○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシテ、日程第三十二、昭和八年法律第五十四號中改正法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨聲明ヲ許シマス、(拍手)提出者清澤一郎君

第三十一、辯護士法中改正法律案(清澤一郎君外三名提出) 第一讀會

第三十二、昭和八年法律第五十四號中改正法律案(清澤一郎君外五名提出) 第一讀會

辯護士法中改正法律案

辯護士法中左ノ通改正ス

第四條 左ノ一號ヲ加フ

四 高等試驗ノ司法科筆記試驗必須科目ノ範圍內ニ於テ法律學ヲ修メタル

第十八條 辯護士ハ所屬辯護士會ノ地域內ニ本事務所ヲ設ケン

辯護士ハ如何ナル名義ヲ以テスルモ本事務所以外二個以上ノ出張所ヲ設ケタルコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和八年法律第五十四號中改正法律案

昭和八年法律第五十四號中左ノ通改正ス

第一條但書中「爲ス場合」ノ下ニ「又ハ辯護士事務所ノ事務員ノ爲ス場合」ヲ加フ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○清澤一郎君 此處ヨリ御許願ヒマス

○副議長(金光廣夫) 許可致シマス

○清澤一郎君 只今御上ニナリマシテ辯護士法中改正法律案ハ、院內ノ政友、民政及ビ私共ノ團體ノ法律專家有志カラ、提出サレタモノデアリマスガ、此處旨ハ二ツゴザイマシテ第一ハ辯護士ニハ素質優良ナル者ヲ取入レルト云フ意味ヲ以テマシテ、從來行政裁判所ノ評定官又ハ陸海軍ノ法務官等ヲ、無試験デ採用致シテ居リマシタガ、司法科試驗ノ科目ニ屬スル法律學ヲ修メタル法學博士ヲ、辯護士ニ採用スルコトヲ云フコトデアリマス、其二ハ、只今令ハ辯護士ハ所屬辯護士會ノ地域內ニ、一箇所ノ本事務所以外ニハ、如何ナル名義ヲ以テスルモ事務所ヲ設置スルコトハ出來ヌキウニナラタリマスカ、ソレトハ餘リニモ窮困デアリマスカ、更ニ一箇所ノ出張所ヲ設ケ得ルヤウニスル必要ガアルト思フデアリマス、無論故ニ私ガ申上ルガ出張所ナルモノハ、名ヲ出張所ニ稱シテ非辯護士ガ事務ヲ執ル所デアリナイデアリマシテ、眞實ナル事務所ノ意味デアリマス、是ハ二ツ設ケテモ宜シイコトトスル案デアリマス、何卒御賛成アラントコトヲ切ニ御願致シマス

昭和八年法律第五十四號中改正法律案ノ趣旨ヲ説明致シマス、昭和八年法律第五十四號ト云フノハ、所謂三百取締法デアリマシテ、現行法ハ辯護士ニアラザレバ、訴訟事務ニ關係スルコトガ出來ナイト云フコトニナラテ居リマスカラ、其精神ハ明カデアリマスカ、辯護士事務員ハ訴訟ノ代理ハ出來ナイ、辯護士ニ代テ裁判所登記所ニ出頭モ出來ナイト云フヤウニモ讀ムルノデアリマスガ、辯護士會ガ規則ニ依テ認可致シマシテ正シイ辯護士事務所ハ、ヤハリ相當ノ範圍內ニ於テ、訴訟事務ニ關與シ得ルヤウニスルコトガ至當デアリト思フデアリマス、何卒御賛成ヲ願ヒマス(拍手)

○副議長(金光廣夫) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセウカ

○副議長(金光廣夫) 呼フ者アリ

○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシテ、日程第三十三及第三十四ハ同種ノ議案デアリマスカ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセウカ

○副議長(金光廣夫) 呼フ者アリ

○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシテ、日程第三十三、軍用候補馬鍛鍊法案、第三十四、軍用候補馬鍛鍊法案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、(拍手)提出者土田莊助君

第三十三、軍用候補馬鍛鍊法案(土田莊助君外三名提出) 第一讀會

第三十四、軍用候補馬鍛鍊法案(大石倫治君外三名提出) 第一讀會

軍用候補馬鍛鍊法案

第一條 本法ニ於テ軍用候補馬トハ馬ノ體型、能力カ軍用ニ適シ得ヘキ馬ヲ謂フ

前項軍用ニ適スル馬ノ資格標準ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

國有ノ馬、或馬法ニ依リ競馬ニ出走スル馬及種牡馬ニ付テハ本法ヲ適用セス

第二條 主務大臣ハ命令ヲ定ムル所ニ依リ軍用候補馬ノ資格判定ヲ爲ス爲メ府

六八五

縣毎ニ馬ノ検査ヲ行フモノトス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ地方長官ニ委任シテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第三條 前條ノ検査ニ合格シタル馬ニハ鑄鍊ノ一部ニ烙印シテ表示シ且命令ノ定ムル所ニ依リ馬籍簿ニ記載スルモノトス

第四條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村ヲ區域トシ軍用候補馬ノ調教鑄鍊ヲ行フモノトス

第五條 馬ヲ主トスル畜産組合聯合會又ハ之ニ準ズル畜産組合ハ調教鑄鍊ヲ加ヘタル軍用候補馬ノ能力ヲ検査シ且馬事思想ヲ普及スル爲メ主務大臣ノ許可ヲ得テ其ノ府縣内一箇所ニ限リ優勝馬投票券ヲ發賣スル權ヲ開闢スルコトヲ得

第六條 在リテハ命令ノ定ムル道内五箇所ノ區ニ於テ各一箇所トス

第七條 馬ノ開闢ハ該馬場毎ニ二年二回ヲ超ユルコトヲ得但シ命令ノ定ムル場合ニ限リ主務大臣ノ許可ヲ得テ年三回開闢スルコトヲ得

第八條 馬ノ開闢ノ期間ハ毎回六日以内トス

第九條 馬ノ出馬スル馬ハ其ノ府縣(北海道ニ在リテハ各區)内ニ於テ三箇月以上飼養シタル軍用候補馬タルコトヲ要ス但シ出馬馬ノ三分ノ一ハ此ノ限ニ在ラス

第十條 馬ノ開闢者ハ當該馬場ニ於テ毎季其ノ府縣(北海道ニ在リテハ各區)内ニ飼養セラルル新馬十五頭以上ノ出馬登録ヲ爲スコトヲ要ス

第十一條 前項ノ新馬トハ該馬場又ハ本法ニ依リ馬ノ出走登録シタルコトナキ馬ヲ謂フ

第十二條 馬ノ開闢者ハ入場者ニ對シ券面金額一圓以上五圓以下ノ優勝馬投票券ヲ券面金額ヲ以テ發賣スルコトヲ得

第十三條 優勝馬投票券ノ發賣ニ付テハ該馬場投票券ノ發賣ニ付テハ該馬場投票券ノ發賣ノ規定ニ準ジテ之ヲ行フモノトス

第九條 投票の中者ニ對シテハ該馬場第六條第一項及第三項ノ規定ニ準ジテ之ヲ行フモノトス

第十條 馬ノ開闢者ハ優勝馬投票券ノ發賣ノ額ニ對シ百分ノ二十ヲ超エサル金額ヲ得歩合金トシテ收得スルコトヲ得

第十一條 優勝馬投票券ノ發賣シタルキハ命令ノ定ムル割合ヲ以テ發得金ノ額ノ百分ノ四以内ニ相當スル金額ヲ政府ニ納付ス

第十二條 主務大臣ハ公益上馬ノ改良増殖及馬事思想普及上必要アリト認ムル場合ニ於テハ命令ノ定ムル割合ニ違反シテ之ヲ行フモノトス

第十三條 主務大臣ハ公益上馬ノ改良増殖及馬事思想普及上必要アリト認ムル場合ニ於テハ命令ノ定ムル割合ニ違反シテ之ヲ行フモノトス

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役若ハ二千元以下ノ罰金ニ處シ又ハ其ノ刑ヲ併科ス

第十五條 許可ヲ受ケテシテ優勝馬投票券ヲ發賣スル者

投票券ノ發賣スル馬場ヲ開闢シタル者

第十三條ノ停止又ハ制限ニ違反シテ優勝馬投票券ヲ發賣シタル者

本法ニ依リ馬籍簿ニ記載スルモノトシテ多數ノ者ニ對シ財物ヲ以テ賭事ヲ爲シタル者

開闢執行委員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者

騎手ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シ暴行若ハ脅迫ヲ加ヘ又ハ不正ナル競争ノ施行ヲ強要シ若ハ其ノ誘惑ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第八條ノ規定ニ違反シテ優勝馬投票券ヲ發賣シタル者又ハ購買シタル者

優勝馬投票券ヲ讓渡シ又ハ讓受ケタル者

第九條ノ規定ニ依リ制限ニ違反シテ抽戻金ヲ交付シタル者又ハ之ヲ受ケタル者

本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

軍用候補馬鑄鍊法案

第一條 本法ニ於テ軍用候補馬トハ馬ノ體型、能力カ軍用ニ適シ得ヘキ馬ヲ謂フ

第二條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ軍用候補馬ノ資格判定ヲ爲ス爲メ道府縣毎ニ馬ノ検査ヲ行フモノトス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ地方長官ニ委任シテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第三條 前條ノ検査ニ合格シタル馬ニハ鑄鍊ノ一部ニ烙印シテ表示シ且命令ノ定ムル所ニ依リ馬籍簿ニ記載スルモノトス

第四條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村ヲ區域トシ軍用候補馬ノ調教鑄鍊ヲ行フモノトス

第五條 馬ヲ主トスル畜産組合聯合會又ハ之ニ準ズル畜産組合ハ調教鑄鍊ヲ加ヘタル軍用候補馬ノ能力ヲ検査シ且馬事思想ヲ普及スル爲メ主務大臣ノ許可ヲ得テ其ノ府縣内一箇所ニ限リ優勝馬投票券ヲ發賣スル權ヲ開闢スルコトヲ得

第六條 在リテハ命令ノ定ムル道内五箇所ノ區ニ於テ各一箇所トス

第七條 馬ノ開闢ハ該馬場毎ニ二年二回ヲ超ユルコトヲ得但シ命令ノ定ムル場合ニ限リ主務大臣ノ許可ヲ得テ年三回開闢スルコトヲ得

第八條 馬ノ開闢ノ期間ハ毎回六日以内トス

第九條 馬ノ出馬スル馬ハ其ノ府縣(北海道ニ在リテハ各區)内ニ於テ三箇月以上飼養シタル軍用候補馬タルコトヲ要ス但シ出馬馬ノ三分ノ一ハ此ノ限ニ在ラス

第十條 馬ノ開闢者ハ當該馬場ニ於テ毎季其ノ府縣(北海道ニ在リテハ各區)内ニ飼養セラルル新馬十五頭以上ノ出馬登録ヲ爲スコトヲ要ス

第十一條 前項ノ新馬トハ該馬場又ハ本法ニ依リ馬ノ出走登録シタルコトナキ馬ヲ謂フ

第十二條 馬ノ開闢者ハ入場者ニ對シ券面金額一圓以上五圓以下ノ優勝馬投票券ヲ券面金額ヲ以テ發賣スルコトヲ得

第十三條 優勝馬投票券ノ發賣ニ付テハ該馬場投票券ノ發賣ノ規定ニ準ジテ之ヲ行フモノトス

第十條 馬ノ開闢者ハ優勝馬投票券ノ發賣ノ額ニ對シ百分ノ二十ヲ超エサル金額ヲ得歩合金トシテ收得スルコトヲ得

第十一條 優勝馬投票券ノ發賣シタルキハ命令ノ定ムル割合ヲ以テ發得金ノ額ノ百分ノ四以内ニ相當スル金額ヲ政府ニ納付ス

第十二條 主務大臣ハ公益上馬ノ改良増殖及馬事思想普及上必要アリト認ムル場合ニ於テハ命令ノ定ムル割合ニ違反シテ之ヲ行フモノトス

第十三條 主務大臣ハ公益上馬ノ改良増殖及馬事思想普及上必要アリト認ムル場合ニ於テハ命令ノ定ムル割合ニ違反シテ之ヲ行フモノトス

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役若ハ二千元以下ノ罰金ニ處シ又ハ其ノ刑ヲ併科ス

第十五條 許可ヲ受ケテシテ優勝馬投票券ヲ發賣スル者

本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

軍用候補馬鑄鍊法案

第一條 本法ニ於テ軍用候補馬トハ馬ノ體型、能力カ軍用ニ適シ得ヘキ馬ヲ謂フ

第二條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ軍用候補馬ノ資格判定ヲ爲ス爲メ道府縣毎ニ馬ノ検査ヲ行フモノトス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ地方長官ニ委任シテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第三條 前條ノ検査ニ合格シタル馬ニハ鑄鍊ノ一部ニ烙印シテ表示シ且命令ノ定ムル所ニ依リ馬籍簿ニ記載スルモノトス

第四條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村ヲ區域トシ軍用候補馬ノ調教鑄鍊ヲ行フモノトス

第五條 馬ヲ主トスル畜産組合聯合會又ハ之ニ準ズル畜産組合ハ調教鑄鍊ヲ加ヘタル軍用候補馬ノ能力ヲ検査シ且馬事思想ヲ普及スル爲メ主務大臣ノ許可ヲ得テ其ノ府縣内一箇所ニ限リ優勝馬投票券ヲ發賣スル權ヲ開闢スルコトヲ得

第六條 在リテハ命令ノ定ムル道内五箇所ノ區ニ於テ各一箇所トス

第七條 馬ノ開闢ハ該馬場毎ニ二年二回ヲ超ユルコトヲ得但シ命令ノ定ムル場合ニ限リ主務大臣ノ許可ヲ得テ年三回開闢スルコトヲ得

第八條 馬ノ開闢ノ期間ハ毎回六日以内トス

第九條 馬ノ出馬スル馬ハ其ノ府縣(北海道ニ在リテハ各區)内ニ於テ三箇月以上飼養シタル軍用候補馬タルコトヲ要ス但シ出馬馬ノ三分ノ一ハ此ノ限ニ在ラス

第十條 馬ノ開闢者ハ當該馬場ニ於テ毎季其ノ府縣(北海道ニ在リテハ各區)内ニ飼養セラルル新馬十五頭以上ノ出馬登録ヲ爲スコトヲ要ス

第十一條 前項ノ新馬トハ該馬場又ハ本法ニ依リ馬ノ出走登録シタルコトナキ馬ヲ謂フ

第十二條 馬ノ開闢者ハ入場者ニ對シ券面金額一圓以上五圓以下ノ優勝馬投票券ヲ券面金額ヲ以テ發賣スルコトヲ得

第十三條 優勝馬投票券ノ發賣ニ付テハ該馬場投票券ノ發賣ノ規定ニ準ジテ之ヲ行フモノトス

投票券ノ發賣スル馬場ヲ開闢シタル者

第十三條ノ停止又ハ制限ニ違反シテ優勝馬投票券ヲ發賣シタル者

本法ニ依リ馬籍簿ニ記載スルモノトシテ多數ノ者ニ對シ財物ヲ以テ賭事ヲ爲シタル者

開闢執行委員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者

騎手ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シ暴行若ハ脅迫ヲ加ヘ又ハ不正ナル競争ノ施行ヲ強要シ若ハ其ノ誘惑ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第八條ノ規定ニ違反シテ優勝馬投票券ヲ發賣シタル者又ハ購買シタル者

優勝馬投票券ヲ讓渡シ又ハ讓受ケタル者

第九條ノ規定ニ依リ制限ニ違反シテ抽戻金ヲ交付シタル者又ハ之ヲ受ケタル者

本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

軍用候補馬鑄鍊法案

第一條 本法ニ於テ軍用候補馬トハ馬ノ體型、能力カ軍用ニ適シ得ヘキ馬ヲ謂フ

第二條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ軍用候補馬ノ資格判定ヲ爲ス爲メ道府縣毎ニ馬ノ検査ヲ行フモノトス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ地方長官ニ委任シテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第三條 前條ノ検査ニ合格シタル馬ニハ鑄鍊ノ一部ニ烙印シテ表示シ且命令ノ定ムル所ニ依リ馬籍簿ニ記載スルモノトス

第四條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村ヲ區域トシ軍用候補馬ノ調教鑄鍊ヲ行フモノトス

第五條 馬ヲ主トスル畜産組合聯合會又ハ之ニ準ズル畜産組合ハ調教鑄鍊ヲ加ヘタル軍用候補馬ノ能力ヲ検査シ且馬事思想ヲ普及スル爲メ主務大臣ノ許可ヲ得テ其ノ府縣内一箇所ニ限リ優勝馬投票券ヲ發賣スル權ヲ開闢スルコトヲ得

第六條 在リテハ命令ノ定ムル道内五箇所ノ區ニ於テ各一箇所トス

第七條 馬ノ開闢ハ該馬場毎ニ二年二回ヲ超ユルコトヲ得但シ命令ノ定ムル場合ニ限リ主務大臣ノ許可ヲ得テ年三回開闢スルコトヲ得

第八條 馬ノ開闢ノ期間ハ毎回六日以内トス

第九條 馬ノ出馬スル馬ハ其ノ府縣(北海道ニ在リテハ各區)内ニ於テ三箇月以上飼養シタル軍用候補馬タルコトヲ要ス但シ出馬馬ノ三分ノ一ハ此ノ限ニ在ラス

第十條 馬ノ開闢者ハ當該馬場ニ於テ毎季其ノ府縣(北海道ニ在リテハ各區)内ニ飼養セラルル新馬十五頭以上ノ出馬登録ヲ爲スコトヲ要ス

第十一條 前項ノ新馬トハ該馬場又ハ本法ニ依リ馬ノ出走登録シタルコトナキ馬ヲ謂フ

第十二條 馬ノ開闢者ハ入場者ニ對シ券面金額一圓以上五圓以下ノ優勝馬投票券ヲ券面金額ヲ以テ發賣スルコトヲ得

第十三條 優勝馬投票券ノ發賣ニ付テハ該馬場投票券ノ發賣ノ規定ニ準ジテ之ヲ行フモノトス

ハ出來ナイ、又對外關係ノ上カラ申シマシテモ、法律ニ細カク規定シテ置クコト云フコトハ、總動員計畫ヲ外國ニ曉レ知ラシムルコトニナル、ソレハ避ケナケレバナラナイ、斯ウ言ハレシメテアリマス、尙ホ此勅令ニ委任シテ居ル申シマシテモ、其勅令ガ一つノ簡條ニ於テ必ズ一本ト限ラナイ、今想定シ得ラレルモノヲ一本ト限ラナイ、今想定シ得ラレルモノヲ一本ト限ラナイ、今想定シ得ラレルモノヲ一本ト限ラナイ...

大郎君、第二控室ヲ代表シテ令并新邊君、東方會ヲ代表シテ三田村武夫君、是等ノ諸君ガ皆本案ニ賛成スルノ意見ヲ述べテ、後ニデアリマス、採決ニ入リマシテ、全會一致ヲ以テ本案ハ可決セラレマシタ...

附帶決議 一 本法ノ如キ廣汎ナル委任立法ハ全テ異例ニ屬ス、政府ハ將來努メテ其ノ立法化ヲ圖ルト共ニ官吏制度ノ改革ヲ斷行シ又之ヲ運用ニ當リテハ憲法ノ精神ニ悖ラザルベキハ勿論國民愛國心ノ自主的發揮ヲ基調トシテ本法ヲ適用シテ人心ノ安定ヲ脅威シ產業ノ發達ヲ阻止セザル限ニ限ルニ限ルベシ...

融合同一シマシテ、今日ノ如ク全員一致ノ形勢ニナラデ來タノ其徑路デアリマス、仍チ私ハ立憲民政黨ヲ代表シテシマシテ、本案賛成ノ趣旨ヲ簡明ニ申述ベテ見タイト存ジマス(拍手)...

ニナツケレドモ、反對ノ聲ハ非常ニ多クアラノデアリマス、其反對ノ點ハ只今ノ報告ヲ明デアリマス、其反對ノ點ハ、詳細ニ點ハ之ヲ避ケマスガ、主トシテ憲法違反及ヒ議院ノ審議權無視ト云フ點デアラウト存ジマス、所ガ其テ遺憾ナコトハ、政府ノ御答辯ガ極メテ不徹底デアリ、又一致ヲ缺クテ居ルガ爲ニ、中々重要緊切ナル御質問ガ重ネラレタニモ拘ラズ、容易ニ諒解セシメルコトガ出來カザラノデアリマス...

本法案ハ滿場一致ノ決議ヲ本議場ニ於テ見ルコト存ジマスルガ、併ナガラ此本會議及ビ委員會ニ於テ問答セラレタル所ノ各種ノ國民ノ疑點、議員ノ疑點、此點ニ付テハ政府ハ十二分ノ諒解ヲモシメテ居ラナイト云フコトハ、御承知デアラウト存ジマス、是等ノ諸點ニ付テハ、本法ヲ御運用ニナル上ニ於テ十分ノ御注意ヲ願ヒタイト存ジマス、此法律ハ其權利ガ洵ニ廣大無邊ナモノデアリマスカラ、之ヲ善用スレバ國家ヲ護ル所ノ寶刀トナルデアリマセウ、併ナガラ若シ之ヲ惡用スルガ如キ者ガ將來出ストモ限リマセウガ、左様ナ場合ニハ是ハ我が國民ヲ苦シメ、國家ヲ蠶蝕スル所ノ非常ナ弊害トナルコトハ、今日ヨリ之ヲ豫メシテナケレバナラス(拍手)ドウゾ此點ニ付テハ政府ハ此間答ニ現ハレタル實際ノ狀況ヲ能ク御考ヘ下サテ、左様ナ弊害ノ起ラヌヤウニ善慮セラレンコトヲ切ニ希望致ス大第デアリマス(拍手)

或ハ專制政治ニ陥ルヤウナコトハ、絕對ニ是ハ御注意アラントコトヲ希望スルノデアリマス(拍手)私ハ政府ガ度々本案ニ付テ重要ナル御聲明ヲ爲サテ、殊ニ總理大臣ヨリノ御聲明ハ、委員諸君ガ非常ニ是ハ重ク取テ居ルノデアリマスルカラ、ドウカ政府ニ於カレテハ、此重大ナル御聲明ヲ御實行ニナッテ、吾々ガ心配シタコトハ將來ホシノ一片ノ祀憂ニ過ギナカッタ、無駄ナ心配デアラト云フ位ニ、ドウカ之ヲ立派ニ御實行アラントコトヲ希望致スノデアリマス(拍手)サウシテ國民ガ自發的ニ本法ヲ實行スル觀念ヲ起シマシテ、本當ノ精神の國家總動員法、國民上下一致ノ本當ノ國家總動員法ト云フモノガ行ハレルヤウニ、政府ノ十分ナル御盡力ヲ切望致ス大第デアリマス(拍手)

或ハ專制政治ニ陥ルヤウナコトハ、絕對ニ是ハ御注意アラントコトヲ希望スルノデアリマス(拍手)私ハ政府ガ度々本案ニ付テ重要ナル御聲明ヲ爲サテ、殊ニ總理大臣ヨリノ御聲明ハ、委員諸君ガ非常ニ是ハ重ク取テ居ルノデアリマスルカラ、ドウカ政府ニ於カレテハ、此重大ナル御聲明ヲ御實行ニナッテ、吾々ガ心配シタコトハ將來ホシノ一片ノ祀憂ニ過ギナカッタ、無駄ナ心配デアラト云フ位ニ、ドウカ之ヲ立派ニ御實行アラントコトヲ希望致スノデアリマス(拍手)サウシテ國民ガ自發的ニ本法ヲ實行スル觀念ヲ起シマシテ、本當ノ精神の國家總動員法、國民上下一致ノ本當ノ國家總動員法ト云フモノガ行ハレルヤウニ、政府ノ十分ナル御盡力ヲ切望致ス大第デアリマス(拍手)

シマシテ、此場合特ニ政府ノ言明ヲ信ジ、茲ニ本案ノ全部ヲ賛成スル大第デアリマス(拍手)申ス迄モナク本案ハ國防上必要ナルト同時ニ、我國憲法ノ條章ニ依テ與ヘラレタル國民ノ權利義務ニ關スル重大ナル法律案デアリマス、隨テ萬々一ニモ其運用ニ於テ一歩ヲ誤ランカ、其國家ニ及ボスベキ影響ハ實ニ測リ知ルベカラザルモノガ責任ヲ顧ミラレマシテ、重厚ニシテ慎重、荷モ義ヲ後世ニ貽スガ如キコトヲナイヤウニ致サレテイト考ヘマス(拍手)

○山本厚三(議員) 併ナガラ此政府ノ法規ニ依テ之ヲ抑ヘルト云フコトモ、問者ノ言フガ如クニ、法規ノミニ依テ強制ヲシヨウト云フ御考デナイコトハ明カデアリマス、ドウカ將來ニ於キマシテハ、此殆ド無限ノ權利トモ言フベキ本法ヲ極端ニ惡用ヲ致シマシテ、度々質問ニ現レタルガ如キ獨裁政治、

○山本厚三(議員) 併ナガラ此政府ノ法規ニ依テ之ヲ抑ヘルト云フコトモ、問者ノ言フガ如クニ、法規ノミニ依テ強制ヲシヨウト云フ御考デナイコトハ明カデアリマス、ドウカ將來ニ於キマシテハ、此殆ド無限ノ權利トモ言フベキ本法ヲ極端ニ惡用ヲ致シマシテ、度々質問ニ現レタルガ如キ獨裁政治、

○山本厚三(議員) 併ナガラ此政府ノ法規ニ依テ之ヲ抑ヘルト云フコトモ、問者ノ言フガ如クニ、法規ノミニ依テ強制ヲシヨウト云フ御考デナイコトハ明カデアリマス、ドウカ將來ニ於キマシテハ、此殆ド無限ノ權利トモ言フベキ本法ヲ極端ニ惡用ヲ致シマシテ、度々質問ニ現レタルガ如キ獨裁政治、

○山本厚三(議員) 併ナガラ此政府ノ法規ニ依テ之ヲ抑ヘルト云フコトモ、問者ノ言フガ如クニ、法規ノミニ依テ強制ヲシヨウト云フ御考デナイコトハ明カデアリマス、ドウカ將來ニ於キマシテハ、此殆ド無限ノ權利トモ言フベキ本法ヲ極端ニ惡用ヲ致シマシテ、度々質問ニ現レタルガ如キ獨裁政治、

アリマス、前ニ國防思想ノ普及徹底、國際情勢ノ國民的理理解ト申上ケテコトモ、此教學ノ興隆ト云フコトガ根柢ヲ成スモノナリケレバ其効果ハ極メテ薄シクナリマス、昨年来ノ國民精神總動員運動ナルモノハ、其ノ遺憾デアリマスガ、何等ノ効果ヲ齎シナカシト申シテモ致テ酷評デハナイノデアリマス、此事ハハリモウツ深ク掘下ゲテ事ニ當ルベキモノデアリマス、私ハ考ヘテ居ルナウナ次第デアリマス、文教ノ任ニ當ルナウナ方々ハ、其責任ヲ重大デアアルト思ヘルトデアリマス、國家總動員ノ仕事ハ陸海軍、大藏省、商工省、厚生省ノ仕事ト考ヘラレズシテ、文部省ガ其第一ノ責任ヲ負フベキモノデアルト覺悟シナカレバナラスノデアリマス(拍手)

○西尾末廣(續) 私ハ社會大衆黨ヲ代表シテ、本法案ニ五箇條ノ希望事項ヲ附シテ、賛成ノ意ヲ表シタイト思フデアリマス、本案ヲ審議スルニ當テハ、局勢ノ又強固ナル如何ナル方向ニ向テ居ルカ、更ニ現時ノ國際情勢ハドウナテ居ルカ、我が日本ノ歴史的使命ハ何デアルカ、斯ク云フ點カラ考ヘマシテ、此判斷ヲシテナカレバナラズト思フデアリマス、今や世界ノ資本主義的政治經濟制度ノ弊害ノ爲ニ痛マサレテ居ルノデアリマス、此弊害ハ其國々ノ内政問題デアルト同時に、又國際間トナテ居レテ來テ居ルノデアリマス、嘗テ近衛首相ハ、今日ノ相対關係ハ國內ノモ國際的ニモ、持テ居ル者ト持テ居ル者トノ對立相対ガ根本的原因デアルト考ヘシコトヲ云フデアリマス、至言デアルト考ヘ信ズルノデアリマス、今や世界ノ個人主義ヨリ相互主義へ、自由主義ヨリ統制主義ヘト進展シテ、アルノデアリマスガ、各個人ノ自由ハ或ル程度ニ制限スルコトニ依テ、全體ノ發展ヲ圖リ、其部

分トシテ個人的自由ヲ合理化シ、且ツ増大セントスル方向ニ向ヒテ、アルコトハ、吾々ノハカリ認識スル所デアリマス
夫ニ我が日本ハ徳川三百餘年ノ長キニ互レ競國主義ノ爲ニ、世界各國ノ發達ニ取殘リレテ居ラザラザデアリマスガ、數年前ヨリ我國ニハ吾々ガ現實ニ見ルガ如キ、大多數ノ有名人種ガ、白色人種ノ優越感ニ依テ支配サレテ居ル現狀ニ顧ミマシテ、又東洋ノ平和確立ノ爲ニ實力的ニ戦ヒ得ルノハ、我が日本ノ國ヲ指イテ外ニハ無イト云フ信念ニ基キマシテ、此日本ノ歴史的使命達成ノ爲ニ、敢然立テ進ミサシトノ意見ガ昂マリ來ラセテ居ルノデアリマス、吾々ハ此歴史的使命ヲハカリテ認識シテナカレバナラス、以上ノ認識ノ上ニ立テ今日ノ國際情勢ヲ見ル時ニ、國家總動員法ハ絕對ノ必要デアルト確信スルデアリマス(拍手)即チ言フ迄モナク我が日本ハ現實ニ支那國民政府ト戰ハシテ居ルノデアル、サウシテ長期戰ニ入ラテ居ルノデアル、相手ヲ對シテ見テ、此事變ヲ輕視シテハナラズノデアル、若シ長期戰中日本ノ國防力ニ多少シテ開陳ヲ生ズルナラバ、何時第三國ノ干涉又ハ戰爭參加ガアルカモ知レナイノデアリマス(拍手)新聞ノ報ズル所ニ依リマスナラバ、歐洲ノ天地ニハ、獨逸合邦ヲ總テ第一ノ歐洲戰爭ノ危機ガ、眞ニ一觸即發ノ狀態ニ迫ラテ居ルノデアリマス、又此新事實ハ東洋ノ重大ナル影響ヲ齎スデアラウコトモ吾々ハ考ヘ、今ヨシテ其對策ニ萬遺憾ナキヲ期サナカレバナラズニ對シマス(拍手)又外電ノ報ズル所ニ依リマスナラバ、常ニ平和ノ使徒ノ如ク自ラ稱シテ來タス所ノ合衆國ニ於テサハ、二月二十五日ノ下院陸軍委員會ニ於テ、戰時ニ於テハ大總統ハ產業人力ノ一般的徵發ヲ命ジ得ルコト、及ビ公正ナル利潤以外ノ總テノ收益ヲ、國家ニ收用スベキ稅制確立等ヲ含ム所ノ、戰時產業動員法ヲ可決

シテ居ルノデアリマス、又是ト欲行シテ、豫テ陸軍省ニ於テ立案中ノ、一朝有事ノ時ニハ四箇月以内ニ二百三十萬人ノ軍隊ヲ組織シ送ルト共ニ、是ガ後生産力ニ萬遺憾ナキヲ期スル所ノ戰時總動員計畫ガ完成シタト報告セテ居ルノデアリマス、斯ル國際情勢ハ、曩ニ述ベタ我國ノ歴史的使命ヲ果ス爲ニ今ヲ躍進ヲ遂ゲ、アル日本ニ取リマシテハ、國防力ノ充實ガ絕對ノ必要デアルコトハ多言ヲ要シナイノデアリマス(拍手)而シテ近代戰爭ハ國力戰爭デアリ、兵員ノ動員及ニ軍需工業ノ動員ノミデハ極メテ十分デアラズ、國ノ人力、經濟力、精神力ヲ總テ一ツノ中心ニ組織化シ、一元的作用計畫ノ下ニ一絲亂レズ、綜合的ニ活動シ得ルヤウニシナカレバナラスノデアアル(拍手)國家組織、經濟組織ガ極度ニ高度化シテ居ル日本ニ於テハ、一部局ノ破綻ガ、直チニ全國ノ破綻ヲ惹起スル虞ガアルノデアリマス、國力ノ周到ナル組織化、即チ國家總動員計畫ガ絕對ノ必要デアルト考ヘハ信ズルノデアリマス(拍手)本案審議中ニ現レタ一ツノ反對意見、即チ總動員計畫ヲ立法化スルコト、即チ本案提出ハ國民ノ忠誠心ヲ信賴セザルモノデアリ、且ツ却テ之ヲ阻礙スルモノデアルトノ意見ガ出タノデアリマスシテ、是ハ我國獨特ノ家族主義、獨立法ニ對シテハ、我國獨特ノ家族主義、主從ノ美風、温情主義ノ醇厚美俗ヲ破壞スルモノナリトシテ反對シテ來タ態度ト全ク同斷デアラ、其非科學的、非論理的デアルト云フ點ニ於テハ、遺憾ナク其正體ヲ暴露シテ居ルノデアリマス(拍手)サウシテ是ハ單ナル感情論デアリマス、若シ夫レ斯ルモ私益ヲ先ニシ、國家ヨリ個人ヲ重シトマルガ如キ資本主義的ノイデオロギイガ含マレテ居ルノデアリマス、此際斯ル思想ハ斷手トシテ排撃シナカレバナラスノデアリ

モ廣汎ナル創制的國家統制ノ規定ニシテ、老朽固定セル現行行政機構ヲ以テシテハ所期ノ目的ヲ達成シ難キニ鑑ミ、政府ハ内閣制度、中央及地方行政機構、官吏制度等全般ニ互ニ刷新改革ヲ斷行スベシ、新様ニ官ヲ居ルノデアリマス、行政機構ノ革新及ビ官吏制度ノ刷新改革ハ、現下ノ國際關係ニ鑑ミルナラバ、悠長ニ調査研究中デアルト云フコトデハ濟マサレナイノデアリマス、若シ調査研究ニ藉コシテ、在昔日ヲ過スヤウナコトガアリマスナラバ、政府自ラ本法急務ニ必要ヲ強調シタコトヲ裏切り、議會ヲ國民ヲ欺キトリトト非難ヲ甘受シナカレバナラズノデアリマス(拍手)又近衛首相ハ行政機構ノ改革ト、官吏制度ノ改革ト、現在政治家中最モ熱心ナリト吾々ハ信ジテ居ルノデアリマスガ、更ニ又此二ツノ改革ハ、極メテ至難ナコトニ屬スルガ故ニ、全國民ノ信賴ヲ一身ニ集メテ居ル所ノ近衛首相コソ、此難事ヲ爲シ得ルノデアリマス、若シ近衛首相ニシテハ之ヲスラ爲シ得ナイトスナラバ、果シテ何人ガ爲シ得ルデアリマセウカ、遂ニ行政機構ノ改革ト、官吏制度ノ改革トハ爲シ得ザルモノト絶望感ヲ、國民ニ懷カシメルヤウナコトガアリマスナラバ、躍進途上ニ在ル日本國家ノ爲ニ、實ニ由々シキ大問題デアリナラハ、思フノデアリマス、吾々ハ近衛内閣存続中ニ、是非共是ガ改革サレマスヤウニ、近衛總理ノ大英斷ヲ切望シテ已マナイ者デアリマス
希望事項ノ第二ハ、本法ハ國民ノ國體的協力ヲ基礎トスルニアラザレバ所期ノ目的ヲ達成シ難キニ鑑ミ、舉國の體制ヲ完成スル爲メ常設委員會ノ設置、選舉制度ノ改正ヲ含ム衆議院ノ改革及ニ華族議員ノ減少、職能代表ノ參加ヲ含ム貴族院ノ改革ヲ斷行スベシ、斯ク云フノデアリマス、第三ハ、本法ヲ運用ニ關シテハ政府獨善ニ陥ルコトヲ避ケ、國家總動員審議會ニ準ジテ本法ノ

練制事項ニ委員會ヲ設置スベキハ勿論、從來ノ各種委員會ニ見ルガ如ク、形式ニ履スルコトナル、國民各階層ノ創意ヲ積極的ニ反映セシメ、國力發展ノ努力ヲ拂フベシ、四ハ本法ヲ運用ニ依リ直接ノ經濟的損失ニ付テハ何等ノ規定無キヲ以テ、政府ハ本法ヲ運用ニ付キ、國民生活ヲ阻礙セザルヤウナ完全ノ注意ヲ拂フト共ニ、戰時社會政策ノ徹底ヲ期スベシ、五ハ本法中銃後生産力ノ擴充ト勞動動員ニ關スル規定ノ重要性ニ鑑ミ、政府ハ勞動動員ノ積極的協力ヲ實現シ得ルヤウ速ニ勞動國策ヲ確立スベシ(拍手)是ガ吾々ノ政府ニ對スル希望事項デアリマス、

シテ居ルノデアリマス、又是ト欲行シテ、豫テ陸軍省ニ於テ立案中ノ、一朝有事ノ時ニハ四箇月以内ニ二百三十萬人ノ軍隊ヲ組織シ送ルト共ニ、是ガ後生産力ニ萬遺憾ナキヲ期スル所ノ戰時總動員計畫ガ完成シタト報告セテ居ルノデアリマス、斯ル國際情勢ハ、曩ニ述ベタ我國ノ歴史的使命ヲ果ス爲ニ今ヲ躍進ヲ遂ゲ、アル日本ニ取リマシテハ、國防力ノ充實ガ絕對ノ必要デアルコトハ多言ヲ要シナイノデアリマス(拍手)而シテ近代戰爭ハ國力戰爭デアリ、兵員ノ動員及ニ軍需工業ノ動員ノミデハ極メテ十分デアラズ、國ノ人力、經濟力、精神力ヲ總テ一ツノ中心ニ組織化シ、一元的作用計畫ノ下ニ一絲亂レズ、綜合的ニ活動シ得ルヤウニシナカレバナラスノデアアル(拍手)國家組織、經濟組織ガ極度ニ高度化シテ居ル日本ニ於テハ、一部局ノ破綻ガ、直チニ全國ノ破綻ヲ惹起スル虞ガアルノデアリマス、國力ノ周到ナル組織化、即チ國家總動員計畫ガ絕對ノ必要デアルト考ヘハ信ズルノデアリマス(拍手)本案審議中ニ現レタ一ツノ反對意見、即チ總動員計畫ヲ立法化スルコト、即チ本案提出ハ國民ノ忠誠心ヲ信賴セザルモノデアリ、且ツ却テ之ヲ阻礙スルモノデアルトノ意見ガ出タノデアリマスシテ、是ハ我國獨特ノ家族主義、獨立法ニ對シテハ、我國獨特ノ家族主義、主從ノ美風、温情主義ノ醇厚美俗ヲ破壞スルモノナリトシテ反對シテ來タ態度ト全ク同斷デアラ、其非科學的、非論理的デアルト云フ點ニ於テハ、遺憾ナク其正體ヲ暴露シテ居ルノデアリマス(拍手)サウシテ是ハ單ナル感情論デアリマス、若シ夫レ斯ルモ私益ヲ先ニシ、國家ヨリ個人ヲ重シトマルガ如キ資本主義的ノイデオロギイガ含マレテ居ルノデアリマス、此際斯ル思想ハ斷手トシテ排撃シナカレバナラスノデアリ

○西尾末廣(續) 勞働者ハ勞動ヲ以テ國ニ報ジ、財力アル者ハ財力ヲ以テ國ニ報ズルトノ愛國心ノ具體的表現ト、之ヲ組織化シ、總動員法ニ依ラザレバ、今後ノ戰爭ニ勝利ヲ博スルコトハ出來ナイノデアリマス、單ナル抽象的ナル愛國心ノミニ依ッテハ、戰捷ヲ確保スルコトガ出來ナイノデアリマス、本案ハ又憲法第三十一條ニ規定セル非常大權ヲ干犯セルモノナリトノ議論ガアツテ、又廣汎ナル委任勅令ハ憲法違反ナリトノ説ク爲ス者ガアツテ、之ニ對スル政府ノ辯明ト對比シテ、吾等ハ本案提出ノ最初ヨリ確信シテ居リマシタス所ノ、即チ……

○西尾末廣(續) 大權干犯ニアラズ、憲法違反ニアラズトノ確信ヲ、吾々ハ多少シモ動搖セシムルコトガナカレバ、ハッ少シモ(拍手)併ナガラ新ニ廣汎ナル委任勅令ヲ伴フ立法ハ、假令大權干犯ニアラズ、憲法違反ニアラズト致シマシテモ、又將來ノ戰爭ノ形態及ビ其規模等ヲ豫測シ難キガ故ニ、已ムラ得ザルニ出デタルニモセヨ、一步誤レバ憲法ノ精神ニ悖リ、且ツ行政獨善ニ陥リ、爲ニ國民ノ心カヲナル積極的協力ヲ阻礙スルコトナリ、延イテハ本法ノ所期スル目的ト遠ク相距ル結果トナルヲ保シ難キヲ思ヒ、本法ノ實施運用ニ當テハ、政府ハ極メテ謙虛ニシテ慎重ナル態度ヲ以テ臨ムベキデアリマス、苟モ權力ヲ弄ビ、且ツ權力ニ騰テハナラナイト信ズルノデアリマス(拍手)ソレ故ニ吾々ハ柱ニ五ツノ警告的希望事項ヲ附シマシテ、以テ躍進途上ニ在ル日本ノ全責任ヲ背負テ立ツ所ノ政府ヲシテ、誤リナカラシメントスル者デアリマス

○西尾末廣(續) 吾々ハ此際ニ、國家總動員法ハ絕對ノ必要デアルト確信スルデアリマス(拍手)即チ言フ迄モナク我が日本ハ現實ニ支那國民政府ト戰ハシテ居ルノデアル、サウシテ長期戰ニ入ラテ居ルノデアル、相手ヲ對シテ見テ、此事變ヲ輕視シテハナラズノデアル、若シ長期戰中日本ノ國防力ニ多少シテ開陳ヲ生ズルナラバ、何時第三國ノ干涉又ハ戰爭參加ガアルカモ知レナイノデアリマス(拍手)新聞ノ報ズル所ニ依リマスナラバ、歐洲ノ天地ニハ、獨逸合邦ヲ總テ第一ノ歐洲戰爭ノ危機ガ、眞ニ一觸即發ノ狀態ニ迫ラテ居ルノデアリマス、又此新事實ハ東洋ノ重大ナル影響ヲ齎スデアラウコトモ吾々ハ考ヘ、今ヨシテ其對策ニ萬遺憾ナキヲ期サナカレバナラズニ對シマス(拍手)又外電ノ報ズル所ニ依リマスナラバ、常ニ平和ノ使徒ノ如ク自ラ稱シテ來タス所ノ合衆國ニ於テサハ、二月二十五日ノ下院陸軍委員會ニ於テ、戰時ニ於テハ大總統ハ產業人力ノ一般的徵發ヲ命ジ得ルコト、及ビ公正ナル利潤以外ノ總テノ收益ヲ、國家ニ收用スベキ稅制確立等ヲ含ム所ノ、戰時產業動員法ヲ可決

○西尾末廣(續) 吾々ハ此際ニ、國家總動員法ハ絕對ノ必要デアルト確信スルデアリマス(拍手)即チ言フ迄モナク我が日本ハ現實ニ支那國民政府ト戰ハシテ居ルノデアル、サウシテ長期戰ニ入ラテ居ルノデアル、相手ヲ對シテ見テ、此事變ヲ輕視シテハナラズノデアル、若シ長期戰中日本ノ國防力ニ多少シテ開陳ヲ生ズルナラバ、何時第三國ノ干涉又ハ戰爭參加ガアルカモ知レナイノデアリマス(拍手)新聞ノ報ズル所ニ依リマスナラバ、歐洲ノ天地ニハ、獨逸合邦ヲ總テ第一ノ歐洲戰爭ノ危機ガ、眞ニ一觸即發ノ狀態ニ迫ラテ居ルノデアリマス、又此新事實ハ東洋ノ重大ナル影響ヲ齎スデアラウコトモ吾々ハ考ヘ、今ヨシテ其對策ニ萬遺憾ナキヲ期サナカレバナラズニ對シマス(拍手)又外電ノ報ズル所ニ依リマスナラバ、常ニ平和ノ使徒ノ如ク自ラ稱シテ來タス所ノ合衆國ニ於テサハ、二月二十五日ノ下院陸軍委員會ニ於テ、戰時ニ於テハ大總統ハ產業人力ノ一般的徵發ヲ命ジ得ルコト、及ビ公正ナル利潤以外ノ總テノ收益ヲ、國家ニ收用スベキ稅制確立等ヲ含ム所ノ、戰時產業動員法ヲ可決

○西尾末廣(續) 吾々ハ此際ニ、國家總動員法ハ絕對ノ必要デアルト確信スルデアリマス(拍手)即チ言フ迄モナク我が日本ハ現實ニ支那國民政府ト戰ハシテ居ルノデアル、サウシテ長期戰ニ入ラテ居ルノデアル、相手ヲ對シテ見テ、此事變ヲ輕視シテハナラズノデアル、若シ長期戰中日本ノ國防力ニ多少シテ開陳ヲ生ズルナラバ、何時第三國ノ干涉又ハ戰爭參加ガアルカモ知レナイノデアリマス(拍手)新聞ノ報ズル所ニ依リマスナラバ、歐洲ノ天地ニハ、獨逸合邦ヲ總テ第一ノ歐洲戰爭ノ危機ガ、眞ニ一觸即發ノ狀態ニ迫ラテ居ルノデアリマス、又此新事實ハ東洋ノ重大ナル影響ヲ齎スデアラウコトモ吾々ハ考ヘ、今ヨシテ其對策ニ萬遺憾ナキヲ期サナカレバナラズニ對シマス(拍手)又外電ノ報ズル所ニ依リマスナラバ、常ニ平和ノ使徒ノ如ク自ラ稱シテ來タス所ノ合衆國ニ於テサハ、二月二十五日ノ下院陸軍委員會ニ於テ、戰時ニ於テハ大總統ハ產業人力ノ一般的徵發ヲ命ジ得ルコト、及ビ公正ナル利潤以外ノ總テノ收益ヲ、國家ニ收用スベキ稅制確立等ヲ含ム所ノ、戰時產業動員法ヲ可決

○西尾末廣(續) 吾々ハ此際ニ、國家總動員法ハ絕對ノ必要デアルト確信スルデアリマス(拍手)即チ言フ迄モナク我が日本ハ現實ニ支那國民政府ト戰ハシテ居ルノデアル、サウシテ長期戰ニ入ラテ居ルノデアル、相手ヲ對シテ見テ、此事變ヲ輕視シテハナラズノデアル、若シ長期戰中日本ノ國防力ニ多少シテ開陳ヲ生ズルナラバ、何時第三國ノ干涉又ハ戰爭參加ガアルカモ知レナイノデアリマス(拍手)新聞ノ報ズル所ニ依リマスナラバ、歐洲ノ天地ニハ、獨逸合邦ヲ總テ第一ノ歐洲戰爭ノ危機ガ、眞ニ一觸即發ノ狀態ニ迫ラテ居ルノデアリマス、又此新事實ハ東洋ノ重大ナル影響ヲ齎スデアラウコトモ吾々ハ考ヘ、今ヨシテ其對策ニ萬遺憾ナキヲ期サナカレバナラズニ對シマス(拍手)又外電ノ報ズル所ニ依リマスナラバ、常ニ平和ノ使徒ノ如ク自ラ稱シテ來タス所ノ合衆國ニ於テサハ、二月二十五日ノ下院陸軍委員會ニ於テ、戰時ニ於テハ大總統ハ產業人力ノ一般的徵發ヲ命ジ得ルコト、及ビ公正ナル利潤以外ノ總テノ收益ヲ、國家ニ收用スベキ稅制確立等ヲ含ム所ノ、戰時產業動員法ヲ可決

○西尾末廣(續) 吾々ハ此際ニ、國家總動員法ハ絕對ノ必要デアルト確信スルデアリマス(拍手)即チ言フ迄モナク我が日本ハ現實ニ支那國民政府ト戰ハシテ居ルノデアル、サウシテ長期戰ニ入ラテ居ルノデアル、相手ヲ對シテ見テ、此事變ヲ輕視シテハナラズノデアル、若シ長期戰中日本ノ國防力ニ多少シテ開陳ヲ生ズルナラバ、何時第三國ノ干涉又ハ戰爭參加ガアルカモ知レナイノデアリマス(拍手)新聞ノ報ズル所ニ依リマスナラバ、歐洲ノ天地ニハ、獨逸合邦ヲ總テ第一ノ歐洲戰爭ノ危機ガ、眞ニ一觸即發ノ狀態ニ迫ラテ居ルノデアリマス、又此新事實ハ東洋ノ重大ナル影響ヲ齎スデアラウコトモ吾々ハ考ヘ、今ヨシテ其對策ニ萬遺憾ナキヲ期サナカレバナラズニ對シマス(拍手)又外電ノ報ズル所ニ依リマスナラバ、常ニ平和ノ使徒ノ如ク自ラ稱シテ來タス所ノ合衆國ニ於テサハ、二月二十五日ノ下院陸軍委員會ニ於テ、戰時ニ於テハ大總統ハ產業人力ノ一般的徵發ヲ命ジ得ルコト、及ビ公正ナル利潤以外ノ總テノ收益ヲ、國家ニ收用スベキ稅制確立等ヲ含ム所ノ、戰時產業動員法ヲ可決

○西尾末廣(續) 吾々ハ此際ニ、國家總動員法ハ絕對ノ必要デアルト確信スルデアリマス(拍手)即チ言フ迄モナク我が日本ハ現實ニ支那國民政府ト戰ハシテ居ルノデアル、サウシテ長期戰ニ入ラテ居ルノデアル、相手ヲ對シテ見テ、此事變ヲ輕視シテハナラズノデアル、若シ長期戰中日本ノ國防力ニ多少シテ開陳ヲ生ズルナラバ、何時第三國ノ干涉又ハ戰爭參加ガアルカモ知レナイノデアリマス(拍手)新聞ノ報ズル所ニ依リマスナラバ、歐洲ノ天地ニハ、獨逸合邦ヲ總テ第一ノ歐洲戰爭ノ危機ガ、眞ニ一觸即發ノ狀態ニ迫ラテ居ルノデアリマス、又此新事實ハ東洋ノ重大ナル影響ヲ齎スデアラウコトモ吾々ハ考ヘ、今ヨシテ其對策ニ萬遺憾ナキヲ期サナカレバナラズニ對シマス(拍手)又外電ノ報ズル所ニ依リマスナラバ、常ニ平和ノ使徒ノ如ク自ラ稱シテ來タス所ノ合衆國ニ於テサハ、二月二十五日ノ下院陸軍委員會ニ於テ、戰時ニ於テハ大總統ハ產業人力ノ一般的徵發ヲ命ジ得ルコト、及ビ公正ナル利潤以外ノ總テノ收益ヲ、國家ニ收用スベキ稅制確立等ヲ含ム所ノ、戰時產業動員法ヲ可決

シナケレバナラナイ、斯ウ云フコトニ付テハ、殆ド衆口一致決定ノデアラハス、之ニ對シテ近衛總理大臣方極メテ率直ニ、官僚獨善ノ弊風ヲ認メラシメテ、是方刷新ノ努力致スベシト聲明セラレマシタコトハ、吾々其誠意ニ對シテ敬意ヲ表スル者デアリマス、但シ此事タルヤ、如何ニ首相ニ誠意ガアリ、國務大臣ニ誠意ガアリマシテモ、單ニ誠意ノミデハ此事ハ實現サレナイ、一片ノ訓示ヲ、一片ノ訓戒ヲ以テシテハ、到底其目的ヲ達セラレマセズ、故ニ此際政府ハ最モ眞實ニシテ熱心ナル態度ヲ以テ、有ニル具體的方策ヲ徹底的ニ確立實行セラレマシテ、官吏ノ素質向上、獨善主義ノ打破ヲ圖ラレタコト云フコトヲ吾々ハ熱望致スト同時ニ、此際吾々ガ特ニ政府ニ希望致シマスノハ、國民精神ノ團結、就中國家總動員ニ最モ必要デアル官民一致協力ノ精神ヲ愈々強調スル意味ヨリ致シマシテ、官吏ガ國家ヨリ受クル特權ヲ十分御考究ノ上、之ヲ斷乎改廢シテ職權ヲタイプ一事デアリマス、申送モナク職權ニ最モ缺點ベカラザルハ、國民ノ旺盛ナル精神力デアリマス、今日ノ如ク國民一般ガ官吏ニ對シテ尊敬モ信頼モ拂ハナイ、寧ロ官吏ガ國家ヨリ受クル特權ニ對シテ、反感スラ懐クヤウナ有様ヲ以テシテハ、如何ニ國民精神總動員ヲ政府ガ力致シマシテモ、官民一致ノ結合ヲ圖ルコトハ難カシイデアリマス、今日國民ノ中ニハ、終日終夜奮闘シテ努力致シマシテモ、尙且ワ衣食ノ窮乏スル者ガアル、農村ニ又ハ都會ノ巷ニ於テ充滿シテ居ル、而モ一面、官吏ノ退職者ガ五千圓モ、一萬圓モ別途收入ガアラフ、何等生活ニ不安ヲ感ゼザルモノ拘ラス、二千五百圓受ケテ居ルコト云フコトハ、私ハ餘リモ不合理的ナ事實デハナイカト思フ、所謂近衛首相ノ社會正義ニ私ハ反スル事實デハナイカ

ト思フデアリマス、是ハ勿論軍ニ一例ニ過ギマセラバ、須ク國民精神ノ團結ヲ圖ラキ非スルナラバ、斯ノ如キ不合理、斯ノ如キ不正義ノ點ヲ改革サレテ、國家ノ爲ニハ、官吏自ラ受クル所ヲ薄クシテ、己ノ空シウシテ、身ヲ以テ奉公ノ範ヲ垂ルベキデアルト私ハ信ジマス、願クハ此際官吏ノ受クル不合理ナ特權ニ付テハ、切ニ首相ノ一々大英斷ヲ以テ改革サレシコトヲ私ハ切望致シマス、是ガ希望ノ第一デアリマス

マシ、今回ノ支那トノ戰ニ於テモ、過去ニ於ケル外交方機宜ノ處置ヲ失シマシテ、既に戰フ以前ニ於テ、我國ハ心ノ戰ニ敗レタ結果ガ、支那ニ日本與シ易シトノ觀念ヲ興ヘ、第三國亦日本ヲ輕視シタ結果ガ事態ヲ斯ノ如キ戰ニ迄導イタコトハ事實デアリマス(拍手)

併シ吾々ハ今日既往ノコトハ一切特メテアリマセズ、唯遺憾ムベキハ將來デアルト思フ、今日以後ニ於テ假ニモ外國カラ侮ヲ受ケル如キ軟弱ナル外交ヲ繰返シテハナラナイ、堂々日本ノ主張ヲ全世界ニ宣明シテ、戰ハズシテ正當ナル日本ノ要求ヲ世界ニ承認セシムルコトニ飽マデ努力セナケレバナリマセズ、斯ル見地ヨリシマシテ此總動員法案ヲ見ル時ニ、吾々ハ直チニ國家トシテ有ニル情報機關ヲ新設シテ、各省ヲ初メ、外ニ向テハ帝國ノ主義、帝國ノ方針、帝國ノ主張、之ヲ宣明シテ能ク理解ヲ與ヘ、內全國民ニ對シテハ、之ニ依テ普及ク時局ニ對スル認識ヲ與ヘテ、戰爭ニ資スル共ニ、國家ガ必要トスル有ニル革新政策ノ如キモノニ對シテ深キ理解ヲ與フルコトノ最モ必要ナルコトヲ私ハ痛感致シマス、宜シク政府ハ此點ニ付テ善處セラレンコトヲ希望シマス

第三ノ希望ハ、本法第五十條ノ審議會ニ關スルコトデアリマス、一言ニシテ吾々ノ希望ヲ述べれば、此審議會ニ貴衆兩院ヲ尊重スルコトハ勿論デアラウ、政府ハ議院ヲ尊重スルコト云フコトハ、政黨ヲ尊重スルコトトヲ混同シテハナラナイ、審議會委員ニハ、政黨ト云フモノニ因ハレナイデ、議員中ヨリ眞ニ具備建識ノ士ヲ選ベシト云フガ吾々ノ主張デアリ、希望デアリマス、國家總動員ノ立前ヨリ致シマシテモ、選舉法ヲ根本的ニ改正シテ、議會ヲ刷新向上セシムルコトノ必要ハ論ズル迄モアリマセズガ、

第二點、經濟ノ戰時體制ヲ先ツ確立シナケレバナラマセズ、近代戰ハ單ナル武力戰デハアリマセズ、國力戰デアルコトハ既に國民モ齊シク理解スル所デアリマス、就中戰時ノ爲ニ絕對必要ニ不可欠條件ハ、經濟力ノ一元運轉デアリマス、即チ國家ノ全經濟力ヲ戰時目的ノ爲ニ動員シ、運轉スルコトガ絕對ニ必要デアリマス、今事變ニ當テ吾々國民大衆ハ既ニ百万ノ大軍ヲ戰線ニ送り、數万ノ同胞ヲ肉體トシテ君國ニ報ジマス、然レシテ國內ノ經濟活動ガ、果シテ戰時目的ノ中心タル產業經濟ガ、リマセウカ、質屋大蔵大臣ハ前同ノ臨時議會、前々同ノ特別議會、又今議會ノ本會議、委員會ヲ通ジテ屢々聲明シテ居ラレマス、二百億、三百億ノ戰費心配ナシト宣明サレタ居リマス、然レシテ僅カニ二十五億ノ軍事公債消化ノ爲ニ、國民ノ僅カニ貯金ヲ引出サシメテ愛國公債ヲ買ハシム、イタコトナシシメテ居ラレバハアリマセウカ、更に米粟ベキヨリ大ナル戰局ニ備フル爲ニ、滿洲重工業開發ニ要スル四億五千萬ノ資金ヲ、國內ノ產業經濟界ニ求メ得ズシテ、危險ト不安ノ伴フ外資輸入ニ俟タザルヲ得ナイ、日本財界ノ醜態ハ何事デアリマスカ、國內總算僅カニ二億五千萬、其時ニ日本ハ二十五億ノ戰費ヲ支出シ、更に戦後經濟ノ爲ニ十數億ノ資金ヲ投ジテ滿洲開發ヲヤツテ居リマス、其日露戰爭當時ヲ回顧シテ、現在ノ日本財界人ノ愛國ノ良心ヲ疑ハザラ得ナイデアリマス

併シ吾々ハ今日既往ノコトハ一切特メテアリマセズ、唯遺憾ムベキハ將來デアルト思フ、今日以後ニ於テ假ニモ外國カラ侮ヲ受ケル如キ軟弱ナル外交ヲ繰返シテハナラナイ、堂々日本ノ主張ヲ全世界ニ宣明シテ、戰ハズシテ正當ナル日本ノ要求ヲ世界ニ承認セシムルコトニ飽マデ努力セナケレバナリマセズ、斯ル見地ヨリシマシテ此總動員法案ヲ見ル時ニ、吾々ハ直チニ國家トシテ有ニル情報機關ヲ新設シテ、各省ヲ初メ、外ニ向テハ帝國ノ主義、帝國ノ方針、帝國ノ主張、之ヲ宣明シテ能ク理解ヲ與ヘ、內全國民ニ對シテハ、之ニ依テ普及ク時局ニ對スル認識ヲ與ヘテ、戰爭ニ資スル共ニ、國家ガ必要トスル有ニル革新政策ノ如キモノニ對シテ深キ理解ヲ與フルコトノ最モ必要ナルコトヲ私ハ痛感致シマス、宜シク政府ハ此點ニ付テ善處セラレンコトヲ希望シマス

第三ノ希望ハ、本法第五十條ノ審議會ニ關スルコトデアリマス、一言ニシテ吾々ノ希望ヲ述べれば、此審議會ニ貴衆兩院ヲ尊重スルコトハ勿論デアラウ、政府ハ議院ヲ尊重スルコト云フコトハ、政黨ヲ尊重スルコトトヲ混同シテハナラナイ、審議會委員ニハ、政黨ト云フモノニ因ハレナイデ、議員中ヨリ眞ニ具備建識ノ士ヲ選ベシト云フガ吾々ノ主張デアリ、希望デアリマス、國家總動員ノ立前ヨリ致シマシテモ、選舉法ヲ根本的ニ改正シテ、議會ヲ刷新向上セシムルコトノ必要ハ論ズル迄モアリマセズガ、

第三ノ希望ハ、本法第五十條ノ審議會ニ關スルコトデアリマス、一言ニシテ吾々ノ希望ヲ述べれば、此審議會ニ貴衆兩院ヲ尊重スルコトハ勿論デアラウ、政府ハ議院ヲ尊重スルコト云フコトハ、政黨ヲ尊重スルコトトヲ混同シテハナラナイ、審議會委員ニハ、政黨ト云フモノニ因ハレナイデ、議員中ヨリ眞ニ具備建識ノ士ヲ選ベシト云フガ吾々ノ主張デアリ、希望デアリマス、國家總動員ノ立前ヨリ致シマシテモ、選舉法ヲ根本的ニ改正シテ、議會ヲ刷新向上セシムルコトノ必要ハ論ズル迄モアリマセズガ、

併シ吾々ハ今日既往ノコトハ一切特メテアリマセズ、唯遺憾ムベキハ將來デアルト思フ、今日以後ニ於テ假ニモ外國カラ侮ヲ受ケル如キ軟弱ナル外交ヲ繰返シテハナラナイ、堂々日本ノ主張ヲ全世界ニ宣明シテ、戰ハズシテ正當ナル日本ノ要求ヲ世界ニ承認セシムルコトニ飽マデ努力セナケレバナリマセズ、斯ル見地ヨリシマシテ此總動員法案ヲ見ル時ニ、吾々ハ直チニ國家トシテ有ニル情報機關ヲ新設シテ、各省ヲ初メ、外ニ向テハ帝國ノ主義、帝國ノ方針、帝國ノ主張、之ヲ宣明シテ能ク理解ヲ與ヘ、內全國民ニ對シテハ、之ニ依テ普及ク時局ニ對スル認識ヲ與ヘテ、戰爭ニ資スル共ニ、國家ガ必要トスル有ニル革新政策ノ如キモノニ對シテ深キ理解ヲ與フルコトノ最モ必要ナルコトヲ私ハ痛感致シマス、宜シク政府ハ此點ニ付テ善處セラレンコトヲ希望シマス

併シ吾々ハ今日既往ノコトハ一切特メテアリマセズ、唯遺憾ムベキハ將來デアルト思フ、今日以後ニ於テ假ニモ外國カラ侮ヲ受ケル如キ軟弱ナル外交ヲ繰返シテハナラナイ、堂々日本ノ主張ヲ全世界ニ宣明シテ、戰ハズシテ正當ナル日本ノ要求ヲ世界ニ承認セシムルコトニ飽マデ努力セナケレバナリマセズ、斯ル見地ヨリシマシテ此總動員法案ヲ見ル時ニ、吾々ハ直チニ國家トシテ有ニル情報機關ヲ新設シテ、各省ヲ初メ、外ニ向テハ帝國ノ主義、帝國ノ方針、帝國ノ主張、之ヲ宣明シテ能ク理解ヲ與ヘ、內全國民ニ對シテハ、之ニ依テ普及ク時局ニ對スル認識ヲ與ヘテ、戰爭ニ資スル共ニ、國家ガ必要トスル有ニル革新政策ノ如キモノニ對シテ深キ理解ヲ與フルコトノ最モ必要ナルコトヲ私ハ痛感致シマス、宜シク政府ハ此點ニ付テ善處セラレンコトヲ希望シマス

併シ吾々ハ今日既往ノコトハ一切特メテアリマセズ、唯遺憾ムベキハ將來デアルト思フ、今日以後ニ於テ假ニモ外國カラ侮ヲ受ケル如キ軟弱ナル外交ヲ繰返シテハナラナイ、堂々日本ノ主張ヲ全世界ニ宣明シテ、戰ハズシテ正當ナル日本ノ要求ヲ世界ニ承認セシムルコトニ飽マデ努力セナケレバナリマセズ、斯ル見地ヨリシマシテ此總動員法案ヲ見ル時ニ、吾々ハ直チニ國家トシテ有ニル情報機關ヲ新設シテ、各省ヲ初メ、外ニ向テハ帝國ノ主義、帝國ノ方針、帝國ノ主張、之ヲ宣明シテ能ク理解ヲ與ヘ、內全國民ニ對シテハ、之ニ依テ普及ク時局ニ對スル認識ヲ與ヘテ、戰爭ニ資スル共ニ、國家ガ必要トスル有ニル革新政策ノ如キモノニ對シテ深キ理解ヲ與フルコトノ最モ必要ナルコトヲ私ハ痛感致シマス、宜シク政府ハ此點ニ付テ善處セラレンコトヲ希望シマス

三田村武夫(續) 政府ハ國民政府對シテニセズト聲明ヲ發シ、蔣介石政権ノ徹底的潰滅ヲ期スルト宣言シタガ、南京陥落後、事態ハ顯著シテ殆ド進歩シテ居リマセヌ、蔣介石ハ依然トシテ長期抗戰ヲ宣言シ、松井司令官凱旋ノ後ヲ追フガ如ク、敵ノ飛行機ハ我が臺灣ヲ空襲シテ居リマス、國民ハソコニ大ナル不安ト不満ヲ持テ居リマセヌ、固ヨリソコニ日本内外ノ複雜微妙ナル諸條件ガ作用シテ居ルコトハ、吾々ハ未知トシテ居リマス、一面重大ナル理由トシテ、政府自身ノ戰時體制ヲ確立シアルコトヲ、深く指摘セザラザル得ナイデアリマス

三田村武夫(續) 日支事變ヲ契機トシ、更に之ヲスタートトシテ、日本何ヲナシベキカハ既ニ明白デアリマス、ソレハ歴史ノ教訓ヲ民族ノ飛躍デアリ、日本國ノ一大躍進デアラベナラマセヌ、百万ノ大軍ヲ戰線ニ送り、數万ノ同胞ヲ肉體トシテ國家ニ報ジタ國民大衆ハ、之ヲ確信シ、要請シテ已ミマセヌ、政府モ亦之ヲ確信シテ居ル不徹底デアリマス、其外交工作ニ於テ、其內政ノ經濟運用ノ態度ニ於テ、又戰爭目的ノ爲ノ經濟動員ニ於テ、不徹底ノ確信ト信念ナク、政府ソレ自身總動員體制ヲ確立シテ居ナイデアリマス、全開條ハ果シテ渾然一體ノ實ヲ示シテ居リマスカ、戦線ノ將兵ガ君國ノ爲ニ肉體ヲ捧ゲル赤誠ト純情ヲ、閣僚諸公モ亦自ラノ魂トシテ、不動ノ戰時體制ヲ確立シテ居キタイデアリマス、今回ノ事變ヲ通ジテ街頭ノ全國民ガ捧ゲテ受同ノ情熱ヲ基礎トシテ、政府自ラ先ツ總動員體制ヲ確立シ、全國力ヲ提テ有史以來ノ國家ノ態度ヲ完成ニ邁進スベキコトヲ、此肉彈ヲ捧ゲテ國民ノ名ニ於テ政府ニ要請致シマス

三田村武夫(續) 國民ガ肉體ヲ捧ゲテ君國ニ報ジテ居ル時、財界上層部ノ人々ガ私益追求ヲ第一トシテ、國家最高ノ目的ニ協力セザル態度ハ、正ニ國民ノ名ニ於テ料彈シナケレバナラマセヌ、最近吾々ハ日本

財界ノ一角カラ履、不愉快ナル噂ヲ耳ニ致シマス、ソレハ或ハ生産力不足ヲ理由トシ、或ハ財界混濁ヲ名トシテ、戰爭打切論ヲ爲ス者アリ、或ハ又蔣介石政権トノ不解決ヲ云キシツ、アル者ガアルデアリマス、斯ノ如ク產業經濟界ノ狀態ヲ放任シテ、何處ニ國力ノ總動員ガアリマセウカ、本法ヲ協賛シ、國民大衆ノ權利自由ヲ制限シ、東轉シテ、其決意ヲ促シテモ全く無意義デアリマス、政府ハ迅速ニ國家經濟ノ原則ヲ確立シ、本法發動ノ效果ヲ全カラシムベキ經濟ノ戰時體制ヲ確立シナケレバナラマセヌ

三田村武夫(續) 政府ハ國民政府對シテニセズト聲明ヲ發シ、蔣介石政権ノ徹底的潰滅ヲ期スルト宣言シタガ、南京陥落後、事態ハ顯著シテ殆ド進歩シテ居リマセヌ、蔣介石ハ依然トシテ長期抗戰ヲ宣言シ、松井司令官凱旋ノ後ヲ追フガ如ク、敵ノ飛行機ハ我が臺灣ヲ空襲シテ居リマス、國民ハソコニ大ナル不安ト不満ヲ持テ居リマセヌ、固ヨリソコニ日本内外ノ複雜微妙ナル諸條件ガ作用シテ居ルコトハ、吾々ハ未知トシテ居リマス、一面重大ナル理由トシテ、政府自身ノ戰時體制ヲ確立シアルコトヲ、深く指摘セザラザル得ナイデアリマス

三田村武夫(續) 日支事變ヲ契機トシ、更に之ヲスタートトシテ、日本何ヲナシベキカハ既ニ明白デアリマス、ソレハ歴史ノ教訓ヲ民族ノ飛躍デアリ、日本國ノ一大躍進デアラベナラマセヌ、百万ノ大軍ヲ戰線ニ送り、數万ノ同胞ヲ肉體トシテ國家ニ報ジタ國民大衆ハ、之ヲ確信シ、要請シテ已ミマセヌ、政府モ亦之ヲ確信シテ居ル不徹底デアリマス、其外交工作ニ於テ、其內政ノ經濟運用ノ態度ニ於テ、又戰爭目的ノ爲ノ經濟動員ニ於テ、不徹底ノ確信ト信念ナク、政府ソレ自身總動員體制ヲ確立シテ居ナイデアリマス、全開條ハ果シテ渾然一體ノ實ヲ示シテ居リマスカ、戦線ノ將兵ガ君國ノ爲ニ肉體ヲ捧ゲル赤誠ト純情ヲ、閣僚諸公モ亦自ラノ魂トシテ、不動ノ戰時體制ヲ確立シテ居キタイデアリマス、今回ノ事變ヲ通ジテ街頭ノ全國民ガ捧ゲテ受同ノ情熱ヲ基礎トシテ、政府自ラ先ツ總動員體制ヲ確立シ、全國力ヲ提テ有史以來ノ國家ノ態度ヲ完成ニ邁進スベキコトヲ、此肉彈ヲ捧ゲテ國民ノ名ニ於テ政府ニ要請致シマス

三田村武夫(續) 國民ガ肉體ヲ捧ゲテ君國ニ報ジテ居ル時、財界上層部ノ人々ガ私益追求ヲ第一トシテ、國家最高ノ目的ニ協力セザル態度ハ、正ニ國民ノ名ニ於テ料彈シナケレバナラマセヌ、最近吾々ハ日本

財界ノ一角カラ履、不愉快ナル噂ヲ耳ニ致シマス、ソレハ或ハ生産力不足ヲ理由トシ、或ハ財界混濁ヲ名トシテ、戰爭打切論ヲ爲ス者アリ、或ハ又蔣介石政権トノ不解決ヲ云キシツ、アル者ガアルデアリマス、斯ノ如ク產業經濟界ノ狀態ヲ放任シテ、何處ニ國力ノ總動員ガアリマセウカ、本法ヲ協賛シ、國民大衆ノ權利自由ヲ制限シ、東轉シテ、其決意ヲ促シテモ全く無意義デアリマス、政府ハ迅速ニ國家經濟ノ原則ヲ確立シ、本法發動ノ效果ヲ全カラシムベキ經濟ノ戰時體制ヲ確立シナケレバナラマセヌ

小山松壽(續) 靜慮ニ願ヒマス

小山松壽(續) 靜慮ニ願ヒマス

小山松壽(續) 靜慮ニ願ヒマス

小山松壽(續) 靜慮ニ願ヒマス

小山松壽(續) 靜慮ニ願ヒマス

小山松壽(續) 靜慮ニ願ヒマス

小山松壽(續) 靜慮ニ願ヒマス

小山松壽(續) 靜慮ニ願ヒマス

小山松壽(續) 靜慮ニ願ヒマス

小山松壽(續) 靜慮ニ願ヒマス

小山松壽(續) 靜慮ニ願ヒマス

小山松壽(續) 靜慮ニ願ヒマス

小山松壽(續) 靜慮ニ願ヒマス

小山松壽(續) 靜慮ニ願ヒマス

小山松壽(續) 靜慮ニ願ヒマス

小山松壽(續) 靜慮ニ願ヒマス

吾々ハソコニ最モ嚴肅ナル國民的批判ヲ加ヘ...

付キ採決致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開ク...

ハ此際取消シマス、(發言スル者多シ)...

六五〇頁一段ノ二四行及二五五行ハ削除...

官報

號外 昭和十三年三月十八日

第七十三回衆議院議事速記第三十號

昭和十三年三月十七日(木曜日)

議事日程 第二十九號 昭和十三年三月十七日

- 第一 印刷局郵便運轉資本補足ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

- 第二 昭和九年法律第七號中改正法律案(滿洲事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル公債發行ニ關スル件)政府提出

- 第三 青年禁酒法案(坂東幸太郎君外) 第一讀會

- 第四 護國共同組合法案(池田秀雄君外一名提出) 第一讀會

(追記) 豫算外國庫ノ負擔トナルベキ...

第二部選出懲罰委員 飯村 五郎君

高島龜太郎君 佐保 畢雄君

官報號外 昭和十三年三月十八日 衆議院議事速記第三十號 議長ノ報告

六九九

昭和十三年三月三十一日

○議長(小山松壽) 是ヨリ會議ヲ開キマ

○服部總務長 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出シマス、即チ此際政府提出ノ飼料配給制法案ヲ議題ト爲シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進メラレシコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、飼料配給制法案第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス—委員長寺田市正君

飼料配給制法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告) 報告書

一飼料配給制法案(政府提出) 右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

○寺田市正君 只今上程サレマシタ飼料配給制法案ニ於テキマスル經過ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、飼料配給制法案ノ委員會ハ、三月十一日、十四日、十五日、十六日ノ四日間ニ互リマシテ、慎重審議ヲ致シテ、ゴザイマスガ、本案ハ御承知ノ通り畜産資源ガ、國民生活上及ビ軍需上ニ於テキマシテ、重要性ヲ増スニ伴ヒマシテ、飼料問題ガ常時農村經濟ノ上ニ極メテ重要ナル地位ヲ占ムルニ至リマシタノデ、最近

ノ飼料配給關係ニ日滿兩國ノ特殊關係等ニ精ヘマシテ、從來主トシテ第三國カラ輸入シテ居リマシタ飼料ヲ、出來限リ友邦滿洲國ヨリ輸入スルコトヲ主眼ト致シマシテ、是ガ需給ノ圓滑ト價格ノ公正ヲ圖ル爲メ、適當ナル統制機關ヲ設ケルコトヲ方針トシマシテ、民間ノ適當機關ヲ政府ガ指定致シマシテ、之ニ適當リ玉蜀黍、高粱、及ビ是等ヲ原料トスル配合飼料ノ配給統制ヲ行ハセマシテ、政府ガ此機關ヲ適當ニ監督シテ參ルノデアリマス、更ニ飼料配給統制ノ完備ヲ期シマスル爲メ、飼料需要ノ變化ニ即應致シマシテ、政府ガ飼料及ビ其原料品ノ輸出入、又ハ飼料ノ販賣若クハ使用ニ關シマシテ、必要ナル命令ヲ爲シ得ルコトト、配給統制ニ關シマシテ、必要ナル場合ニ於テ政府ハ報告ヲ檢査シ、得ル權限ヲ有シ得ルコトトシ居ルノデアリマス、尙ホ本案ハ施行後五箇年間ヲ限リテ有效トナテ居ルノデアリマスガ、是ハ滿洲國ノ産業開發計畫ガ現ニ進捗中デアリマシテ、之ニ今次重要關係カラ生ジタ特殊ノ事情モアリマスノデ、一應現下ノ飼料事情ヲ基礎トシテ對策ヲ立テタト云フノガ、當局ノ説明デアッタノデアリマス、本委員會ニ於テキマシテハ、各委員ヨリ熱心ナル質疑ガアリマシタガ、先ヅ松田、小笠原、庄司、平野、森、杉山、岡田、中原、遠山、西川、長野、土田氏等ノ各委員諸君ヨリ、熱誠且ツ適切ナリ質疑ヲ致サレマシテ、之ニ對シマシテ政府當局ヨリ、詳細且ツ懇切ナリ答辯ガアッタノデアリマス、今其質問應答ノ概要ヲ、極メテ簡潔ニ御報告申上ゲテ置キマスガ、先ヅ第一ニ、本案ノ目的トスル

所ハ飼料配給ノ圓滑ニアルカ、ソレトモ價格ノ公正ニアルカ、又目的ニ於テ國家總動員法ト關係ハナイカトノ質問ニ對シマシテ、政府ノ答辯ハ、本法ハ先ヅ飼料ノ供給ノ確保ヲ圖ル爲メ輸入ノ統制ヲ行ヒ、其他必要ニ應ジ命令ヲ發シ得ルコトトシテ、以テ飼料ノ需給ノ圓滑ト價格ノ公正トニ資セントスルモノデアルト云フコトデアリマシタ、又本法ハ國家總動員法トハ何等關係ハナイ、戰時必要ニ際シテ必要ナルバカリデナク、平生常ニ必要ナル産業安定ノ目的ヲ以テ作ラレタモノデアルト云フコトデアリマシタ

其次ニ飼料ノ價格ニ關シマシテ、本法ニ依ル統制ノ結果、飼料ノ價格ハ高クナルノデハナイカ、其將來ノ見透シハドウカ、又統制會社ガ飼料ヲ獨占スルコトニ依リテ暴利ヲ貪ルハナイカ、統制機關ノ飼料販賣價格ハ公道スルカ、更ニ小賣價格ヲ公道スルカトノ質問ニ對シマシテ、政府ヨリハ、飼料ノ價格モ一般物價ノ趨勢ニ伴ヒマシテ影響ヲ受ケルカラ、一概ニ言フコトハ出來マセカ、供給不足ノ折柄、本法ニ依ル統制ハ實情、買占、又ハ買占等ヲ抑制致シマスノデ、飼料價格ノ安定ハ期待シ得ルノデアラト、會社ノ仕入價格及ビ販賣價格ノ利益金ノ處分、其他重要ナル監督ト相俟テ、將來統制ヲ行ハザル場合ヨリモ遙ニ價格ノ低廉ヲ期シ得ルモノト確信スルト云フ答辯デアリマシタ、又價格ノ公道ニ付キマシテ

細ノ點ハ速記ニ於テ御承知置キテ願フテ置キマス(拍手)

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

足ニ關スル法律案、日程第二、昭和九年法律第七號中改正法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス—賣屋大藏大臣

第一 印刷局振置運轉資本補足ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第二 昭和九年法律第七號中改正法律案(滿洲事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル公債發行ニ關スル件)(政府提出) 第一讀會

印刷局振置運轉資本補足ニ關スル法律案 第一條 印刷局振置運轉資本ニ不足ヲ生

シタルトキハ大藏大臣ハ借入金ヲ爲シ一時之ヲ補足スルコトヲ得但シ其ノ金額ハ四百萬圓ヲ超過スルコトヲ得ズ

前項ノ借入金ハ遲クモ翌年度ニ於テ之ヲ償還スベシ

第二條 大藏大臣ハ前條第一項ノ借入金ニ代ヘ當該會計年度内ニ限り國庫餘裕金ヲ操作使用スルコトヲ得

附則 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和九年法律第七號中改正法律案 昭和九年法律第七號中左ノ通改正ス

「五千八百四十萬圓」ヲ「六千二百六十萬圓」ニ改ム

附則 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○國務大臣(賣屋大藏) 只今ノ議題トナリマシタ印刷局振置運轉資本補足ニ關スル法律案及ビ昭和九年法律第七號中改正法律案ノ提案ノ理由ヲ説明申上ゲマス

デアリマシタ、又此株式會社ハ、業者ガ現在及ビ將來ノ飼料需要ニ鑑ミマシテ、自發的ニ作ラウトシテ居ルノデアリマスガ、政府トシテハ圓滑ニ是ガ設立サレルト云フコトヲ豫想シテ居ルコトヲ云フノデゴザイマス

其次ニ統制會社ノ監督又ハ特典ニ付キマシテ、役員ニ關スル監督及ビ配當ニ關スル監督ハドウスルカ、又統制機關ニハ何カ特典ヲ與ヘル方針デアルト云フ質問ニ對シマシテハ、政府ハ統制會社ガ獨占的且ツ公益的事業ヲ行フニ鑑ミマシテ、會社ノ自主的ニ選ビマシタ者ヲシテ、政府ノ認可ヲ受ケシムルコトト致シ、配當モ適當ニ制限シテ、其監督ハ嚴重ニ之ヲ行ヒ、違算ナキヲ期スルト云フコトデアリマシタ、サウシテ此會社ニ對シテ特典ニ付キマシテハ、目下ノ所之ヲ考ヘテ居ラスト云フコトデアリマシタ

其次ニ飼料ノ價格ニ關シマシテ、本法ニ依ル統制ノ結果、飼料ノ價格ハ高クナルノデハナイカ、其將來ノ見透シハドウカ、又統制會社ガ飼料ヲ獨占スルコトニ依リテ暴利ヲ貪ルハナイカ、統制機關ノ飼料販賣價格ハ公道スルカ、更ニ小賣價格ヲ公道スルカトノ質問ニ對シマシテ、政府ヨリハ、飼料ノ價格モ一般物價ノ趨勢ニ伴ヒマシテ影響ヲ受ケルカラ、一概ニ言フコトハ出來マセカ、供給不足ノ折柄、本法ニ依ル統制ハ實情、買占、又ハ買占等ヲ抑制致シマスノデ、飼料價格ノ安定ハ期待シ得ルノデアラト、會社ノ仕入價格及ビ販賣價格ノ利益金ノ處分、其他重要ナル監督ト相俟テ、將來統制ヲ行ハザル場合ヨリモ遙ニ價格ノ低廉ヲ期シ得ルモノト確信スルト云フ答辯デアリマシタ、又價格ノ公道ニ付キマシテ

○議長(小山松壽) 兩案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○議長(小山松壽) 兩案ノ審査ヲ付託スベキ委員ニ付テ御諮リ致シマス

○議長(小山松壽) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

ハ、統制會社ノ販賣價格ハ一定ノ時期ニ於テキマシテ一定セシムルモ、小賣價格ハ適當ニ統制セズ、將來統制ヲ必要トスル事態ニ至ラシメ合ハ、本法ノ第二條ノ運用ニ依リテ、之ニ對シテ適當ノ處置ヲ執ルト云フコトデアリマシタ、其次ニ數量ニ關シマシテ、滿洲國カラ豫想數量ガ輸入シ得ルカドウカト云フコトニ付キマシテハ、從來ハ滿洲國ヨリノ輸入ガ少カクテレドモ、今後ハ滿洲國側ノ各種ノ施設ト相俟チマシテ、本法ニ依リテ大體豫定數量ヲ輸入シ得ル見込デアアル、尤モ本年度等ニ付キマシテハ十分輸入ガ出來マセカ、其不足ノ分ハ南洋、南米等ヨリ輸入スル方針デアルト云フ答辯デアリマシタ、其次ニ滿洲國側ノ機關ハドウナルカト云フコトニ付キマシテハ、滿洲國ニ於テキマシテモ、大體内地ト同様ノ統制會社ガ出來マシテ、農事合作社等ニ依ル蒐集ニ依リテ、是等ノ飼料ヲ集メルモノデアリマスガ、彼我ノ統制會社ガ一手ニ取引スルト云フコトニナリ見込デアルト云フコトデアリマシタ

最後ニ本法ノ有效期間ノ問題デアリマスガ、政府ノ答辯ニ依リマス、五箇年間トシタノハ、滿洲國ノ産業開發計畫トノ關係モアリマスノデ、又現下ノ飼料事情ガ事變關係ニ因ル特殊ノ影響モアル爲メ、一應現下ノ事態ヲ基礎トシテ立法ヲ爲シタノデアラテ、五年後ニ於テハ更ニ適當ナル方法ヲ考ヘルト云フコトデアリマシタ、尙ホ以上ニ關シマシテ畜産政策ノ根本方針、或ハ代用飼料ノ試驗研究、殊ニ此林産物質ノ飼料化ノ研究、或ハ飼料ノ國內増産、配合飼料ノ對策等ニ付キマシテ種々御質問ガアリ、御答辯ガアリマシタガ、其他重大ナル質問應答ニ付キマシテハ、詳

宣報號外 昭和十三年三月十八日 衆議院議事速記第三十號 飼料配給制法案 第二讀會

印刷局振置運轉資本補足ニ關スル法律案外一件第一讀會七〇一

○風潮市署 講事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程第六及第七ノ兩案ヲ繰上ゲ一括上程シ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○國長(小山松壽) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○國長(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシタ、日程第六、裁判所構成法改正法律案、日程第七、檢察廳法案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨聲明ヲ許シマス。野田文一郎君

第六 裁判所構成法改正法律案(野田文一郎君外二十六名提出) 第一讀會

第七 檢察廳法案(野田文一郎君外二十六名提出) 第一讀會

裁判所構成法改正法律案

第一章 總則

第一條 裁判所ハ民事及刑事ヲ裁判ス

第二條 裁判所ハ區裁判所、地方裁判所、控訴院及大審院トス

司法事務上必要アルトキハ法律ヲ以テ或ル地方裁判所ヲ民事ノミヲ管轄スル裁判所又ハ刑事ノミヲ管轄スル裁判所ト爲スコトヲ得

第三條 裁判所ニ判事ヲ置ク

第四條 裁判ニ關スル職務ノ執行ニ付テハ判事ハ獨立ノ地位ヲ有ス

第五條 區裁判所ニ於テハ判事單獨ニテ裁判ヲ爲ス

地方裁判所ニ於テハ三人ノ判事、控訴院ニ於テハ五人ノ判事、大審院ニ於テ

ハ七人ノ判事ヲ以テ組織シタル部ニ於テ合議ニヨリ裁判ヲ爲ス

第六條 裁判所ノ設置及管轄區域ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 裁判所ニ於テハ國語ヲ用フ

第八條 司法年度ハ一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第九條 裁判所ノ事務章程ハ司法大臣之ヲ定ム

第二章 區裁判所

第十條 區裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

一 千圓ヲ超過セザル金額又ハ債權千圓ヲ超過セザルモノニ關スル事件

二 債權ノ拘ラス左ノ事件

イ 住家其ノ他ノ建物ノ貸賃借關係ニ基ク事件

ロ 占有ノミニ關スル事件

反訴ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラス訴訟法ノ定ムル所ニ依リ管轄權ヲ有ス

第十一條 區裁判所ハ刑事訴訟ニ於テ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス但シ豫審ヲ經タルモノ及特ニ大審院ノ管轄ニ屬セシタルモノハ此ノ限ニ在ラス

一 拘留又ハ科料ニ該ル罪ノ事件

二 短期一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ヲ除ク外有期ノ懲役若ハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ノ事件

第十二條 區裁判所ハ破産事件ニ付管轄權ヲ有ス

第十三條 區裁判所ハ法律ニ別段ノ定ムル場合ヲ除ク外非訟事件ニ付管轄權ヲ有ス

非訟事件中登記事務ハ録事ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第十四條 區裁判所ノ權限及權限行使ノ方法ハ本法ニ規定スルモノノ外訴訟法其ノ他ノ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十五條 司法大臣ハ區裁判所ノ事務ノ一部ヲ同一地方裁判所ノ管轄區域内ノ他ノ區裁判所ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

第十六條 司法大臣ハ區裁判所ノ事務ノ一部ヲ取扱ハシムル爲メ區裁判所出張所ヲ設置スルコトヲ得

第十七條 判事二人以上ヲ置キタル區裁判所ニ於テハ司法大臣ハ其ノ一人ヲ監督判事トス

第十八條 監督判事又ハ判事一人ノ區裁判所ニ於テハ其ノ判事ハ其ノ他ノ判事席次ノ順序ニ依リ之ヲ代理ス

判事一人ノ區裁判所ニ於テ其ノ判事差支アルトキハ裁判事務ノ代理ヲ爲ス判事之ヲ代理ス

第十九條 區裁判所ノ事務ハ各判事ニ分配ス

第二十條 判事差支アルトキハ其ノ區裁判所又ハ他ノ區裁判所判事之ヲ代理ス

第二十一條 區裁判所ニ於ケル事務分配及代理順序ハ地方裁判所長毎年豫メ之ヲ定ム

第二十二條 司法大臣ハ區裁判所カ事務ヲ取扱フコトヲ得サル事由ヲ生シタル場合ニ於テハ地方裁判所長ノ毎年豫メ定メタル順序ニ依リ他ノ區裁判所ヲシテ代理之ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第二十三條 事務ノ分配ハ司法年度中

第三十六條 第十四條及第二十三條ノ規定ハ地方裁判所ニ之ヲ準用ス

第三十七條 司法大臣ハ地方裁判所ノ事務ノ一部ヲ取扱ハシムル爲メ支部ヲ設置スルコトヲ得支部ノ上席ノ部長又ハ上席ノ判事ハ支部ノ行政事務ヲ掌ル

上席ノ部長又ハ上席ノ判事差支アル場合ニ之ヲ代理スヘキ者ハ司法大臣ノ定ムル所ニ依ル

第四章 控訴院

第三十八條 控訴院ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

一 地方裁判所ノ第一審判決ニ對スル控訴

二 大審院ノ管轄ニ屬スルモノヲ除ク外地方裁判所ノ第一審判決ニ對シタル決定及命令ニ對スル控訴

第三十九條 控訴院ニ院長ヲ置ク

部ニ部長ヲ置ク

第四十條 院長ハ部長トナリ且其ノ廳ノ行政事務ヲ掌ル

部長ハ裁判長ト爲リ其ノ部ノ行政事務ヲ掌ル

第四十一條 院長ハ判事差支ノ爲メ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得且其ノ廳ノ判事ノ中代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ中代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナリト認ムルトキハ管轄區域内ノ地方裁判所判事ニ其ノ代理ヲ命スルコトヲ得但シ豫備判事ニ之ヲ命スルコトヲ得ス

第四十二條 第十四條、第二十三條、第二十八條、第三十一條及第三十三條ノ規定ハ控訴院ニ之ヲ準用ス

第五章 大審院

第四十三條 大審院ハ左ノ事件ニ付管轄

ヲ變更セス但シ判事事務分擔著シク不均衡ト爲リタル場合又ハ轉職、退職、疾病其ノ他ノ事故ニ因リ引續キ差支ヲ生シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十四條 區裁判所判事差支ノ爲メ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得且其ノ判事ノ中其ノ代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナリト認ムルトキハ地方裁判所長ハ地方裁判所判事ニ其ノ代理ヲ命スルコトヲ得

御三章 地方裁判所

第二十五條 地方裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

一 第一審トシテ

區裁判所ノ管轄ニ屬スルモノヲ除キ其ノ他ノ事件

二 第二審トシテ

イ 區裁判所ノ判決ニ對スル控訴

ロ 區裁判所ノ決定及命令ニ對スル控訴

第二十六條 地方裁判所ハ刑事訴訟ニ於テ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

一 第一審トシテ

區裁判所ノ管轄ニ屬スルモノ及特ニ大審院ノ管轄ニ屬セシメタルモノヲ除キ其ノ他ノ事件

二 第二審トシテ

イ 區裁判所ノ判決ニ對スル控訴

ロ 大審院ノ管轄ニ屬スルモノヲ除ク外區裁判所ノ決定命令ニ對スル控訴

第二十七條 地方裁判所ハ非訟事件ニ關スル區裁判所ノ決定及命令ニ對スル控訴ニ付管轄權ヲ有ス

第二十八條 地方裁判所ニ一又ハ二以上ノ民事部及刑事部ヲ置ク

權ヲ有ス

一 控訴トシテ

イ 上告

ロ 地方裁判所ノ第二審トシテ爲シタル決定及命令控訴院ノ決定及命令ニ對スル控訴

ハ 地方裁判所又ハ區裁判所ノ爲シタル上告棄却ノ決定ニ對スル控訴

二 第一審ニシテ終審トシテ

刑法第七十三條、第七十五條、第七十七條乃至第七十九條及第八十一條乃至第八十九條ノ罪ヲ治罪維持法第一條第一項ノ罪及其ノ未遂ノ罪ノ事件

第四十四條 大審院ニ院長ヲ置ク

部ニ部長ヲ置ク

第四十五條 院長ハ部長ト爲リ且其ノ廳ノ行政事務ヲ掌ル

部長ハ裁判長ト爲リ其ノ部ノ行政事務ヲ掌ル

第四十六條 院長ハ判事差支ノ爲メ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得且其ノ廳ノ判事ノ中代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ中代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナリト認ムルトキハ控訴院ノ判事ニ其ノ代理ヲ命スルコトヲ得

第四十七條 法律上ノ點ニ付シタル大審院ノ裁判ハ當該事件ノ裁判ニ付裁判所ヲ關東ス

第四十八條 大審院ニ於テ法律上ノ點ニ付前ニ爲シタル裁判ト異ル裁判ヲ爲サントスルトキハ事件ノ性質ニ從ヒ民事若ハ刑事ノ總部又ハ民事及刑事ノ總部ヲ聯合シタル部ニ於テ審判ヲ爲ス

聯合審判ハ當該事件ヲ擔任スル部ノ請求ニ因リ院長之ヲ命ス

第四十九條 聯合部ハ相當ト認ムルトキハ當該法律上ノ點ニ限リ裁判ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ聯合審判ノ請求ヲ爲シタル部ニ於テ事件ヲ完結ス

第五十條 聯合部ノ審判ハ聯合部ノ判事三分ノ二以上關與シテ之ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テハ聯合部ノ判事中心席次最高キ者ヲ部長トス但シ院長ハ自ラ部長ト爲ルコトヲ得

第五十一條 院長ハ第一審ニシテ終審タルヘキ判事ノ事件ニ付其ノ廳ノ判事ニ豫審ヲ命ス但シ便宜ニ依リ他ノ裁判所ノ判事ニ豫審ヲ命スルコトヲ得

第五十二條 第十四條、第二十三條、第二十八條、第三十一條及第三十三條ノ規定ハ大審院ニ之ヲ準用ス

第六章 判事

第五十三條 判事ハ三年以上辯護士トシテ實務ニ從事シタル者ヨリ之ヲ任ス

第五十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ判事ニ任セララルコトヲ得

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 破産ノ宣告ヲ受ケ復權セザル者

三 懲戒處分ニ因リ免官セラレタル者

又ハ辯護士法ニ依リ除名セラレタル者

第五十五條 新ニ判事ニ任セラレタル者ハ一時豫備判事トシテ地方裁判所ニ勤務セシムルコトヲ得

第五十六條 判事ハ終身官トシ親任、勅任又ハ委任トス

第五十七條 大審院長ハ親任判事ヲ以テ之ヲ親補ス

控訴院長、大審院部長及地方裁判所長ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ勅任判事ヲ以

部ノ數ハ司法大臣之ヲ定ム

第二十九條 地方裁判所ニ所長ヲ置ク

部ニ部長ヲ置ク

第三十條 所長ハ部長ト爲リ且其ノ廳ノ行政事務ヲ、部長ハ裁判長ト爲リ部ノ行政事務ヲ掌ル

第三十一條 所長差支アルトキハ席次ノ順序ニ依リ部長之ヲ代理ス

部長差支アルトキハ席次ノ順序ニ依リ部員之ヲ代理ス

第三十二條 豫審事務ヲ取扱フヘキ判事ハ司法大臣之ヲ命ス

第三十三條 地方裁判所ノ事務ハ之ヲ各各該審判事及其ノ他ノ各判事ニ分配ス各部長、部員ノ配置及所長、部長、部員差支アル場合ニ於ケル代理ノ順序ハ部長及上席判事ト協議シテ所長毎年豫メ之ヲ定ム

第三十四條 地方裁判所判事差支ノ爲メ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得且其ノ廳ノ判事ノ中代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ所長ハ其ノ管轄區域内ノ區裁判所判事又ハ豫備判事ニ其ノ代理ヲ命スルコトヲ得但シ豫備判事ハ各部一人ニ限ル

前項ノ場合ニ於テ緊急ノ必要アリト認ムルトキハ控訴院長ハ管轄區域内ノ他ノ地方裁判所判事ヲシテ豫審事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第三十五條 民事地方裁判所及刑事地方裁判所アル場合ニ於テ裁判事務上必要アリト認ムルトキハ控訴院長ハ民事地方裁判所又ハ刑事地方裁判所ノ判事ニ其ノ管轄區域ヲ同シクスル民事地方裁判所又ハ民事地方裁判所ノ判事ノ代理ヲ命スルコトヲ得

部ノ數ハ司法大臣之ヲ定ム

第二十九條 地方裁判所ニ所長ヲ置ク

部ニ部長ヲ置ク

第三十條 所長ハ部長ト爲リ且其ノ廳ノ行政事務ヲ、部長ハ裁判長ト爲リ部ノ行政事務ヲ掌ル

第三十一條 所長差支アルトキハ席次ノ順序ニ依リ部長之ヲ代理ス

部長差支アルトキハ席次ノ順序ニ依リ部員之ヲ代理ス

第三十二條 豫審事務ヲ取扱フヘキ判事ハ司法大臣之ヲ命ス

第三十三條 地方裁判所ノ事務ハ之ヲ各各該審判事及其ノ他ノ各判事ニ分配ス各部長、部員ノ配置及所長、部長、部員差支アル場合ニ於ケル代理ノ順序ハ部長及上席判事ト協議シテ所長毎年豫メ之ヲ定ム

第三十四條 地方裁判所判事差支ノ爲メ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得且其ノ廳ノ判事ノ中代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ所長ハ其ノ管轄區域内ノ區裁判所判事又ハ豫備判事ニ其ノ代理ヲ命スルコトヲ得但シ豫備判事ハ各部一人ニ限ル

前項ノ場合ニ於テ緊急ノ必要アリト認ムルトキハ控訴院長ハ管轄區域内ノ他ノ地方裁判所判事ヲシテ豫審事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第三十五條 民事地方裁判所及刑事地方裁判所アル場合ニ於テ裁判事務上必要アリト認ムルトキハ控訴院長ハ民事地方裁判所又ハ刑事地方裁判所ノ判事ニ其ノ管轄區域ヲ同シクスル民事地方裁判所又ハ民事地方裁判所ノ判事ノ代理ヲ命スルコトヲ得

第三十六條 第十四條及第二十三條ノ規定ハ地方裁判所ニ之ヲ準用ス

第三十七條 司法大臣ハ地方裁判所ノ事務ノ一部ヲ取扱ハシムル爲メ支部ヲ設置スルコトヲ得支部ノ上席ノ部長又ハ上席ノ判事ハ支部ノ行政事務ヲ掌ル

上席ノ部長又ハ上席ノ判事差支アル場合ニ之ヲ代理スヘキ者ハ司法大臣ノ定ムル所ニ依ル

第四章 控訴院

第三十八條 控訴院ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

一 地方裁判所ノ第一審判決ニ對スル控訴

二 大審院ノ管轄ニ屬スルモノヲ除ク外地方裁判所ノ第一審判決ニ對シタル決定及命令ニ對スル控訴

第三十九條 控訴院ニ院長ヲ置ク

部ニ部長ヲ置ク

第四十條 院長ハ部長トナリ且其ノ廳ノ行政事務ヲ掌ル

部長ハ裁判長ト爲リ其ノ部ノ行政事務ヲ掌ル

第四十一條 院長ハ判事差支ノ爲メ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得且其ノ廳ノ判事ノ中代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ中代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナリト認ムルトキハ管轄區域内ノ地方裁判所判事ニ其ノ代理ヲ命スルコトヲ得但シ豫備判事ニ之ヲ命スルコトヲ得ス

第四十二條 第十四條、第二十三條、第二十八條、第三十一條及第三十三條ノ規定ハ控訴院ニ之ヲ準用ス

第五章 大審院

第四十三條 大審院ハ左ノ事件ニ付管轄

權ヲ有ス

一 控訴トシテ

イ 上告

ロ 地方裁判所ノ第二審トシテ爲シタル決定及命令控訴院ノ決定及命令ニ對スル控訴

ハ 地方裁判所又ハ區裁判所ノ爲シタル上告棄却ノ決定ニ對スル控訴

二 第一審ニシテ終審トシテ

刑法第七十三條、第七十五條、第七十七條乃至第七十九條及第八十一條乃至第八十九條ノ罪ヲ治罪維持法第一條第一項ノ罪及其ノ未遂ノ罪ノ事件

第四十四條 大審院ニ院長ヲ置ク

部ニ部長ヲ置ク

第四十五條 院長ハ部長ト爲リ且其ノ廳ノ行政事務ヲ掌ル

部長ハ裁判長ト爲リ其ノ部ノ行政事務ヲ掌ル

第四十六條 院長ハ判事差支ノ爲メ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得且其ノ廳ノ判事ノ中代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ中代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナリト認ムルトキハ控訴院ノ判事ニ其ノ代理ヲ命スルコトヲ得

第四十七條 法律上ノ點ニ付シタル大審院ノ裁判ハ當該事件ノ裁判ニ付裁判所ヲ關東ス

第四十八條 大審院ニ於テ法律上ノ點ニ付前ニ爲シタル裁判ト異ル裁判ヲ爲サントスルトキハ事件ノ性質ニ從ヒ民事若ハ刑事ノ總部又ハ民事及刑事ノ總部ヲ聯合シタル部ニ於テ審判ヲ爲ス

聯合審判ハ當該事件ヲ擔任スル部ノ請求ニ因リ院長之ヲ命ス

第四十九條 聯合部ハ相當ト認ムルトキハ當該法律上ノ點ニ限リ裁判ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ聯合審判ノ請求ヲ爲シタル部ニ於テ事件ヲ完結ス

第五十條 聯合部ノ審判ハ聯合部ノ判事三分ノ二以上關與シテ之ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テハ聯合部ノ判事中心席次最高キ者ヲ部長トス但シ院長ハ自ラ部長ト爲ルコトヲ得

第五十一條 院長ハ第一審ニシテ終審タルヘキ判事ノ事件ニ付其ノ廳ノ判事ニ豫審ヲ命ス但シ便宜ニ依リ他ノ裁判所ノ判事ニ豫審ヲ命スルコトヲ得

第五十二條 第十四條、第二十三條、第二十八條、第三十一條及第三十三條ノ規定ハ大審院ニ之ヲ準用ス

第六章 判事

第五十三條 判事ハ三年以上辯護士トシテ實務ニ從事シタル者ヨリ之ヲ任ス

第五十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ判事ニ任セララルコトヲ得

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 破産ノ宣告ヲ受ケ復權セザル者

三 懲戒處分ニ因リ免官セラレタル者

又ハ辯護士法ニ依リ除名セラレタル者

第五十五條 新ニ判事ニ任セラレタル者ハ一時豫備判事トシテ地方裁判所ニ勤務セシムルコトヲ得

第五十六條 判事ハ終身官トシ親任、勅任又ハ委任トス

第五十七條 大審院長ハ親任判事ヲ以テ之ヲ親補ス

控訴院長、大審院部長及地方裁判所長ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ勅任判事ヲ以

テ之ヲ補シ其ノ他ノ判事ノ職ハ勅任判事又ハ委任判事ヲ以テ司法大臣之ヲ補ス

第五十八條 五年以上判事タル者ニ非サレハ控訴院判事ニ補セラルルコトヲ得ス

第五十九條 十年以上判事タル者ニ非サレハ大審院判事ニ補セラルルコトヲ得ス

第六十條 判事タル資格ヲ有スル者ニシテ左ニ掲クルモノノ在職ハ前二條ノ適用ニ付テハ之ヲ判事ノ在職ト看做ス

一 朝鮮總督府判事

二 臺灣總督府法院判事

三 關東廳法院判事

四 南洋廳判事

五 實務ニ從事スル辯護士

六 帝國大學令又ハ大學令ニ依ル大學ニ於テ民事又ハ刑事ニ關スル法律學ノ教授ヲ擔任スル教授、助教又ハ專任教員

七 行政裁判所長官及行政裁判所評定官

八 司法次官、司法省各局長及司法書記官

九 訴訟事件及非訟事件ニ關スル事務ヲ登記事務ニ從事スル領事官

第六十一條 判事ハ在職中左ノ諸件ヲ爲スコトヲ得ス

一 公然政黨ニ關係スルコト

二 政黨ノ黨員又ハ政社ノ社員ト爲ルコト

三 帝國議會ノ議員又ハ道府縣市町村ノ議會ノ議員トナルコト

四 行政事務ニ關スル公務ヲ受スルコト

五 商業ヲ營ミ又ハ營利ノ目的トスル法人ノ役員ト爲ルコト

第六十二條 司法事務上必要アルトキハ司法大臣ハ控訴院又ハ大審院ノ總會ノ決議ニ依リ判事ニ轉職ヲ命スルコトヲ得

第六十三條 判事身體又ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執行コト能ハサルニ至リタルトキハ控訴院又ハ大審院ノ總會ノ決議ニ依リ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得

第六十四條 判事ハ前項ノ規定ニ依リ職務ヲ執行コト能ハサルニ至リタルトキハ本人ノ願ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラス之ニ退職ヲ命スルコトヲ得

第六十五條 法律ヲ以テ裁判所ノ組織ヲ變更シ又ハ之ヲ廢シタル場合ニ於テ其ノ判事ヲ補スヘキ順位ナキトキハ司法大臣ハ之ニ俸給ノ半額ヲ給シテ順位ヲ待タシム

第六十六條 判事禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ官ヲ失フ

第六十七條 判事ハ第六十二條ノ規定ニ依ルノ外懲戒ノ處分ニ因ルニ非サレハ其ノ意ニ反シテ轉官、轉職又ハ免官セラルルコトナシ

前項ノ規定ハ豫備判事ニ對シ勤務スヘキ裁判所ノ變更ヲ命スルコトヲ妨ケス

第六十八條 判事ニ對シ懲戒追及ハ刑事訴訟ヲ始メタル爲法律上職務ヲ執行シムルコト能ハサル期間内ハ俸給ノ三分ノ一ヲ減ス

第六十九條 判事ノ席次ハ司法大臣之ヲ定ム

第七章 録事及通譯官吏

第七十條 裁判所ニ録事ヲ置ク録事ハ奏任又ハ聘任トス

録事ハ民事及刑事ノ審理ニ關スル準備、法廷ノ立會、調書ノ作成、記録ノ整理保管其ノ他法令ノ定ムル事務ヲ取扱フ

録事ハ前項ノ外上官ノ指揮ヲ承ケ裁判所ニ於ケル諸般ノ事務ヲ取扱フ

第七十一條 地方裁判所及録事二人以上ヲ置キタル區裁判所ニ監督録事、控訴院及大審院ニ録事長ヲ置ク

監督録事及録事長ハ上官ノ命ヲ受ケ録事ノ事務ヲ監督ス

第七十二條 裁判所ニ通譯官及通譯吏ヲ置クコトヲ得

通譯官ハ奏任、通譯吏ハ聘任トス

通譯官及通譯吏ノ職ハ司法大臣之ヲ補ス

第八章 開廷

第七十三條 開廷ハ裁判所又ハ支部ニ於テ之ヲ爲ス

事務ノ處理上必要ナル事情アルトキハ司法大臣ノ許可ヲ受ケ管轄區域内ノ一定ノ場所ニ於テ開廷ヲ爲スコトヲ得

第七十四條 開廷中秩序ノ維持及審判ノ指揮ハ裁判長ニ屬ス

第七十五條 開廷ハ定數ノ判事列席シテ之ヲ爲ス但シ裁判所ノ長ハ裁判長ノ請求ニ因リ補充判事ヲ命スルコトヲ得

補充判事ハ審判ニ立會ヒ判事差支アルトキ之ニ代ルモノトス

第七十六條 安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ對

審ノ公開ヲ停止スルコトヲ得

第七十七條 對審ノ公開ヲ停止スルノ決定ハ理由ヲ開示シテ之ヲ言渡スヘシ

第七十八條 判決ノ言渡ハ之ヲ公開ス但シ理由ニ付テハ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ公開ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第七十九條 公開ヲ停止メタルトキト雖裁判長ハ相當ト認ムル者ノ入廷ヲ許スコトヲ得

第八十條 裁判長ハ未成年者、裁判所ノ威儀ニ適セサル風體ヲ爲ス者其ノ他秩序維持ニ害アリト認ムル者ノ入廷ヲ禁シ又ハ之ヲ退廷セシムルコトヲ得

第八十一條 裁判長ハ法廷ノ秩序維持ノ爲必要ト認ムルトキハ開廷中審判ヲ妨ケ又ハ不當ノ行狀ヲ爲ス者ヲ閉廷迄留置スルコトヲ得

裁判所ハ決定ヲ以テ前項ノ違反者ヲ五百圓以下ノ過料又ハ五日以内ノ勾置ニ處スルコトヲ得

留置命令及其ノ理由ハ之ヲ訴訟記録ニ記載スヘシ

第八十二條 過料又ハ勾置ヲ命スル裁判ニ對シテハ該事件ノ手續ニ從ヒ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

勾置ニ付テハ勾置ニ關スル規定ヲ準用ス

第八十三條 第八十一條ノ場合ニ於テ其ノ行爲判科スヘキモノナルトキ及法廷ニ於テ偽證其ノ他ノ犯罪アリタルトキハ裁判長ハ事實ヲ明確ニシテ事件ヲ檢事ニ送致スヘシ此ノ場合ニ於テ必要アルトキハ裁判長ハ違反者ノ逮捕ヲ命

スルコトヲ得

第八十四條 第七十四條及第七十六條乃至前條ノ規定ハ區裁判所判事、豫審判事及受命判事ノ審判ニ之ヲ準用ス但シ裁判長ノ權限ハ審判ヲ爲シタル判事之ヲ行フ

第八十五條 豫審判事又ハ受命判事ノ爲シタル過料又ハ勾置ノ裁判ニ對シテハ二日以内ニ判事所屬ノ裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

抗告ハ異議ニ付テノ裁判ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得

第八十六條 法廷ニ於テハ審判ニ關與スル判事、檢事、錄事及辯護士ハ一定ノ制服ヲ着ス

第九章 合議

第八十七條 裁判ノ合議ハ裁判長之ヲ開キ且之ヲ整理ス

合議ハ之ヲ公行セズ

合議ノ額末位各判事ノ意見及多少ノ數ニ付テハ嚴ニ秘密ヲ守ルヘシ

第八十八條 合議ニ於テハ席次低キ判事ヨリ順次意見ヲ陳述シ裁判長ヲ終トス

判事ハ意見ヲ陳述ヲ拒ムコトヲ得ス

第八十九條 裁判ハ過半數ノ意見ニ依ル數額ニ付判事ノ意見三說以上ニ分レ何レモ過半數ニ達セサルトキハ過半數ニ達スル迄多數ノ意見ヨリ順次多數ニ合算ス

刑事ニ付意見三說以上ニ分レ何レモ過半數ニ達セサルトキハ過半數ニ達スル迄被告人ニ不利ナル意見ヨリ順次利益ナル意見ニ合算ス

第九十條 司法行政ノ監督

第九十條 司法大臣ハ裁判所ヲ監督ス

大審院長、控訴院長及地方裁判所長ハ

各其ノ應及管轄區域内ノ下級裁判所ヲ監督ス區裁判所ノ監督判事又ハ一人ノ判事ハ其ノ職ヲ監督ス

第九十一條 司法大臣及監督權アル判事ハ不當ナル事務取扱ニ關シテ注意ヲ爲シ且職務ノ内外ヲ問ハズ地位ニ不相應ナル行狀ニ對シテ警告ヲ爲スコトヲ得但シ處分前當該官吏ヲシテ聲明ヲ爲サシムヘシ

第九十二條 前條ノ規定ハ法令ニ依ル懲戒ノ事由アル場合ニハ之ニ適用セズ

第九十三條 本章ノ規定ニ依ル監督權ノ行使ハ事件ノ裁判ニ關スル判事ノ職務ノ實行ニ影響ヲ及ホスコトナシ

第九十四條 司法事務取扱ノ延滞又ハ不適當ナル事務取扱ニ對シテハ利害關係人ハ司法大臣又ハ監督權アル判事ニ之ヲ申告スルコトヲ得

附則

第九十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十六條 裁判所構成法施行條例ハ之ヲ廢ス

第九十七條 本法施行前裁判所ノ受理シタル訴訟ノ管轄ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル但シ本法ニ依リ其ノ裁判所ノ管轄ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第九十八條 本法施行前聯合審判ヲ命シタル事件ノ聯合審判ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

第九十九條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依ル判事ノ資格ヲ有スル者ハ本法施行後ト雖仍其ノ資格ヲ有ス大審院判事又ハ控訴院判事ニ補セラルル資格ニ

付亦同シ

第一百條 舊刑法ノ重罪ノ刑又ハ禁錮ニ處セラレタル者ハ第五十四條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス

第一百零一條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ裁判所書記タル資格ヲ有スル者ハ本法施行後ト雖仍其ノ資格ヲ有スル資格ヲ有ス

第一百零二條 本法施行前從前ノ規定ニ依リ罰金又ハ拘留ニ處スヘキ行爲ヲ爲シタル者ニシテ本法施行ノ際未タ其ノ裁判ヲ受ケサルモノハ本法ニ依リ處罰ス但シ過料ノ額ハ從前ノ規定ニ依ル額ヲ超ユルコトヲ得ス

第一百零三條 本法施行前從前ノ規定ニ依リ爲シタル罰金又ハ拘留ノ裁判及陳述禁止處分ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

第一百零四條 本法施行ノ際現ニ裁判所勤務ノ裁判所書記又ハ書記長ハ別ニ辭令ヲ用ヒス同官等俸給ヲ以テ裁判所勤務ニ任セラレ各其ノ現ニ勤務スル裁判所ノ録事又ハ録事長ニ補セラレタルモノトス

第一百零五條 違警罪即決例、明治三十二年法律第七十號及刑事交渉法ハ本法ノ爲ニ變更ヲ受クルコトナシ

第一百零六條 他ノ法令中裁判所勤務ノ裁判所書記ニ關スル規定ハ之ヲ裁判所書記ニ關スル規定ハ之ヲ裁判所書記長ニ關スル規定ト爲ス

第一百零七條 裁判所勤務ノ裁判所書記ノ職務上ノ行爲ハ之ヲ裁判所書記ノ職務上ノ行爲ト看做ス

檢察廳法案

第一條 檢察廳ハ區檢察廳、地方檢察廳、檢察院及總檢察廳トス

司法大臣ハ地方檢察廳ノ事務ノ一部ヲ取扱ハシムル爲支廳ヲ設置スルコトヲ得

第二條 檢察廳ニ檢事ヲ置ク

第三條 檢事ハ公訴ヲ實行シ、裁判ノ執行ヲ指揮シ其ノ他公益上必要ナル事項ニ付法令ノ定ムル職權ヲ行フ

第四條 區檢察廳ノ檢事ハ區裁判所ノ管轄ニ屬スル事項、地方檢察廳ノ檢事ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル事項、檢察院ノ檢事ハ控訴院ノ管轄ニ屬スル事項、總檢察廳ノ檢事ハ大審院ノ管轄ニ屬スル事項ニ付其ノ職務ヲ行フ

第五條 總檢察廳ニ檢事總長、檢察院ニ檢事長、地方檢察廳ニ檢事正ヲ置ク

檢事二人以上ヲ置キタル區檢察廳ニ於テハ其ノ一人ヲ首席檢事トス

第六條 檢事總長ハ總檢察廳ノ長、檢事長ハ檢察院ノ長、檢事正ハ地方檢察廳ノ長ト爲リ各其ノ應ノ行政事務ヲ掌ル支廳ノ上層ノ檢事、首席檢事又ハ檢事一人ノ支廳若ハ區檢察廳ニ於テハ其ノ檢事ハ檢事正ノ命ヲ承ケ其ノ應ノ行政事務ヲ掌ル

第七條 檢察廳ノ設置及管轄區域ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 檢事ハ左ニ掲グル者ヨリ之ヲ任ズ

一 三年以上辯護士トシテ實務ニ從事シタル者

二 判事及判事タル資格ヲ有スル朝鮮總督府判事及朝鮮總督府檢事

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ檢事ニ任ゼラルコトヲ得ズ
 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
 二 破産ノ宣告ヲ受ケ復権セザル者
 三 懲戒ノ處分ニ因リ免官セラレタル者又ハ辯護士法ニ依リ除名セラレタル者
 第十條 檢事ハ親任、勅任又ハ委任トス
 檢事總長ハ親任檢事ヲ以テ之ヲ親補ス
 檢事長ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ勅任檢事ヲ以テ之ヲ補シ其ノ他ノ檢事ノ職ハ勅任檢事及委任檢事ヲ以テ司法大臣之ヲ補ス
 第十一條 新ニ檢事ニ任ゼラレタル者ハ一時豫備檢事トシテ該地檢察廳又ハ地方檢察廳ニ勤務セシムルコトヲ得
 第十二條 檢事總長年六十五、其ノ他ノ檢事ノ職ニ在ル者年六十三、其ノ連シタルトキハ退職トス但シ司法大臣ハ三年以内ノ期限ヲ定メ仍在職セシムルコトヲ得
 第十三條 檢事身體又ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハザルニ至リタルトキハ該地檢察廳ノ總會ノ決議ニ依リ之ニ退職ヲ命ズルコトヲ得
 第十四條 檢事其ノ他ニムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テハ本人ノ願ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラス之ニ退職ヲ命ズルコトヲ得
 第十五條 檢事ニ關スル事項ハ司法大臣之ヲ定ム

第十六條 檢事禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ官ヲ失フ
 第十七條 檢事ハ懲戒ノ處分ニ因ルニ非ザレバ其ノ意ニ反シテ轉官又ハ免官セラルコトヲ得
 第十八條 檢事ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
 第十九條 檢事ニ對シ懲戒訴追又ハ刑事訴訟ヲ始メタル爲法律上職務ヲ執行シムルコト能ハザル期間内ハ俸給ノ三分ノ一ヲ減ス
 第二十條 檢察廳ニ錄事ヲ置ク
 錄事ハ委任又ハ勅任トス
 錄事ハ書類ノ作成、記録ノ整理保管其ノ他法令ノ定ムル事務ヲ取扱フ
 第二十一條 地方檢察廳及錄事二人以上ヲ置キタル區域檢察廳ニ首席錄事、檢察院及總檢察廳ニ錄事長ヲ置ク
 錄事ノ職ハ司法大臣之ヲ補ス
 首席錄事及錄事長ハ上官ノ命ヲ承ケ録事ノ事務ヲ監督ス
 第二十二條 檢察廳ニ通譯官及通譯吏ヲ置ク
 通譯官ハ委任、通譯吏ハ勅任トス
 通譯官及通譯吏ノ職ハ司法大臣之ヲ補ス
 第二十三條 司法大臣ハ公訴ノ實行ニ付檢事ヲ指揮ス
 檢事總長以外ノ檢事ニ對スル指揮ハ檢事總長ヲ經由シテ之ヲ爲ス但シ緊急ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス
 前項但書ノ規定ニ依リ指揮ヲ爲シタルトキハ司法大臣ハ檢事總長ニ其ノ指揮ヲ爲シタル事項ヲ通告ス

第二十四條 檢事總長、檢察院及檢事正ハ公訴ノ實行ニ付各其ノ廳及管轄區域内ノ檢察廳ノ檢事ヲ指揮ス
 檢事總長、檢察院及檢事正ハ公訴ノ實行ニ付各其ノ廳及管轄區域内ノ檢察廳ニ於テ或ル檢事ヲ取扱フベキ事務ヲ自ラ取扱ヒ又ハ之ヲ他ノ檢事ニ移スコトヲ得
 第二十五條 檢事ハ犯罪ノ捜査其ノ他職務ヲ執行ニ付司法警察官吏ヲ指揮ス
 第二十六條 司法大臣ハ檢察廳ヲ監督ス
 第二十七條 檢事總長、檢察院及檢事正ハ各其ノ廳ノ檢事ヲシテ監督事務ノ一部ヲ取扱ハシムルコトヲ得
 第二十八條 檢事總長、檢察院、檢事正、支廳ノ上席ノ檢事又ハ首席檢事差支アラルトキハ各其ノ廳ノ檢事席次ノ順序ニ依リ之ヲ代理ス
 第二十九條 檢事一人ノ支廳又ハ區域檢察廳ノ檢事差支アルトキハ其ノ廳ヲ監督スル檢事正ハ其ノ職務ヲ代理スベキ者ヲ命ズ
 第三十條 司法警察官及司法警察官吏ノ職務ヲ行フ者ニ對スル監督ハ前四條ノ例ニ依ル

第三十一條 檢事總長、檢察院及檢事正ハ各其ノ廳及管轄區域内ノ檢察廳ニ於テ或ル檢事ヲ取扱フベキ事務ヲ自ラ取扱ヒ又ハ之ヲ他ノ檢事ニ移スコトヲ得
 第三十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 第三十三條 區檢察廳ノ檢事ノ職務ハ當分ノ内司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得
 第三十四條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ檢事タル資格ヲ有スル者ハ本法施行後ト雖仍其ノ資格ヲ有ス
 第三十五條 從前ノ檢事局ハ第八條ノ適用ニ付テハ之ヲ檢察廳ト看做ス
 第三十六條 罰則法ノ重罪ノ刑又ハ禁錮ニ處セラレタル者ハ第九條ノ適用ニ付テハ之ヲ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス
 第三十七條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ裁判所書記タル資格ヲ有スル者ハ本法施行後ト雖仍檢察廳書記タル資格ヲ有ス
 第三十八條 本法施行ノ際現ニ檢事ノ職ニ在ル者ハ別ニ辭令ヲ用ヒズ同官等俸給ヲ以テ檢事ニ任ゼラレタルモノトシ各區裁判所檢事局ノ檢事ハ當該區檢察廳ノ檢事ニ、各地方裁判所檢事局ノ檢事又ハ檢事正ニ、各控訴院檢事局ノ檢事又ハ檢事長ハ當該檢察廳ノ檢事又ハ

檢事長ニ、大審院檢事局ノ檢事又ハ檢事總長ハ總檢察院ノ檢事又ハ檢事總長ニ補セラレタルモノトス
 本法施行ノ際現ニ休職中ノ檢事又ハ退職檢事タル者ハ別ニ辭令ヲ用ヒズ各休職又ハ退職ノ檢事ニ任ゼラレタルモノトス
 第三十九條 本法施行ノ際現ニ檢事局勤務ノ裁判所書記ハ別ニ辭令ヲ用ヒズ同俸給ヲ以テ檢察廳書記ニ任ゼラレタルモノトシ各區裁判所檢事局勤務ノ書記ハ當該區檢察廳ノ書記ニ、各地方裁判所檢事局勤務ノ書記ハ當該地方檢察廳ノ書記ニ、各控訴院檢事局勤務ノ書記ハ當該檢察廳ノ書記ニ、大審院檢事局勤務ノ書記ハ總檢察院ノ書記ニ補セラレタルモノトス
 第四十條 本法施行前該裁判所檢事局ニ於テ受理シタル事件ハ其ノ地ノ區檢察廳ニ於テ之ヲ受理ス
 本法施行前地方裁判所檢事局ニ於テ受理シタル事件ハ其ノ地ノ地方檢察廳ニ於テ之ヲ受理シ地方裁判所支那檢事局ニ於テ受理シタル事件ハ其ノ地ノ地方檢察廳支廳ニ於テ之ヲ受理ス
 本法施行前控訴院檢事局ニ於テ受理シタル事件ハ其ノ地ノ檢察廳ニ於テ之ヲ受理ス
 本法施行前大審院檢事局ニ於テ受理シタル事件ハ總檢察院ニ於テ之ヲ受理ス
 第四十一條 他ノ法令中檢事局ニ關スル規定ハ之ヲ檢察廳ニ關スル規定トシ他ノ法令中裁判所檢事局ニ關スル規定ハ之ヲ區檢察廳ニ關スル規定トシ地方裁判所檢事局又ハ地方裁判所支那檢事局又ハ地方裁判所書記又ハ地方裁判所書記ノ職務又ハ地方裁判所書記ノ資格ニ關スル規定ハ之ヲ區檢察廳ノ書記又ハ地方裁判所書記ノ職務又ハ地方裁判所書記ノ資格ニ關スル規定トス
 第四十二條 他ノ法令中第一審裁判所、第二審裁判所、控訴院、上告裁判所、又ハ管轄裁判所ノ檢事ニ關スル規定ハ之ヲ各該裁判所ノ管轄ニ關スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ノ檢事ニ關スル規定トス
 第四十三條 他ノ法令中第一審裁判所、第二審裁判所、控訴院、上告裁判所、又ハ管轄裁判所ノ管轄ニ關スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳ノ檢事ニ關スル規定トス
 第四十四條 他ノ法令中檢事局勤務ノ裁判所ニ關スル規定ハ之ヲ當該檢事局ノ職務ヲ行フベキ事項ニ付管轄權ヲ有スル裁判所ニ關スル規定トス
 第四十五條 他ノ法令中檢事局勤務ノ裁判所書記ニ關スル規定ハ之ヲ檢察廳書記ニ關スル規定トス
 第四十六條 從前ノ檢事又ハ檢事局勤務ヲ爲シタル事項ヲ通告ス
 第二十二條 檢事總長、檢察院及檢事正ハ公訴ノ實行ニ付各其ノ廳及管轄區域内ノ檢察廳ノ檢事ヲ指揮ス
 檢事總長、檢察院及檢事正ハ公訴ノ實行ニ付各其ノ廳及管轄區域内ノ檢察廳ニ於テ或ル檢事ヲ取扱フベキ事務ヲ自ラ取扱ヒ又ハ之ヲ他ノ檢事ニ移スコトヲ得
 第二十三條 檢事ハ犯罪ノ捜査其ノ他職務ヲ執行ニ付司法警察官吏ヲ指揮ス
 第二十四條 司法大臣ハ檢察廳ヲ監督ス
 第二十五條 檢事總長、檢察院及檢事正ハ各其ノ廳ノ檢事ヲシテ監督事務ノ一部ヲ取扱ハシムルコトヲ得
 第二十六條 檢事總長、檢察院、檢事正、支廳ノ上席ノ檢事又ハ首席檢事差支アラルトキハ各其ノ廳ノ檢事席次ノ順序ニ依リ之ヲ代理ス
 第二十七條 檢事一人ノ支廳又ハ區域檢察廳ノ檢事差支アルトキハ其ノ廳ヲ監督スル檢事正ハ其ノ職務ヲ代理スベキ者ヲ命ズ
 第二十八條 司法警察官及司法警察官吏ノ職務ヲ行フ者ニ對スル監督ハ前四條ノ例ニ依ル
 第二十九條 檢事總長、檢察院、檢事正、支廳ノ上席ノ檢事又ハ首席檢事差支アラルトキハ各其ノ廳ノ檢事席次ノ順序ニ依リ之ヲ代理ス
 第三十條 司法警察官及司法警察官吏ノ職務ヲ行フ者ニ對スル監督ハ前四條ノ例ニ依ル

ノ裁判所書記ノ職務上ノ行為ハ各之ヲ檢事又ハ檢察廳書記ノ職務上ノ行為ト看做ス
 (司法大臣ノ出席ヲ願ヒマス)ト呼ブ者アリ
 ○野田文一郎君(野田君ニ申上ゲマス、司法大臣ハ只今マデ審議シテ居ラレマシタガ、委員會ニ出席ノ爲ニ退席致サレマシタガ、司法警察次官ガ居リマスカラ、此段申上ゲテ置キマス
 ○野田文一郎君(野田君ニ申上ゲマス、檢察廳法案ニ付テ提案ノ理由ヲ説明致シマス、此兩法案ハ何レモ我國司法制度ガ創設セラレマシタカラ、五十年ノ歴史ヲ持テ居リマスガ、其司法制度ヲ根本的ニ大改革ヲ斷行セントスルモノデアリマスカラ、勿論重要性ヲ有スルコトハ申上ゲモゴザイマセズ
 コ、數年來我國人權保障ノ事件ガ甚出ラ致スコトハ改メテ申上ゲル迄モナイ、此演壇ニ於テモ幾度カ現實ノ問題ヲ提ヘテ、或ハ實例トナリ、若クハ決議トナシテ居リマス、貴族院ニ於テモ、論議セラレテ居リマス、衆議院ニ於テモ、第六十九議會ニ於テキマシテ、司法省ノ豫算ヲ議スルマデ、其内容ハ新案ナトゴ書イテアリマス、(近時司法事務動モスレハ公正ノ缺キ人権頻リニ蹂躪セラレ其ノ結果裁判ノ適正ヲスラ疑ハシムルニ至リ民衆怨嗟ノ聲ヲ聞ク政府ハ宜シク法制ヲ改メ其ノ運用ヲ慎ミ當該官吏ヲ指導奮勵シテ此ノ弊風ヲ一掃スヘシ)凡ソ私ノ記憶スル所デハ、議會ガ開カレマシテ以來、司法事務動モスレバ適正

消又ハ變更ヲ命ズルコトヲ得ル檢事ノ處分ハ此ノ限ニ在ラス
 抗告ハ原檢察廳ヲ經由シテ書面ヲ以テ之ヲ爲スベシ
 第三十條 抗告ニ對スル處分ハ抗告申立人ニ通知スベシ
 第三十一條 檢察廳ノ事務章程ハ司法大臣之ヲ定ム
 附則
 第三十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 第三十三條 區檢察廳ノ檢事ノ職務ハ當分ノ内司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得
 第三十四條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ檢事タル資格ヲ有スル者ハ本法施行後ト雖仍其ノ資格ヲ有ス
 第三十五條 從前ノ檢事局ハ第八條ノ適用ニ付テハ之ヲ檢察廳ト看做ス
 第三十六條 罰則法ノ重罪ノ刑又ハ禁錮ニ處セラレタル者ハ第九條ノ適用ニ付テハ之ヲ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス
 第三十七條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ裁判所書記タル資格ヲ有スル者ハ本法施行後ト雖仍檢察廳書記タル資格ヲ有ス
 第三十八條 本法施行ノ際現ニ檢事ノ職ニ在ル者ハ別ニ辭令ヲ用ヒズ同官等俸給ヲ以テ檢事ニ任ゼラレタルモノトシ各區裁判所檢事局ノ檢事ハ當該區檢察廳ノ檢事ニ、各地方裁判所檢事局ノ檢事又ハ檢事正ニ、各控訴院檢事局ノ檢事又ハ檢事長ハ當該檢察廳ノ檢事又ハ

ヲ缺キ、人權頻リニ蹂躪セラレ、ト云フガ如キ決議ヲ附シテ、司法省ノ豫算ノ通過シタ例ハ、恐ラクハナイデアラウト思ヒマス、斯様ナル決議ガ現レルト云フコトハ、容易ナコトデアライナリデアリマシテ、餘リニ深刻ニ且ツ大量ニ、全國的ニ人權蹂躪ノ事實ガ顕著ヲ致シマシタカラ、遂ニ議會ノ決議トナリテデアルト云フコトハ、申上ゲモアザマセズ、更ニ第七十一議會ニ於テキマシテハ、司法制度改革ニ關スル決議ガアリマス、其内容ハ一檢察、裁判其ノ他我カ司法省ノ進行事務ニ關シ其ノ改革ヲ圖リ以テ憲政有終ノ美ヲ濟スノ方策ヲ講スルコト正ニ現下ノ喫緊事項ナリ仍テ政府ハ速ニ司法制度改革ニ關スル調査會ヲ設ケ之カ改正案ヲ次期帝國議會ニ提出スヘシ)如何ニ我ガ司法省ガ國民ノ信頼ヲ失ヒ、威信ヲ失墜シテ居ルカト云フコトガ、之ニ依リマシテモ明瞭デアリマス、更ニ又今期議會ニ於テ、本月ノ二日ニ檢察廳行使ニ關スル決議ガ行ハレテ居リマス、アノ決議ハ主トシテ審判事件、横濱ノ疑獄事件、是等ニ付テ責任ノ所在ヲ明ニシナイ、連ニ其責任ヲ明ニシテ檢察廳行使ノ妥當公正ノ期スルノ策ヲ講ジナケレバナラス、斯ウ云フコトノ趣旨デアリマス、私ハ審判事件ニ於テ、是マデ世間ニアリマシタヤウナ、拷問トカ云フヤウナ人權蹂躪ガアツカドカハ存ジマセズ、併シアノ事件ニ於テ一ツノ看過スベカラザルコトハ、三士忠造氏其他ノ人々ニ付キマシテハ、長多クモ勸許ヲ仰イデ拘禁シ、之ヲ起訴ヲ致シテ居ル、而シテ其事件ハ無罪ニナツタ、唯檢事ガ起訴ヲ致シテ無罪ニナツタト云フダケデ、直チニ其責任ヲ云々スルモノデアライ、併ナガラ、長クモ勸許ヲ仰イデ起訴ヲ致シ

ク者が無罪ニナラズ、而モ其人ハ無罪ノ判決ガ確定スルヤ、直チニ最高ノ恩賞ヲ受ケマシテ、旭日大勲章ト云フカ、左様ナ最高ノ恩賞ヲ受ケテ、前官ノ禮遇マデモ賜ヘテト云フコトデアリマス、眞ニハ罪アリトシテ勅許ヲ仰ギ、其後又無罪トナルヤ、陛下ノ勅許ヲ仰イデ恩賞ヲ賜ハルト云フコトハ、前後矛盾、餘リニ聲明ヲ載セ奉ルモノト官ハナケレバナラス(拍手)左様ナ事ガ看過セラレマシテ、司法ノ威信ドコロデハナイ、立憲政治ニ於ケル裁判ノ責任何處ニ在リヤト云フ、重大ナル問題ガ解決セラレテ居ラスノデアリマス、此問題ハ過去ニ起ラタ問題デアリマスガ、苟モ本院ニ於テ全院一致ヲ以テ左様ナ決議ガ行ハレテ居リマス以上ハ、政府ハ無助共決議ヲ尊重シテ善處シナケレバナラス、然ルニ恬シテ顧ミル所モナク、此權ニ看通致シマシタラバ、其後ハドウナルノデアリマセウカ、議院トシテハ勢ノ赴ク所上奏權ヲ行使シテ、再ビ復斷ヲ仰グト云フコトニ立至ラナイトハ斷言出来マイト思フ、政府ハ斯様ナル結果ヲ招來スルコトモ考ヘマシテ、連ニ善處シナケレバナラスト存ジマス、横濱ノ土木疑獄事件ニ致シマシテモ、土木部長ハ勅任官ノデアリマシタガ、是モ無罪ニナラズ、而モ其取調中ニ於テハ、可ナリ言詰ニ現ハシ難イ程ノ拷問事件ガアツタト云フコトデアリマス、其事性モ無罪ニナラズガ、檢察ハ控訴セズ、而シテ其被告ニナラシ田邊良忠ト云フ人ハ、裁判ノ確定スルヤ、直チニ内務省ノ技師ニ委任ヲ致シテ居ル、斯ウ云フコトニ付テモ、檢察當局ハ速ニ責任ノ所在ヲ明ニシテ、國民ニ對シテ納得ノ行クダケノ處置ヲ執ラナケレバナラスト思フノデアリマス、併ナガラ是等ノ

人権蹂躪者クハ拷問ト云フガ如キ、檢察權ノ行使ノ妥當ヲ缺イタト云フコトハ、其事自體ガ立憲國ニ於テ許シベカラザルコトデアリマス、ソレヨリモ更ニ恐ルベキハ、其人権蹂躪ニ依テ作ラレタル證據ガ、斷罪ノ證據トナラズ、遂ニ罪ナクシテ刑罰ノ人トナリ、多年ノ間努力奮闘致シテ築上ゲタ自分ノ社會上ノ地位モ、名譽モ、一切ヲ粹ニ振テ、天ヲ恨ミ地ニ哭シテ、恨ヲ呑ンテ居ル所ノ我等ノ同胞ガ幾人アルカ知ラナイ、其我等ノ同胞ハ、陛下ノ赤子デアリマス、我が國體ニ於テハ、天皇ハ我等萬民ノ父母ニ在リマス、我等萬民ノ父母ニ在リマス所ノ、天皇ガ司法權ヲ有セラレル、併シ憲法ノ上ニ於テ、天皇ハ御自ら司法權ヲ行使シ給ハラズ、獨立ノ裁判所ヲシテ之ヲ行ハシマラル、ノデアリマス、裁判所ハ、天皇ノ御名ニ於テ司法權ヲ行使スルノデアリマス、斯ノ如ク罪ナクシテ、現代ノ今日、陛下ノ御名ニ於テ裁判ヲ受ケテ、牢獄ニ投ゼラレルヤウナ者ガアルト云フコトハ、忍ベカラザルコトデアリマス、此重大ナル結果ヲ生ズルコトヲ思フ時、人權蹂躪其モノヨリハ、其結果現レル所ノ無辜ノ良民ノ罰セラレルト云フコトガ、ヨリ重大ナル結果ヲ來スノデアリ、然ラバ何故ニサウ云フコトニナルカト申シマス、司法權ヲ行使スルノ權ハ、中シマセズ、檢察ガ無理ナ取調ヲシテ自白セシムルト云フコトハ、何ノ爲デアルカト云ヘバ、豫審若クハ公判ニ對シテ起訴ヲシテ、之ニ對シテ有罪ノ判決ヲ求メントスルノデアリマス、關係者ハ檢察ニ向テハ、檢事ノ取調ハ是ダケ嚴格デアラツテモ、豫審判事ノ所ヘ行ケバ、豫審判事ハ獨立ノ判事デアラ、公平ニ聽イテ與レルダラウト云フ期待

ヲ持テ、檢察ノ前ニ斯ウ云フ風ニ申立ラシテモ、豫審ヲ取消シタラ宜カラウト云フ位ノ考テ、遂ニ心モナイ不實ノ自白ヲ致ス、豫審判事ノ所ニ行テ見ルト、豫期ニ反シテ、豫審判事ハソレ程ノ調ヲスル人デナイト思フタガ、中々許サナイ、勾留シテ置イテ、白狀ヲシナケレバ、モウ一遍入ッテ考ヘテ居レ、或ハ三箇月、六箇月ノ長キニ互ルカモ知レス、斯ウ云フ風ニ言ハレマス、其苦痛ニ堪ヘズシテ、今度公判ニ行タラバ、申開キガ出来ルデアラウカラ、此場合ハ先づ檢察ニ言ッテ通リニシテ置クノ外ハナイ、斯ウ云フ考ニナラツテ又唯ノ自白ヲ繰返ス、是ガ豫審ノ調査ニテ現レマス、公判ニ行テ辨解シテ見テモ、今度ハ豫審調査ガ物ヲ言フ、檢察ガ無理ヲスルト云フコトハ、ルカモ知レナイガ、豫審判事ハ無理ハ言ハナカッタラウ、斯ウ云フ風ニ言ハレマス、因ル、公判ニ於テモ冤罪ヲ雪グコトガ出来ズシテ、有罪ノ判決ヲ受ケル者ガ頗ル多クデアリマス、斯様ナ場合ヲ生ズルノデアリマス、ドウシテモ此根本ニ向テ、再ビ人權蹂躪、自白強要ト云フガ如キ、法ノ認メザルコトハシナイヤウニシナケレバナラス、元來檢察ハ刑事訴訟法ニ於テ、現行犯ニ付テ成ル特殊ノ場合ノ外ハ訊問權ト云フモノハ持テ居ナイ、訊問權ハ持テ居リマセスケレドモ、我が國民ハ洵ニ從順デアリマス、喚出サレテ出頭スル、出頭スルト、事實ニ於テハ豫審判事ガ訊問スルドコロデハナイ、頗ル峻烈ナル訊問ヲスル、併ナガラ書面ニ現レル時ニハ問、答ト云フ形式デアアルガ、問答ニハナラズ居リマセズ、檢事ノ面前ニ任意ニ出テ行ッテ、問ハズ語リニ自分ノ犯罪ヲ語ッタト云フコ

トニナル、サウ云フヤウナ馬鹿ハナイノデアリマス、カ、聴取書ト云フモノハ、既ニ事實ニ違テ居ルノデアリマスガ、斯ウ云フコトガ平氣で行ハレテ居ル、ソレデ之ヲドウ云フ風ニ根絶スルカト云ヘバ、司法警察官ノ非違ハ檢事ガ之ヲ正セバ宜シイ、檢事ガ間違ッタコトガアレバ、豫審、公判テソレヲ正サナケレバナラスガ、事實ニ於テハ豫審ハ檢事局ニ附置セラレテ居ルヤウナ觀ヲ呈シテ居リマス、裁判所構成法ハ、檢事局ヲ裁判所ニ附置スルノデアリガ、實際ニ於テハ檢事ガ檢事局ニ附置セラレテ居ルト云フ實情デアアル、故ニ豫審判事ハ其職司ハ獨立デアリマス、檢事ノ思フ儘ニ使ハレテ居ルト云フコトガ實情デアラツテ、横濱ノ事件ニ付テノ關係者ガ、私ノ所ニ此間郵便ヲ以テ申シテ來テ居ルノヲ讀ンデ見マス、自分ノ今度感ジタコトハ、豫審ハ檢事ノ書記デアルト云フ感ジテ候イタ、ソレデアアルカラ豫審ノ獨立ト云フコトガアリマシタガ、勿論其通りデアルト思フ、ソレ故斯様ナ自白ヲ強要シ、人權蹂躪スルコトノナキヨウ、根本ノ方策ヲ講ズルノハ、檢事ノ勢力ガ餘リニ強過ギル、此強イ權力ヲ抑ヘテ、弱キ所ノ裁判權、判事ノ方ノ獨立ヲ強化スル、斯ウ云フコトノ外ニ方策ハ私ハナイト思フ(拍手)檢事ガ好シク人權蹂躪ヲヤル管モナイ、畢竟自白ト云フモノヲ裁判所ガ用ヒテ、重要視シテ、ソレガ斷罪ノ主ナル證據ニナリマス、其證據ヲ作ル爲ニ無理ヲスルノデアアル、其無理ヲシナイヤウニスルハ、檢事ノ勢力ヲ抑ヘテ、裁判所ノ勢力ヲ高メルト云フコトノ外ハナイ、ソレニハドウスルカト云ヘバ、

檢察廳ト云フモノヲ別ニ設ケテ、裁判所カラ分離スルト云フコトニスル外ハアリマセズ、日本ノ構成法ハ主ニ佛蘭西ノ構成法ヲ真似ラシテアル部分ガ多ク、檢察ノ如キハ其一ツデアラツテ、佛蘭西ハ檢察ノ勢力ノ強イ國デアアル、其強イ勢力ヲ日本ニ輸入ヲ致シマシテ、裁判所構成法ノ中ニ檢察局ニ關スル官制ヲ定メマシタカラ、ソレデ檢察ノ勢力ガ強クナラツテ、是ハ今ニ始マシタコトデアリマス、ズット以前ニモ司法省ノ總務官ハ大抵檢察ガ兼テ居タ、是ガ議會ノ問題ニナラツテ、近來ハサウ云フコトハアリマセスケレドモ、ヤハリ今日ト雖モ、司法大臣ハ大抵檢察カラ出身シテ居ル、而シテ貴族院議員ニナル人モ檢察出身デアアル、大審院長ヲ辭メタ人デモ、貴族院議員ニ勅選セラレタ者ハナイ、ドウシテモ檢察ノ方ノ勢力ガ強イ、ソコデ檢察廳ト云フモノヲ設ケテ、之ヲ裁判所ノ外ニ獨立セシメ、裁判所ハ憲法ノ規定スル通り、天皇ノ名ニ於テ司法權ヲ行使スル、然ラズ憲法上ノ統治權關ニスルト云フコトニナリマス、レバ、此弊ヲ除クコトガ出來ルノデアラウト思ヒマス、斯様ニシテ檢察ト裁判所トヲ分離スルノデアリマスガ、世ノ中ニハ裁判所構成法ノ中ニ檢察ニ關スル官制ガアリマス、司法權ノ行使ト云ヘバ、檢察ノヤルコトモ司法權ノ行使デアルト誤解シテ居ル人モアリ、最モ甚シイノナルト、檢察ガ訊問ヲスル時ニ、才前サンハ此役所ニ入ル時ニ屋根ノ上ニ御紋章ノアルノヲ見タカ、吾々ハ天皇ノ名ニ於テ訊問スルノガ、斯ウ云フ飛コトヲ私ハ聞キマシタ、是ナドハ檢事ニ非當職ナ話デアリマスガ、恐ラクハアツタコ

トデアラウト思フ、憲法上司法權ヲ行使スル者ハ裁判所デアラツテ、檢察權ト云フモノハ少シモナイ、ソレデ憲法ノ精神ニ則リマシテ、檢察局ト裁判所トヲ分離スルト云フコトガ、最も主要ナ改正ノ點デアリマス、第二ニハ、大審院長ノ地位ヲ高メテ、現在ノ制度デハ大審院長ハ其院ノミヲ監督スルノデアリマスガ、大審院長ヲシテ全國ノ裁判所ヲ監督セシムルト云フコトデアリマス、是ハ多分大正十年頃デアラツタ存ジマスガ、全國ノ控訴院長ガ會議ヲシテ、大審院長ニ全國裁判所ノ監督權ヲ與ヘヨト云フコトノ決議ヲシテ、司法大臣ニ建議シタコトガアルト云フコトノ聞イテ居リマス、故ニ司法部ノ内部ニ於キマシテモ、大審院長ノ權限ヲ擴張スルコトハ輿論トナツテ居ルコトガ分ル、又本院ニ於キマシテモ、昭和二年頃ニ建議案ガ可決ニナラツテ、大審院長ニ監督權ヲ與ヘヨト云フコトニナラツテ居リマス、此大審院長ノ地位ヲ高メテ權限ヲ擴張スルト云フコトガ、第二ノ改正デアリマス

第三點ハ裁判ノ構成員ヲ増スト云フコトデアリマス、地方裁判所ハ三人、控訴院ハ五人、大審院ハ七人、斯ウ云フ風ニ元來構成法ハナラツテ居ラノデアリマスガ、其後經費節減ノ爲ニ、控訴院ハ三人、大審院ハ五人ト云フコトニ變ヘタノデアリマス、併ナガラ三人デ地方裁判所デアリマス、併ナガラ其ヤリ直シマスルノニ、同ジヤウニ三人デアルト云フコトデハ、裁判所ノ構成トシテ陣容ヲ成サナイ、合議制ハ三人デ相談シタモノヲ、ヤリ直ストキニ五人、五人デヤツタモノヲヤリ直ストキニ七人、斯ウ云フ風ニシテ漸次人員ヲ増スト云フコトガ合理的デア

リマスノミナラズ、實際ニ於テモ五人ナラバ自由ニ論議ヲシテ、色々ナ點ヲ研究ラシマスルガ、三人デハ簡單ニ付テシマフ、陪席判事ハ唯判決書ヲ書ク屬官ノヤウナコトニナラツタマフノデアリマス、是ハドウシテモ五人、七人ニ漸次上ゲナケレバナラス、試ミニ罪ナキ者ガ有罪ノ判決ヲ受ケテ、覆審ヲ求メントスル立憲ニナラツタコトデアリマス、同ジヤウナ平々凡々ノ人ニ裁判ノヤリ直シラシテ貰フテ、自分ノ運命ガ決マレノデアルト云フコトニナルト、是ハ不安ニ堪ヘナイ、故ニ費用トシテハ僅カノコトデアリマス、元ノ通りニ戻スト云フノデアリマス

其次ハ任用ノ制度デアリマスガ、由來今日ノ裁判ハドウモ世ノ中ノ實情ニ副ハナデハナイト云フコトヲ聲明ラ致シマシテモ、社會常識ニ乏シイ人ガ裁判ヲスルノデアラツテモ、ハ、洵ニ不安極マル、裁判官ノ會議論ト云フモノハ、今ヤ天下ノ定論ニナラツテ居リマス、詳シクハ申シマセズ、是ハヤハリ民間生活シテ者カラ判事ヲ任用ラシテ、ソレヲ再教育スルノ外ハナイ、即チ三年以上辯護士トシテ野ニ在テ法律事務ニ從事シタ者、民間ノ事情ニ幾ラカ經驗ヲ持タ者ヲ、判事ニ採用スルト云フコトニシテ、其登用門一ツニスルト云フコトデアリマス、斯ノ如クニシテ尙ホ判事ノ信念ヲ高メテ、判事ノ養成ト云フコトヲ致サナケレバナラス、先ニ申ス通り司法權ハ、天皇ノ名ニ於テ行フモノデアアル、憲法上、天皇ノ名ニ於

テ大權ノ行ハル、コトハ、攝政ノ場合ト裁判所ノ外ニハアリマセズ、立法權ハ議會ガ協贊スルケレドモ、陛下自ら之ヲ行使セラレ、天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フアル、ソレ程最高ノ權力ヲ行使スルノデアラツテ、而シテ上、陛下ト下、万民トハ父ト子トノ關係デアアル、斯様ナル高イ理想ヲ持テ裁判ヲスルニ宜シイガ、唯月給ノ爲ニ裁判ヲスルト云フヤウナ、低イ考デハイケマセズカラ、裁判所ハ憲法上ノ統治機關デアルト云フコトニ徹底ラシテ、法律學ノ一端ヲ學ンダケデハイケナイ、其人ノ信念ヲ作ラ、一ツノ事件ヲ裁判スル時ニモ、此裁判ニ依ラツテ、天皇ノ大政ニ實シ奉ルノデアアル、斯ウ云フヤウナ高イ信念ト理想トヲ持テ、裁判ヲスルコトニ致サナケレバナラス、ソレニハ再教育ヲ必要ト致シマスガ、ソレハ姑ク措イテ、先ツ登用門トシテ民間カラ之ヲ採ルト云フコトニ致シタイノデアリマス

最後ハ停年制ノ廢止デアリマス、即チ判事ハ六十三歳若クハ五歳ニシテ退職ニナルト云フコトニナラツテ居リマス、此停年制ト云フコトハ、或ハ最高ノ判事ガ自分ノ獨立ノ地位ヲ持シテ容易ニ退カナイ、ソレヲ目標トシテ出來テ法律デアルト云フコトハ、天下周知ノ事實デアリマス、併ナガラ人ノ争ヲ裁判シ、罪ノ有無ヲ決クト云フコトハ、相當年齢ヲ經テ、世ノ中ノ有ル事情ニ精通ラ致シテ者デナケレバナラス、學校ヲ出テ試験ニ及第シテ僅カク三十未滿ノ若イ人ガ、此複雜ナル世ノ中ノ争ヲ裁判ラシ、刑事事件ノ裁キマスルト云フガ如キコトハ、洵ニ不安極マルモノデアリマス、年齢ノ如何ニ拘ラズ立派ナ人ハ何時迄モ職務ヲ

執ル、檢事ハ是ト趣ヲ異ニ致シマセウガ、人ノスル裁キヲ者ハ年輪ノ問題デハナイ、其人ガ如何ナル圓滿ナル常議ヲ持テ居ルカ、偉大ナル常議ヲ備ヘテ居ルカト云フコトニ依テ決マルノデアリマス、常議ハ一朝ニシテ出来ルモノデハナイ、故ニ此修年制ヲ廢止シテ、人事ガ停滯スルナラバ、ソレハ別ノ方法ニ依テ考ヘルト云フコトニ致スベキモノデアリ、新様ニ考ヘルノデアリマス

大體以上ノ五點ヲ主眼ト致シマシテ改正案ヲ作り、此改正ノ機會ニ於テ、第一條カ最最後マデ條文ヲ整理致シテ、現代的ニ最モ簡明ニ條文ヲ作り直シテデアリマス、何卒諸君ノ御協賛アラント切ニ希望致シマス(拍手)

○閣議(小山松壽) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセウカ
○閣議(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシク

○閣議(小山松壽) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセウカ
○閣議(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシク

○閣議(小山松壽) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセウカ
○閣議(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシク

午後三時五十七分開議
○閣議(金光庸夫) 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス

○閣議(金光庸夫) 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際政府提出、航空機製造事業法案ヲ議題ト爲シ、委員長ノ報告ヲ求め、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス
○閣議(金光庸夫) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセウカ

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

航空機製造事業法案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)
報告書
一 航空機製造事業法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月十七日
委員長 岡崎久次郎

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

フ、所謂本案記載ノ航空機ノ獎勵ニ當ルモノハ、當ニ航空機ノ機體トシテハゴザイマセウ、航空機ノ機體ハ勿論、エンジン、即チ發動機、プロペラー、ソレ以外ニ御承知ノ通り航空機ニハ貴重ナル輕合金ガ必要デアリマシマス、所謂「ジュラルミン」或ハ超「ジュラルミン」、「ニッケル」ト云フヤウナ材料ノ必要上、此材料製造モ特ニ與ルノデアリマス、更ニ又非常ナ精密工業デアリマシマス、其部分品ノ製造モ此獎勵範圍ニ入ルノデアリマシク、政府ノ官所ニ依ルト、凡ソ三百万圓以上ノ會社ヲ以テ、許可會社トスルト云フコトニナッテ居ルノデアリマス、此許可會社ニ對シテハ、工作機械ヲ輸入スル爲メ輸入税ノ免除、或ハ新規ニ航空事業ヲ爲サントスルモノノ爲メ、所得税、營業收益税等ヲ五箇年間免除スルト云フ、大要其特典ヲ與ヘル、其他ニ指導、監督、獎勵ヲ致ス法案デアアルノデアリマス

斯ル貴重ナル以上ノ内容ヲ有スル法案デアリマシマス、委員會ハ三月十一日開催以來一日モ休ミマセウ、連續今日マデ委員會ヲ繼續致シマシク、當局大臣ハ勿論、陸海軍大臣モ出席セラレマシク、委員ハ熱心ナル質疑ヲ行ハレ、當局カラ又熱誠ナル答辨ガアッタデアリマス、其委員會ニ於テハ、上上ガテ、詳細ハ委員會ノ速記録ニ譲リテ、イト思ヒマス、委員會ノ質問ニ於テ、海軍、陸軍兩大臣ニ對シマシク、海軍ハ航空機ヲ持テ居ル、陸軍モ航空機ヲ持テ居ル、海陸各性能ヲ速ヘテ居ルノガカラ、各ノ航空機ヲ持ツコトハ當然デアアルガ、モウ一ツ其上ニ航空省トカ、中央航空省トカ云フ

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

タ、大キイ組織ノ航空省ヲ有スルコトガ、一朝有事ノ時ニ必要デアリナイカト云フ質問ガアッタデアリマス、之ニ對シテ海軍大臣及陸軍大臣カラ、斯ウ云フヤウナ御答辨ガアッタデアリマス、ソレハ必要デアリ、必要デアリガ、現在ハ海軍航空機ニ於テモ、陸軍航空機ニ於テモ、其生産充實擴張ニ於テ、日モ亦足リヌ状態デアアルノデアッテ、今直チニ中央航空省ト云フヤウナコトニ手ヲ出スコトハ、到底出来ナイコトデアリ、長イ先ノ將來ヲ考ヘレバ、サウ云フ必要モアルカモ知レヌケレドモ、現在ニ於テハソコ迄ハ至リ兼ねルト云フヤウナ御答辨ガアリマシク、更ニ航空路ノ擴張ニ付テ熱誠ナ質問ガアッタデアリマス、即チ從來航空路ハ海ニ短カッタケレドモ、今日ハ北支、滿洲、更ニ中支、其他東亞、歐洲連絡ニ對スル航空路ノ開發ニ努メルコトガ急務デアリナイカ、此質問ニ對シテハ、選任大臣カラ詳細ナル御答辨ガアッタデアリマス、即チ今日ハ滿洲ノ航空路ハモット擴張シナケレバナラヌ、又内地カラ上海、南京ニ航空スル航空路モ開キタイト思フ、又内地カラ青島ヲ經テ天津、北京ニ到ル航空路モ開キタイト思フ、ソシテ更ニ北京、南京、滿洲ト云フ連絡ヲ取ル考デアルト云フヤウナ御答辨ガアリマシク、近キ將來ニ實行スルヤウナ御考デアラシイノデアリマス、歐亞連絡ニ付テハ、事外交ニ互ル問題デアリマシク、折角努力ヲシテ居ルガ、此際ハハッキリト申上ガ兼ネルト云フヤウナ御答辨デアリマシク、更ニ一議員カラ規格ヲ統一シトラドウカト云フヤウナ重大ナ質問ガアリマシク、ソレニ對シテ、海軍大臣カラ、ソレハモウ絕對ニ希望スル所デアリマス、規格ノ統一ノ出

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

來ナイモノガアル、例ヘバ水上飛行機ノ如キハ、母艦ニ就セルカラ、翼ヲ折テ積マナケレバナラヌト云フヤウナ所ヘ、統一出來ナイケレドモ、大體ニ於テハ統一シタイト云フ考デアルト云フヤウナ御答辨デアリマシク、更ニ又今ノ選任省ノ航空局ハ餘リ小サイデハナイカ、航空事業モセス、飛行機一臺モ持ツ、サウシテ唯指導指導ダケデハ、餘リ小サイデハナイカ、モット通信大臣ハ度御ア宜クシテ、豫算ヲ取ツテ、サウシテ航空局ノ擴張ヲ爲サトラドウカト云フヤウナ、嚴密ノ質問ガアッタデアリマシク、之ニ對シテ選任大臣ハ、其趣旨ヲ非常ニ感謝セラレテ居ラ、來年度ハ大イニ努力スルト云フヤウナ御答辨デアリマシク、モット通信大臣ハ、新様ナ風ニ有ル方面ニ對シ、航空ノ現下ノ必要ニ對シテノ質問ハ十二分ニ行ハレタデアリマス

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

○閣議(金光庸夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシク、航空機製造事業法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求めマス——委員長岡崎久次郎君

ヲ見テコトハ洵ニ遺憾至極ナル、而シテ之ヲ發見シタ場合ニハ、直チニ歸還セシムルヤウナ方法ヲ執リ、即チ召集解除シタト云フコトデアリマス、併ナガラ尙ホ戦地ニ是等兵籍ノナキ者ガ從軍シテ居ルノデアリマスルカラ、前段申上ダテヤウナ處置ガ必要トナルノデアリマス、委員會ハ多數ノ兵籍ノコトデアリマスルカラ、新様ナリ得ベカラザルコトガ有リ得ヤウナ事態モ已ム得ヌガ、サリナガラ是ハ召集事務上ノ大失態デアリカラ、今後新様ノコトハ格段ノ注意ヲ以テ、再ヒ新様ナクシテ演進シナイウニト云フヤウナ意味ノ希望ヲ囑シマシテ、サウシテ討論ニ入りマシタ、民政黨ヨリ大島君、政友會ヨリ野方君、第一議員俱樂部ヨリ永山君、社大ヨリ前川君、第二控室ヨリ今井君ノ諸君カラ、原案賛成ノ御意見ガアリ、討論終結致シマシテ、全會一致ヲ以テ原案ヲ認メテ次第デアリマス、詳細ハ何卒速記録ニ依テ御承知ヲ願フコト致シマス、甚ダ簡單デアリマスガ、以上ヲ申上ゲマシテ、何卒委員會決定ノ通り可決確定アラントテ要望致シマス(拍手)

○副議長(金光廣夫) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセカ
 ○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍チ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシテ

○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍チ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシテ
 ○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍チ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシテ

○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍チ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシテ
 ○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍チ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシテ

○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍チ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシテ
 ○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍チ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシテ

者ハ科料ニ處ス
 第五條 第二條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス
 第六條 營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テタルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルコトヲ得ス
 明治三十三年法律第五十二號ハ本法ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス
 附則
 本法ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本法施行ノ際滿二十年ニ達シタル者ニ付テハ本法ハ之ヲ適用セズ
 ○林平馬君 自席ヨリ……

○副議長(金光廣夫) 許可致シマス
 ○林平馬君 只今上程ニナリマシタ青年禁酒法案ノ提出ノ趣旨ヲ申上ゲマス、本案ハ現ニ酒ヲ飲ム習慣ヲ持テ居ル個人ヲ、直接ニ且ツ主要ナル對象トスルモノデアリマス、廣ク我ガ民族ノ保健、殊ニ次ノ時代ノ民族優生ヲ對象ト致シ、併セテ當面ノ非常時局ニ應ズル爲メ、戰鬥力及ビ産業能率ノ維持増進ヲ圖ラントスルモノデアリマス、隨テ現ニ酒類ヲ用ヒナイ習慣ヲ有スル所ノ青年ニ對シテ、一定ノ年齢ニ達スルマデ、其習慣ヲ保持セシムルト共ニ、他國國家ハ青年ガ酒ヲ飲ムコトヲ欲シナイコトノ、國

○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍チ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシテ
 ○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍チ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシテ

○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍チ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシテ
 ○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍チ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシテ

第四 護國共同組合法案 (池田秀雄君 外一名提出) 第一讀會
 第五 護國共同組合法案 (藤原義政君 外四名提出) 第一讀會

護國共同組合法案 第一章 總則
 第一條 護國共同組合ハ國民皆兵ノ本義ニ鑑ミ互助共同ニ依リ兵役義務履行ニ必要ナル家庭ノ經濟的準備ヲ盡ヘ護國ノ精神ヲ振作スルヲ以テ目的トス
 第二條 護國共同組合ハ法人トス
 第三條 護國共同組合ノ名稱ニハ護國共同組合タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フヘシ
 護國共同組合ニ非サレハ其ノ名稱中ニ護國共同組合タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得ス
 第四條 護國共同組合ニハ所得稅、登録稅及印紙稅ヲ課セス又地方稅ヲ課スルコトヲ得ス
 第二章 設立
 第五條 護國共同組合ノ地區ハ市町村又ハ町村組合ノ區域ニ依ル但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ區域ニ依ラサルコトヲ得
 前項中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトス
 第六條 護國共同組合ハ其ノ地區内ノ世帯主ヲ組合員トス但シ世帯主ニ非サル者又ハ法人亦組合員タルコトヲ得
 第七條 護國共同組合ヲ設立セムトスルトキハ其ノ地區内ノ世帯主五十人以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ作リ地方長官ノ認可ヲ受クルヲ要ス

第八條 護國共同組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタルトキニ成立ス
 第九條 定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スルコトヲ要ス
 一 目的
 二 事業
 三 名稱
 四 地區
 五 事務所ノ所在地
 六 共同金ノ負擔及交付ニ關スル規定
 七 役員及組合ニ關スル規定
 八 經理ニ關スル規定
 九 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
 十 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由
 十一 其ノ他組合ニ關スル重要ナル事項
 第三章 事業
 第十條 護國共同組合ハ陸軍又ハ海軍ニ徵集、徵募又ハ召集セラレタル者アルトキ組合員ニ對シ共同金ヲ交付シ家業及家事ノ援助ヲ爲シ其ノ他組合ノ目的達成ニ必要ナル事業ヲ行フ
 第十一條 共同金ハ左ニ掲グル者陸軍又ハ海軍ニ徵集、徵募又ハ召集セラレタルトキ其ノ組合員ニ對シ之ヲ交付ス
 一 組合員ト同一ノ家ニ屬スル者
 二 組合員ト生計ヲ同クスル親族
 三 組合員ト同一ノ家ニ屬シ且生計ヲ同クスル者
 護國共同組合ハ其ノ定款ヲ以テ前項第一號及第二號ニ定ムル共同金ヲ受ケヘキ場合ノ範圍ヲ制限スルコトヲ得
 護國共同組合ハ前二項ノ規定ニ拘ラス組合會ノ決議ニ依リ組合員ニ對シ共同

金ヲ交付スルコトヲ得
 第十二條 共同金ハ普通共同金及特別共同金ノ二種トス
 普通共同金ハ家庭ノ事情如何ニ拘ラス均一ノ割合ヲ以テ交付シ特別共同金ハ疾病、災害又ハ家庭ノ狀況ニ因リ必要ナル場合ニ於テ之ヲ組合員ノ決議ニ依リ普同共同金ニ併セテ交付スルモノトス
 第十三條 護國共同組合ハ必要アルトキハ定款又ハ組合會ノ決議ニ依リ組合員ノ家業若ハ家事ノ援助又ハ物品ヲ以テ共同金ノ一部又ハ全部ニ代フルコトヲ得
 第十四條 交付セラレタル共同金ニ對シテハ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス
 第十五條 護國共同組合ノ事業ニ必要ナル經費ハ組合員之ヲ負擔スルモノトス
 前項ノ負擔ハ定款又ハ組合會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
 第十六條 護國共同組合ハ必要アルトキハ定款又ハ組合會ノ決議ニ依リ物品ノ贈出又ハ勞力奉仕ヲ以テ贈金ノ一部又ハ全部ニ代ヘシムルコトヲ得
 第十七條 護國共同組合ハ已ムコトヲ得サル事情アリト認ムル組合員ニ對シ組合會ノ決議ニ依リ前條ニ依ル金品ノ贈出及勞力奉仕ヲ猶豫又ハ減免スルコトヲ得
 第十八條 護國共同組合ハ現役ニ服セザル組合員又ハ現役ニ服セザル者ト同一世帯内ニ在ル組合員ニ對シ其ノ故ヲ以テ特別ノ負擔ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第十九條 護國共同組合ハ第十條ニ規定スル事業ノ外左記各號ニ關シ組合員ノ指導誘掖ニ努ムルモノトス
 一 國民皆兵ノ本義ニ鑑ミ護國ノ精神ヲ振作スルニ努ムヘキコト
 二 自強ノ精神ニ基キ兵役義務履行ニ伴フ家庭ニ於ケル經濟的準備ノ完善ニ努ムヘキコト
 三 隣保相助ノ誼ヲ厚クシ組合員ノ定ムル金品ノ贈出及勞力奉仕ハ組合員ノ精神ニ鑑ミ進テ之ヲ爲スヘキコト
 四 兵役義務者及其ノ家族ヲ敬愛シ其ノ名譽ヲ尊重スヘキコト
 五 其ノ他組合ノ目的達成ニ必要ナル精神指導ヲ爲スヘキコト
 第四章 役員
 第二十條 護國共同組合ニ左ノ役員ヲ置キ組合會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合設立ノ際ニ於ケル役員ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム
 理事 若干名
 監事 若干名
 理事ハ組合長及副組合長各一名ヲ互選ス但シ副組合長ハ必要アル場合ニ於テハ其ノ數ヲ增加スルコトヲ得
 役員ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ケス
 役員ハ必要アル場合ニ於テハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ニ非サル適當ナル者ヨリ選任スルコトヲ得
 第二十一條 役員ハ名譽職トス
 第二十二條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ統轄ス
 副組合長ハ組合長ヲ輔佐シ組合長故障アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合ノ事務ヲ執行ス

第二十三條 組合事務ヲ監督ス

第二十四條 組合事務ノ執行ニ付テハ民法第四十四條第一項、第五十二條第二項及第五十五條ノ規定ヲ準用ス

第五章 組合會

第二十四條 護國共同組合ニ組合會ヲ置ク

組合會ハ組合長及組合會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

理事及監事ハ何時ニテモ組合會ニ出席シ意見ヲ開陳スルコトヲ得

第二十五條 組合會議員ハ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

議員ノ定數及選任ニ關スル事項ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム

議員ノ任期ハ二年トス

第二十六條 組合會議員ハ名譽職トス

第二十七條 組合會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合長之ヲ招集ス

第二十八條 組合會ハ左ニ掲グル事項ヲ議決ス

一 組合定款ノ改廢ヲ爲スコト

二 年度收支豫算ヲ定ムルコト

三 組合事業ノ報告及決算報告ヲ認定スルコト

四 財産ノ管理、處分及取得ニ關スルコト

五 其ノ他本法ニ依リ組合會ノ權限ニ屬セシメタル事項又ハ組合長ニ於テ付議シタル事項

前項第一號ニ掲グル事項ノ決議ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第二十九條 組合會ハ組合長ヲ以テ議長トシ組合長故障アルトキハ副組合長又ハ其ノ他ノ理事議長ノ職務ヲ代理ス

第三十條 組合會ハ組合會議員ノ半數以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス但シ招集再度ニ及フモ尙半數ニ達セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條 護國共同組合ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第三十二條 組合事務費ハ毎年度組合員總數ノ十分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第三十三條 護國共同組合ハ基本金ヲ積立ツルコトヲ得

第七章 解散

第三十四條 護國共同組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 定款ニ定メタル事由ノ發生

二 組合會ノ決議

三 組合會ノ合併

四 組合員カ三十人未滿ニ減シタルトキ

五 組合ノ破産

組合ノ解散及合併ハ組合會議員總數ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第三十五條 合併ニ因リテ組合ヲ設立スル場合ニ於テハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關スル行為ハ各組合ニ於テ選任シタル者共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第三十六條 組合會ノ決議ニ因リ解散又ハ合併ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第三十七條 合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

第三十八條 民法第七十條ノ規定ハ護國共同組合ノ解散ニ之ヲ準用ス

第八章 清算

第三十九條 清算人ハ其ノ職務ノ範圍内ニ於テ理事ト同一ノ權利義務ヲ有ス

第四十條 清算人ハ就職後遲滞ナク組合財産ノ現況ヲ調査シ財産目録及貸借對照表ヲ作り之ヲ組合會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第四十一條 清算人ハ組合ノ債務ヲ辨濟シ又ハ辨濟ニ必要ナル金額ヲ供託スルニ非サレハ組合財産ヲ分配スルコトヲ得ス

第四十二條 清算事務カ終リタルトキハ清算人ハ遲滞ナク決算報告書ヲ作り之ヲ組合會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第四十三條 清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケタル爲損害ヲ生スル虞アルトキハ地方長官ハ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第四十四條 重要ナル事由アルトキハ地方長官ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第四十五條 清算人ノ選任アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ氏名、住所ヲ登記スヘシ

第四十六條 清算終了シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ

第四十七條 民法第七十三條、第七十四條及第七十八條乃至第八十一條ノ規定ハ護國共同組合ノ清算ニ之ヲ準用ス

第九章 監督

第四十八條 護國共同組合ハ第一次ニ北海道廳長官又ハ府縣知事、第二次ニ內務大臣、厚生大臣、陸軍大臣及海軍大臣之ヲ監督ス

第四十九條 監督官廳ハ組合ニ對シ組合ニ關スル報告ヲ爲サシメ組合事務ノ執行又ハ財産ノ狀況ヲ検査シ組合ノ定款、細則、收支、豫算又ハ經費ノ分賦收入方法ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十條 監督官廳ハ組合會ノ決議又ハ役員ノ行為カ適當ナラスト認ムルトキハ決議ヲ取消シ役員ヲ解任シ又ハ議員ノ改選ヲ命スルコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前ニ本法第一條ニ掲グル目的ヲ以テ設立セラレタル組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クルヲ要ス

護國共同組合法案

護國共同組合法

第一章 總則

第一條 護國共同組合ハ國民皆兵ノ本義ニ鑑ミ互助共同ニ依リ兵役義務履行ニ必要ナル家庭ノ經濟的準備ヲ爲ヘ護國ノ精神ヲ振作スルヲ以テ目的トス

第二條 護國共同組合ハ法人トス

第三條 護國共同組合ノ名稱ニハ護國共同組合タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フヘシ

第二章 設立

第五條 護國共同組合ノ地區ハ市區町村又ハ町村組合ノ區域ニ依ル但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ區域ニ依ラザルコトヲ得

前項中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトス

第六條 護國共同組合ハ其ノ地區内ノ世帯主ヲ組合員トス但シ世帯主ニ非サル者又ハ法人亦組合員タルコトヲ得

第七條 護國共同組合ヲ設立セムトスルトキハ其ノ地區内ノ世帯主五十人以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ作り地方長官ノ認可ヲ受クルヲ要ス

第八條 護國共同組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタルトキニ成立ス

第九條 定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 目的

二 事業

三 名稱

四 地區

五 事務所ノ所在地

六 共同金ノ負擔及交付ニ關スル規定

七 役員及組合會ニ關スル規定

八 經理ニ關スル規定

九 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定

十 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

護國共同組合ニ非サレハ其ノ名稱中ニ護國共同組合タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得

第四條 護國共同組合ニハ所得稅、登録稅及印紙稅ヲ課セス又地方稅ヲ課スルコトヲ得

第三章 事業

第十條 護國共同組合ハ陸軍又ハ海軍ニ徵集、徵募又ハ召集セラレタル者アルトキ組合員ニ對シ共同金ヲ交付シ家業及家事ノ援助ヲ爲シ其ノ他組合ノ目的達成ニ必要ナル事業ヲ行フ

第十一條 共同金ハ左ニ掲グル者陸軍又ハ海軍ニ徵集、徵募又ハ召集セラレタルトキ其ノ組合員ニ對シ之ヲ交付ス

一 組合員ト同一ノ家ニ屬スル者

二 組合員ト生計ヲ同クスル親族

三 組合員ト同一ノ家ニ屬シ且生計ヲ同クスル者

護國共同組合ハ其ノ定款ヲ以テ前項第一號及第二號ニ定ムル共同金ヲ受タヘキ場合ノ範圍ヲ制限スルコトヲ得

護國共同組合ハ前二項ノ規定ニ拘ラス組合會ノ決議ニ依リ組合員ニ對シ共同金ヲ交付スルコトヲ得

第十二條 共同金ハ普通共同金及特別共同金ノ二種トス

普通共同金ハ家庭ノ事情如何ニ拘ラス均一ノ割合ヲ以テ交付シ特別共同金ハ疾病、災害又ハ家庭ノ狀況ニ因リ必要アル場合ニ於テ組合會ノ決議ニ依リ普通共同金ニ併セテ交付スルモノトス

第十三條 護國共同組合ハ必要アルトキハ定款又ハ組合會ノ決議ニ依リ組合員ノ家業若ハ家事ノ援助又ハ物品ヲ以テ共同金ノ一部又ハ全部ニ代フルコトヲ得

第十四條 交付セラレタル共同金ニ對シテハ租稅共ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得

第十五條 護國共同組合ノ事業ニ必要ナル經費ハ組合員之ヲ負擔スルモノトス

前項ノ負擔ハ定款又ハ組合會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 護國共同組合ハ必要アルトキハ定款又ハ組合會ノ決議ニ依リ物品ノ贈出又ハ勞力奉仕ヲ以テ贈金ノ一部又ハ全部ニ代ヘシムルコトヲ得

第十七條 護國共同組合ハ已ムコトヲ得サル事情アリト認ムル組合員ニ對シ組合會ノ決議ニ依リ前條ニ依ル金品ノ贈出及勞力奉仕ヲ猶豫又ハ減免スルコトヲ得

第十八條 護國共同組合ハ現役ニ服セザル組合員又ハ現役ニ服セザル者ト同一ノ世帯内ニ在ル組合員ニ對シ其ノ故ヲ以テ特別ノ負擔ヲ爲サシムルコトヲ得

第十九條 護國共同組合ハ第十條ニ規定スル事業ノ外左記各號ニ關シ組合員ノ指導誘掖ニ努ムルモノトス

一 國民皆兵ノ本義ニ鑑ミ護國ノ精神ヲ振作スルニ努ムヘキコト

二 自強ノ精神ニ基キ兵役義務履行ニ伴フ家庭ニ於ケル經濟的準備ノ完善ニ努ムヘキコト

三 隣保相助ノ道ヲ厚クシ組合ノ定ムル金品ノ贈出及勞力奉仕ハ組合ノ精神ニ鑑ミ進テ之ヲ爲スヘキコト

四 兵役義務者及其ノ家族ヲ敬愛シ其ノ名譽ヲ尊重スヘキコト

五 其ノ他組合ノ目的達成ニ必要ナル精神指導ヲ爲スヘキコト

得

共同金ヲ受クルノ權利ハ之ヲ差押フルコトヲ得

第十五條 護國共同組合ノ事業ニ必要ナル經費ハ組合員之ヲ負擔スルモノトス

前項ノ負擔ハ定款又ハ組合會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 護國共同組合ハ必要アルトキハ定款又ハ組合會ノ決議ニ依リ物品ノ贈出又ハ勞力奉仕ヲ以テ贈金ノ一部又ハ全部ニ代ヘシムルコトヲ得

第十七條 護國共同組合ハ已ムコトヲ得サル事情アリト認ムル組合員ニ對シ組合會ノ決議ニ依リ前條ニ依ル金品ノ贈出及勞力奉仕ヲ猶豫又ハ減免スルコトヲ得

第十八條 護國共同組合ハ現役ニ服セザル組合員又ハ現役ニ服セザル者ト同一ノ世帯内ニ在ル組合員ニ對シ其ノ故ヲ以テ特別ノ負擔ヲ爲サシムルコトヲ得

第十九條 護國共同組合ハ第十條ニ規定スル事業ノ外左記各號ニ關シ組合員ノ指導誘掖ニ努ムルモノトス

一 國民皆兵ノ本義ニ鑑ミ護國ノ精神ヲ振作スルニ努ムヘキコト

二 自強ノ精神ニ基キ兵役義務履行ニ伴フ家庭ニ於ケル經濟的準備ノ完善ニ努ムヘキコト

三 隣保相助ノ道ヲ厚クシ組合ノ定ムル金品ノ贈出及勞力奉仕ハ組合ノ精神ニ鑑ミ進テ之ヲ爲スヘキコト

四 兵役義務者及其ノ家族ヲ敬愛シ其ノ名譽ヲ尊重スヘキコト

五 其ノ他組合ノ目的達成ニ必要ナル精神指導ヲ爲スヘキコト

第四章 役員

第二十條 護國共同組合ニ左ノ役員ヲ置キ組合會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合設立ノ際ニ於ケル役員ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム

理事 若干名

監事 若干名

理事ハ組合長及副組合長各一名ヲ互選ス但シ副組合長ハ必要アル場合ニ於テハ其ノ數ヲ增加スルコトヲ得

役員ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ケス

役員ハ必要アル場合ニ於テハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ニ非サル適當ナル者ヨリ選任スルコトヲ得

第二十一條 役員ハ名譽職トス

第二十二條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ統轄ス

第二十三條 組合長ハ組合長ヲ輔佐シ組合長故障アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合ノ事務ヲ執行ス

監事ハ組合ノ事務ヲ監査ス

第二十四條 組合事務ノ執行ニ付テハ民法第四十四條第一項、第五十二條第二項及第五十五條ノ規定ヲ準用ス

第五章 組合會

組合會ハ組合長及組合會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

理事及監事ハ何時ニテモ組合會ニ出席シ意見ヲ開陳スルコトヲ得

第二十五條 組合會議員ハ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

護國共同組合ニ非サレハ其ノ名稱中ニ護國共同組合タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得

第四條 護國共同組合ニハ所得稅、登録稅及印紙稅ヲ課セス又地方稅ヲ課スルコトヲ得

第三章 事業

第十條 護國共同組合ハ陸軍又ハ海軍ニ徵集、徵募又ハ召集セラレタル者アルトキ組合員ニ對シ共同金ヲ交付シ家業及家事ノ援助ヲ爲シ其ノ他組合ノ目的達成ニ必要ナル事業ヲ行フ

第十一條 共同金ハ左ニ掲グル者陸軍又ハ海軍ニ徵集、徵募又ハ召集セラレタルトキ其ノ組合員ニ對シ之ヲ交付ス

一 組合員ト同一ノ家ニ屬スル者

二 組合員ト生計ヲ同クスル親族

三 組合員ト同一ノ家ニ屬シ且生計ヲ同クスル者

護國共同組合ハ其ノ定款ヲ以テ前項第一號及第二號ニ定ムル共同金ヲ受タヘキ場合ノ範圍ヲ制限スルコトヲ得

護國共同組合ハ前二項ノ規定ニ拘ラス組合會ノ決議ニ依リ組合員ニ對シ共同金ヲ交付スルコトヲ得

第十二條 共同金ハ普通共同金及特別共同金ノ二種トス

普通共同金ハ家庭ノ事情如何ニ拘ラス均一ノ割合ヲ以テ交付シ特別共同金ハ疾病、災害又ハ家庭ノ狀況ニ因リ必要アル場合ニ於テ組合會ノ決議ニ依リ普通共同金ニ併セテ交付スルモノトス

第十三條 護國共同組合ハ必要アルトキハ定款又ハ組合會ノ決議ニ依リ組合員ノ家業若ハ家事ノ援助又ハ物品ヲ以テ共同金ノ一部又ハ全部ニ代フルコトヲ得

第十四條 交付セラレタル共同金ニ對シテハ租稅共ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得

第十五條 護國共同組合ノ事業ニ必要ナル經費ハ組合員之ヲ負擔スルモノトス

前項ノ負擔ハ定款又ハ組合會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 護國共同組合ハ必要アルトキハ定款又ハ組合會ノ決議ニ依リ物品ノ贈出又ハ勞力奉仕ヲ以テ贈金ノ一部又ハ全部ニ代ヘシムルコトヲ得

第十七條 護國共同組合ハ已ムコトヲ得サル事情アリト認ムル組合員ニ對シ組合會ノ決議ニ依リ前條ニ依ル金品ノ贈出及勞力奉仕ヲ猶豫又ハ減免スルコトヲ得

第十八條 護國共同組合ハ現役ニ服セザル組合員又ハ現役ニ服セザル者ト同一ノ世帯内ニ在ル組合員ニ對シ其ノ故ヲ以テ特別ノ負擔ヲ爲サシムルコトヲ得

第十九條 護國共同組合ハ第十條ニ規定スル事業ノ外左記各號ニ關シ組合員ノ指導誘掖ニ努ムルモノトス

一 國民皆兵ノ本義ニ鑑ミ護國ノ精神ヲ振作スルニ努ムヘキコト

二 自強ノ精神ニ基キ兵役義務履行ニ伴フ家庭ニ於ケル經濟的準備ノ完善ニ努ムヘキコト

三 隣保相助ノ道ヲ厚クシ組合ノ定ムル金品ノ贈出及勞力奉仕ハ組合ノ精神ニ鑑ミ進テ之ヲ爲スヘキコト

四 兵役義務者及其ノ家族ヲ敬愛シ其ノ名譽ヲ尊重スヘキコト

五 其ノ他組合ノ目的達成ニ必要ナル精神指導ヲ爲スヘキコト

第四章 役員

第二十條 護國共同組合ニ左ノ役員ヲ置キ組合會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合設立ノ際ニ於ケル役員ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム

理事 若干名

監事 若干名

理事ハ組合長及副組合長各一名ヲ互選ス但シ副組合長ハ必要アル場合ニ於テハ其ノ數ヲ增加スルコトヲ得

役員ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ケス

役員ハ必要アル場合ニ於テハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ニ非サル適當ナル者ヨリ選任スルコトヲ得

第二十一條 役員ハ名譽職トス

第二十二條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ統轄ス

第二十三條 組合長ハ組合長ヲ輔佐シ組合長故障アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合ノ事務ヲ執行ス

監事ハ組合ノ事務ヲ監査ス

第二十四條 組合事務ノ執行ニ付テハ民法第四十四條第一項、第五十二條第二項及第五十五條ノ規定ヲ準用ス

第五章 組合會

組合會ハ組合長及組合會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

理事及監事ハ何時ニテモ組合會ニ出席シ意見ヲ開陳スルコトヲ得

第二十五條 組合會議員ハ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

議員ノ定數及選任ニ關スル事項ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム

議員ノ任期ハ二年トス

第二十六條 組合會議員ハ名譽職トス

第二十七條 組合會定款ノ定ムル所ニ依リ組合長ノ召集ス

第二十八條 組合會ハ左ニ掲クル事項ヲ議決ス

- 一 組合定款ノ改廢ヲ爲スコト
- 二 年度收支豫算ヲ定ムルコト
- 三 組合事業ノ報告及決算報告ヲ認定スルコト
- 四 財産ノ管理、處分及取得ニ關スルコト
- 五 其ノ他本法ニ依リ組合會ノ權限ニ屬セシメタル事項又ハ組合長ニ於テ付議シタル事項

前項第一號ニ掲クル事項ノ決議ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第二十九條 組合會ハ組合長ヲ以テ議長トス組合長ハ副議長ノ職務ヲ代理ス

第三十條 組合會ハ組合會議員ノ半數以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス但シ召集再度ニ及フモ尙半數ニ達セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

組合會ノ議事ハ出席議員ノ全員ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス但シ已ニ得タル場合ニ在リテハ其ノ過半數ヲ以テ之ヲ決スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ可同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第六章 經理

第三十一條 護國共同組合ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第三十二條 組合事務費ハ毎年度組合員職金ノ十分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第三十三條 護國共同組合ハ基本金ヲ積立ツルコトヲ得

第七章 解散

第三十四條 護國共同組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 定款ニ定メタル事由ノ發生
- 二 組合會ノ決議
- 三 組合ノ合併
- 四 組合員カ三十人未滿ニ減シタルトキ
- 五 組合ノ破産

組合ノ解散及合併ハ組合會議員總數ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第三十五條 合併ニ因リテ組合ヲ設立スル場合ニ於テハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關スル行為ハ各組合ニ於テ選任シタル者共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第三十六條 組合會ノ決議ニ因リ解散又ハ合併ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第三十七條 合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承継ス

第三十八條 民法第七十條ノ規定ハ護國共同組合ノ解散ニ之ヲ準用ス

第八章 清算

第三十九條 清算人ハ其ノ職務ノ範圍内ニ於テ理事ト同一ノ權利義務ヲ有ス

第四十條 清算人ハ就職後速滞ナク組合財産ノ現況ヲ調査シ財産目錄及貸借對照表ヲ作り之ヲ組合會ニ提出シテ其ノ承認ヲ得ルベシ

承認ヲ求ムヘシ

第四十一條 清算人ハ組合ノ債務ヲ辨濟シ又ハ辨濟ニ必要ナル金額ヲ供託スルニ非サレハ組合財産ヲ分配スルコトヲ得ス

第四十二條 清算事務カ終リタルトキハ清算人ハ遅滞ナク決算報告書ヲ作り之ヲ組合會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第四十三條 清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケタル爲損害ヲ生スル虞アリトキハ地方長官ハ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第四十四條 重要ナル事由アルトキハ地方長官ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第四十五條 清算人ノ選任アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ氏名、住所ヲ登記スヘシ

第四十六條 清算終了シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ

第四十七條 民法第七十三條、第七十四條及第七十八條乃至第八十一條ノ規定ハ護國共同組合ノ清算ニ之ヲ準用ス

第九章 監督

第四十八條 護國共同組合ハ第一次ニ北海道廳長官又ハ府縣知事、第二次ニ內務大臣、厚生大臣、陸軍大臣及海軍大臣ノ監督ス

第四十九條 監督官廳ハ組合ニ對シ組合ニ關スル報告ヲ爲サシメ組合事務ノ執行又ハ財産ノ狀況ヲ検査シ組合ノ定款、細則、收支、豫算又ハ經費ノ分賦收入方法ノ變更ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十條 監督官廳ハ組合會ノ決議又ハ役員ノ行為カ適當ナラズト認めタルトキハ決議ヲ取消シ役員ヲ解任シ又ハ議員ノ改選ヲ命スルコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前ニ本法第一條ニ掲クル目的ヲ以テ設立セラレタル組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クルヲ要ス

○池田秀雄君 其ノ簡單デアリマスカラ、自席カラ發言スルコトヲ御許願ヒマス

○副議長(金光廣夫君) 許可致シマス

○池田秀雄君 只今上程ニナリマシテ護國共同組合法案ニ付キマシテ、簡單ニ提案ノ理由ヲ説明申上ゲマス、本案ハ政友會ノ提議者提出ノ法案ト全ク同一ノ法案デアリマス、昨年ノ通常議會ニ於テキマシテモ、滿場一致ノ御賛成ヲ得マシテ、本院ヲ通過シタリデゴザイマス、是ハ昨年モ説明致シマシタルノ如ク、滿場諸君ノ御理解ヲ願フテ居ルモノト思ヒマスガ、簡單ニ説明ラ致シマス

本案ノ要旨ハ、市町村ヲ一區域トシテ、其世帯主ガ組合員トナツテ、年々カ若クハ月々ニ一定ノ標準ニ依リ金額ヲ集メマシテ、現役者若クハ應召者ノ家族ニ交付シ、又モウ一ツハ、勞務ノ提供ニ依リマシテ、其家族ヲ助ケルコトヲ旨トシテ、現役者若クハ應召者ニ對シテ扶助ヲ爲サントスル精神デゴザイマス、御承知ノ通り我國ノ現行兵制ハ、國民皆兵主義ヲ採テ居リマスカラ、國家ガ之ニ對シ十分ナル扶助保護等ヲ爲スノハ勿論デアリマス、ケレドモ、吾々國民ガ又是等ノ兵役ニ從事シテ居ル諸君ノ家族若クハ遺族等ニ對シ、十分ナル扶助ケラヌルノガ、國

民ノ義務デアルト考ヘルノデゴザイマシテ、其意味ニ於テキマシテ本案ヲ提出シタルノデゴザイマス、尙ホ私共ハ今回ノ事變ニ鑑ミマシテ、此護國共同組合ヲ作テ居ル地方ガ、統後ノ後援ニ於テ、若クハ精神上ノ援助ニ於テ、非常ニ好成績ヲ擧ゲテ居ルコトヲ實際ヲ見マシテ、益々其必要ヲ痛感シテ次第デアリマス、今日ニ於テキマシテハ全國ニ六十ノ組合ガ出來テ居リマスガ、尙ホ設立計畫中ノモノガ二百バカリデアリマス、サウシテ全國ニ於テ此組合ノマダ出來テ居ナイ處ハ沖繩縣ダケデゴザイマス、故ニ私共ハ死兒ノ餘ヲ數フルガ如キモノデゴザイマスケレドモ、昨年ノ議會デ本院ヲ通過シタル本法案ガ法律トナテ居リマシタナラバ、統後ノ後援ハ尙ホ一層能ク徹底シテ居ルノデハナカラウカト信ズルモノデゴザイマス、故ニ今日ノ時局ノ上カラ致シマシテモ、本法案ガ是非各位ノ御賛成ヲ得マシテ、滿場一致通過スルヤウニ御願致ス次第デアリマス、簡單デアゴザイマスケレドモ、之ヲ以テ提案ノ理由ト致シマス(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 提出者立川平君

○立川平君 簡單デアリマスカラ、此處ヨリ發言ノ御許ヲ願ヒマス

○副議長(金光廣夫君) 許可致シマス

○立川平君 吾々ノ提案ハ、只今ノ池田君ヨリ御説明ニ相成ラ法案ト全然同一デアリマス、仍テ詳細ナル説明ハ、今此處ニ於テキマシテハ省略シマスガ、今次ノ支那事變ニ直面致シマシテ、吾々ハ統後ノ後援ガ如何ニ大切ナモノデアラカト云フコトヲ十分ニ知ツクデアリマス、此統後ノ後援ハ實ニ戰時ノミナラズ、平時カラ永續ノ之ヲ準備シテ置クコトガ、必要デアルト云

第三十二條 組合事務費ハ毎年度組合員職金ノ十分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第三十三條 護國共同組合ハ基本金ヲ積立ツルコトヲ得

第七章 解散

第三十四條 護國共同組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 定款ニ定メタル事由ノ發生
- 二 組合會ノ決議
- 三 組合ノ合併
- 四 組合員カ三十人未滿ニ減シタルトキ
- 五 組合ノ破産

組合ノ解散及合併ハ組合會議員總數ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第三十五條 合併ニ因リテ組合ヲ設立スル場合ニ於テハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關スル行為ハ各組合ニ於テ選任シタル者共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第三十六條 組合會ノ決議ニ因リ解散又ハ合併ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第三十七條 合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承継ス

第三十八條 民法第七十條ノ規定ハ護國共同組合ノ解散ニ之ヲ準用ス

第八章 清算

第三十九條 清算人ハ其ノ職務ノ範圍内ニ於テ理事ト同一ノ權利義務ヲ有ス

第四十條 清算人ハ就職後速滞ナク組合財産ノ現況ヲ調査シ財産目錄及貸借對照表ヲ作り之ヲ組合會ニ提出シテ其ノ承認ヲ得ルベシ

承認ヲ求ムヘシ

第四十一條 清算人ハ組合ノ債務ヲ辨濟シ又ハ辨濟ニ必要ナル金額ヲ供託スルニ非サレハ組合財産ヲ分配スルコトヲ得ス

第四十二條 清算事務カ終リタルトキハ清算人ハ遅滞ナク決算報告書ヲ作り之ヲ組合會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第四十三條 清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケタル爲損害ヲ生スル虞アリトキハ地方長官ハ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第四十四條 重要ナル事由アルトキハ地方長官ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第四十五條 清算人ノ選任アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ氏名、住所ヲ登記スヘシ

第四十六條 清算終了シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ

第四十七條 民法第七十三條、第七十四條及第七十八條乃至第八十一條ノ規定ハ護國共同組合ノ清算ニ之ヲ準用ス

第九章 監督

第四十八條 護國共同組合ハ第一次ニ北海道廳長官又ハ府縣知事、第二次ニ內務大臣、厚生大臣、陸軍大臣及海軍大臣ノ監督ス

第四十九條 監督官廳ハ組合ニ對シ組合ニ關スル報告ヲ爲サシメ組合事務ノ執行又ハ財産ノ狀況ヲ検査シ組合ノ定款、細則、收支、豫算又ハ經費ノ分賦收入方法ノ變更ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

ナリマスノデ、勸行上ヨリ申シマシテモ極メテ統制アル勸行ガ出來ル次第デアリマス

申上ダモナク、我民族ノ使命ハ「世界遍照」デアリマス、又其前提トシテ東洋平和ノ確保デアリマス、而シテ之レガ達成ニハ、言フマデモナク人ノ資源ノ培養ヲ以テ最大急務トセバナラズマセン、蓋シ厚生省ノ設置ヲ見ルニ至ツテ所以モ亦茲ニアリト信ズルモノデアリマス

然ルニ近年、青年ノ體力低下ノ問題ハ朝野均シク深憂ニタヘザル所デアリ、之レガ對策ハ一ニシテ足リマセンガ、就中、結核豫防、性病豫防、精神病豫防ヲ相待ツテ酒害豫防ノ必要亦缺クベカラザル事ハ論ヲ待テザル所デアリマス

コノ意味ニ於テ、

二十五歳未滿者ニ對スル禁酒法制定ノ要望ハ既ニ、日本醫師會、中央教化團體、中央社會事業協會等ノ、全國大會ニ於テ、スデニ數回ニ亙ツテ、ソノ實現要望ノ決議ヲ致シタルデアリマス

カノ友邦「ドイツ」ニ於テハ二十五歳以下ノ青年ヲ以テ組織セラレテオリマス青年團「アルバイト」デインスト」ハ、「ヒットラー」總統ニ做ツテ、絕對禁酒ヲ斷行シテ勞動率仕ニイソシシ、復興「ドイツ」ノ中堅トシテ活躍シテ居ル實況ヲ見テ參リマシタリハ、中心ヨリ羨望ニ堪ヘザル次第デアリマス

職ツテ我國ハ如何デ御座イマセウ、開國未曾有ノ事變ニ直面シテ、一部學生青年間ニハ誤レル自由主義的享樂風潮ガ相當根柢ヲ醸成シタル事ハ御承知ノ通りデ、先般警視廳ガ帝都ノ「カフェー」ニ、

「ダンスホール」等ニ果食ヲ不良狩リヲ斷行イタシマシタ際モ、コノ取締リノ網ニカカツタ者ノ年齡調査ノ結果ニ依リマスルト、二十歳以上二十五歳マデノ者ガ最大多數ヲ占メタルデアリマス

最モ緊要シテオラネバナラズ統後ノ青年トシテ、誠ニ慨嘆スベキ行動ノ者ガ餘リニモ多ク、何レモ皆飲酒ノ弊風ヨリ更ニ進ンデ、性的醜態ヲ犯罪行為ニマデ誘導サレ轉落シテ行クノニ、兩親ヤ學校當局ヲシテ嗚呼ラシメタルデアリマス

一國一家ノ將來ヲ雙肩ニ擔ツテ立ツベキ青年ガ、斯ル邪道ニ落チ行ク主タル原因ガ全ク飲酒ニアルヲ思フ時、速ニ本法ヲ制定シテ以テ之レヲ未然ニ防止スル事ハ誠ニ喫緊ノ處置ト確信スル次第デアリマス

本案ノ詳細ニ就テハ委員會ニ於テ御説明申上度イテ存ジマスガ、從來屢々提出サレテ來タモノト相違スル主ナル點ヲ申上ゲマスナラバ

第一ハ適用者ノ年齡ヲ滿二十歳以上二十五歳未滿、内地五百餘萬ノ青年ニ限リマシタ

第二ハ罰則ニ於テ、ナルベク本人ノ自肅自制ヲ出來ルダケ尊重シ、先ヅ警告ヲ與ヘル方針トシ、ドウシテモ改後ノ出來ヌ者ノミヲ處罰スル事トシタノデアリマス

第三ハ本法施行ノ當時滿二十歳ヲ越シテキル者ニハ之レヲ適用セズ、現在ノ未成年者ノ最年長者ヨリ之ヲ適用シ、順次ニ二十五歳マデ及ボス事トシタノデアリマス

之レヲ要スルニ、マダ酒ヲ飲ミ習フテ

居ナイ未成年者ヲ、引續キノノマ、守リ續ケテ二十五歳マデ延長セシメヨウト云フ、親心ノ結晶トモ云フベキ、青年保護ノ法律デゴザイマス

フ充實シテテ美事ニ大國難ヲ突破シタノデアリマス

一ノ擲シテ、村更生ノ先驅トナリ、負債ヲ整理シ、税金ヲ完納シ、貯金ヲ増加シ、疾病ヲ減少シ、學校ヲ住宅ヲ新築スル等、自力更生ノ實ニ顯著ナル處ガ極メテ多イデアリマス

ル大切ナル青年ノ、酒ノ害ヲ防護スル本業ニ對シテハ、國家ノタメ子孫ノタメ、忍シテ御實成アラン事ヲ切望スル次第デアリマス

官報

號外 昭和十三年三月二十日

第七十三回衆議院議事速記第三十一號

昭和十三年三月十九日(土曜日)

午後二時九分開議

議事日程 第三十號

昭和十三年三月十九日

午後一時開議

- 第一 北支那開發株式會社法案(政府提出) 第一讀會
- 第二 中支那振興株式會社法案(政府提出) 第一讀會
- 第三 兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第四 支那事變特別稅法案(政府提出) 第一讀會
- 第五 相續稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第六 臨時租稅徵收法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第七 所得稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第八 登錄稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第九 酒造稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第十 酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

- 第十一 麥酒稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第十二 大正九年法律第十二號中改正法律案(所得稅法ノ施行ニ關スル件)(政府提出) 第一讀會
- 第十三 臨時利得稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第十四 臨時租稅徵收法案(政府提出) 第一讀會
- 第十五 日滿國稅徵收事務共助法案(政府提出) 第一讀會
- 第十六 本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第十七 決議案(石油資源開發ニ關スル件)(菊池良一君外二十二名提出)
- 第十八 航空擴充ニ關スル決議案(多田滿長君外十九名提出)

- 十九 航空擴充ニ關スル決議案(多田滿長君外十九名提出)
- 二十 決議案(石油資源開發ニ關スル件)(菊池良一君外二十二名提出)
- 二十一 決議案(石油資源開發ニ關スル件)(菊池良一君外二十二名提出)
- 二十二 決議案(石油資源開發ニ關スル件)(菊池良一君外二十二名提出)
- 二十三 決議案(石油資源開發ニ關スル件)(菊池良一君外二十二名提出)
- 二十四 決議案(石油資源開發ニ關スル件)(菊池良一君外二十二名提出)
- 二十五 決議案(石油資源開發ニ關スル件)(菊池良一君外二十二名提出)
- 二十六 決議案(石油資源開發ニ關スル件)(菊池良一君外二十二名提出)
- 二十七 決議案(石油資源開發ニ關スル件)(菊池良一君外二十二名提出)
- 二十八 決議案(石油資源開發ニ關スル件)(菊池良一君外二十二名提出)
- 二十九 決議案(石油資源開發ニ關スル件)(菊池良一君外二十二名提出)
- 三十 決議案(石油資源開發ニ關スル件)(菊池良一君外二十二名提出)

- 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第二讀會ノ續(委員長報告)
- 第三讀會ノ續(委員長報告)
- 第四讀會ノ續(委員長報告)
- 第五讀會ノ續(委員長報告)
- 第六讀會ノ續(委員長報告)
- 第七讀會ノ續(委員長報告)
- 第八讀會ノ續(委員長報告)
- 第九讀會ノ續(委員長報告)
- 第十讀會ノ續(委員長報告)
- 第十一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十二讀會ノ續(委員長報告)
- 第十三讀會ノ續(委員長報告)
- 第十四讀會ノ續(委員長報告)
- 第十五讀會ノ續(委員長報告)
- 第十六讀會ノ續(委員長報告)
- 第十七讀會ノ續(委員長報告)
- 第十八讀會ノ續(委員長報告)
- 第十九讀會ノ續(委員長報告)
- 第二十讀會ノ續(委員長報告)
- 第二十一讀會ノ續(委員長報告)
- 第二十二讀會ノ續(委員長報告)
- 第二十三讀會ノ續(委員長報告)
- 第二十四讀會ノ續(委員長報告)
- 第二十五讀會ノ續(委員長報告)
- 第二十六讀會ノ續(委員長報告)
- 第二十七讀會ノ續(委員長報告)
- 第二十八讀會ノ續(委員長報告)
- 第二十九讀會ノ續(委員長報告)
- 第三十讀會ノ續(委員長報告)

官報號外 昭和十三年三月二十日 衆議院議事速記第三十一號 議長ノ報告

內閣印刷局

第九部選出

憲法委員 紅露 昭君(小野廉君補ノ如シ)
一、去十七日常任委員理事補選ノ結果左ノ如シ
憲法委員 昭君(理事小野廉君去十六日委員辭任ニ付其ノ補選)
理事 石坂 繁君(理事飯村五郎君去十六日委員辭任ニ付其ノ補選)

一、去十七日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ
入管者職業保障法中改正法律案(政府提出)委員
委員長 田中 亮一君
理事 片岡 恒一君 森下 國雄君 服部 岩吉君 野口 喜一君

一、去十七日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ
昭和十二年法律第九十二號中改正法律案(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)委員
辭任津原 武君 補岡片岡 恒一君 飼料配給統制法案(政府提出)委員
辭任森 肇君 補岡野中 徹也君
一、去十八日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任委員左ノ如シ
第一部選出委員 稻田 直道君 第八部選出委員 石井徳久次君
一、去十八日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

刑法中改正法律案(一松定吉君外六名提出)外四件委員
委員長 野田文一郎君
理事 西田 郁平君 中村 梅吉君 泉 國三郎君 金澤 正雄君
一、去十八日特別委員理事補選ノ結果左ノ如シ
臨時租稅增徴法中改正法律案(政府提出)外七件委員
理事 小中 清一君(委員東條貞君昨十八日理事辭任ニ付其ノ補選)

一、去十八日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ
飼料配給統制法案(政府提出)委員
辭任平野 力三君 補岡森 肇君
入管者職業保障法中改正法律案(政府提出)委員
辭任小山 亮君 補岡木村 武雄君
○議長(小山松壽君) 是ヨリ會議ヲ開キマス
○議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出シマス、即チ此際日程第四乃至第十六ノ十三案ヲ繰上ゲ一括上程シ、其審議ヲ進メラレシコトヲ望ミマス
○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)
○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシタ
日程第四、支那事變特別稅法案、日程第五、相續稅法中改正法律案、日程第六、臨時租稅增徴法中改正法律案、日程第七、所得稅法中改正法律案、日程第八、登錄稅

法中改正法律案、日程第九、酒造稅法中改正法律案、日程第十、酒精含有飲料稅法中改正法律案、日程第十一、麥酒稅法中改正法律案、日程第十二、大正九年法律第十二號中改正法律案、日程第十三、臨時租稅增徴法中改正法律案、日程第十四、臨時租稅增徴法中改正法律案、日程第十五、日滿國稅徵收事務共助法案、日程第十六、本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル法律案、右十三案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——高橋熊次郎君

法中改正法律案、日程第九、酒造稅法中改正法律案、日程第十、酒精含有飲料稅法中改正法律案、日程第十一、麥酒稅法中改正法律案、日程第十二、大正九年法律第十二號中改正法律案、日程第十三、臨時租稅增徴法中改正法律案、日程第十四、臨時租稅增徴法中改正法律案、日程第十五、日滿國稅徵收事務共助法案、日程第十六、本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル法律案、右十三案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——高橋熊次郎君

第一讀會ノ續(委員長報告)
第四 支那事變特別稅法案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)
第五 相續稅法中改正法律案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)
第六 臨時租稅增徴法中改正法律案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)
第七 所得稅法中改正法律案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)
第八 登錄稅法中改正法律案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)
第九 酒造稅法中改正法律案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)
第十 酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)
第十一 麥酒稅法中改正法律案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)
第十二 大正九年法律第十二號中改正法律案(所得稅法ノ施行ニ關スル件(政府提出))
第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書
支那事變特別稅法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月十八日
委員長 高橋熊次郎
衆議院議長 小山松壽殿
(別紙)
(小字及一ハ委員修正)
支那事變特別稅法案中左ノ通修正ス
第二條 所得稅中法人ノ普通所得及清算所得ニ對スル所得稅ニ付テハ臨時租稅增徴法第二條ノ規定ニ拘ラス所得稅法第二十一條ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ノ百分之十ニ相當スル稅額ヲ增徴ス
第二十一條ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ノ百分之十ニ相當スル稅額ヲ增徴ス
二・五トシタル場合ノ差増額ニ相當スル稅額ヲ增徴ス
所得稅中法人ノ超過所得ニ對スル所得稅ニ付テハ同法第二十一條ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ノ百分之十ニ相當スル稅額ヲ增徴ス
前二項ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ノ百分之十ニ相當スル稅額ヲ增徴スハ普通所得ニ對スル所得稅ノ增徴稅額ハ普通所得ノ百分之五十ニ相當スル金額ヨリ超過所得及超過所得ニ對スル所得稅額(所得稅額)所得稅法第二十一條ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ニ付テハ臨時租稅增徴法第四條ノ規定ニ拘ラス所得稅法第二十一條ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ノ百分之八十七・五ニ相當スル稅額ヲ增徴ス
第三條 所得稅中同族會社ノ普通所得ニ對スル所得稅ニ加算スル稅額ハ普通所得ノ百分之六十ニ相當スル金額ヨリ超過所得及超過所得ニ對スル所得稅額(所得稅額)所得稅法第二十一條ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ニ付テハ臨時租稅增徴法第二十一條ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ノ百分之十ニ相當スル稅額ヲ增徴ス
第四條 所得稅中同族會社ノ普通所得ニ對スル所得稅ニ加算スル稅額ハ普通所得ノ百分之六十ニ相當スル金額ヨリ超過所得及超過所得ニ對スル所得稅額(所得稅額)所得稅法第二十一條ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ニ付テハ臨時租稅增徴法第二十一條ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ノ百分之十ニ相當スル稅額ヲ增徴ス
第五條 所得稅中第三種ノ所得ニ對スル所得稅ニ付テハ所得稅額ノ百分之二十五ニ相當スル稅額ヲ增徴ス
前項ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ハ第三種ノ所得ノ百分之五十五ニ相當スル金額ヨリ超過所得ニ對スル所得稅額ヲ控除シタル後ノ額ニ付テハ第三種ノ所得ノ超過額ヲ控除ス
第九條 砂糖消費稅ハ砂糖消費稅法第三

條及臨時租稅增徴法第十七條ノ規定ニ拘ラス左ノ稅率ニ依ル
一 砂糖
第一種 砂糖色相和爾標本第十一號未滿ノ砂糖 一圓三十錢
第二種 砂糖色相和爾標本第十一號未滿ノ砂糖 一圓三十錢
第三種 砂糖色相和爾標本第十一號未滿ノ砂糖 一圓三十錢
乙 其ノ他ノモノ
甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分之六十ヲ超エザルモノ 一圓三十錢
乙 其ノ他ノモノ 一圓三十錢

乙 其ノ他ノモノ
第一種 其ノ他ノ糖蜜 八圓六十錢
第二種 其ノ他ノ糖蜜 八圓七十錢
甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分之六十ヲ超エザルモノ 八圓六十錢
乙 其ノ他ノモノ 八圓七十錢
甲類 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分之六十ヲ超エザルモノ 八圓六十錢
乙類 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分之六十ヲ超エザルモノ 八圓七十錢
甲類 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分之六十ヲ超エザルモノ 八圓六十錢
乙類 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分之六十ヲ超エザルモノ 八圓七十錢

乙類 物品ノ價格百分ノ十
第一種 物品ノ價格百分ノ十五
第二種 物品ノ價格百分ノ十
甲類 物品ノ價格百分ノ十五
乙類 物品ノ價格百分ノ十
甲類 物品ノ價格百分ノ十五
乙類 物品ノ價格百分ノ十

乙類 物品ノ價格百分ノ十
第一種 物品ノ價格百分ノ十五
第二種 物品ノ價格百分ノ十
甲類 物品ノ價格百分ノ十五
乙類 物品ノ價格百分ノ十
甲類 物品ノ價格百分ノ十五
乙類 物品ノ價格百分ノ十

於テ同條各號ニ掲グル品名毎ニ價格三
千圓以上ノ第二種ノ物品(第一號乃至
第五號ニ掲グル物品ヲ除ク)ヲ所持ス
ル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場
其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ之ニ
物品稅ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本法施
行ノ日ニ於テ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移
出シタルモノト看做シ。其ノ價格中三千
圓ヲ超スル部分ニ付
所ニ依リ其ノ物品稅ヲ徵收ス
前項ノ規定ハ同第三種ノ物品ノ製造者
又ハ販賣者ガ本法施行ノ際製造場又ハ
保稅地域以外ノ場所ニ於テ千圓以上
ノ物品稅ヲ課スル場合ニ於テハ其ノ價格
ノ超過又ハ三十石以上ノ酒類ヲ所持ス
ル場合ニ付之ヲ準用ス
前二項ノ製造者又ハ販賣者ハ第二種ノ
物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ數量、價格
及貯藏ノ場所、第三種ノ物品ニ付テハ
其ノ品名毎ニ數量及貯藏ノ場所ヲ本法
施行後一月内ニ政府ニ申告スベシ

一 相續稅法中改正法律案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ
ト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月十八日
委員長 高橋熊次郎
衆議院議長小山松壽殿

(別紙)
(小字及一ハ委員修正)
相續稅法中改正法律案中左ノ通修正ス
第三條ノ三 被相續人ノ死亡ニ因リ相續
人ノ受取ル生命保險ノ保險金ニシテ被
相續人カ保險契約者タル保險契約ニ基
クモノハ之ヲ相續財產ト看做ス但シ相
續人ノ受取ル保險金ノ合計額カ五千萬
圓ニ滿タサルトキハ此ノ限ニ在ラス
ニ滿タサルトキハ此ノ限ニ在ラス
保險契約者カ被相續人以外ノ者ナル場
合ト雖被相續人カ現實ニ保險料ノ支拂
ヲ爲スモノナルトキハ被相續人ヲ保險
契約者ト看做シ前項ノ規定ヲ適用スル
コトヲ得
第三條ノ四 退職手當、功勞金及此等ノ
性質ヲ有スル給與ニシテ被相續人ニ支
給セラルヘキモノカ被相續人死亡シタ
ル爲其ノ相續人其ノ他ノ者ニ支給セラ
ルルトキハ之ヲ相續財產ト看做ス但シ
給與ノ合計額カ五千萬圓ニ滿タサルトキ
ハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ給與カ相續人以外ノ者ニ支給セ
ラルルトキハ遺贈アリタルモノト看做
ス

第二十三條ノ三 生命保險契約ニシテ保
險金受取人カ保險契約者以外ノ者ナル
トキハ保險事故ノ生シタル時ニ於テ保
險契約者カ保險金額ニ相當スル金額ヲ
受取ルニ付テハ其ノ金額ノ一部ニシテ
但シ保險契約者ノ同一ナル保險契約
ニ基キ同一事故ニ因リ同一人ノ受取ル
保險金ノ合計額カ五千萬圓以上ノ場合
ニ於ケル其ノ超過額ニ相當スル金額
ニ限ル
前項ノ規定ハ第三條ノ三ノ規定ニ依リ
保險金ヲ相續財產ト看做ス場合ニ付テ
ハ之ヲ適用セス
保險契約者以外ノ者カ現實ニ保險料ノ
支拂ヲ爲スモノナルトキハ其ノ者ヲ保
險契約者ト看做シ第一項ノ規定ヲ適用
スルコトヲ得
前條第四項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之
ヲ準用ス
第二十三條ノ四 郵便年金契約ニシテ年
金受取人カ年金契約者以外ノ者ナルト
キハ年金支拂ノ事由發生シタル時ニ於
テ年金契約者カ當該郵便年金ノ價額ニ
相當スル金額ヲ年金受取人ニ贈與シタ
ルモノト看做ス但シ年金契約者ノ同一
ナル年金契約ニ基キ同一事由ニ因リ同
一人ノ受取ル年金ノ價額ノ合計額カ五
千萬圓以上ノ場合ニ於ケル其ノ超過額ニ相
當スル金額
第二十三條ノ二第四項及前條第三項ノ
規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

報告書
一 所得稅法中改正法律案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十三年三月十八日
委員長 高橋熊次郎
衆議院議長小山松壽殿

險金受取人カ保險契約者以外ノ者ナル
トキハ保險事故ノ生シタル時ニ於テ保
險契約者カ保險金額ニ相當スル金額ヲ
受取ルニ付テハ其ノ金額ノ一部ニシテ
但シ保險契約者ノ同一ナル保險契約
ニ基キ同一事故ニ因リ同一人ノ受取ル
保險金ノ合計額カ五千萬圓以上ノ場合
ニ於ケル其ノ超過額ニ相當スル金額
ニ限ル
前項ノ規定ハ第三條ノ三ノ規定ニ依リ
保險金ヲ相續財產ト看做ス場合ニ付テ
ハ之ヲ適用セス
保險契約者以外ノ者カ現實ニ保險料ノ
支拂ヲ爲スモノナルトキハ其ノ者ヲ保
險契約者ト看做シ第一項ノ規定ヲ適用
スルコトヲ得
前條第四項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之
ヲ準用ス
第二十三條ノ四 郵便年金契約ニシテ年
金受取人カ年金契約者以外ノ者ナルト
キハ年金支拂ノ事由發生シタル時ニ於
テ年金契約者カ當該郵便年金ノ價額ニ
相當スル金額ヲ年金受取人ニ贈與シタ
ルモノト看做ス但シ年金契約者ノ同一
ナル年金契約ニ基キ同一事由ニ因リ同
一人ノ受取ル年金ノ價額ノ合計額カ五
千萬圓以上ノ場合ニ於ケル其ノ超過額ニ相
當スル金額
第二十三條ノ二第四項及前條第三項ノ
規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

報告書
一 所得稅法中改正法律案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十三年三月十八日
委員長 高橋熊次郎
衆議院議長小山松壽殿

昭和十三年三月十八日

衆議院議長小山松壽殿

一 麥酒稅法中改正法律案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十三年三月十八日
委員長 高橋熊次郎
衆議院議長小山松壽殿

一 大正九年法律第十二號中改正法律案
(所得稅法ノ施行ニ關スル件)(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十三年三月十八日
委員長 高橋熊次郎
衆議院議長小山松壽殿

一 臨時利得稅法中改正法律案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十三年三月十八日
委員長 高橋熊次郎
衆議院議長小山松壽殿

一 臨時租稅措置法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十三年三月十八日
委員長 高橋熊次郎
衆議院議長小山松壽殿

一 臨時租稅措置法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十三年三月十八日
委員長 高橋熊次郎
衆議院議長小山松壽殿

報告書

一日滿國稅徵收事務共助法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十三年三月十八日
委員長 高橋熊次郎
衆議院議長小山松壽殿

一 本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇
ニ關スル法律案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十三年三月十八日
委員長 高橋熊次郎
衆議院議長小山松壽殿

一 高橋熊次郎君登壇
○高橋熊次郎君 只今上程サレマシタ臨時
租稅增徴法中改正法律案外七件、並ニ支那
事變特別稅法案外四件ノ委員會ニ於ケル審
査ノ經過並ニ結果ニ付キ御報告ヲ申上ゲマ
ス、臨時租稅增徴法中改正法律案外七件ハ、
去ル二月一日委員會付託ト相成ツタモノデ
アリマシテ、何レモ所謂稅法ノ部分的改正
ニ關スルモノデアリマス、政府ニ於テハ支
那事變ノ勃發ニ依リ、中央及地方ヲ通ス
ル稅制ノ全般的改正ハ見合ハサレタノデア
リマスガ、一方現行稅制制度ノ上ニ於テ、
出來得ル限リ負擔ノ適正ヲ圖ルト云フ趣旨
ノ下ニ、各稅ノ部分的事項ニ付テ改正ヲ行
ハウト云フノデアリマス、即チ其内容ヲ一
覽致シマス、先づ臨時租稅增徴法ニ付テ
ハ、第三種所得稅及ビ相續稅ノ稅率ヲ改正
シ、所得稅ニ付テハ退職ニ依リ五千萬圓ヲ
超スル給與ニ課稅スルト共ニ、所得金額ノ追

加決定ヲ爲シ得ベキ期間ヲ延長シ、相續稅
ニ付テハ相續財產ノ所在ヲ問ハズ、總テ之
ヲ綜合シテ課稅スルコトヲ原則ト致スコト
ニ改メルト共ニ、被相續人ノ死亡ニ因リ相
續人ノ受取ル五千萬圓以上ノ生命保險金ニ課
稅スルコトニ致シ、登錄稅ニ付キマシテハ、
不動産ニ對スル登録稅ノ一部ヲ輕減致シ、
酒稅ニ付テハ酒類ノ販賣業ニ付キ免許制度
ヲ採用スルコトヲ致シマシタ等ノ諸點ガ、
此主要ナル内容ヲナシテ居ルノデアリマス、
而シテ是等ノ諸改正ニ依リマシテ、初年度
約九萬六千圓ノ減收ヲ來スト云フ政府ノ説
明デアリマス
又支那事變特別稅法案外三件ハ、去ル二
月二十二日日本委員會ニ付託セラレタモノデ
アリマスガ、其中支那事變特別稅法案及ビ
臨時利得稅法中改正法律案ハ、既ニ本議會
ノ協贊ヲ經マシタ支那事變ニ關スル臨時軍
事費追加豫算ノ財源ノ一部ニ充テル爲メノ
増稅ニ關スルモノデアリマス、此臨時軍事
費ニ要スル財源ノ大部分ハ、公債ニ依ツコ
トナツテ居ルノデアリマスガ、政府ノ説明
ニ依リマシレバ、其財源ノ一部ハ既後ノ國
民ガ、其分ニ應ジテ稅率ヲ以テ負擔スルヲ
適當ト認ルト云フ趣旨ニ依リマシテ、此増
稅法案ガ作成提案セラレタト云フ趣旨デア
リマス、而シテ政府ノ説明ニ依リマシテ、
増稅法案ノ作成ニ當リマシテハ、政府ハ國
民ノ負擔力ニ應ズルコトニ注意ヲ注ギ、所得
稅ヲ中心トシテ増收ヲ圖リ、又時局ノ影響
等ニ因リ利益ヲ著シク増加スル者ニ對シマ
シテハ、臨時利得稅ヲ改正シテ、其增加利
益ニ課稅スルコトヲ致シ、更ニ比較的擔稅
力アル方面ノ消費スル物品又ハ行爲ニ課稅
スル趣旨ニ基キマシテ、物品特別稅ノ範圍

一 酒造稅法中改正法律案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十三年三月十八日
委員長 高橋熊次郎
衆議院議長小山松壽殿

一 酒造稅法中改正法律案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十三年三月十八日
委員長 高橋熊次郎
衆議院議長小山松壽殿

一 酒造稅法中改正法律案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十三年三月十八日
委員長 高橋熊次郎
衆議院議長小山松壽殿

シテ過般報告ヲ了シ、既ニ本會議ノ協賛ヲ經マシテ昭和十二年法律第八十四號中改正法律案、即チ支那事變ニ關スル臨時軍事費支拂ノ爲公債發行ニ關スル件アリマス、關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律案、昭和十三年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案ヲ加ヘマスルト、總計十六件ノ法律案ガ本委員會ニ付託セラレタリマス、是等ノ法律案ハ何レモ國家ノ財政ニ國民ノ負擔ニ關スル重大問題アリマシテ、本委員會ハ同ヲ重ネルコト二十二日、日曜日以外ハ殆ド連日長時間ニ互テ慎重審議ヲ行ヒ、其間各委員ト國務大臣及ビ政府委員トノ間ニ、重要ニシテ極メテ適切、而モ有益ナル質疑應答ガ重ネラレタリデアリス、其詳細ハ速記録ニ就テ御覽ヲ願フコトニ致シ、此處ニハ其主要ナルモノニ付キ御報告申上ゲタイト存ジマス。

先ヅ各委員ヨリ増稅ノ根本趣旨、程度ニ付キマシテ、政府ノ眞ニ意圖スル所如何ト云フ點ニ付キマシテ、種々突込シテ質問ガアリマシタリト對シマシテ、大藏大臣カラ懇切ナル答辯ガアリマシタ、即チ今同ノ増稅ハ、精神ノニハ我が忠勇ナル將兵ガ身命ヲ賭シテ、支那ノ山野ニ戰ヒツ、アル際ニ於テ、銃後ノ國民ガ其分ニ應ジマシテ、財物ヲ以テ國家ニ奉公致スルコトヲ云フ趣旨ニ出デタリデアリ、又財政上カラ申シマスレバ、事變費ハ成ルベク多ク租稅ニ依リテ支拂スルヲ適當トスルト云フ趣旨ニ出デタリモノデアリ、單ニ公債ノ利子額ヲ支拂スルコトヲ目標トシテ、増稅ノ額ヲ決定シタモノデハナ

ト答ヘラレマシタ
 次ニ多數ノ委員諸君カラ、此際ニ於テモ政府ハ尙ホ中央、地方ヲ通スル稅制整理ヲ行フノ意思ナキヤ、殊ニ増稅ヲ行フ付テハ、先ヅ稅制整理ヲ行ヒ、國民負擔ノ均衡ヲ圖ルベキデハナイカト云フ質問ニ對シマシテ、中央、地方ヲ通スル稅制ノ全般ノ改正ハ、支那事變ニ因リ稅制ノ基礎トナルベキ諸經濟事情、及ビ國民ノ負擔力ニ付キ、種々ノ變化ヲ來シツ、アルカラ、此際行フノ適當デナイト認メル、殊ニ増稅ヲ爲ス場合ニ於テ、從來唱ヘラレタ如キ、一方ニ減稅シ、他方ニ増稅シテ、負擔ノ均衡ヲ圖ルト云フコトハ、甚シイ負擔ノ激變ヲ來ス虞ガアルカラ適當デナイ、併シ稅制ノ全般ノ改正ヲ行フ要アルコトハ十分認メテ居リマス、將來事變ガ一應安定シタル際ニ於テ、之ヲ行フ見込アルガ、然ラバ何時行フカト云フコトニ付テハ、今ノ所明言スルコトガ出來ナイトノ答辯ガアリマシタ、尙ホ之ニ關聯シテ各委員カラ、今日マデ度々ノ増稅等ニ依リ稅制ハ著シク複雑トナツテ、是ガ理解ニハ甚ダ苦シムノデアリガ、之ヲ適當ニ調整シテ簡易化スル意思ハナイカトノ質問ガアリマシテ、是ハ政府トシテモ洵ニ遺憾ニ堪ヘナイ、蓋當リ適當方法ヲ以テ、一般ノ理解ニ便セシムル考デアリガ、其根本ノ調整ハ、將來稅制整理ノ際ニ於テ、十分考慮シタイト答ヘラレマシタ。

次ニ企業關係ノ租稅負擔ガ、度々ノ増稅ニ依テ著シク重クナリ、殊ニ法人ノ場合ニ於テハ、今同ノ所得稅、臨時利得稅ノ増稅ガ實施セラレルコトニナリマス、益、負擔ノ過重ヲ來スモノガ多ク、其結果トシテ國民ノ企業心ハ萎縮シ、生産資金ハ奪ハレ、延イテハ生産力ノ擴充ニ重大ナ支障ヲ來ス虞アリト信ズルガ如何トノ質問ガ、多數委員カラ發セラレタリデアリマス、之ニ對シテ大藏大臣及ビ商工大臣カラ、ソレ等ノ點ニ付テハ十分留意致シマシタノデ、最近ニ於ケル事業ノ成績カラ見マシテモ、此程度ノ負擔ノ増加ニ依リ、左様ナ結果ヲ招來スル虞ナイモノト認メル、殊ニ負擔ノ過重ヲ來ス虞アル法人及ビ個人ニ付テハ、ソレモ適當ナル課稅制限ヲ設ケルコトニシタリデアルトノ答辯ガアリマシタ、又之ニ關聯シテ第二種所得稅ノ増稅率ハ輕微デアリテ、資本利子ハ株式配當ニ比シテ優遇セラレテ居ルガ、其結果資金ハ公債、社債ノ投資方面ニシテ流ル、ノ傾向ヲ生ジ、産業資本ハ著シク壓迫ヲ受ケ、延イテハ産業ノ發達ヲ阻礙シ、生産力ノ擴充ニ支障ヲ來スガ如キコトハナイカトノ質問ガアリマシタガ、之ニ對シテ大藏大臣ハ、昨年中ニ於ケル社債株式トノ拂込情勢ニ照シテ見マシテモ、左様ニハ思ハナイ、低率ノ公債、社債、銀行預金等ノ利子ニ對スル、第二種所得稅ノ増稅率輕微ナラシメタリ、公債ノ消化ヲ圖ル上カラ、又社債ノ發行ニ便ジテ、産業資金ノ疎通ヲ圖リ、以テ生産力ノ擴充ニ資セントスルノ意圖ニ出タモノデアリテ、此際ノ措置トシテハ、緊要ニシテ已ムラ得ザル策デアルト思フト答ヘラレタリデアリマス。

次ニ増稅ト物價トノ關係ニ付キマシテモ、種々質疑應答ガ重ネラレ、委員側ヨリ、物價昂騰ノ趨勢ヲ辿リツ、アル今日、今同ノ増稅、特ニ物品稅等ニ依リ、彌ガ上ニモノ物價騰貴ヲ招來シ、國民生活上及ビ國際貿易上ニ面カラ影響ヲ及ボス虞アリト信ズルガ如何トノ質問ガアリマシタ、

今度ノ増稅ハ直接稅ヲ主トシテ、成ベク新ル影響ノ少イヤウニ留意シタ、又物品稅等消費稅ノ増稅擴大ニ依リ、課稅物品ノ價格ガ或ル程度騰貴スルノハ已ムラ得ナイト認メルガ、増稅ニ新コトシテ稅金以上ニ課稅物品ノ價格ヲ引上ゲ、又ハ課稅外ノ物品ノ價格ヲ引上ゲントスルガ如キハ、嚴ニ取締ルガ針デアルトノ答辯ガアリマシタ、而シテ又今同ノ課稅物品ハ、比較的擔稅力アリト認メラレル方面ノ消費スルモノヲ選擇シタノデ、是等ノ價格ガ幾分騰貴シテモ、一般國民ノ生活上ニ及ボス影響ハ、左程ノモノトハ考ラレナイト答ヘラレタリデアリマス。

次ニ各稅ニ付テ各論的ニ政府當局トノ間ニ交換セラレマシタ質疑應答ノ主ナルモノニ付キ申上ゲマス、先ヅ所得稅ニ付キマシテハ、法人、個人共ニ所得稅ノ外ニ、其他ノ諸稅ト合シテ計算致シマス、著シイ負擔ノ過重ヲ來スモノガアリハナイカトノ質問ニ對シマシテ、左様ナ事變ヲ生ズル場合ヲ考慮シマシテ、適當ナ制限ヲ設ケルコトト致シタノデアルトノ答辯ガアリマシタ、又税金ガ重クナツタ結果、法人ト個人トノ均衡ガ一層取レナクナツタ、此場合從來實際問題トシテ、未解決ノ儘ニ在ッテ個人ノ所得ノ計算上、減價卸却ヲ認メナイト云フノハ不當デハナイカ、政府ハ之ヲ認メル意思ナキヤトノ質問ガアリ、之ニ對シテ政府當局ハ、計算ノ明カナル場合ニ限リ、之ヲ認メル積リデアルトノ答辯ガアリマシタ、尙ホ免稅點ヲ引下ゲテ一千圓トシタリハ不當デハナイカトノ質問ニ對シテハ、事變費ノ一部ヲ、此程度ノ所得者ガ負擔スルコトハ、此際トシテ已ムラ得ザルモノト認メルトノ答辯ガアリマシタ、又相續稅ニ付テハ、生命保險

金ノ課稅ニ付キ五千圓以上ノ場合、其金額ニ課稅スルノハ不當デハナイカ、五千圓ヲ控除スルコトニシテハ如何トノ質問ガアリマシタ、現行相續稅ノ立前並ニ相續稅ノ稅率ニ鑑ミ、五千圓以上ノ場合ハ、其全額ニ課稅スルヲ適當ト認メルトノ答辯ガアリマシタ、次ニ臨時利得稅ニ付テハ、個人ノ場合ニ於テ資本ヲ見ナイノハ、著シク不公平ナ場合ヲ生ズルガ如何トノ質問ニ對シ、政府當局ハ、個人ニ付キ資本ノ計算ヲスルコトハ至難ナノデ已ムラ得ナイ、ソレ等ノ點ヲ考ヘテ、稅率等モ個人ハ法人ニ比シテ低キモノト致シテ居ル大體デアルトノ答辯ニ接シマシタ。

次ニ入場稅ニ關シ、活動寫眞等大衆ノ娛樂ニ課稅スルノハ不當デハナイカトノ質問ガアリマシタ、一定額ノ金額ヲ支出スル場合ニ於テ、一定程度ノ負擔ヲ爲シ、以テ事變費ノ一部ニ貢獻スルコトハ、此際トシテ已ムラ得ナイ、又入場料十九錢未滿ニハ免稅スルコトニシタノデ、入場者ノ約四割ハ免稅トナルカラ、大衆ノ慰安娛樂ヲ奪フモノト見ルノハ當ラナイトノ答辯ガアリマシタ。

次ニ物品稅ニ關シ、課稅物品選擇ノ標準如何、殊ニ今同ノ課稅物品ノ外ニモ、尙ホ相當課稅シテ然ルベキ物品ガアルト認メラレルガ如何、ソレ等課稅標準カラ除外セラルハ不公平デハナイカトノ質問ニ對シ、政府ハ、比較的著移的ト認メラレル物品、又生活上必要ノ程度比較的低價物品ニシテ、其消費ガ相當擔稅力アルコトヲ認メ、尙ホ免稅技術、消費量ノ諸點等ヲ十分考慮

作業者、中小商工業者等ニアテテ、事變ノ影響ヲ相當收益ノ減少シテ居ルモノガアリマス、是等ニ對シテ、此度臨時稅捐指置法ガ提案ヲ制定サル、ト雖モ、是ハ唯一時ノ權宜策デアリマス、其減稅額モ漸ク一千万圓程度デアリマス、眞ニ彌縫的デアリマスルカラ、之ヲ以テ足レリト言フ譯ニ行カナイ、加之今ノ稅法トシマスレバ、基本稅稅法ノ外ニ臨時稅捐徵收法ガアリマス、更ニ支那事變特別稅法ガアリマス、斯クシテ「層上層上」ニ更ニ層ヲ重スルガ如キ、租稅ノ關係法規ヲ現ハシテ居リ、甚ダ錯雜混亂シテ居リマシテ、此間ニ果シテ公平デアリ、均衡ヲ得テ居ルカト云フコトニ付テハ、何人モ之ヲ疑フノデアリマス、是等ヲ綜合勘案サレテ結果ガ、委員會ニ於テ相當論議ヲ重ネラレマシテ、政府ニ於テキマシテモ、彼ノ地方財政補助金ヲ三千万圓増額決定サレマシテ、今追加算案ヲ提案サレテ居ルヤウデアリマス、之ニ依テ相當緩和ハサレマシテガ、マダ吾々ハ之ヲ十分認メマセヌノミナラズ、執行ノ狀態ハ、今尙ホ依然トシテ執行ノ狀態ニアルノデアリマス、此尙衡ヲ失テ居ルモノガアルノハ事實デアリマス、是等ニ鑑ミラレマシテ、政府ハ成ベク早ク中央地方通ズル根本的ノ稅制整理ヲ斷行セラレルノ必要、切實ナルモノガアルト思フノデアリマス、既ニ此事ハ昨年本院ニ於テキマシテ、院議トマデテ決定サレテ居ルコトデアリマス、其趣旨ヲ酌マレテ、成ベク早ク其根本整理案ヲ作成サレ、議會ニ提案サレシコトヲ吾々ハ希望スルノデアリマス、或ハ此事變下ニ於テキマシテ、動搖當ナラザル中ニ、此根本的整理ヲ行フコトハ、甚ダ困難デアルト云フ御見解モアリマ

カ或ハ五十五ノ如キデアリマスルガ、之ニ附加稅ヲ加ハマス時ニハ、七割七八分カラ多キハ八割ニ及ビマシテ、所得利得ノ大部分ヲ舉ゲテ、納稅ニ充テナレバナラヌモノモアルノデアリマス、七割七八分カラ八割マデモ既ニ納稅ニ充テテ居ルモノナラバ、是レ以上ノ加重ヲ加ヘルト云フコトハ如何ナモノデアリマセウ、徒ニ企業心ヲ阻礙シ、或ハ人心ヲ萎靡セシメテ、寧ロ安逸ヲ貪ルノガ得策ナリトスルヤウナ觀念ガ若シモ出マシテナラバ、洵ニ面白カラズ現象デアリマス、即チ積極的ノ活動ヲ鈍ラシメナイガ爲ニハ、是レ以上ノ加重スルコト云フコトハ一考ヲ要スルノデアリマス、尙、吾々ハ此點ニ對シテモ遺憾ナカラザルヤウ表シ兼ネルノミナラズ、急激ナル増稅ヲ俄ニ致シテ、其負擔者ニ大イナル迷惑ヲ掛ケルコト云フコトハ、是非避ケンナレバナラヌコトト思フノデアリマス、此點ニ於テキマシテ、吾々ハ遺憾ナカラズ同意、贊成致シ兼ネルノデアリマス、私ガ増稅各法案ニ對シ贊成セントスルノハ、以上申述べタ如クデアリ、其他ノ各法案ニ付キマシテハ、委員長ノ報告ヲ其便宜致ス者デアリマス(拍手)

○團田忠彦君登壇 團田忠彦君 ○團田忠彦君 諸君、私ハ立憲政友會ヲ代表致シマシテ、先程ノ委員長ノ御報告ニ付キ贊意ヲ表シ、此際其趣旨ヲ聲明致ス者デアリマス、政府ガ時局ヲ擴大ノ方針ヲ提唱サレテ居ル間ニ、支那ノ事件ハ遠慮ナク擴大致シマシテ、獨リ支那四百餘州ノコトニ關スルノミナラズ、今日ノ現狀ハ、第三國ノ向背ニ向テモ、深キ注意ヲ拂フベキ秋トナツテデアリマス、不識大主義ガ、當時ノ

情勢ニ見テ、一睡ノ夢ニ過ギザルコトハ、吾々ノ夙ニ唱道シ、夙ニ政府ニ警告ヲ與ヘテ所デアリマス、固ヨリ吾々ハ時局ヲ擴大ヲ恐レル者デハナイ、寧ロ大和民族ガ千古未嘗有ノ大飛躍、大發展ヲ爲スノ階段ヲ作ルモノト致シマシテ、之ニ對シテ大ナル期待ヲ繫グ者デアリマス、世界ノ強國、東洋ノ盟主、我ガ大日本帝國ハ、此場合ニ雄大率固タル國策ノ一線ヲ劃シテ邁進スベキデアリ(拍手)斯ノ如クニシテ天下萬邦ヲシテ仰キ瞻セシムルノ態度ニ出ナレバナラズト存ズル次第デアリマス(拍手)是即チ國民精神ノ總動員デアリマス、是即チ國威ノ宣揚デアリ、現內閣ハ信念ニ於テ缺タル所アルカ、其用意ニ於テ足ラザル所ガアルカ、殊又氣魄之ニ伴ハザルモノガアルカ、兎角事變ノアトニ追從ヲ致シテ、總ニ確乎不動ノ見透シノ下ニ働イテ居ルト云フコトノ形ガ見エナイコトハ、洵ニ寒心ニ堪ヘマセヌ(拍手)此現レハ事變關係ノ政府財政計畫ノ上ニ最モ明瞭デアリマス(拍手)即チ當初ノ軍事預算ニ於テ、政府ハ輕々シクモ一億足ラズノ臨時費ヲ要求シテ居ル、斯ノ如クニシテ敵ニ内兜ヲ見サシテ、未ダ旬日ヲ出デズシテ、忽チ五億ノ臨時費ヲ要求致シ、既ニシテ又更ニ二十億ノ要求ヲ重ネ、今回又四十八億ト云フ巨大ナル臨時費ヲ計上致シテ居ル、其間又増稅ニ對スル方針ニ於テモ一貫セザルモノガアル、即チ五億ノ預算ノ要求ニ當テハ、一億餘ノ増稅ヲ伴フテ居リマス、其影響、其不人氣ニ驚キシ政府ハ、次ノ二十億ノ要求ノ場合ニ於テハ増稅ヲ差控ヘテ、今回ノ増稅ニ當テ、又再ビ二億ノ増稅ト云フモノガ頭ヲ持上ラゲテ來タノデアリマス、其形ニ於テ既ニ其日暮シ

アル(拍手)第二ハ何デアルカ、即チ物價騰貴ノ動キヲ抑制シテ、努メテ大衆生活ノ脅威ヲ減セシムルコトガ、第一ノ重大ナル目的ト思フノデアリ、此見地ニ立テテ今回ノ増稅案ヲ眺メテ見ルコト云フト、甚ダ遺憾ナルガアル、即チ先程ノ修正點ニ述ベラレテ通リニ、第一種、第三種所得稅ニ於テキマシテ、二割五分ノ増稅ヲ致サレテ居リ、第二種ニ於テハ現狀ノ儘ニ止メテ居ラレヨウデアリ、斯ノ如キハ獨リ所得負擔ノ不均衡ヲ來スノミデハナイ、産業資本ノ壓迫トナリ、時局以來株式ノ低落、賣買ノ減少等、業ニ已ニ現レテ居ル事實ニ微スルトキニ於テハ、甚ダ寒心ニ堪ヘザルモノガアルノデアリマス、此度ノ政府提案ト云フモノヲ通シタナラバ、益シ此産業資本壓迫ノ勢ヲ助長致シテ、之ニ依テ産業資本充實ニ障礙アリマス、故ニ此修正ト云フモノハ、獨リ負擔ノ輕減ヲ主眼トシタモノデアリマセウ、産業資本ト金融資本トノ均衡ノ上ニ立テテ、國策ノ上ニ立テテ、株式資本ノ利權ヲ緩和致シマシテ、産業資本ヲ充實シテ、以テ生産ヲ擴充スルト云フ、我黨ノ主張ヲ此間ニ聲明シ、現ハシタモノデアルト御承知ヲ願ヒマス(拍手) 次ニ生活費ノ問題、物價騰貴ノ問題デアリマスガ、物品稅ニ於テ必需品ト云フモノヲ成ベク除外サレテ居ルト云フ、此政府ノ用意ナル所ハ之ヲ諒ト致シマス、併ナガラ申ス迄モナク世ノ物價ト云フモノハ、總テ聯關性ヲ持テ居ルモノデアリ、今回ノ増稅ニ依ル其稅額ガ一般ノ需要者ノミニ轉嫁サレル、斯ノ如クニシテ其物價ガ上ルト云フナラバ、増稅サレテ居ナイ物モ從ウテ共ニ上ルト云フコトハ、是ハ天下ノ通理デア

アルト思フデアリマス(拍手)況ニ其増稅額ニ止マテ居レバ宜イガ、先程ノ閣下君ノ御演說ニモアル通りニ、動モスレバ其増稅額以上ノ飛躍ヲ爲スノデアル、現ニ今日機寸ノ價格ガ既ニ倍ニナリ居ルコト云フ、此一事ヲ以テ見テモ是ハ明瞭デアリマス(ヒヤク)

モ、諸外國ニ行ハレテ居ル物品ノ賣上稅ノ如ク、總テノ物ニ對シテ課ケテ來ルト云フ、太イ線ヲ採ルコトヲ致サズシテ、僅ニ少シク、ノ品目ヲ漁テ來テ居ル、其一例ハ學生ノ遊技ノ特別觀覽料ノ如キ、僅カ全國ノ二十萬圓ノモト迄モ之ニ入レテ居ル、其ノ御無禮ナ話デアルケレドモ、バタ屋ガ籠ヲ下ゲテ各戸ヲ廻ラシ、其掃溜ヲ搜シテ居ルト云フヤウナ形ヲ成シテ居ルノデアリマシテ、洵ニ其甚ハ細カケレドモ、其甚ハ其甚ハ細イノデアアル(ヒヤク)

カラ、少シ是ガ運用ヲ躊躇スルト云フノデアル、併ナガラ結局此舉ヲ取捨令ノ如キモノヲ、眼中ニ置イテ居ルヤウデアアルガ、經濟上ノ原則ガ一片ノ暴利取捨令ニ依ラテ取捨リ得ヌト云フコトハ、既ニ過去ノ歴史ガ證明シテ居ルヘナカ、言フ迄モナク、過グル仲小路農相ノ時ニ、米ガ上ツタノ下ゲヨウト云フテ、所謂傳家ノ寶刀ヲ振廻シタ、所ガドウデアツカ、益、米ハ上ツタノデアル、大隈侯爵ハ米ヲ上ゲヨウト云フテ、ドン(買ヒ進シテ居ル中ニ、却テ市場ノ反動スル所トナツテ居ル中ニ、却テ市場ノ此過去ノ歴史ヲ考ヘズシテ、唯政府ノ手ヲ以テ物價ノ取締ヲスルト云フヤウナコトハ、是ハ洵ニ迂愚ノ一言デアルト言ハナケレバナラス(拍手)而モ又物品稅ノ如キ品目ヲ選ビ、或ハ免稅點ヲ設ケ、斯ノ如キ煩瑣極マリナキ所ノ法令ハ、其煩瑣其モノガ經濟界ニ對シテ影響ヲ與ヘルモノト言ハナケレバナラス、配給ノ圓滿ヲ圖リ、國民生活ノ脅威ヲ無クスル所ノ對策ヲ、政府ハ今後ニ於テ樹立シナケレバナラスと思フデアリマス、獨リ物價問題ノミナラス、政府ハ今日ヨリモ更ニ進シテ將來ノ財政ノ根本ノ政策ヲ立テテ貰ヒタイ

七三〇

勢ヲ以テスレバ、年々月々ニ萎縮致シテ來ル、斯ノ如クニシテ中小工業ノモノハ減ビテ來ル、我國ノ中小工業、即チ貿易ニ於テ官ハバ、最モ難貨ノ輸出ヲ圖ル所ノ中小工業、又精神の二言ウテモ、我國ノ中堅階級ノ精神ヲ代表スル中小工業、之ヲ萎縮セシメ、之ヲ倒潰ニ瀕セシメテ、何ノソレガ政府デアラウカ、政府ハ宜シク此場合ニ於テ十分ニ考テ練ラレタイ、今カラデモ一遲イカモ知レマセスケレドモ、マア遅クナイトシテ置キマス(拍手)

アリマス、獨リ公債政策ノミニ波々致サズニ、物價ノ對策、生産ノ對策、是ト並ビ立テテ租稅ノ根本對策ヲ究メナケレバナラス、遺憾ナガラ政府ノ財政ノ取扱ト云フモノガ、其限界甚ク狭イ、甚ク小サイ、之ヲ改良ルハ今日ニアリマス、之ヲ改良スンバ我國ノ爲ニ災ガ來ルト云フコトヲ、斷言シテ憚ラヌデアリマス(拍手)一年トハ言ハテ見マセウ、私ノ言フコトガ本當デアルカ、本當デナカタクカ、本當デナイヤウニ、政府ハ稅ノ變更立直シテ其ニ囑望致スノデアリマス、即チ是ガ私ノ意見デアリマス(拍手)

テ居リマスルガ爲ニ、第一議員俱樂部ニ於キマシテモ、此増稅案ニ付キマシテハ、相當ナル意見ヲ持テテ居リマシタケレドモ、寸時モ早ク之ヲ可決シタイ、片付ケタイ、斯様ナ信念カラ何事ノ主張モ控ヘマシテ、先刻委員長ノ報告サレマシタ修正案ニ付キマシテモ、意見ヲ持テテ居ルノデアリマスガ、併ナガラ其意見ヲ主張スレバスル程、時日ヲ遷延セシムル、斯様ナ考カラ其主張ヲ止マシテ、委員長ノ報告サレマシタ修正案ニ對シテモ、不満足ナガラ其ニ賛意ヲ表シマシテ、各派共同ノ附帶決議案ヲ附シマシテ、政府原案ニ賛成スル者デアリマス(拍手)

ヘルノデアリマス、ソレハ先程委員長ガ報告セラレマシタ附帶決議案デアリマス、吾々ハ増稅ニ相違シテ、戰時ニ於テ或ル一ツノ戰時社會政策ヲ行ハナクテハナラザイト云フコトヲ考ヘルノデアリマス、其戰時社會政策ノ一項ト致シマシテ、免稅點引下反對ヲ主張スル者デアリマシテ、之ヲ活カスコトニ依リマシテ、附帶決議案ノ第二項及第三項ガ初メテ生キテ來ルモノデアルト云フコトヲ信スル者デアリマス(拍手)私ハ増稅案ノ戰時財政ニ於テ其重要性ヲ考ヘル者デアリマス

更ニ又中央地方ノ稅制整理ノ問題ニ付テハ、先程委員長ヨリモ御報告ガアツタノデアリマス、申ス迄モナク、此時局以來國民ハ増稅ニ増稅ヲ重ネラレテ、從來ノ基準デアラフ所ノ稅額十一億九千萬圓ニ對シテ、臨時稅増徴法ニ今同ノ増稅法ヲ加ヘルト、負擔ノ増額ハ實ニ六億ヲ超シテ居ルノデアル、即チ基準ノ十一億九千萬圓ニ對シテハ、五割以上ノ増額トナツテ居ル、而モ増額ノミナラス、其間ニ負擔ノ不均衡ハ益々増大シ、特ニ流行的ノ景氣ノ下ニ於テ、戰時景氣ノ利潤ニ與テ居ラス地方ハ、益々疲弊困窮ヲ極メルノデアリマス、其上ニ又政府ハ入場稅ニ於テ、或ハ地租附加稅ノ輕減ナドニ於テ、地方自治體ノ收入ニ一ツノ斧餘ヲ加ヘテ居ルノデアル、仍チ今回政府ガ三千万圓ヲ交付金ニ於テ増スト云フテモ、ソレハ政府ノ致シタ所ノ穴ヲ埋メルニシカ過ぎナイノデアリカ(拍手)洵ニ遺憾ノ至リデアリマス、即チ中央、地方ノ財政ノ根本的整理ト云フモノハ、正ニ急ニ追テ居ルノデアリマス、之ヲ要スルニ長期持久ノ對策樹立ト云フ此立前ニ願ミテ、政府ハ財政、稅制ノ根幹ニ向テ改正ヲ加ヘテ欲シイノデア

○玉野知義君發言 玉野知義君發言 玉野知義君發言

○片山哲君發言 片山哲君發言

(議長退席、副議長著席)

○玉野知義君發言 玉野知義君發言 玉野知義君發言

○片山哲君發言 片山哲君發言

○片山哲君發言 片山哲君發言

○片山哲君發言 片山哲君發言

アリマス 先づ最初ニ私共ノ態度ヲ明ニ致シテ置キ...

何故起ルカ、是等ヲ甚ニ詳論スル必要ハ...

戰果十分ニ擧ゲシメル爲ニハ、今日ノ政...

是ト同ジヤウナ總旨ヲ、蔵相ハ當初ヨリ物...

苦痛ヲ考ヘテ見マスル時、此不足セル物...

次ニ増稅ハ此物價ニ及ボス影響ヲ考ヘ...

労働大衆、従業員ニ與ラレテ居リマセウ...

テ居リマスル生産力擴充ハ何デアラカト申...

第二條 北支那開發株式會社ノ資本ハ三億五千萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ增加スルコトヲ得

第三條 政府ハ一億七千五百萬圓ヲ限リ北支那開發株式會社ニ出資スベシ

第四條 北支那開發株式會社ノ出資スベシ政府ハ金銭以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲スコトヲ得

第五條 政府所有ノ株式ノ株金拂込ハ其ノ他ノ株式ノ株金拂込トシテ異ニスルコトヲ得

第六條 北支那開發株式會社ノ株金ノ第一回ノ拂込金額ハ株金ノ六分ノ一迄下ルコトヲ得

第七條 政府ハ金銭以外ノ財産ヲ以テ其ノ所有スル株式ノ第二回以後ノ株金拂込ニ充ツルコトヲ得

第八條 北支那開發株式會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ增加スルコトヲ得

第九條 北支那開發株式會社ノ株式ハ記名式トス

第十條 北支那開發株式會社ニ非ザルモノハ北支那開發株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得

第十一條 北支那開發株式會社ノ定款ノ變更ハ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第十二條 役員

第十三條 北支那開發株式會社ニ總裁一人、副總裁二人、理事五人以上及監事二人以上ヲ置ク

第十四條 總裁ハ北支那開發株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

第十五條 總裁及副總裁ノ一人其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

第十六條 總裁及副總裁ハ勅裁ヲ經テ政府ノ命令ニ依リ任期ヲ五年トス

第十七條 總裁ハ其ノ選任シ政府ノ認可ヲ受ケタルモノトシ其ノ任期ヲ四年トス

第十八條 總裁ハ其ノ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第十九條 總裁、副總裁及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 北支那開發株式會社ニ顧問若干人ヲ置クコトヲ得

第二十一條 顧問ハ總裁ノ諮問ニ應ジテ意見ヲ開陳ス

第二十二條 顧問ハ北支那開發株式會社政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ委嘱ス

第二十三條 業務

第二十四條 北支那開發株式會社ハ左ノ事業ノ主要ナルモノニ對シ投資又ハ融資ヲ爲シ其ノ經營ヲ統合調整スルモノトス

一 交通、運輸及港灣ニ關スル事業

二 通信ニ關スル事業

三 發送電ニ關スル事業

四 鑛產ニ關スル事業

五 鹽ノ製造、販賣及利用ニ關スル事業

六 前各號ノ外北支那ニ於ケル經濟開發

第二十五條 北支那開發株式會社ハ必要ナル時ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ五年トス

第二十六條 總裁ハ其ノ選任シ政府ノ認可ヲ受ケタルモノトシ其ノ任期ヲ四年トス

第二十七條 總裁ハ其ノ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第二十八條 總裁、副總裁及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十九條 北支那開發株式會社ニ顧問若干人ヲ置クコトヲ得

第三十條 顧問ハ總裁ノ諮問ニ應ジテ意見ヲ開陳ス

第三十一條 顧問ハ北支那開發株式會社政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ委嘱ス

第三十二條 業務

第三十三條 北支那開發株式會社ハ左ノ事業ノ主要ナルモノニ對シ投資又ハ融資ヲ爲シ其ノ經營ヲ統合調整スルモノトス

一 交通、運輸及港灣ニ關スル事業

二 通信ニ關スル事業

三 發送電ニ關スル事業

四 鑛產ニ關スル事業

五 鹽ノ製造、販賣及利用ニ關スル事業

六 前各號ノ外北支那ニ於ケル經濟開發

第三十四條 北支那開發株式會社ハ必要ナル時ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ五年トス

第三十五條 總裁ハ其ノ選任シ政府ノ認可ヲ受ケタルモノトシ其ノ任期ヲ四年トス

第三十六條 總裁ハ其ノ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第三十七條 總裁、副總裁及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十八條 北支那開發株式會社ニ顧問若干人ヲ置クコトヲ得

第三十九條 顧問ハ總裁ノ諮問ニ應ジテ意見ヲ開陳ス

第四十條 顧問ハ北支那開發株式會社政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ委嘱ス

第四十一條 業務

第四十二條 北支那開發株式會社ハ左ノ事業ノ主要ナルモノニ對シ投資又ハ融資ヲ爲シ其ノ經營ヲ統合調整スルモノトス

一 交通、運輸及港灣ニ關スル事業

二 通信ニ關スル事業

三 發送電ニ關スル事業

四 鑛產ニ關スル事業

五 鹽ノ製造、販賣及利用ニ關スル事業

六 前各號ノ外北支那ニ於ケル經濟開發

北支那開發株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十七條 政府ハ北支那開發株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ヲ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第二十八條 北支那開發株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 北支那開發株式會社ノ每營業年度ニ於ケル投資及融資ニ因リ収入ノ投資及融資ノ總額ニ對シ割合(以下收入割合ト稱ス)ガ年百分ノ六ニ達セザルトキハ政府ハ初年度及以後五年間左ノ各號ノ金額ノ合計額ヲ限度トシ配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄其ノ不足額ニ相當スル金額ヲ補給ス

一 投資及融資ノ總額中政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ依リテ算出スル割合ノ七ヨリ收入割合ヲ減ジタル差ヲ乘ジテ得ベキ金額

二 投資及融資ノ總額中社債收入金額(社債前借金ヲ含ム以下同ジ)ニ依リテ算出スル割合ノ五ヨリ收入割合ヲ減ジタル差ヲ乘ジテ得ベキ金額

三 減額ノ差ヲ乘ジテ得ベキ金額

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超

過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ補給金ノ償還ニ充ツベシ

第一項ノ投資及融資ニ因リ収入、投資及融資ノ總額並ニ其ノ中政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ依リテ算出スル割合ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル利益金額ハ利益配當方總株式ニ付拂込ミタル株金金額ニ對シ均一ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額及政府ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ一ト五トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ

第三十一條 北支那開發株式會社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

第三十二條 北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ期間中北支那開發株式會社ノ事業ニ對シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第三十三條 北支那開發株式會社ガ設立、資本ノ増加、合併又ハ第二回以後ノ株金拂込ノ登記ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ登録稅ノ額ハ拂込株金額、増資拂込株金額又ハ毎回拂込株金額ノ千分ノ一トス

第七章 罰則

第三十四條 北支那開發株式會社ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ總裁又ハ副總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ百圓以上二千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ノ過料ニ處スルコト亦同ジ

第三十五條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第三十六條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十七條 政府ハ設立委員ヲ命ジ北支那開發株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第三十八條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受ケベシ

第三十九條 政府前項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲サントスルトキハ政府ノ出資ノ目的タル金銭以外ノ財産ノ價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數ニ付政府出資財産評價委員會ノ議ヲ經ベシ

第四十條 政府出資財産評價委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十一條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ政府ニ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第四十二條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百六條第二項第一號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第四十三條 設立委員ハ株主ノ募集終リタ

クベシ

第四十四條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受ケタルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四十五條 北支那開發株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケタルニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第四十六條 北支那開發株式會社ハ每營業年度ノ投資及融資ノ計畫ヲ定メ事業開始一月前迄ニ之ヲ政府ニ提出シ認可ヲ受ケベシ之ニ重大ナル變更ヲ加ヘントスルトキ亦同ジ

第四十七條 政府ハ北支那開發株式會社ノ業務ニ關シ監督上、國防上又ハ北支那ニ於ケル經濟開發ヲ促進シ其ノ統合調整ヲ圖ル爲ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第四十八條 前項ノ規定ニ依リ國防上必要ナル命令ヲ爲シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

第四十九條 前項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協贊ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

第五十條 政府ハ北支那開發株式會社ニ監督官ヲ置キ北支那開發株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第五十一條 北支那開發株式會社監理官ハ何時ニモ北支那開發株式會社ノ金庫帳簿及諸般ノ文書物件ヲ檢査スルコトヲ得

第五十二條 北支那開發株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニモ北支那開發株式會社ニ命ジテ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

第五十三條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ北支那開發株式會社總裁ニ引渡スベシ

第五十四條 政府ハ北支那開發株式會社ニ對シ出資ノ目的ニ充ツル爲メ帝國鐵道特別會計ヨリ其ノ所屬物件ヲ無償ニテ一般會計ニ保管換ヲ爲スコトヲ得

第五十五條 登錄稅法第六條第一項第一號中「東洋折債債券」ノ下ニ「北支那開發株式會社」ヲ加フ

第五十六條 中支那振興株式會社法案中支那振興株式會社法

第一章 總則

第一條 中支那振興株式會社ハ中支那ニ於ケル經濟ノ復興及開發ヲ助成スルヲ目的トスル株式會社トシ其ノ本店ヲ上海ニ置ク

第二條 中支那振興株式會社ノ資本ハ一億圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ增加スルコトヲ得

第三條 政府ハ五千萬元限リ中支那振興株式會社ニ出資スベシ
政府ハ金銭以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲スコトヲ得
政府所有ノ株式ノ株金拂込ハ其ノ他ノ株式ノ株金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得
第四條 中支那振興株式會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ增加スルコトヲ得
第五條 中支那振興株式會社ノ株式ハ記名式トス
第六條 中支那振興株式會社ニ非ザルモノハ中支那振興株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ
第七條 中支那振興株式會社ノ定款ノ變更ハ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第二章 役員
第八條 中支那振興株式會社ニ總裁副總裁各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク
第九條 總裁ハ中支那振興株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ中支那振興株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス
監事ハ中支那振興株式會社ノ業務ヲ監査ス
第十條 總裁及副總裁ハ勅令ヲ經テ政府ノ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス

第三章 業務
第十一條 總裁、副總裁及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第十二條 中支那振興株式會社ハ左ノ事業ニ對シ投資又ハ融資ヲ爲スモノトス
一 交通及運輸ニ關スル事業
二 通信ニ關スル事業
三 電氣、瓦斯及水道ニ關スル事業
四 鑛産ニ關スル事業
五 水産ニ關スル事業
六 前各號ノ外中支那ニ於ケル公共ノ利益又ハ産業ノ振興ノ爲ニ必要ナル事業
特殊ノ事情アル場合ニ於テハ中支那振興株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ前項各號ニ掲グル事業ヲ自ラ經營スルコトヲ得
第十四條 中支那振興株式會社ハ中支那振興株式會社ハ中支那振興債券ヲ發行スルコトヲ得
中支那振興株式會社ハ中支那振興債券借換ノ爲一時前項ノ制限ニ依ラズ中支那振興債券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ發行後一月内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊中支那振興債券ヲ償還スベシ
中支那振興債券ヲ發行スル場合ニ於テハ

商法第二百九條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス
第十四條 中支那振興債券ヲ發行セントスル場合ニ於テハ政府ノ認可ヲ受ケタベシ
第十五條 政府ハ中支那振興債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ得
第十六條 中支那振興債券ノ所有者ハ中支那振興株式會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先テ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受ケル權ヲ有ス
第十七條 中支那振興株式會社ハ每營業年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得シムル爲利益金額ノ百分ノ二以上ヲ積立ツベシ
第十八條 政府ハ中支那振興株式會社ノ業務ヲ監督ス
第十九條 中支那振興株式會社借入金ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受ケタベシ
第二十條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
第二十一條 中支那振興株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ
第二十二條 中支那振興株式會社ハ每營業年度ノ投資及融資並ニ自營業ノ計畫ヲ定メ事業開始一月前迄ニ之ヲ政府ニ提出シ認可ヲ受ケタベシ之ニ重大ナル變更ヲ加ヘントスルトキ亦同シ
第二十三條 政府ハ中支那振興株式會社

第二十七條 中支那振興株式會社ノ每營業年度ニ於ケル投資、融資及自營業金ノ因ル收入ノ投資、融資及自營業金ノ總額ニ對シ年百分ノ六ニ超過セザルトキハ政府ハ初營業年度及爾後五年間左ノ各號ノ金額ノ合計額ヲ限度トシ配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄其ノ不足額ニ相當スル金額ヲ補給ス
一 投資、融資及自營業金ノ總額
中政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ依リタル部分ニ百分ノ七ヨリ收入割合ヲ減ジタル差ヲ乘ジテ得ベキ金額
二 投資、融資及自營業金ノ總額
中社債收入金(社債前借金ヲ含ム以下同シ)ニ依リタル部分ニ百分ノ五ヨリ收入割合ヲ減ジタル差ヲ乘ジテ得ベキ金額
每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ツ之ヲ前項ノ補給金ノ償還ニ充ツベシ
第一項ノ投資融資及自營業金ニ因ル收入、投資融資及自營業金ノ總額並ニ其ノ中政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ依リタル部分及社債收入金ニ依リタル部分ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條 中支那振興株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ツ之ヲ前項ノ補給金ノ償還ニ充ツベシ
第三十條 中支那振興株式會社ハ設立委員ヲ命ジ中支那振興株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム
第三十一條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受ケタベシ
政府前項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲サントスルトキハ政府ノ出資ノ目的タル金銭以外ノ財産ノ價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數ニ付政府出資財産評價委員會ノ議ヲ經ベシ
政府出資財産評價委員會ニ關スル規程

ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第三十三條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ政府ノ割當ツベキ株式ヲ除除シタル餘額ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ
第三十四條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百六條第二項第一號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ
第三十五條 設立委員ハ株主ノ募集終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ檢査ヲ受ケタベシ
第三十六條 設立委員ハ前條ノ檢査ヲ受ケタル後還滯ナク各株ニ付第一回ノ拂込額ヲ爲サシムベシ
前項ノ拂込額アリタルトキハ設立委員ハ還滯ナク創立總會ヲ召集スベシ
第三十七條 創立總會ニ於テハ第十條ノ規定ニ準ジ理事及監事ノ選任ヲ行フベシ
第三十八條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ中支那振興株式會社ニ引渡スベシ
第三十九條 政府ハ中支那振興株式會社ニ對シ出資ノ目的ニ充ツル爲帝國鐵道特別會計ヨリ其ノ所屬物件ヲ無償ニテ一敷會計ニ保管換ヲ爲スコトヲ得(國務大臣(官野信次君登壇))
○國務大臣(官野信次君登壇) 只今議題トナリマシタニツノ法律案ニ付キマシテ、提案ノ理由ヲ一括シテ御説明申上ゲタイト思ヒマシ、今次事業ノ結局ノ目的ニ顧ミマシテ、北支及中支ノ經濟ノ復興及ハ開發ヲ圖リ以テ日滿支三國ノ提携共榮實現ノ基礎ヲ確立致シマスコトハ、帝國政府ガ夙ニ其方針

トセル所デアリマス、政府ハ右ノ方針ニ基キマシテ、支那現地ノ資本並ニ我方ノ資本ト技術ヲ緊密ニ結合セシメ、經濟各部門ヲ開發整備シテ、秩序ノ回復及ハ維持、並ニ民衆生活ノ向上ヲ圖リ、以テ東亞ノ安定ニ資スル爲メ、北支及中支ニ國策會社トシテ、ソレハ北支那開發株式會社及中支那振興株式會社ヲ設立スルコトヲ致シタノデアリマス
先ツ北支那開發株式會社法案ニ付テ申上ゲマス、本會社ハ北支ノ經濟開發ヲ促進シ、其統合調整ヲ圖ル爲メ、同地方ニ於キマスル交通、運輸及ハ港灣事業、通信事業、發送電事業、鑛産事業、鹽ノ製造販賣及ハ利用事業等ノ主要ナルモノニ、投資又ハ融資ヲ致スコトヲ業務トスルモノデアリマス、本會社ノ資本金ハ三億五千萬圓デアリマシテ、政府及ハ民間ニ於キマシテ半額ヲ出資シ、拂込資本金ノ五倍マデ社債ヲ發行シ得ルコトヲナテ居リマス
次ニ中支那振興株式會社法案ニ付テ申上ゲマス、本會社ハ中支ニ於ケル經濟ノ復興及ハ建設ヲ助成シマスル爲メ、同地方ニ於テ交通、運輸及ハ通信事業、電氣、瓦斯、水道事業、鑛産事業、水産事業等ニ投資、又ハ融資ヲ爲スコトヲ主タル業務トスルモノデアリマス、本會社ノ資本金ハ一億圓デアリマシテ、政府及ハ民間ノ折半出資ヲ致シマシテ、拂込資本金ノ五倍マデ社債ヲ發行シ得ルコトヲナテ居リマス
次ニ此兩會社ノ使命及ハ性質ニ鑑ミマシテ、政府ハ會社ニ對シ、民間出資ニ對シテハ、優先配當權ヲ認め、又會社ニ對スル一定期間ノ利益補給ニ依リテ配當ノ確實ヲ期スル等、適當ナル優遇方法ヲ講ズルコトヲ

致シテノデアリマス、政府ハ此二ツノ國策
會社ノ設立ニ依リマシテ、支那ニ於ケル第
三國ノ既存權益ヲ何等阻礙スルガ如キ意圖
ナキコトハ、申シ迄モナイノデアリマシテ、
更ニ進んでハ第三國ノ資本及ビ技術トヲ提
携シテ望ミテモ、以上申述マ
シタル趣旨ニ依リマシテ、茲ニ兩法案ヲ
提出致シテ大體アリマス、何卒御審議ノ
上速ニ御協賛ヲ與ヘラレントラ御願致シ
マス

○副議長(金光廣夫君) 質問通告アリ
マス、之ヲ許シマス—松村謙三君

○松村謙三君 總理大臣ハ御出席アリマセ
ヌカ

○副議長(金光廣夫君) 總理大臣及ビ外務
大臣ハ、伊太利使節來訪ノ爲メ出席致シ兼
ネルトノコトデアリマス

○陸海軍大臣(ハト呼フ者アリ)

○副議長(金光廣夫君) 通シテ置キマス

(松村謙三君登壇)

○松村謙三君 質問ハ總理大臣ニ對ス
ル質問デアリマスガ、今日ハ御出席ガア
リマセヌナラバ致シ方ゴザイマセヌ、併
ナガラ私ノ質問ハ大體總理大臣ニ御應ヲ致
シタイト存スルノデアリマスカラ、適當
ノ機會ニ總理大臣カラ御答辯ノアリマスル
ヤウ御取計ヒテ願ヒタイト存ジマス

私ハ此兩案ノ根本ニ對シテ、唯一點ガ
ノコトヲ總理大臣ニ御尋致シタイト思フ者
デアリマス、ソレハ對支ノ經濟政策ニ文化
ニ對スル開發ノ我國ノ政治的機關、政治的
組織ヲドウ云フ風ニナサルコト云フコト
デアリマス、是ハ今回ノ戰事ノ結果ノ十分
ニ收メ、又之ニ依リテ今年ノ戰事ノ目的
デアリマスル日支ノ提携、文化ノ開發、經

濟ノ開發、延いてハ東洋和平ノ大業ヲ成就
スル根本ノ問題ニ關スルカラデアルノデア
リマス、支那ノ開發ニ對スル問題ハ、既
ニ是等ノコトガ根本的ニ確立シテ、サウシ
テ今日デハ著々トシテ其經營ノ歩ヲ進メネ
バナラス時代ニナツテ居リマスニ拘リマセ
ズ、會期ガ切迫シテ剩ス所僅カシカナイ今
日ニ、而モ審議ガ到底十分出來マセヌ今日
ニ、會皇トシテ此二法案ヲ出サル、ト云フ
此一事實見マシテモ、私ハ非常ニ此根本
ノ問題ニ付テ不安ノ念ヲ持ツ者デアリマス
(ヒヤ、) (拍手) 新聞ノ傳フル所ニ依リマ
スト此際對支開發ノ機關ヲ根本的ニ定メ
管デアリマシタガ、ソレガ政府部内ノ意見
ガ離リマセヌデ、今度出來マスノハ唯單ニ
此兩會社ヲ監督スルダケノ事務局ガ内閣
直屬シテ設ケラル、コトニ相成ラヤウ
デアリマス、斯ウ云フ要約ノ機關ガ今日
僅ニ出來マシテ、サウシテ對支全體ノ機關
ガ何時出來ルカ分ラナイト云フコトハ、今
日ノ支那ニ對スル日本ノ立場トシテ、果シ
テ本當ニ其責任ヲ盡シ得ルノデアリマスカ、
是ハ非常ニ今日重大ナル問題デアリマシテ、
洵ニ國家ノ爲ニ深憂ニ堪ヘナイノデアリマ
ス(拍手)

殊ニ私ハ此會社ヲ監督スル事務局ノ組織
ヲ見マシテモ甚ダ其意ヲ解スルコトノ出來
ヌコトガ多クアルノデアリマス、今日會
社ノ監督指導ノ爲メ、内閣ニ事務局ヲ設
ケテ之ニ當ルト申シナガラ、同時ニ現地ニ
今日御承知ノ通り特務機關ガアリマシテ、
其特務機關ニ於テ、是等ノ經濟、文化開發
ノ指導監督ニ當ラシ居リマス、現最近其
間トシテ平生前文部大臣其他色々ノ人ガ
チラハ參ラテ此事ニ當ラシ居リマス、是ノ兩

今日政府ト致シマシテモ、吾等ト致シマシ
テモ、今日ニ於テ根本的ノ機關ヲ作ラシ、其
機關ニ依リテ吾等ハ勇往邁進シナクテハナ
リマセヌ、此大切ナコトヲ差指キマシテ、
サウシテ斯ウ云フ姑息ノ態度ニ出デテ、サ
ウシテ一時ヲ糊塗セントスルガ如キコトガ
アリマシタラバ、國家ノ憂ハヨリ大ナル
ハナイト思ヒマス、私ハ近衛公ガ此事件ノ
最初カラ責任ヲ取ラレテ、サウシテ今日
時局ヲ擔當セラレテ居ル以上ハ、是非トモ
總理大臣ヲ致サレテ居ル間ニ、對支政治機
關ノ根本的ノヤリ方ヲ樹シテ居ルコト
ガ、近衛公ノ責任デアリ、ソレガ君國ニ對
スル御奉公ノ一ツデアリト思フノデアリマ
ス、私ハ此意味ニ於キマシテ、政府、殊ニ
總理大臣ハ此様ナ姑息ヲ考テ御捨テナサ
ラ、サウシテ此場合ニ於テ一大對支開發
ノ大機關ヲ作ラレテ、之ニ依リテ總テ統一シ
テ、強イ力ヲ以テ對支政策ニ邁進セラレ
ル御意思ガアルカナイカ、其一點ヲ承リタイ
ト存ズルノデアリマス、此事ハ私ハ他
閣僚ヨリモ總理大臣カラノ御答ヲ得タイ
ト存ジマスガ、他ノ閣僚ニ於テモ御答ガゴ
ザイマスナラバ私ハ甚ダソレヲ承リタイト
存ジマス(拍手)

(國務大臣山元君登壇)
○國務大臣(山元君) 只今松村君カラ内
閣ノ對支機關ニ付キマシテ御尋ガアリマシ
タガ、此點ニ付キマシテハ總理大臣ヨリ御
答ガアルデアリマス、私ハ現地ニ於ケル
此問題ニ關係ヲ致シテ居リマスル事情ヲ御
尋致シタイト存ジマス、現地ニ於キマシテ
ハ、軍目下作戰、治安ノ維持ニ從事ヲ致
シテ居リマス關係上、是ト北支ニ於ケル
經濟開發トハ不可分ノ關係ニアリトデアリ

會社ヲ監督スル事務局トノ關係ハドウナル
ノデアリマスカ、此會社ハ何處ノ監督指
導ヲ受ケ、其使命ヲ全クスルノデアリマス
カ、官制ニ依リマシテハ恐ラクハ事務局ノ
監督ヲ受ケルコトデアリマスウケレドモ、
實際ニ於テハ果シテサウ云フ風ニ參リマ
スカ、現地ノ特務機關ノ強大ナ力ヲ以テスル
ノト、東京ニ於ケル唯一ノ事務局トノ對抗
デハ、果シテ中央ノ威權ガ徹底シテ、日本
ノ國策ヲ遂行スルコトガ出來マスカ(拍手)
私ハ此點ニ付テ甚ダ疑ナキヲ得ナイノデア
リマス

殊ニソレノミナラス此事務局ノ上ニハ、
承ル所ニ依リマスレバ、ソレハ新聞ノ傳
フル所デアリマスカラ假ニ間違アルカモ
知レマセヌカ、此上ニ對支經濟會議ト云
フモノヲ設ケマシテ、此事務局ニ對支政策
ノ根本ヲ設ケルコト云フコトニ相成ラ居
ルヤウデアリマス、審議會委員會ト云フ
モノノ組織ハ大抵分り切リタリ答デゴ
イマス如何ニ衆智ヲ集メマシテモ、何等
ソコニ統一シタル責任ノ所在ガアリマセ
ヌ、唯内閣ノ諮問機關ノヤウナ形デアリマ
シタラバ、果シテ其事務局ヲ指導シテ國
策ヲ實行スルコトガ出來マスカ、私共ハ斯
ク云フ審議會、ソレニ如何ナル人ガ入ルカ
ヲ以テ、此重大ナル對支開發問題ヲ處理シ
ヨウト致シマスコトハ、是ハ無理ナ期待
アルト思ヒマス(拍手)況ヤ東京ニ於テハ事
務局ノ上ニ審議會ガアリ、現地ニ於テハ事
務局トハ特務機關トノ間ニ經濟會議ガアリマ
ス更ニ北支政治權ヲ日本ノ出先ノ間ニキマ
シテハ、經濟開發會ガゴザイマス、是等ノ複
雜シタル組織、屋上屋ヲ重テ居リマス現

在ノ此組織ニ於キマシテ、果シテ對支開發
ノ本當ノ目的ガ達シ得ルノデアルカ、私共
ハ政府ガ此點ニ付テ三度思ヒテ致サナク
バナラスモノガアルト考ヘルノデアリマ
ス(拍手)
ソレノミナラス、今度ノ開發會社ノ事業
ハ、是ハ對支開發ノ總テデアリマセヌ、
支那ニ對スル日本ノ使命ノ極ク僅カノ一部
ヲ掌ルニ過ギナイノデアリマス、此外ニ
モ金融經濟ニ關スル大キナ部門ガ殘ラレ
居リマス、殊ニ更ニ最モ大ナルハ、日本
支那ニ對スル義務ハ、使命ハ、唯單リ經濟
開發ノミデアリマセヌ、即チ文化ノ開發
デアリマス、即チ支那ノ國民ト日本ノ國民
トガ提携シテ、サウシテ支那ノ經濟ヲ高メ、
文化ヲ高メ、心的ニモ、物的ニモ、本當ニ渾然
トシテ越々東洋獨特ノ一大文化ヲ作り上
グルト云フコトガ我國ノ使命デアリ、今度ノ戰
争ノ目的デアリマス、サウ云フ廣イ範圍ガ
殘ラレテ居ルニ拘リマセヌ、唯兩會社ノ其
監督ノ事務局ヲ作ラシ、是レヲ御尋ニ
ナリマス今ノ内閣ノ御尋ヲ、吾等ハ了解ス
ルコトガ出來ナイノデアリマス(拍手)私共
ハドウシテモ、此支那ノ經濟文化ノ開發ニ當
リマスノニハ、最モ責任ノアル強大ナル機
關ガ出來ナレバ相成ラヌト思ヒマス、其
責任ノ所在ノナイ施設ニ於キマシテハ、本
當ニ目的ヲ達スルコトガ出來マセヌ、今日
ハ軍ニ於テ、特務機關ニ於テ支那ノ經濟、
文化ノ仕事ヲサレテ居リマス、是ハ私ハ決
シテ惡イト申スノデアリマセヌ、戰事
勿々ノ際デアリマス、軍ガ是等ノ臨時
ノ經濟、文化ノ政治ノ仕事ヲサナラト云
フコトハ、是ハ已ムヲ得ザルコトデアリマ
ス、併ナガラ昔カラ馬上天下ヲ治メルコト

マシテ、此際軍トシテハ當りノ處置トシ
テ是等ノ指導ニ任ジテ居ルノデアリマス、
併ナガラ是ハ此現下ノ情勢ニ應ズル應急
ノ處置デアリマシテ、將來作戰及ビ治安維
持ガ出來上リマシタラバ、軍ハ之ヲ正當
ノ機關ニ於テ實施スルル、コトヲ專口考
テ居ルノデアリマス、而シテ當りノ考
テ居ルノデアリマス、而シテ當りノ考
テ居ルノデアリマス、今後ニ於キマシテ此指導ニ
適切ザルカザル爲ニ、無論軍ガ全般的ニ指
導ヲ致シテ居ルノデアリマスレドモ、
尙ホ現地ニ於キマシテ、外務、大藏、農林
工商等ノ關係ノ諸種ノ者ヲ以テ成リマスル
機關ヲ編成致シマシテ、經濟上ノ處置ニ遺
缺ナイコトヲ期シタイト存ジテ居リマス

○松村謙三君 只今陸軍大臣ノ御答辯ニハ
私ハ非常ニ満足ヲ致ス者デアリマス、私モ
決シテ今日ノ戰時ノ際ニ、軍ガ政治經濟
ノ事ノ任ニ當ララ、コトハ、之ヲ非難スル者
デアリマセヌ、是ハ當然ノコトデアリ
マシテ、軍ノ是等ノ對支政策ニ對シ
テハ、吾等ハ感謝スル者デアリマス、唯併
ナガラ是ハ恒久的ノ施設デアラハナリ
セヌトデ、此爲ニ速ニ中央ニ一大責任ノ機
關ヲ設ケテ、サウシテソレニ軍ガ今日軍事
ノ忙シイ裡ニヤツテ居リマス其仕事ヲ、中央
ニ移サレタイト、斯ウ思フノデアリマスガ、
之ニ付キマシテ陸軍大臣カラ同様ノ趣ノ御
答辯ガアリマシタコトヲ私ハ甚ダ喜ブ者
デアリマス、是デ私ノ質問ハ終リマス

○副議長(金光廣夫君) 高橋圓三君
(高橋圓三君登壇)
○高橋圓三君 只今松村君カラ御尋トナリマシ
タ北支那開發株式會社、中支那開發株式
會社トノ兩法案ニ付キマシテ、少シク政府ノ
御所見ヲ買ツテ置キタイト考ヘルノデアリ

マス、只今松村君カラモ御質問ガアリマシ
タヤウニ、私ハ先ツ本問題ノ性質、重要性
ニ對スル政府ノ認識、信念ニ付テ御尋ヲ致
シタイト考ヘルノデアリマス、御承知ノ如
ク我國ハ今有ラハ有史以來未有ノ大軍ヲ起シ、
未曾有ノ大捷ヲ博シ、百万ノ皇軍將士ノ善
戰ニ依リテ、我國ノ歴史始メテ以來ノ一大戰
捷ヲ博シテ居ルノデアリマス、而シテ之ニ
依リテ吾等日本民族ハ實ニ開國以來ノ一大
民族の飛躍ヲ今爲サントシツ、アルノデア
リマス、併シテ此日本民族ノ大イナル飛躍ノ
前途ニハ非常ニ困難ガ横ハテ居ル、蔣介石
前途ニハ非常ニ困難ガ横ハテ居ル、蔣介石
政権ノ長期抗戰論ニ對シテ、長期對戰ガ唱
ヘラレテ居リマスレドモ、吾等ハ軍ニ長
期對戰ノミナラス、實ニ現在ノ國際情勢ノ
實際カラ見マスレバ、縱令現在ノ事變ガ一
タビ結局ヲ見マシテモ、或ハ近キ將來ニ第
二、第三ノ事變、戰ヲ覺悟シナケレバナ
ナイト思フノデアリマス、詰リ今我國ハ大
キナ「チャンス」ニ面シテ居ルノ同時ニ、大
キナ「ピンチ」ノ上ニ立テ居ルノデアリマ
ス、近代ノ戰爭ハ御承知ノ如ク我國國軍ノ
久シイ間ノ方針デアリ所謂速戰速決主義ノ
ミデハイカナクナツテ、速戰速決主義ヲ以テ、
精銳無比ナ陸海軍ヲ以テ、一舉ニ敵ノ主力
ヲ殲滅スル此方針ハ、精銳無比ナ我が國軍
ニ取テハ實ニ絶妙ノ作戰デアリ、又我國ノ
ヤウナ精銳ナ軍隊ヲ持テコソ初メテ執リ
得ル方針デアリマス、ケレドモ近代ノ戰
争ハ國民ト國民、民衆ト民衆ノ戰デアリマ
ス、速戰速決主義ノ爲メ、或ハ一時的ニ重
大ナル打撃ヲ加ヘルコトヲ得マシテモ、其
相手國ガ一時ノ打撃ヲ爲ニ直チニ和ヲ講ズ
ルト云フヤウナコトハ、多クノ場合現在ノ
國家ニ於テハ有リ得ナイ、舊式ノ獨裁國ナ

ノ出來ナイコトハ歴史上ノ確ナル鐵則
デアリマス、隨テ今日ノ組織ト云フモノハ
全ク臨時ノ、一時的ノ施設ニ過ギマセヌ
デ、總テハ本格的ノ對支開發ノ機關ガ出來
上リマシテ、ソシテ之ニ依リテ總テノ運轉ヲ
致サナレバ相成ラヌト思ヒマス、然ルニ
今日政府ガザツテ此大題目ヲ避ケマシテ、
ソシテ複雑多岐ナル現狀ノ儘ノ上ニ兩會社
ヲ監督スルダケノ事務局ヲ置イテ、此成績
ヲ舉ゲントスル姑息ノ態度ニ出デラレタル
コトハ、是ハ本當ニ政府ガ此重大ナル時局
ニ對スル其氣魄ト組織トヲ缺クモノデア
ルト私ハ之ヲ惜マザルヲ得ナイノデアリマス
(拍手) 隨テ中央ニ統一強化セル一大機關、
即チ是ハ或ハ省ニモ匹敵スベキ、必ズシモ
省ト申スノデハゴザイマセヌガ、責任ノ所
在ノ明カナル、ソシテ軍部モ外務部總テ
方面ヲソレニ依リテ綜合シタル一大責任
機關ヲ作りマシテ、之ニ依リテ總テノ力ヲ合
セテ對支開發ニ邁進シナケレバ相成ラヌ
デアリマス、元々此案ノ如キハ大體責任
ノアル大機關ガ出來マシテ、其大機關ニ於
テ研究セラレタル結果、其後ニ此案ガ出來
上リテ、議會ニ提案セラレルノガ順序デア
ルト思ヒマス、其機關ガ出來ナイ先ニ先ツ其
監督ヲ受ケル兩會社ガ出來ルト云フコト
ハ、抑本末ヲ誤ラテ居ルモノト思ヒマス
(拍手)

私ガ斯ノ如キコトヲ申上ゲマスコトハ決
シテ今ノ内閣ヲ徒ニ非議スル所以デア
リマセヌ、今日國民ハ國ヲ舉ゲテ戰事ニ從事
ヲ致シテ居リマス、國民ノ子弟ハ今日戦地
ノ第一線ニ立テ身命ヲ賭シテ戰ヲ居リマ
ス、ソレニ對シマシテモ此戰事ノ目的
デアリマスル日支ノ提携、東洋ノ和平ノ爲

宣報號外 昭和十三年三月二十日 衆議院議事速記第三十一號 北支那開發株式會社法案外一件 第一讀會

七四一

ラバモ角デアリマスガ、現代ハ獨裁者ト雖モ尙且ツ其國ノ民衆ノ支持ヲ外ニ立ツ獨裁者ハ有り得ナイノデアリマス、隨テ民衆ノ感情ヲ外ニシテ、一時ノ收斂ヲ爲シ將來ノ利害ヲ圖リ、直チニ和ヲ講ズルト云フヤウナコトハ、實際ニ於テハ獨裁者ト雖モ爲シ得ナイ、即チ技術的、或ハ兵器ノ進歩等ノ理由ニ依ル外ニ、近代ノ戰爭ガ必ズ長期戰トナリ、國力戰トナラザルヲ得ナイ所ノ是ガ一ツノ大ナル理由デアリ、詰リ一タビ戰ガ起レバ、何レノ國家カ革命カ、内亂デモ起ラザル限リハ、其國力ノ續ク限リ戰爭ノ意思ヲ喪失シナイ限リハ、戰爭ハ容易ニ終局ヲ見ルコトハ出來ナイ、然ラバ斯ノ如キ一タビ起レバ必ズ其國力ヲ消耗シナケレバ已マナイヤウナ近代ノ戰爭ヲ我國ノ現在ノ周圍ノ國際情勢カラ考ヘマスル時ニ、短イ期間ニ再ビ三度續キ得ルヤウナ國家ハ一體世界ノ何處ニ在リマセウカ、私ハ左様ナ國家ハ今日ノ世界ノ何處ニモ無イ、斯様ニ考ヘルノデアリマス、即チ先程申シマスルヤウニ、若シ我國ガ近キ將來ニ第二、第三ノ戰ヲ或ハ覺悟シナケレバナラナイトシマスレバ、ドウシテ此戰ニ對スル備ヲスルカ、即チ戰爭ヲシナガラ、其戰爭ニ要スル資材ノ供給ヲ繼續シ得ル、或ハ一切ノ戰爭共モノヲ賄ヒ得ル、更ニ戰爭ヲ續ケナガラ其次ノ戰爭ニ備ヘ得ル、斯様ナコトハ實ニ容易ナラザルコトデアリマス、即チ歐洲大戰等ノ實際ヲ見マシテモ、一度戰ツタ國家ハ二十年ヲ三十年ハ本當ノ戰爭ハ出來ナイ、是ガ今日ノ戰爭ノ現實デアリ、私共率直ニ申シマスレバ、我國ニ於テモ十數年ノ開蓄積サレタ多クノ作戰資材ノ相當ノ部分ガ、少クトモ此度ノ戰ニ於テ消耗サレ

テ居ルデアラウト云フコトヲ推測スルニ難クナイノデアリマス、隨テ尙且ツ我國周圍ノ狀況ガ斯様ナ險惡ナ狀態ニアリトスレバ、結局我國ノヤウナ未曾有ノ大捷ヲ博シタガ、其戰果ヲ利用スルコトニ依ッテ、第二第三ノ戰ニ備ヘルノ外ハナイト考ヘルノデアリマス、然ラバ今日ノ大事變ニ際シテ、我國ガ此歴史の大捷ノ結果得タル戰果ハ何デアルカ、政府ハ屬領土ノ野心ナキコトヲ聲明シ、又第二ノ滿洲國ヲ支那ニ於テ作ラントスルモノデアナイト云フヤウナコトヲ屬領外ニ放逐シテ居ラレバ、果シテ然ラバ結局抗日政權ヲ絶滅シタ後ノ支那ノ民衆トノ間ニ、完全ナル日支ノ國民的提携ヲ完成シテ、支那ノ經濟産業ノ開發ヲ圖リ、之ニ依ッテ我國ノ國力ヲ補充、消耗サレタル戰力ヲ補充ヲ爲スノ外ニ途ハナイト考ヘルノデアリマス、即チ我國ガ百万ノ大軍ヲ動かシテ得タ唯一ノ戰果ハ、實ニ今日此處ニ問題ニナッテ居リマスル支那ノ經濟開發ノ問題ヲ指イテデアリマス、御承知ノヤウニ、我國ハ現在大キナ軍事費算ノ負擔ヲ負ツテ居ル、軍事豫算ノ行使ニ當リテ生ズル大キナ貿易ノ入超算ヲ決済スル爲ニモ、支那ノ我國ノ産業ノ市場トシテ大ニ開發シナケレバ、諸外國カラ同時ニ又現ニ亞米利加其他ノ諸外國カラ求メツ、アル軍用ノ資材ヲ、支那カラ獲得スルコトノ方途モ講ジナケレバナラス、私共ハ此問題ノ重要性ニ鑑ミマシテ、政府ガ普テ滿洲國ノ開發當時ニ於テ爲シタヤウ誤リヲ繰返スコトナク、小兒病ノ未熟ナ「イデオロギー」ヲ當該メテ、「イデオロギー」ノ試驗ナド今日ヤツテ居ル場合デアナイ、斯様ニ私共ハ考ヘルノデアリマス、

確乎不動ノ方針ヲ立テテ、國民ノ經濟力即チ資力、技術、其他有ル經濟力ヲ動員シテ、所謂國家總動員ノ方途ヲ以テ此開發事業ニ當リナケレバナラナイト考ヘルノデアリマス、先刻松村君カラ御話ガアリマシタガ、此重大ナル法案ヲ一體會期既ニ一週開サレタル今日ニ於テ、卒然ト政府ガ提出サレタル云フコト其事ガ、私ハ政府ノ本問題ニ對スル認識、信念、熱意ノ如何ヲ物語ルモノデアナイカト思フノデアリマス（拍手）政府ハ本問題自體ニ對シテ、如何ナル信念ト決意ヲ持ッテ居ラレドアルカ、此點ヲ總理大臣ニ第一ニ御伺致シタイ

第二ニ私ハ滿洲ニ於テ從來滿鐵ニヤラシメテ居ル各種ノ重工業等ヲ、最近卒然トシテ日産一手ニ之ヲヤラシメルヤウニナツタ、其事ノ當否ハ別ト致シマシテ、政府ガ本問題ニ對シテ十分ノ信念ト定見ヲ有セズシテ、將來開發事業ノ進行ノ途ニ於テ、其方針ガ二三ニナルヤウナコトガアリマシタナラバ、多額ノ資本ヲ固定セシメル所ノ此開發事業ノ上ニ、重大ナル蹉跌ヲ來スコトガアルト考ヘルノデアリマス、是等ノ點ニ付キマシテ政府ハ一貫不動ノ方針ヲ御持チニナラザルカドウカ、滿洲ニ於ケル前繼ノ愚ヲ重ネナイヤウナ、十分ノ政府ハ自信ガアルカドウカ、其點ヲ御伺致シタイ

其次ニ私ハ統制事業ノ性質ニ關シマシテ一言御尋ラ致シタイ、即チ支那ニ於ケル交通、通信、動力、燃料、鑛業ト云フヤウナ廣汎ノ事業ガ、獨占的ノ統制ニ委ネラレル結果ト致シマシテ、若シソレ等ノ事業ガ從來滿鐵ニ於ケルガ如ク、是マデノ我國ノ有ニル特殊會社ヲ一貫シテ居リマス所ノ官僚

之ヲ北京、天津方面ニ輸出致シマスルニハ、出港稅ト云フ税金ヲ拂フテ來テ居ル、斯様ナ關係ハ一體ドウナルノデアリマス、是ハ此出港稅ノ問題ダケデアリマセウカ、二ツノ領内ヲ貫スル所ノ鐵道等ニ付テモ、政治的ノ支配ヲ受ケル、政府ガ遠テ居リマスル爲ニ、種々不便ト不統一ガアリト考ヘルノデアリマス、又我軍ノ政治指導ノ點カラ申シマシテモ、蒙疆政府ノ範圍内ハ内蒙派遣軍ノ特務部ニ於テ政治指導ヲヤツテ居ラレ、北支ニ於キマシテハ北支派遣軍ノ特務部ニ於テ政治指導ヲヤツテ居ラレ、此間ニモ自ら其立場上意見ヲ方針ニ差ガ生ジテ來ルト思フ、是等ノ現地ニ於ケル監督機關ノ統一ヲ御考ニナルヤウナ意思ハナイカドウカ、將來是ガ統一ヲ圖ルヤウナコトヲ御考ニナルヤウナカドウカ

更ニ先刻松村君カラ御尋ガアリマシタガ、私モソレト同様ノ點ニ於テ、政府ノ所信ヲ何テ置キタイト考ヘマス、詰リ最も根本的ノ問題、現在北支、蒙疆、中支ヲ通ジマシテ、日本ノ占領地内ニ於テハ、軍政ヲ布イテ居ルノデアナイト政府ハ仰セラレドアルマセウケレドモ、事實上一種ノ占領地行政ヲ行ッテ居ル、隨テ軍事行動ガ繼續サレテ居ル限リニ於キマシテハ、此新シク出來ル會社、又此開發會社ト下ニ出來ル子會社ハ當然ソレゾレノ土地ノ軍ノ指揮、監督ヲ受ケルノ外ハナイト思フ、軍事上ノ要求モアリマスルカラシテ、當然サウナルノ外ハナイ、而シテ是ト新ニ設ケラレ、内閣直屬ノ監督機關トノ關係ハ一體ドウナルノデアリマセウカ、軍ノ占領地行政ハ大本營ノ統制ノ下ニ行ハレテ居ルデアリマス、詰リ内閣ト大本營、現地ノ司令官ト内地ノ監督機關、サ

ウ云フモノトノ關係ハ一體ドウナルノカ、此點ヲ明確ニ御答ヲ願ヒタイノデアリマス、今日法令ノ上カラノ議論ハ別ト致シマシテ、今日ノ實際カラ見マシラバ、支那ノ現情ヲ見マスルナラバ、ナント致シマシテモ、軍政上ノ必要等カラ致シテ、軍司令官ノ或ハ特務部ノ指導ヲ受ケルノ外ハナイ、サウシテ內閣總理大臣ノ直接ノ監督ト云フコトハ、事實ニ於テハ有名無實トナルノ外ハナイト私ハ考ヘルノデアリマス、此點ハドウヤウニ政府ハ御考ニナルヤウナカ

又本法案ノ第二十五條ニ於テ、政府ハ國防上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得ト云フヤウニアリマスガ、其命令ヲ爲シタ場合ニ補償ヲスルコトノ規定ヲ設ケラレテ居リマスガ、此補償ハ豫メ帝國議會ノ協贊ヲ經タル範圍内ニ於テ云々ト云フコトデアリマス、是ハ將來ニ補償ノ爲ニ、今議會ニ豫算デモ御要求ニナル御積リデアリマスカドウカ、是モ承ツテ置キタイト考ヘマス、日本法人トシテ設立サル、開發會社ガ、支那法人トシテ將來設立サル、支那ニ於ケル子會社ト一體ドウシテ監督ヲスルノデアリマスカ、直接支那ノ法人デアアル所ノ會社ヲ、日本ノ親會社ガ監督シ得ル何等ノ方法ガナイ、殊ニ本法ニモ何等ノ規定ガナイ、此點ハ一體ドウ云フ風ニ御考ニナルヤウナカドウカ、或ハ私共不敏ニシテ知ラナイノデアリマスカ、ナラバ、ドウカ十分ノ御説明ヲ願ヒタイ

今一ツハ本法ノ親會社ト子會社ト對スル權利關係ハ一體ドウナルノデアリマセウカ、支那ノ今度出來ル子會社ハ、支那ノドウ云フ法律ニ依ッテ設立サレドアルデアリマスカ、舊來ノ公司法ハ現在施行サレテ居ラナイト思ヒマス、又之ヲ活カスニシテモ、現在ノ

ルカラ、此開發債券ヲ將來支那ニ於テ發行セラレハ、是等ノ點ヲ併セテ御伺致シテ...

國務大臣吉野信次君發言

第一ノ責任感云々ノ御答ニ付キマシテハ、先程松村サノ御答ニ對シテ同様ニ、適當ノ機會ニ總理大臣カラ御答申上ゲテ...

テハ、無論外國會社ノ權益ハ尊重致シマス、而シテ若シ此會社ニ於テ適當ナル必要上、子會社ノ方ノ事業ニ一措キナレバ...

田村秀吉君發言

私ハ只今上程セラレテ居リマス、陸軍大臣、大藏大臣並ニ商工大臣ノ方ニ對シテ、聊カ御申上ゲテ...

第五日支那開發株式會社法案外一件 第一讀會 第六日對支中央機關ノ設置ニ付テ...

第一ノ經濟開發ト外交工作ニ付キマシテ、北支並ニ中支ニ於テ我國ガ經濟開發ノ指導勢力トシテ、專ラ之ニ當ルハ勿論...

獨立ニ陥ル、ノ途モアルト思フノデアリマス、例ヘバ現在將政權ノ背後勢力ヲ成シテ...

國務大臣吉野信次君發言

第二ノ對支經濟開發ノ根本方針ノ問題デアリマスガ、政府ハ今回對支國策會社ヲ設立...

即チ農業、商業、或ハ輕工業、纖維工業等ノ流通經濟ノ産業ニ對シマシテハ、特ニ民間資本ノ進出ト...

田村秀吉君發言

ツノ思想ニ因ハレタヤリ方ノ結果ニ外ナラズト思フノデアリマス、今ヤ支那經濟ノ開發ニ當リマシテ、皇軍百萬、苦心慘澹...

關ノ設置ヲ見ルニ至テ居リマス、一體中支ノ金融機關如何ニセントスルノデアルカ...

アルト思ヒマス、隨ヒマシテ、北支ノ新貨ノ方針デアリマシテ、日滿ノ如ク直ニ鞏固ニ連繫スルト云フコトハ、却テソレヲ望ミマセス、此大ナル方針ノ下ニ、徐々ニ貿易及ビ爲替ヲ調節シテ參ル、斯ウク考ヘ、方々適當デアラウト存ジマス、併シ大體ノ方針ハ助キマセス、中支ニ付キマシテハ、北支ニ於ケルヨリモ、未ダ狀態ハモウ一つ前ノ階梯ニアラノデアリマス、中支ニ於ケリモ、色々微妙ナ點ガアルデアリマシテ、只今茲ニ新ニ發券銀行ヲ作ルカ、北支ノ銀行ノ其通貨ノ範圍ニ入リマスルカ、未ダ臨時ノ政權ニ付キマシテモ、其確立ヲ見ナイ前デアリマスカラ、只今ノ所ハ具體的ニハ御答ヲ申上ゲ兼ネルデアリマス

○田村秀吉 簡單デアリマスカラ自虐カヲ發言ヲ御許シ願ヒマス

○田村秀吉(兼光廣夫) 許可致シマス

○田村秀吉 政府ノ御答辯ニ必シモ満足スルモノデアリマセスガ、詳シイコトハ委員會等ニ讓リマシテ、尙ホ總理大臣ニ對スル私ノ質問ニ付キマシテハ、適當ノ機會ニ本議場ニ於テ御答辯アランコトヲ希望シテ、私ノ質問ヲ打切リマス

○關廣(兼光廣夫) 伊豆富久君

○伊豆富久君 伊豆富久君

○伊豆富久君 私人今上程サレマシタ北支那開發株式會社法案ニ中支那振興株式會社法案ニ對シマシテ、二三政府ノ所見ヲ御答辯シテ思フデアリマス、昨年七月滿洲事件ヲ火種トシテ、支那事變ガ勃發シテ以來九月、逐次戰果ヲ擴大シテ、今十黃河以北察哈爾、綏遠、河

北、山東、山西ノ五省、江蘇、浙江、安徽ノ中支三省ハ、完全ニ皇軍ノ占據スル所トナリ、著々肅清工作ガ行ハレ、治安工作モ日ヲ逐クテ其緒ニ著キツ、アルコトハ、眞ニ慶賀ニ堪ヘナイ所デアリマス、此間ニ於ケル所ノ皇軍將兵ノ忠勇、純後國民ノ至誠ニ對シマシテハ、感激措ク能ハザルモノデアリマス、併ナガラ要ハ此等犧牲ト偉大ナル戰果ヲシテ意義アラシムルコトデアリマス、換言シレバ戰争目的ノ達成デアリマス、而シテ戰争目的ガ日支共存共榮、東洋永遠ノ平和ヲ確保スルニアルコトハ申ス迄モアリマセス、此戰争目的ノ達成スルニハ、軍事目的ニハ占據地域ノ確保、政治目的ニハ親日政權ノ樹立、經濟目的ニハ北支ニ於ケル產業資源ノ開發、中支ニ於ケル商權ノ伸張ニアラネバナラヌト思フデアリマス、同時ニ文化工作ヲ行フノ必要ノアルコトハ勿論デアリマス、私ハ以上ノ見地カラ、戰争目的ノ達成ノ上ニ於テ、重大ナル使命ヲ帶ビテ生レ出デントスル兩案ニ對シテ、御力御等致ス所以デアリマス

第一ハ、北支並ニ中支開發事業ノ指導精神如何ト云フコトデアリマス、私ハ本事業ハ日支共存共榮ヲ主眼トスルト同時ニ、其福利ハ直接事變ニ參加シタル國民大衆ノ福利ヲ増進スル目的トスルモノデアリマス、ナラヌト信ズルモノデアリマス、北支各省ガ石炭、石油、鐵、棉花、羊毛、鹽等、地表、地下ノ物產豊富ナルコトハ申ス迄モアリマセス、然ルニ北支住民ノ八割強ヲ占ムル農民ハ、尙ホ原始的農業ニ甘ンシテ、是等資源ノ開發ヲ閉鎖シテ居ルデアリマス、其原因ハ水害其他ノ天災、兵燹、匪賊ノ破壞、掠奪、惡政等ノ爲メ、一統のニ支那産業ノ發展段

階ガ幼稚ナルガ爲メデアリマス、又資本乏シク、技術モ亦進歩セザルガ爲メデアリマス、隨テ支那農民ハ豊富ナル資源ヲ擁シナガラ、殆ド飢餓線上ニ彷徨シテ居ル狀態デアリマス、我國ハ之ニ反シマシテ、産業ノ發展段階ハ高度ニ達シ、資本シカラス、技術モ亦相當ノ發達ヲ遂ゲテ居ルデアリマス、然ルニ國防並ニ産業上缺タベカラザル所ノ、是等ノ資源ガ缺乏シテ居ルデアリマスカラ、支那ノ資源ト我國ノ資源ト開發スルコトハ、極メテ自然デアルト思フデアリマス、此關係カラ事業ノ運営ニ當リマシテハ、飽クマデ共存共榮ヲ主眼トセネバナラヌト信ジマス、是ハ直チニ支那民心ヲ收攬スルコトモナリ、我が皇道ヲ宣布スル所以トモナルデアリマス、事業ノ成功ヲ期スルニハ、何ヨリ民心ヲ收攬スルト云フコトガ、先決問題ナレバナラヌト信ズル者デアリマス、又熱烈ナル國民ノ愛國心ト、尊キ國權ノ犧牲トニ依リマシテ、顧チ得ザル所ノ資源開發、福利ヲ一部資本家、事業家ノ壟斷ニ委ヌルコトナクシテ、國民大衆、殊ニ直接事變ニ參加シタル國民ノ福利増進ヲ目的トスルヤウ、運営スベキデアルト思フデアリマス、此二點ニ付キ政府當局ハ、如何ナル考ヲ有セラレルヤト云フコトニ付テ御申上ゲタイト思ヒマス

第二ハ對支各機關、即チ政府デ只今御計畫中ノ對支經濟局、日華經濟協議會、經濟委員會ト、兩開發會社トノ關係如何ト云フコトデアリマス、北支那派遣軍ニハ農林經濟委員會ヲ設ケテ、平生氏ガ最高顧問トシテ委員長ニ就任サレマシタ、更ニ日華經

濟協議會ニハ王克敏氏ガ委員長トナリ、平生氏ガ副委員長トナテ居ラレマス、又本案ニ依リマシテ北支那開發株式會社、中支那振興株式會社ガ成立致シマスレバ、對支機關ノ陣形ハ略々整テデアリマス、又政府ハ經濟局ヲ設置スル計畫中ノヤウデアリマスガ、是等各機關ノ運轉ガ巧妙ニ行キマスナラバ、三位一體ノ有機的關係ニナリマスガ、若シ間違ヘバ、往年滿洲ニ於ケル所ノ三頭、四頭ノ政治ノヤウナモノニナリ、所謂船頭多クシテ船山ニ登ルノ失態ヲ演ズルコトナキヲ保シ難イデアリマス、即チ是等各機關ノ使命、特色、權限等、其間ノ連絡如何ヲ御伺スル所以デアリマス

第三ニ東支省設置ノ意思ナキヤト云フコトヲ御伺上ゲマス、對支中央機關ヲ設置スルノ必要アルコトハ、只今松村君カラモ、田村君カラモ御述ニナリマシタ、私モ諸皆ハ大體同様デアリマス、政府内部ニハ政治文化ヲ包含シナイ經濟局ヲ設置スル御計畫ノヤウデアリマス、之ヲ内閣直屬ノ機關トスルカ、或ハ外務省ノ東支局ヲ引離シテ局ヲ作ルカト云フヤウナ、御議論ガアルヤウニ傳ヘラレテ居リマスルガ、理想カラ申シマスルナラバ、東支經濟局ノ中核タルベキ機關ハ、重要ナル機關デアリマスルカ、斯ノ如キ一局ハ不可ナリト信ズル者デアリマス、況ヤ一省ニ屬スル局デハ尙更デアリマス、閣議ニ於テ發言スル所ノ責任ヲ有スル所ノ大臣、一省ヲ作ルベキデアリデハナイカト思ヒマス、斯ノ如キ小ナル機關デハ、北支派遣軍ノ經濟委員會ヤ、日華經濟協議會ヤ、開發會社等ノ有力ナル所ノ機關ヲ指導監督シテ、其目的ヲ達成スルコトハ困難デハナイカ、覺東ナイヤウニ思フノ

デアリマス、却テ屋上屋ヲ架スルニ過ギナイデアリマスカラ、私ハ單ニ經濟ノミナラズ、政治、文化ヲ包含スル東支省一名ハ何ト付ケテモ宜シイデアリマス、一省ヲ新設シテ、東支經濟局ノ中核機關ト爲スベキデアルト思フデアリマス、此點ニ對スル政府ノ御所見ヲ御伺申上ゲマス

第四ニ交通通信事業ハ開發會社ト切離シ、別個ノ機關ヲ創設シテハ如何ト云フコトデアリマス、第十四條ニハ「北支那開發株式會社ハ左ノ事業ノ主要ナルモノニ對シ投資又ハ融資ヲ爲シ其ノ經營ヲ統合調整スルモノトス」ト規定シ「交通、運輸及港灣ニ關スル事業、一、通信ニ關スル事業」ガ掲ゲラレテアルデアリマス、支那ノ資源ガ開發セラレナイノハ、水害、兵燹、匪賊、惡政等ニ因ルコトハ、前ニ述ベマシタ通りデアリマスガ、交通機關ガ發達シテ居ラナイコトモ、亦最大ノ理由デアリマス、例ハバス支那ノ石炭ハ、埋藏量ハ世界第三位ト稱セラレテ居ルニモ拘ラス、炭業ハ極メテ不振デアリマス、是ハ鐵道並ニ水運ノ便ガ少ク、運賃不廉ナルガ爲メデアリマス、北支ノ資源ヲ開發スルニハ、鐵道ノ敷設、改良、港灣ノ修築、擴張ヲ始メ、道路、運糧、航空事業並ニ電信電話ノ通信事業ノ發達ヲ圖ルコトガ、先決問題デアラノデアリマス、而シテ豫定線若クハ計畫線ト致シマシテハ、同成線、蘭州線ノ新設、大同線ノ改良、石家莊、滄州、大沽線ノ新設、陽濟鐵道ノ延長、張家口、多倫、赤峰ノ連絡、熱河、北京線ノ新設、包頭ヨリ五原ヲ經テ寧夏省ニ延長スル線、以上ニ伴フ秦皇島、塘沽、太沽、天津諸港ノ改善等ガ數ヘラレテ居ルデアリマス、要スルニ鐵道ノ敷設、改良、港灣ノ

修築ハ、北支開發ノ大動脈ト成スモノデアリマス、北支開發ノ軍事上ニ於テモ重大ナル使命ヲ有スルモノデアリマス、而シテ此大事業ヲ遂行スルニハ、巨額ノ資金ヲ要スルデアリマスカラ、私ハ斯ル大事業ヲ、三億五千萬圓ノ開發會社ト統制内ニ置クコトハ、適當デアイト思フデアリマス、元來開發會社ハ石炭、石油其他ノ礦產物、棉花、羊毛、鹽等、若クハ電氣事業等、算盤ノ採レル一般産業ヲ統制シ、交通、通信機關ハ之ヲ切離シ、別ニ有力ナル機關ヲ創設スル方ガ適當デアルト思ヒマス、之ニ對スル政府ノ御所見如何デアリマス

第五ハ開發會社ト子會社トノ關係如何デアリマス、此間ノ關係並ニ運営如何ハ、事業ノ成否ニ重大ナル關係ヲ有スルモノデアリマス、滿洲國デハ初メ極度ノ統制方針ヲ執リマシテ、資本主義ヲ排斥シマシタガ故ニ、事業ノ發達活潑ナラザルモノガアリマシタコトハ、今ヤ好キ手本トナテ居リマス、併ナガラ之ニ反シテ、資本主義ノ活動ニ放任スルコトハ、所謂黨ニ懸リテ論ヲ吹ク如キ觀ニ陥リ易イデアリマス、資本主義ノ自由ニ放任スルコトハ、幾多ノ事業ヲ有スル資本家、事業家ハ、唯獨張りバカリマシテ、仕事ヲヤラス弊ガアルデアリマセ、現ニ英國ガ多年北支資源開發ニ指ヲ染メテ居リナガラ、開發ノ效果ヲ得ナカク、結果ガ日本ヲ利スコトニナツタカラデアリマシタ、又資本主義ニ放任致シマスルナラバ、資本ノ二重投下ヲ來スコトニモナルデアリマス、結局極端ナル統制モ當ラザルモノデナレバ、極端ナル自由主義モ亦

共當ラザルモノデアイト思ハレノデアリマス、第十四條ニハ「主要ナルモノニ對シ投資又ハ融資ヲ爲シ其ノ經營ヲ統合調整ス」ト云フコトガアルデアリマス、主要ナルモノト主要ナルモノトノ界限ハ、何ニ依ラテ決メラレルデアリマスルカ、又「經營ヲ統合調整ス」ト書イテアラマスレドモ、經營ノ内容ニ立入りマシテ、統合調整ガ度ヲ過ギレバ、活潑ナル事業ノ發達ハ期シ得ラレナイデアリマス、開發會社ハ投資並ニ融資ニ重キヲ置キ、日支合辦トシテ子會社ヲシテ自由ニ手腕ヲ揮フハシメ、其弊害ガ生ジタル時ニハ之ヲ是正スル位ガ、適當デアナイカト思ハレノデアリマス、第十四條第六號ニハ「北支那ニ於ケル經濟開發ヲ促進スル爲メ特ニ統制調整ヲ必要トスル事業」トアリマス、其事業ノ中ニハ棉花事業ガ入リテ居リマセヌガ、棉花コソ子會社トスル、或ハ子會社トシテ統制内ニ置クベキ事業ト思フデアリマス、又取引所ヲ新設致シマシテ、經濟統制ノ機能ヲ發揮セシメルト云フ御意思ハアリマセヌカ

第六ハ一定ノ配當ヲ爲シ、尙ホ利益超過スル時ハ特別納付金ヲ納付セシムルコトトシテハ如何ト云フコトデアリマス、開發會社ハ政府以外ノ株主ニハ年六分ノ配當ヲ保證シテ居リマス、之ニ超過スル時ハ又補給金ヲ償還シテ、更ニ超過スル時ハ増配スルコトニナツテ居リマス、元來政府ノ現物出資ニ係ル資本ハ、支那事業ニ依テ生ジタモノデアリマス、支那事業ニ依テ生ジタル向テ十年ニ互リ、所得稅、營業稅、地方稅ヲ免除シテ居ルデアリマスカラ、配當ヲ爲シ、更ニ補給金ヲ償還テ控除シタル上ニ、更ニ超過シタルモノハ特別納付金ト

シテ之ヲ納付セシメテ、對支工作ノ經費ニ充當スルコトトシテハ如何ト云フコトデアリマス

最後ニ私ハ陸軍大臣ニ對シマシテ、北支中支ノ肅清工作如何ト云フコトヲ御申上ゲタイト思ヒマス、是ハ只今御説明ニナリマシタガ、北支、中支ニ於テノ占據區域ニ於ケル所ノ肅清工作、並ニ交通ノ狀態ヲ御伺致シタイト思ヒマス、交通ノ狀態ニ付キマシテハ、鐵道省ト滿鐵トガ協力シテ、軍ト共ニ鐵道其他ノ交通機關ノ復舊ヲ急イデ居リマス、其復舊ノ狀況並ニ北支那ニ於ケル所ノ鐵道ノ豫定線、若クハ計畫線、港灣修築ニ關スル方針等ノ御説明ヲ承ルコトヲ得レバ、洵ニ幸ト存ズルデアリマス、私ハ以上大體ノコトニ付キマシテ、御答辯シマシテ、更ニ詳細ナルコトハ委員會ニ於テ御伺致シタイト思ヒマス、何卒御答辯ヲ御願致シマス(拍手)

○國務大臣(吉野信次) 只今ノ御答ニ對シテ御答辯シマス、第一ノ指導方針ニ付キマシテハ、先方ノ資源ト、コナラノ方ノ資本ト技術トヲ結合セシメルノガ宜イデアナイカト云フ御所見ハ同感デアリマス、ソレカラ此會社ノ株ヲ、何カ今度ノ戰爭ニ參加シタヤウナ特別ナ人ニ對シテ云々ト云フ意味ノ御答ガゴザイマシタガ、サウ云フコトハ考ヘテ居リマセス、國策會社ゴザイマスカラ、成ベク國民ニ、廣キ方面ニ互テ參加セシムルヤウニ、政府トシテハ考ヘテ居リマス、ソレカラ此會社ト事務局ト、ソレカラ支那側ニ於ケル日華經濟協議會ト云フモノノ關係ニ付テ、三位一體トシテ互ニ連絡ヲ取ツテヤラナレバナラヌト云フコトハ、

官報號外

昭和十三年三月二十日 衆議院議事速記錄第三十一號

北支那開發株式會社法案外一件 第一讀會

御説ノ通りデアリマシテ、ソレ等ノ點ニ付
キマシテモ具體的ニ、適當ノ方法ヲ考ヘ
イト思フテ居リマス、何レ委員會ニ於テ
詳細ヲ御話申上ガテイト思ヒマス、ソレカ
ラ事業ノ點ニ付キマシテ、交通運輸ノ方
金ガ少イカラ別ニシタラドウカト云フヤウ
ナ御話モゴザイマシタガ、申ス迄モナク資
本金ノ外ニ社會モゴザイマシテ、又金
問題ノ外ニ社會モゴザイマシテ、又金
交通運輸ノ事業ト、産業開發ト云フ仕事ハ、
ヤハリ不可分ノ關係ヲ兩方相俟テ、行カ
ナレバナラスモノデアリマスカラ、ヤハ
リ社會社ヲ結合シテ方宜シト考ヘテ居
リマス、棉花ノ點ニ付キマシテ、此事業
ノ方ニハ列強政シテアリマセシケドモ、
棉花ニ付キマシテハ、御承知ノ通り朝鮮
於テ、或ハ滿洲ニ於テ、棉花ノ栽培ノ計畫
ヲ持テ居ルデアリマスカラ、其方ト連絡
ヲ取ル必要ガアルコトハ、申ス迄モナイノ
デアリマス、納付金ニ付キマシテハ、只今
所ハ納付金ヲ設ケル考ヘテ居リマセシ

○國務大臣(杉山元) 鐵道ニ付テノ御
デアリマシタガ、目下我軍ニ於テ占據政
チ居リマスル地域内ノ鐵道ハ、殆ド運行政
シテ居リマス、殊ニ占據後時日ノ經過政
シテ居リマスルモノハ、相當ニ改善ヲ致シ
ツ、アルノデアリマスカラ、全面ノ鐵道
道ハ、何等今日マデ支那側ニ於テ改善ノ措
置ヲシテ居リマセシケドモ、其能力ヲ十分
發揮セシメマセシケドモ、相當ノ經費ヲ要ス
ルト存シテ居リマス、新線ヲ如何ナル方面
ニ敷設シテ、アルカト云フコトニ付キマ
シテハ、軍事上ノ必要ニ基キマシテ、目下
建設ヲシテ居ルデアリマシテ、此點ニ付

○國務大臣(杉山元) 鐵道ニ付テノ御
デアリマシタガ、目下我軍ニ於テ占據政
チ居リマスル地域内ノ鐵道ハ、殆ド運行政
シテ居リマス、殊ニ占據後時日ノ經過政
シテ居リマスルモノハ、相當ニ改善ヲ致シ
ツ、アルノデアリマスカラ、全面ノ鐵道
道ハ、何等今日マデ支那側ニ於テ改善ノ措
置ヲシテ居リマセシケドモ、其能力ヲ十分
發揮セシメマセシケドモ、相當ノ經費ヲ要ス
ルト存シテ居リマス、新線ヲ如何ナル方面
ニ敷設シテ、アルカト云フコトニ付キマ
シテハ、軍事上ノ必要ニ基キマシテ、目下
建設ヲシテ居ルデアリマシテ、此點ニ付

御説ノ通りデアリマシテ、ソレ等ノ點ニ付
キマシテモ具體的ニ、適當ノ方法ヲ考ヘ
イト思フテ居リマス、何レ委員會ニ於テ
詳細ヲ御話申上ガテイト思ヒマス、ソレカ
ラ事業ノ點ニ付キマシテ、交通運輸ノ方
金ガ少イカラ別ニシタラドウカト云フヤウ
ナ御話モゴザイマシタガ、申ス迄モナク資
本金ノ外ニ社會モゴザイマシテ、又金
問題ノ外ニ社會モゴザイマシテ、又金
交通運輸ノ事業ト、産業開發ト云フ仕事ハ、
ヤハリ不可分ノ關係ヲ兩方相俟テ、行カ
ナレバナラスモノデアリマスカラ、ヤハ
リ社會社ヲ結合シテ方宜シト考ヘテ居
リマス、棉花ノ點ニ付キマシテ、此事業
ノ方ニハ列強政シテアリマセシケドモ、
棉花ニ付キマシテハ、御承知ノ通り朝鮮
於テ、或ハ滿洲ニ於テ、棉花ノ栽培ノ計畫
ヲ持テ居ルデアリマスカラ、其方ト連絡
ヲ取ル必要ガアルコトハ、申ス迄モナイノ
デアリマス、納付金ニ付キマシテハ、只今
所ハ納付金ヲ設ケル考ヘテ居リマセシ

安實銀ニ依テ働キ得ル所ノ連中デゴザイ
マスカラ、是等ノ對策ト云フモノガ餘程正
シク行ハレマセシト、非常ナル惡結果ヲ齎
シハセシカト云フコトヲ慎ムルノデゴザイ
マス、而モ農民ニ於テハ十畝以下ノ小面積
ノ土地ニ依テ經營ヲナスモノガ殆ド河北
省ニ於テハ二六・四、山東省ニ於テハ三
九・三ノ多キニ上テ居ルデアリマス、
斯様ナ情勢ノ豫期政シマシテ、若シ支那
於ケル農業開發ノ方針ト、日本ニ於ケル農
村振興ノ方針トガ相俟スルヤウナ場合ハ、
萬ナイトハ考ヘラレマスカレドモ、此點
ニ付テハ明白ナル方針ヲ示シテ置キタイ
思ヒマス、是ハ農業ノ場合ノミデナク、
工業ノ場合ニ於テモ同シトモ、日本ニ於ケ
ル紡績ガ操縦ヲ以テ其生産過剰ヲ防イ
デ居ル際ニ、青島或ハ天津ニ於テハ昨年
度、或ハ一昨年度ニ於テ、相當量ノ増
産計畫ガ勢ヲ示ラレテ居リ、而モ日本ノ資本
家ガ相當ナ勢ヲ以テ進出シテ居ルコトハ御
承知ノ通りデゴザイマス、而モ一十一年度
於ケル青島ハ五十二萬圓、天津ハ二十四萬
千圓ノ現有勢力ヲ、十二年度ニ於テハ青島
ガ四十二萬四千圓、天津ガ五十九萬九千圓
ノ増産計畫ヲ立テテ居リマス、而モ此紡績
ノ發展ト云フモノト、日本ノ農村ノ振興ト
ハ非常ナ關係ガアリマス、日本ノ農村ノ振
興ニ於テハ、紡績ニ依テ出稼スル女
工サンノ賃銀ガ大多數還元サレルノデアリ
マスカラ、農村振興ノ關係カラハ非常ニ經
視出來ナイ點デアリマス、同時ニ農村ノ過
剩人口ヲ吸收スル日本ノ工業ト云フモノ
ガ、支那ノ工業開發ニ依テ、若シ多少デモ
惡影響ヲ蒙ルト云フコトニナルナラバ、延
イテ工業部門ダケノ問題デナクシテ、大キ
ナハ日本ノ農村ニ於ケル問題デアルト云々

御説ノ通りデアリマシテ、ソレ等ノ點ニ付
キマシテモ具體的ニ、適當ノ方法ヲ考ヘ
イト思フテ居リマス、何レ委員會ニ於テ
詳細ヲ御話申上ガテイト思ヒマス、ソレカ
ラ事業ノ點ニ付キマシテ、交通運輸ノ方
金ガ少イカラ別ニシタラドウカト云フヤウ
ナ御話モゴザイマシタガ、申ス迄モナク資
本金ノ外ニ社會モゴザイマシテ、又金
問題ノ外ニ社會モゴザイマシテ、又金
交通運輸ノ事業ト、産業開發ト云フ仕事ハ、
ヤハリ不可分ノ關係ヲ兩方相俟テ、行カ
ナレバナラスモノデアリマスカラ、ヤハ
リ社會社ヲ結合シテ方宜シト考ヘテ居
リマス、棉花ノ點ニ付キマシテ、此事業
ノ方ニハ列強政シテアリマセシケドモ、
棉花ニ付キマシテハ、御承知ノ通り朝鮮
於テ、或ハ滿洲ニ於テ、棉花ノ栽培ノ計畫
ヲ持テ居ルデアリマスカラ、其方ト連絡
ヲ取ル必要ガアルコトハ、申ス迄モナイノ
デアリマス、納付金ニ付キマシテハ、只今
所ハ納付金ヲ設ケル考ヘテ居リマセシ

ハ考ヘルノデアリマス(拍手)
第五點ハ内務大臣並ニ商工大臣カラ適當
ニ御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス、是ハ今回
ノ專使ニ出テシマシタ所ノ出征者其家族、
戰死者、其遺族ト云フモノニ對シテ、一時
新聞紙上ニ五千圓程度ノ北支開發特種會社
ノ株券ヲ持タセテ、其將來ノ生活ヲ保全シ
ヤル、其職死者遺族ノ生活ヲ保全シヤ
ルト云フコトガ傳ヘラレタノデ、國民ハ此
北支開發ニ對シテハ相當關心ヲ有テ居リ
マス、併ナガラサウ云フ方針ガ政府ガ考ヘ
テ居ラスト云フコトハ、屢々色々ノ機會ヲ明
ニサレタノデアリマスカラ、ソレヲ私
此處ニ陳述サウトハ思ヒマセシケドモ、少ク
モ北支、中支ニ於ケル開發ニ對シテハ、出
征者並ニ戰死者ノ遺族ガ相當ノ優先權ヲ
持テ就職シ得ル特權ヲ持ツコトハ、是ハ當
然ナ問題デアリト思ヒマス(拍手)同時ニ其
株券ノ如キモノハ一般國民ニ於テ持ツベキ
モノガ少數ノ財閥ノ手ニ渡ラシマツテ、國
民ハ殆ド目ニ懸ルコトガ出來ナイト云フ
ヤウナコトニナルト、政府ガ六分ノ配當ヲ
保證シテ居ル特別ナル株券デアリマスカ
ラ、其點ニ對シテ、或ハ戰爭ノ結果ヲ一部資
本家ニ歸スルベシト云フ結果ニナルコト
ヲ慎ムルノデアリマス、隨テ是等ノ如キモノ、出
征者關係ニ優先的ニ持タセルト云フヤウナ
方針モ亦一策デアリト云々ハ考ヘルノデア
アルトカ、或ハ府縣、市町村ナリガ、全ク
第一線ニ立テル國民ト同様以上ノ努力ヲ拂
テ就職ヲ固メテ居ルコトハ、亦申ス迄モ
イデアリマスカラ、府縣市町村在郷軍人會
其他適當ナル公共團體ニ優先的ニ割當テテ、
之ニ特別ナル優遇ノ方法ヲ講スルト云フ
コトモ、國民ヲ十分ニ就職ヲ固メ又新

方針デアリマスカ、若シ中支ニ於ケル政
權ガ絕對ニ今後出來スト致シマセシレバ、疑
ヒハナイデアリマスカレドモ、其點ニ對
シテ今日吾々ハ未ダ明快ナル回答ヲ與ヘラ
レテ居リマセシ、隨テ之ニ對シテ御承知
タイト思ヒマス、ソレカラ專使後ノ新シキ
情勢ニ從テ、舊來ノ蔣介石ノ政權トノ關係
ニ於キマシテ生ジテ居タル商租權ト云フモ
ノヲ、新政府ガ如何ニ取扱テ居ルノカ、新
聞ノ報ズル所ニ依リマス、商租權ハ、新
政府ノ王克敏其他ノ圓滿ナル處置ニ依テ、
心配ナイヤウナ情勢ニナツト云ハレテ居
リマスカレドモ、ソレガ此法案ヲ可決シテ、
此法案ヲ實際ニ移シ場合ニ於テ、サウ云フ
對手國ノ圓滿ナル處置ダケニ依テ宜イノ
デアリマスカ、斯様ナ會社ガ出來マス同
時ニ、新シキ商租權ニ付テ新政府ト何カノ
取極ヲ爲スト云フコトニナルノデアリマセウ
カ、其點ヲ明快ニシテ置キタイト思ヒマス、
ソレカラ現在日本側ニ接收シテ居ルモノハ、
之ヲ其國ノ社會其他ニ委任經營シテ居ルヤ
ウデアリマスカレドモ、是等ニ對スル處置
ハドウ云フ風ニナルノデアリマセウカ、又
日本ノ支那ニ於ケル所ノ大使館ハ北京ニ置
タノデアルト云フ常識的考ヘテ居リマス
スガ、何レソレヲ決定スルノデアリマス
カ、是モ此機會ニ明ニシテ置キタイト思ヒ
マス

ナル東洋平和ニ協力セシムル所ノ一ツノ積
桿ニナルノデハナカラウカ、斯様ニ吾々ハ
素人考ナガラ思フノデゴザイマス、隨テ
其方針ヲ求メルナラバ、特別ノ利益配當保
證ヲ十年ト限ラズニ、其會社ノ存續スル限
リ、サウ云フ公共團體ノ持テル株券ニハ十
分ナル保證ヲスルトカ、或ハ六分保證ヲ一
割保證マデニシテヤルコトカ云フコトモ考
ヘラレナレバナラスト思ヒマス、併ナガラ
之ヲ其邊ノ一般營利會社ト同様ナリ報ヒラ
スルヤウナ處置ヲスルト云フコトニ對シマ
シテハ、私達ハ甚ダ不満デアリト同時ニ、
將來是ハ國民ノ絕對支持ノ上ニ、軍ガ強ク
ナツテ行ク上ニ於テモ考ヘナレバ、ナラナ
イ問題デアナイカト思フノデアリマス(拍手)
ドウゾ此意味ニ於キマシテ、十分ニ當該大
臣カラ御答辯ヲ願ヒタイト思フ次第デゴザ
イマス(拍手)

○國務大臣(吉野俊次) 御尋ニナリマシ
タ第一點ノ産業開發ノ方針ニ付キマシテハ、
御話ノ通り日本ノ内地ノ産業トノ關係ヲ
能ク考慮シマセシト、相俟テ生ズルト云
フ處ガゴザイマスカラ、其點ハ十分ニ考慮
致シマシテ、衝突ガナイヤウニ致ス積リデ
アリマス、ソレカラ此會社ノ株券ヲ出征者或
ハ其家族遺族ニ優先的ニ持タセテナラバト
云フ御話ガゴザイマシタガ、其點ニ付キ
マシテハ、先程申上テマシタ通り、サウ
云フコトハ只今考ヘテ居リマセシ、國策會
社ノ性質ニ鑑ミマシテ、國民全般ニ成ベタ
廣ク持テ置キタイ、斯様ニ考ヘテ居リマス、
尙ホ就職ノ問題ニ付キマシテハ、出來ル限
リノコトヲ致シタイト存ジテ居リマス

方針デアリマスカ、若シ中支ニ於ケル政
權ガ絕對ニ今後出來スト致シマセシレバ、疑
ヒハナイデアリマスカレドモ、其點ニ對
シテ今日吾々ハ未ダ明快ナル回答ヲ與ヘラ
レテ居リマセシ、隨テ之ニ對シテ御承知
タイト思ヒマス、ソレカラ專使後ノ新シキ
情勢ニ從テ、舊來ノ蔣介石ノ政權トノ關係
ニ於キマシテ生ジテ居タル商租權ト云フモ
ノヲ、新政府ガ如何ニ取扱テ居ルノカ、新
聞ノ報ズル所ニ依リマス、商租權ハ、新
政府ノ王克敏其他ノ圓滿ナル處置ニ依テ、
心配ナイヤウナ情勢ニナツト云ハレテ居
リマスカレドモ、ソレガ此法案ヲ可決シテ、
此法案ヲ實際ニ移シ場合ニ於テ、サウ云フ
對手國ノ圓滿ナル處置ダケニ依テ宜イノ
デアリマスカ、斯様ナ會社ガ出來マス同
時ニ、新シキ商租權ニ付テ新政府ト何カノ
取極ヲ爲スト云フコトニナルノデアリマセウ
カ、其點ヲ明快ニシテ置キタイト思ヒマス、
ソレカラ現在日本側ニ接收シテ居ルモノハ、
之ヲ其國ノ社會其他ニ委任經營シテ居ルヤ
ウデアリマスカレドモ、是等ニ對スル處置
ハドウ云フ風ニナルノデアリマセウカ、又
日本ノ支那ニ於ケル所ノ大使館ハ北京ニ置
タノデアルト云フ常識的考ヘテ居リマス
スガ、何レソレヲ決定スルノデアリマス
カ、是モ此機會ニ明ニシテ置キタイト思ヒ
マス

ナル東洋平和ニ協力セシムル所ノ一ツノ積
桿ニナルノデハナカラウカ、斯様ニ吾々ハ
素人考ナガラ思フノデゴザイマス、隨テ
其方針ヲ求メルナラバ、特別ノ利益配當保
證ヲ十年ト限ラズニ、其會社ノ存續スル限
リ、サウ云フ公共團體ノ持テル株券ニハ十
分ナル保證ヲスルトカ、或ハ六分保證ヲ一
割保證マデニシテヤルコトカ云フコトモ考
ヘラレナレバナラスト思ヒマス、併ナガラ
之ヲ其邊ノ一般營利會社ト同様ナリ報ヒラ
スルヤウナ處置ヲスルト云フコトニ對シマ
シテハ、私達ハ甚ダ不満デアリト同時ニ、
將來是ハ國民ノ絕對支持ノ上ニ、軍ガ強ク
ナツテ行ク上ニ於テモ考ヘナレバ、ナラナ
イ問題デアナイカト思フノデアリマス(拍手)
ドウゾ此意味ニ於キマシテ、十分ニ當該大
臣カラ御答辯ヲ願ヒタイト思フ次第デゴザ
イマス(拍手)

○國務大臣(吉野俊次) 御尋ニナリマシ
タ第一點ノ産業開發ノ方針ニ付キマシテハ、
御話ノ通り日本ノ内地ノ産業トノ關係ヲ
能ク考慮シマセシト、相俟テ生ズルト云
フ處ガゴザイマスカラ、其點ハ十分ニ考慮
致シマシテ、衝突ガナイヤウニ致ス積リデ
アリマス、ソレカラ此會社ノ株券ヲ出征者或
ハ其家族遺族ニ優先的ニ持タセテナラバト
云フ御話ガゴザイマシタガ、其點ニ付キ
マシテハ、先程申上テマシタ通り、サウ
云フコトハ只今考ヘテ居リマセシ、國策會
社ノ性質ニ鑑ミマシテ、國民全般ニ成ベタ
廣ク持テ置キタイ、斯様ニ考ヘテ居リマス、
尙ホ就職ノ問題ニ付キマシテハ、出來ル限
リノコトヲ致シタイト存ジテ居リマス

北支政權ノ外ニ中支政權ガ起リツ、アルト云フコトニ付テ御質疑ニ相成リ...

○閣議(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ...

○閣議(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ...

○閣議(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ...

○閣議(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ...

○閣議(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ...

○閣議(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ...

○閣議(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ...

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此致及報告候也

昭和十三年三月十九日 委員長 寺田 市正 衆議院議長 小山松壽殿

キ、事業開始ノ年ヨリ五箇年間、所得税、營業收益税及地方税ヲ免除シマシテ、又...

シ適當ナル統制ノ方策ヲ講ジ肥料價格公正化ノ徹底ヲ期スベシ

一、政府ハ速ニ化成肥料配合肥料等ニ對シ適當ナル統制ノ方策ヲ講ジ肥料價格公正化ノ徹底ヲ期スベシ

二、政府ハ重要肥料ノ價格公正化ニ關スル公正妥當ナル客觀的基準ヲ設定シ且ツ公定價格ノ純粹化ニ努メ肥料價格ノ適正ヲ期スベシ

三、政府ハ肥料ニ對スル行政機關統一共ニ現下肥料界ノ實情ニ即應スル肥料行政ノ遂行ニ遺憾ナキ態勢ヲ整備スベシ

四、政府ハ新設日本硫酸株式會社ニ對シ可及的速ニ硫酸生産施設ヲ爲サシメ國內ニ對スル硫酸ノ豐富低廉ナル供給ト...

六、肥料検査官ノ充實向上ヲ圖リ肥料検査上遺漏ナキヤウニスベシ(拍手) 斯ウ云フ希望條件ガゴザイマシタ、次イデ採決ニ入リマシテ、其結果全員一致原案ヲ可決致シマシタ、此段御報告申上ゲマス(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセスカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ通過ト致シマス
○副議長(金光廣夫君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ通過ト致シマス
○副議長(金光廣夫君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ通過ト致シマス
○副議長(金光廣夫君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ通過ト致シマス
○副議長(金光廣夫君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

官報

號外 昭和十三年三月二十三日

第七十三回衆議院議事速記第三十二號

昭和十三年三月二十二日(火曜日)

午後一時十六分開議

議事日程 第三十一號

昭和十三年三月二十二日

午後一時開議

- 一 青年學校義務制度實施ニ關スル質問(庄司一郎君外一名提出)
- 二 小中嶺山慘事ニ關スル再質問(須永好君外一名提出)
- 三 新潟縣下雪害豫防救済ニ關スル質問(今成留之助君外四名提出)
- 四 東北地方振興ニ關スル質問(田子一民君提出)
- 五 東京市小内貯水池ニ關スル質問(大野伴陸君提出)
- 六 宗教ニ關スル質問(曾和義式君提出)

- 第三 商法中改正法律施行法案(政府提出、貴族院送付)
- 第四 有價証券法(政府提出、貴族院送付)
- 第五 昭和十二年法律第九十二號中改正法律案(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)
- 第六 商業組合法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
- 第七 有價証券取締法案(政府提出、貴族院送付)
- 第八 市街地建築物法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
- 第九 決議案(石油資源開發ニ關スル件)(須永好君外二十二名提出)
- 第十 航空擴充ニ關スル決議案(多田滿長君外十九名提出)

○副議長(金光廣夫君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス
〔書記官朗讀〕
○議長(小山松壽君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス
一 政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ
庄司一郎君外一名提出青年學校義務制度實施ニ關スル質問ニ對スル答辯書
須永好君外一名提出小中嶺山慘事ニ關スル再質問ニ對スル答辯書
今成留之助君外四名提出新潟縣下雪害豫防救済ニ關スル質問ニ對スル答辯書
田子一民君提出東北地方振興ニ關スル質問ニ對スル答辯書
大野伴陸君提出東京市小内貯水池ニ關スル質問ニ對スル答辯書
曾和義式君提出宗教ニ關スル質問ニ對スル答辯書
(以上三月二十二日受領)

青年學校義務制度實施ニ關スル質問
注意書
政府ハ昭和十三年一月十一日ノ閣議ニ於テ全國公私立一萬七千二百二十餘ノ青年學校ニ昭和十四年度ヨリ斷然義務制度ヲ實施スルコトニ決定セリト謂フ而シテ其ノ義務制施行ニ關スル趣旨、一端ハ本年一月二十六日內閣情報部發行ノ週報第六十七號誌上ニ於ケル文部省公表ニ依テ其ノ概要ハ了解セル所ナルモ政府ハ單ニ昭和十三年度ヲ準備期間ニ充テ善處スト謂フノミニシテ此ノ劃期の大變革ニ直面シ何等

マシ、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、臨時農村負債處理法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長村上國吉君
臨時農村負債處理法案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)
報告書
一臨時農村負債處理法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月十九日
委員長 村上 國吉
衆議院議長 小山松壽君
(村上國吉君登壇)

○村上國吉君 只今上程サレマシタ臨時農村負債處理法案ノ委員會議ニ於ケル審議ノ經過ニ結果ヲ、極メテ簡單ニ御報告申上ゲマス、此法案ハ事變下ニ於ケル對策トシテ極メテ緊急ナル法案デアリマス、委員各位ハ昨日今日明日ノ兩日ニ亙リ、委員各位ノ熱心ナル審議ガ行ハレタリデアリマス、本法ノ目的ト致シマス所ハ、支那事變等ニ因ル戰死者遺家族ノ經濟更生ヲ圖ル爲メ、急速ニ其負債ノ整理ヲ爲サシムルコトヲ目的ト致シマシタ、從來ノ農村負債整理制度ヲ若干擴充致シマシテ、臨時農村負債處理制度ヲ立テントスル所ハ、第一ニ負債整理組合ノ設立ヲ見ルニ至ラナイ農山漁村ニ於キマシテモ、是等ノモノニ對シマシテ負債整理ヲ爲サシムル途ヲ開クコトデアリマス、第二ハ、道府縣ニ臨時負債處理委員會ヲ設置シマシタ、必要トスル負債整理ノ處理ヲ爲サシムルノデアリマス、第三ハ、負債處理資金ノ特別融通ニ對シテ、國庫ヨリ損失補償ヲ爲スコトヲ致シマシタ、其割合ノ限度ヲ從來ノ制度ノ二倍ニ擴張スルコトニ致

シテ居ルノデアリマス
本法制定ノ趣旨ニ付キマシテハ、委員各位ニ於キマシテモ何レモ覺意ヲ表セラレタリデアリマス、次ノ諸點ニ付キマシテ質疑應答ガ交サレタリデアリマス、第一ニ、本制度ノ適用ヲ農山漁村ニ限ル理由ハ如何都市ノ戰死者遺家族ノ負債整理ノ方策ヲ講ズル必要ナキヤト云フ點デアッタリデアリマス、政府ヨリハ、農村ト都市ノ負債ノ性質ヨリマシマシテ、都市商工業者ニ對スルモノハ、政府ニ於テ別ニ考ヘテ居ル筈デ、本制度ハ農村ノみに適用スルコトトシタル旨ヲ答辯ガアリマシタ、第二ニ、日本勸業銀行等ノ貸付債權ニ對スル條件ノ緩和及其他ニ關シテ、質疑應答ガ風ネラレタリデアリマスガ、政府ヨリハ十分考慮スル旨ヲ答辯ガアリマシタ、第三ニハ、本制度ノ廣ク出征軍人一般ニ及ボシテハ如何トノ質問ガアリマシタガ、之ニ對シテ政府ヨリハ、一般出征軍人ノ負債整理ハ、現行制度ノ普及促進ニ依リ、其遺憾ナキヲ期スル方針デアアルトノ答辯ガアリマシタ
次イデ討論ニ入りマシテ、各派代表シテソレソレ、原案賛成ノ意見提出ガアリ、尙ホ希望意見ト致シマシテ、本法適用範圍ヲ擴ムルコト、特殊銀行ヲ增設スルコト等ニ付テ述ベラレタリデアリマス、最後ニ採決ニ入り、全會一致ヲ以テ原案ヲ可決致シマシタ、何卒委員會決定ノ通り、可決セラレシコトヲ希望致シマシテ御報告ト致シマス(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセスカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ通過ト致シマス
○副議長(金光廣夫君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ通過ト致シマス
○副議長(金光廣夫君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ通過ト致シマス
○副議長(金光廣夫君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ通過ト致シマス
○副議長(金光廣夫君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ通過ト致シマス
○副議長(金光廣夫君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ通過ト致シマス
○副議長(金光廣夫君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ通過ト致シマス
○副議長(金光廣夫君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ通過ト致シマス
○副議長(金光廣夫君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ通過ト致シマス
○副議長(金光廣夫君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ通過ト致シマス
○副議長(金光廣夫君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ通過ト致シマス
○副議長(金光廣夫君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ通過ト致シマス
○副議長(金光廣夫君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ通過ト致シマス
○副議長(金光廣夫君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ通過ト致シマス
○副議長(金光廣夫君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

青年二百三十時間ヲ教練指導シテ全國平均ノ一人一箇年ノ手當ハ僅々三十圓内外ナルヲ以テ一定制服、軍靴、カゲトル、靴下等ノ實費支拂ニモ困難ナル状態ニ在リ仍テ手當ノ適當増額ハ勿論被服一切ノ現物給付ヲ妥當ト思料スルカ政府ノ意圖如何ト陸軍省ニ於テ補助的意味ニ於テ支給ノ意思ナキヤ

四 青年學校ノ義務制實施ニハ必然的ニ同校教育費ノ相當増額ヲ免ル能ハス恐ラクハ推定概算ニ於テ現在ノ三千二百九十一萬圓ノ倍加ヲ要スルヤモ知レス果シテ然ラハ青年學校ヲ直接經營スル市町村ノ財政上一大困難ヲ招來スルヤ明白ナリ政府ハ現在ノ四百萬圓程度(總經費ノ一割二分)ノ國庫補助額ヲ幾何程度ニ増額スルノ計畫ナリヤ

五 政府ハ青年學校ノ義務制ト謂フ重大ナル學制改革ニ直面シテ何等教育審議會ニ諮問スルノ舉ニ出テサルハ所謂官僚獨善ノ甚シキモノニアラスヤ如上第一項乃至第四項マテノ内容ノ如キハ特ニ審議會ニ諮問シテ國民ノ要望ヲ聽クノ必要アルニアラスヤ

本員ハ青年學校ノ擴充強化、教育内容ノ刷新改善、義務制ノ實施等ニ關シテ深キ關心ヲ以テ有ル機會ニ政府ニ進言獻策ヲ怠ラス協力以テ青年教育ノ實績ヲ顯著ナラシメムトスル信念ヨリ本質問ヲ爲ス次第ナリ

右及質問候也

昭和十三年三月二十二日
内閣總理大臣 公爵近衛 文麿
衆議院議長小山松壽殿
衆議院議員庄司一郎君外一名提出青年學校義務制實施ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)
衆議院議員庄司一郎君外一名提出青年學校義務制實施ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一、青年學校ニハ學校衛生ニ關スル職務ニ從事セシムル爲メ學校醫ヲ設置セシムルヲ原則トナスモ特別ノ事情アル場合ニ於テハ當分ノ内ニテ設置セザルヲ得ル規定ナリ從テ文部省ニ於テハ青年學校制度ノ實施ト共ニ之ガ設置ヲ獎勵シツ、アリ然レドモ未ダ之ガ普及及徹底ヲ見ザルヲ以テ青年學校教育義務制實施ニ伴ヒ一層其ノ設置ニ付努力スル意圖ナリ

二、青年學校專任教員ノ待遇ノ向上ヲ圖ルハ極メ重要事ナリ政府ハ財政其他ノ事情ノ許ス限リ之等專任教員ノ待遇ノ向上ニ力メントス

三、青年學校教練科擔當ノ教員ガ極メテ菲薄ナル待遇ニ甘シテ其ノ本務ニ盡瘁セザルノ弊ハ洵ニ多トスル所ナルモ多數ノ之等教員ニ對シ被服一切ヲ現物給付ヲ爲スコトハ今遽ニ實現困難ナリト思料セザル尙其ノ待遇改善ニ關シテハ將來一層考究セントス

四、青年學校教育義務制實施ノ具體的方

法ハ昭和十四年度豫算編成ニ際シテ決定ノ管ナルヲ以テ之ニ伴フ諸經費ガ現在ヨリ如何程ノ増額ヲ來スヤハ今日直ニ確言致シ難キモ義務制實施ニ伴フ國家並ニ地方財政ノ負擔ノ均衡ニ就テハ十分考慮スル方針ナリ

五、男子青年ニ對スル青年學校義務制ノ實施ハ現下我が國諸般ノ情勢ト兵役法ノ改正ニ關聯シテ一日モ速カニ確立スルノ必要ニ迫ラレタル爲メ取敢ヘズ閣議ヲ以テ之ガ實施ノ方針ヲ決定シタルモノニシテ其ノ制度内容等ニ關シテハ教育審議會ニ於テ審議セザルモノナリ

昭和十三年三月二十二日
大藏大臣 賀屋 興宣
陸軍大臣 杉山 元
文部大臣 侯爵木戶 幸一

小中嶺山慘事ニ關スル再質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
昭和十三年三月五日
提出者 須永 好

小中嶺山慘事ニ關スル再質問主意書
昭和十二年十二月二十七日本員等ノ提出セル首題ノ質問主意書ニ對シ去月二月十五日懇篤ナル答辯書ヲ受領シ感謝ニ堪ヘス併シナカラ右答辯書ハ尙ホ本員等ヲ納得セシメサル點アリ茲ニ重ねテ下記事項ニ付答辯ヲ求ム

一 小中嶺山慘事ノ原因ニ付テハ詳細ナ

ル答辯書ヲ得タルモ政府ノ調査ノ結果得タルカ如キ慘事原因ハ今日ノ科學ヲ以テシテハ豫知シ得ルモノト思料セザルカ政府ノ所見如何

二 鑛業用建設物及工物物設置ニ付テハ鑛業法規ニ依レハ設置場所、建物ノ設計概要及附近ノ地形、地目等ヲ明カニシ且ツ之ヲ圖示スヘキ旨規定ス政府ハ「小中嶺山」ノ製鑛所及鑛夫住宅ニ就テモ夫々正規ノ手續ニ依ル旨答辯セラレタルモ本員等ノ質問書ニ於テハ「地形」ノミナラス「地質」ヲ考察セラレタルヤ否ヤニ迄言及シタル次第ニシテ同地ノ「地質」ニ付テ豫メ政府當局ガ考察セラレタルヤ否ヤ右答辯書ニ於テ曖昧トセラレ居ルハ遺憾ノ極ミナリ將來災害防止ノ爲メ鑛業用建設物設立ニ當リテハ「地質」ヲ考慮セザルルヤ否ヤ

三 小中嶺山慘事ノ犠牲者數ハ二百四十名ノ多數ニ上リ其ノ中既ニ遺骸發掘ヲ終リタルモノ二百二十三ニシテ今日尙ホ二十一體ノ遺骸ヲ地下ニ埋メ居ル状態ナリ而シテ本員等カ奇怪ナルコトト思ハサルヲ得ザルハ左ノ二點ナルヲ以テ明確ナル答辯ヲ求ム

1 一月二十日嶺山監督局長島技師、小中嶺山副主任大島鶴吉、同中村末吉三氏ノ遺骸ヲ發掘シ終ルヤ同月二十三日嶺山局ノ命令トシテ爾後ノ發掘ヲ打切リタルカ果シテ嶺山局ハ發掘打切ノ指令ヲ發シタルヤ否ヤ若シ發シタルトセハ殘レル遺骸ニ對シ如

何ナル措置ヲ今後執ラシメムトスルヤ
2 未發掘ノ遺骸カ今日尙二十一體ヲ算フルコトハ前記ノ通ナルカ警察當局ハ前記發掘打切後既ニ發掘セラレタル氏名不詳ノ遺骸六十體ヲ殘餘ノ未發掘ノ二十一體ニマテ分骨シ且ツ未發掘ノ二十一體ノ壓死檢死調書ヲ作成シタリ此ノ經緯ヲ以テ推察スルニ當局ハ殘餘ノ遺骸發掘ヲ永久ニ打切リタルモノト思ハルカ如何又未發掘犠牲者ニ檢死調書ヲ作成スル行爲ハ果シテ適法ノモノナリヤ否ヤ
右及質問候也

昭和十三年三月二十二日
内閣總理大臣 公爵近衛 文麿
衆議院議長小山松壽殿
衆議院議員須永好君外一名提出小中嶺山慘事ニ關スル再質問主意書ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)
衆議院議員須永好君外一名提出小中嶺山慘事ニ關スル再質問主意書ニ對シ別紙答辯書

一ニ關シテ
本災害ハ全然不可抗力ニ起因スルモノニシテ今日ノ科學ノ力ヲ以テスルモ到底豫知シ得ザリシモノナリ

二ニ關シテ
現行鑛業法及鑛業審判規則ニ於テハ鑛業用建設物及工物物設置ニ際シ其ノ敷地ノ地質ニ付テ特ニ調査ヲ爲スベキ

旨ノ規定存セザルモ問題ノ小中嶺山ノ製鑛場及鑛夫住宅ニ就テハ其ノ鑛山地帯ノ地形ニ鑑ミ特ニ頻發スルコトアルベキ雪崩等ノ災害防止ニ付充分ノ考慮ヲ拂ヒタル上別段支障ナキモノト認メ其ノ使用ヲ許可シタルモノナリ災害防止ノ見地ヨリ見ルトキハ此種建設物及工物物ノ敷地ノ地質ニ就テモ調査ヲ爲スコトノ必要ナルハ明ナルヲ以テ技術上種々困難ナル點アルモノ今後此ノ點ニ付テモ能ク限リ考慮スル方針ナリ

三ニ關シテ
1 本災害ノ發生直後當局ニ於テハ崩壞現場ヲ詳細ニ調査シタル結果流出土砂ノ堆積セル區域全部ニ涉リ發掘ヲ爲スニ於テハ再崩壞ヲ見ルノ虞アルヲ以テ一定ノ危險區域ヲ指定シ該區域ハ絕對ニ之ヲ發掘セシメザルコトトシ爾餘ノ安全ナル區域ニ付至急發掘スベキ旨ヲ指示シタリ爾來會社側ニ於テハ鋭意發掘作業ニ從事シ豫定區域ノ發掘ヲ完了シタルガ今後更ニ作業ヲ繼續スルコトトセバ鑛業指定シ置キタル危險區域ヲ發掘スルノ外ナク直ニ再崩壞ヲ惹起スルノ危險ヲ敢テ冒スコトトナルヲ以テ之ヲ打切ラシムルモ亦已ムヲ得ザルモノト思料シタルモノナリ

2 右ノ如キ事情ノ下ニ發掘作業ヲ打切ルノ已ムナキニ至リタルガ未ダ屍體ノ發掘セラレザルモノ尙殘存スルモノト推定セザルモノシテ之等ノ者ノ

遺族ハ弔慰金ノ受取等ノ爲メ會社側ニ對シ發掘屍體ヲ分骨シ速ニ本件ヲ收拾スベキ旨ヲ要望シタルヲ以テ會社側ニ於テモ種々協議ノ結果發掘セラレタル身元不詳ノ遺骨ヲ分骨シ一應本件ヲ收拾スルコトトシタル次第ナリ

右ノ如キ狀況ニシテ遺族等ハ何レモ警察署ニ請書ヲ提出シ分骨ニ依ル檢視ヲ願出タルヲ以テ所轄警察署ニ於テモ事情已ムヲ得ザルモノト認メ右請書ヲ受理シ檢視ヲ了シタルモノナリ

右及質問候也
昭和十三年三月二十二日
商工大臣 吉野 信次
內務大臣 末次 信正

新潟縣下雪害豫防救済ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
昭和十三年三月七日
提出者 今成留之助
外四名

新潟縣下雪害豫防救済ニ關スル質問主意書
新潟縣ハ日本海ニ面シ雨量多ク他縣トノ境界ニアル東南方ノ山嶽ニ圍マレ冬期ニ入りテハ銀世界ト化シ海岸ニ面シタル僅カノ部分ヲ除ケハ其ノ降雪量ハ五十尺乃至八十尺ニ及フ豪雪ニシテ我が國第一ノ降雪量タルコトハ統計上明白ナル事實ナ

リ此ノ多量ノ降雪ノ爲メ年々二百萬縣民ノ受タル被害ハ實ニ甚大ナリシモ長年月ニ互リ困苦缺乏ニ堪ヘ忍ビ來リタルカ昭和九年及昭和十一年ノ豪雪ニ因リ被害ハ一層甚シク之カ對策ニ焦慮一方ナラサリシニ更ニ本年ノ豪雪ト爲リ深雪地方民ハ茫然トシテ雪地獄ニ呻吟シ居ル窮狀ニシテ此ノ地方ノ實情ヲ知ラサル人ニハ想像モ及ハサル慘狀ナリトス是等豪雪ノ被害ハ年々人畜ノ死傷ヲ招キ生活ノ不安ハ素ヨリ保健衛生上ニモ及ホス影響少カラサルノミナラス教育上、交通上ノ支障ハ文化ノ進展ヲ阻害シ産業上ノ被害モ甚大ニシテ一々枚舉ニ暇アラスト雖モ重ナル降雪ノ害トシテハ耕地農道並排水水路ノ決壊、林木ノ雪折及雪倒、炭竈ノ潰滅、養魚ノ死滅等ノ被害頗ル多ク融雪期ニ至リテハ山野ノ積雪カ一時ニ流出シ降雨モ加ハリテ洪水ヲ起シ堤防、人道、鐵路ノ決壊トナリテ家屋、耕地ヲ破壞シ交通ヲ杜絶スルノミナラス冷水ノ流出ハ越後平野一帶ノ米作其ノ他農作物ノ成育ヲ妨ケ養蠶其ノ他ノ副業ヲ遲延セシムル等は等雪害、水害、冷害ノ類發ニ因リ農民ノ憂慮ハ洵ニ同情ニ堪ヘス更ニ商工業者其ノ他ノ庶民ニ於テハ商品原料ノ減退、契約取引ノ不能、運搬配給費ノ過重等直接間接ニ莫大ナル損失ヲ招キ連日連夜除雪ニ忙殺セザルル状態ハ縣民ヲシテ生活苦ニ陥ラシメ被勞困憊ノ極自暴自棄ニ陥ラムトスルノ傾向ナキニアラス洵ニ痛心ニ堪ヘザル所ナリ

今次支那事變ニ際シ積雪地方ノ縣民ハ婦人子供ニ至ル迄此ノ豪雪ヲ習シテ出征將士ノ送迎ニ、戰病死將士ノ葬祭ニ、傷病兵ノ慰問ニ、遺家族ノ救護ニ有ユル困苦ト戦ヒ戦後ノ務ヲ怠ラサルヤウ専念スル有様ハ深ナクシテハ到底話ル能ハス斯ル地方ノ慘狀ニ對シテハ政治上各般ノ施設ニ付認識ヲ深メラレ之ヲ豫防救済ニ最善ノ努力ヲ施サレツツアリヤ否ヤ更ニ今後如何ナル方法ニ依リ豫防救済ノ途ヲ講セラルル意圖ナリヤ否ヤ主ナル質問ノ要點ヲ左記ニ掲出シテ内務大臣、大藏大臣、逓信大臣、鐵道大臣、商工大臣、農林大臣、文部大臣及厚生大臣各位ノ明快ニシテ同情アル御答辯ヲ求メトス

然ルニ町村經費ノ大部分ヲ占ムル義務教育費中教員俸給ハ法令ノ命スル所不拂ヲ許サス仍テ義務教育費國庫負擔法施行令中雪害ニ依リ特別交付金ヲ増額シ教員俸給ニ接近スル迄ノ額ヲ支出セラルルノ意思ナキヤ

三 積雪ノ爲特ニ要スル教育施設費ニ對シ國庫補助ノ途ヲ講セラルルヤ

降雪ニ〇米ノ當地方ニテハ兒童ノ學校往復ニ對シテ道路ヲ要スルハ勿論低學年兒童歸宅ノ際ハ父兄及教員ノ附添ヲ要シ其ノ他莫大ノ費用ヲ要スルヲ以テ是等ニ對シ雪國地方トシテ特別補助ノ途ヲ講セラルル向ホ雪國地方トシテ特ニ學校衛生方面即チ流行性感冒及眼病等ニ對シ或ハ連日ノ大吹雪ニ於ケル兒童ノ苦ミヲ考慮セラル冬期休暇其ノ他衛生施設ノ完備ヲ期セラルト共ニ施設ニ對シ相當助成ノ途ヲ講セラルル意思ナキヤ

四 小學校校舍除雪費ニ對シ補助金ヲ交付セラルル意思ナキヤ

當地方ハ積雪多キ爲兒童ノ通學困難ヲ感スルヲ以テ各町村共ニ校舍敷地多ク自然除雪費多額ニ上リ豪雪ニ當リテハ冬季八回乃至十回(平均五回)ノ除雪ヲ要シ其ノ經費既ニ一村平均一千五百圓ニ達シ町村財政ニ甚大ナル影響ヲ及ボスヲ以テ之ニ對シ特別補助ノ途ヲ講セラルルヤウセラルレトキコト

五 交通被害防止策ヲ講セラルルヤ否ヤ

國庫道ハ豪雪ノ爲往來ノ絶ユルコト屢ニシテ交通及物資ノ運搬ニ支障ヲ來スコト大ナルヲ以テ雪道開通費ニ對シ相當助成セラレ且ツ積雪ノ爲數十日ニ互ル間交通杜絶スル箇所多ク加之人命ニ及ボスコト往々アルヲ以テ之カ恆久施設トシテ「スノーセツト」ノ如キ適切ナル施設ヲ講セラルルノ方途ナキヤ

六 道路橋梁其ノ他ノ工作物破損ニ對シ對策ヲ講セラルルヤ否ヤ

本冬ノ降雪量ハ頗ル多ク爲ニ水路河川ノ出水甚シク道路堤岸ノ破壞、橋梁ノ流失等極メテ多カルヘシ然ルニ當地方民ハ雪害ニ因リ収入激減セルノミナラズ除雪ニ費シタル出費甚大ナルヲ以テ稅負擔力著シク減退シ是等復舊工事ハ到底至難ニ付從來ノ例ニ倣ヒ復舊費ノ四分ノ三ヲ補助金ニ殘金四分ノ一ハ低利資金ニ依リ救済セラルル意思ナキヤ

七 農會活動資金補助ノ途ヲ講セラルルヤ

雪害ニ因リ農家收入激減シ加フルニ防除費等ノ莫大ナル支出ヲ要シ爲ニ農會費ノ如キハ漸次枯渇シ今後ノ對策ニ最モ活動セラルヘカカサラル農會カ共ノ活動ニ支障ヲ來スコト明カナルヲ以テ昭和九年凶作對策トシテ各町村農會ニ活動助成金ヲ交付セラレタル例ニ倣ヒ農會ヲ通シテ同シク相當ノ金額ヲ補助セラルル意思ナキヤ

八 水稻育苗施設ニ對シ助成スルノ意思ナキヤ

當地方ニ於ケル普通苗代作業開始ハ四

月中旬ナルモ本年ノ如キハ積雪多量ノ爲融雪期五月末ヲ豫想セラルルヲ以テ苗代用地ノ除雪ニ依ラサレハ適期播種不可能トナリ甚シキ地方ニ於テハ除雪ニ依ルモ尚育苗困難ナル所相當多ク委託苗代ニ俟タサレハ育苗シ能ハサルヲ以テ其ノ除雪並委託苗代設置ニ對シ助成ノ途ヲ講セラルレトキコト

九 人工消雪助成ノ途ヲ講究セラルル意思ナキヤ

豪雪ヲ自然ノ儘ニ放任セムカ前項同様融雪遅レ水稻(本田)、普通畑作、桑園等ノ作業著シク遅延シ延テハ是等作物ノ收量ニ及ボス影響大ニシテ、人工消雪(土撒キ、溝立、穴掘リ)ニ依リ融雪促進ヲ圖ルノ外途ナキヲ以テ之カ所要經費ニ對シ助成ノ途ヲ講セラルレトキコト

一〇 耕地農道及用水路復舊ニ付助成ノ途ヲ講セラルルヤ

豪雪ノ爲耕地ノ決壊、農道用水路ノ破損スルコト多ク耕作上重大ナル支障ヲ來スヲ以テ之カ復舊助成ノ途ヲ講セラルレトキコト

一一 雪害ニ對スル養蠶機械改革ニ對シ助成ノ途ヲ講セラルルヤ

年々雪害ニ悩マサレツツアル當地方ニ於テハ從來ノ個人ノ經營ニテハ生産ノ合理化ヲ圖リ得ス之ヲ雅覽共同飼育所ノ設置、雅覽共同桑園ノ設置並指導員ノ設置ニ依リ共同飼育ノ實行ヲ圖リ一面桑ノ雪害ヲ免ル手段トシテ春蠶三分、夏秋蠶七分ノ經營ニ之ヲ改革セム

トス然シテ之カ改革ニ當リ春蠶專用桑園ヲ改植シ春秋兼用、夏秋兼用桑園ニ改メトスルヲ以テ雅覽共同飼育所建設助成、雅覽共同桑園設置助成、技術員設置助成及桑園改植助成等ノ途ヲ講セラルレトキコト

一二 桑園ノ養蠶改植ニ對シ相當助成セラルルノ意思ナキヤ

前例ニ依レハ本冬ノ雪害ニ因リ桑樹ノ折傷挫挫ハ勿論野鼠及爛枯病ノ被害甚シク七千町歩ノ内春蠶桑園三千五百町歩殆ト全滅ノ慘狀ヲ呈シ本春ノ養蠶ハ半減若ハ全廢ノ已ムナキニ至ルヘク實ニ養蠶業者ニ對シ經濟的一大致命傷ヲ與フルモノト謂フヘシ而モ養蠶改植ニ要スル資力ヲ有スル者極メテ少ナク窮狀見ルニ忍ヒサルモノアリ仍テ被害甚大ナル桑園ニ對シテハ改植ニ要スル段當經費六十圓ヲ、其ノ他被害桑園ニ對シテハ養蠶費等段當二十圓ヲ補助スルノ途ヲ講セラルレトキコト

一三 病害防除ニ對シ助成ノ途ヲ講セラルル意思ナキヤ

本冬ノ積雪ハ其ノ量多ク而モ其ノ質頗ル堅密ニシテ融雪ノ時期遅延シ澆溜水瀝タル山地ニ於テ最モ遅キヲ以テ澆溜水ノ溫度低キノミナラス氣濕亦ク低下スヘシ從テ苗ノ腐敗病、稻熱病ノ發生猛烈ナルハ火ヲ踏ルヨリ明カナリ其ノ復舊置スルトキハ昭和九年ノ積雪踏ムコトトナリ洵ニ寒心ニ堪ヘサルモノアリ故ニ之カ對策トシテ苗代ニ「ボル

ドー液」ノ撒布種痘及苗ノ消毒ヲ勵行シ高濃糖ナキヤウ養蠶スル必要アルモ是等病害防除ニ要スル經費ハ段當リ六圓五十錢ヲ要シ窮乏農家トシテハ到底負擔シ得サル所ナルヲ以テ相當助成ノ途ヲ講セラルレトキコト

一四 冬作物全滅ニ依リ相當助成ノ途ヲ講セラルル意思ナキヤ

雪害ニ依リ苗病共ノ他ノ病害甚シク大小麥、粟、粟、粟等ノ冬作物ハ全滅ノ外ナキヲ以テ之カ代作物及耕作トシテ陳稻、甘蔗、馬鈴薯、粟、麥等ノ栽培ヲ極力奨励スルノ必要アレトモ今春ニ於ケル播種ニ要スル種苗被害地ノ後作トシテ栽培スヘキ種苗等目前必須ノ購入資金全ク缺乏ノ狀態ナルヲ以テ右ニ對シ特ニ全額支給ノ途ヲ講セラルレトキコト

一五 果樹被害復舊ニ對シ助成ノ途ヲ講セラルル意思ナキヤ

降積雪激甚ノ爲柿、栗、葡萄ハ殆ト全部雪折ト爲リ收穫皆無ニシテ而モ之カ復舊ニハ尚數年間ヲ要スルヲ以テ果樹園復活ニ要スル經費ニ對シ補助ノ途ヲ講セラルレトキコト

一六 植林地ノ被害ニ對シ復舊費及整理費ヲ補助セラルル意思ナキヤ

雪害及崩雪ニ因リ林木ノ被害激甚ヲ極メ之カ復舊ニ要スル人夫費、種代等ハ實ニ莫大ナル金額ニ達スルモノト豫想セラレ且雪折林木ノ損失少カラサルモノアレハ是等復舊費及整理費ニ對シ

テハ特別補助ノ方途ヲ講セラルルヤウセラルレトキコト

一七 炭害復舊ニ對シ助成セラルルノ意思ナキヤ

豪雪ノ爲木炭窯破損減産シ中産以下ノ製炭業者ハ之カ修理築造ニ困難ヲ來シ從テ生計ニ甚大ナル支障ヲ生スルヲ以テ之カ助成ノ途ヲ講セラルレトキコト

一八 家畜斃死、罹病等ニ關シ救済ノ途ヲ講セラルル意思ナキヤ

多量ノ積雪ニ因リ甚シク家畜ノ偏食、運動不足、畜舎不潔、採光不能ヲ來シ斃死、罹病、流産等極メテ多ク其ノ損害甚大ナルモノアルヲ以テ畜舎ノ改造ニ對シテハ其ノ半額ヲ補助シ半額ニ對シテハ低利資金融通ノ途ヲ樹テ罹病家畜ニ對シテハ無料診療ノ施設ヲ講セラルレトキコト

一九 鯉魚斃死ニ對シ對策ヲ講セラルル意思ナキヤ

當地方ノ農家唯一ノ副業タル養鯉力長期間ニ互ル積雪ノ爲水路ノ不完全ニ因リ高價ナル觀賞用鯉種鯉其ノ他全滅ノ状態ニアルヲ以テ用水路改良ニ必要ナル助成、生鯉ノ改良ニ必要ナル資金ノ融通助成等ノ方策ヲ講セラルレトキコト

二〇 政府事業中家庭工業的作業ハ之ヲ地方ニ行ハシムル途ヲ講セラルル意思ナキヤ

農村女子ノ副業トシテ現ニ官營ヲ以テ行ハレツツアル手工工業ヲ地方ニ於テ行

ハシメ且ツ小規模組織ニテ出來得ル特殊事業ハ之ヲ地方ニ分チ製作セシメラル途ヲ講セラルレトキコト

二二 工場建物除雪費ニ對シ補助金ヲ交付セラルル意思ナキヤ

當地方ハ降雪多キ爲豪雪ニ當リテハ冬期間八回乃至十回ノ除雪ヲ要シ其ノ除雪費巨額ニ上リ工場經營頗ル困難ノ状態ナリ而シテ多額ノ所要經費ヲ供レ除雪ヲ怠ラムカ工場ノ壞滅ハ勿論シテ人命ニ及ボス等幾多ノ由キ事態ヲ惹起スルニ至ルコトアルヲ以テ豪雪地地方ノ各種工場ノ發展ヲ期スル爲除雪費ニ對シ相當補助ノ途ヲ講セラルレトキコト

二三 臨時地方財政調整交付金増配ノ意思ナキヤ

雪害ニ因リ町村財政ハ益々收支ノ均衡ヲ失シ加連度的ニ破綻ノ危機ヲ早メツツアル現狀ナレハ臨時地方財政調整交付金ニ付テハ豪雪地帯ノ事情ヲ御考慮ノ上特別増配ノ方途ヲ講セラルルヤウセラルレトキコト

二四 地租取扱方改訂セラルルノ意思ナキヤ

地租ハ土地收益ヲ基準ニ取扱方ヲ改訂シ向ホ豪雪地帯ニ對シテハ特別取扱ヲセラルレトキコト

二五 所得稅、營業收益稅ノ課稅標準低下ノ途ヲ講セラルル意思ナキヤ

雪國地方ニ於ケル所得稅營業收益稅ハ經營、生活ニ荷重ノ經費ヲ要スルヲ以テ

其ノ課税ニ當リ他地方トノ區別シ標
準ヲ低下セラレ其ノ負擔ノ均衡ヲ得シ
メラルル途ヲ講セラレタキコト

二五、家屋税特別減免ノ途ヲ講セラルル
意思ナキヤ

豪雪地方ノ家屋ハ耐雪ヲ主眼トシ用材
多ク且ツ頑強大ナルモノ多キハ止ム
ヲ得サル所ニシテ而モ冬期除雪ニ勞役
及經費ヲ要スルコト甚大ナルニ鑑ミ特
ニ家屋税ヲ全免又ハ輕減スル途ヲ講セ
ラレタキコト

二六、市街地除雪ヲ國費ヲ以テ助成セ
ルル意思ナキヤ

降雪ニ〇米ノ當地方ニ於テハ家屋、道
路ノ除雪費莫大ニシテ殊ニ市街地ニ於
ケル遠方マテ運搬シ或ハ道路ニ築キ上
タル除雪作業ニ付テハ住民ハ之カ爲如
何ニ苦心スルカ商業不振ニ加ヘテ多額
ノ除雪費支拂ニ窮スル状態ハ洵ニ心痛
ニ堪ヘサル所ニシテ相當助成セラレタ
キコト

二七、雪國地方ニ於ケル火災保險料減額
ニ付助力セラルル意思ナキヤ

積雪地方ニ於ケル火災ハ他地方ニ比シ
其ノ頻頻殆トナキ爲火災保險料ヲ同一
ニ取扱ハルルハ徒ニ加入者ノ負擔ノミ
苛重スルモノニシテ積雪地方殊ニ豪雪
地方火災保險料ヲ減額セシメラルルヤ
ウ各會社ニ交渉セラルルノ意ナキヤ

二八、農業保險制度ノ立案ニ當リ雪害ノ
被害ニ付テモ農業保險ノ途ヲ開カルル
意思ナキヤ

二九、積雪地方ノ通信機關ノ擴充ヲ圖リ
通信ノ遲延ヲ防止スル途ヲ講セラルル
意思ナキヤ

三〇、降雪ニ因ル鐵道ノ事故防止ニ付今
後如何ナル方途ヲ講セラルル意思ナリ
ヤ

三一、雪害防止ニ關スル指導並調査機關
ヲ設置セラルル意思ナキヤ

雪害ニ對スル調査研究並指導機關トシ
テ新潟縣農事試驗場堀之内試驗場ヲ國
立試驗場ニ昇格ノ上之ガ擴張ヲ期セラ
ルル意思ナキヤ

三二、雪害調査員ヲ即時派遣セラルル意
思ナキヤ

政府ニ於テハ右要案事項ニ付即時施設
ヲ講セラルルト共ニ豪雪地方ノ實情ヲ
認識セラルル爲各省要路ノ人ヲ急遽派
遣セラレタキコト

昭和十三年三月二十二日
內閣總理大臣 公府近衛 文廣
衆議院議長 小山松壽藏

衆議院議員今成留之助君外四名提出新
潟縣下雪害豫防救濟ニ關スル質問ニ
對スル答辯書

一、無雪村ニ對スル醫療機關ノ普及ニ就
テハ昭和十二年度ニ於テ新潟縣ニ對シ

六箇所ノ診療所ヲ配當シタルガ同十三
年度ニ於テモ引續キ若干ノ診療所ヲ配
當シ醫療機關ノ普及整備ニ努ムル考ヘ
ナリ尙各小學校ニハ現ニ學校醫ヲ設置
アリ、又近年學校看護婦ノ設置漸ク普
及セントスル傾向ニアリ學校衛生トシ
テハソレ等ノ機關ヲ警勵シ平素ニ於ケ
ル衛生養護上ノ注意ヲ一層嚴ニシ健康
ノ保持ニ努ムルモルトモ進ンデ體
位ノ向上ニ關シ研究並指導上ニ遺憾ナ
キヲ期セントス

二、雪害ニ依ル被害者シキ場合ハ當該市
町村長ヨリノ申請ニ基キ義務教育費國
庫負擔法施行令第七條ノ規定ニ依リ
災害直後増加交付金ヲ交付シ又必要ニ
應ジテハ係官ヲ特ニ災害地ニ急派シ其
ノ實狀ヲ調査セシメ義務教育費國庫負
擔法第四條又ハ第五條ノ規定ニ依リ國
庫交付金ヲ出來得ル限リ増加シ教員俸
給ノ支拂ニ支障ナキヤウ萬全ヲ盡シツ
ツアルモ尙今後ハ一層留意スルコトニ
致度

三、四、特別補助ノ途ヲ講ズルコトハ將
來篤ト考究スベキモノト認メラルルモ
現在ニ於テモ斯ノ種ノ施設ニ多額ノ經
費ヲ要スル場合ハ義務教育費國庫負擔
法第四條又ハ第五條ノ規定ニ依リ國庫
交付金ヲ増加シ以テ教育經費ニ對スル
市町村負擔ノ輕減緩和ニ努ムツツアル
モ尙一層此ノ點ニ付テハ考慮致度又暖
房ノ設備、褥當ノ保温、學校給食防寒
用衣服等ノ配給、清潔ノ保持、眼ノ衛
生等ニ注意スルコトニ致度

二六、市街地除雪費ニ對スル國庫助成ニ
關シテハ國庫財政ノ現狀ニ鑑ミ之ガ實
現ハ困難ナリ

二七、我國火災保險料率ハ主務官廳ノ認
可ノ範圍内ニ於テ大日本火災保險協會
所定ノ料率ヲ標準トシテ決定セラレ居
ル處雪國地方ニ於ケル火災保險料率ニ
付テハ調査ノ上若シ他地方ニ比シ特ニ
高率ナルノ事實アルニ於テハ適當ナル
措置ヲ講ズルコトヲ致シ度シ

二八、農業保險ニ在リテハ直接收穫上ノ
減收ニ基ク損失ヲ填補輕減セントスル
ヲ主眼トシタルモノニシテ其ノ農作物
及保險事故モ可成一般ノモノヲ選定
セル外特ニ雪害ニ付テハ保險料率ノ算
定ノ困難ナル等ノ爲一應之ヲ保險事故
中ヨリ除外セルモノナリ、依ッテ雪害ヲ
保險事項中ニ含マシムルコトニ就テハ
尙調査研究ノ要アルモノト認ム

二九、(一) 郵便關係
郵便局所ノ設置ニ付テハ地況交
通關係ニ鑑ミ局所設置標準ヲ相
當低下シ之ガ普及ニ努ムツツア
リ又降雪期ニ於ケル郵便ノ遲延
防止ニ就テハ集配運送手ノ増員
ヲ行フハ勿論運送集配用スキー
ヲ設備シ相當之ガ救済ヲ圖リツ
ツアルモノナルガ尙今後郵便局
所ノ増設郵便物ノ遲延防止ニ對
シテハ出來得ル限リノ努力ヲ爲
スベシ

生等冬季ニ於ケル學校ノ衛生養護ニ關
シテハ將來一層ノ注意ヲ拂ハシメン
トス

五、國道及府縣道ノ雪害開通費ニ對スル
助成並「スノーセツト」ノ如キ雪害防止
施設ニ付テハ將來篤ト考究スルコトト
致シタシ

六、災害土木費國庫補助ニ依リ復舊費ニ
對シ國庫補助スル見込ナリ

七、雪害ニ對シ農會ニ助成金ヲ交付シタ
ルコトナキモ目下調査員ヲ派シ調査中
ニ付其ノ結果ニ依リ考慮セントス

八、九、三月十四日ヲ期シ係官ヲ派遣シ
雪害狀況ヲ調査セシムルコトヲ致シタ
ルヲ以テ其ノ調査ノ結果ヲ俟テ之ガ具
體案ニ關シ充分考慮セントス

一〇、雪害等不測ノ天災ニ因リ耕地並ニ
農道及水路等耕地ニ關スル施設ノ被
害ハ近年ニ於テ特ニ甚大ナルモノアリ
之等ノ内當該地方ノミニ力ニヨリテハ
復舊困難ト認メラルルモノニ對シテハ
其ノ都府國ヨリ相當ノ助成金ヲ交付シ
テ之ガ復舊ヲ促進シ來レルトコトヲ
將來ニ於テモ同一方針ニ基キ遺憾ナ
キヲ期セントス

一一、雪害ニ對スル養蠶機構ノ改革トハ
桑園ノ改植ヲ獎勵シテ春蠶三割、夏秋
蠶七割ノ經營ニ之ヲ改メシムルト共ニ
稚蠶共同飼育所ノ設置、稚蠶共同桑園
ノ設置及技術員ノ設置等ヲ獎勵シテ從
來ノ個人經營ヲ共同飼育ニ合理化セシ
メ以テ雪害ノ防除輕減ニ資セシメント

(二) 電信電話關係

1 電信電話機關ノ擴張
積雪地方ニ於ケル電信電話機關
ノ特ニ必要ナルコトハ充分認識
シ居ル處ナルヲ以テ之ガ施設ニ
ハ他地方ニ比シ比較的多額ノ經
費ヲ要スルニモ拘ラズ若シ普及
ニ努ムツツアルモノトス而シテ
新潟縣下ニ於ケル現在電信電話
未開始郵便局(加入區域外約五
〇局)ニ對シテハ將來四箇年間
ニ全部取扱ヲ開始スルト共ニ國
有鐵道停車場ニモ全部公衆電信
ノ取扱ヲ開設スル方針トス

2 通信ノ遲延又ハ杜絶ヲ防止ス
ル方法
雪害ヲ豫防シ通信ヲ確保スルコ
トハ積雪地方ニ於ケル救済タル
ニ止マラス事業經營上ニ於テモ
緊要トスル所ニシテ電信電話設
備ノ完壁ヲ期シ通信距離ノ萬全
ヲ期スル爲現ニ採リツツアル方
針ハ次ノ通トス

(1) 主要幹線ノ裸線路ニ對シテハ
漸次ケーブル線路ニ變更シ居
ルコト
(2) 線路ノ選定ニ當リテハ雪崩其
ノ他雪害ノ虞アル個所ヲ避ク
ルコト
(3) 經過地ヲ異ニスル線路ヲ二個
以上選定建設スルコト

スルモノノ如キモ右ノ諸施設ニ對シテ
ハ既ニ夫々助成シ來レル所ナルヲ以テ
之ガ運營ニ依リ相當效果ヲ收メ得ラル
ルモノト認ム

二二、桑園ノ整理、改植及混作事業ハ昭
和九年度以來養蠶地方施設トシテ計畫
的ニ之ガ助成ヲ成シ來レル所ニシテ明
年度ニ於テモ引續キ助成ヲ爲ス計畫ナ
リ而シテ本冬ニ於ケル桑園ノ雪害ニ關
シテハ今後被害狀況ヲ調査ノ上必要ニ
應ジ之ガ對策ヲ考究スベシ

二三、一四、一五、三月十四日ヲ期シ係
官ヲ派遣シ雪害狀況ヲ調査セシムルコ
トヲ致シタルヲ以テ其ノ調査ノ結果ヲ
俟テ之ガ具體策ニ關シ充分考慮セント
ス

二四、積林地ノ降雪被害ニ付テハ目下調
査中ニ付之ガ完了ヲ俟ッテ適當ニ善處
セントス

二五、炭窯ノ被害ニ付テモ調査ノ上考慮
スベシ

二六、目下之ガ狀況ヲ調査中ナルヲ以テ
其ノ結果ヲ俟ッテ對策ヲ講ゼントス

二七、縣ニ於テ鯉魚斃死ニ對シ對策ヲ講
ズルニ於テハ湖業獎勵費ノ交付等ニ依
リ之ヲ助成セントス

二八、政府事業中家庭工業的作業ヲ地方
ニ行ハシムルコトニ付テハ篤ト考究セ
ントス

二九、相當多額ノ經費ヲ必要トスルヲ以
テ之ガ實施ニ關シテハ尙慎重研究ノ要
アルモノト認ム

官報號外 昭和十三年三月二十三日 衆議院議事速記第三十二號 議長ノ報告 七六一

(4) 降雪多キ地方ハ柱間距離ノ短縮、支柱、支線ノ支持等ニヨリ特ニ線路ノ堅牢ヲ期シ居ルコト

(5) 一般ノ地方ニ比シ線路沿道ノ樹木ノ伐採等ノ掃除、腐木ノ修理等障礙ノ原因除却ニ就キ格段ノ注意ヲナシ線路ノ保守上ニ對シ遺憾ナキヲ期シ居ルコト向雪等ニ因リ常用回線ノ障礙ノ場合ハ次ノ如キ通信連絡上ノ措置ヲ講ジ居レリ

イ、他線迂迴ニ依リ臨時通信ノ途ヲ講ズルコト

ロ、高速度能率ノ機械ヲ裝置シテ極力通信ノ疏通ニ努ムルコト

ハ、目下新潟ニ建設工事中ノ航空無線電信局及海岸局ニハ有線電信社等ノ際新設ノ郵便局ヨリ直接之ヲ運用シ主要都市トノ連絡ヲ圖リ得ル様設計シテ

一方本問題ノ重要性ニ鑑ミ昭和八年十一月「鐵道省雪害對策委員會」ヲ設ケ内務省雪害對策調査會ト連絡ヲ保テ鐵道關係事項ニ付調査ヲ進メ來レリ、而シテ昭和十年十二月第六回内務省雪害對策調査會ニ於テ決議セラレタル防雪設備ノ充實ヲ圖ルコト、雪害車ヲ増備スルコト、通信施設ノ改善充實ヲ圖ルコト等現在充實普及ニ意ヲ注ギ居ル次第ナリ

三一、新潟縣立農事試驗場、堀之内試驗地ハ專ラ農作物ノ雪害防除ニ關スル試驗研究ヲ行フ目的ヲ以テ昭和十二年度國庫ヨリ獎勵金二萬二千圓ヲ交付シ設置セシメタルモノニシテ昭和十三年度以降ニ於テモ同試驗地ノ費用ニ對シ其ノ金額ヲ國庫ヨリ獎勵金トシテ交付スル見込ニシテ今後財政事情ノ許ス限リ之ヲ施設ノ擴充ヲ圖ラントス尙本試驗地ヲ國立試驗場ニ昇格セシムルコトニ付テハ目下ノ處考慮シ居ラズ

三二、本年ハ各地方共積雪多ク特新潟縣ハ其ノ被害夥シキ模様ナルヲ以テ此ノ際緊急ノ措置ヲ講ズルノ必要アルモノニ付テハ夫々適當ナル方策ヲ考究中ナルモ各省トシテハ保官ヲ派遣シ雪害ノ狀況ヲ視察調査セシメテツツアリ

右及答辯候也

昭和十三年三月二十二日

農林大臣 永井柳太郎
大藏大臣 賀屋 興宜
農林大臣 伯崎有馬 賴事

提出者 田子 一民

東北地方振興ニ關スル質問主意書

東北地方ハ文化、經濟、産業、交通等他地方ト全然其ノ趣ヲ異ニスルモノアリ其ノ生活ハ專ラ原始産業ニ依存スルニ拘ラス天惠薄クシテ生産ハ其ノ生産費ヲ償ハス交通不便ニシテ生産物ヲ他地方ニ移出シ難キモノアリ賦税、市町村稅ハ擔稅力ニ對シテ極メテ過重ニシテ庶民其ノ重壓ニ苦シミ災害ハ海陸ニ疎ルコト頻リニシテ之カ回復ノ能力ヲ失ハムトス庶民其ノ堪ニ安ンセサルハ實ニ國家ノ憂患ナリ政府ハ此ニ鑑ミル所アリ蓋シ東北振興調査會ヲ設ケ東北地方窮乏ノ原因ヲ探求シ且ツ之カ排除ニ關シ諸政策ヲ樹立ヲ圖レリ東北振興調査會ハ鋭意之カ調査ヲ進メ東北地方振興綜合計畫ヲ答申スル所アリト雖モ屢、内閣ノ交送ニ遭ヒ其ノ實行スル所東北庶民ノ期待ニ副ハサルモノ多シ蓋シ遺憾ニ堪ヘサルナリ近衛内閣總理大臣ハ東北振興調査會長ニ就任セラレタルヲ急遽調査會ヲ開會シ「東北振興諸政策」ヲ實行ヲ以テ國策實行ノ一ナリト述ヘラレ昭和十三年度預算案モ之カ爲増額ヲ考慮スル旨

ヲ明カニセラレタリト雖モ偶々支那事變突發シ財政計畫ニ變化ヲ來シ東北振興事業モ繰延ヲ見ルニ至レリ元來東北振興調査會ノ設置セラレタル所以ノモノハ東北地方ノ特殊性ニ因ルモノニシテ今次事變ノ爲事業ノ繰延ヲ爲スカ如キ他地方ト同一視スルハ東北地方ノ實情ヲ無視スルモノト謂フヘシ惟フニ東北振興調査會設置以來僅カ數年ノ間ニ内閣ヲ交送スルコト三回委員及幹事始ト代リ各省次官、局長、課長ノ如キモ悉ク交送スルニ至リ東北振興ノ何物タルヤ忘却セラレタルノ感アルハ眞ニ遺憾ニ堪ヘサルナリ現時局下ニ於テ東北振興ノ事業ハ銜後ノ計トシテ一日モ之ヲ緩セシムルハカラス政府ハ斷乎トシテ東北振興綜合計畫實現ニ邁進スヘキモノナリト信ス仍テ左ノ諸點ニ關シ政府ノ所見ヲ問ハムト欲ス

一 政府ノ東北振興綜合計畫實施ニ關スル所見如何 惟フニ東北振興綜合計畫ハ統一セル計畫タルノミナラス年度ヲ劃シ一進一退ノ弊ヲ排シ連絡統制ヲ保テテ之カ實現ヲ期スヘキモノナルニ豫算ノ編成及實行ニ當リテモ他地方ト何等ノ特殊性ヲ認メサルハ東北振興調査會ノ答申ノ趣旨ヲ無視スルモノニアラスヤ

二 東北國ノ設置ニ關スル所見如何

三 東北地方ニ於ケル賦稅及市町村稅ハ負擔力ニ比シ著シク過重ナルハ爭ヒ難キ事實ナリ茲ニ其ノ一二ノ事例ヲ示セハ左ノ如シ

直接國稅一圓ニ對スル縣稅、市町村稅ノ割合(昭和十年年度預算額)

縣名	縣稅	市町村稅
青森	一九〇六	二、八七五
岩手	一、五三六	二、四四五
宮城	一、三九〇	一、九八七
秋田	一、一三三	一、九一七
山形	一、一五四	一、五六七
福島	一、一五〇	二、一七三
平均	一、三三二	二、〇五九
全國平均	〇、五六五	〇、八八九

得ヘシ仍テ國庫ノ補助助成等ニ依リテ行フ縣、市町村ノ事業ニ就テハ特ニ他地方ト異リタル高率ナル補助助成ヲ爲ササレハ獨リ事業ノ促進ヲ期シ難キノミナラス地方債ノ過重ヲ來ス虞アリ故ニ右補助助成ヲ他地方ヨリ高率ヲラシムヘキコトハ東北振興調査會ノ答申セラル所ナリ然ルニ之カ實行ハ極メテ小範圍ニ止マリ諸種ノ法律、豫算ニ何等ノ考慮ヲ加ヘサルハ如何ナル理由ナルカ政府ノ所見ヲ問フ

此ノ點ニ關スル政府ノ所見如何

七 馬産ハ東北地方ノ一特異性ナリト雖モ軍馬ノ購買價格ハ其ノ生産費ヲ償ハス是レ馬産地方現乏ノ一原因ヲ爲スハ爭ヒ難キ事實ナリ政府ハ宜シク軍馬育成ノ生産費ヲ調査シ育成者ヲシテ畜テ馬産ニ精進セシムルヤウ適正ナル價格ヲ以テ買上タルノ方途ヲ講スヘキモノト認ム此ノ點ニ關スル政府ノ所見如何

八 東北地方ノ太平洋岸ニ於ケル漁業ハ遼洋、遠海漁業ニ進展セシムルニアラサレハ漁民其ノ生ニ安ンシ難キ實情ニ在リ之カ保護獎勵ニ關シ政府ハ具體的ナル計畫ヲ樹立スルノ必要アリト認ム政府ノ所見如何

シ政府ハ再檢討ヲ爲スノ意思ナキヤ三月五日衆議院議案ニ於ケル政府提出ノ農業保險法案ニ關スル衆議院議員泉國三郎君ノ質問中東北振興ニ關シ政府カ何等ノ答辯ヲ爲ササリシハ東北振興ヲ以テ國策ナリトスル政府ノ誠意ヲ展ハシメ本員ノ最モ遺憾トスル所ナリ本員ハ東北振興諸政策ノ實行ハ單ニ國策ノ遂行ナルノミナラス銃後施設ノ最モ重要事項ナリト確信スルモノニシテ以上ノ本員ノ質問ノ如キハ東北振興ニ關スル最少限度絕對的ノモノナリ政府ハ宜シク誠意ヲ盡シテ明確ナル答辯ヲ爲サレムコトヲ望ム

尙ホ此ノ機會ニ更ニ政府ノ所見ヲ問ハムトスルモノアリ即チ近時東北振興株式會社ト民間會社ト協力シテ「バルブ」工場東北地方ニ創立セムトスルノ議アリト聞ク「バルブ」増産ハ國策ノ一タルノミナラス之カ工場設置地方ニ在リテハ勞力、物資ノ供給、生産物資ノ運送等ヲ振興ニ資スルコト多ク本員ノ最モ喜ブ所ナリト雖モ他面ヲ考察スレハ「バルブ」原料タル木材ノ伐採ニ依リ或ハ治山、治水ニ大影響ヲ及ボシ沿岸ニ在リテハ漁業ニモ關係ヲ及ボスヘキヲ惧ル若シ夫レ「バルブ」製造會社ハ營利會社タルノ立場ヨリ山林所有者ノ窮乏ヲ利用シ山林ノ濫伐ノ弊ニ陥ラムカ其ノ害ヲ想スルニ餘リアリ加之國有林ノ濫伐之ニ伴ハムカ治水、治山、漁業ニ其大ナル惡影響ヲ及ボスモノアラム「バルブ」工場設置地方ハ其ノ利ヲ所ニ顧ミ或ハ忍ブ所アルヘシト雖モ然ラサル

四 災害土木費無償債利子全額國庫補助ニ關シテモ東北振興調査會ノ答申セル所ナリ之ヲ徹底的ニ實施スルノ意思ナキヤ政府ノ所見如何

五 交通網ノ完成ハ東北振興上最モ急務トセル所ナリ仍テ鐵道建設及道路、港灣修築ノ諸計畫ハ豫算ニ計上セラレタルニ拘ラス之カ繰延ヲ行フカ如キハ東北振興ニ關スル政府ノ所信ヲ疑ハサルヲ得ス支那事變下ニ於ケル財政上已ムナキ事情アリトスルモ全國ヲ一率一體按分的ニ繰延ヲ行フ如キハ東北振興ニ關スル所信ヲ二三ニスルモノナリ政府ハ昭和十三年度以降ニ關シテハ再檢討ヲ加ヘ交通網急遽完成ノ要アリト認メサルカ所見如何

六 耕地ノ擴張ハ東北振興ノ重要事項ナリ然ルニ政府ノ爲ス所耕地事業ヲ無視シ殆ト之ヲ顧ミサルモノノ如シ政府ハ宜シク東北地方ニ於ケル農民ニ耕地ヲ得シムルヤウ徹底的政策ヲ斷行スヘシ

九 臨時地方財政調整交付金支出額昭和十三年度一億圓ニ對シ更ニ五千萬圓ヲ下サル程度ニ於テ増額スヘシトノ衆議院ノ要望ニ對シ政府ハ目下考慮中ナリ而シテ交付金額定ノ根據ハ農山漁村ニ於ケル財政窮乏ヲ緩和スルノ趣旨ニ出テタルコトハ之ヲ知ル所ナリト雖モ之カ交付ヲ受クルモノハ府縣町村トシ市ニ在リテハ人口五萬以下ノモノニ限リタルハ安當ニアラス町村ト雖モ人口五萬ヲ超ユルモノアルヘキ市ト雖モ財政ノ窮乏町村ヨリ甚シキモノアラム荷モ市ニモ交付金ヲ交付スル以上人口五萬ヲ交付ノ一標準ト爲スカ如キハ餘リニ形式ニ墮スルモノナリ政府ハ宜シク財政窮乏ノ實情ニ即シ人口標準ヲ撤廢シ市町村ヲ通シテ交付スヘシ此ノ點ニ關

シ政府ハ再檢討ヲ爲スノ意思ナキヤ三月五日衆議院議案ニ於ケル政府提出ノ農業保險法案ニ關スル衆議院議員泉國三郎君ノ質問中東北振興ニ關シ政府カ何等ノ答辯ヲ爲ササリシハ東北振興ヲ以テ國策ナリトスル政府ノ誠意ヲ展ハシメ本員ノ最モ遺憾トスル所ナリ本員ハ東北振興諸政策ノ實行ハ單ニ國策ノ遂行ナルノミナラス銃後施設ノ最モ重要事項ナリト確信スルモノニシテ以上ノ本員ノ質問ノ如キハ東北振興ニ關スル最少限度絕對的ノモノナリ政府ハ宜シク誠意ヲ盡シテ明確ナル答辯ヲ爲サレムコトヲ望ム

尙ホ此ノ機會ニ更ニ政府ノ所見ヲ問ハムトスルモノアリ即チ近時東北振興株式會社ト民間會社ト協力シテ「バルブ」工場東北地方ニ創立セムトスルノ議アリト聞ク「バルブ」増産ハ國策ノ一タルノミナラス之カ工場設置地方ニ在リテハ勞力、物資ノ供給、生産物資ノ運送等ヲ振興ニ資スルコト多ク本員ノ最モ喜ブ所ナリト雖モ他面ヲ考察スレハ「バルブ」原料タル木材ノ伐採ニ依リ或ハ治山、治水ニ大影響ヲ及ボシ沿岸ニ在リテハ漁業ニモ關係ヲ及ボスヘキヲ惧ル若シ夫レ「バルブ」製造會社ハ營利會社タルノ立場ヨリ山林所有者ノ窮乏ヲ利用シ山林ノ濫伐ノ弊ニ陥ラムカ其ノ害ヲ想スルニ餘リアリ加之國有林ノ濫伐之ニ伴ハムカ治水、治山、漁業ニ其大ナル惡影響ヲ及ボスモノアラム「バルブ」工場設置地方ハ其ノ利ヲ所ニ顧ミ或ハ忍ブ所アルヘシト雖モ然ラサル

地方ニ在リテハ恐ろシク變遷タルモノアラム一利ヲ興スハ一害ノ之ニ伴フコトアルヘキハ已ムナシトスルモ政府ハ右會社ノ設立ヲ許可シ之カ事業ヲ遂行スル點ニ關シ東北地方ノ治山、治水、漁業保護等ニ周到ナル調査ヲ遂ケ萬遺策ナキヲ期シツツアリヤ會社ノ事業計畫、工場設置地方、バルブ原料採掘場等別(固有民有別)ヲ明瞭ニシ治水トノ關係ヲモ明確ニセラレムコトヲ望ム

右質問ニ對シテハ書面ヲ以テ答辯アラムコトヲ望ム

昭和十三年三月二十二日

内閣總理大臣 公府近衛 文麿

衆議院議長 小山松壽藏

衆議院議員 田子一民君提出東北地方振興ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書送達候

(別紙)

衆議院議員 田子一民君提出東北地方振興ニ關スル質問ニ對シ答辯書

一 政府ノ東北振興綜合計畫實施ニ關スル件

政府ニ於テハ東北振興調査會ヨリ答申セラレタル東北振興第一期綜合計畫ノ趣旨ヲ尊重シ速ニ之ヲ實行ニ移スベク努力シツツアルモ未ダ十分ノ成果ヲ得ザルハ遺憾トスルトコロナリ、東北振興ヲ重要國策ノ一トシテ採リ上ゲ之ヲ達成ニ努力スルハ政府ノ變ラザル方針ナリ

二 東北地方ノ設置ニ關スル件

東北地方振興方策ノ圓滑ニシテ徹底セル實施ヲ期スル爲ニ東北地方ノ設置スルコトニ付キテハ應ニ東北振興調査會ノ答申モ有之企業院ニ於テ篤ト研究ヲ遂ゲタル上關係各廳ト協議ヲ爲ス豫定ナリ

三 東北地方ニ於ケル縣市町村事業ニ對スル國庫補助助成ニ關スル件

國庫補助助成等ニヨリテ行フ縣市町村ノ事業ニ對シテ他地方ト異ナリタル高率ナル補助助成ヲ爲スベキコトハ其ノ必要ヲ認メラルルモ諸種ノ法律、勅令等ニ規定サルルモノニ付テハ相當考案ヲ要スル點カラス、政府ハ將來出來得ルダケ其ノ趣旨ヲ尊重シテ東北振興ノ目的ヲ達成セントス

四 災害土木費債利子全額國庫補助ニ關スル件

災害土木費債利子全額國庫補助ニ關シテハ國庫財政ノ現狀ニ鑑ミ今直ニ之ガ實施ハ困難ナリ

五 昭和十三年度以降ニ於ケル東北地方ノ交通網完成ニ關スル件

東北地方ニ於ケル交通網ノ完成ハ同地方振興上最モ重要ト認ムルヲ以テ昭和十三年度以降ニ於テハ出來得ルダケ實現ヲ期スル方針ナリ

六 東北地方ニ於ケル耕地政策ニ關スル件

東北振興ノ重要事項中ノ一トシテ耕地ノ擴張ニ關シテハ應ニ東北地方集開耕地開發助成金ヲ十三年度一四一、六〇〇圓ヲ計上シ、又東北地方開墾營業事業ヲ本

年度ヨリ施行シ之ニ伴フ地方事業トシテ十三年度一三〇、〇〇〇圓ノ移住助成金ヲ計上シ、十四年度以降三年ニ互ル豫算外契約トシテ二六四、五七〇圓ノ開墾助成金ヲ計上スル等東北振興ノ爲ニ相當農耕地擴張ヲ爲ス計畫ナリ

右ノ外自作農耕地開發事業並ニ農産資源開發ノ爲ニスル開墾助成ニ關スル經費等ニシテ東北地方ニ分配セラルルモノモ尠ラズ、政府ハ東北地方ノ農民ニ耕地ヲ得セシムルガ爲相當考慮シ居レリ

七 軍馬購買價格ニ關スル件

軍馬ノ購買價格ハ馬匹ノ資格ニ基キ更ニ生産育成費並ニ市況ヲ斟酌ノ上決定ヲナスモノニシテ之カ引上ニ關シテハ可能ノ範圍ニ於テ十分考慮シツツアリ

八 東北地方太平洋沿岸ニ於ケル漁業ノ保護獎勵ニ關スル件

東北地方太平洋沿岸ニ於ケル漁業ハ寒暖兩海流ノ消長ニ依リ漁業ノ種類ニ依リテハ時ニ甚シキ因漁ヲ現出スルコトアリ、依テ該地方ノ漁業ニ付テハ海況ノ變化ニ留意シ漁況ニ順應スル多角的漁業ヲ爲サシムルト共ニ一面遠洋漁業ノ進展ヲ圖ルコト最モ肝要ナリ、之ガ爲政府ニ於テハ從來ヨリ海洋調査ヲ行ヒ海況ノ變異ニ伴フ漁況ノ變化ヲ豫知シ努力ト共ニ遠洋漁業獎勵費ノ運用等ニ依リ鋭意漁業ノ發展策ヲ講ジツ、アルガ、今後猶一層同地方ノ漁業殊ニ遠洋漁業ニ關スル指導獎勵ニ力ヲ用ヒ以テ漁業者ノ生活ノ安定ヲ圖ラントス

九 臨時地方財政補給金ノ交付ニ關スル件

明年度ニ於ケル臨時地方財政補給金ノ交付ニ付テハ目下慎重考案中ナリ

十 東北地方ノ「バルブ」事業ニ關スル件

東北振興「バルブ」會社ニ對シテハ國有林ヨリ昭和十四年度以降毎年約四十萬石ノ潤葉樹材ヲ供給スル計畫ナルモ國有林ノ經營ハ確固タル事業案ニ準據シテ行ハルルモノナルヲ以テ固ヨリ濫伐等ノ虞無シ、而シテ國有林資材ヲ以テ不足スル分ハ民有林ノ資源ニ之ヲ需メザルベカラザルモ政府ハ民有林ノ現況ニ鑑ミ過伐ニ陥ラザル様共ノ施業ヲ充分監督指導シ治山治水其ノ他産業保護上遺憾ナキヲ期セントス、尙東北振興「バルブ」會社ノ工場設置地方ハ宮城縣、秋田縣ニシテ郡別原木伐採量ハ未定ナリ

右及答辯候也

昭和十三年三月二十二日

内閣總理大臣 公府近衛 文麿

農務大臣 末次 信正

農林大臣 伯耆 有馬 賴寧

鐵道大臣 中島 久平

衆議院議員 田子一民君提出東北地方振興ニ關スル質問ニ對シ答辯書

右成規ニ據リ提出候也

昭和十三年三月十日

提出者 大野 伴陸

衆議院議員 田子一民君提出東北地方振興ニ關スル質問ニ對シ答辯書

一 東京市小河内貯水池ニ關スル質問ニ對シ答辯書

單ニ東京府下ニ於ケル一寒村ノ死活ニ關スルモノトシテ社會ハ之ヲ輕視シ國家ハ何等救済ヲ爲サスシテ然ルヘキヤ政府ノ所見如何

本問題ハ單ナル地方ノ一小事件トシテ輕視スヘキモノニアラス凡ソ文化施設ノ擴充ヲ來スニ至レハ東京市ノ如キ大都市ノミナラス小都市トシテモ都市的形態ヲ形造スル都會ノ要式ハ必スヤ水道施設ノ完備ヲ要求スルヤ當然ナリ隨テ大小ノ差ハアレ必ス貯水池ノ築設ヲ圖ルモ亦必至ノ努力ト謂ハサルヘカラス此ノ必至ノ努力ハ或ハ何人高ニ被審ヲ蒙ラシメス或ハ一村立退キノ如キ犧牲ヲ拂ハシメストモ「バルブ」ノ完備ヲ以テ之ヲ成シ得ヘシ併シナカラ此ノ問題ニ關聯シテ多クハ山村奥郷ノ一村ハ大部分又ハ少クトモ其ノ一小部分ヲ水底ニ没スルノ機會ヲ生セシムルニ至ルヘシ故ニ貯水池問題ハ大小ノ相違アルモ將來全國ノ各所ニ問題ノ發生ヲ可能ナラシメ紛爭發生ヲ助長スルコトト爲リ國內相剋ヲ激化セシムルノ憂十分ニアリ當局ハ斯ル企業ヲ樹ツルノ計畫ニ付市町村ニ對シ何等不安ナキ方針用意アリヤ

二 昨年東京市參事會ハ小河内村住民ノ財產其ノ他ノ買收豫算案ヲ可決シ其ノ第三期買收豫算案モ昭和十二年夏全部可決スルト同時ニ買收ニ付左ノ希望條件ヲ附シタリ

希望條件

本件ニ就テハ第一次買收案ノ際附セラレタル意見ヲ相當ト認メ尙ホ左ノ意見ヲ加フ

一 本件ハ努メテ急速ニ進捗セシムルコトヲ目標トスルト同時ニ公企業ニ鑑ミ公私生活ニ損害ヲ加ヘサル様共ノ施行ニ際シテハ理事者ニ於テ事情ヲ以テ充分配慮セラレシコトヲ望ム(昭和十二年六月二十二日市參事會)

トアリ然レニ市當局ハ在再日ヲ隔シ買收行爲頗ル緩慢ナルト同時ニ徒ニ一少部分ニ對シテ交渉シ村全體ニ對スル交渉ヲ爲ササルハ如何或者ニハ交渉シ或者ニハ交渉ヲ避クルカ如キハ公明ナル交渉方式ナリヤ少クトモ一村全滅ノ場合ニハ村政ノ主眼或ハ其ノ代表者ヲ相手方トシテ交渉スルカ當然ナリ斯ル交渉形態ナルヲ以テ村民ノ前途ノ計畫全ク頓挫シ生活上ノ壓迫ノミヲ受クルノ現狀ナリ政府ハ此ノ不親切不合理ナル市當局ノ行動ニ對シ監督權ヲ發動スルノ意ナキカ

三 公法人カ公法人ヲ買收スル點ニ於テ法律上ノ疑義ナキヤ政府ノ所見如何

土地收用法ニ基キ國家權力ノ發動シテ收用地帶ヲ收用スルコトハ疑義ナシト雖モ公法人タル東京市カ公法人タル小河内村ヲ買收スルコトハ果シテ法律上一點ノ疑義サヘ容ルルノ餘地ナキヤ一村ノ滅亡ハ比類ナキ現象ニシテ斯ル現象カ輕キニ取關ラレルコトハ重大ナル社

會問題ナリ此ノ問題ハ行政上ノ大問題ニシテ波及スル所又甚大ナリ政府ノ明快ナル答辯ヲ要求ス

四 公共事業ノ爲合理的罪惡ヲ當局ハ承認スルモノナリヤ明確ナル答辯ヲ要求ス

東京市民ノ利益ハ主要ニシテ一寒村ノ死活ハ放任シテ可ナリヤ當局ノ所見如何

(一) 東京市ノ貯水池築設問題發生シタルハ昭和六年夏ニシテ小河内村ニ對シテ一村ヲ犧牲ト爲シ東京市ノ買收ニ應スルヤ否ヤノ東京府ノ第一回諮問アリタルハ昭和七年十月末、其ノ二十八日小河内村ハ一村犧牲ヲ決議シ此ノ旨府ニ答申シタリ此ノ時小河内村長小澤市平等ハ當時ノ東京市ノ原水局長小野彌太郎等ヨリ「移轉補償費ハ一箇年經テバ拂渡スカラ學校道路ノ修築、開設、畑、山林ノ開發等萬般ノ問題ニ對シ小河内村更生ニ要スル諸方式ハ援助スベキヲ以テ移轉地ヲ物色決定シ將來安心シテ行クコトノ出來ルヤウ行ハレタ

イ 一箇年經テバ必ズ補償費ハ渡シテヤル云々」ト聲明シタルニ其ノ實行行爲モ無ク而モ當時ノ堰堤位置ハ岩質危險ナルヲ以テ其ノ位置ヲ水根澤(現地位)ニ變更セシメタリ此ノ時モ村民ニ將來ノ安心ヲ與ヘテ水根澤變更ニ異議ナキヤノ諮問ニ對スル答申ヲ爲サシメタリ此ノ東京市水道當局

ノ言明ハ村長鼓吹主腦ニ於テ深ク承知之ヲ確信シタルモノナリ苟モ大東京市ノ幹部ニアル人士カ夢爲リアルヘカラスト信スルハ當然ナリ而モ大君ノ都ノ使用水ト爲ルコトノ光榮ニ感激シテ一村ノ犧牲ヲ覺悟シタル小河内村民大衆ニハ公人ノ欺瞞ハ豫想サレサルナリ然レトモ移轉補償費ノ支拂ハ簡單ニ爲シ得ラレサルモノニシテ少クトモ東京市ノ實情ヲ知ル者ニ於テハ絕對ニ斯ル輕率ノ言辭ヲ公言スヘキニアラザルナリ市當局ハ始ヨリ故意ニ村民ヲ欺キ而モ尙ホ諄諄ノ村民ヲ欺瞞シテ恬トシテ恥サルナリ公人ノ言動トシテ斷シテ許スヘカラス人アリ「市吏員ノ或者ハ馬賊ニ等シ」ト東京市ノ歴史カ悉ク疑獄ニ穢レテ公正、證明ノ士ハ是ヲ入レスト爲ス又故アル哉ト謂フヘキナリ餘言ハ別トシテ村民ヲ欺ケル第一ノモノハ前述ノ問題ニシテ斯クシテ小河内村民ハ東京市ヲ信賴シテ前後八年間甚大ナル損害ヲ蒙リ來タリ即チ

イ 昭和七年十月答申後翌八年末ニハ補償費ヲ支拂フヘシトノ約束ハ不履行トナリ八年以來九、十ノ三箇年ノ如キハ村民施スノ策ナク塗炭ノ苦ヲ嘗メタリ耕作損害、交通損害、金融上ノ損害、植林上ノ損害等ハ適當ニ計上支拂ハルヘキナリ東京市ハ此ノ損害ヲ村民自身ノ

招米シタル損害ニシテ何等考慮ニ容ルル餘地ナシト空嘯キツツアリ「才前ノ所ハコチヲノ方デ都合ガアルカラ其ノ土地家屋ハ棄テテ他國ニ旅ヲシロ併シ多少ノ金ハ今後一年内ニ遣ルト謂フ話ニ對シ立退クコトハ御上ノ仕事ト我慢シテ出ルコトニシタガ凡ソ住ミ慣レタ土地ヲ棄テ先祖墳墓ノ土地ヲ見捨テテ他國ニ走ルト謂フコトハ日本國民トシテ實ニ重大ナル問題デアリ輕キニ考ヘテハナラナイコトデアリ又簡單ニ出來ルコトデアナイ夫レモ之レモ社會公共ノ爲ダト考ヘテヤテ其ノ準備ヲシタガ多年ノ土地故郷ヲ棄テルノデアル容易ニ立退ケルモノデアナイ其ノ準備ヲ前後ノ始末ハ實ニ村民ガカラナンデモ無イト高ヲ括ルコトハ實ニ奇怪ナ話デアリ此ノ村民ハ工事ガ進マヌカラ仕事モ手ニツカズ移轉地モ物色シタガ一年経テモ何ノ話モ無イ實ニ千代萩ノ言葉デアナイガ幾年待テモ誠意アル方法ヲトッテ呉レナイ」ト空腹ニ耐ヘ苦勞ニ呻吟セル村民ヲ「ソレハ運命ノ一ツダ」ト市當局ハ謂フ斯ノ如キ不當ナル話カ何處ニアルカ之ヲ國家ハ見殺シニスヘキヤ

リヤ不可能ナリヤ豫測ノツカサル以前ヨリ二百三十萬圓ト謂フ大金ト毎年夏山口、村山貯水池ノ三分ノ二ノ水ヲ給スルコトヲ約束シタリ一方「御前達ハ國家ノ爲メニ奇特ノ至リダ」トシテ空世辭ハ亂發シタカ散々損害ヲ蒙ラシメ滅茶滅茶ニ五百戸三村民ノ生活ヲ窮迫ノドン底ニ陥シ込ミ一錢ノ損害モ拂ハス剩ヘ罪人ヲ追放スルカ如キ仕打ナリ無情ト謂フカ冷酷ト謂フカ謂ヒヤウナキ仕打ト謂フヘシ監督官廳カスル行動ニ對シ何等カノ方法ヲ講スルコトカ自治政ヘノ壓迫トナルヤ

其ノ後村民ノ窮狀カ社會的ニ問題ト爲リ棄テ置ケサル輿論ノ聲トナリシ爲市當局ハ損害ノソノ字モ口ニ漏ラサザリシカ次第ニ此ノ言葉ヲ吐キ昨昭和十二年十月二十七日ニ西多摩郡水川村ニ於ケル廣橋地方課長、鈴木、小野小河内貯水池建設事務所長等ト小河内村民等トノ懇談會ニ於テ村側ノ損害ノ要求ニ對シテ「何トカ考ヘル」ト始メテ言明シ移住地ノ物色ニ付協力ヲ叫ヘリ而シテ村民ノ移住地物色ヲ從意シ「候補地決定ニ對シテモ適當ナル處置ヲトル」ト言ハ明カニセルモ村民カ埼玉縣大里郡本島村、小原村兩村五百町歩ヲ其ノ目的地トシテ發見シ此ノ買収方ヲ交

シタルニ小野所長ハ「一方村民ニハ買収費ヲ拂フノデアルカラ移住地ヲ買ツテ與ヘルト謂フ譯ニハ「ユカス」ト村ノ交渉ヲ拒絕シ村ハ「ソレデハ話ガ遠フ」ト再交渉スレハ「村ノ集團移住ノ場合ニハ水道敷設、道路開設等ノ問題ヲ考ヘルデアラウ」ト捕捉シ得ヘカラサル無責任ノ言ヲ擲シ村民ノ追及激シキニ當リテ結局「兎モ角埼玉縣ノ目的地ノ圖面ヲ提出セラレタイ」ト小野所長ハ言ハ發スルニ至レリ之ニ對シテ村民ハ圖面ヲ小野所長ニ提出スルト同時ニ越エテ十二月十五日建設事務所ニ於テ同所長ニ再交渉ヲ爲ス此ノ時所長ハ「建設事務所ハ埼玉縣廳、農林省ニ種々打合交渉中デアル而シテ其ノ案ノ作成中デアルカラ案ノ出來ニ從ヒ之ヲ村民諸君ニ内示シテ本月末ノ市會ニ提案スルデアラウ」ト明瞭ナル解答ヲ與ヘ村民ハ小野所長ノ此ノ解答ニ雀躍リシテ村民ノ將來此處ニ開ケリト喜ヒタルモ是レ所謂驚喜ニ過キザリキ即チ建設事務所ニ於テ何等移住地ニ關スル交渉モセス隨テ何等之ニ關スル意見アル市ノ報告ナク嘘偽リ「口カヲ出任セ」答辯ヲ爲シテ村民ヲ騙弄シタルモノナリ此ノ不當ニ村民ハ極度ニ激昂シ本年一月十二日村長、岡部村長等ハ小野所長ニ市

ハ悉ク眞實ヲ缺キ村民ヲ愚弄シテ而モ恥トセサルモノナリ小河内貯水池問題發生シテ村民ニ將來ノ安住ヲ與フヘク誓約シタル市當局ハ既ニ八年間トナル今日未ダ詐欺、權謀ヲ遣ニシテ村民ノ方途ヲ混沌ナラシメ既ニ土地賣却ノ村民二百戸ニ及フモ移轉先ニ困難ヲ來シ難設シ居ル狀態ニ果シテ公共事業ヲ企畫スル者ノ道徳ナリヤ

シ八方奔走シタリ此ノ間小河内村民ニハ何等一片ノ同情アル挨拶セハナク山村人ノ不運ニ對シ「勝手ニサラセ」ノ態度ヲ以テ君臨シ來レリ暴慢ノ極之カ市當局幹部ノ行動ナリト恐シキ迄ニ無禮ナル此ノ種市吏員ノ行動タルヤ言語ニ絶ス死線上ニ村民一同ヲ彷徨セシメテ事進マスト爲ルヤ我々不關焉ノ態度トナル此ノ無情冷酷斷乎トシテ村民ナラストモ憤ルモノナリヤ論無キナリ國家ノ非常時國民精神總動員提唱ノ最中斯ル極惡非道カ公廳ノ主腦ニ於テ平然ト口ニセラルルヲ社會ハ至當ナリトスルカ帝都ハ國家ノ首都ニシテ自治ノ本體タルヲ以テ事ハ全國市町村ノ爲ニ考慮スヘキナリ然ルニ政府ハ之ニ援助ヲ爲サムトスルカ國家ノ現狀ニ鑑ミテ由々シキ大問題、一片ノ驅引辭トシテ容認シ得ラレサル國民道徳ニ關スル大問題ナリトス政府ノ所見如何

始スルニ至レルモノナリ此ノ村ノ生成ニハ内面的苦悶ノ蓄積ヲ見ル此ノ蓄積ハ小河内村ニ特別ナル財産ヲ形成シ賣買讓渡ニハ格別ノ評價ヲ見ルヲ普通トス此ノ格別ニ評價スヘキ小河内ノ土地、家屋或ハ田、畑、宅地、寺社、墓地ニ對シテ何等此ノ内容ノ調査ヲ爲サズ平凡ナル一率ノ評價ヲ以テシタリ而モ公言ニ曰ク「頗ル同情アル高額ノ評價ナリ」ト右ノ不當評價ヲ政府ハ如何ニ見ルヤ亂暴極マル評價ノ一例ヲ左ニ示サム

員ノ不始末ヨリ村民ニ多大ノ損害ヲ蒙ラシメタリ公企業事業ニ原因シテ生スル損害ハ公事業ナリト雖モ相當ナル損害ヲ支拂フハ社會秩序ヲ維持スル所以ナリ工事問題ヲ放置シテ二ケ領用水組合ノ抗議ニハ多額ノ補償契約ヲ決定シ東京市ノ不法行爲ニ原因シテ現實ニ發生被害ヲ受ケタル村民ノ損害ハ放任シテ然ルヘキカ東京市カ工事進行ヲ爲サス而モ其ノ間何等村民ニ業務上、生活上ノ對策ヲ講セザリシ責任ハ回避シ得ヘカラサルモノニシテ東京市カ之ヲ負擔スヘキ責任ナリ是ヲ損害ト爲ササルカ其ノ價額ナシトスルカ政府ノ所見如何

一 寒村ナリト雖モ 陛下ノ赤子ハ國運隆昌ノ爲ニ奮發スルノ光榮ヲ有シ此ノ光榮ノ下ニ一千數百年ノ歴史ノ地ヲ棄テテ犧牲ノ精神ヲ發揮シ新ニ強ク生キムト覺悟シタルモノナリ此ノ誠心誠意、犧牲奉公ノ村民ノ大精神ヲ逆ニ利用シテ市當局カ自家ノ利益ニ援用シ財的、心的ノ勝利ヲ擧ケムトスルモノナリ實ニ憎ムヘキ行動ナリ村民カ山村ヲ住家トシテ都會ノ繁華ヲ知ラス心一筋帝都ノ犧牲ノミヲ考ヘタルニ之ヲ利用シテ利益ヲ得ムトスルハ人非人ノ行動ニ非スシテ何ソヤ嘗テ神奈川縣ニケ領組合問題ノ惡化シテ小河内貯水池問題ノ停頓巴ムナキニ至レルヤ小野所長ハ或ハ其ノ代案トシテ富士山麓野川ノ水流或ハ埼玉縣見沼ノ用水利用策ヲ講

五 一村カ亡滅スルニ際シ之ニ對スル同情ヲ爲スコトハ不當ナル處置ナリヤ小河内村民ニ對シテ果シテ正當ナル補償處置ハトラレツツアリヤ政府ハ嚴重ナル監督調査ヲ爲ス意思ナキカ小河内村民ハ一千數百年ノ傳統ヲ保持スル山村民ナリ山岳中ニ住家ヲ開キ拓キテ山ノ生活ヲ營ミ來タリ此ノ山村ノ生活ニハ一坪ノ畑ニモ、一坪ノ庭ニモ、一坪ノ庭ニモ都會人、平地住人ノ計リ知ラレザル苦澁難儀ヲ爲シ生活ヲ開

六 小河内貯水池設置ニ關スル東京市ノ願望ヲ容レテ村民ハ其ノ犧牲トナリ更

七 市當局ノ不誠意ハ前述ノ如クニシテ此ノ背信行爲ヲ暴露スルニ至ラハ同胞等ケテ憤激スヘキヲ信セラル一村ノ死活ハ世ニ類ナシ一村ノ更生ハ之ヲ犧牲トスルモノニ於テ特別ノ好意ノ下ニ保護、援助ヲ爲スヘキナリ東京市カ自家ノ事業ノ犧牲トナル一村ノ更生ヲ考慮シ歴史アル神社、佛閣ヲ保存シ敬神崇祖ノ國民的信仰觀念ニ微動タモ無キヲ期スルハ公企業事業ニ附帶スル重要ナル問題ナリ敢テ本問題ニ對スル政府ノ所見ヲ問フ

ヲ塵芥ノ如ク輕視スルカ故ナリ山村人ハ帝都近クニ住スルヲ榮トシ其ノ使用水ノ穢性トナルニ感激シテ唯單ニ平和禮、談笑裡ニ一切ノ解決ヲ爲シ喜ヒ勇ミ第二ノ村ヲ造ラムト質朴純真ノ信念ニ燃エツツアルニ却テ村民ヲ翻弄シテ思想ヲ惡化セシメツツアリ村民一同ノ激憤ハ容易ナラサルモノアリ或時ハ一村擧ケテ大學上京シ世ニ、市當局ニ無情ヲ訴ヘムトシ或時ハ決死悲壯ノ精神ノ下ニ行脚シテ村民ノ衷情ヲ披瀝セムトシ動モスレハ激憤ノ餘リ暴動的行動ニ出テムトシタルコトハ既ニ一再ニアラス唯冷靜ナル指導者カ道ヲ説イテ激越ナル村民ノ感情ヲ融和シ來レルナリ而モ市當局ハ笑ツテ村民ノ苦惱ヲ冷視ス氣裡ニ内訌スレハ暴動起ル此ノ徵コソ爲政者ノ最モ關心スヘキ重大問題ニシテ別言スレハ小河内問題ノ解決ハ一ニ帝都六百萬市民ノ康寧ヲ關ルノ道ニシテ又他面全國ニ君臨スル自治政黨ノ炳乎タル目標タルヘシ

明ノ處置ナクシテ村民ヲ看過スル狀態ナリ是レ市主腦部ノ意思ニアラストスルモ帝都下ニ於テ日甚スル構謀カ橫行シ得ルハ由キキ大問題ナリ人権ノ蹂躪トモナルモノニシテ棄テ置クヘキニアラス且ツ小河内出身支那事變ノ勇士モ望郷ノ夢ニ故山ノ姿何處ニアリヤト寒夜切ニ涙クムトモ聞ク銃後ノ護リニ於テ間然スヘカラサル今日市吏員ノ行動ハ憎ミテモ餘リアリ政府ハ嚴重ニシテ公明ノ處置ヲトラルヤウ重ネテ冀望スルモノナリ

ズシモ不當ニ非ズト思料セラルルモ尙今後ノ買收措置ニ付遺憾ナキヲ期セシメントス

藉ノ方途ヲ講ジ又生活ノ安定ヲ得シムル爲出來得ル丈カ適當ノ方法ヲ講ズルコトハ固ヨリ必要ト思料セラル

有ニル點ニ於テ最モ傑出國家ノ典型タルヘキ帝都人ノ行動、施設カ一村ヲ見殺シテ顧ミサルトセハ國家風教ニ影響スルコト甚大ナリ非常時下特ニ政府ノ情理兼備ノ解決ヲ國家ノ爲本員ハ切望スル所以ナリ更ニ附加スヘキハ東京市當局ハ故意ニ村民ヲ傷ケムカ爲ニ卑劣ナル奸策ヲ擅ニシ成ヘク不可能ニ近キ相談ノミヲ提示シ或ハ村民ノ團結ヲ切崩シテ自己ノ有利ニ局面ヲ展開セムトシ村民ノ代表カ利權魔ト結託シテ食利ノ惡策ヲ爲スト惡宣傳シ公

衆議院議員大野伴睦君提出東京市小河内貯水池ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

本事業ノ實施ニ付テハ固ヨリ地元住民ノ理解ト協力ヲ期シ其ノ圓滿ナル進捗ヲ期シ得ベキトコロナルニ從來動モスレバ其ノ間圓滑ヲ缺キタルヤノ嫌アリテ其ノ間ニ於テ市村兩當局ノ努力十分ナラザルモノアルヤニ思料セラル尙今後遺憾ナカラシメントス

宗敎ニ關スル質問主意書

本義如何

- 一、宗敎ノ本質如何
二、宗敎ノ本質上現行宗敎ニ甲乙ナキヤ
三、今後尙ホ新ナル宗敎ハ起リ得ルヤ
四、國敎ヲ選定スル意思ナキヤ
五、國敎ノ選定ハ憲法第二十八條ニ抵觸スト思惟セラルルヤ
六、各宗各派ノ大徳、碩學ヲ網羅シ宗敎ノ本質ニ關シ審議會ヲ設クルノ意思ナキヤ
七、政府ハ親政輔弼ノ大任上右諸問題ニ付且ツ之ニ關聯スル事項ニ付特ニ考慮スルノ責務ヲ感ゼザルヤ
八、淫祠邪教取締ニ關スル根本方針如何右及質問候也

昭和十三年三月二十二日

内閣總理大臣 公府近衛 文麿

衆議院議長小山松壽殿

衆議院議員會和義式君提出宗敎ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

衆議院議員會和義式君提出宗敎ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

衆議院議員會和義式君提出宗敎ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

三、現行宗敎ニ甲乙ナシト認ム

- 一、政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
(第三號)昭和十三年度歲入歳出總豫算追加案
(特第二號)昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案
(追第三號)豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件
昭和十三年法律第六號中改正法律案(昭和十三年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル件)
(以上三月十九日提出)
一、去十九日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ
恩給金庫法案
恩給法中改正法律案

昭和十三年三月二十二日

内務大臣 末次 信正

文部大臣 侯爵木戸 幸一

左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス

衆議院議員會和義式君提出宗敎ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

衆議院議員會和義式君提出宗敎ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

庶民金庫法案

- 無盡業法中改正法律案
社會事業法案
商店法案
簡易生命保險法中改正法律案
臨時通貨法案
關稅定率法中改正法律案
一、去二十日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ
石油資源開發法案
一、議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
支那專賣特別稅法案ニ對スル修正案
提出者 河野 密君 片山 哲君
水谷長三郎君
(以上三月十八日提出)
土木建築業組合法案
提出者 牧野 良三君 行吉 角治君
森田 福市君 森 榮藏君
松浦 伊平君
武道振興ニ關スル建議案
提出者 堤 康次郎君 大藤 唯男君
藤生安太郎君 原口初太郎君
安藤 正純君
(以上三月十九日提出)
一、議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ
東京市小河内貯水池築設ニ關スル質問主意書
提出者 瀧澤 七郎君

昭和十三年三月二十二日

文部大臣 侯爵木戸 幸一

左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス

衆議院議員會和義式君提出宗敎ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

衆議院議員會和義式君提出宗敎ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

全購聯賣業ニ關スル質問主意書

- 提出者 清水留三郎君
(以上三月十九日提出)
一、去十九日當任委員補選ノ結果左ノ如シ
第一部選出
豫算委員 中井 一夫君(稻田直道君補)
第八部選出
豫算委員 大木貞太郎君(石井德久次君補)
一、去十九日委員互選ノ結果左ノ如シ
決議小委員
委員長 福田關太郎君
一、去十九日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任委員左ノ如シ
第七部選出豫算委員 佐保 畢雄君
第八部選出豫算委員 北 吟吉君
一、去十九日特別委員補選ノ結果左ノ如シ
昭和十二年法律第九十二號中改正法律案(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)委員
委員長 寺島 權藏君(委員長津原武君去十七日委員辭任ニ付其ノ補)
一、去十九日特別委員理事補選ノ結果左ノ如シ
昭和十二年法律第九十二號中改正法律案(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)委員

昭和十三年三月二十二日

内務大臣 末次 信正

衆議院議員會和義式君提出宗敎ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

衆議院議員會和義式君提出宗敎ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

衆議院議員會和義式君提出宗敎ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

理事 本田彌市郎君(理事寺島權藏君
去十九日理事辭任ニ付其ノ
補闕)
一、去十九日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ
如シ
北支那開發株式會社法案(政府提出)外一
件委員

- 山道 襄一君 栗山 博君
- 西田 郁平君 高田 郁平君
- 堤 康次郎君 前田房之助君
- 清水徳太郎君 宮澤 胤勇君
- 村松 久義君 喜多壯一郎君
- 岡野 龍一君 田村 秀吉君
- 小林 三郎君 小林房之助君
- 小高長三郎君 小谷 節夫君
- 栗梨新五郎君 田代 正治君
- 松岡 俊三君 庄司 一郎君
- 植原悦二郎君 小笠原三九郎君
- 田中 好君 田中源三郎君
- 高橋圓三郎君 原 物兵衛君
- 東郷 實君 伊豆 富夫君
- 赤松 克麿君 長谷 長次君
- 窪井 義道君 河野 密君
- 田原 春次君 前川 正一君
- 道家齊一郎君 木村 武雄君

小笠原三九郎君 川島正次郎君
松川 昌藏君 武田徳三郎君
松山常次郎君 庄 晋太郎君
永田 良吉君 盛島 明長君
高岡 大輔君 豐田 牧君
藤本 捨助君 水谷長三郎君
河合 義一君 三木 武夫君
青木 作雄君

一、去十九日委員長及理事互選ノ結果左ノ如
シ
北支那開發株式會社法案(政府提出)外一
件委員
委員長 山道 襄一君
理事 栗山 博君 西田 郁平君
小高長三郎君 小谷 節夫君
伊豆 富夫君

議アリマセスカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ日程第一ハ後廻シト致シマス—
政府ハ之ニ同意致シマシタ、日程第二乃至
第四ハ同一委員ニ付託シタル議案デアリマ
スカラ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセ
スカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ日程第二、商法中改正法律案、日
程第三、商法中改正法律案、日程第一
四、有限會社法案、右三案ヲ一括シテ第一
讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求メ
マス—委員長野村嘉六君

第一 商法中改正法律案(政府提出、貴
族院送付)
第二 讀會ノ續(委員長報告)
第三 商法中改正法律案(政府提出、貴族院送
付)
第四 有限會社法案(政府提出、貴族院送
付)
第一讀會ノ續(委員長報告)
報告書
一、商法中改正法律案(政府提出、貴族院送
付)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十三年三月十九日
委員長 野村 嘉六
衆議院議長 小山松壽殿

報告書
一、商法中改正法律案(政府提出、貴族院送付、貴
族院送付)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十三年三月十九日
委員長 野村 嘉六
衆議院議長 小山松壽殿
〔野村嘉六君登壇〕
○野村嘉六君 只今上程サレマシタ商法中
改正法律案外二件ノ委員會ノ經過致ニ結果
ヲ御報告致シマス、委員會ハ二月ノ二十
八日カラ十三回開キマシタ、何分商法中
改正法律案外二件デ、改正サレマシタ條
文ハ二百箇條、新ニ設ケラレマシタ條
文ガ二百箇條、合セテ四百二十箇條程
ニナル大改正デアリマシマス、斯ル
大改正ヲセバナラヌト云フ政府ノ意見
ハ、現行商法ハ明治三十二年ノ公布致ニ
實施ニ係ルモノデ、當時立法ヲ急イダノデ
不十分デアッタ爲メ、明治四十四年ニ多少
ノ修正ヲ爲シ、彌縫シ來リマシタ所、其後
世界大戰ヲ經テ、國內ハ勿論、國際的ニ商
事取引ガ非常ニ發達致シマシタ、現行商法

於テ、相互ニ組織變更ヲ爲シ得ル途ヲ開イ
タコト、貸借對照表ノ公告ハ之ヲ強制シナ
イコト等デアリマス
向ホ株式會社及ビ有限會社雙方ニ通ジマ
シテ、取締役ハ株主又ハ社員以外ノ者ヲ以
テ、之ニ充テルコトガ出來ルト云フ途ヲ開
イテ居ルノデアリマス、此點ニ關スル政府
ノ說明ハ、此規定ガアタテテ定款ヲ以テ
株主又ハ社員ヲ以テ取締役トスル定メヲ妨
グルモノデハナイト云フノデアリマス、要
スルニ會社ノ自治ヲ尊重スル趣旨ヨリ出デ
タモノデアリマス、今日實際ニ於テ株主借
リテ株主ノ假裝ヲ爲シ、取締役ニナリ、後日
其株ノ返還等ニ付テ、紛争ヲ起スコトガ屢、
アルノデ、寧ロ株主ニ非ザル者デモ取締役
トナリ得ル方ガ、眞實ノ事實ニ適合シ、紛
争ヲ避ケル爲ニモ良イ、斯ル信ジタ結果本
規定ヲ設ケタト云フコトデアリマス、又以
上ノ法律ハ出來得ベク公布後一年位ノ
準備期間ヲ置イテ、實施スル方計デアルト
ノ言明デアリマシタ、質問ガ終了致シマシ
テ討論ニ入り、採決ノ結果三案共全員一致
原案ニ賛成デアリマシタ、此段御報告ヲ致
シマス(拍手)
○議長(小山松壽君) 三案ノ第二讀會ヲ開
クニ御異議アリマセスカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ三案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ
タ
○關部嶋市君 直チニ三案ノ第二讀會ヲ開
キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通

ニテハ、商業上ノ企業組織ニ變化ヲ來シタ
ル時代ニ副ハナイト云フノデ、昭和四年ニ
内閣ニ法制審議會ヲ設ケ、商法全般ノ改正
ヲ行フコトヲ致シタノデアリマス、ソレデ
先ヅ第一編總則、第二編會社、ソレニ新ニ
有限會社法並ニ商法中改正法律案ヲ設ケテ
結果、總體デ今申上ゲマス通りニ四百數十
箇條ノ大改正ヲ爲スコトニナッタノデアリマ
ス、以上ノ如キデアリマスカラ、慎重ヲ期
スル爲メ、各條ニ互ニ政府ノ理由説明ヲ求
メ、審議ヲ進メタノデアリマス、ソコデ改正
サレタ要綱ニ付テ其概略ヲ逐次申上ゲ
マス

改正案運用ニ付キ二三ノ質問並ニ答辯ニ
付キ御紹介致シマス、此改正案ヲ施行スル
ニハ、裁判所ノ關與スル事項ガ大層殖エタ
ノデアリマス、隨テ其運用ニ當テ遺漏ナキ
準備ガアルカドウカトノ質問ニ對シマシテ、
政府ハ最善ノ努力ヲ以テ關係職員ノ充實ヲ
圖リ、本法所期ノ目的ノ達成ヲスルト共ニ、
施行準備ノ期間内ニ改正法施行ニ必要ナル
手續法規ヲ完備シ、且ツ關係職員ヲ改正
案ニ十分習熟セシメ、一般周知ノ方策ヲ講
ズル方針デアルトノ答辯デアリマシタ
尙ホ之ニ關聯シテ、或ル事業ニ對スル監
督官廳ノ混雜官吏ガ被監督會社ノ重役ニナ
ルコトハ弊害ガ多イト思フガ、政府ハ如何
ニ考ヘルカトノ質問ニ對シテ、政府ハ右ニ
關スル弊害ノ防止ニ付テハ、十分ニ研究ノ
上然ルベキ措置ヲ講ズベキデアルガ、一般
基準法タル商法ニ規定スベキ事項デナイト
思フトノ答辯デアリマシタ、又罰則ノ運用
ニハ十分ノ注意ヲ加ヘ、目的ヲ逸脱スルヤ
ウナコトハ、嚴ニ戒メルト云フ言明ヲ致シ
マシタ

限會社ノ特色ハ、社員ノ有限責任ヲ基礎ト
スル物的會社ノ一種デアルト云フ點ハ、株
式會社ト同様デアリマスケレドモ、互ニ相
信賴スル比較的少數ノ社員ニ依テ組織セ
ラル、點ニ於キマシテハ、合名會社ノ色彩
ヲ帶アルモノデアリマスカラ、斯様ナ特
殊ノ會社制度ガ營業上ノ企業組織トシテハ
誠ニ手頃デアリ、又便利デアルト云フ言分
デアルトデアリマス、故ニ以前カラ多數ノ
外國ニ於キマシテモ非常ニ行ハレ、其功績
ガ顯著デアリ、又我國ニ於キマシテモ、以
前カラ實業界方面デハ熱心ニ本案ノ成立ヲ
希望シテ居タカラ、立案シタト云フコトデ
アルノデアリマス

本案ノ要點ヲ擧ゲマス、社員ノ責任ハ
其出資ノ金額ヲ限度トシテ居ルコト、社員
ノ數ノ最大限度ヲ、原則トシテ五十人ト制
限シテ居ルコト、資本ノ最低限度ヲ一萬圓
ト定メテ居ルコト、出資一口ノ金額ヲ百圓
以上トシテ居ルコト、社員ノ異動ヲ防グ爲
ニ持分ノ讓渡ニハ嚴重ナル制限ヲ付シタル
コト、設立ノ際ニ必ズ出資金額ヲ拂込ラ
スモノトシ、拂込未済ノ分ハ現物出資又ハ
財産引受ニ付キ、其財産ノ評價ガ不當ナル
場合ニ於テハ、社員等ガ其填補ニ付キ連帶
ノ責ヲ負フモノトシ、又資本増加ノ場合ニ
於テモ、右ト同様ノ規定ヲ設ケ、以テ會社
ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルコト、社員總會ニ
付キ書面ニ依リ決議ヲ認メ、其他多クノ事
項ヲ會社ノ自治ニ任シテ居ルコト、有限會
社ト他ノ有限會社又ハ株式會社トノ合併ヲ
認メタコト、有限會社ト株式會社トノ間ニ

會社編ニ付キマシテハ、一、會社ハ本店
ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スニ依リ成
立スルモノトシタ點、一、株式會社ノ成立
ニ關シ會社ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル爲ニ諸
種ノ必要ナル規定ヲ設ケタルコト、一、記
名株式ニ付キ所得者ノ權利確保ノ爲メ裏書
讓渡ノ制度ヲ認メタルコト、一、優先株、
後配株等種類ヲ異ニスル株式ノ發行ヲ認メ、
且ツ各種株式ノ相互ノ轉換ヲ認ムルト共
ニ、株式ニ轉換シ得ル社債ノ發行ヲ認メ
テ、投資ノ自由ヲ擴大シタル點、一、社債
權者集會ノ制度ヲ設ケタル點、一、各種ノ
會社ニ合併無効ノ訴訟ニ株式會社ニ付キ資
本ノ増加又ハ減少ノ無効ノ訴訟ニ關スル規定
ヲ設ケタルコト、一、會社ノ整理ノ制度及
ビ特別清算ノ制度ヲ新ニ設ケテ、裁判所監
督ノ下ニ是等ノ手續ガ的確公正ニ行ハル、
コトヲ期シタル點、一、會社ノ堅實ヲ圖ル
爲ニ罰則ニ全般ノ改正ヲ加ヘタル點等デア
リマス

次ニ商法中改正法律案ハ、商法ノ
改正ニ伴ヒマシテ、新舊法ノ調和ヲ圖ル
爲メ經過規定、並ニ新法ヲ施行スル上ニ必
要ナル補充規定ヲ包含シテ改正シタルノ主
張デアリマシタ
次ニ有限會社法案ニ付キマシテハ、本法
案ハ商法上ノ四種類ノ會社ト外ニ、別箇ノ
新シイ會社ノ制度ヲ創設セントスルモノデ
アリマシテ、政府ノ説明ニ依リマスト、有

限會社ノ特色ハ、社員ノ有限責任ヲ基礎ト
スル物的會社ノ一種デアルト云フ點ハ、株
式會社ト同様デアリマスケレドモ、互ニ相
信賴スル比較的少數ノ社員ニ依テ組織セ
ラル、點ニ於キマシテハ、合名會社ノ色彩
ヲ帶アルモノデアリマスカラ、斯様ナ特
殊ノ會社制度ガ營業上ノ企業組織トシテハ
誠ニ手頃デアリ、又便利デアルト云フ言分
デアルトデアリマス、故ニ以前カラ多數ノ
外國ニ於キマシテモ非常ニ行ハレ、其功績
ガ顯著デアリ、又我國ニ於キマシテモ、以
前カラ實業界方面デハ熱心ニ本案ノ成立ヲ
希望シテ居タカラ、立案シタト云フコトデ
アルノデアリマス

本案ノ要點ヲ擧ゲマス、社員ノ責任ハ
其出資ノ金額ヲ限度トシテ居ルコト、社員
ノ數ノ最大限度ヲ、原則トシテ五十人ト制
限シテ居ルコト、資本ノ最低限度ヲ一萬圓
ト定メテ居ルコト、出資一口ノ金額ヲ百圓
以上トシテ居ルコト、社員ノ異動ヲ防グ爲
ニ持分ノ讓渡ニハ嚴重ナル制限ヲ付シタル
コト、設立ノ際ニ必ズ出資金額ヲ拂込ラ
スモノトシ、拂込未済ノ分ハ現物出資又ハ
財産引受ニ付キ、其財産ノ評價ガ不當ナル
場合ニ於テハ、社員等ガ其填補ニ付キ連帶
ノ責ヲ負フモノトシ、又資本増加ノ場合ニ
於テモ、右ト同様ノ規定ヲ設ケ、以テ會社
ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルコト、社員總會ニ
付キ書面ニ依リ決議ヲ認メ、其他多クノ事
項ヲ會社ノ自治ニ任シテ居ルコト、有限會
社ト他ノ有限會社又ハ株式會社トノ合併ヲ
認メタコト、有限會社ト株式會社トノ間ニ

リ可決セラレシコトヲ望ミマス
○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト改シマス

商法中改正法律案 第二讀會(確定議)
商法中改正法律案 第二讀會(確定議)

有限會社法案 第二讀會(確定議)

○議長(小山松壽君) 則ニ御發議モアリマ

セヌ、第三讀會ヲ省略シテ、三案トモ委員長報告通リ可決確定致シマシタ(拍手)日程第五乃至第七同一委員ニ付託シタル議案デアリマスカラ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第五、昭和十二年法律第九十二號中改正法律案、日程第六、商業組合法中改正法律案、日程第七、有價證券取締法案、右三案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス 委員長 寺島權藏君

第五 昭和十二年法律第九十二號中改正法律案(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告) 提出、貴族院送付)

第七 有價證券取締法案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 昭和十二年法律第九十二號中改正法律案(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十三年三月十九日

委員長 寺島 權藏

衆議院議長 小山松壽殿

附帶決議

一 政府ハ速ニ「バルブ」資材供給ニ關スル根本對策ヲ確立スルト共ニ「バルブ」ノ節約及廢物利用ノ具體策ヲ樹テ高遺憾ナキヲ期スヘシ

報告書

一 商業組合法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十三年三月十九日

委員長 寺島 權藏

衆議院議長 小山松壽殿

附帶決議

一 現今ノ組合制度ノ全般ニ互リ再檢討ヲ爲シ之ヲ統合調整スル爲關係法律ノ改正ヲ行ヒ組合制度ノ完備ヲ期シ其ノ組織機能ヲ十分活躍セシムヘシ
政府ハ本法案第二十七條ノ二ニ依リ

新ニ商業組合ノ設立ヲ命スル場合ニ於テハ其ノ地區内ニ在ル他組合ノ實狀及關係ヲ考慮シテ慎重ヲ期スヘシ

報告書

一 有價證券取締法案(政府提出、貴族院送付)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十三年三月十九日

委員長 寺島 權藏

衆議院議長 小山松壽殿

附帶決議

○寺島權藏君登壇
只今議題トナリマシタ三案ノ委員會ニ於ケル經過及結果ヲ御報告申上ゲマス、此三案ハ相當重要ナル法案デアリマスカラ、委員會ハ八回ニ互リマシテ慎重審議ヲ重ネマシタ次第ゴザイマス、其審議ノ順序ニ從ヒマシテ御報告申上ゲタイト思ヒマス

昭和十二年法律第九十二號中改正法律案ヨリ御報告申上ゲマス、今回ノ改正ノ要點ヲ簡單ニ申上ゲマス、産業團體、即チ輸出、生産、配給、使用等ノ各部門ニ組織サレテ居リマス各種ノ産業團體ヲ、打ッテ一丸トスル需給調整協議會ト云フ團體ヲ組織セシメ、此團體ヲ自治的ニ需給調整ノ方策ヲ決定セシムルコト、尙ホ政府ガ需給調整上必要アリト認メマス場合ニハ、關係産業團體ニ對シ需給調整協議會ノ組織ヲ命ジ、又協議會ニ對シ需給調整ニ關シ必要ナル決定ヲ爲サシメ、或ハ又協議會ノ委員ニ對シ協議會ノ決定ニ從フベキコトヲ命

ジ得ルコト等デアリマス、本法ノ運用如何ハ從來ノ産業經濟ノ實體ニ、相當變化ヲ與ヘルモノデアリマスカラ、改正案ニ付テノミナラス、本法全般ニ互リ其施行ノ狀況、政府ノ方針等ニ付キ、熱心ニ實證應答ガアツクデアリマス、今其主ナル論點ニ付キマシテ簡單ニ御説明申上ゲマス、第一ニハ、需給調整協議會ト貿易及關係産業ノ調整ニ關スル法律ノ規定スル統制協議會トノ關係如何ト云フ點デアリマス、第二ニハ、第二條ノ二ニ「前條ノ物品ノ需給ニ關係アル産業」トアルハ、如何ナル意味ヲ有スルモノデア

ルカ、即チ其範圍如何ト云フ點デアリマス、第三ニハ、需給調整協議會ヲシテ價格統制ヲ行ハシムル範圍アリヤト云フ點デアリマス、第四ニハ、本法ニ依リ原料品ノ輸入制限ノ結果輸出減少ノ虞アルガ、之ニ對スル政府ノ輸出振興策如何ト云フ點デアリマス、第五ニハ、輸出制限ニ付キ大減、商工兩當局ノ連絡ヲ圖リ、輸入許可ニ關スル事務ノ迅速且ツ円滑ナル進行ヲ圖ルニ非ザレバ、商機ヲ逸シ、貿易上著シク不利ナル結果ヲ招來スルガ、之ニ對スル政府ノ所見如何ト云フ點デアリマス、第六ニハ、物資ノ需給均衡ヲ失シタル結果、物價ハ益々騰貴ノ傾向ニアルモ、政府ハ物價騰貴ノ抑制ニ付キ如何ナル措置ヲ講ズル意圖アリヤト云フ點デアリマス、是等ノ質問ニ對シマシテ政府當局ハ、第一ノ需給調整協議會統制協議會トノ關係ニ對シマシテ、之ヲ構成スル者ノ範圍ニ擴張ガアリ、統制協議會ハ輸出入業者及ビ官吏ヲ以テ組織セラル、ノデアリマ

スガ、需給調整協議會ハ獨リ輸出入業者ニ止ラス、廣ク關係業者又ハ其團體ヲ以テ之ヲ組織セシムルデアリ、又前者ノ組織セラルマシメ、後者ニ於テハ斯ル制限ナク、需給關係ノ調整ヲ必要トスル如何ナル物品ニ付テモ組織セラルデアリマス、第二ニ「需給ニ關係アル産業」ノ意味ハ、極メテ廣汎デアリマシテ、當該物品ニ關係ヲ有スル總テノ事業ヲ含ムデアリマスガ、需給調整協議會ノ組織ニ際シマシテハ、適當ナル範圍ヲ定メルコトナラデアリ、第三ニ「對シマシテハ、需給調整協議會ヲシテ爲サシムベキ決定中ニハ、價格統制ニ關スル事項ヲモ含ムモノデアリマス、第四ニ對シマシテハ、世界ヲ變ゲテ自給自足主義經濟ニ向テ居ル今日ト致シマシテハ、從來ノ自由主義經濟下ニ於ケルガ如ク、良品廉價主義ノ輸出振興策ヲ採ルコトノミデハ適當デアリマセヌド、相手國トノ協調ニ依リ、我國ノ輸出減退ヲ防トカ、又ハ求償貿易主義ニ依リ、特定國ニ對スル輸出ヲ維持スル政策モ亦已ムラ得ナイデアル、政府ハ輸出補償法ノ運用及ビ輸出組合ニ依リ統制等ノ方法ニ依テ、極力輸出ノ振興ヲ圖ル考デアリ、尙ホ輸出品用原料ノ輸入ニ付キマシテモ、輸出振興上十分考慮スル積リデアリ、第五點ニ對シマシテハ、目下經費ニ付キ大藏當局ト折衝中ノ物資需給調整ニ關スル新機關ニ大藏當局ノ参加ヲ求メマシテ、輸入許可及ビ爲替許可ニ關スル事務ノ円滑迅速ナル進行ヲ圖ル豫定デアリ、第六ノ物價騰貴

抑制ノ問題デアリマスガ、之ニ對シマシテハ暴利取締、消費節約宣傳及ビ代用品利用獎勵等ニ依リ、極力物價騰貴ヲ抑制致シテ居リマスガ、尙ホ是等ノ措置ヲ以テ足ラザル場合ニ於テハ、徹底的措置ヲ講ズル積リデアルトノ答辯ガアリマシタ
次ニ商業組合法中改正法律案ノ提案ノ理由ニ關シマシテ、政府ヨリ大體次ノ如キ說明ガアツクデアリマス、即チ現下ノ中小商業者ノ疲弊困憊セル所以ハ、百貨店或ハ産業組合ノ進出等複雑ナル原因ニ依ルガ、何ト申シマシテモ中小商業者ノ經營自體ニ大ナル缺陷ガアリ、不合理無統制ナ點ニ原因スル所ガ多クデアリマス、ソコ今同之ガ改善ヲ圖ル爲ニ商業組合法ヲ改正シテ、金融事業ノ擴張、商品券、倉庫證券ノ發行等、其事業ノ範圍ヲ擴張スルト共ニ、統制確保ノ見地ヨリ、統制命令ニ關スル規定ヲ整備シ、統制ノミヲ目的トスル商業組合ノ設立ヲ認メマシタ、之ニ伴ヒ組合ノ全國的指導連絡機關トシテノ商業組合中央會ノ制度ヲ法制化セントスルモノデアリマス
本案ニ關シマシテハ次ノ様ナ質疑ガアリマシタ、即チ産業組合ニ對シテ商業組合法ノ適用アリヤトノ質疑ニ對シマシテ、現在ノ所、産業組合ニ對シテハ適用ナシトノ答辯ガアリ、次ニ本法案中ノ統制商業組合ニ關スル規定ハ、從來ノ同業組合ノ機能ヲ侵スルハナイカトノ質疑ニ對シマシテハ、本案中ノ經濟事業ヲ行ハザル商業組合ノ統制ハ、主トシテ全國的ナ配給統制ヲ行フ特殊ノ場合デアツテ、同業組合トハ趣旨ヲ異

ニスルモノデアルトノ答辯ガアリ、次ニ同業組合法ヲ改正シテ、之ニ積極的統制ヲ行ハシムル意向ハナイカトノ問ニ對シマシテハ、政府ハ同業組合ノ過去ニ於ケル功績ト機能ニ付キ、十分ノ認識ヲ有スルモノデアリ、唯今日ノ産業統制ヲ合理的ニ遂行スルニハ、積極的共同施設ヲ行ヒ得ル商業組合組織ヲ適當トシ、同業組合法ヲ改正ニ付テハ、經濟事情ノ變化ニ適應スルヤウ、篤ト考究致シテ意見ノ開陳ガアリ、次ニ商業組合ト各種組合、殊ニ産業組合トノ摩擦ヲ防止スベキ具體的方策如何トノ質疑ニ對シ、反産問題ニ付テハ農林省ト緊密ナル連絡ヲ上、地方ノ實情ニ應ジ商業組合ト産業組合トノ協調ニ努メツ、アリトノ答辯ガアリマシタ
次ニ有價證券取締法案ノ提案理由ハ、我國産業ノ健全ナル發達ニハ、有價證券ノ流通ノ圓滑ト其取引ノ安全トヲ圖ルコトガ極メテ重要デアリマシタ、政府ハ從來取引所政

策ニ於テハ、常ニ意ヲ盡シ用ヒ來タリデアリマスガ、取引所外ニ於ケル有價證券ノ買賣等ニ付キマシテハ、何人モ其營業ヲ自由ニ爲シ得ルコトナツテ居リマス爲メ、近時不正犯罪行為ヲ行フ者モ尠カラザル状態デアリマス、其弊害ヲ除去シ、取引ノ安全ヲ圖ランガ爲メ、本案ヲ提出シタコトデアリマス
質疑ニ入り、先ツ免許ノ方針ニ付テハ、本法制定ノ趣旨ヨリスルモ、嚴密主義ニ依ルテ至當トスベク、營業保證金ノ如キモ、相當高額ニセザレバ目的ヲ達シ得ズト認メ

レソレ意見ノ開陳ガアツタノデアリマス...

附帶決議

一 政府ハ速ニ「バルブ」資料供給ニ關ス...

附帶決議

一 現今ノ組合制度ノ全般ニ互リ再檢討...

附帶決議

一 政府ハ本法案第二十七條ノ二ニ依リ...

新ニ商業組合ノ設立ヲ命スル場合ニ於...

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メ...

入營者職業保障法中改正法律案(政府提出)

報告書

一 入營者職業保障法中改正法律案(政府提出)

委員長 田中 亮一

衆議院議長 小山松壽

希望事項

一、退營者ノ再雇傭就職條件ハ努メテ其...

希望事項

一、退營者ノ再雇傭就職條件ハ努メテ其...

官報號外 昭和十三年三月二十三日

衆議院議事速記録第三十二號 入營者職業保障法中改正法律案 第二讀會(確定議) 航空擴充ニ關スル決議案 七七五

通り、有價証券取扱法案ハ貴族院修正通...

附帶決議

一 現今ノ組合制度ノ全般ニ互リ再檢討...

附帶決議

一 政府ハ本法案第二十七條ノ二ニ依リ...

附帶決議

新ニ商業組合ノ設立ヲ命スル場合ニ於...

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メ...

〔田中亮一君登壇〕

○田中亮一君 只今上程ニナリマシタ入營...

入營者職業保障法中改正法律案(政府提出)

報告書

一 入營者職業保障法中改正法律案(政府提出)

委員長 田中 亮一

衆議院議長 小山松壽

希望事項

一、退營者ノ再雇傭就職條件ハ努メテ其...

希望事項

一、退營者ノ再雇傭就職條件ハ努メテ其...

官報號外 昭和十三年三月二十三日

衆議院議事速記録第三十二號 入營者職業保障法中改正法律案 第二讀會(確定議) 航空擴充ニ關スル決議案 七七五

議會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メ...

報告書

一 市街地建築物法中改正法律案(政府提出)

報告書

一 市街地建築物法中改正法律案(政府提出)

報告書

一、退營者ノ再雇傭就職條件ハ努メテ其...

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メ...

主議ニヨリ善處サレ度シ

一、關東州、北支、蒙疆、中南支等ノ帝...

入營者職業保障法中改正法律案

報告書

一 入營者職業保障法中改正法律案

委員長 田中 亮一

衆議院議長 小山松壽

希望事項

一、退營者ノ再雇傭就職條件ハ努メテ其...

希望事項

一、退營者ノ再雇傭就職條件ハ努メテ其...

官報號外 昭和十三年三月二十三日

衆議院議事速記録第三十二號 入營者職業保障法中改正法律案 第二讀會(確定議) 航空擴充ニ關スル決議案 七七五

トシテ満場一致可決致シマシタ、何卒委員...

報告書

一 市街地建築物法中改正法律案(政府提出)

報告書

一 市街地建築物法中改正法律案(政府提出)

報告書

一、退營者ノ再雇傭就職條件ハ努メテ其...

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メ...

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メ...

入營者職業保障法中改正法律案

報告書

一 入營者職業保障法中改正法律案

委員長 田中 亮一

衆議院議長 小山松壽

希望事項

一、退營者ノ再雇傭就職條件ハ努メテ其...

希望事項

一、退營者ノ再雇傭就職條件ハ努メテ其...

官報號外 昭和十三年三月二十三日

衆議院議事速記録第三十二號 入營者職業保障法中改正法律案 第二讀會(確定議) 航空擴充ニ關スル決議案 七七五

ラレムコトヲ望ム

右決議ス (多田滿長君發言) ○多田滿長君 只今上程サレマシタ航空擴充ニ關スル決議案ノ提案理由ヲ極メテ簡單ニ申上ゲマス...

實ニ東洋水邊ノ平和ヲ確立センガ爲ニハ、向ホ相當ノ長期戰ヲ覚悟スベキハ當然デアリマス、而モ國際政局ノ動キハ極メテ微妙...

ラレムコトヲ切望致ス次第デアリマス(拍手) ○議長(小山松壽) 是ヨリ討論ニ入りマス、通告順ニ依テ發言ヲ許シマス...

ナリマセス、此程度ヲ以テシテ、果シテ政府ノ申サレ、ガ如キ實績ヲ得ルヤ否ヤ頗ル疑問デアリ、否、不可能ト存ジマス...

線路ヲモ開拓シテ、經濟、文化、交通、有ニル方面ニ向テ、我が帝國ノ東洋ニ於ケル地歩ヲ確保スル必要ガアリマス...

ラレムコトヲ切望致ス次第デアリマス(拍手) ○議長(小山松壽) 是ヨリ討論ニ入りマス、通告順ニ依テ發言ヲ許シマス...

航空並ニ軍事航空共ニ發展スルヤウ御努力ヲ祈リマス、是ヨリ討論ニ入りマス、通告順ニ依テ發言ヲ許シマス...

○議長(小山松壽) 是ニテ討論(終局致シマス)、此際政府ヨリ發言ヲ求ムラレテ居リマス、之ヲ許シマス...

此一創ニ全生命ヲ予テ込シテ、全身全力、全精神ヲ火ノ地ノヤウニシテ、サウシテ而モ正面向テ奮ヲトシ、捨身ニテ飛込シテ、死中ニ活殺ノ自在ヲ得ントスル所ニ、日本ノ武道ノ面目ガアルノデアリマス(拍手) 剣道本武蔵方「切結ブ太刀ノ下コソ地獄ナレ踏込ミ見レバ後ハ極楽」ト申シテ居リマスガ、斯ノ如キハ西洋流ノ經濟的理法ニ依テハ斷ジテ説クコトノ出來ナイ超經濟ノ精神デアリマス(拍手) 我ガ日本ノ武道ガ世界ニ比類ナキ威力ヲ示ス所以デアリマス(拍手)

今次事變ニ於キマシテモ、我ガ皇軍ガ到ル處ニ於テ速戰速勝、而モ其勝利ヲ快速ニ神速ニ決シテ、所謂神速部隊、快速部隊ノ名ヲ擧グニシテ、全世界ヲ驚倒セシメタ所以ノモノハ、是ハ畢竟スルニ我ガ皇軍將士ガ獨特無比ノ肉搏戰ヲ決行シタカラデアリマス、之ニ反シテ西班牙ノ戰爭ヲ御覽ナサシ、彼等ハ二箇年ヲ經過シタル今日、尙ホ依然トシテ數百メートルヲ隔テテ鐵砲ノ聲ヲ合テ續ケテ、相對時シテ最後ノ勝敗ヲ決シテ居ル有様デアリマス、是ハ即チ日本ノ肉搏戰ヲ決行シ得ザル爲メデアリマス、實ニ此壯快無比ニシテ、サウシテ忠勇義烈ナル肉搏戰コソハ、我ガ日本武道ノ超經濟的精神ニ依テテノミ實ニ得ラレル所ノ戰鬪精神デアリマス、而モ此精神ハ三千年來輝カシキ傳統ト歴史ト共ニ榮エ來テ所ノ精神デアリマス、吾々ノ先人祖師ガ生死ノ巷ニ出入シテ、研鑽磨陶シテ仕上ゲテ所ノ精神デアリマス、ソレヲ吾々ハ繼承シテ居ル、デアルカラ吾

吾モ此精神ニモット、磨キテ掛ケテ、之ヲ子々孫々ニ繼承セシメルコトガ、當然吾々ノ責任デアリ、義務デアルト申サナケレバナリマス(拍手) 然ルニ武道界ノ現狀ハト申シマスレバ、併ナガラ私ハ此席ニ於テハ、武道家若クハ武道團體ノ猛省ト自應ヲ期待スル意味ニ於キマシテ、詳シク申上ゲルコトハ差控ヘマス、併ナガラ武道界ノ現狀ヲシテ、斯ノ如キ現狀ニ立到ラシメタ所以ノモノハ、獨リ武道家、武道團體ノ責任デアリマス、其監督、其指導、其獎勵ノ地位ニアラレバ政府ガ大ニ其責任ヲ持テ、又大ニ反省ヲシナケレバナラスト思フノデアリマス

茲ニ二三ノ例ヲ舉ゲテ見マスルナラバ、文部省ニ於キマシテモ、厚生省ニ於キマシテモ、體育課或ハ體育局ト云フモノガアツテ、一般ノ競技運動ニ對スル關心ト熱意ハ相當ニ示サレテ居リマスケレドモ、武道ニ對シマシテハ局モノケレバ、唯一ツノ課モナイ、僅ニ體育課ノ中ノ一部分トシテ存在シテ居ルニ過ギナイヤウナ状態デアリマス、武道教師ノ待遇ニ至テハ、實ニ驚クヤウナ待遇、虐待デアリマス、如何ニ恒産ナクシテ恒心アル者ハ士ノミ之ヲ能クスルト云フテモ、今日ノヤウナ冷淡、虐待ハ、斷ジテ武道ノ復興ヲ圖ルコトハ出來ナイノデアリマス(拍手) 又武道教師今日非常ニ不足ヲ來シテ居ル、而モ量ニ於テ、質ニ於テ、非常ニ不足ヲ來シテ居ルノデアリマスガ、政府ニ依テ建設ラレテアル所ノ養成機關ハ、高等師範ノ體育科ノ極々一部分トシテ存在シテ

居ルニ過ギナイヤウナ状態デアリマス、明治神宮體育大會ニ於キマシテ、「スポーツ」ノ爲ニハ實ニ到リ盡セリノ豪華な設備ガ完全致シテ居リマスケレドモ、此日本古來ノ武道ノ爲ニハ、何一ツトシテ設備ガナイヤウナ状態デアリマス、斯ノ如ク舉ガ來リマスルナラバ救急ニ迫ガナイノデアリマス私ハ各派ノ同志ノ御協力ヲ得テ、武道ノ振興策ヲシテ建議スルコト十餘種デアリマスガ、之ヲ以テ考ヘテ見マシテモ、從來如何ニ武道ガ閉却サレテ居タカト云フコトガ明瞭デアルト思フノデアリマス、政府ハ此實情ニ鑑ミテ、斯界ノ衆智ヲ集メテ官民合同ノ武道審議會ヲ設置セラレテ、是等ノ諸問題ヲ解決シテ、武道ノ復興ヲ期スル必要アリト痛感スル者デアリマス、華ヤカナル行進ヲ續ケテ、アル一般大衆ノ興味ト人氣ヲ喚ル競技運動ノ時流ニ投ズルコトハ極メテ容易デアリマスガ、此時流ニ逆行シテ、所謂華ヲ去リ實ニ就クコトハ極メテ困難デアリマス、併ナガラ之ヲ敢テ爲スト爲サザルハ、一國文教ノ健全不健全ノ岐レル所デアリ、延イテハ國運ノ消長ニモ關係スル所大ナルモノガアリマス(拍手) 文武ハ偏廢スベカラズ、文武ニ偏スレバ浮華、武ニ偏スレバ粗魯、文武相俟テ進歩ニ興ル、又論語ニ「文質彬彬然後君子也」ト云フコトヲ申シテ居リマスガ、教育ノ理想ハ實ニ茲ニアラズバナリマス、然ルニ近時國民教育ハ徒ニ智育ニ偏シ、武教ヲ忘レ、其弊容易ニ忍ビ得ザルモノガアリマス(拍手) 又一面殺傷威嚇ヲ以テ勇ナリトスルガ如キ弊風ナキ

又一ツハ武道ノ尊重スル精神ヲ各方面ニ具體化シ、以テ武道ノ振興ニ努メントスル本決議案ノ趣旨ニ對シマシテ、第一議員俱樂部ハ茲ニ贊同ノ意ヲ表シマシテ、本案ニ贊成ヲ致シマス(拍手)

於キマシテ一局乃至一部ヲ設ケマシテ、國策トシテ武道ノ振興ニ當ラレシコトヲ希望致シマシテ、本案ニ贊成ノ意ヲ表スル次第デアリマス(拍手)

ヲ致シマス、石油ハ國防上、産業上、將又交通運輸上必須缺クベカラザル所ノ資料デアリマスルコトハ、今更ニ明カニ要シナイト存ジマス、然ルニ我國ニ於ケル石油ノ供給關係ヲ見マスルト、國內產出量ハ僅ニ需要量ノ一割、爾餘ノ九割ト云フモノハ之ヲ外國ニ仰イデ居リマス、而モ其金額ハ戰前既ニ二億圓ニ達シ、而モ年々五六千萬圓ヅ、増加シテ、アルノ趨勢デアリマス、此分デアリマスルナラバ、五箇年ノ先ニハ我國ノ石油需要量ハ、陸海軍ヲ除キマシテモ尙ホ約六百五十萬噸ニ達シマス、之ニ對シテ國內ノ產油量ト人造石油量ヲ合算致シマシテモ、僅ニ二百七十萬噸ニ過ギナイノデアリマス、結局三百八十萬噸ノ大不足ヲ生ズルコトニナルノデアリマス、即チ此不足ヲ如何ニシテ充タスカ、此方策ヲ講ズルコトガ問題デアリマシテ、是コソ眞ニ現下我國ニ於ケル焦眉ノ急務デアルト信ズルノデアリマス、竊ッテ我國内地ノ油田ノ狀況ハ如何ト云ヒマスルト、北ハ樺太カラ南ハ臺灣ノ果マデ、無慮五十餘坪ノ合油地帯ヲ有シテ居ルノデアリマシテ、而モ其開發サレタモノハ僅ニ一割ニ過ギナイ、九割ハ天然ノ埋藏業サレ、死藏サレテ居ルト云フヤウナ状態デアリマス、海外ニ於ケル所ノ有望ナル油田ヲ獲得スルコトハ、最早今日ハ望ミガ殆ドナイ、人造石油ハ容易ニ間ニ合ハナイ、然ラバ殘サレタ所デアハ、此惠マレタ所ノ國內油田ノ開發ニ力ヲ入レルト云フ外ニ途ハナイノデアリマス、而シテ油田開發ノ先決問題ハ先ヅ試掘デアリマス、

試掘ニハ金ガ掛ル、併シ掘ラナケレバ油ガ出テ來ナイノデアリマス、政府ハ十三年度ニ於テ國內石油資源開發費百七十萬圓ヲ計上致シテ居リマス、此資金ハ一本十萬圓ノ井戸ヲ十七本試掘スルガデアリマス、然ルニ過去ノ實例ニ見ルト、政府ノ補助金二百二十萬圓、民間ノ資金八百八十萬圓、計一千萬圓ヲ六十本ヲ試掘致シタノデアリマシテ、ソレニ依テ彼ノ院內、雄物川ノ油田ノ二本ノ井戸カラ產油ヲ見ルニ至ラタノデアリマス、三十本ニ一本ノ割合デアリマス、ソレ故ニ政府ノ計畫ハ甚シク物足ラナイコトハ極メテ明瞭デアリマス、ソコデアリマス、試掘費三億圓ヲ五箇年間ニ支出スルト致シマシタナラバ、最小限度百六十五萬噸ノ產油ヲ得ラレルト云フ譯デアリマシテ、此計算ハ固ヨリ専門家に周到ナル調査ニ基クモノデアリマス、此計畫ハ一見過大ニ見エルカモ知レマセスケレドモ、決シテ過大ノモノデアリマシマス、吾々ノ最々小限度ノモノトシテ見ルガ、我國ノ現下ノ石油供給ノ實際ニ照シテ見テ、ヨリ正シイ見方デアルト思フノデアリマス、若シ外國ガ石油ヲ賣ラナイト云フコトニモナクテナラバドウスルカ、是非モ掘ラナケレバナラスノデアリマス、併シソレハ急ノ間ニ合ハナイ、今カラ眞ニ此計畫ヲ實行ニ移ス必要ヲ痛感スル次第デアリマス

○議長(小山松壽) 宜シウゴザイマス ○因原專次郎 私人本案ニ對シマシテ、社會大衆黨ヲ代表致シマシテ、贊成ノ意ヲ表スル者デアリマス、政府ハ今期議會ニ於キマシテ、國民精神總動員ノ費用ヲ百萬圓近クモ取テ居ルヤウデアリマスガ、是ハ徒ニ官僚本位ノ宣傳動作ニ終ルノ心配ガアルノデアリマス(拍手) 之比、マシタナラバ、全國各地ニ町道場ヲ開キ、各相當ノ數ノ子弟ヲ收容シテ、武道教育ノ維持發達ニ資シテ居ル人材ガ、全國各地方ニアルノデアリマス、是等民間ノ武道家ヲ通ジ、及其他適切ナル方法ヲ以テマシテ、國民精神總動員運動ノ實ヲ擧ゲナケレバナラヌト考ヘルノデアリマス、然ルニソレ等ノ施設ニ對スル所ノ費用ト云フモノハ、全然計上シテ居ラレナイノデアリマスガ、幸ニシテ同僚議員藤生君ノ御提案ニ依リマシテ、此武道振興ノ決議案ガ本議會ニ提出セラレタコトハ、洵ニ喜バシイ次第デアリマス、希クハ政府ハ外來運動競技ノ如キ、單ナル肉體上ノ體育獎勵運動ノミ費用ヲ與ヘルコトナク、此日本精神ヲ昂揚スル所ノ、我國古來ノ武道ヲイマ一層振興サレル爲メ、新ニ政府ニ

○議長(小山松壽) 起立議員(拍手)仍テ本案ハ全會一致可決致シマシタ——日程第九、決議案ヲ議題ト致シマス、提出者ノ趣旨聲明ヲ許シマス——提出者松田竹千代君第九 決議案(石油資源開發ニ關スル件)(菊池良一君外二十二名提出) 決議案

政府ハ燃料國策解決ノ爲昭和十三年度ヨリ向テ五箇年間ニ於テ劃期的ニ國費ノ増額ヲ爲シ内地油田ノ試掘ヲ即時斷行スヘシ

今議會ノ豫算委員會又ハ國內石油資源開發委員會ニ於キマシテ、商工大臣ハ、政府ハ石油資源ノ開發上從來ノ方針ヲ改メテ、試掘補助率ヲ從來半分デアラタモノヲ之ヲ

○松田竹千代君 私人各派多數諸君ノ御贊成ノ下ニ提出セラレ、今茲ニ上程サレマシク國內石油資源開發ニ關スル決議案ノ說明

右決議案 (松田竹千代君登壇)

○議長(小山松壽) 宜シウゴザイマス ○議長(小山松壽) 宜シウゴザイマス ○議長(小山松壽) 宜シウゴザイマス ○議長(小山松壽) 宜シウゴザイマス

試掘ニハ金ガ掛ル、併シ掘ラナケレバ油ガ出テ來ナイノデアリマス、政府ハ十三年度ニ於テ國內石油資源開發費百七十萬圓ヲ計上致シテ居リマス、此資金ハ一本十萬圓ノ井戸ヲ十七本試掘スルガデアリマス、然ルニ過去ノ實例ニ見ルト、政府ノ補助金二百二十萬圓、民間ノ資金八百八十萬圓、計一千萬圓ヲ六十本ヲ試掘致シタノデアリマシテ、ソレニ依テ彼ノ院內、雄物川ノ油田ノ二本ノ井戸カラ產油ヲ見ルニ至ラタノデアリマス、三十本ニ一本ノ割合デアリマス、ソレ故ニ政府ノ計畫ハ甚シク物足ラナイコトハ極メテ明瞭デアリマス、ソコデアリマス、試掘費三億圓ヲ五箇年間ニ支出スルト致シマシタナラバ、最小限度百六十五萬噸ノ產油ヲ得ラレルト云フ譯デアリマシテ、此計算ハ固ヨリ専門家に周到ナル調査ニ基クモノデアリマス、此計畫ハ一見過大ニ見エルカモ知レマセスケレドモ、決シテ過大ノモノデアリマシマス、吾々ノ最々小限度ノモノトシテ見ルガ、我國ノ現下ノ石油供給ノ實際ニ照シテ見テ、ヨリ正シイ見方デアルト思フノデアリマス、若シ外國ガ石油ヲ賣ラナイト云フコトニモナクテナラバドウスルカ、是非モ掘ラナケレバナラスノデアリマス、併シソレハ急ノ間ニ合ハナイ、今カラ眞ニ此計畫ヲ實行ニ移ス必要ヲ痛感スル次第デアリマス

三分ノ二ニ増加シ、場合ニ依テハ全額ヲ政府ハ負擔シ、現在ノ民營ニテ尙未開墾ト同種ノ成果ヲ得ルヤウニ考ヘテ居ルト答ヘタ、國內石油資源ノ開發ニ對シテハ精々努力スル旨ヲ述ベタノデゴザイマスガ、其實際ニ現レテ來タモノヲ見ルト、僅ニ百五十萬圓ニ過ギナイノデアリマシテ、全然吾々ノ期待ヲ裏切ルモノデアリマスルコトハ、遺憾ニ堪ナイノデゴザイマス、今ヤ内外ノ情勢ニ鑑ミ、政府ハ宜シク大局ノ見地カラ、徹底セル石油政策ヲ確立シ、即時斷行セラレンコトヲ切望スル次第デアリマシテ、茲ニ左ノ決議案ヲ提出スル次第デアリマス

決議

政府ハ燃料國策解決ノ爲昭和十三年度ヨリ向フ五箇年間に於テ對期的ニ國費ノ増額ヲ爲シ内地油田ノ試掘ヲ即時斷行スヘシ

○中井一夫君 簡單デアリマスカラ、此席カラ申述ベルコトヲ御許シ願ヒマス

○議員(小山松壽) 宜シウゴザイマス

○中井一夫君 石油ノ一滴ガ血潮ノ一滴ニ等シト云フ言葉ハ、現ニ今我等ハ日支事變ニ依テ之ヲ痛感シテ居ルコトデアリマス、然ルニ此石油ノ重要性ニ對シマシテ、嘗テ適正ナル認識ヲ缺イテ、且ツ是ガ資源ノ開發、獲得ニ付テ最モ熱意ヲナカリシ者

ハ、政府當局デアッタノデアリマス、唯軍事上已ムヲ得ナイ必要ニ制約セラレマシテ、昭和九年第六十五議會ニ至リテ、初メテ漸ク石油業法案ナルモノヲ議會ニ提案セラレマシテ、漸ク石油國策ノ一端ヲ現出セシメラレタノデアリマス、而シテ最近急遽トシテ、或ハ石油ノ液化、或ハ石油代用事業等ニ付テ、諸種ノ施設ヲ始メラレタノデアリマスケレドモ、國內資源ノ開發ト云フコトニ付キマシテハ、其方策モ變ラズ常ニ消極不徹底デアリマシタコトハ、吾々ノ洵ニ遺憾トスル所デゴザイマス、只今松田君御説明ノ通り、私ハ我國國內ノ石油資源ノ開發致シマスト云フコトハ、刻下ノ急務デアルト共ニ、必ズヤ此開發ハ有望デアルト云フコトヲ信ジテ居ル者デゴザイマス、仍テ政府ニ於カレマシテハ、本議會ニ提出セラレマシタ石油資源開發法案ノ成立ヲ以テ満足セラレコトナクシテ、更ニ進ンデ此重大ナル我國石油問題解決ノ爲ニ、徹底シタル資源開發ノ助成ノ方策ヲ速ニ立テラレンコトヲ切望ニ堪ヘナイノデアリマス、簡單デアリゴザイマスケレドモ、政友會ヲ代表シテ贊成ノ意ヲ表シマス(拍手)

○議員(小山松壽) 野中徹也君

○野中徹也君 簡單デアリマスカラ、自席カラ發言スルコトヲ御許シ願ヒマス

○議員(小山松壽) 宜シウゴザイマス

○野中徹也君 此決議案ニ對スル説明ニ付キマシテハ、既ニ松田君、中井君カラ御話ガアリマシタ、其通りデアリマス、如何ニ刻下ノ日本ニ於キマシテ石油ガ必要デア

カ、又之ヲ補給スルヤウナ工合ニシナケレバナラナイカ、其必要性ト云フモノハ、今更ニモスル迄モアリマセス、政府ハ宜シク吾々ノ意思ヲ體得セラレマシテ、此石油開發ノ爲ニ全力ヲ舉ゲテ策ヲ講ゼラレンコトヲ希望シマス、唯本決議案ニ於キマシテハ、單ニ國內ノ問題ダケデアリマス、併シ石油ノ資源ヲ開發スルノハ、勿論國內ノ問題デモアリマスガ、又一面ニハ外國ノ問題モ考ヘナケレバナリマセス、兩々相俟テ石油資源ノ充實ヲ期スルヤウニシナケレバナリマセス、政府ハ宜シク國內、外國兩々相俟テ、本當ノ石油資源ヲ充實スルヤウナ工合ニヤテ實ヒタイと思ヒマス、私ハ第一議員俱樂部ヲ代表致シマシテ、本案ニ贊成ノ意ヲ表スル者デアリマス(拍手)

○議員(小山松壽) 川保清君

○川保清君 簡單デアリマスカラ、此席カラ發言ヲ御許シ願ヒマス

○議員(小山松壽) 宜シウゴザイマス

○川保清君 只今上程セラレマシタ石油資源開發ニ關スル決議案ニ對シテ、私ハ贊成ノ意ヲ表シタイと思ヒマス、時局ニ鑑ミ原油ノ保持ト、其開發ハ緊急ヲ要スルモノアルコトハ、今更ニ言フ必要ナイコトデアリマス、而シテ我國石油天然資源ハ決シテ南ハ臺灣ニ至リマス間ニ、無慮五十億万円ノ含有鐵區ヲ有シテ居ルノデアリマシテ、是ガ開發ニ着手セラレテ居リマスルハ、御承知ノヤウニ僅ニ一割ニ過ギナイノデアリマス、九割ハ依然トシテ放任セラレテ居

ルコトハ、此保險組織ノ特色デアルト思フノデアリマス、又其再保險事業ハ右ノ保險組合ヲ以テ組織スル道府縣區域ノ聯合會ヲシテ之ヲ行ハシメ、更ニ其聯合會ヲ行フ再保險ニ對シテ政府ガ再保險ヲ行フ組立デアリマス、同時ニ又都ノ區域ニ依ル農業保險組合ハ、其組合員タル市町村農會又ハ農會連行組合ガ一定農作物ノ災害ニ付キ、其組織員タル農會ニ對シテ行フ所ノ共濟事業、若クハ施設ニ依テ負擔スル共濟責任ニ付テ保險ヲ行フノミデナク、地方的ニ救済ヲ必要トスル農業災害、例ヘバ水稲ノ冷害等ニ付テ、共濟事業ヲモ之ヲシテ行ハシメル制度ト致シテ居ルノデアリマス、又此保險制度ニ於キマシテハ、其事業ガ社會保險ノ性質ヲ有スル本質ニ鑑ミマシテ、其保險料ノ一部ハ國庫ガ之ヲ負擔シ、且ツ組合員ノ加入、脱退、其他種々ノ點ニ於テ強制的制度ヲ認メテ居リマス、更ニ保險ノ對象ト致シテ居ルモノハ、麥當リノ所、農作物デハ水稲及ビ麥類、桑葉並ニ水稲ノ小作料デ、又其保險事故ハ風水害、旱害、凍害等及ビ一定ノ植物病デアリマシテ、冷害、雪害等ハ今ノ場合ニ於テ除外シテ居リマスルガ、將來漸ク進ウテ其對象ヲ擴張スルコトハ勿論デアリマス

次ニ保險組合ノ其組合員タル市町村農會又ハ農會連行組合ト契約スル保險金額ハ、耕作者ニアリテハ其生産ニ要スル現金支出ノ反當額ヲ、又地主ニ付テハ其土地負擔額ヲ標準トセル定額デアリマス、斯様ニ保險金額ヲ收穫價額ニ依ラズ、定額保險トセル

(議員起立)

○議員(小山松壽) 起立議員

(拍手起立)

○議員(小山松壽) 仍テ本案ハ全會一致可決致シマシタ、日程第一、昭和十三年法律第六號中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——太田大藏政務次官

第一 昭和十三年法律第六號中改正法律案(昭和十三年度一般會計支出ノ財源ニ充ツル爲メ公債發行ニ關スル件)(政府提出) 第一讀會

昭和十三年法律第六號中改正法律案 昭和十三年法律第六號中左ノ通改正ス 第一條中「五億五千七百八十萬圓」ヲ「七億九千七百四十萬圓」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(政府委員太田正孝君登壇)

○政府委員(太田正孝) 只今議題トナリマシタ、昭和十三年法律第六號中改正法律案提出ノ理由ヲ説明致シマス、昭和十三年度一般會計支出ノ財源ニ充ツル爲メ必要ナル公債ノ發行ニ付キマシテハ、今期議會ニ於テ既ニ二四ニ互リ之ニ關スル法律案ヲ提出致シマシテ、何レモ御協賛ヲ經テアルノデアリマスガ、先日提出ノ第二號追加豫算案、及ビ今回提出ノ第三號追加豫算案ニ計上致シテアリマスル經費ノ所要財源總額二億六千二百餘萬圓中、二億三千九百六十餘萬圓ハ之ヲ歳入補填公債ニ依ルノ必要ガアリマスルノデ、既ニ御協賛ヲ經マシテ本

月十六日公布セラレマシタル昭和十三年法律第六號ニ規定スル公債發行限度ノ法定額ヲ七億九千七百四十萬圓ニ増加スル爲メ、本法案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上速ニ協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス

○議員(小山松壽) 本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御話ヲ致シマス

○農務部市會 本案ハ政府提出、兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律案委員ニ併セ付託サレンコトヲ望ミマス

○議員(小山松壽) 農務部ノ動議ニ御異議アリマセスカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議員(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○農務部市會 議事日程追加ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際政府提出、農業保險法案ヲ議題ト爲シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議員(小山松壽) 農務部ノ動議ニ御異議アリマセスカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議員(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ追加セラレマシタ、農業保險法案第一讀會ノ後ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長村上國吉君

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十三年三月二十二日 委員長 村上 國吉

衆議院議長小山松壽殿

○村上國吉君登壇

○村上國吉君 只今上程セラレマシタル農業保險法案ニ付キマシテ、委員會ノ審議ノ經過ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、農業保險制度ノ立法ハ、我國農政史上眞ニ一新紀元ヲ創スル大事業デアリマシテ、農村多年ノ要望ヲ滿ス所以デアリ、年々少カラザル災害ノ爲ニ編サレテ居ル農業者ノ收入ヲ確保シ、其生活安定ニ資スルコト頗ル大ナルベキ重要ナル法案デアリマスルカラ、委員會ニ於キマシテハ去ル九日以來最モ慎重ニ審議ヲ重ネ、委員諸君亦極メテ熱心精勵、反復其實質ヲ審サレマシテ、本日茲ニ其結果ヲ御報告申上ゲ得マスコトハ、私ノ欣快トスル所デアリマス私ハ先ツ此法案ノ概要ヲ一通リ申上ゲタイト存ジマス、蓋シ此法案ハ我國ニ於テ初メテノ立法デアルカラ、其内容ノ要旨ヲ明ニシテ置ク必要ガアルト思フカラデアリマス、即チ此法案ニ定ムル所ノ農業保險ハ、農作物ニ關スル災害保險ヲ本旨トスルノデアリマシテ、郡ノ區域ニ依ル農業保險組合ニ、其元受保險事業ヲ行ハシメル、サウシテ其組合ノ組織員ハ個々ノ農家デハナク、其區域内ノ市農會及ビ町村農會、又地方ノ狀況ニ依リマシテハ、共濟事業ヲ行フ所ノ農會連行組合モ其組織員トスル、團體加入組織ノ仕組デアリマス

大第デアリマス、之ニ對シテ細密ナル調査ヲ爲シ、最大ノ努力ヲ盡スナラバ、產出量ヲ現在ノ五倍ニ致スコトハ、決シテ困難ナコトデハナイノデアリマス、唯是ガ開發ハ他ノ鑛山ト異リマシテ、其採油ニ非常ナル危險ヲ伴フノデアリマスカラ、一般ニ是ガ採油ニ付キマシテハ、躊躇ヲサレテ居ル所デアリマス、殊ニ現在ノヤウニ益、深掘ニ依テノ採油ガ必要ナル今日、其投資ノ危險ガ更ニ増加シツ、アルノデアリマス、隨テ政府ハ是ガ對策ヲ樹立サレテ、對期的方途ニ出デルト共ニ、其技術員ノ養成、熟練勞動者ノ養成保護ト相俟テ、目的達成ヲ爲スベキモノデアルト考ヘルノデアリマス、此意見ヲ附加ヘマシテ、本決議案ニ贊成ノ意ヲ表スル次第デアリマス(拍手)

○議員(小山松壽) 是ニテ討論ハ終局致シマシタ——此際政府ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマス、之ヲ許シマス——商工政務次官木暮武夫君

(政府委員木暮武夫君登壇)

○政府委員(木暮武夫) 只今上程ニ相成リマシタ決議案ノ御趣旨ニ對シマシテハ、政府ニ於キマシテモ全く同感デゴザイマス、内地油田ノ開發ニ付キマシテハ、農務部ノ御同意ヲ得マシタ石油資源開發法案ノ十分ナル運用ニ依リマシテ、且又助成金ニ付キマシテハ十二分ニ考慮ヲ加ヘマシテ、御趣旨ニ副フヤウニ努メタイト考ヘテ居リマス(拍手)

○議員(小山松壽) 採決致シマス、本案ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

理由ハ、保險料ニ關スル農家ノ負擔能力ヲ考
慮セルト、及ビ保險事業經營上ノ便宜ニ基
クモノデアルト説明サレテ居リマス、又支
拂保險金ハ三割以上ノ減額ヲ要スル場合ニ、其
減額ノ程度ニ從ヒ、一定ノ金額ヲ支拂フ
デアリマシテ、是等ハ命令ニ依テ決定メ
レルトコトニテ居リマス、更ニ保險料ハ各
地ニ於ケル農業氣象、用水關係、地勢等ヲ
考慮シ、過去ノ災害統計ヲ基礎トシテ町村
別ニ、又事情ニ依テハ部落別ニモ一定ノ
算式ニ依テ之ヲ決定メルトコトナルノデア
ルガ、初メノ内ハ相當面額ナコトデア
ラウト云フ感シテ持チマシタ

次ニ保險組合聯合會ノ行フ再保險ハ所謂
歩合再保險デ、即チ其保險金額ハ元受保險
金額ノ七割ト云フコトニ致シテ居リマス、又
此聯合會ニ對シテ行フ政府ノ再々保險ハ、
各道府縣ニ於ケル異常災害ノ分散ヲ目的ト
スル超過再保險ト申スベキモノデ、各道府
縣ノ災害ヲ通常ト見ルベキ程度ヲ超過シタ
場合ニ、其聯合會ニ對シテ再保險金ヲ支拂
フノデアリマス

向ホ特ニ一言スベキコトハ、此法案ニ於
テハ水稻小作料ノ取得ニ關スル保險ヲ認メ
テ居リマスガ、是ハ災害ノアツタ場合ニ、現
實ニ行ハル、所ノ小作料ノ減免問題トハ相
關關係ヲ持テナイ趣旨ノモノデ、即チ一
定ノ災害ガアツタ場合ニ、地主ハ小作料取得
上ノ損失アルモノト看做シテ、直チニ之ニ
保險金ノ支拂ヲ爲シ、此支拂保險金ニ相當
スル小作料ノ部分ハ、之ヲ小作人ニ請求ス
ルコトガ出來ナイモノト致シテ居ルノデア
リマス、以上ガ此法案ノ概要デアリマス

カ、又政府ニ於テ何程ノ支出ヲ要スルカノ
見透シモ付カナイ現狀デアルカラ、一應ハ
之ヲ保險ヨリ除外シテ、農業保險組合ノ共
濟事業ニ依ラシムルコトト爲シ、政府ヨリ
モ援助シテ共濟ノ實ヲ舉ゲシムルコトニ努
力スルト共ニ、一方可及的ニ其調査研究ヲ
遂ゲ、出來得ル限リ連ニ之ヲ保險事故中ニ
取入レルヤウニスル考デアルトコトデア
リマシタガ、委員ハ此答辯ヲ満足ガ出來
ズ、益々急迫ガアリマシタノデ、最後ニ此點
ニ關シ農林大臣ヨリ言明ヲ得タノデアリマ
ス、此言明ハ極メテ重大デアリマスルカラ、
農林大臣ハ當講場ニ於テ重ネテ其言明ヲ爲
サレシコトヲ私ハ益々要求シテ、私ノ報告
ヨリ省クコトニ致シマス

重要ナル質疑ノ第二點ハ、此法案ニ依ル
保險計畫ノ内容ガ餘リニ貧困デアルト云フ
問題デアリマシテ、保險金額ノ如キハ實收
種價額ノ三分ノ一又ハ四分ノ一、若クハ五
分ノ一位ニ過ギナイ、又其支拂保險金額モ、
普通ニ見ル所ノ災害ノ場合ニハ極メテ少額
デ、而モ減收三割マデノ被害ニハ其支拂
シナイ、三割乃至五割ノ損害ノ場合ニ、僅
ニ保險金額ノ一割ニ當ル程度ノ支拂ニ止
メ、九割以上ノ減收ノ被害アリタル時初メ
テ全額、即チ十割ノ支拂ヲ爲スト云フガ如
キハ、子供騙シニ類スルモノデアルトノ非
難ガアリ、又我國農家ノ實情ヨリスレ
バ相互主義ノ保險制度トスルコトニ無理ガ
アルノデアルカラ、政府ニ於テ思切テ助成
ヲ爲シ、以テ保險料ノ低下ト保險金ノ支拂
額ヲ増額スベキデアリナカト云フヤウナ質

農林大臣有馬頼事

委員會ニ於キマシテハ到底斯ノ如キ答辯デ
諒解ノ行ク譯デモナク、段々農林大臣ニ其
決意ヲ迫ラシメテアリマスガ、農林大臣カ
ラハ、本案實施ニ當リマシテハ出來得ル限リ
御趣意ニ副フヤウニ努力ヲ致シタイと思ヒ
マス、斯ウシテ言明ガアツタノデアリマス

農林大臣有馬頼事

農林大臣有馬頼事
（國務大臣伯爵有馬頼事） 只今村上委
員ヨリ農業保險委員會ノ御報告ノゴザイ
マシタ中ニ、冷害及ビ雪害ニ關シマシタ事
項ニ付キマシテ、委員會ニ於テ私が聲明致
シマシタコトヲ、本講場ニ於テ更ニ申述ベ
ルヤウニト云フコトデアリマスノデ、此處
デ再び之ヲ聲明致シマス

於ケル養蠶實行組合ノ取扱ニ關スル問題デ
アリマシテ、即チ本法第一條ニ於テ、市町
村農會ハ行政官廳ノ認可ニ依リ農業保險組
合ヲ設立スルコトヲ得ルモノト規定セルニ
拘ラズ、養蠶實行組合ガ農業保險組合ノ設
立者又ハ其組合員トシテハ、主務大
臣ノ認可ヲ受クルヲ要スルモノト第二條ニ
規定セルコトハ、全ク差別の取扱ヒガデ、
蠶絲業組合法ニ依ル養蠶團體ノ重要性ヲ輕
視シ、活動セル全國四方有餘ノ養蠶實行組
合ノ現狀ニ對スル認識不足ノ不當ナル扱ヒ
方デアルカラ、此第二條ヲ削除シ、第一條
ニ於テ市町村農會ト並ニ養蠶實行組合ヲ
認ムベシトノ趣旨ノ質問ガアツタノデアリ
マス、之ニ對スル政府ノ答辯ハ、養蠶團體
ノ重要性ニ關スル認識ニ付テハ、政府ハ
決シテ人後ニ落チル者デハナイガ、養蠶實
行組合ノ行ヒ得ル保險關係ハ桑葉デ、是ハ
桑園ノ耕作者ガ悉ク市町村ノ農會員タル關
係上、農會ニ於テモ爲シ得ル保險事業デア
ル、又養蠶實行組合ハ強制團體ナク、經
費ノ強制徵收モ認メラレテ居ナイ、サウシ
ク團體ガ保險組合ノ組合員トナツテ、桑葉ニ
付テノ保險契約ヲ爲スコトヲ認ムニ付キ
マシテハ、其實行組合ノ内容ノ實情又農會

トノ關係等ニ關スル見方ガ、地方的ニ區々
ニナツタノデアリマシタコト云フ考カラシ
テ、之ヲ地方ノ行政官廳ニ委任スルコトヲ
避ケタノダト云フ答辯デアリマシタ、サ
ウシテ此問題ニ關聯致シマシテ、其點ニ對
スル政府ノ認識ヲ確メルト同時ニ、更ニ委
員會ニ於キマシテ、其認可取扱ニ關シテハ、
行政官廳ト主務省トノ間ニ十分ニ注意ヲ拂
フテ、雙方ノ相剋摩擦ヲ來サナイヤウニ留意
セナケレバナラヌデアリナカト云フ質疑ニ
對シテ、農林大臣ハ、養蠶實行組合ニ付テ
ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケテ組合員トナルコ
トト致シタガ、此認可ニ當テハ具體的實
情ヲ十分考慮シ、眞ニ實情ニ適應シ、地方
的ニ偏頗ナク公正妥當ナル取扱ヲ致シヤウ
ニ努ムベキコトハ勿論デアリマス云フ言
明ガアツタノデアリマス

保險ノ對象タル作物ノ中ニ蕎麥ヲ除外セ
ルコトガ指摘サレマシテ問題トナリマシタ
ガ、政府ハ蕎麥ニ付テハ、麥類トシテハ差
當リ廣イ地域ニ作ラレルモノト致シタ關係
上、大麥、小麥、裸麥トシ、蕎麥ハ除外シ
タノデアルケレドモ、實施ニ當リマシテハ
御趣旨ニ副フヤウニ努力ヲ致シマス、農林
大臣カラ言明ガアツタノデアリマス、以上ノ
外尙ホ色々多ク質疑ガアリ、希望モアリ
マシタガ、是等ハ速記録ニ依テ御承知ヲ
願フコトニシテ、此處ニハ省略ヲ致シマス
以上デ質疑ガ終了シ討論ニ入ラタノデアリ
マスガ、民政黨ニ於テハ村松久議員、政友
會ニ於テハ加藤知正君、第一議員俱樂部ニ
於テハ北勝太郎君、社會大眾黨ニ於テハ朝
地養之輔君、第二控室ニ於テハ中原謙司君、
東方會ニ於テハ小野謙一君、各代表的ニ
意見ヲ述ベラレマシタ、其意見ヲ要約致シ
マスルト、何レモ案ノ内容ガ餘リニ貧窮デ、
期待ニ背クコト甚シキ不滿ハアルガ、法案
ノ重要性ニ鑑ミ、施行ノ後ニ逐次其内容ヲ
充實擴張スベシトノ政府ノ答辯、殊ニ農林
大臣ガ責任ヲ以テ言明セラレタル其言明ニ
信賴シ、多大ノ期待ト希望トヲ實施ノ後ニ
繋ギ、此條件ノ下ニ原案ニ賛成スルコトノ旨
デアリマシタ、斯クテ採決ニ入リマシテ、
全會一致原案ヲ可決致シタ次第デアリマ
ス、尙ホ委員會ノ決議ノ通りニ可決セラレ
シコトヲ希望致シマシテ私ノ報告ヲ終リマ
ス（拍手）

○議員（小山松壽） 此際政府ヨリ發言ヲ
求メラレテ居リマスカラ、之ヲ許シマス、
疑ガ繰返サレタノデアリマス、右ノ質疑ニ
對スル政府ノ答辯ハ、本制度ハ我國ニ於テ
ハ初メテノ施設デ、官民共ニ未ダ經驗ヲ持
タナイ上ニ、多數ノ審判農家モ包含セシメ
シトスル社會保險の制度デアル爲ニ、保險
料ノ負擔ガ重クナツテハナラズ、從來ノ共
濟施設ノ實情ヤ農家負擔力ノ程度ヲ考慮シ
テ決定メタノデ、其計畫ガ甚ダ不十分デア
ルコトハ已ムヲ得ナイト考ヘルガ、政府ハ勿
論之ヲ以テ災害救済ハ是レリトスルモノデ
ハナク、保險事業ノ發達ト逐次ニ得ル所ノ
經驗ニ依テ、漸次之ヲ擴充スル意圖デア
ルコトヲ表明致シマシタ、又三割以下ノ災害
ニ保險金ヲ支拂ハナイコトニテ居ル理由
由ハ、從來ノ保險ノ目的トスル災害統計ガ、
三割以上ニ減收ノ場合ノミノ調査ニナツテ
居ルノデ、致方ガナイノダトノ答辯デア
リマシタガ、保險金額ニ對スル支拂保險金額
ノ割合ガ甚シク不同デアルトノ非難ニ對シ
マシテハ、政府モ之ヲ認め、施行令ノ制定
ニ際シテ、計算上許サレル限リ之ヲ改メン
トスル意思ヲ示シタノデアリマス、又國庫
支出ノ點ニ關シマシテハ、政府ハ毎年ノ保
險料ノ一部ヲ永久ニ負擔シ、且ツ保險組合
ニ對シテ其共濟施設ヲ助成スル等、相當額
ノ負擔ヲ要スルノミナラズ、異常災害ニ際
シテハ一舉ニ極メテ巨額ノ支出ヲ約束スル
コトデモアリ、更ニ保險事業ガ普及スレバ
普及スル程、年々多額ノ負擔ヲ爲スベキ立
前デアルノデ、保險料ノ低下、保險金支拂
額ノ増額ノ爲ニ、國庫支出ヲ増額スルコト
ハ頗ル困難ナル様ノ答辯デアリマシタガ、

第一讀會ノ議

○議員（小山松壽） 此際政府ヨリ發言ヲ
求メラレテ居リマスカラ、之ヲ許シマス、

第一讀會ノ議

○議員（小山松壽） 此際政府ヨリ發言ヲ
求メラレテ居リマスカラ、之ヲ許シマス、

力ノ維持増進ヲ圖ルハ勿論、農村ノ更生ヲ圖ルト申シテ居リマス、此聲明ニ依リマシテ、全國五百六十萬戸ノ農村ハ、如何ニ此法案ニ依リテ救ハレコトヲ待望シテ居ラスト、實ニ農家ノ待望ヲ裏切リテ、貧弱極マルモノデアッタノデアリマス、先づ保險ノ範圍ノ内容ニ付テ考ヘテ見マス、今日ノ農業經濟ヲ救フナラバ、單ニ收穫保險ヲシテ、農業經營主體其モノニ保險ヲスル必要ガアルコトヲ痛感スル者デアリマス、言フ迄モナク農村ノ生産ノ源泉ハ土地デアリ、其土地ノ災害ニ付テノ事故ヲ、全然保險目的カラ除外シテ居ク其一事ヲ見マシテモ、私ハ此法案ガ今日ノ農村經濟ヲ救済スルノ源泉デアルトハ言ヒ得ナイノデアリマス、ノミナラズ然ラバ收穫災害保險ト致シマセウカ、此收穫ノ災害保險ニ付テモ、收穫物全體デアリ、作物全體デアリ、唯一部定額保險デアリ、而モ其作物ノ種類ニ於キマシテハ、米、麥、桑ニ限ラレテ居ルノデアリマス、是等ノ作物ノ種類ニ限ラレテ居リナガラ、立派ニ養育ノ中ニ含まレテ居ル所ノ養育ヲ除外シテ居ル、又一部收穫ノ定額保險デアリ、其災害ノ種類ニ限定シテ居ル、政府ハ其質問應答ノ中ニ、常ニ人力ヲ以テ及バザル所ノ天災ニ對シテ、此危險ヲ保障スルモノデアルト言ラテ居ルガ、其災害ノ中ニ最も大キナ天災トセラルベキモノハ、言フ迄モナク東北、北海道及北陸地方ニ於ケル所ノ冷害其モノデアリ、如何ニ政府ガ天狗ニ背リテモ、人ノ

力デドウシテ此冷害ヲ防止スルコトガ出来マセウカ、此冷害ニ對シテハ殆ド統計ガ足ラナイトカ、或ハ調査ガ足ラナイトカ、色々言フ左右ニ致シマシテ、此冷害ニ對スル誠意ヲ持ッテ居ラスコトヲ遺憾トスルモノデアリマス、然ルニ政府ノ言フガ如ク、眞ニ冷害ニ對スル調査ガ行届イテ居ラカドウカ、本農業保險ト云フモノガ議會ニ提案セラレマシテカラノ歴史ハ、既ニ十二箇年ヲ經過シテ居リマス、其間昭和三年ヨリ昭和五年マデハ年々二萬圓ヅ、ノ調査費用ヲ要求致シマシテ、而シテ著々ト進メテ居ル、而モ其調査期間内ニ於テ四回ノ冷害ガアリ、政府ニ之ヲ追究スレバ、其シキニ至ラテハ昭和九年ノ冷害ノ統計スラ集ッテ居ラヌト云フニ至ラテハ、政府ガ農村ニ對スル誠意ヲ疑フモノデアリマス、斯様ナ情勢デアリマシテ、吾々民政黨員ハ最後マデ政府ニ之ヲ追究シ農村ノ現狀、否東北、北海道、北陸等ノ農村ノ現狀ヲ救フモノハ、此冷害對策ニアリト認叫致シマシタ、(拍手)之ニ對シテ政府ハ種々考慮セラレマシテ、先程モ農林大臣ガ此席上ニ於テ御發表ニナツタ如ク、内容ノ殊ニ重大ナルモノヲ發表セラレマシタガ故ニ、吾々ハ之ニ賛成スルモノデアリマス

農家經濟ノ受クル打擊モ、決シテ妙カハナイノデアリマス、是等損害ノ填補輕減ヲ圖リ、以テ農家負債ノ原因ヲ防除シ、農業經營ヲ安定セシメ、農業生産力ノ維持増進ヲ圖リ、農村經濟ノ更生ノ爲ニ本法案ガ生レタノデアリマス、其内容ハ極メテ貧弱、是ガ實施ノ曉ニハ農民ノ失望落膽ハ蓋シ想像ニ餘リアルト思ヒマス、徒ニ相互扶助ノ美名ニ隠レテ國家ノ負擔ヲ輕カラシメントスルガ如キ態度ニ出ラレタルコトハ、本法案實施ニ當リ其實績ヲ舉ゲル上ニ於テ、相當困難ナル事柄デアルト考ヘネバナリマセ、殊ニ農村ノ現況ハ、農家ガ直屬ノ市町村農會又ハ農業實行組合ノ僅少ナル費用スラ負擔シ得ザル實情ニ鑑ミラレマシテ、是ガ實施ニ當リテハ、單ニ保險料ノ一部國庫負擔ノ限度ニ止メズ、少クモ保險料ノ半額程度ハ之ヲ國家ニ於テ補助シ、農業災害救済ノ實ヲ舉ゲルコトニ一段ノ留意ヲ望ム次第デアリマス

農家經濟ノ受クル打擊モ、決シテ妙カハナイノデアリマス、是等損害ノ填補輕減ヲ圖リ、以テ農家負債ノ原因ヲ防除シ、農業經營ヲ安定セシメ、農業生産力ノ維持増進ヲ圖リ、農村經濟ノ更生ノ爲ニ本法案ガ生レタノデアリマス、其内容ハ極メテ貧弱、是ガ實施ノ曉ニハ農民ノ失望落膽ハ蓋シ想像ニ餘リアルト思ヒマス、徒ニ相互扶助ノ美名ニ隠レテ國家ノ負擔ヲ輕カラシメントスルガ如キ態度ニ出ラレタルコトハ、本法案實施ニ當リ其實績ヲ舉ゲル上ニ於テ、相當困難ナル事柄デアルト考ヘネバナリマセ、殊ニ農村ノ現況ハ、農家ガ直屬ノ市町村農會又ハ農業實行組合ノ僅少ナル費用スラ負擔シ得ザル實情ニ鑑ミラレマシテ、是ガ實施ニ當リテハ、單ニ保險料ノ一部國庫負擔ノ限度ニ止メズ、少クモ保險料ノ半額程度ハ之ヲ國家ニ於テ補助シ、農業災害救済ノ實ヲ舉ゲルコトニ一段ノ留意ヲ望ム次第デアリマス

デアリマス(拍手)

○團長(小山操) 坪山徳彌君 (坪山徳彌君登壇)

○坪山徳彌君 只今議題トナテ居リマス、農業保險法案ニ對シ、私ハ立憲政友會ヲ代表シテ委員長ノ報告ニ對シ、賛成ヲ致ス者デアリマス、勿論政府官明ノ事項ニ關シテハ、是ガ實現ノ速カナランコトヲ特ニ強調スルモノデアリマス、申上ダレ迄モナク、本法案ハ農地調整法ト共ニ我國農業ニ取リテ、今期議會ニ於ケル一大重要法案デアリコトハ論ヲ俟タナイ所デアリマス、而モ本制度ガ劃期的革新政策デアリ、農業關係者ガ多年要望シ、是ガ實現ノ一日ニ速カナランコトヲ期シテ居ラタモノデアリマス、然ルニ本法案ノ内容ヲ検討スルニ及ンデ、折角ノ農民ノ期待ハ全ク裏切ラレタ感ヲ持ッテ居ルヲ得ナイノデアリマス、本法案ノ實施ニ依ラテ果シテ政府ノ期待シテ居ラル、如キ效果ヲ得ルヤ否ヤ、洵ニ疑問ニ思フノデアリマス、併ナガラ初メテノ法案デアリ、而モ議會ノ會期ハ非常ニ切迫ヲ致シテ居リマス、今日、徒ニ修正改廢等ヲ行ヒ、案ヲ不成立ニ導クガ如キハ却テ農民ノ爲ニ忠實ナラザルモノデアルト考ヘマシテ、姑ク政府ノ官明ヲ信賴シ、茲ニ二三ノ希望ト警告ヲ發シテ本法案ニ賛成ノ意ヲ明ニ致シタイト思フノデアリマス

農家經濟ノ受クル打擊モ、決シテ妙カハナイノデアリマス、是等損害ノ填補輕減ヲ圖リ、以テ農家負債ノ原因ヲ防除シ、農業經營ヲ安定セシメ、農業生産力ノ維持増進ヲ圖リ、農村經濟ノ更生ノ爲ニ本法案ガ生レタノデアリマス、其内容ハ極メテ貧弱、是ガ實施ノ曉ニハ農民ノ失望落膽ハ蓋シ想像ニ餘リアルト思ヒマス、徒ニ相互扶助ノ美名ニ隠レテ國家ノ負擔ヲ輕カラシメントスルガ如キ態度ニ出ラレタルコトハ、本法案實施ニ當リ其實績ヲ舉ゲル上ニ於テ、相當困難ナル事柄デアルト考ヘネバナリマセ、殊ニ農村ノ現況ハ、農家ガ直屬ノ市町村農會又ハ農業實行組合ノ僅少ナル費用スラ負擔シ得ザル實情ニ鑑ミラレマシテ、是ガ實施ニ當リテハ、單ニ保險料ノ一部國庫負擔ノ限度ニ止メズ、少クモ保險料ノ半額程度ハ之ヲ國家ニ於テ補助シ、農業災害救済ノ實ヲ舉ゲルコトニ一段ノ留意ヲ望ム次第デアリマス

農家經濟ノ受クル打擊モ、決シテ妙カハナイノデアリマス、是等損害ノ填補輕減ヲ圖リ、以テ農家負債ノ原因ヲ防除シ、農業經營ヲ安定セシメ、農業生産力ノ維持増進ヲ圖リ、農村經濟ノ更生ノ爲ニ本法案ガ生レタノデアリマス、其内容ハ極メテ貧弱、是ガ實施ノ曉ニハ農民ノ失望落膽ハ蓋シ想像ニ餘リアルト思ヒマス、徒ニ相互扶助ノ美名ニ隠レテ國家ノ負擔ヲ輕カラシメントスルガ如キ態度ニ出ラレタルコトハ、本法案實施ニ當リ其實績ヲ舉ゲル上ニ於テ、相當困難ナル事柄デアルト考ヘネバナリマセ、殊ニ農村ノ現況ハ、農家ガ直屬ノ市町村農會又ハ農業實行組合ノ僅少ナル費用スラ負擔シ得ザル實情ニ鑑ミラレマシテ、是ガ實施ニ當リテハ、單ニ保險料ノ一部國庫負擔ノ限度ニ止メズ、少クモ保險料ノ半額程度ハ之ヲ國家ニ於テ補助シ、農業災害救済ノ實ヲ舉ゲルコトニ一段ノ留意ヲ望ム次第デアリマス

農家經濟ノ受クル打擊モ、決シテ妙カハナイノデアリマス、是等損害ノ填補輕減ヲ圖リ、以テ農家負債ノ原因ヲ防除シ、農業經營ヲ安定セシメ、農業生産力ノ維持増進ヲ圖リ、農村經濟ノ更生ノ爲ニ本法案ガ生レタノデアリマス、其内容ハ極メテ貧弱、是ガ實施ノ曉ニハ農民ノ失望落膽ハ蓋シ想像ニ餘リアルト思ヒマス、徒ニ相互扶助ノ美名ニ隠レテ國家ノ負擔ヲ輕カラシメントスルガ如キ態度ニ出ラレタルコトハ、本法案實施ニ當リ其實績ヲ舉ゲル上ニ於テ、相當困難ナル事柄デアルト考ヘネバナリマセ、殊ニ農村ノ現況ハ、農家ガ直屬ノ市町村農會又ハ農業實行組合ノ僅少ナル費用スラ負擔シ得ザル實情ニ鑑ミラレマシテ、是ガ實施ニ當リテハ、單ニ保險料ノ一部國庫負擔ノ限度ニ止メズ、少クモ保險料ノ半額程度ハ之ヲ國家ニ於テ補助シ、農業災害救済ノ實ヲ舉ゲルコトニ一段ノ留意ヲ望ム次第デアリマス

シ得ルノ完全ナル收穫保險制ヲ確立シ、少クとも農民生活ノ最低ヲ確保セシメ、戰時下農業生産力ノ擴充ニ資スルノ社會保險ノ性質ヲ有スル國營綜合農業保險制ヲ速ニ樹立スベシ

○議長(小山松壽) 是ニテ討論ハ結局致シマシタ、本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマシ、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○農務部市署 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通リ可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマシ、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

○議長(小山松壽) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通リ可決確定致シマシタ(拍手)是ニテ議事日程ハ議了致シマシタ、明二十三日ハ定期ヨリ本會ヲ開キマス、議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日は是ニテ散會致シマス

午後五時五十四分散會

官報

號外 昭和十三年三月二十四日

○第七十三回衆議院議事速記第三十三號

昭和十三年三月二十三日(水曜日)

午後一時三十九分開議

議事日程 第三十二號

昭和十三年三月二十三日

午後一時開議

第一 昭和十一年勅令第二十一號廢止法律案(東京陸軍軍法會議ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

第二 兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律案(政府提出)

第三 土木建築業組合法案(牧野良三君外四名提出) 第一讀會

第四 護國共同組合法案(池田秀雄君外一名提出) 第一讀會

第五 護國共同組合法案(藤原義政君外四名提出) 第一讀會

第一讀會ノ續(委員長報告) (左ノ報告ハ即讀ヲ經サルモ參照ノ爲ニ掲載ス)

一昨二十二日貴族院ヨリ受領シタル政府提出案左ノ如シ

昭和十一年勅令第二十一號廢止法律案

一昨二十二日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

陸上交通事業調整法案

工作機械製造事業法案

兵役ノ義務ナカリシ者等ニシテ支那事變ニ於テ陸軍部隊ニ編入セラレタルモノノ身分取扱ニ關スル法律案

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

帝國造林株式會社法案

提出者 松浦周太郎君 伊藤 五郎君 今成留之助君 森田重次郎君 (以上三月二十二日提出)

一昨二十二日常任委員補選ノ結果左ノ如シ

第七部選出 安藤 正純君(佐保舉雄君補選)

第八部選出 村瀨 武男君(北吟吉君補選)

常任委員左ノ如シ

第二部選出 藤原 義成君

第三部選出 佐竹 晴記君

第四部選出 阿部 茂夫君

第五部選出 田中 源君

第六部選出 百瀨 渡君

第七部選出 小川 亮君

一昨二十二日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律案(政府提出)委員

岡田 忠彦君

委員長

理事

藤原 陸朗君 中野 邦一君

本田 義成君 小笠原三九郎君

豐田 收君

一昨二十二日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

北支那開發株式會社法案(政府提出)外一件委員

辭任田村 秀吉君 補選中井川 浩君

辭任堤 康次郎君 補選田村 秀吉君

兵役ノ義務ナカリシ者等ニシテ支那事變ニ於テ陸軍部隊ニ編入セラレタルモノノ身分取扱ニ關スル法律案(政府提出)委員

辭任野方 次郎君 補選中井 一夫君

計理士法中改正法律案(中野治介君外一名提出)委員

辭任平川松太郎君 補選作田高太郎君

辭任森田重次郎君 補選山本 条吉君

○議長(小山松壽) 是ヨリ會議ヲ開キマス、日程第一、昭和十一年勅令第二十一號廢止法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——加藤陸軍政務次官

第一 昭和十一年勅令第二十一號廢止法律案(東京陸軍軍法會議ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

昭和十一年勅令第二十一號廢止法律案

附則 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(政府委員加藤久米四郎君登壇)

○政府委員(加藤久米四郎君) 只今上程セラレマシタ昭和十一年勅令第二十一號、東京陸軍軍法會議ニ關スル件、廢止法律案ノ提出理由ヲ申述ベマス、昭和十一年勅令第二十一號、東京陸軍軍法會議ニ關スル件ハ、

昭和十一年二月二十六日事件全般ニ互リ統一シテ取調ヲ爲シ、事件ヲ迅速ニ處理セシメ、以テ軍内外ノ安寧ヲ保持スルノ緊急ノ必要ヲ生ジ、帝國憲法第八條第一項ニ依リ公布セラレ、同年五月ノ第六十九回帝國議會ニ提出承諾ヲ得タノデアリマスガ、爾來東京陸軍軍法會議ニ於テハ鋭意事件取調ニ當リマシテ、既ニ繫屬ノ事件ハ總テ其處理ヲ完了シ、該軍法會議ハ之ヲ存置スルノ必要ナキニ至リマシタノデ、右昭和十一年勅令第二十一號ヲ廢止スル爲メ本案ヲ提出シタ次第デアリマス、何卒御協賛ヲ與ヘラレシコトヲ希望致シマス

○議長(小山松壽) 本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○農務部市署 本案ハ政府提出、北支那開發株式會社法案外一件ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマシ、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第一、兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律案、第一讀會ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長岡田忠彦君

第二 兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律案(政府提出)

報告書 第一讀會ノ續(委員長報告)

一兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

官報號外 昭和十三年三月二十四日 衆議院議事速記第三十三號 議長ノ報告 昭和十一年勅令第二十一號 兌換銀行券ノ保證發行臨時擴張ノ件 七九一

内閣印刷局

昭和十三年三月二十二日
委員長 岡田 忠彦
衆議院議長 小山松壽殿
〔岡田忠彦君登壇〕

○岡田忠彦君登壇 茲ニ委員會ニ於ケル審議ノ
願末ヲ御報告申上ゲマス、委員會ハ昨二十
二日午前午後ニ互フテ開會致シマシテ、慎重
審議ヲ遂ゲマシタ、先ヅ政府ヨリ本法案ハ、
今同ノ事變ニ關聯シテ兌換銀行券ノ増加ノ
趨勢ニ對スルガ爲メ、臨時ニ保證發行限
度ヲ七億圓擴張セントスルモノデアリ、
御說明ガアリマシタ、此案ニ依レバ從來ノ
正貨準備八億餘萬圓、保證準備十億圓ニ
更ニ今回ノ七億圓ヲ加ヘルモノデアリマシ
テ、合計二十五億餘萬圓トナル次第デアリ
マス、然ラバ七億圓ノ増加ト定メタル根
拠如何ト云フコトニ付キマシテ、委員會ノ
問ハ集中セラレテ審議デアリマス、政府ノ答
辯ハ、昨年事變勃發以後軍事費ノ支拂ニ伴
ヒ一般經濟活動ガ増加致シ、通貨ノ需要モ
増大致シテ米マシタル趨勢ニ鑑ミマシテ、
今年中ノ軍事費支拂額、國債發行額等ノ豫
想ヲ基準ト致シテ、本年中ノ兌換券ノ平均
發行高ノ増加ヲ推算致シマシタ結果、五億
圓乃至六億圓程度ノ増發ヲ必要ト認メル
デアリマスガ、之ニ多少ノ裕リヲ加ヘテ、七
億圓ト定メタル旨ノ御說明ガアリマシタ

次ニ本法案ハ事變終了後一年內ニ廢止ス
ルモノト定メタルガ、事變終了後ハ現在
ノ狀態ニ復歸スルモノデアリカドウカ、其
豫想ニ付テノ質問ニ對シマシテ、政府ハ事
變終了後ニ於ケル通貨ノ需要ハ、現在ヨリ
モ大キクナルモノト思フ、併シ其的確ナル
數字ヲ豫想スルコトハ困難ナルヲ以テ、他
ノ事變關係ノ經濟立法ト同様、事變終了後
ニ於テ改メテ適當ノ措置ヲ講ズルモノデア
ルト云フ旨ノ御答辯ガアリマシタ

次ニ朝鮮銀行券及ビ臺灣銀行券ノ保證發
行限度ヲ擴張スルノ意思ガナイカドウカ、
小額紙幣以外ニ、政府紙幣ヲ別ニ發行スル
意思ガナイカ否ヤ、正貨準備ヲ在外正貨ト
シテ、海外ニ於テ保有スルノ意思ナキヤ否
ヤ等ノ質問ガアリマシタガ、政府ニ於テハ
何レモ其意思ナキ旨ノ答辯ガアリマシタ、
次イテ討論ヲ經テ採決ニ入りマシタガ、全
會一致ヲ以テ本法案ヲ可決シテ次第デアリ
マス、此段御報告申上ゲマス〔拍手〕

○委員長〔小山松壽〕 本案ノ第二讀會ヲ開
クニ御異議アリマセスカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長〔小山松壽〕 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ
タ

ヨリニ對シマシテ、株式ハ他ノ財産等ト
異リマシテ、種類ニ依テハ價格ノ變動等モ
比較的多ク、隨テ株式ヲ社債ノ如ク長期債
務ノ擔保ト爲スニ當テハ、其種類、社債條
件、信託契約ノ内容等ヲ檢討スル必要ガ
ルカラ、之ヲ信託會社ノミニ任シナイデ、
主務官廳ノ認可ヲ必要トスル制度トシテ
デアルト云フ答辯ガアリマシタ、且ツ主務官
廳ガ此認可ヲ決定スルニ當リマシテハ、財
界ノ實情ニ通ジテ人々ヲ委員ニ加ヘマシタ
委員會ヲ組織シテ之ニ諮リ、其適切ヲ期シ
マシテ、且ツ認可事務ノ處理ニ當リマシテ
ハ迅速ヲ期シテ、取引ノ圓滑ヲ害サヌヤウ
注意シタイト云フ答辯ガアリマシタ、又他
ノ一ツノ質疑ハ、株式ハ價格ノ變動ガ其シ
イモノデアリカラ、社債ノヤウナ長期債務
ノ擔保トシテハ不適當デハナイカ、又若シ
價格ノ變動ノ度ナイモノノミヲ選ブトスル
ナラバ、社債ノ擔保ト爲シ得ル株式ノ範圍
ト云フモノハ、極メテ局限セラレテ、折角
斯ウ云フ制度ガ出來マシテモ、其效用ヲ期
シ得ナイノデアリカト云フ質問ガアリマ
シタデアリマス、之ニ對シマシテハ、社債ノ
擔保ト爲スベキ株式ハ、一定額以上ノ資本
金ヲ有シ、業績良好ナルモノニシテ、價格
ノ變動ノ度少キモノニ限定シ、且ツ其擔保
ノ價格ヲ決定スルニ當テハ相當ノ掛目ヲ見テ、
更ニ株式ヲ擔保トスル社債ノ期限ハ、長期ニ
失セザルヤウ監督ヲ加ヘ、若シ萬一株式ガ低
落シマスルヤウナ場合ニハ、増擔保ヲ徴シ得
ルヤウ信託契約ニ明記致シマシテ、之ヲ履行
セシムル心算デアル、是等ノ注意ノ下ニ株式ヲ
社債ノ擔保トシテ認メルノデアリカラ、何等
差支ナイト思フト云フ答辯ガアリマシタ、
向ホ堅實デアテ價格ノ變動ノ度少キ株式
式ト云フモノハ、今日ノ經濟界ニ於テハ相
當存スルモノト考ヘルト云フ答辯ガアリ

タノデアリマス、是等ノ質疑ノ後ニ討論ニ
入りマシテ、民政黨ノ小山會之助君カラ、此
認可ニ付テハ出來ルガク受託會社ノ自治ヲ
重シクシテ、之ニ委ネラレタイト云フ希望意
見ヲ述べラレテ、原案ニ賛成ノ旨ノ意見ノ
開陳ガゴザイマシタ、之ニ對シテ政友會ノ
東條貞君ガ賛成ナル旨ヲ述べラレテ、採決
ニ入りマシタ所、全會一致ヲ以テ可決致シ
タ次第デアリマス

次ニ印刷局設置運轉資本補足ニ關スル法
律案ニ對シテ、昭和九年法律第七號中改正法律案
ノ二案ニ付キマシテ、經過ニ結果ノ大要
ヲ御報告申上ゲマス、是等ノ法律案ノ内容
ニ付キマシテハ、既ニ本議場ニ於テ政府ヨ
リ說明ガアリマシタノデアリマスガ、極ク
大體ノコトヲ此處申上ゲマスレバ、印刷
局設置運轉資本補足ニ關スル法律案ハ、內
閣印刷局ニ於ケル各種製造品ノ著シク増加
ニ伴ヒマシテ、現行作業會計法ニ規定スル
據置運轉資本百萬元ヲ以テシマシテハ、事
業ノ遂行上特ニ困難ヲ伴ヒマスルノデ、斯
ル場合ニ於キマシテハ、借入金ヲ爲シ、一時
之ヲ補足シ得ル途ヲ開イテ置クト共ニ、其
際ニ國庫餘裕金ガアリマシタナラバ、之ヲ
據置使用シ得ルヤウニ致シマシテ、事業ノ遂
行ノ圓滑ヲ期セントスル法律案デアリマス

○議長〔小山松壽〕 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ
タ

○委員長 駒井 重次
衆議院議長 小山松壽殿
報告書
一 昭和九年法律第七號中改正法律案〔滿
洲事件ニ關スル一時賜金トシテ交付ス
ル公債發行ニ關スル件〕〔政府提出〕
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十三年三月二十三日
委員長 駒井 重次

○副議長(金光廣夫) 是ヨリ討論ニ入り
マ、通告順ニ依リテ發言ヲ許シマス
添田敬一郎君
○添田敬一郎君 簡單デアリマスカラ白席
カラ御許ヲ願ヒマス
○副議長(金光廣夫) 許可致シマス
○添田敬一郎君 私ハ只今上程ヲサレマシ
タル追加豫算案其他ノ案件、並ニ委員長ノ
御報告ニナリマシタル附帯決議ニ對シマシ
テ、民政黨ヲ代表シテ、其御報告ニ賛成ヲ
スル者デアリマス、此豫算ノ内容ニ付テハ、
只今附帯決議ノ中ニアリマシタル如ク、人
件費方頗ル多クデアリマス、局課ノ増設、
官吏ノ増員等ガアリマシテ、行政刷新ノ上
カラ申セバ、逆行スルノデハナカラウカト
云フ疑ヲ持ツモノモアリマス、其他内容ニ付
テモ大イニ檢討ヲ要スベキモノガアルノデ
アリマスガ、何ヲ云フモ此會期切迫ノ際ニ
提出セラレタモノデアリマシテ、吾々十分
審議ヲ盡ス餘裕ノナカラコトハ、政府ノ態
度ニ對シテ遺憾ニ存スルノデアリマス、併ナ
ガラ大體ニ於キマシテ現下ノ時局ニ付テハ、支
那ニ對シテ長期ノ交戦ヲ覚悟スル立前カラ、
軍事外交ヲ初メトシ、或ハ貿易ノ振興、産
業經濟ノ發展ヲ期スル爲メ、或ハ又教育、
衛生ノ上ヨリ施設ヲ致シ、又之ヲ擴充ス
ル爲メ費用並ニ災害復舊費デアリマス、特
ニ支那ノ開發、振興ニ關スル二ツノ會社ノ
設立デアルトカ、又傷兵軍人ノ保護ノ如キ
ハ、時局ニ付テハ必要ナル國策デアリ
マス、其他職業紹介所ヲ國營トシ、之ヲ全
國各市町村ニ普及シ、勞働供給ノ調節ヲ圖
リ、併テ職業ノ指導並ニ輔導ヲ爲スコト、
及ビ市町村ノ財政ヲ援助シテ、負擔ノ均衡
ヲ得セシメ、産業、經濟ノ振興ヲ圖リ、又
軍事後援事業ヲ充實セシメタルコトノ如キハ、
此際洵ニ已ムヲ得ザル費用ト申サネバナラ

ナイノデアリマス、以上ノ理由ニ依リマシ
テ、吾々追加豫算其他ニ對シテ賛成ヲス
ル者デアリマス
併ナガラ二億六千萬圓ト云フ額ハ、如何
ニ時局柄トハ申シマシテモ、頗ル龐大デア
リマシテ、殊ニ其大部分ハ財源ヲ公債ニ求
メントスルモノデアリマシテ、實ニ吾々ガ
協賛ヲ與ヘタル額ト合シマスルハ、昭和十
三年度ニ於テ發行ヲ要スル公債額ハ、實ニ
六十億圓ニ達スルノデアリマシテ、果
シテ我ガ市場ニ於テ之ヲ消化シ得ルヤ否ハ
ハ頗ル懸念セラレルノデアリマス、隨テ是
ガ執行ニ當リテハ、餘程慎重且ツ周到ナル警
戒ヲ要スルコトハ勿論デアリマス、殊ニ爲
替水準ノ維持、物價騰貴ヲ防止シテ國民生
活ノ不安ヲ除クコト等ニ付キマシテハ、先
般我黨ノ勝正憲章ガ與ヘラレタル警告ヲ其
儘保持シテ、私ハ再ビ之ヲ繰返シマセウケ
レドモ、政府ニ對シテ特ニ注意ヲ重ネル大
第デアリマス
唯私ガ茲ニ一言致シタイコトハ、此時局
ガ如何ニ長期ニ互ルトモ、完全ニ之ヲ棄切
テ、最後ノ目的ヲ達センガ爲ニハ、今後尙
ホ莫大ナ金モノモ必要デアリマセウ、國民
ハ如何ナル困難ニ遭遇シテモ御國ノ爲メ
ハ陛下ノ御爲ナラ決シテ犧牲ヲ奉ル者デ
ハアリマス、併シ唯金ヲ物バカリデ、其
目的ヲ達シ得ラズコトハ申ス迄モアリマ
セウ、實ニ二、三ノ事件物發後ニ於ケル特
別議會ニ於キマシテ、私共ハ從來嘗テ拜シ
タルコトナキ御勸告ヲ賜リ、諸君ト共ニ感
激ノ淚ニ咽ダノデアリマス、陛下ハアノ
時「今次東京ニ起レル事件ハ朕ガ體トスル
所ナリ」ト仰セラレマシタ、次ニ「我カ忠
良ナル臣民朝野和協文武一致力ヲ國運ノ進
歩ニ效サムコトヲ期セヨ」ト宣ハセ給ヒ、
私共ハ當時ノ玉音ガ今尚ホ耳ノ底ニ殘リテ、

時々刻々思フヲ致シテ恐懼ヲ致シテ居ル
ノデアリマス、而シテ此御思召ヲ徹底セシ
ムルガ爲ニハ、官僚モ、軍部モ、政黨モ、
亦中央ニ於テモ、地方ニ於テモ、各其分ヲ
守ラテ互ニ……
(發言スル者アリ)
○副議長(金光廣夫) 井上良次君、靜肅
ニ
○添田敬一郎君(續) 權益ヲ越エズ、實ニ私
ヲ誠シテ公ニ奉ズルノ一念ヲ貫キ、以テ學
國一致ノ實ヲ擧ゲルコトニ努メネバナリマ
セウ、若シ萬一ニモ是等ノ階級ノ中ヨリ、
其權益ヲ逸脱シテ、自己ガ總テノ推進力ヲ
作ラントスル者アリトセバ、縱令其心情ガ
國家ノ爲メトシマシテ、決シテ……(登壇
登壇)「議長」ト呼ビ其他發言スル者多ク議
場騒然總取スル能ハス、又學國一一致ノ實
ヲ擧グルコトハ出來マセウ(大キイ聲ヲ出
セ)「ト呼ビ其他發言スル者多ク此意味ニ於
テ嚴ニ獨善主義ハ警メネバナリマセウ……
(拍手、發言スル者多ク議場騒然總取スル能
ハス)其ヲ……(發言スル者多ク議場騒然總
取スル能ハス)微力ヲ盡シ、此龐大豫算
ニ對シテ賛成スル次第デアリマス……(發
言スル者多ク議場騒然總取スル能ハス)蓋
シ御同感デアリマセウ、要ハ……要ハ……
(連記者ニ聽クニイデヤナイカ)ト呼ビ其
他發言スル者多ク議場騒然總取スル能ハス)
一日モ速ニ此時局ヲ克服シ……
(發言スル者多ク議場騒然……)
○副議長(金光廣夫) 靜肅ニ……靜肅ニ
○添田敬一郎君(續) 政府ハ……(發言ス
ル者多ク議場騒然總取スル能ハス)善處ス
ルコトヲ切望シテ、委員長ノ報告ニ賛成致
シマス(拍手)
○副議長(金光廣夫) 松村光三君
○松村光三君 簡單デアリマスカラ白席ヨ

○副議長(金光廣夫) 許可致シマス
(登壇)「ト呼ビ其他發言スル者多ク」
○副議長(金光廣夫) 靜肅ニ……靜肅
ニ……自席ヨリ發言ヲ許可致シマシタ、
靜肅ニ願ヒマス
○松村光三君 私ハ立憲政友會ヲ代表シ、
只今議題トナレル各案ヲ一括シテ、賛成ノ
意ヲ表スルモノデアリマス、是等追加豫算
ノ重點ハ、固ヨリ支那事變ノ善後措置ノモ
ノデアリマスケレドモ、他方ニ非常時局ニ
藉口シテ、所謂便乘主義、總花主義ノ嫌疑
ガアリマス、豫算編成ノ根本方針ヲ誤リ、
會計法規ニ抵觸スルノ憾ミモ少クアリマセ
ウ、又徒ニ局課ヲ濫設シ、官吏ノ洪水ニ依
テ、行政刷新ト逆行セントシテ居リマス、(ハ
ヤヒヤ)「拍手」斯クノ如キ廣汎龐大ナル追加
豫算ヲ提出シタルニモ拘ラズ、現内閣ノ三
大政綱トモ見ラレベキ貿易ノ振興、物價對
策等ニ付テ、各省ハ各割割シ、總括の根本
政策ノ尙ホ確立セザルハ、其遺憾トスル
者デアリマス(拍手)更ニ豫算ノ内容ニ付キ、
吾人ノ満足セザルモノハ固ヨリ少クアリマ
セウ、併ナガラ現下重大ナル時局ニ鑑ミ、
委員長報告ノ通り警告の附帯決議ヲ以テ、
敢テ議案全部ニ賛成ヲ表スル者デアリマス
(拍手)
○副議長(金光廣夫) 鈴木正吾君
○鈴木正吾君 此席ヨリ發言ヲ御許シ願
ヒマス
○副議長(金光廣夫) 許可致シマス
○鈴木正吾君 只今議題トナラテ居ル
追加豫算及ビ其他ノ各案ニ對シ、委員長ノ
報告ニ賛成スルモノデアリマス、昭和十三
年度豫算ヲ通觀シマス、實ニ本院ヲ通過
シタル本豫算二十八億六千餘萬圓、臨時軍

事實四十八億五千餘萬圓ト、此追加豫算案
二號、三號、合計二億六千餘萬圓、其他被
此レ總計實ニ八十億圓ヲ突破スル、前古未
曾有ノ大豫算ガ遂ニ完成スル譯デアリマス、
此大豫算ヲ遂行シテ、皇運ヲ扶翼シ奉リ、
外ニ國威ノ伸張ヲ期シ、内ニ民生ノ安
定充實ヲ謀ラシメナイヤウニセネバナラズ
現内閣ノ責任モ、亦前代未聞ノ重大ナモノ
デアルコトハ、閣僚諸公固ヨリ御覺悟ノコ
トト信ジマスガ、私ハ此際上ハ大臣ヨリ下
ハ各官廳ノ副僚ニ至ル迄ノ官吏諸君ガ、此
大豫算ノ一錢々ガ悉ク國民ノ血ト膏ノ結
晶デアルコトヲ認識シテ、苟モ自己ノ權力
ニ陶酔シテ増上慢ノ弊ニ墮セズ、朝夕神佛
ノ加護ヲ念ジテ、過チナキヲ期スルヤウ、
敬虔ノ念ヲ以テ此豫算ノ遂行ニ當ラテ誠キ
タイト心カテ祈リマス
實ニ本豫算案討論ノ際、今次事變ノ戰死
傷者ニ對スル論功行賞ノ實施ヲ速ニ爲スベ
シト希望シタ吾々ハ、此追加豫算ニ、此希望
ニ合致スル所ノ支那事變行賞ニ關スル經費
五百十二萬餘圓ガ計上セラレタコトヲ多ク
シマスガ、同時ニ對支國策遂行ノ總本山トシ
テ、東亞省ト云フガ如キ一省ヲ設ケヨト云
フ吾々ノ希望ニ對シ、本追加豫算案ニハ、
僅ニ十萬五千圓ヲ以テ北支那開發株式會社
及ビ中支那振興株式會社ノ管理ニ關スル
事務ヲ掌ラシムル爲メ、内閣ニ對シテ經濟
事務局ヲ設置スルニ止メタコトハ、誠ニ
遺憾ナクデアリマス、是ハ固ヨリ當面應急
ノ施設ニ過ギズ、政府ハ更ニ大規模ノ對支
機關ヲ考慮シテ居ラレデアラウコトハ、
萬々推察シテ居リマスガ、吾々ガ官庁ノハ
其機關ノ量ノ大小デハナク、問題ハ質ニ
アル、即チ直接、天皇陛下ニ對シ奉リ責任
ヲ負フ、大陸軍管ノ責任大臣ヲ兼テ機關ノ
設置ガ、是非共必要デアルト信スルノデア

リマスカラ、此點重ネテ近衛首相ノ御考慮
ヲ願フテ置キマス(拍手)
私ハ此十三年度豫算討論ノ最後ノ機會ニ於
テ、此大豫算ノ遂行ニ關シ、吾々ノ切ナル
希望ヲ簡單ニ申上ゲマス、我國ニハ今デモ
マダ統制體制ヒノ人ガ中々多クイコトハ、實業
兩院ノ論議ヲ通シテ、ハッキリ觀取スルコト
ガ出來ル、併ナガラ此八十億ヲ超エル大豫
算ヲ支障ナク遂行シテ行ク爲ニハ、好ムト
好ムトニ拘ラズ、政治、經濟、社會ノ
各部面ニ互ル、全面的ニ統制ガ、ヨリ一層
強化セラレネバナラズコトハ必然ノ勢デア
ル、此勢ニハ如何ニ統制體制ヒノ人觀念シテ
スルコトガ出來ナイコトヲ、既ニ觀念シテ
居ルト思ヒマス、唯此統制ノ範ニ當ル官僚
ガ所謂獨善主義、橫柄ヲ、權柄ヲ、且各官
門ノ連絡ガ皆付イテ居ナイ爲ニ、大局的
ニ應接ヲ緩和スルコトヲ本領トスル統制
ガ、却テ局部々々ニ無用ノ摩擦感ヲ刺戟ス
ル矛盾ニ陥リ、綜合統一ヲ使命トスル統制
ガ、却テ支離滅裂ノ結果ヲ招來シテ統制官
吏ノ頭腦ノ統制ヲ必要トスルガ如キ、矛盾
ヲ著ク隨所ニ暴露スルノデアリマス、斯ル
矛盾著ク清算シテ、此豫算ノ完全ナル遂
行ヲナス爲メ、政府ハ此際懇切テ行政機構
ノ綜合的大改革ヲ斷行スルト共ニ、文官任
用ニ新機軸ヲ出シ、且官吏ノ根性ヲ叩キ直
シテ、其責任觀念ヲ強化スル適切ナル方途
ヲ講ゼラレシコトヲ切望スル次第デアリマ
ス(拍手)
更ニ私ハ簡單ニ近衛首相ニ率直ニ申上ゲ
タイ一事ガアル、今日ノ日本國民ハ例外ナ
シニ學國一一致、此難局ヲ突破スル熱意ニ燃
エテ居リマス、現ニ此八十億圓以上ノ豫算
ガ一層ノ修正モナシニ、滿場一致デ本院ヲ
通過スルノモ、此熱意ノ現レニ外ナリマセ
ウガ、ソレニモ拘ラズ國民ハ、此議會ニ現

レタ學國一致ノ體形ニ何トナシニ物足ラナ
イ、不十分ダト云フ感シテ居リマス、
露骨ニ言ハバ、學國一致ハ學國一致デモ、
ソレハ國民ガ希望シテ居ルヤウナク、熱烈ナ
純一無雜ナ生一本ナ學國一致デハナク、奧
齒ニ物ノ挾マタト云フカ、何かサラリトシ
ナイ、ホロ苦サフ各種重要法案ノ審議ノ中
ニ感得シ、時局ノ重大性ト對照シテ、刻切
レナイ不満ヲ懷イテ居ルノデアリマス、サ
ウシテ斯ル憂鬱ナ政情ヲ招來シタ根本原因
ハ、日本ガ未曾有ノ大飛躍ヲ爲サントスル
此時代ノ感得ヲ有ノ健ニ體現シテ、大膽率
直ニ行動スル政治の中心勢力ガナイト云フ
點ガ、結局原因デアルト信スルノデアリマ
ス(拍手)昔テ千九百十四年ハ古代史也ト喝
破シタ批評家ガアッタガ(簡單々々)ト呼
者アリ)其意味デ今ノ政治勢力ハ、其構成
分子タル個々ノ人ハ別ト致シマシテ、其組
織ハ既ニ完全ニ死ニテ居ルト思フ、古キ勢
力ハ死シタガ、新シキ勢力ガ未ダ生レナ
イ、茲ニ現代日本ノ政治ノ個ミガアルト思
フ(何ヲ言フカ)ト呼ビ其他發言スル者ア
リ)此個ミカラ日本國民ヲ解放スルモノハ
誰カ、世間往々既成政黨ノ責任ヲ云々致
シマスガ、私ハ寧ろ此點ニ關シテハ近衛公
ニコソ、其重大ナル責任ガアルト思テ居
ルノデアリマス、ナゼナラバ今日ノ日本ハ
テ見渡シテ、此難局ヲ打開ノ大責任ヲ背負
テ起ル者ハ、新政黨ノ中心人物トシテハ、
有ニル意味ニ於テ近衛公ガ第一人者デア
ルト言ハナケレバナラス(發言スル者アリ)
私ハアナタガ起チテサヘスレバ、全國民待望
ノ新政黨ハ必ず出來ルト思ヒマス(新聞ニ
書イテアルヤウナコトヲ言フナ)ト呼ビ其
他發言スル者アリ)近衛公ハ組閣ノ當初ニ
於テ、有ニル相如願ヲ解消スルコトヲ云
フコトヲ言ハレタガ、其相如願ヲ、決シテ

與イモノニ蓋スルル形ニ於テ、摩擦ヲ解消
シタト見ルベキデハナイ、此大豫算ヲ遂行
シテ行ク上ニ於テハ、現在ノ各種ノ機構ヲ
以テシテハ、摩擦ガ續イテ行クニ違ヒナイ
ト思フデ居ル、此摩擦ノ根本的ニ解消ヲシ
テ、一新勢力ヲ築上ゲナケレバ、私ハ本當
ノ戰時體制ヲ確立スルコトハ出來ナイト思
フ(拍手)此重大ナル責任ヲ近衛公ハ痛感セラ
レテ善處セラレシコトヲ切望致シマシテ、
私ノ贊成ノ意見ト致シマス(拍手)
○副議長(金光廣夫) 片山哲君
○片山哲君 本席ヨリ發言ヲ御許シ願ヒマス
○副議長(金光廣夫) 許可致シマス
○片山哲君 私ハ社會大業黨ヲ代表致シマ
シテ、本追加豫算案ニ付テ賛成ノ意見ヲ
表示スルモノデアリマス、併ナガラ既ニ各
派カラ一致ノ警告ヲ發セラレテ居リマス通
リ、此追加豫算ノ取撥ニ付テ遺憾ノ點ガ多ク
アルコトヲ感スルノデアリマス、此點ハ
將來ノ豫算編成上多大ノ關係ガアルコトト
存ジマスルカラ、政府ニ於テモ今後十分ノ
注意ヲ拂ハレシコトヲ望ムモノデアリマス、
吾々ハ尙ホ此警告以外ニ次ノ二ツノ希望ヲ
附シテ賛成致シタイト思フノデアリマス
第一ハ地方財政補助金ノ問題ニ付テデア
リマス、此補助金ニ關シマシテハ、毎年豫
算ノ度毎ニ幾許ノ増額ヲセヨ、補助金ヲ幾
許ニセヨト、色々問題ヲ當ニ起シテ居ルノ
デアリマス、其間中々面倒ナル且ツ拙イ取
扱ヲシテ居ルヤウニ考ヘラレマスノデ、來
年度ヨリハ斷然地方財政補助金ノ基礎ヲ確
立シテ、之ヲ特別會計トスルコトカ、又ハ別
個ノ財源ヲ見出ストカ、左様ナ新シイ對策
ヲ立テラレテ、相當多額ノ金額ヲ之ニ撥込
マレシコトヲ望ムノデアリマス(拍手)申上
ゲル迄モナイコトデアリマスガ、地方財政

ノ中デハ中央政府ノ委任事務ガ大變多クイノデアリマス、之ヲ如何ニ取扱フカト云フコトガ一ツノ問題デアリマス、又地方財政ノ基礎ハ地方財政獨立主義ニスルカ、地方稅獨立主義ニスルカ、或ハ又附加稅中心主義ニスルカ、又ハ中央ヨリ補助金交付金主義ニスルカ、色々其テ方ニ付テ問題ガアラウト存ジマス、少クモ委任事務費ハ中央ヨリ交付セシメルト共ニ、社會政策、社會事業、國民生活安定、農村救済等ノ費用ハ、中央ヨリ交付金ヲ以テ將來充當スベキモノデアリト考ヘルノデアリマス(拍手)是等ノ問題ヲ含シテ地方財政獨立策ヲ、此機會ニ立テルコトガ最モ必要ナルコトデアルト信ズルモノデアリマス(拍手)

第二ニ物價問題ニ關スル希望ヲ簡單ニ申上ゲタイト思ヒマス、商工省ノ追加豫算ニ依リマス、貿易振興施設或ハ臨時物價調整局設置ニ關スル費用等ガ要求サレテ居リマス、是等ヲ以テ果シテ現下ノ物價問題解決ノ施設デアルト言ヒ得ルデアリマス、セウカ、甚ダ疑ナキヲ得ナイノデアリマス、物價問題ハ既ニ軍需品ノ物價問題ヨリ、消費財ノ物價問題ニ今日ハ移リテ居ルノデアリマス、最近ノ統計ニ依リマス、統計ノ數字ハ煩瑣デアリマスカラ舉ゲマス、消費財ノ物價騰貴率ハ、ズット軍需品ノ騰貴率ヲ凌駕シテ居ルノデアリマス、食用農産物、食料品、民業嗜好品、燃料、肥料等ノ騰貴率ハ、飛躍シテ居ルコトヲ吾々ハ痛感致スノデアリマス、即チ肥料ニ付テハソレゾレノ對策ガ不十分ナガラ立テラレテ居ルノデアリマス、其他ノ國民生活必需品ノ物價騰貴對策ニ付テハ、何等見レキモノガナイノデアリマス(拍手)本追加豫算内ニ計上サレテ居ルガ如キ、姑息ナシモノ不徹底ナ案デハ、到底國民生活必需品ノ物價騰

貴對策トシテハ舉ゲルベキモノデアナイノミナラス、又一般物價對策トシテハ、殆ド體裁ガ變テ居ナイト云フコトヲ私ハ斷言スルノデアリマス、今後七十億ノ公債ガ増發サレバナラナイヲ以テ、物價對策ヲ立テテ此公債増發ニ因ル通貨膨脹ハ、必ズ物價騰貴ヲ來スコトヲ信ズルノデアリマス、而モ大衆増稅ガ近ク實行セラレルコト相俟テ考ヘマスル時ニ、必ズヤ民衆必需品ノ物價騰貴ニ拍車ヲ掛ケルモノト言ハナケレバナラスノデアリマス、而モ政府ニ於ケル物價對策ガ、本追加豫算ニ計上サレテ如キ貧窮極マルモノニ過ギナイト云フニ至ラハ、必ズ驚カザルヲ得ナイノデアリマス、生活必需品ニ關スル物價對策ニ付キ、政府ハ更ニ積極的ナ對策ヲ樹立シ、積極的ナ具體政策ヲ立テテ進マレンコトヲ、甚ダ強ク警告スルモノデアリマス(拍手)

尙ホ其他地方制度改革ニ關スル追加豫算ノ費用ノ計上トカ、傷痍軍人ノ保護施設等ニ付キマシテ申上ゲタイ點モ多クアルノデアリマス、以上重大ナル二點ニ付キマシテ、政府ニ對シ強ク警告ヲ述べテ、茲ニ本追加豫算ニ贊成スル意思ヲ表スルデアリマス(拍手) 〇副議長(金光廣夫君) 是ニテ討論ハ終局致シマシテ、採決致シマス、五案ノ委員長報告ハ何レモ可決デアリマス、五案ヲ一括シテ委員長報告ヲ通り決スルニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ望ミマス (議員起立) 〇副議長(金光廣夫君) 起立議員、仍テ五案トモ委員長報告ヲ通り全會一致可決確定致シマシテ (拍手起立)

〇副議長(金光廣夫君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ (異議ナシト呼フ者アリ) 〇副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、昭和十三年法律第六號中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス 委員長岡田忠彦君 昭和十三年法律第六號中改正法律案 (昭和十三年度一般會計法)ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル件(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

〇副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、昭和十三年法律第六號中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス 委員長岡田忠彦君 昭和十三年法律第六號中改正法律案 (昭和十三年度一般會計法)ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル件(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告) 〇副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、昭和十三年法律第六號中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス 委員長岡田忠彦君 昭和十三年法律第六號中改正法律案 (昭和十三年度一般會計法)ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル件(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

ル爲メ必要ナル所謂赤字公債ノ發行ニ付キマシテハ、今期議會ニ於テ既ニ兩回ニ互リマシテ、之ニ關スル法律案ニ對シ協贊ヲ與ヘタ次第デアリマス、今同提出セラレ、只今御決議ニナリマシタ追加豫算第二號及第三號ニ計上セラレマシタル經費ノ財源總額ハ二億六千二十餘萬圓ニ達シマス、其内二十餘萬圓ハ森林收入其他ノ普通歳入、及ビ現行ノ道路公債法ニ依ル公債金ヲ以テ充當シ得ルノデアリマスケレドモ、差引二億三千九百六十餘萬圓ニ付キマシテハ、之ヲ歳入補填公債、所謂赤字公債ノ増加發行ニ俟ツノ必要ガアルノデ、茲ニ今期議會ノ協贊ヲ經テ、本月十六日公布セラレマシタル昭和十三年法律第六號中、公債發行限度法定額ヲ二億三千九百六十萬圓ケ增加致シテ、七億九千七百四十萬圓ニシヨウト云フコトガ、本法律案ノ目的デアリマス、委員會ニ於キマシテハ、政府當局トノ間ニ種々質問應答ヲ重ネマシテ、慎重審議ノ結果採決ニ入り、全會一致ヲ以テ可決致シタ次第デアリマス、右御報告申上ゲマス(拍手)

〇副議長(金光廣夫君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ (異議ナシト呼フ者アリ) 〇副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ 〇副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ 〇副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ 〇副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

マ、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ通過ト致シマス

昭和十三年法律第六號中改正法律案 (昭和十三年度一般會計法)ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル件) 第二讀會(確定議) 〇副議長(金光廣夫君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ヲ可決確定致シマシテ (拍手起立)

〇副議長(金光廣夫君) 靜肅ニ…… (發言スル者多ク議場騒然) 〇副議長(金光廣夫君) ……ヨリ議事ノ進行ニ關スル發言ノ要求ガアリマス、議長ハ之ヲ許可致シマセヌ——服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ (異議ナシト呼フ者アリ) 〇副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、日程第四、護國共同組合法案、日程第五、護國共同組合法案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長田中亮一君

第四 護國共同組合法案(池田秀雄君外一名提出) 第五 護國共同組合法案(藤原義政君外四名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書 一護國共同組合法案(池田秀雄君外一名提出) 一護國共同組合法案(藤原義政君外四名提出) 右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ別紙ノ通(内容同一)修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也 昭和十三年三月二十二日 委員長 田中 亮一 衆議院議長小山松壽殿

第一章 總則 第一條 護國共同組合ハ國民皆兵ノ本義ニ鑑ミ互助共同ニ依リ兵役義務履行ニ必要ナル家庭ノ經濟的準備ヲ兼ヘ護國ノ精神ヲ振作スルヲ以テ目的トス 第二條 護國共同組合ハ法人トス 第三條 護國共同組合ノ名稱ニハ護國共同組合タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フヘシ 第四條 護國共同組合ニ非サレハ其ノ名稱中ニ護國共同組合タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得ス 第四條 護國共同組合ニハ所得稅、登録稅及印紙稅ヲ課セス又地方稅ヲ課スルコトヲ得ス 第二章 設立 第五條 護國共同組合ノ地區ハ市町村又ハ町村組合ノ區域ニ依ル但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ區域ニ依ラサルコトヲ得 前項町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトス 第六條 護國共同組合ハ其ノ地區内ノ世帯主ヲ組合員トス但シ世帯主ニ非サル者又ハ法人亦組合員タルコトヲ得 第七條 護國共同組合ヲ設立セムトスルトキハ其ノ地區内ノ世帯主五十人以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ作リ地方長官ノ認可ヲ受クルヲ要ス 第八條 護國共同組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタルトキニ成立ス 第九條 定款ニハ左ニ掲ケル事項ヲ記載スルコトヲ要ス 一 目的 二 事業 三 名稱 四 地區 五 事務所ノ所在地 六 共同金ノ負擔及交付ニ關スル規定 七 役員及組合員ニ關スル規定 八 經理ニ關スル規定 九 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定 十 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由 十一 其ノ他組合ニ關スル重要ナル事項

第三章 事業 第十條 護國共同組合ハ陸軍又ハ海軍ニ徵集、徵募又ハ召集セラレタル者アルトキ組合員ニ對シ共同金ヲ交付シ家業及家事ノ援助ヲ爲シ其ノ他組合ノ目的達成ニ必要ナル事業ヲ行フ 第十一條 共同金ハ左ニ掲ケル者陸軍又ハ海軍ニ徵集、徵募又ハ召集セラレタルトキ其ノ組合員ニ對シ之ヲ交付ス 一 組合員ト同一ノ家ニ屬スル者 二 組合員ト生計ヲ同クスル親族 三 組合員ト同一ノ家ニ屬シ且生計ヲ同クスル者 護國共同組合ハ其ノ定款ヲ以テ前項第一號及第二號ニ定ムル共同金ヲ受クヘキ場合ノ範圍ヲ制限スルコトヲ得 護國共同組合ハ前二項ノ規定ニ拘ラス組合員ノ決議ニ依リ組合員ニ對シ共同金ヲ交付スルコトヲ得 第十二條 共同金ハ普通共同金及特別共同金ノ二種トス 普通共同金ハ家庭ノ事情如何ニ拘ラス均一ノ割合ヲ以テ交付シ特別共同金ハ疾病、災害又ハ家庭ノ狀況ニ因リ必要アル場合ニ於テ組合員ノ決議ニ依リ普通共同金ニ併セテ交付スルモノトス 第十三條 護國共同組合ハ必要アルトキハ定款又ハ組合員ノ決議ニ依リ組合員ノ家業若ハ家事ノ援助又ハ物品ヲ以テ共同金ノ一部又ハ全部ニ代フルコトヲ得 第十四條 交付セラレタル共同金ニ對シテハ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス 第十五條 護國共同組合ノ事業ニ必要ナル經費ハ組合員ニテ負擔スルモノトス 前項ノ負擔ハ定款又ハ組合員ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム 第十六條 護國共同組合ハ必要アルトキハ定款又ハ組合員ノ決議ニ依リ物品ノ贈出又ハ勞力率仕ヲ以テ贈金ノ一部又ハ全部ニ代ヘシムルコトヲ得 第十七條 護國共同組合ハ已ムコトヲ得サル事情アリト認ムル組合員ニ對シ組合員ノ決議ニ依リ前條ニ依ル金品ノ贈出及勞力率仕ヲ猶豫又ハ減免スルコトヲ得 第十八條 護國共同組合ハ現役ニ服セザル組合員又ハ現役ニ服セザル者ト同一世帯内ニ在ル組合員ニ對シ其ノ故ヲ以

テ特別ノ負擔ヲ爲サシムルコトヲ得ス
 第十九條 護國共同組合ハ第十條ニ規定スル事業ノ外左記各號ニ關シ組合員ノ指導誘掖ニ努ムルモノトス
 一 國民皆兵ノ本義ニ鑑ミ護國ノ精神ノ振作ニ努ムヘキコト
 二 自強ノ精神ニ基キ兵役義務履行ニ伴フ家庭ニ於ケル經濟的準備ノ完善ニ努ムヘキコト
 三 隣保相助ノ誼ヲ厚クシ組合ノ定ムル金品ノ騰出及努力奉仕ハ組合ノ精神ニ鑑ミ進テ之ヲ爲スヘキコト
 四 兵役義務者及其ノ家族ヲ敬愛シ其ノ名譽ヲ尊重スヘキコト
 五 其ノ他組合ノ目的達成ニ必要ナル精神指導ヲ爲スヘキコト

務ヲ執行ス
 第二十三條 組合事務ヲ監督ス
 第二十四條 護國共同組合ニ組合會ヲ置ク
 第二十五條 護國共同組合ハ左ノ役員ヲ置ク
 一 組合會ハ組合長及組合會議員ヲ以テ之ヲ組織ス
 二 理事及監事ハ何時ニテモ組合會ニ出席シ意見ヲ開陳スルコトヲ得
 三 第二十五條 組合會議員ハ組合員中ヨリ之ヲ選任ス
 四 議員ノ定數及選任ニ關スル事項ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム
 五 議員ノ任期ハ二年トス

第三十條 組合會ハ組合會議員ノ半數以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス但シ招集再度ニ及フモ尙半數ニ達セザルトキハ此ノ限ニ在ラス
 第三十一條 護國共同組合ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル
 第三十二條 組合事務費ハ毎年度組合員總數ノ十分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス
 第三十三條 護國共同組合ハ基本金ヲ積立ツルコトヲ得
 第三十四條 護國共同組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス
 一 定款ニ定メタル事由ノ發生
 二 組合會ノ決議
 三 組合會ノ合併
 四 組合員カ三十人未満ニ減シタルトキ
 五 組合ノ破産
 第三十五條 合併ニ因リテ組合ヲ設立スル場合ニ於テハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關スル行為ハ各組合ニ於テ選任シタル者共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス
 第三十六條 組合會ノ決議ニ因リ解散又ハ合併ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生ズ

第三十七條 合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス
 第三十八條 民法第七十條ノ規定ハ護國共同組合ノ解散ニ之ヲ準用ス
 第三十九條 清算人ハ其ノ職務ノ範圍内ニ於テ理事ト同一ノ權利義務ヲ有ス
 第四十條 清算人ハ就職後速滞ナク組合財産ノ現況ヲ調査シ財産目録及貸借對照表ヲ作り之ヲ組合會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ
 第四十一條 清算人ハ組合ノ債務ヲ辨別シ又ハ辨別ニ必要ナル金額ヲ供託スルニ非サレハ組合財産ヲ分配スルコトヲ得ス
 第四十二條 清算事務カ終リタルトキハ清算人ハ遲滞ナク決算報告書ヲ作り之ヲ組合會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ
 第四十三條 清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケタル爲損害ヲ生ズル虞アルトキハ地方長官ハ清算人ヲ選任スルコトヲ得
 第四十四條 重要ナル事由アルトキハ地方長官ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得
 第四十五條 清算人ノ選任アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ氏名、住所ヲ登記スヘシ
 第四十六條 清算終了シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ
 第四十七條 民法第七十三條、第七十四條及第七十八條乃至第八十一條ノ規定ハ護國共同組合ノ清算ニ之ヲ準用ス
 第四十八條 護國共同組合ハ第一次ニ北海道廳長官又ハ府縣知事、第二次ニ内

務大臣、厚生大臣、陸軍大臣及海軍大臣之ヲ監督ス
 第四十九條 監督官廳ハ組合ニ對シ組合ニ關スル報告ヲ爲サシムル組合事務ノ執行又ハ財産ノ狀況ヲ検査シ組合ノ定款、細則、收支、豫算又ハ經費ノ分賦收入方法ノ變更ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
 第五十條 監督官廳ハ組合ノ決議又ハ役員ノ行為ニ適當ナラズト認ムルトキハ決議ヲ取消シ役員ヲ解任シ又ハ議員ノ改選ヲ命スルコトヲ得

又ハ努力奉仕ヲ以テ、家事事業ノ援助ヲ行ハントスルモノデアリマス、現ニ此種ノ組合ガ全國六十有餘モ出來テ居リマス、又是ガ成立準備中ノモノガ二百ニ垂ントシテ居リマス、斯ル兵役義務者後援ノ爲メ、是ハ最モ有益ナル企テデアリマスカラ、委員會ハ全會一致ヲ以テ原案ヲ可決致シタ次第デアリマス、此段報告申上ゲマス
 ○副議長(金光廣夫) 委員長ノ報告ハ兩案ヲ併合シテ一案ト爲シ修正議決シタルモノデアリマス、兩案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセカ
 ○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシク

○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシク
 ○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシク
 ○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシク
 ○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシク

- 大島 唯男君
- 岡野 龍一君
- 岡本實太郎君
- 加藤 綱一君
- 川崎 克君
- 片岡 恒一君
- 勝田 永吉君
- 高橋 義次君
- 高橋 守平君
- 高木榮太郎君
- 田中 邦治君
- 田中 萬逸君
- 田島勝太郎君
- 頼母木桂吉君
- 俵 孫一君
- 津原 武君
- 土屋 三君
- 塚本 三君
- 内藤 守正君
- 中井川 浩君
- 中村 梅吉君
- 中山 福藏君
- 中島彌次君
- 長野 高一君
- 長野 長廣君
- 村上 國吉君
- 村松 武男君
- 野田文一郎君
- 野田文二郎君
- 野田文三郎君
- 野田文四郎君
- 野田文五郎君
- 野田文六郎君
- 野田文七郎君
- 野田文八郎君
- 野田文九郎君
- 野田文十郎君
- 野田文十一郎君
- 野田文十二郎君
- 野田文十三郎君
- 野田文十四郎君
- 野田文十五郎君
- 野田文十六郎君
- 野田文十七郎君
- 野田文十八郎君
- 野田文十九郎君
- 野田文二十郎君
- 野田文二十一郎君
- 野田文二十二郎君
- 野田文二十三郎君
- 野田文二十四郎君
- 野田文二十五郎君
- 野田文二十六郎君
- 野田文二十七郎君
- 野田文二十八郎君
- 野田文二十九郎君
- 野田文三十郎君
- 野田文三十一郎君
- 野田文三十二郎君
- 野田文三十三郎君
- 野田文三十四郎君
- 野田文三十五郎君
- 野田文三十六郎君
- 野田文三十七郎君
- 野田文三十八郎君
- 野田文三十九郎君
- 野田文四十郎君
- 野田文四十一郎君
- 野田文四十二郎君
- 野田文四十三郎君
- 野田文四十四郎君
- 野田文四十五郎君
- 野田文四十六郎君
- 野田文四十七郎君
- 野田文四十八郎君
- 野田文四十九郎君
- 野田文五十郎君
- 野田文五十一郎君
- 野田文五十二郎君
- 野田文五十三郎君
- 野田文五十四郎君
- 野田文五十五郎君
- 野田文五十六郎君
- 野田文五十七郎君
- 野田文五十八郎君
- 野田文五十九郎君
- 野田文六十郎君
- 野田文六十一郎君
- 野田文六十二郎君
- 野田文六十三郎君
- 野田文六十四郎君
- 野田文六十五郎君
- 野田文六十六郎君
- 野田文六十七郎君
- 野田文六十八郎君
- 野田文六十九郎君
- 野田文七十郎君
- 野田文七十一郎君
- 野田文七十二郎君
- 野田文七十三郎君
- 野田文七十四郎君
- 野田文七十五郎君
- 野田文七十六郎君
- 野田文七十七郎君
- 野田文七十八郎君
- 野田文七十九郎君
- 野田文八十郎君
- 野田文八十一郎君
- 野田文八十二郎君
- 野田文八十三郎君
- 野田文八十四郎君
- 野田文八十五郎君
- 野田文八十六郎君
- 野田文八十七郎君
- 野田文八十八郎君
- 野田文八十九郎君
- 野田文九十郎君
- 野田文九十一郎君
- 野田文九十二郎君
- 野田文九十三郎君
- 野田文九十四郎君
- 野田文九十五郎君
- 野田文九十六郎君
- 野田文九十七郎君
- 野田文九十八郎君
- 野田文九十九郎君
- 野田文百郎君

○田中(一君登壇)
 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 本法施行前ニ本法第一條ニ掲ケル目的ヲ以テ設立セラレタル組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クルヲ要ス

護共同組合法案 第二讀會(確定議)
 護國共同組合法案 第二讀會(確定議)
 ○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシク
 ○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシク
 ○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシク

○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシク
 ○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシク
 ○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシク
 ○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシク

- 大島 唯男君
- 岡野 龍一君
- 岡本實太郎君
- 加藤 綱一君
- 川崎 克君
- 片岡 恒一君
- 勝田 永吉君
- 高橋 義次君
- 高橋 守平君
- 高木榮太郎君
- 田中 邦治君
- 田中 萬逸君
- 田島勝太郎君
- 頼母木桂吉君
- 俵 孫一君
- 津原 武君
- 土屋 三君
- 塚本 三君
- 内藤 守正君
- 中井川 浩君
- 中村 梅吉君
- 中山 福藏君
- 中島彌次君
- 長野 高一君
- 長野 長廣君
- 村上 國吉君
- 村松 武男君
- 野田文一郎君
- 野田文二郎君
- 野田文三郎君
- 野田文四郎君
- 野田文五郎君
- 野田文六郎君
- 野田文七郎君
- 野田文八郎君
- 野田文九郎君
- 野田文十郎君
- 野田文十一郎君
- 野田文十二郎君
- 野田文十三郎君
- 野田文十四郎君
- 野田文十五郎君
- 野田文十六郎君
- 野田文十七郎君
- 野田文十八郎君
- 野田文十九郎君
- 野田文二十郎君
- 野田文二十一郎君
- 野田文二十二郎君
- 野田文二十三郎君
- 野田文二十四郎君
- 野田文二十五郎君
- 野田文二十六郎君
- 野田文二十七郎君
- 野田文二十八郎君
- 野田文二十九郎君
- 野田文三十郎君
- 野田文三十一郎君
- 野田文三十二郎君
- 野田文三十三郎君
- 野田文三十四郎君
- 野田文三十五郎君
- 野田文三十六郎君
- 野田文三十七郎君
- 野田文三十八郎君
- 野田文三十九郎君
- 野田文四十郎君
- 野田文四十一郎君
- 野田文四十二郎君
- 野田文四十三郎君
- 野田文四十四郎君
- 野田文四十五郎君
- 野田文四十六郎君
- 野田文四十七郎君
- 野田文四十八郎君
- 野田文四十九郎君
- 野田文五十郎君
- 野田文五十一郎君
- 野田文五十二郎君
- 野田文五十三郎君
- 野田文五十四郎君
- 野田文五十五郎君
- 野田文五十六郎君
- 野田文五十七郎君
- 野田文五十八郎君
- 野田文五十九郎君
- 野田文六十郎君
- 野田文六十一郎君
- 野田文六十二郎君
- 野田文六十三郎君
- 野田文六十四郎君
- 野田文六十五郎君
- 野田文六十六郎君
- 野田文六十七郎君
- 野田文六十八郎君
- 野田文六十九郎君
- 野田文七十郎君
- 野田文七十一郎君
- 野田文七十二郎君
- 野田文七十三郎君
- 野田文七十四郎君
- 野田文七十五郎君
- 野田文七十六郎君
- 野田文七十七郎君
- 野田文七十八郎君
- 野田文七十九郎君
- 野田文八十郎君
- 野田文八十一郎君
- 野田文八十二郎君
- 野田文八十三郎君
- 野田文八十四郎君
- 野田文八十五郎君
- 野田文八十六郎君
- 野田文八十七郎君
- 野田文八十八郎君
- 野田文八十九郎君
- 野田文九十郎君
- 野田文九十一郎君
- 野田文九十二郎君
- 野田文九十三郎君
- 野田文九十四郎君
- 野田文九十五郎君
- 野田文九十六郎君
- 野田文九十七郎君
- 野田文九十八郎君
- 野田文九十九郎君
- 野田文百郎君

ビ民間ノ有力者ト相談ノ上之ヲ決定シテ、銀行ハ唯金ノ取扱ダケニ止マルノデアリカ...

昨日大體ノ質疑ヲ終了致シマシテ、今朝各派一名ツ、簡單ナル質問ガアリマシタ...

スガ、政府ハ如何様ニ御考ニナリマスカト申シマシタ所、總理大臣ハ同意ノ意ヲ表サ...

同時ニ此兩會社ハ勿論、其子會社タル關係諸會社ニ付キマシテモ、ナハリ同様ノ注...

支ニ於ケル文化各般ノ施設ヲ確立シ、以テ日滿支ノ精神ノ融合ヲ圖ラレタイコト、此...

○議長(小山松壽) 討論ノ通告ガアリマシテ、順次之ヲ許シマス...

ノ占據スル所トナツタデアリマシテ、我が皇軍ノ此偉大ナル勳功ニ對シマシテハ、國...

ノ審議ニモ餘裕ヲ與ヘテ賈ヒタカクハナシヒマスガ、併シ今更モウ追付ク譯ダハナイ...

榮ヲ企圖スル經濟的施設ノ現レデアリマス、此兩會社ノ業務トスル所ノ、北支開發會社...

同時ニ此兩會社ハ勿論、其子會社タル關係諸會社ニ付キマシテモ、ナハリ同様ノ注...

○議長(小山松壽) 討論ノ通告ガアリマシテ、順次之ヲ許シマス...

ノ審議ニモ餘裕ヲ與ヘテ賈ヒタカクハナシヒマスガ、併シ今更モウ追付ク譯ダハナイ...

文ヲ能ク咀嚼シテ裁キタイト思フノデアリマス、先程申シマシタケレドモガ、秘密會デハ可ナリ突込シテ色々ノ質問ヲシ、御答辯ヲ得タリデアリマス、併ナガラ其秘密會デ承リマシタ御答辯ノ數字ナルモノヲ研究致シテ見マスルト、洵ニ杜撰ナモノデアルト云フコトヲ、私共ハ實地ニ比ベテ考ヘルノデアリマス(拍手)私ハ諄々ハ申シマス、此兩會社ノ創立ニ當リマシテ、先程モ委員長ノ報告ニモアリ、又小林君ノ御話ニモアリマシタカラ、少シ諄々イヤウデアリマスルケレドモ、ドウカ過去ノ支那ニ於テ仕事ヲシテ居リマシタ連中ノ業績ヲ尊重シテ、サウシテ其間ニ餘リ無理ノナイヤウナコトヲ心掛ケテ裁キ、ソレカラ更ニ滿洲内地等トノ相別摩摺ヲ避ケ、評價委員會ニハ、特ニ其機構ト人選トニ注意ヲシテ裁キマシテ、其評價方如何ハシイコトガアリ、十分慎重ヲ裁キ、荷モ世ノ指導ヲ買フヤウナコトガナイヤウニ、心掛ケテ裁キハナケレバナラヌト思フノデアリマス(拍手)尙ホ先程カラ爲替ノ問題ナシカモ出テ居リマスカラ、其爲替ノ問題ナシカモ十分注意シテ裁キ、中支那ノ方ハ振興ト云フ名前ニナシテ居リマシテ、北支那ノ方ハ開發ト云フコトニナシテ居リマスケレドモガ、開發ト同時ニ、ナハリ今日マデヤチテ居リマシテ、試驗ノ産業ヲ以テ進歩シテ居リマスルモノヲ、復舊スルト云フコトハ、是ハ國家ノ爲ニモ非常ニ工合ノ好イコトト思ヒマスノデ、其點ニ對シテモ心掛ケテ裁キタイト思フノデアリマス

十分分ト云フ時間ノ制限ヲオモヒ付ケテ居リマスル關係モアリマスシ、私ハ最後ニ一買、此議會ニ於テ外務大臣ガ本會議及ビ委員會議ニ於テ屬、御聲明ニナシテ居ル點デゴザイマスルガ、是ハ代表ト云フ資格ヲ以テ申シマス、アトデ御叱リヲ受ケルコトガアルカモ知レマセムカラ、最後ニ此一言ダケハ個人ノ資格ニ於テ申上ゲタイト思ヒマス、新政權ガドナモノガ出來ルニ致シマシテモ、滿洲國以上ニ日本ト不可分ノ關係ノモノハ出來得ナイト思フノデアリマス、滿洲國ト云フモノガ、アレダケ日本ト不可分ノ關係ガアツテモ、旅順、大連ト云フ租借地ガ今日存在シテ居ル意味ニ於テ、即チ滿洲國ト云フ大キナ團扇ノ柄ガアル、團扇ニ柄ガナクテハ風ハ來ナイノデアリマス、此新政權ト云フモノハ、滿洲國ヨリハドウシテモ不可分ノ關係ガ薄イモノト見ナケレバナラヌノデアリマスカラ、其新政權ト云フ團扇ニハ、ドウカキチリトシテ柄ヲ造ラテ置イテ賣ヒタイ、其柄ハ是マデ度々出來損ヒマシテ、再ビ吾々ハ國策ノ犧牲トナシタコトデアリマスガ、ドウカ五年十年先ニ、ア、彼ノ時分ニドウシテアナンナ失敗ヲヤクナラウト云フ數聲ヲ、三たび繰返サナイヤウナ工合ニシテ裁キタイト云フコトヲ御願シタイ、外務大臣カラ本會議及ビ委員會ニ於テ、十分貴重ニ御答辯ヲ買ヒマシタコトヲ御返事モ得テ居ルノデアリマスカラ、此議會ノ終末期ニ臨ミマシテ、最後ニ此事ヲモウ一遍繰返シテ、私共ヲシテ三たび國家ノ爲ニ斷罪ムコトノナイヤウニシテ裁キタイト云フコトヲ御願シテ置テ裁キマス、今申シマシタ通りニ、已ムヲ得ザル重大法案デゴザイマスカラ、吾々ハ茲ニ已ムヲ得ズ覺意ヲ表スル者デアルト云フコトヲ御諒承願ヒタイト思ヒマス(拍手)

今日マデ日支親善、日支提携ト云フ聲ガ、本議會ニ於テモ多年叫バレテ參ラノデゴザイマス、然ルニ本法案ハ、此日滿支ノ經濟「プロック」ノ基幹ヲ成シマスル經濟的建設ノ意味ニ於キマシテ、此議會ニ於テ提案サレタコトヲ、吾々ハ衷心ヨリ國民ノ一人トシテ慶賀ニ堪ヘナイト存スル者デアリマス、先ヅ私ガ贊成スル第一點ハ、今回ノ兩案ノ經濟的ノ北支ノ開發及ビ中支ノ振興ト云フコトガ、我國ノ國防上極メテ重大ナル關係ヲ持テ居ル點デアリマス、申上ゲル迄モナク、北支ニ於ケル鐵道、通信、機械其他ノ事業ガ、經濟的ニ開發振興サレマスラバ、茲ニ我國ノ國防ノ第一線ニ於テ、鞏固ナル經濟的基礎ヲ持チマシテ、我國ノ國防ガ極メテ重大ナル所ノ強化ヲ見ルト云フ點ニ於テ、私ハ贊成ヲ表スル者デアリマス

第二點ハ、只今日支間ニ戰爭ヲシテ居リマスガ、此戰爭ハ申上ゲル迄モナク、我國ハ支那四億ノ苦シメラレタ民衆ヲ救フ爲ニ百万ノ兵ヲ出シテ、將政權ノ誤ラテ抗日容共ノ、其根本ヲ叩キ潰スルコトヲデゴザイマシテ、隨テ今日此戰爭ノ最中ニ於テ、此經濟開發ト云フ平和工作ガ催サレルコトニ對シテハ、支那四億ノ民衆ハ、日本ガ如何ニ經濟的ニ開發シテ吳レルカト云フコトヲ、刮目シテ視テ居ルト存スルノデアリマス、ソコデ私ハ此法案ガ成立致シマシテ、日本ハ北支、中支ニ對シテ、約二十七億圓ノ巨大ナル資本ヲ以テ、之ヲ救済シテヤリ、開發シテヤルト云フコトヲ、支那四億ノ民衆ガ見タ場合ニ、此戰爭ノ上ニ大キナ好イ結果ヲ齎ラスト云フコトヲ確信スル者デアリマス、此意味ニ於テ私ハ此法案ニ贊成スル者デアリマス

究樹立セラレンコトヲ希望致ス者デアリマス

第二點ハ治水ノ點デアリマス、是ハ支那ノ歴史ヲ吾々ガ讀ンデ見マスルト、數千年ノ昔、禹ガ有名ナ治水ヲ致シテ以來、黄河ノ治水ト云フコトガ、支那ノ農業ニ對スル大キナル、又支那四億ノ民ニ對スル大キナル問題トナシテ居ルノデアリマス、此意味ニ於テ、私ハ政府ガ是ハ非常ニ大ニ重要ナル事業ニ對シテ、後世ニ範ヲ垂レルヤウナ意味ニ於テ、積極的ニ大キナル計畫ヲ以テ、北支ノ治水ノ計畫ヲ樹立セラレンコトヲ希望申上ゲル者デアリマス

第三點ハ、先程申サレマシタヤウニ、私ノ希望シテ居ル點ハ、所謂文化ニ對スル各般ノ施設ヲ急進ニ爲サイマシテ、教育、思想、其他今日ノ未教育ノ支那民衆ニ對シテ、文化的ノ向上ヲ精神ヲ涵養致サレマシテ、而シテ政府ハ是等ノ文化施設ニ依ラテ、本當ニ支那人ガ日本ト力ヲ論セテ行カナケレバ、所謂支那人ノ存立ハ出來ナイノダト云フヤウナ印象ヲ支那人ニ與ヘルヤウニ、仕向ケラレルヤウナ各般ノ施設ヲ爲サイマシテ、日滿支ノ精神ノ融合結合ヲシテヤウナ指導方針ヲ定メラレンコトヲ切ニ希望致シマシテ、以上ノ理由ト希望ヲ申上ゲマシテ、私共ハ喜ンデ本案ニ贊成ノ意ヲ表スル者デアリマス(拍手)

第二ニ希望致シタイ點ハ、此會社ノ事業遂行ニ關聯致ス問題デアリマスガ、彼ノ支那ニ於ケル我ガ同胞、中小工業者ノ諸君ノ既存ノ權利ハ、之ヲ政府ハ他マデモ保護スルト聲明サレテ居ル、ダガ之ヲ擁護スルト云フダケデハナクシテ、今回ノ事業ニ於キマシテ、上海地方ニ於ケル中小業者ノ直接間接ノ被害ダケヲ概算致シマシテモ、既ニ一億圓ヲ突破シテ居ルト申サレマス、此間ノ上海事件等ニ於キマシテハ、直接ノ損害百方圓ト官ハレタニ對シテ、政府ハ五百方圓ノ融資ヲ以テ是ガ救済ニ當リマシタガ、今回ノ支那ノ各地ニ於ケル我ガ同胞中ノ中小業者ノ被害ニ對シマシテハ、大藏省預金部ハ僅僅三千万圓ノ金ヲ以テ、之ヲ救済セントシテ居ルノデゴザイマス、ドウカ是等ノ地方ニ於ケル我ガ同胞居留民諸君ノ中小業者ノ今後ノ救済振興ノ爲ニ、政府ハ宜シク満足ナル對策ヲ御立テナラント云フコトヲモ、併セテ御願致シタイト思フノデゴザイマス(拍手)

第三ノ點ハ、應召將士諸君及ビ其遺家族ノ諸君ニ對シマシテ、此會社ガ社員及ビ從業員ヲ採用ヲ致シマス時ニハ、ドウカ優先權ヲ與ヘラレマシテ、セメテモノ御勞苦ニ對シテ、之ヲ慰ヤシタイコトヲ、特ニ希望致シタイト思フノデゴザイマス(拍手)

第四點デゴザイマスガ、是ハ治安ノ維持ノ點カラ見マシテモ、振興ノ點カラ見マシテモ、現在ノ支那ハマダ飽迄モ農業國ノ域ヲ脱シテ居リマセム、多數ノ農民ヲ如何ニ指導シ、如何ニ之ヲ經濟スルカト云フコトガ、今日ノ極メテ重大ナル問題デアルト考ヘマスガ故ニ、此會社ガ設立サレマス時ト同時ニ、是ト並行致シマシテ、ドウカ綜合的ナ農村ノ指導機關ヲ確立ヲ迅速ニナサレマシテ、今後ノ北支、中支ニ於ケル農村ノ振興開發ト同時ニ、治水ノ完備ト云フ方面ニ對シマシテモ、十分ナル對策ヲ即時御立テナラント云フコトヲ、特ニ御願申上ゲマシテ、簡單デゴザイマスガ、以上ヲ以テ本案ノ贊成ノ理由ト致ス者デアリマス(拍手)

○議長(小山松壽) 前川正一君

(前川正一君登壇)

○前川正一君 我ハ社會大衆黨ヲ代表致シマシテ、政府原案ニ對シマシテ贊成ノ意ヲ表セントスル者デアリマス、極ク簡單ニ其理由ヲ申述ベマス、此法案ヲ見マスル時

ニ、我が多年ノ大陸政策ハ、僅カデハアラウ、一步前進ノ爲ニ、此法案ガ役立ツデアラウ、同時ニ又日滿支ヲ結ビマス所ノ經濟「プロック」ノ確立ニ向テ、是亦一步前進シテ居ルノガ、本法案デゴザイマスト云フ點カラ、私達ハ先ヅ其精神ニ於キマシテハ、無條件ニ贊成スルコトガ出來ルノデゴザイマス、第二點ハ、此神速果敢ナル我が皇軍ノ軍事行動ニ對應シマシテ、今日即時ガサナケレバナラナイ最重要ナルコトハ、北支、中支ニ於ケル經濟建設デゴザイマス、此經濟建設ヲ此案ガ内容ト致シテ居リマスルガ故ニ、私達ハ先ヅ此點ニ於テモ贊成ガ出來ルノデゴザイマスガ、此案ノ内容ヲ仔細ニ點檢致シマス時ニ、何ダカ現實ニビツクリ合ハナイ所、マダ熱切テ居ナイト云フヤウナ點ガ、此案ニ於テ私達ハ遺憾ナガ見ルコトガ出來ルノデゴザイマス、併ナガラ委員會ニ於ケル所ノ政府當局ノ説明ナリ、御答辯ニ依リマシテ、大體ニ於キマシテ此内容ヲ諒解スルコトガ出來マシタト、モウ一ツハ、今日ノ長期應戰ノ立場カラ致シマシテ、先ヅ今日ノ經濟工作ハ、今直グニ是ガ敢行サレナケレバナラヌト云フ點ハ、同時ニ此二ツノ會社ノ活動ガ今即時行ハレルト云フコトガ、今日極メテ重要デアルト云フ時局認識カラ致シマシテ、之ニ贊成ヲ致ス者デアリマス、ドウカ政府ニ於ケレマシテハ、今後此運用ニ付キマシテ十分ニ誤リナキヤウニ、御答辯アラント云フ特ニ御願致シタイト思フノデゴザイマス

○議長(小山松壽) 御答辯ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(小山松壽) 御答辯ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○服部市君 直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレシコトヲ望ミマス

○議員(小山松壽) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセカ

○議員(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

○議員(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

○議員(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

○議員(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

○議員(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

第四 軍用候補馬鍛鍊法案(大石倫治君外三名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書 一 軍用候補馬鍛鍊法案(土田莊助君外三名提出) 一 軍用候補馬鍛鍊法案(大石倫治君外三名提出) 右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ別紙ノ通(内容同一)修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十三年三月二十三日 委員長 百瀬 渡

軍用候補馬鍛鍊法案(土田莊助君外三名提出) 第一條 本法ニ於テ軍用候補馬トハ馬ノ體型、能力カ軍用ニ適シ得ヘキ馬ヲ謂フ

前項軍用ニ適スル馬ノ資格標準ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

國有ノ馬、競馬法ニ依ル競馬ニ出走スル馬及種牡馬ニ付テハ本法ヲ適用セス

第二條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ軍用候補馬ノ資格判定ヲ爲ス爲道府縣毎ニ馬ノ検査ヲ行フモノトス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ地方長官ニ委任シテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第三條 前條ノ検査ニ合格シタル馬ニハ編號ノ一部ニ烙印シテ表示シ且命令ノ定ムル所ニ依リ馬籍簿ニ記載スルモノトス

第四條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村ノ區域トシ軍用候補馬ノ訓練

第五條 馬ヲ主トスル畜産組合聯合會又ハ之ニ準スル畜産組合ハ訓練教練ヲ加ヘタル軍用候補馬ノ能力ヲ檢定シ且馬事思想ヲ普及スル爲主務大臣ノ許可ヲ得テ其ノ府縣内一箇所ニ限リ優勝馬投票券ヲ發賣スル競馬ヲ開催スルコトヲ得

北海道ニ在リテハ命令ノ定ムル道内五箇所ノ區ニ於テ各一箇所トス

第六條 競馬ノ開催ハ競馬場毎ニ二年二回ヲ超ユルコトヲ得ス但シ命令ノ定ムル場合ニ限リ主務大臣ノ許可ヲ得テ年三回開催スルコトヲ得

競馬開催ノ期間ハ毎回六日以内トス

第七條 競馬ニ出場スル馬ハ其ノ府縣(北海道ニ在リテハ各區)内ニ飼養セラルル新馬十五頭以上ノ出馬登録ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ新馬トハ競馬法又ハ本法ニ依ル競馬ニ出走登録シタルコトナキ馬ヲ謂フ

第八條 競馬開催者ハ入場者ニ對シ券面金額一圓以上五圓以下ノ優勝馬投票券ヲ券面金額ヲ以テ發賣スルコトヲ得

優勝馬投票券ノ發賣ニ付テハ競馬法第四條第二項第三項及第五條ノ規定ヲ準用ス

第九條 投票の中者ニ對シテハ競馬法第六條第一項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第十條 競馬開催者ハ優勝馬投票券ノ賣得金ノ額ニ對シ百分ノ二十ヲ超ユル金額ヲ賣得歩合金トシテ取得スルコトヲ得

優勝馬投票券ノ發賣シタルトキハ命令ノ定ムル割合ヲ以テ賣得金ノ額ノ百分ノ四以内ニ相當スル金額ヲ政府ニ納付スヘシ

前項ノ納付金ニ相當スル金額ハ馬ノ改良増殖、利用増進及馬事思想ノ普及ノ爲必要ナル經費ニ充ツルコトヲ要ス

前二項ノ規定ノ適用及課税ニ付テハ競馬法第八條第三項第五項第六項及第十條第六項ノ規定ヲ準用ス

第十一條 本法競馬ニ關スル開催執務委員、調教師、騎手ノ養成、馬名登録其ノ他競馬ノ統制改善ニ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 主務大臣ハ公益上馬ノ改良増殖及馬事思想普及上必要アリト認ムルトキハ競馬開催者ニ對シ必要ナル施設、競馬場ノ設備ノ變更、競馬施行ノ方法其ノ他ニ付必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十三條 主務大臣ハ競馬開催者又ハ其ノ役員若ハ開催執務委員ノ行爲カ法令若ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スル處アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 第五條ノ許可ヲ取消

二 競馬ノ停止

三 優勝馬投票券發賣ノ停止又ハ制限

四 開催執務委員ノ職務執行ノ停止

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役若ハ二千元以下ノ罰金

一 檢察廳法案(野田文一郎君外二十六名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書 一 檢察廳法案(野田文一郎君外二十六名提出) 右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十三年三月二十四日 委員長 野田文一郎

衆議院議長小山松壽殿

○野田文一郎君 只今上程セラレマシタ兩案ニ付キマシテ、委員會ノ經過ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、此兩案ハ、天皇ノ有セラレ、司法權ヲ行使スル裁判所ト、司法權ノ發動ヲ求ムル檢察機關トノ根本ニ對シテ、改革ヲ加ヘルト云フノデアリマスルカラ、頗ル重要ナル法案デアリマシテ、裁判所構成法ハ百七條ヲ以テ成立チ、檢察廳法案ハ四十七條ヨリ成テ居ルデアリマス、其改正ノ要點ハ、先回提案理由ノ説明ノ際ニモ、此議場ニ現レマシタカラ、本日委員長トシ

○議員(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

○議員(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

ニ處シ又ハ其ノ刑ヲ併科ス

一 第五條ノ許可ヲ受ケスシテ優勝馬投票券ヲ發賣スル競馬ヲ開催シタル者

二 第十三條ノ停止又ハ制限ニ違反シテ優勝馬投票券ヲ發賣シタル者

三 本法ニ依ル競馬ノ競走ニ關シ業トシテ多數ノ者ニ對シ財物ヲ以テ賭事ヲ爲シタル者

四 開催執務委員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シ舉行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者

第十五條 騎手ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シ舉行又ハ脅迫ヲ加ヘ又ハ不正ナル競走ヲ施行ヲ強要シ若ハ其ノ誘惑ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第八條ノ規定ニ違反シ優勝馬投票券ヲ發賣シタル者又ハ購買シタル者

二 優勝馬投票券ヲ讓渡シ又ハ讓受ケタル者

三 第九條ノ規定ニ依リ制限ニ違反シテ捕戻金ヲ交付シタル者又ハ之ヲ受ケタル者

附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○百瀬渡君登壇 只今上程ニ相成リマシタ軍用候補馬鍛鍊法案ハ、政民兩黨ニ屬スル議員ノ提出法律案デアリマシテ、其内容、其法律案ノ各條項ハ、悉ク同一デアリマスガ故ニ、委員會ハ兩案ヲ併合致シマシテ審議ヲ重ネテ次第デアリマス、今其概旨ヲ申上ゲ

マズレバ、平時ニ於キマシテ軍用候補馬ノ訓練、調教及ビ鍛鍊ヲ致シマシテ、産業上其性能ヲ發揮スルト共ニ、一朝有事ルノ日ハ、即チ戰時若クハ事變ニ際シマシテハ、直ニ之ヲ軍用ニ供シ得ルヤウニ、其資源ヲ涵養シテ有能馬ヲ充實スルコト云フデアリマス、從來各府縣或ハ道等ニ普遍的ニ存在スル所ノ、地方競馬ノ全面的統制ヲ圖ルト共ニ刷新ヲ圖ラセテ現行制度ノ缺陷ヲ艾除シ、次イデ馬ノ改良増殖及ビ利用ヲ爲サントスルデアリマス、兼ネテ馬事思想ノ普及ニ努メルト云フノガ、本案ノ趣旨トスル所デアリマス、委員會ハ農林省及ビ陸軍省ノ馬政局等ニ就キマシテ質スベキハ質シ、又所見モ之ヲ伺ヒマシテ、審議ヲ重ネマシタル結果、討論ニ入りマシテハ民政黨、政友會、第一議員俱樂部ノ各代表ヨリ、ソレノ本案ヲ連ニ政府當局ハ實施ニ努メラレタイト云フ希望ヲ囑シマシテ、原案ニ賛成ヲ致シ次第デアリマス、即チ委員會ハ之ヲ修正議決シタノデアリマス、詳細ハ速記簿ニ就テ御覽ヲ願フコトト致シ、何卒委員會同様、本會ニ於キマシテモ本案ヲ可決確定セラレシコトヲ望ム次第デアリマス、以上御報告申上ゲマス(拍手)

○議員(小山松壽) 委員長報告ハ兩案ヲ併合シテ一案ト爲シ修正議決シタルモノデアリマス、兩案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセカ

○議員(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ

○議員(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ

○議員(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ

○議員(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ

○議員(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ

○議員(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ

○議員(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ

○議員(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ

○議員(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ

○議員(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ

テ簡單ニ御報告ヲ申上ゲマス
第一點ハ、憲法五十七條ニ依リテ司法權ヲ行使スル裁判所トシテ、司法權ノ行使ヲ求ル所ノ檢察機關トシテ、司法權ニ於ケル檢察權ノ根柢ニ向テ改革ヲシヨウト云フノデアリマス、第二ハ、大審院長ノ監督權ヲ擴張シテ、今日デハ大審院長ハ其院ノ監督權ヲ有スルニ過ギマセガ、之ヲ全國ノ裁判所ヲ監督セシムルト云フコトニ致シテアリマス、第三ハ審判制度ノ合理化ト申シマス、即チ裁判所ヲ構成スル判事ノ數ヲ、區域判事所ガ一人、地方裁判所ハ三人、控訴院ハ五人、大審院ハ七人ト云フ、元ノ構成法ニ還元ヲシタノデアリマス、此點ハ裁判所ノ役割所ノ人カヲ見レバ、一人デモ出來ルカモ知レマセガ、之ヲ受ケル國民ノ側カヲ見マス、ナリト、ナリト、數ガ漸次増シマシテ、其陣容ノ整ツテ所ヲ覆テ、上告ノ審理ヲ受ケルト云フノデナレバ、不安デアアル、詰リ國民ノ側カヲ見テ改正デアリマス、第四ハ、任用制度ノ改正デアリマス、總テ辯護士カラ採用ヲスルト云フ案デアリマス、第五ハ、停年制ノ廢止デアリマス、詰リ思想方圓熟ヲシテ、常識ガ洗練ヲセシメ、冷靜沈著ナル人間ハ、相當ノ年齢ヲ要スルノデアラ、裁判ノ如何ニ依リテ裁キスル職司ハ、年齢ノ如何ニ依リテ制限ヲスベキモノデナイト云フ見地カラ、此點ヲ改正ヲシタノデアリマス

ニナルコトハ認メナイノデアリマス、其點ガ先ヅ重要ナル點デアアルト存ジマス、以上ノ改正案ニ對シマシテ、委員會ハ極メテ簡單ニ質疑應答ガ行ハレマシタ、速記録ヲ御覽ヲ願ヒクイノデアリマス、唯茲ニ一ツ重要ト思ハレル點ガ御報告申上ゲマス、ソレハ檢察廳ハ一ツノ行政官府デアラ、裁判所ノ一部デハナイ、サウスレバ檢察廳ニ關スル組織擴張ハ、憲法第十條ニ依リテ天皇ノ大權ニ屬スルモノデハナイカ、即チ官制制定權ニ屬スルモノデハナイカ、然ルニ今檢察廳ト云フ法律ヲ以テ之ヲ律セントスルノハ、憲法上果シテ適當ナリヤ、斯ウ云フコトノ疑義ガアルト云フコトデアリマシテ、提案者ハ之ニ對シテ、憲法第十條ニハ「行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定ム」及「文武官ヲ任免ス」但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特別ヲ掲ケタルモノハ各其ノ條項ニ依リテアリマス、而シテ裁判所構成法ハ、申ス迄モノク憲法第五十七條ニ於テ「裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」トアル、然ルニ檢察廳關ガ一ツノ行政官府デアアル以上ハ、憲法第十條ニ依リテ命令ヲ以テ定ムベキモノデハナイカ、斯ウ云フ疑義ガアルケレドモ、併ナガ現行ノ裁判所構成法ノ中ニ、檢察廳ニ關スル規定ヲ置イタノデアリマス、サウスレバ憲法第十條ノ法律ニ特別ヲ掲ゲタルモノト云フコトニナル、憲法ガ明治二十二年二月十一日ニ發布ニナリテ、翌年二月十日ニ裁判所構成法ガ制定セラレタ、其中ニ檢察廳ニ關スル規定ガアルノデアアルカラ、此憲法第十條ノ但書ノ後段ニ屬スベキモノデアアル、斯ウ云フ説明デアリマシタ、其點ニ付テ委員ノ一松君ハ政府ノ所見ヲ質サレタノデアリマス、然ルニ政府ハ頗ル重

大ナ問題デアアルカラ、直チニ意見ヲ表明スルコトガ出來ナイト云フ答辯デアリマシタ、討論ニ入りマシテ、仲井閣下ガ民政黨ヲ代表シテ贊成ノ意見ヲ表明セラレ、政友會ヲ代表シテ泉君ガ贊成ノ意見ヲ表明セラレマシタ、採決ノ結果全會一致ヲ以テ可決セラレマシタ、何卒本議場ニ於キマシテモ、委員會決定通り本案ノ成立センコトヲ希望シマス、之ヲ以テ報告ヲ終リマス(拍手)
○議長(小山松壽吉) 兩案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセウカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(小山松壽吉) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ
○議長(小山松壽吉) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセウカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(小山松壽吉) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス
○議長(小山松壽吉) 別ニ御發議モアリマセウ、第三讀會ヲ省略シテ、兩案共委員長報告通り可決確定致シマシタ——日程第一、土木建築業組合法案ノ第一讀會ヲ開キマス

第一 土木建築業組合法案(牧野良三君外四名提出) 第一讀會
土木建築業組合法案
第一條 本法ニ於テ土木建築業者ト稱スルハ土木及建築ニ關スル工事を爲スル業者トシテシテ命令ノ定ムル所ニ依リ得
第二條 土木建築業者ハ道府縣ヲ一區域トシテ土木建築業組合ヲ設クルコトヲ得
第三條 土木建築業組合ハ土木建築事業ノ改良發達ヲ圖リ技術及經營ノ進歩ヲ講スル爲共同ノ施設ヲ爲スヲ以テ目的トス
第四條 土木建築業組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フコトヲ得
一 組合員ノ業務ニ關スル指導、研究及調査
二 組合員ノ工事若ハ材料ニ對スル檢査其ノ他必要ナル取締又ハ事業經營ニ對スル統制
三 土木建築労働者ノ福祉増進ニ關スル施設
四 組合業務ニ關シ行政廳ニ對スル建議答申
五 其ノ他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設
第五條 土木建築業組合ヲ設置セムトスルトキハ其ノ区域内ノ土木建築業者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ主務官廳ノ認可ヲ受ケベシ
第六條 土木建築業組合設置ノ認可アリタルトキハ其ノ区域内ニ於ケル土木建

建築業者ハ總テ其ノ組合員トナルモノトス
第七條 土木建築業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ニ對シ經費ヲ分賦シ及過怠金ヲ徵收スルコトヲ得
前項ノ經費及過怠金ヲ納納スル者アル場合ニ於テ組合長ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ組合ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ納付スベシ
前項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村ノ徵收金ニ次ギ其ノ時効ニ付テハ市町村税ノ例ニ依ル
經費ノ分賦過怠金ノ徵收ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ異議ノ申立、訴訟及行政訴訟ヲ爲スコトヲ得
第八條 土木建築業組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲全國ヲ區域トスル土木建築業組合ノ聯合會ヲ設置スルコトヲ得
前項ノ聯合會ヲ設置スルトキハ之ヲ日本土木建築業組合聯合會ト稱スルモノトス
第九條 前條ノ聯合會ヲ設置セムトスルトキハ土木建築業組合三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ主務官廳ノ認可ヲ受ケベシ
第十條 土木建築業組合ノ聯合會設置ノ認可アリタルトキハ全國ノ土木建築業組合ハ總テ其ノ會員トナルモノトス
第十一條 第七條第一項及第四項ノ規定ハ日本土木建築業組合ニ之ヲ準用ス
第十二條 土木建築業組合及日本土木建築業組合聯合會ハ法人トス
第十三條 本法ニ依リテ設立スル土木建築業者ノ團體ニシテ必要ト認ムルモノハ日本

土木建築業組合聯合會ニ加入セシムルコトヲ得
第十四條 土木建築業組合及日本土木建築業組合聯合會ノ定款ノ變更ハ主務官廳ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス
第十五條 主務官廳ハ土木建築業組合及日本土木建築業組合聯合會ニ對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ業務ヲ執行又ハ財産ノ狀況ヲ検査シ經費ノ豫算又ハ徵收方法ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
第十六條 土木建築業組合又ハ日本土木建築業組合聯合會ノ決議若ハ其ノ役員ノ行為ニシテ法令若ハ定款ノ規定ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ主務官廳ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得
一 組合又ハ聯合會ノ決議ヲ取消
二 役員ノ解任
三 事業ノ停止
四 組合又ハ聯合會ノ解散
附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
○議長(小山松壽吉) 本案ノ趣旨辯明ハ提出者ヨリ省略スルノ申出ガアリマシタ

第二 帝國造林株式會社法案(松浦周太郎君外三名提出) 第一讀會
帝國造林株式會社法案
第一章 總則
第一條 帝國造林株式會社ハ内地、北海道及樺太ニ於ケル造林及森林開發ヲ目的トスル株式會社トシ其ノ本社ヲ東京ニ置ク
第二條 帝國造林株式會社ノ資本ハ五千萬元トシ其ノ半額ハ政府ノ出資ト爲シ他ノ半額ハ民間ノ出資トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ増資或ハ債權ノ發行ヲ爲スコトヲ得
第三條 帝國造林株式會社ノ株式ハ記名式トシ公共團體、日本國民又ハ法人ニシテ社員若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得
第四條 帝國造林株式會社ノ株金ノ第一回拂込金額ハ株金ノ十分ノ一迄下ルコトヲ得
第五條 帝國造林株式會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ百年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得
第二章 役員
第六條 帝國造林株式會社ニ社長一名、取締役三名以上、監査役二名以上ヲ置ク
第七條 社長ハ帝國造林株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

社ノ業務ヲ分掌ス
監査役ハ帝國造林株式會社ノ業務ヲ監査ス
第八條 社長ハ政府ノ命令ジ其ノ任期ヲ五年トス
第九條 取締役ハ民間ノ五十株以上ヲ有スル主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス
第十條 監査役ハ民間ノ三十株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二年トス
第十一條 社長及取締役ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第三章 營業
第十條 帝國造林株式會社ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス
一 造林事業
イ 國有林野ニ部分林設置
ロ 帝國造林株式會社有林野ノ造林
二 製材並伐木事業
三 林産物ノ販賣
四 委託ニ依リ林野ノ經營
五 其ノ他林業開發ノ爲必要ナル事業
第十一條 營業上ノ剩餘金ハ國債證券、地方債券若ハ政府ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ應募引受若ハ買入ヲ爲シ又ハ政府ノ指定シタル銀行ニ預入ヲ爲スノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ
第四章 監督
第十二條 政府ハ帝國造林株式會社ノ業務ヲ監督ス
第十三條 帝國造林株式會社債權ヲ募集シ其ノ他借入金ヲ爲サムトスルトキハ

政府ノ認可ヲ受クベシ
 第十四條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
 第十五條 政府ハ帝國造林株式會社ノ民間持株ノ配當金ヲ年五分ニ達セザルトキハ五分ニ達スル迄補給金ヲ交付シ民間持株ノ配當金年五分ヲ超過スルヲ依テ政府持株ニ配當金ヲ交付ス
 第十六條 帝國造林株式會社ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ
 第十七條 帝國造林株式會社ハ其ノ經營スル林野ニ付商業案ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更スルトキ亦同ジ
 政府必要アリト認メタルトキハ前項商業案ノ變更ヲ命ズルコトヲ得
 第十八條 政府ハ帝國造林株式會社監理官ヲ置キ帝國造林株式會社ノ業務ヲ監視セシム
 第十九條 帝國造林株式會社監督官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ帝國造林株式會社ノ金庫帳簿及諸般ノ文書ヲ檢査スルコトヲ得且業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得
 第二十條 政府ハ帝國造林株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得
 第二十一條 帝國造林株式會社ノ役員其ノ職務遂行上本法ニ違反シタルトキハ二千圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス
 附則
 第二十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 ○議長(小山松壽電) 本案ノ趣旨辯明ハ提出者ヨリ省略スルノ中出ガアリマシタ
 ○服部總務省 本案ハ政府提出、農業保險法案委員ニ併セ付託セラレシコトヲ望ミマセ
 ○議長(小山松壽電) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセシカ
 (異議ナシ)ト呼フ者アリ
 ○議長(小山松壽電) 御異議ナキモノト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ
 是ニテ議事日程ハ議了致シマシタ、明二十五日ハ會期終了日デアリマスカラ、先例ニ依リ午前十時ヨリ本會議ヲ開キマス、議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス
 午後二時五十分散會

衆議院議事速記第三十二號中
 正誤
 頁 段 行 誤 正
 七二 二 九 ○工廠總男君 ○政府委員(工廠總男君)
 七三 四 四 聯合會ヲ 聯合會ノ
 七四 三 一〇 急道 急道
 同 四 一 九 不問 不當
 衆議院議事速記第三十三號中
 正誤
 頁 段 行 誤 正
 八〇 二 二六 漢共同組合法 漢共同組合法
 漢共同組合法 漢共同組合法

第三十九 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(高橋壽太郎君外二名提出) (委員長報告)
 第四十 交通省設置ニ關スル建議案(山田清君提出) (委員長報告)
 第四十一 戰病死者町村葬ニ關スル郵便物無料取扱ニ關スル建議案(古島義英君提出) (委員長報告)
 第四十二 高松宇多津開港海岸鐵道敷設ニ關スル建議案(松浦伊平君提出) (委員長報告)
 第四十三 穴吹坂出間並坂本丸龜間省營自動車運轉開始ニ關スル建議案(松浦伊平君提出) (委員長報告)
 第四十四 北海道ニ於ケル鐵道速成ニ關スル建議案(木下成太郎君外十五名提出) (委員長報告)
 第四十五 松戸我孫子間電化速成ニ關スル建議案(成島勇君提出) (委員長報告)
 第四十六 武雄彼井間鐵道敷設ニ關スル建議案(一ノ瀬俊民君外一名提出) (委員長報告)
 第四十七 關西線淡町驛天王寺驛間高架改築ニ關スル建議案(井上良次君外二名提出) (委員長報告)
 第四十八 土佐川口驛池川町間省營自動車支線開設ニ關スル建議案(依光好秋君提出) (委員長報告)
 第四十九 輸出織物業者救済ニ關スル建議案(中村高一君外三名提出) (委員長報告)
 第五十 船員保險法制定ニ關スル建議案(米窪滿亮君外一名提出) (委員長報告)
 第五十一 厚生省ニ賃銀勞動統計局設置ニ關スル建議案(西尾末廣君外二名提出) (委員長報告)
 第五十二 勞働力ノ保護擴充ニ關スル建議案(鈴木文治君外一名提出) (委員長報告)
 第五十三 花柳病預防法擴張ニ關スル建議案(井上良次君提出) (委員長報告)
 第五十四 官幣大社社禮神社ニ明治天皇

官報

號外 昭和十三年三月二十六日

第七十三回衆議院議事速記第三十五號(一)

昭和十三年三月二十五日(金曜日)

午後零時四分開議

議事日程 第三十四號

昭和十三年三月二十五日

午前十時開議

第一 昭和十一年度歲入歳出總決算

第二 昭和十一年度各特別會計歳入歳出決算

第三 昭和十一年度國有財産増減總計

第四 有價證券引受案(政府提出)

第五 昭和一十一年勅令第二十一號廢止

第六 刑法(東京陸軍軍法會議ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)

第七 昭和一十一年勅令第二十一號廢止

第八 行政執行法中改正法律案(一)松定吉君外七名提出

第九 刑事訴訟法中改正法律案(內藤正剛君外六名提出)

第十 陪審法中改正法律案(內藤正剛君外六名提出)

第十一 長崎縣小濱町温泉場ニ陸軍療養所設置ニ關スル建議案(太田理一君外三名提出)

第十二 栃木縣那須温泉場ニ陸軍療養所設置ニ關スル建議案(坪山徳彌君外一名提出)

第十三 傷痍軍人等ノ名譽記章改定等ニ關スル建議案(松尾三藏君提出)

第十四 境港ヲ起點トシ釜山元山清津羅津雄基各港間ニ定期命令航路開始ニ關スル建議案(稻田直道君提出)

第十五 海員懲戒法改正ニ關スル建議案(米窪滿亮君外一名提出)

第十六 出動將兵家族鐵道無賃乘車ニ關スル建議案(伊藤東一郎君外二名提出)

第十七 戰傷病者ノ家族鐵道無賃乘車ニ關スル建議案(松本治一郎君提出)

第十八 鐵道三等公務乘車證制度復活ニ關スル建議案(松尾三藏君提出)

第十九 水澤速野間鐵道敷設ニ關スル建議案(志賀和多利君外一名提出)

第二十 水澤大船渡間省營バス運轉ニ關スル建議案(志賀和多利君外一名提出)

第二十一 若櫻八鹿間若櫻新宮間鐵道速成ニ關スル建議案(稻田直道君提出)

第二十二 三戸驛ヨリ三本木ヲ經テ千曳驛ニ至ル鐵道速成ニ關スル建議案(小笠原八十美君外一名提出)

第二十三 三戸驛ヨリ馬内驛ニ至ル鐵道速成ニ關スル建議案(小笠原八十美君外一名提出)

第二十四 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出)

第二十五 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出)

第二十六 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出)

第二十七 憲法發布記念日制定ニ關スル建議案(中野治介君外一名提出)

第二十八 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出)

第二十九 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出)

第三十 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出)

第三十一 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出)

第三十二 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出)

第三十三 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出)

第三十四 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出)

第三十五 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出)

第三十六 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出)

第三十七 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出)

第三十八 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出)

鐵道速成ニ關スル建議案(小笠原八十美君外一名提出) (委員長報告)
 第二十四 金澤敦賀間鐵道改修促進ニ關スル建議案(齋藤直橋君外一名提出) (委員長報告)
 第二十五 善通寺坂出間鐵道改修促進ニ關スル建議案(松浦伊平君提出) (委員長報告)
 第二十六 樺原神宮神德景仰ニ關スル建議案(福井甚三君外二名提出) (委員長報告)
 第二十七 綾川改修ニ關スル建議案(松浦伊平君提出) (委員長報告)
 第二十八 愛國記念貨幣發行ニ關スル建議案(眞鍋儀十君外五名提出) (委員長報告)
 第二十九 栃木縣ニ無水アルコール工場設置ニ關スル建議案(坪山徳彌君外二名提出) (委員長報告)
 第三十 青年學校補助費増額ニ關スル建議案(庄司一郎君外一名提出) (委員長報告)
 第三十一 帝國造林株式會社設立ニ關スル建議案(松浦周太郎君外三名提出) (委員長報告)
 第三十二 戰病死者遺族並傷痍軍人優遇ニ關スル建議案(江藤源九郎君提出) (委員長報告)
 第三十三 戰役殊勳者優遇ニ關スル建議案(本田義成君外三名提出) (委員長報告)
 第三十四 戰役殊勳者優遇即行ニ關スル建議案(眞鍋儀十君外三名提出) (委員長報告)
 第三十五 北海道生産力擴充ニ關スル建議案(山本厚三君提出) (委員長報告)
 第三十六 北海道生産力擴充ニ關スル建議案(木下成太郎君外一名提出) (委員長報告)
 第三十七 憲法發布記念日制定ニ關スル建議案(中野治介君外一名提出) (委員長報告)
 第三十八 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出) (委員長報告)

第三十九 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(高橋壽太郎君外二名提出) (委員長報告)
 第四十 交通省設置ニ關スル建議案(山田清君提出) (委員長報告)
 第四十一 戰病死者町村葬ニ關スル郵便物無料取扱ニ關スル建議案(古島義英君提出) (委員長報告)
 第四十二 高松宇多津開港海岸鐵道敷設ニ關スル建議案(松浦伊平君提出) (委員長報告)
 第四十三 穴吹坂出間並坂本丸龜間省營自動車運轉開始ニ關スル建議案(松浦伊平君提出) (委員長報告)
 第四十四 北海道ニ於ケル鐵道速成ニ關スル建議案(木下成太郎君外十五名提出) (委員長報告)
 第四十五 松戸我孫子間電化速成ニ關スル建議案(成島勇君提出) (委員長報告)
 第四十六 武雄彼井間鐵道敷設ニ關スル建議案(一ノ瀬俊民君外一名提出) (委員長報告)
 第四十七 關西線淡町驛天王寺驛間高架改築ニ關スル建議案(井上良次君外二名提出) (委員長報告)
 第四十八 土佐川口驛池川町間省營自動車支線開設ニ關スル建議案(依光好秋君提出) (委員長報告)
 第四十九 輸出織物業者救済ニ關スル建議案(中村高一君外三名提出) (委員長報告)
 第五十 船員保險法制定ニ關スル建議案(米窪滿亮君外一名提出) (委員長報告)
 第五十一 厚生省ニ賃銀勞動統計局設置ニ關スル建議案(西尾末廣君外二名提出) (委員長報告)
 第五十二 勞働力ノ保護擴充ニ關スル建議案(鈴木文治君外一名提出) (委員長報告)
 第五十三 花柳病預防法擴張ニ關スル建議案(井上良次君提出) (委員長報告)
 第五十四 官幣大社社禮神社ニ明治天皇

第五十五 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出) (委員長報告)
 第五十六 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出) (委員長報告)
 第五十七 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出) (委員長報告)
 第五十八 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出) (委員長報告)
 第五十九 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出) (委員長報告)
 第六十 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出) (委員長報告)
 第六十一 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出) (委員長報告)
 第六十二 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出) (委員長報告)
 第六十三 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出) (委員長報告)
 第六十四 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出) (委員長報告)
 第六十五 帝國在郷軍人會國庫補助金増額ニ關スル建議案(行吉治君提出) (委員長報告)

- 皇令ニ關スル建議案(木下成太郎君外十五名提出) (委員長報告)
- 第五十五 北海道拓殖計畫改訂案(山本厚三君外十五名提出) (委員長報告)
- 第五十六 北海道ニ於ケル港灣修築案(山本厚三君外十五名提出) (委員長報告)
- 第五十七 雪害對策案(山本厚三君外十五名提出) (委員長報告)
- 第五十八 高瀬川改修促進案(委員長報告)
- 第五十九 府縣道改良助成費増額案(委員長報告)
- 第六十 木曾川下流増補工事促進案(委員長報告)
- 第六十一 新聞記者ノ資格制定案(委員長報告)
- 第六十二 支那事變助成者ノ救助案(委員長報告)
- 第六十三 凱旋將士ノ饒別返シ取止方案(委員長報告)
- 第六十四 癩病診療院改築案(委員長報告)
- 第六十五 現行借地法施行地擴張案(委員長報告)
- 第六十六 大牟田市ニ區裁判所設置案(委員長報告)
- 第六十七 小型船舶保護法制定案(委員長報告)
- 第六十八 長崎上海間通信機關充實案(委員長報告)
- 第六十九 釜石木匠間鐵道通案(委員長報告)
- 第七十 伊東下田間鐵道敷設案(委員長報告)
- 第七十一 龜岡茨木間鐵道敷設案(委員長報告)
- 第七十二 島原鐵道山口之津鐵道買収案(委員長報告)
- 第七十三 盛笠石間鐵道敷設案(委員長報告)
- 第七十四 青森新鐵道敷設案(委員長報告)
- 第七十五 野澤名入間鐵道敷設案(委員長報告)
- 第七十六 只見ヨリ古町館ヲ經テ田島ニ至ル鐵道敷設案(委員長報告)
- 第七十七 須賀川長沼間鐵道敷設案(委員長報告)
- 第七十八 川口只見間鐵道敷設案(委員長報告)
- 第七十九 野岩羽鐵道敷設案(委員長報告)
- 第八十 省線西成線高架改築電化促進案(委員長報告)
- 第八十一 北海道農工商漁業金融政策案(委員長報告)
- 第八十二 北海道ニ無水アルコト工場敷設案(委員長報告)
- 第八十三 高知縣ニ無水アルコト工場敷設案(委員長報告)
- 第八十四 沖繩縣ニ無水アルコト工場敷設案(委員長報告)
- 第八十五 酒精製造工場設置案(委員長報告)
- 第八十六 北海道土地賃借價格特別課率制定案(委員長報告)
- 第八十七 大楠公遺蹟顯彰案(委員長報告)
- 第八十八 旭川市ニ高等工業學校設置案(委員長報告)
- 第八十九 北海道帝國大學ニ水産學科及人文科學ニ關スル學部設置案(委員長報告)
- 第九十 帝國圖書館完成案(委員長報告)
- 第九十一 小學校林造成案(委員長報告)
- 第九十二 中部千島開放案(委員長報告)
- 第九十三 北千島漁業開發案(委員長報告)
- 第九十四 京北地方耕地開墾促進案(委員長報告)
- 第九十五 茶葉技術員設置費國庫補助案(委員長報告)
- 第九十六 種牡馬國有開放地川國有林野開放案(委員長報告)
- 第九十七 養蠶家並中小蠶業者ノ業務安定ニ關スル建議案(委員長報告)
- 第九十八 府社早稲社昇格設置案(委員長報告)
- 第九十九 我力國號ノ稱呼統一ニ關スル建議案(委員長報告)
- 第一百 我力國號ノ稱呼統一ニ關スル建議案(委員長報告)
- 第一百零一 學校看護婦職制制定案(委員長報告)
- 第一百零二 學校看護婦職制制定案(委員長報告)
- 第一百零三 肥料專賣案(委員長報告)
- 第一百零四 肥料專賣案(委員長報告)
- 第一百零五 肥料製造販賣國營案(委員長報告)
- 第一百零六 滿鮮向人絹織物ノ生産統制解除案(委員長報告)
- 第一百零七 貿易振興上ノ諸機關充實案(委員長報告)
- 第一百零八 生絲國內消費獎勵案(委員長報告)
- 第一百零九 中華民國臨時政府關稅中人絹織物ノ稅率引下方交渉促進案(委員長報告)
- 第一百一十 平城宮址ニ平城神宮創立案(委員長報告)
- 第一百一十一 境港第二期修築工事速成案(委員長報告)
- 第一百一十二 國道五號線中敷上郡内路線改修促進案(委員長報告)
- 第一百一十三 前田川改修案(委員長報告)
- 第一百一十四 大井川改修工事促進案(委員長報告)
- 第一百一十五 牛瀨川改修區域擴張工事案(委員長報告)

- 促進ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外四名提出) (委員長報告)
- 第一百十六 山川港修築案(委員長報告)
- 第一百十七 國道九號線三國峠改修案(委員長報告)
- 第一百十八 戰傷死者ノ精神救済案(委員長報告)
- 第一百十九 沖繩縣宮古郡ニ飛行場設置案(委員長報告)
- 第一百二十 名古屋美濃太田間鐵道敷設案(委員長報告)
- 第一百二十一 薩摩水野驛單人車間鐵道敷設案(委員長報告)
- 第一百二十二 我孫子佐原間鐵道電化案(委員長報告)
- 第一百二十三 久留米ヨリ榑木ヲ經テ熊本ニ至ル鐵道敷設案(委員長報告)
- 第一百二十四 櫻井津間鐵道敷設案(委員長報告)
- 第一百二十五 沖繩縣鐵路國營案(委員長報告)
- 第一百二十六 南部氏歴代ノ勤王事蹟ヲ國定教科書ニ採録案(委員長報告)
- 第一百二十七 郡市町村農會並森林組合等ニ林業技術員設置助成案(委員長報告)
- 第一百二十八 健康保險法改正案(委員長報告)
- 第一百二十九 養蚕食糧給付案(委員長報告)
- 第一百三十 公共浴場統制案(委員長報告)
- 第一百三十一 利根川遊水地工事速成案(委員長報告)
- 第一百三十二 利根川治水根本對策案(委員長報告)
- 第一百三十三 國道四號線改修日光國立公園關係道路改築助成案(委員長報告)
- 第一百三十四 國道四號線改修日光國立公園關係道路改築助成案(委員長報告)
- 第一百三十五 安倍川改修案(委員長報告)
- 第一百三十六 安倍川沿岸堤防改修工事延長案(委員長報告)
- 第一百三十七 小學校教員ノ公務出張ニ對シ鐵道無賃乘車案(委員長報告)
- 第一百三十八 警察官並小學校教員ノ鐵道割引乘車案(委員長報告)
- 第一百三十九 馬車振興案(委員長報告)
- 第一百四十 燒津漁港修築促進案(委員長報告)
- 第一百四十一 汚水防止案(委員長報告)
- 第一百四十二 國產自動車課稅廢止案(委員長報告)
- 第一百四十三 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百四十四 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百四十五 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百四十六 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百四十七 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百四十八 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百四十九 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百五十 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百五十一 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百五十二 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百五十三 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百五十四 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百五十五 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百五十六 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百五十七 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百五十八 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百五十九 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百六十 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百六十一 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百六十二 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百六十三 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百六十四 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百六十五 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百六十六 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百六十七 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百六十八 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百六十九 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百七十 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百七十一 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百七十二 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百七十三 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百七十四 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)
- 第一百七十五 支那各地ニ日本語學校設置案(委員長報告)

- 第七十三 長崎港改修第一種重要港灣編入ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出) (委員長報告)
- 第七十四 直江津港修築ニ關スル建議案(羽田武副郎君外五名提出) (委員長報告)
- 第七十五 鳥取港修築ニ關スル建議案(稻田直道君提出) (委員長報告)
- 第七十六 津大阪兩市間道路ヲ開闢スル建議案(川崎克君外三名提出) (委員長報告)
- 第七十七 東京市ヨリ津市ヲ經テ和歌山市ニ至ル路線ヲ開闢スル建議案(濱田國松君外一名提出) (委員長報告)
- 第七十八 國道路線追加ニ關スル建議案(田中好君提出) (委員長報告)
- 第七十九 國道十二號線兩井敷貫出改修ニ關スル建議案(藤原直樹君外四名提出) (委員長報告)
- 第八十 大和川改修工事區域ニ關分村編入ニ關スル建議案(田中万逸君提出) (委員長報告)
- 第八十一 五戸川改修助成ニ關スル建議案(森田重次郎君提出) (委員長報告)
- 第八十二 小丸川改修助成ニ關スル建議案(伊東岩男君外一名提出) (委員長報告)
- 第八十三 半岐室戸間鐵道敷設ニ關スル建議案(田村秀吉君外一名提出) (委員長報告)
- 第八十四 大杉野ヨリ別子ヲ經テ新居野ニ至ル鐵道敷設ニ關スル建議案(長野長廣君外一名提出) (委員長報告)
- 第八十五 松本高山間鐵道敷設助成ニ關スル建議案(百瀬渡君提出) (委員長報告)
- 第八十六 宮林線鐵道速成ニ關スル建議案(陣重吉君提出) (委員長報告)
- 第八十七 國崎多治見間鐵道敷設ニ關スル建議案(服部英明君外四名提出) (委員長報告)
- 第八十八 五新線速成ニ關スル建議案(關弁善三君外一名提出) (委員長報告)
- 第八十九 豐後森浦坂間鐵道敷設ニ關スル建議案(小野康君提出) (委員長報告)
- 第九十 喜々津浦上間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出) (委員長報告)
- 第九十一 穴水ヨリ宇津ヲ經テ飯田ニ至ル鐵道敷設速成ニ關スル建議案(櫻井兵五郎君外四名提出) (委員長報告)
- 第九十二 中津川下呂間鐵道速成ニ關スル建議案(原玉重君提出) (委員長報告)
- 第九十三 三國海岸鐵道敷設ニ關スル建議案(熊谷五右衛門君外一名提出) (委員長報告)
- 第九十四 豐水驛ヨリ東豐水村ヲ經テ日和佐町ニ至ル鐵道敷設ニ關スル建議案(長野長廣君外一名提出) (委員長報告)
- 第九十五 相可野口間鐵道敷設ニ關スル建議案(長井源君提出) (委員長報告)
- 第九十六 國部福知山間省營自動車運轉開始促進ニ關スル建議案(田中好君外一名提出) (委員長報告)
- 第九十七 宇野山守間省營バス運轉ニ關スル建議案(稻田直道君提出) (委員長報告)
- 第九十八 信樂加茂間省營自動車運轉開始促進ニ關スル建議案(田中好君外一名提出) (委員長報告)
- 第九十九 長崎市ヨリ佐井宇野ヲ經テ佐世保ニ至ル省營バス運轉ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出) (委員長報告)
- 第一百 輕井澤橫川間省營バス運轉開始促進ニ關スル建議案(最上政三君外一名提出) (委員長報告)
- 第一百零一 東海鐵道電化促進ニ關スル建議案(山田順策君提出) (委員長報告)
- 第一百零二 京都市郊外電車增加ニ關スル建議案(田中好君外一名提出) (委員長報告)
- 第一百零三 京都車津間鐵道電化促進ニ關スル建議案(服部岩吉君外三名提出) (委員長報告)
- 第一百零四 宇野岡山間無停車列車運轉並ニ宇野松尾間連絡船増設ニ關スル建議案(前川正一君外一名提出) (委員長報告)
- 第一百零五 長崎本線複線及長崎門司間鐵道電化ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出) (委員長報告)
- 第一百零六 長崎市ニ鐵道運輸事務所及保險事務所設置ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出) (委員長報告)
- 第一百零七 富島用水改良事業速成ニ關スル建議案(伊東岩男君外一名提出) (委員長報告)
- 第一百零八 伊豆沼田開墾ニ關スル建議案(大石倫治君提出) (委員長報告)
- 第一百零九 產米斤量取引實施ニ關スル建議案(前川正一君外一名提出) (委員長報告)
- 第一百一十 中小商工業者振興ニ關スル建議案(稻田直道君外三名提出) (委員長報告)
- 第一百一十一 職役從事者從軍人優遇ニ關スル建議案(長野高一君提出) (委員長報告)
- 第一百一十二 岐阜地方裁判所並同區裁判所改築ニ關スル建議案(大野伴雄君提出) (委員長報告)
- 第一百一十三 長崎市附近ニ飛行場設置ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出) (委員長報告)
- 第一百一十四 長崎上海間航路改善ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出) (委員長報告)
- 第一百一十五 長崎移住救濟所設置ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出) (委員長報告)
- 第一百一十六 物品特別税中ヨリ珊瑚眞珠除外ニ關スル建議案(佐光好秋君提出) (委員長報告)
- 第一百一十七 商業組合助成ニ關スル建議案(田中邦治君外一名提出) (委員長報告)
- 第一百一十八 木炭瓦斯發生裝置獎勵補助費増額ニ關スル建議案(山川順三郎君外二名提出) (委員長報告)
- 第一百一十九 輸出人造絹織物ノ生産統制改善ニ關スル建議案(添田敏一郎君提出) (委員長報告)
- 第一百二十 對馬島振興ニ關スル建議案(西岡竹次郎君外三名提出) (委員長報告)
- 第一百二十一 農産物ノ價格調整ニ關スル建議案(吉植庄亮君外三名提出) (委員長報告)
- 第一百二十二 國際賽馬場設置ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出) (委員長報告)
- 第一百二十三 東北地方冷害防止ノ爲水稻ノ適時完成施設ニ關スル建議案(森田重次郎君外二名提出) (委員長報告)
- 第一百二十四 堆肥肥料無料採取ニ關スル建議案(山田六郎君外一名提出) (委員長報告)
- 第一百二十五 關門國道改良ニ關スル建議案(西川貞一君提出) (委員長報告)
- 第一百二十六 長崎港ニ貯油場建設ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出) (委員長報告)
- 第一百二十七 宇野神社創建費國庫補助ニ關スル建議案(武知勇記君外一名提出) (委員長報告)
- 第一百二十八 魚野川改修工事速成ニ關スル建議案(今成留之助君外一名提出) (委員長報告)
- 第一百二十九 請戸川改修ニ關スル建議案(山田六郎君提出) (委員長報告)
- 第一百三十 由良川改修ニ關スル建議案(村上古吉君外三名提出) (委員長報告)
- 第一百三十一 新潟縣農產ニ關スル建議案(中野實吉君外八名提出) (委員長報告)
- 第一百三十二 庄川改修促進ニ關スル建議案(土倉宗明君外二名提出) (委員長報告)

- 第二百三十四 町村有建物火災保險相互組合法制定ニ關スル建議案(松田善三郎君外三名提出) (委員長報告)
- 第二百三十五 東京大阪間一般自動車運轉促進ニ關スル建議案(田中好君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百三十六 文化、交通、河川、港灣等ノ國家施設ニ對シテ地方府縣並市町村ノ納付金制度確立ニ關スル建議案(吉植庄亮君外三名提出) (委員長報告)
- 第二百三十七 唐津港第二期修築工事ニ關スル建議案(藤生安太郎君提出) (委員長報告)
- 第二百三十八 那賀川改修工事促進ニ關スル建議案(田村秀吉君提出) (委員長報告)
- 第二百三十九 海部川改修ニ關スル建議案(田村秀吉君提出) (委員長報告)
- 第二百四十 米ノ死化防止ニ關スル建議案(吉植庄亮君外四名提出) (委員長報告)
- 第二百四十一 樽太北海道山林ノ増伐及一般用材供給ニ關スル建議案(深澤豐太郎君外二名提出) (委員長報告)
- 第二百四十二 本邦木材供給調整ニ關スル建議案(山本厚三君外六名提出) (委員長報告)
- 第二百四十三 支那事變影響下ノ軍人職病死者優遇ニ關スル建議案(田中邦治君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百四十四 軍事扶助制度ニ關スル建議案(松本治一君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百四十五 明治野首外苑ニ武道敷設ニ關スル建議案(藤生安太郎君提出) (委員長報告)
- 第二百四十六 武道會館設置ニ關スル建議案(藤生安太郎君外七名提出) (委員長報告)
- 第二百四十七 武道會館設置ニ關スル建議案(江藤源九郎君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百四十八 武道會館設置ニ關スル建議案(三輪源三郎君外三名提出) (委員長報告)
- 第二百四十九 武道會館設置ニ關スル建議案(大塚唯男君外五名提出) (委員長報告)
- 第二百五十 相模鐵道美濃ニ關スル建議案(藤生安太郎君提出) (委員長報告)
- 第二百五十一 采道復舊術ノ單行法規制定ニ關スル建議案(藤生安太郎君提出) (委員長報告)
- 第二百五十二 厚生省ニ精神保健ニ關スル建議案(高見之丞君提出) (委員長報告)
- 第二百五十三 厚生省ニ精神保健ニ關スル建議案(松田善三郎君外二名提出) (委員長報告)
- 第二百五十四 全國ニ市町村立武道敷設ニ關スル建議案(堤康次郎君外五名提出) (委員長報告)
- 第二百五十五 全國ニ市町村立武道敷設ニ關スル建議案(田原孝次君外二名提出) (委員長報告)
- 第二百五十六 全國ニ市町村立武道敷設ニ關スル建議案(藤生安太郎君外七名提出) (委員長報告)
- 第二百五十七 厚生省ニ武道局又ハ武道課設置ニ關スル建議案(藤生安太郎君提出) (委員長報告)
- 第二百五十八 健康保險ノ籌備組織改善ニ關スル建議案(三宅正一君外六名提出) (委員長報告)
- 第二百五十九 水上生活者アト建設ニ關スル建議案(河野密君提出) (委員長報告)
- 第二百六十 養老年金法制定ノ準備促進ニ關スル建議案(稻田直道君外二名提出) (委員長報告)
- 第二百六十一 山口縣ニ高等工業學校設置ニ關スル建議案(中野治介君外四名提出) (委員長報告)
- 第二百六十二 長崎縣專門學校設置ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出) (委員長報告)
- 第二百六十三 熊本縣專門學校設置ニ關スル建議案(武知勇記君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百六十四 長崎市ニ水産專門學校設置ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出) (委員長報告)
- 第二百六十五 忠臣玉井西阿ノ事蹟ヲ國定教科書ニ採録ニ關スル建議案(松尾四郎君提出) (委員長報告)
- 第二百六十六 私立大學國庫補助ニ關スル建議案(世耕弘一君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百六十七 私立十四大學國庫補助金下付ニ關スル建議案(野中健也君提出) (委員長報告)
- 第二百六十八 私立大學校長及教職員優遇ニ關スル建議案(世耕弘一君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百六十九 武道ヲ小學教育年學校女學校正科目ニ編入ニ關スル建議案(藤生安太郎君提出) (委員長報告)
- 第二百七十 祖國振興隊全國普及ニ關スル建議案(伊東岩男君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百七十一 武道教師養成機關擴充並新設ニ關スル建議案(堤康次郎君外五名提出) (委員長報告)
- 第二百七十二 武道教師養成機關擴充並新設ニ關スル建議案(田原孝次君外二名提出) (委員長報告)
- 第二百七十三 武道教師養成機關擴充並新設ニ關スル建議案(藤生安太郎君外七名提出) (委員長報告)
- 第二百七十四 武道會館設置ニ關スル建議案(堤康次郎君外五名提出) (委員長報告)
- 第二百七十五 武道會館設置ニ關スル建議案(田原孝次君外二名提出) (委員長報告)
- 第二百七十六 武道會館設置ニ關スル建議案(藤生安太郎君外七名提出) (委員長報告)
- 第二百七十七 武道會館設置ニ關スル建議案(堤康次郎君外五名提出) (委員長報告)
- 第二百七十八 武道會館設置ニ關スル建議案(田原孝次君外二名提出) (委員長報告)
- 第二百七十九 武道會館設置ニ關スル建議案(藤生安太郎君外七名提出) (委員長報告)
- 第二百八十 自治功勞章制定ニ關スル建議案(田中邦治君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百八十一 日滿支共通過關稅並並及獎勵ニ關スル建議案(加藤知正君外五名提出) (委員長報告)
- 第二百八十二 日滿支共通過關稅並並及獎勵ニ關スル建議案(中野實吉君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百八十三 日滿支共通過關稅並並及獎勵ニ關スル建議案(川村保太郎君提出) (委員長報告)
- 第二百八十四 日滿支共通過關稅並並及獎勵ニ關スル建議案(橋口壽右衛門君外四名提出) (委員長報告)
- 第二百八十五 國旗地質制定ニ關スル建議案(內藤守正君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百八十六 國旗地質制定ニ關スル建議案(內藤守正君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百八十七 國旗ニ關スル法律制定ニ關スル建議案(西田錦吉君提出) (委員長報告)
- 第二百八十八 香川縣西瀨ニ國營軍用工場設置ニ關スル建議案(松浦伊平君提出) (委員長報告)
- 第二百八十九 傷痍軍人救濟局優遇ニ關スル建議案(淺沼稻次郎君外三名提出) (委員長報告)
- 第二百九十 川南原國營開墾ニ關スル建議案(伊東岩男君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百九十一 造林經營特種會社設立ニ關スル建議案(東武君外九名提出) (委員長報告)
- 第二百九十二 國民世襲財產法制定ニ關スル建議案(山田六郎君提出) (委員長報告)
- 第二百九十三 潜水病ノ預防及治療ニ關スル建議案(東郷實君提出) (委員長報告)
- 第二百九十四 生命保險事業團體ノ是非調査ニ關スル建議案(林路一君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百九十五 私立大學國庫補助ニ關

スル決議案(内藤正明君外九名提出)
第二百九十六 私立大學校長及教職員優遇ニ關スル決議案(内藤正明君外九名提出)

- 第一 (特別報告第一號) 金婚勳章年金令改正ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二 (特別報告第二號) 元北海通商船林監守ノ恩給ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三 (特別報告第三號) 戦公病死者遺族救済軍人優遇ニ關スル請願外六件 (委員長報告)
- 第四 (特別報告第四號) 軍人恩給一部改正ノ請願 (委員長報告)
- 第五 (特別報告第五號) 報國祈願大祭施行ノ請願 (委員長報告)
- 第六 (特別報告第六號) 勳七等以下優遇ノ請願 (委員長報告)
- 第七 (特別報告第七號) 恩給金融業者救済ニ關スル請願外二件 (委員長報告)
- 第八 (特別報告第八號) 砂礫輸入税撤廃ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第九 (特別報告第九號) 當麻村所在國有地ヲ永山、東旭川、當麻ノ各村ニ均分拂下ノ請願 (委員長報告)
- 第十 (特別報告第十號) 當麻村所在國有地拂下ノ請願 (委員長報告)
- 第十一 (特別報告第十一號) 美深町ニ無水酒精工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第十二 (特別報告第十二號) 消防組員優遇ニ關スル法律制定ノ請願 (委員長報告)
- 第十三 (特別報告第十三號) 火災豫防ニ關スル法律制定ノ請願 (委員長報告)
- 第十四 (特別報告第十四號) 二十五歳未満飲酒取締法制定ノ請願外四件 (委員長報告)
- 第十五 (特別報告第十五號) 國分村ヲ大和川改修工事施行區域ニ編入ノ請願 (委員長報告)
- 第十六 (特別報告第十六號) 廣島工業港修築促進ノ請願 (委員長報告)

- 第十七 (特別報告第十七號) 薩南連絡港修築ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第十八 (特別報告第十八號) 泊村船入酒擴張ノ請願 (委員長報告)
- 第十九 (特別報告第十九號) 天鹽河口修築ノ請願 (委員長報告)
- 第二十 (特別報告第二十號) 東旭川村字上ノ一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百 (委員長報告)

- 第三十五 (特別報告第三十五號) 壽都鐵道買收ノ請願 (委員長報告)
- 第三十六 (特別報告第三十六號) 橫莊鐵道買收未成區間速成ノ請願 (委員長報告)
- 第三十七 (特別報告第三十七號) 倉敷驛下津井港間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三十八 (特別報告第三十八號) 上ノ山、白石間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第三十九 (特別報告第三十九號) 能登鐵道買收三井、三井間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四十 (特別報告第四十號) 大野町、堀原野、中休、勝原間鐵道敷設中休、停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四十一 (特別報告第四十一號) 大樹、浦河間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四十二 (特別報告第四十二號) 安藝阿賀、志和口兩驛間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四十三 (特別報告第四十三號) 枝幸、美深間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四十四 (特別報告第四十四號) 宗谷本線吹來、恩根内兩驛間停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四十五 (特別報告第四十五號) 岩隈山、ヲ神陵地ニ指定ノ請願 (委員長報告)
- 第四十六 (特別報告第四十六號) 皇室用御料田設置ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四十七 (特別報告第四十七號) 縣社岩隈八幡宮昇格ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四十八 (特別報告第四十八號) 拔海村ニ船入酒場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四十九 (特別報告第四十九號) 不正食料品ノ取締執行其ノ他ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五十 (特別報告第五十號) 結核豫防ノ爲脂肪攝取獎勵ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五十一 (特別報告第五十一號) 溫泉園策樹立ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五十二 (特別報告第五十二號) 利根水

- 源流養禁伐保安林設定ノ請願 (委員長報告)
- 第五十三 (特別報告第五十三號) 生牛乳ノ廉價供給策樹立ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五十四 (特別報告第五十四號) 震災保險法制定ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第五十五 (特別報告第五十五號) 靖國神社分靈ヲ市町村氏神境内ニ奉祀ノ請願 (委員長報告)
- 第五十六 (特別報告第五十六號) 車馬馬買頭數增加購買價格引上其ノ他ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五十七 (特別報告第五十七號) 出征將兵入隊通知郵便料免除ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五十八 (特別報告第五十八號) 不動村郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第五十九 (特別報告第五十九號) 田頭村郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第六十 (特別報告第六十號) 本名村郵便局又ハ郵便取扱所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第六十一 (特別報告第六十一號) 西有家町郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第六十二 (特別報告第六十二號) 男木島郵便取扱所ニ電信電話開設ノ請願 (委員長報告)
- 第六十三 (特別報告第六十三號) 知覽區裁判所常任判事設置ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第六十四 (特別報告第六十四號) 生山、上石見兩驛間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第六十五 (特別報告第六十五號) 館腰村大字植松ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第六十六 (特別報告第六十六號) 日詰町ニ簡易停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第六十七 (特別報告第六十七號) 豫定線函館、戸井間ヲ古武井迄延長ノ請願 (委員長報告)
- 第六十八 (特別報告第六十八號) 岩國、萩間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

- 第六十九 (特別報告第六十九號) 會吉、勝山間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第七十 (特別報告第七十號) 佐用、智頭間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第七十一 (特別報告第七十一號) 高松、鶴岡間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第七十二 (特別報告第七十二號) 戰公病死者遺族救済軍人優遇ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第七十三 (特別報告第七十三號) 兵役義務者及傷痍軍人待遇改善法制定ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第七十四 (特別報告第七十四號) 青年學校教育義務制度實施ノ請願 (委員長報告)
- 第七十五 (特別報告第七十五號) 安藝阿賀、志和口兩驛間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第七十六 (特別報告第七十六號) 戰後遺棄者優遇ニ關スル請願外四件 (委員長報告)
- 第七十七 (特別報告第七十七號) 大正十二年以前ニ退職セシ元北海通商船林監守ノ恩給ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第七十八 (特別報告第七十八號) 北海道田畑地租特恵税率設定ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第七十九 (特別報告第七十九號) 所傳洞在委員優遇ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第八十 (特別報告第八十號) 製糖用兎毛皮輸入關稅免除ノ請願 (委員長報告)
- 第八十一 (特別報告第八十一號) 名寄町ニ無水酒精製造工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第八十二 (特別報告第八十二號) 東北、北海道救済施設確立ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第八十三 (特別報告第八十三號) 我カ國名譽呼稱統一ノ請願 (委員長報告)
- 第八十四 (特別報告第八十四號) 對支文化工作施設ニ關スル請願 (委員長報告)

- 第八十五 (特別報告第八十五號) 土岐、額乘、多治見國長二公ヲ祀ル神社建設ノ請願 (委員長報告)
- 第八十六 (特別報告第八十六號) 千早神、社并格致ノ早城址維持保存ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第八十七 (特別報告第八十七號) 廣島、神戶、社并格致ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第八十八 (特別報告第八十八號) 未成年者喫煙禁止法改正ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第八十九 (特別報告第八十九號) 實屋利子引下ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第九十 (特別報告第九十號) 青年禁酒法制定ノ請願外二件 (委員長報告)
- 第九十一 (特別報告第九十一號) 國道五號線中山形縣最上郡内路線改修促進ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第九十二 (特別報告第九十二號) 磯ヶ石川改修ノ請願 (委員長報告)
- 第九十三 (特別報告第九十三號) 河原町大字稻常並國英村大字山土地城ヲ千代川改修區域ニ編入ノ請願 (委員長報告)
- 第九十四 (特別報告第九十四號) 藤浦港暗礁除却工事助成ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第九十五 (特別報告第九十五號) 名寄町ニ支廳設置ノ請願 (委員長報告)
- 第九十六 (特別報告第九十六號) 遠別村ニ船入酒場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第九十七 (特別報告第九十七號) 太極村大字船泊村ニ船入酒場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第九十八 (特別報告第九十八號) 一號、苦前、漁港修築ノ請願 (委員長報告)
- 第九十九 (特別報告第九十九號) 岩内港修築年次繰上ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第一百 (特別報告第一百號) 根泉漁港修築ノ請願 (委員長報告)
- 第一百一 (特別報告第一百一號) 溫泉法制定並溫泉園策ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第一百二 (特別報告第一百二號) 製パン

- 原料用外國產小麦輸入禁止ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第一百三 (特別報告第一百三號) 漁村金融體系ノ確立ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第一百四 (特別報告第一百四號) 漁村施設ノ擴充ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第一百五 (特別報告第一百五號) 肥料、製造販賣配給事業ノ國營ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第一百六 (特別報告第一百六號) 澱粉ノ輸出促進ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第一百七 (特別報告第一百七號) 水産行政機構ノ擴充ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第一百八 (特別報告第一百八號) 水産會ノ活動促進ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第一百九 (特別報告第一百九號) 水産食糧資源ノ確保培養ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第一百十 (特別報告第一百十號) 水産物ノ輸出振興ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第一百十一 (特別報告第一百十一號) 水産物ノ利用増進ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第一百十二 (特別報告第一百十二號) 農業作業衣ニ供スル綿製品、ステーブル、ルイ、イ、等混用ノ規定改正ノ請願 (委員長報告)
- 第一百十三 (特別報告第一百十三號) 製糖用兎毛皮ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第一百十四 (特別報告第一百十四號) 人絹生産統制品種中滿鮮向織物統制解除ノ請願 (委員長報告)
- 第一百十五 (特別報告第一百十五號) 野村牛町ニ人絹、バルブ、工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第一百十六 (特別報告第一百十六號) 名寄町ニバルブ、工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第一百十七 (特別報告第一百十七號) 恩給年金ヲ受ケサル從軍者救済ニ關スル請願 (委員長報告)

- 第一百十八 (特別報告第一百十八號) 元也田兵救恤金ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第一百十九 (特別報告第一百十九號) 小江村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第一百二十 (特別報告第一百二十號) 住吉村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第一百二十一 (特別報告第一百二十一號) 眞瀨郵便取扱所ヲ無集配郵便局ニ改定ノ請願 (委員長報告)
- 第一百二十二 (特別報告第一百二十二號) 江釣子郵便取扱所ヲ集配郵便局ニ改定ノ請願 (委員長報告)
- 第一百二十三 (特別報告第一百二十三號) 東旭川村ノ一部ヲ旭川局集配區域ニ編入ノ請願 (委員長報告)
- 第一百二十四 (特別報告第一百二十四號) 今津郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第一百二十五 (特別報告第一百二十五號) 上野野郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第一百二十六 (特別報告第一百二十六號) 安足間郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第一百二十七 (特別報告第一百二十七號) 島郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第一百二十八 (特別報告第一百二十八號) 今津郵便局ニ電信電話事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第一百二十九 (特別報告第一百二十九號) 海難防止ニ關スル發聲映畫製作ノ請願 (委員長報告)
- 第一百三十 (特別報告第一百三十號) 船泊商船ノ國旗掲揚ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第一百三十一 (特別報告第一百三十一號) 吉前村ニ航路標識施設ノ請願 (委員長報告)
- 第一百三十二 (特別報告第一百三十二號) 天賣、燒尻兩島古前港間ニ命令航路開闢ノ請願 (委員長報告)
- 第一百三十三 (特別報告第一百三十三號) 那山市ニ地方裁判所支部設置ノ請願 (委員長報告)

- 第三百三十四 (特別報告第一三七號) 岩內區裁判所廳舎改築ノ請願 (委員長報告)
- 第三百三十五 (特別報告第一三八號) 瀧川町ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百三十六 (特別報告第一三九號) 下川根村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百三十七 (特別報告第一四〇號) 豐頃村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百三十八 (特別報告第一四一號) 苦前村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百三十九 (特別報告第一四二號) 長萬部村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十 (特別報告第一四三號) 旭川市ニ官立高等工業學校建設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十一 (特別報告第一四四號) 北海道ニ高等農林學校創設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十二 (特別報告第一四五號) 小學校教員年功加俸令改正ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百四十三 (特別報告第一四六號) 國定教科書中ニ酒害豫防ニ關スル教科書ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十四 (特別報告第一四七號) 官公立吃煙矯正所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十五 (特別報告第一四八號) 學校衛生婦職制制定ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十六 (特別報告第一四九號) 大楠公史蹟金剛山顯彰ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百四十七 (特別報告第一五〇號) 島原ノ口之津、雲仙ニ鐵道買収ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十八 (特別報告第一五一號) 長門鐵道買収其ノ他ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十九 (特別報告第一五二號) 水産物運賃低減ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百五十 (特別報告第一五三號) 高田、遠野間省營バス運轉開始ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十一 (特別報告第一五四號) 梶内線棧橋別、唐松兩驛間ニ簡易停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十二 (特別報告第一五五號) 新宮、若櫻間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十三 (特別報告第一五六號) 瀧川、濱益間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十四 (特別報告第一五七號) 上總龜山、安房天津兩驛間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十五 (特別報告第一五八號) 鋼路、北見相生間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十六 (特別報告第一五九號) 中佐呂間、津別間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十七 (特別報告第一六〇號) 留邊蘆、伊弉武華間鐵道敷設延長ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十八 (特別報告第一六一號) 豐浦、定山溪間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十九 (特別報告第一六二號) 深川、下蘆別間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十 (特別報告第一六三號) 添牛內、古丹別間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十一 (特別報告第一六四號) 幾春別、新得間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十二 (特別報告第一六五號) 守實、日田間鐵道敷設ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第三百六十三 (特別報告第一六六號) 上富良野驛、中米屋間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十四 (特別報告第一六七號) 石巻、志津川間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十五 (特別報告第一六八號) 三戸、毛馬内間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十六 (特別報告第一六九號) 瀨棚、岩内間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十七 (特別報告第一七〇號) 札槻、増毛間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十八 (特別報告第一七一號) 上川、愛山溪間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十九 (特別報告第一七二號) 上川、上士幌間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十 (特別報告第一七三號) 朱鞠内、羽幌間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十一 (特別報告第一七四號) 日田、矢部間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十二 (特別報告第一七五號) 加古川驛構内踏切ヲ高架線又ハ地下道ニ改造ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十三 (特別報告第一七六號) 芽室驛ニ跨線橋架設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十四 (特別報告第一七七號) 小樽港鐵道省埋立地内ニ漁船揚場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十五 (特別報告第一七八號) 瀧川、砂川間複線敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十六 (特別報告第一七九號) 邊富内線東口分岐點ヲ影響ニ決定致シ工事促進ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百七十七 (特別報告第一八〇號) 金鷲勸業年金令改正ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百七十八 (特別報告第一八一號) 取公病死者遺族並に傷痍軍人優遇ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百七十九 (特別報告第一八三號) 產婆法制定ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八十 (特別報告第一八四號) 兵役義務者及傷痍軍人待遇改善ニ關スル請願外二件 (委員長報告)
- 第三百八十一 (特別報告第一八五號) 倉敷驛下津井港間鐵道敷設ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第三百八十二 (特別報告第一八六號) 後特別稅制創設ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百八十三 (特別報告第一八七號) 野付牛町ニ無水酒精製造工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八十四 (特別報告第一八八號) 土別町ニ無水酒精製造工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八十五 (特別報告第一八九號) 都市美査委員會設置ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百八十六 (特別報告第一九〇號) 村社大體社算格並に舊參道存置ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百八十七 (特別報告第一九一號) 町村特別稅段別劃ニ關スル法律改正ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八十八 (特別報告第一九二號) 代書人規則改正ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百八十九 (特別報告第一九三號) 牛淵川上流改修ノ請願 (委員長報告)
- 第三百九十 (特別報告第一九四號) 街路照明統制ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百九十一 (特別報告第一九五號) 稻田、柏江間多摩川ニ橋梁架設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百九十二 (特別報告第一九六號) 小河内村救濟ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百九十三 (特別報告第一九七號) 噴ノ取縮ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百九十四 (特別報告第一九八號) 香椎骨調整醫師法規制定ノ請願 (委員長報告)
- 第三百九十五 (特別報告第一九九號) 船

員保險法實施ニ關スル請願

- 第九十六 (特別報告第一〇〇號) 金澤飛行場擴張ニ依ル河北河沿岸埋立工事費國庫補助ノ請願 (委員長報告)
- 第九十七 (特別報告第一〇一號) 林道調査樹立實施ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第九十八 (特別報告第一〇二號) 災害防止林業施設計畫樹立ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第九十九 (特別報告第一〇三號) 造林國策樹立實施ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第一百 (特別報告第一〇四號) 造林國策急進實施ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第一百一 (特別報告第一〇五號) 獸醫師免許資格續修期間延期ノ請願 (委員長報告)
- 第一百二 (特別報告第一〇六號) 千葉縣養蠶實行組合ノ滿特約取引認可ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第一百三 (特別報告第一〇七號) 土別町ニ「ハル」工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第一百四 (特別報告第一〇八號) 山内村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第一百五 (特別報告第一〇九號) 宮川郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第一百六 (特別報告第一一〇號) 野中南通ヲ電話普通加入區域ニ編入ノ請願 (委員長報告)
- 第一百七 (特別報告第一一一號) 高鷲村ニ飛行場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第一百八 (特別報告第一一二號) 空知支廳管内ニ國立飛行場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第一百九 (特別報告第一一三號) 加美村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百 (特別報告第一一四號) 土幌村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百一 (特別報告第一一五號) 岩手縣產物運賃低減ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百二 (特別報告第一一六號) 見澤町ニ高等農林學校建設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百三 (特別報告第一一七號) 學生ノ風紀肅正教育徹底ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百四 (特別報告第一一八號) 孝公病死者遺族子孫ノ小中等學校ニ於ケル授業料免除ノ請願 (委員長報告)
- 第二百五 (特別報告第一一九號) 濱物類鐵道運賃輕減ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百六 (特別報告第一二〇號) 紀勢東線起點ヲ相可口驛ニ存置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百七 (特別報告第一二一號) 小出、只見間鐵道敷設ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百八 (特別報告第一二二號) 廣尾、様似間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百九 (特別報告第一二三號) 田島、只見間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百十 (特別報告第一二四號) 北濃、城端間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百十一 (特別報告第一二五號) 土別、添牛内間及土別、瀧ノ上間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百十二 (特別報告第一二六號) 増毛、當別間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百十三 (特別報告第一二七號) 敦賀、武生間海岸線鐵道建設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百十四 (特別報告第一二八號) 助川驛改築擴張ノ請願 (委員長報告)
- 第二百十五 (特別報告第一二九號) 戰役殊勲者優遇ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百十六 (特別報告第一三〇號) 國定教科書中ニ酒害豫防ニ關スル教科書ヲ請願外三件 (委員長報告)
- 第二百十七 (特別報告第一三一號) 恩給法中一部改正ノ請願 (委員長報告)
- 第二百十八 (特別報告第一三二號) 長慶天皇御陵確定ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百十九 (特別報告第一三三號) 刑部日羅附位申請ノ請願 (委員長報告)
- 第二百二十 (特別報告第一三四號) 需物資貯藏ニ關スル法律制定ノ請願 (委員長報告)
- 第二百二十一 (特別報告第一三五號) 帝室用大樟樹林設置ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百二十二 (特別報告第一三六號) 中華民國及滿洲國ニ於ケル澱粉輸入關稅ノ撤廢ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百二十三 (特別報告第一三七八號) 港務行政ノ全國的統制ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百二十四 (特別報告第一三九號) 飼料外玉蜀黍、高粱ノ關稅引上ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百二十五 (特別報告第一四〇號) 伊勢神宮外宮神苑清淨權傳授禁止ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百二十六 (特別報告第一四一號) 彦根市ニ財政補助金交付ノ請願 (委員長報告)
- 第二百二十七 (特別報告第一四二號) 國道十號線改修促進ノ請願 (委員長報告)
- 第二百二十八 (特別報告第一四三號) 利根川本支流川根本の治水工事施行ノ請願 (委員長報告)
- 第二百二十九 (特別報告第一四四號) 天神川改修工事繰上施行ノ請願 (委員長報告)
- 第二百三十 (特別報告第一四五號) 國道三號線別府、日出間改修ノ請願 (委員長報告)
- 第二百三十一 (特別報告第一四六號) 内之浦港修築ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百三十二 (特別報告第一四七號) 關門間直通連絡線敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百三十三 (特別報告第一四八號) 千葉、館山北條間府縣道ヲ國道ニ編入ノ請願 (委員長報告)
- 第二百三十四 (特別報告第一四九號) 利根川上流砂防工事急進ノ請願 (委員長報告)
- 第二百三十五 (特別報告第一五〇號) 大津港修築ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百三十六 (特別報告第一五一號) 石狩川治水工事速成ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百三十七 (特別報告第一五二號) 聲間、更喜苦内兩川治水工事促進ノ請願 (委員長報告)
- 第二百三十八 (特別報告第一五三號) 鷲泊港船入瀧防波堤修築並に瀧内淺濶其ノ他ノ請願 (委員長報告)
- 第二百三十九 (特別報告第一五四號) 國道四號線日光國立公園關係道路改修ノ請願 (委員長報告)
- 第二百四十 (特別報告第一五五號) 置賣業者救濟ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百四十一 (特別報告第一五六號) 人工甘味質取締規則一部改正ノ請願 (委員長報告)
- 第二百四十二 (特別報告第一五七號) 大雪山國立公園施設經營促進ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百四十三 (特別報告第一五八號) 大島郡ニ國立療養所星城愛國支所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百四十四 (特別報告第一五九號) 奄美素賀向上救急處設置ニ關スル請願 (委員長報告)

官報號外 昭和十三年三月二十六日 衆議院議事速記第三十五號 議長ノ報告

- 第二百五十五 (特別報告第二六〇號) 應召軍人内縁關係者救済ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百五十六 (特別報告第二六一號) 稚内港ヲ檢査港ニ指定シテ請願 (委員長報告)
- 第二百五十七 (特別報告第二六二號) 特殊會社設立ニ關スル法律制定 (委員長報告)
- 第二百五十八 (特別報告第二六三號) 産業綜合ニ關スル法律制定 (委員長報告)
- 第二百五十九 (特別報告第二六四號) 藥品輸出獎勵ノ爲メ庫補助ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十 (特別報告第二六五號) 陶磁器用燃料ノ輸入制限撤廢ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百六十一 (特別報告第二六六號) 原料輸入制限緩和ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十二 (特別報告第二六七號) 職公傷病死者遺族ニ對シ祭祀料ノ附ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十三 (特別報告第二六八號) 元屯田兵一般ニ救恤金ノ附ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十四 (特別報告第二六九號) 大隅半島ニ獨立騎兵旅團設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十五 (特別報告第二七〇號) 笠野原ニ特設機械化兵團設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十六 (特別報告第二七一號) 水分村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十七 (特別報告第二七二號) 櫻村ニ郵便取扱所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十八 (特別報告第二七三號) 美里郵便局移轉ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十九 (特別報告第二七四號) 笠野原郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第二百七十 (特別報告第二七五號) 水野田郵便局ニ電信電話事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第二百七十一 (特別報告第二七六號) 釜石市宇白濱ニ電信電話取扱所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百七十二 (特別報告第二七七號) 航空機無賃及割引搭乗制實施ノ請願 (委員長報告)
- 第二百七十三 (特別報告第二七八號) 稚内町ニ飛行場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百七十四 (特別報告第二七九號) 朝鮮ニ衆議院議員選舉法施行ノ請願 (委員長報告)
- 第二百七十五 (特別報告第二八〇號) 樺太北海道山林ノ増伐並ニ一般用材供給ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百七十六 (特別報告第二八一號) 稚内區裁判所ニ旭川地方裁判所支部設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百七十七 (特別報告第二八二號) 駄知町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百七十八 (特別報告第二八三號) 山瀨村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百七十九 (特別報告第二八四號) 高山町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百八十 (特別報告第二八五號) 島前高等學校校舎移轉ノ請願 (委員長報告)
- 第二百八十一 (特別報告第二八六號) 東京高等商船學校校科第一都生徒給費制ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百八十二 (特別報告第二八七號) 吾平郵便局移轉ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百八十三 (特別報告第二八八號) 南朝忠臣肝付氏ノ史蹟顯彰ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百八十四 (特別報告第二八九號) 大塚神社附近古墳調査ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百八十五 (特別報告第二九〇號) 野田郵便局ニ電信電話事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第二百八十六 (特別報告第二九一號) 高崎市高砂町ニガソリンカー簡易停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百八十七 (特別報告第二九二號) 鹿兒島本線植木ノ上熊本兩驛間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百八十八 (特別報告第二九三號) 栗山驛廣島村間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百八十九 (特別報告第二九四號) 井田村ニ紀勢中線停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百九十 (特別報告第二九五號) 秋津鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百九十一 (特別報告第二九六號) 鶴岡ノ羽前高松間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百九十二 (特別報告第二九七號) 岩手鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百九十三 (特別報告第二九八號) 大船渡ニ釜石兩線連絡鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百九十四 (特別報告第二九九號) 青岩鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百九十五 (特別報告第三〇〇號) 津人ノ川北間鐵道連絡成其ノ他ニ關スル請願外一件 (委員長報告)
- 第二百九十六 (特別報告第三〇一號) 高山ノ内之浦間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百九十七 (特別報告第三〇二號) 職公病死者遺族救済機關人便過ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百九十八 (特別報告第三〇三號) 職役獎勵者優遇ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百九十九 (特別報告第三〇四號) 青年禁酒法制定ノ請願外九件 (委員長報告)
- 第三百 (特別報告第三〇六號) 恩給法中改正ノ請願 (委員長報告)
- 第三百一 (特別報告第三〇七號) 恩給法中少額恩給受給者ニ關シ一部改正ノ請願 (委員長報告)
- 第三百二 (特別報告第三〇八號) 元屯田兵救済ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百三 (特別報告第三〇九號) 本皇國ノ稱呼普及ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百四 (特別報告第三一〇號) 片上港ニ稅關支所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五 (特別報告第三一一號) 樺木村ニ延岡稅務署管轄ニ變更ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六 (特別報告第三一二號) 樺木村ニ無水酒精製造工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七 (特別報告第三一三號) 安町ニ無水酒精製造工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八 (特別報告第三一四號) 旭川市ニ無水酒精製造工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百九 (特別報告第三一五號) 田町ニ酒精製造工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百十 (特別報告第三一六號) 海外同胞物故者慰靈堂建立助成ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百十一 (特別報告第三一七號) 社和氣神社昇格ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百十二 (特別報告第三一八號) 社豐田神社昇格ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百十三 (特別報告第三一九號) 社甘濱神社昇格ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百十四 (特別報告第三二〇號) 社大多滿神社昇格ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百十五 (特別報告第三二二號) 元村社八阪神社復活ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百十六 (特別報告第三二三號) 寄對策樹立ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百十七 (特別報告第三二三號) 自

- 家用自動車稅減免ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百十八 (特別報告第三二四號) 尊高貴ニ對シ奉ル御宮儀者携方取締法制定ノ請願 (委員長報告)
- 第三百十九 (特別報告第三二五號) 婦人ニ公民權附與ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第三百二十 (特別報告第三二六號) 女子ニ公民權附與ノ請願 (委員長報告)
- 第三百二十一 (特別報告第三二七號) 長良川清流保存ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百二十二 (特別報告第三二八號) 田川改修ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百二十三 (特別報告第三二九號) 田中村地籍内狩野川治水堤防工事中止ノ請願 (委員長報告)
- 第三百二十四 (特別報告第三三〇號) 平戸海峽ニ鐵橋架設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百二十五 (特別報告第三三一號) 釜石港ニ防浪建築架設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百二十六 (特別報告第三三二號) 美々津港修築ノ請願 (委員長報告)
- 第三百二十七 (特別報告第三三三號) 本庄川改修工事促進ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百二十八 (特別報告第三三四號) 綾川下流改修ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百二十九 (特別報告第三三五號) 樺島振興施設架設ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百三十 (特別報告第三三六號) 知安町ニ製糖工場設置ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百三十一 (特別報告第三三七號) 石狩河口改修工業港架設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百三十二 (特別報告第三三八號) 月形、峯延間石狩川ニ橋架設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百三十三 (特別報告第三三九號) 旭川市宇近文藝士人共有地拂下ノ請願 (委員長報告)
- 第三百三十四 (特別報告第三四〇號) 名寄町ニ於ケル御料林内ニ農耕地許容ノ請願 (委員長報告)
- 第三百三十五 (特別報告第三四一號) 吹上温泉ヨリ十勝岳噴火口ニ至ル自動車道開鑿ノ請願 (委員長報告)
- 第三百三十六 (特別報告第三四二號) 三本橋複式橋架設ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百三十七 (特別報告第三四三號) 東北地方ニ於ケル國有林野解放其ノ他ノ請願外二件 (委員長報告)
- 第三百三十八 (特別報告第三四四號) 鬼怒川流域ニ灌溉用貯水池設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百三十九 (特別報告第三四五號) 魚附林ノ造成並改良計畫樹立實施ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百四十 (特別報告第三四六號) 州ニ畜産試驗場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十一 (特別報告第三四七號) 度量衡法中一部改正ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十二 (特別報告第三四八號) 地方食品卸賣市場法制定ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十三 (特別報告第三四九號) 旭川市ニ「バル」工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十四 (特別報告第三五〇號) 香川縣下ニ國營軍需工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十五 (特別報告第三五一號) 袋田村ニ陸軍療養所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十六 (特別報告第三五二號) 彦部村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十七 (特別報告第三五三號) 唐津市大字竹木場ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十八 (特別報告第三五四號) 向津具村大字大浦ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十九 (特別報告第三五五號) 南嶽大川郵便局ニ電信電話事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十 (特別報告第三五六號) 迫川村大字中ニ三等郵便局設置ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第三百五十一 (特別報告第三五七號) 旭川市ニ貯金支局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十二 (特別報告第三五八號) 平戸港外ニ燈臺並海難豫防架設設備ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十三 (特別報告第三五九號) 波戸ノ岬ニ燈臺架設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十四 (特別報告第三六〇號) 旭川飛行場設置ニ對シ國庫助成ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十五 (特別報告第三六一號) 職公病死者遺族救済機關人便過ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百五十六 (特別報告第三六二號) 戰役獎勵者優遇ニ關スル請願外一件 (委員長報告)
- 第三百五十七 (特別報告第三六三號) 關門間直通連絡施設設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十八 (特別報告第三六四號) 拔海村ニ船入溜架設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十九 (特別報告第三六五號) 青年禁酒法制定ノ請願外十五件 (委員長報告)
- 第三百六十 (特別報告第三六六號) 國神社分靈ヲ市町村氏神境内ニ奉祀ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十一 (特別報告第三六七號) 學生ノ風紀肅正訓育徹底ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百六十二 (特別報告第三六八號) 民法中一部改正ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十三 (特別報告第三六九號) 嫡出女子ノ家督相続順位ニ關シ民法中一部改正ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十四 (特別報告第三七一號) 戶主ノ死亡ニ因リ相続財產繼承權ノ限度ニ關シ民法中一部改正ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十五 (特別報告第三七二號) 私生兒認知ニ關シ民法中一部改正ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十六 (特別報告第三七三號) 刑法中一部改正ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百六十七 (特別報告第三七四號) 供知安町ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十八 (特別報告第三七五號) 海老町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十九 (特別報告第三七六號) 留邊蘆町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十 (特別報告第三七七號) 市町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十一 (特別報告第三七八號) 鳥屋村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十二 (特別報告第三七九號) 上士幌村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十三 (特別報告第三八〇號) 余吳村大字中之郷ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十四 (特別報告第三八一號) 志度町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十五 (特別報告第三八二號) 三ヶ所村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十六 (特別報告第三八三號) 樺木村ヲ延岡區裁判所管轄ニ變更ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十七 (特別報告第三八四號) 私立大學國庫補助法制定ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十八 (特別報告第三八五號) 私立大學教職員優遇ニ關スル請願 (委員長報告)

- 第三百七十九 (特別報告第三八六號) 帝國大學ニ皇漢醫學講座新設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八十 (特別報告第三八七號) 支那新國家開發ノ爲優良教員派遣ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百八十一 (特別報告第三八八號) 女子ニ對シ專門學校開放ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八十二 (特別報告第三八九號) 瀋陽鐵道運賃引下ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百八十三 (特別報告第三九〇號) 橫濱線列車運行一部改正其ノ他ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八十四 (特別報告第三九一號) 江戶川區上一色町ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八十五 (特別報告第三九二號) 供知安驛ヲ基點トシ定山溪、洞爺湖兩温泉ニ至ル區間ニ省營バス運賃開始ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八十六 (特別報告第三九三號) 常陸太田、東館兩驛間ニ省營バス運賃開始ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八十七 (特別報告第三九四號) 北千住驛ニ列車停車ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八十八 (特別報告第三九五號) 宮崎市被町間ニ省營バス運賃開始ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八十九 (特別報告第三九六號) 坂出、丸龜兩驛穴吹驛間ニ省營バス運賃開始ノ請願 (委員長報告)
- 第三百九十 (特別報告第三九七號) 沼津、高田間ニ省營バス運賃開始ノ請願 (委員長報告)
- 第三百九十一 (特別報告第三九八號) 浦和驛ニ列車停車ノ請願 (委員長報告)
- 第三百九十二 (特別報告第三九九號) 高原驛舎改築擴張ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百九十三 (特別報告第四〇〇號) 仙崎港鐵道線道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第三百九十四 (特別報告第四〇一號) 上富良野驛ニ跨線橋設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百九十五 (特別報告第四〇二號) 砂川、旭川間複線敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百九十六 (特別報告第四〇三號) 秋田驛擴張ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百九十七 (特別報告第四〇四號) 千葉、銚子間電化促進ノ請願 (委員長報告)
- 第三百九十八 (特別報告第四〇五號) 上越四線鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百九十九 (特別報告第四〇六號) 木原線全通工事促進ノ請願 (委員長報告)
- 第四百 (特別報告第四〇七號) 南都鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四百一 (特別報告第四〇八號) 伊知安、南小樽間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四百二 (特別報告第四〇九號) 木曾、福島、久々野間鐵道ヲ豫定線ニ編入ノ請願外二件 (委員長報告)
- 第四百三 (特別報告第四一〇號) 占冠、清水澤間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四百四 (特別報告第四一一號) 江差、瀧川間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五 (特別報告第四一二號) 結美、海城連成ノ請願 (委員長報告)
- 第四百六 (特別報告第四一三號) 河原田、一身田間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四百七 (特別報告第四一四號) 山川、枕崎間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八 (特別報告第四一五號) 石、盛岡間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四百九 (特別報告第四一六號) 中津、下呂間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十 (特別報告第四一七號) 荒海、村內三箇所ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十一 (特別報告第四一八號) 高松、宇多津間海岸線鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十二 (特別報告第四一九號) 富内線工事促進並東京口分岐點ヲ清水驛ニ決定ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十三 (特別報告第四二〇號) 伊北村大字石伏ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十四 (特別報告第四二一號) 赤穂線敷設實施促進ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百十五 (特別報告第四二二號) 宇治村ニ助成金交付ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十六 (特別報告第四二三號) 維業村徴兵検査場變更ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百十七 (特別報告第四二四號) 鳴國神社境域附近ニ從軍動物慰勞塔建設ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十八 (特別報告第四二五號) 越野尾、村所兩郵便局ニ電話事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十九 (特別報告第四二六號) 孝明天皇御后ヲ奉齋スル神宮創建ノ請願 (委員長報告)
- 第四百二十 (特別報告第四二七號) 地方議會議員選舉ニ等級選舉制採用ノ請願 (委員長報告)
- 第四百二十一 (特別報告第四二八號) 國道六號線高平村太田村間改良工事促進ノ請願 (委員長報告)
- 第四百二十二 (特別報告第四二九號) 枝幸村船入湖掘鑿ノ請願 (委員長報告)
- 第四百二十三 (特別報告第四三〇號) 滿洲農業移民計畫助成ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百二十四 (特別報告第四三一號) 草麻事業安定策實施ノ請願 (委員長報告)
- 第四百二十五 (特別報告第四三二號) 久曾渡國有林燒下ノ請願 (委員長報告)
- 第四百二十六 (特別報告第四三三號) 豐橋市外三郡内原野國營開墾促進ノ請願 (委員長報告)
- 第四百二十七 (特別報告第四三四號) 遠輕町ニバルブ工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百二十八 (特別報告第四三五號) 置戶村ニバルブ工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百二十九 (特別報告第四三六號) 豐國ノ紀元ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百三十 (特別報告第四三七號) 時鐘調鐘立國家總動員法制定其ノ他ノ請願 (委員長報告)
- 第四百三十一 (特別報告第四三八號) 土橋村ニ無水酒精製造工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百三十二 (特別報告第四三九號) 天鹽町ニ無水酒精製造工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百三十三 (特別報告第四四〇號) 公共圖書館費國庫補助法制定ノ請願 (委員長報告)
- 第四百三十四 (特別報告第四四一號) 海外國產物故者慰勞堂建立助成ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百三十五 (特別報告第四四二號) 青年禁酒法制定ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第四百三十六 (特別報告第四四三號) 孝道振作ノ目的トスル國祭日制定ノ請願 (委員長報告)
- 第四百三十七 (特別報告第四四四號) 大廳祭制定ニ關スル請願 (委員長報告)

- 第四百三十八 (特別報告第四四七號) 紀元二千六百年祝典事業トシテ國有地ニ記念植林設定ノ請願 (委員長報告)
- 第四百三十九 (特別報告第四四八號) 國有地解放ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百四十 (特別報告第四四九號) 乘稅地方移讓ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百四十一 (特別報告第四五〇號) 無水酒精製造原料馬鈴薯採取ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百四十二 (特別報告第四五一號) 清水町ニ無水酒精製造工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百四十三 (特別報告第四五二號) 煙草耕作者安定ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百四十四 (特別報告第四五三號) 金雞神社創設ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百四十五 (特別報告第四五四號) 縣社寶登山神社昇格ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百四十六 (特別報告第四五五號) 關西嚴禁主義緩和ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百四十七 (特別報告第四五六號) 上田市ニ地方財政補助金交付ノ請願 (委員長報告)
- 第四百四十八 (特別報告第四五七號) 岡谷市ニ臨時地方財政補助金交付ノ請願 (委員長報告)
- 第四百四十九 (特別報告第四五八號) 長野市ニ臨時地方財政補助金交付ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五十 (特別報告第四五九號) 高田市ニ臨時地方財政補助金交付ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五十一 (特別報告第四六〇號) 埼玉縣浦和町外六箇町ヲ東京市ニ編入ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五十二 (特別報告第四六一號) 加津佐港築港完成ニ關スル請願外三件 (委員長報告)
- 第四百五十三 (特別報告第四六二號) 利根川治水工事進行ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第四百五十四 (特別報告第四六三號) 釜石港ヲ第二重要港ニ選定ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五十五 (特別報告第四六四號) 甲子川改修工事繼續進行ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五十六 (特別報告第四六五號) 大畑港修築ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五十七 (特別報告第四六六號) 川内川浚渫砂防堤設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五十八 (特別報告第四六七號) 多度津港改修ニ對シ國庫補助ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五十九 (特別報告第四六八號) 用瀬、佐清間縣道ヲ指定府縣道ニ編入ノ請願 (委員長報告)
- 第四百六十 (特別報告第四六九號) 井澤開發觀光道路建設ノ請願 (委員長報告)
- 第四百六十一 (特別報告第四七〇號) 中頓別村ニ農事試驗場支場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百六十二 (特別報告第四七一號) 北海道新築鐵道補助金計算ニ關シ公式適用禁止ノ請願 (委員長報告)
- 第四百六十三 (特別報告第四七二號) 釧路市ニ關スル法律制定ノ請願 (委員長報告)
- 第四百六十四 (特別報告第四七三號) 花柳病豫防法改正ノ請願 (委員長報告)
- 第四百六十五 (特別報告第四七四號) 花柳病豫防ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百六十六 (特別報告第四七五號) 小山式血液濾過療法業者無試験營業ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百六十七 (特別報告第四七六號) 日光浴獎勵ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百六十八 (特別報告第四七七號) 治療師法規制定ノ請願 (委員長報告)
- 第四百六十九 (特別報告第四七八號) 高橋靴(ハイヒール)禁止ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百七十 (特別報告第四七九號) 濱部十數箇町村振興ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百七十一 (特別報告第四八〇號) 五郷山部分林無償下附ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百七十二 (特別報告第四八一號) 野邊山原開發ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百七十三 (特別報告第四八二號) 積雪地方雪害防止施設費ニ對シ國庫補助ノ請願 (委員長報告)
- 第四百七十四 (特別報告第四八三號) 機給底曳網漁業整理進行ニ因リ被害救済ノ請願外七件 (委員長報告)
- 第四百七十五 (特別報告第四八四號) 軍用運糧馬貸付助成金交付ノ請願 (委員長報告)
- 第四百七十六 (特別報告第四八五號) 千曲川及依田川ニ淡水魚増殖試驗場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百七十七 (特別報告第四八六號) 釧路補償法制定ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百七十八 (特別報告第四八七號) 美深町ニバルブ工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百七十九 (特別報告第四八八號) 小平藥村ニバルブ工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八十 (特別報告第四八九號) 國陸海軍ニ齒科軍醫設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八十一 (特別報告第四九〇號) 平石村大字峰ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八十二 (特別報告第四九一號) 清江町又ハ戸祭町附近ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八十三 (特別報告第四九二號) 除喜村大字大町ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八十四 (特別報告第四九三號) 朝日郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八十五 (特別報告第四九四號) 城內郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八十六 (特別報告第四九五號) 半郷郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八十七 (特別報告第四九六號) 長岡村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八十八 (特別報告第四九七號) 屋部郵便局ニ電信電話事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八十九 (特別報告第四九八號) 惠須取町ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百九十 (特別報告第四九九號) 野町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百九十一 (特別報告第五〇〇號) 龍丘村大字時又ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百九十二 (特別報告第五〇一號) 三笠村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百九十三 (特別報告第五〇二號) 辯護士法中辯護士ノ資格回復ニ關スル規定制定ノ請願 (委員長報告)
- 第四百九十四 (特別報告第五〇三號) 辯護士法中辯護士試験ニ關スル規定廢止ノ請願 (委員長報告)
- 第四百九十五 (特別報告第五〇四號) 浦和市ヲ借地、借家法施行區域ニ編入ノ請願 (委員長報告)

- 第四百九十六 (特別報告第五〇五號) 神武天皇聖蹟彫影ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百九十七 (特別報告第五〇六號) 私立大學國庫補助金下附ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百九十八 (特別報告第五〇七號) 北海道十勝郡ニ高等農林學校建設ノ請願外三件 (委員長報告)
- 第四百九十九 (特別報告第五〇八號) 肢體不自由者教育令制定ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五百 (特別報告第五〇九號) 百及野崎學齡兒童就業義務制度確立ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五百一 (特別報告第五一〇號) 新田義貞公及一黨ノ勤王事蹟教科書增補ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五百二 (特別報告第五一一號) 青森市外三郡内原野國營開墾促進ノ請願 (委員長報告)
- 第五百三 (特別報告第五一二號) 三本複式依裝ニ關スル請願外一件 (委員長報告)
- 第五百四 (特別報告第五一四號) 獸醫師免許資格檢査期間延期ノ請願 (委員長報告)
- 第五百五 (特別報告第五一五號) 靖國神社合祀ノ軍人軍屬遺族ニ同社參拜發展募ノ爲無賃乘車證交付ノ請願 (委員長報告)
- 第五百六 (特別報告第五一六號) 石岡、岩瀨兩郡間及柿岡、下館兩町間ニ省營バス運轉開始ノ請願 (委員長報告)
- 第五百七 (特別報告第五一七號) 矢板、豐原兩郡營バス直通運輸ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五百八 (特別報告第五一八號) 川井、遠野兩郡營バス運轉開始ノ請願 (委員長報告)
- 第五百九 (特別報告第五一九號) 大瀧、茂木兩郡營バス運轉開始ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十 (特別報告第五二〇號) 成東、佐原兩郡營バス運轉開始ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十一 (特別報告第五二一號) 川島、支度兩郡營バス運轉開始ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十二 (特別報告第五二二號) 平戸島ニ省營バス運轉開始ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十三 (特別報告第五二三號) 熱海、海津ニ特急列車富士號停車ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十四 (特別報告第五二四號) 大屋、準急行列車停車ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十五 (特別報告第五二五號) 小海線ニボキキ車運轉開始ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十六 (特別報告第五二六號) 熱海、海津ニ急行列車停車ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十七 (特別報告第五二七號) 上野驛始發電車ニ關シ青果行人乘車許可ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十八 (特別報告第五二八號) 東京市内行人ノ省線電車乘車禁止時間廢止ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十九 (特別報告第五二九號) 屋代驛ニ準急行列車停車ノ請願 (委員長報告)
- 第五百二十 (特別報告第五三〇號) 千葉、稻毛兩郡間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第五百二十一 (特別報告第五三一號) 羅漢驛ニ職員配置ノ請願 (委員長報告)
- 第五百二十二 (特別報告第五三二號) 我孫子、成田間開設成田、銚子間電化促進ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第五百二十三 (特別報告第五三三號) 諫早驛前廣場擴張ノ請願 (委員長報告)
- 第五百二十四 (特別報告第五三四號) 錦旗町驛貨物引込線除去ノ請願 (委員長報告)
- 第五百二十五 (特別報告第五三五號) 矢島、湯澤間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第五百二十六 (特別報告第五三六號) 一關、十文字間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第五百二十七 (特別報告第五三七號) 石見益田驛、本郷間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第五百二十八 (特別報告第五三八號) 川井、高田間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第五百二十九 (特別報告第五三九號) 松山、佐川間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第五百三十 (特別報告第五四〇號) 益石、本莊間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第五百三十一 (特別報告第五四一號) 澁川、上田間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第五百三十二 (特別報告第五四二號) 花園信號場停車場變更ノ請願 (委員長報告)
- 第五百三十三 (特別報告第五四三號) 矢島鐵道株式會社救済ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五百三十四 (特別報告第五四四號) 常磐線伊藤谷町地先踏切ニ遮斷機施設ノ請願 (委員長報告)
- 第五百三十五 (特別報告第五四五號) 大野神社參宮路常磐線ト交叉點ニ安全施設設備ノ請願 (委員長報告)
- 第五百三十六 (特別報告第五四六號) 根室町ニ飛行場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第五百三十七 (特別報告第五四七號) 對露民間債權者求償權ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五百三十八 (特別報告第五四八號) 古房地圖有林野地下ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五百三十九 (特別報告第五五〇號) 田島、只見間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 質問
- 一 滿洲移民ノ金融施設ニ關スル質問 (羽田武副郎君提出)
- 二 小工業者ノ窮境打開ニ關スル質問 (松永義雄君外一名提出)
- 三 東京市小内貯水池築設ニ關スル質問 (瀧澤七郎君提出)
- 四 全購聯賣藥ニ關スル質問 (清水留三郎君提出)
- (左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス)
- 一昨二十四日衆議院規則第十五條但書ニ依リ議長ニ於テ議席ヲ左ノ通變更セリ
- 二七 龜井實一郎君
- 三一 渡邊 泰邦君
- 三二 三田村武夫君
- 三三 青木 作雄君
- 三四 由谷 義治君
- 三五 三輪 壽壯君
- 一〇七 高知縣第一區 選出議員
- 三三六 頼母木桂吉君
- 三三七 添田敬一郎君
- 三三八 八木 逸郎君
- 三三九 前田房之助君
- 三四〇 中島彌次君
- 三四一 重松 重治君
- 三七五 深澤 吉平君
- 四一〇 木曾三四郎君
- 四一一 田中 万逸君

- 四一一 坂東幸太郎君
- 四一三 岡本實太郎君
- 四一四 岡崎久次郎君
- 四一五 鶴見 祐輔君
- 一昨二十四日常任委員補選ノ結果左ノ如シ
- 第三部選出 土倉 定明君 (護國黨政友會)
- 第四部選出 志賀和多利君 (名川親市君 補選)
- 一昨二十四日特別委員理事追加互選ノ結果左ノ如シ
- 理事 田原 春次君
- 一昨二十四日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ
- 昭和十二年法律第九十一號中改正法律案 (輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件) (政府提出、貴族院送付) 委員 藤任實備 磯十君 補選松尾 四郎君 市街地建築物法中改正法律案 (政府提出、貴族院送付) 委員
- 藤任牧野 晴男君 補選牧野 良三君 藤任鶴 徹市君 補選行吉 角治君 一昨二十四日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通達ヲ受領セリ
- (第一號) 昭和十三年度歳入歳出總算算道 加案
- (第二號) 豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件
- (第三號) 昭和十三年度歳入歳出總算算道
- 加案
- (特別報告) 昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案
- (追第三號) 豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件
- 航空機製造事業法案
- 破産アンモニア増産及配給統制法案
- 臨時農村負債處理法案
- 國家總動員法案
- 支那事變特別稅法案
- 相續稅法中改正法律案
- 臨時租稅增徴法中改正法律案
- 所得稅法中改正法律案
- 登録稅法中改正法律案
- 酒造稅法中改正法律案
- 酒類及酒精含有飲料稅法中改正法律案
- 麥酒稅法中改正法律案
- 大正九年法律第十二號中改正法律案 (所得稅法ノ施行ニ關スル件)
- 臨時利得稅法中改正法律案
- 臨時租稅措置法案
- 日滿國稅徵收事務共助法案
- 本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル法律案
- 兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律案
- 印刷局留置簿資本補正ニ關スル法律案
- 昭和九年法律第七號中改正法律案 (滿洲事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル公債發行ニ關スル件)
- 昭和十三年法律第六號中改正法律案 (昭和十三年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル件)
- 一昨二十四日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ議案ニ對シ承諾スルコトヲ議決シタル旨同院ヨリ通達ヲ受領セリ
- 加案
- 昭和十一年度第一豫備金支出ノ件
- 昭和十一年度特別會計第一豫備金支出ノ件
- 昭和十一年度特別會計豫備金支出ノ件
- 昭和十二年度滿洲事件第一豫備金支出ノ件 (承諾ヲ求ムル件)
- 昭和十二年度第二豫備金支出ノ件
- 昭和十二年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件
- 一昨二十四日議長ニ於テ撤回ヲ許可シタル質問主意書左ノ如シ
- 外ノ滿洲修築費等ニ關スル質問主意書 提出者 伊東 岩男君
- 關東長(金光廣夫君) 會議ヲ開キマス 午後二時三十分閉議
- 關西長(金光廣夫君) 休館前ニ引續キ會議ヲ開キマス
- 關東市長 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程第四及第五ヲ繰上テ逐次上程シ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス
- 關西市長(金光廣夫君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセカ
- (異議ナシ)ト呼ブ者アリ
- 關東長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシク、
- 日程第四、有價證券引受業法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス 委員長 寺島 權藏君
- 第四 有價證券引受業法案 (政府提出、貴族院送付) 第一讀會ノ續 (委員長報告) 報告書 一 有價證券引受業法案 (政府提出、貴族院送付) 右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
- 昭和十三年三月二十四日 委員長 寺島 權藏 (寺島權藏君登壇)
- 寺島權藏君 只今上程セラレマシク有價證券引受業法案ノ委員會ノ經過及ビ結果ヲ御報告申上ゲマス、御承知ノ如ク我國ノ起債市場ニ於テ活動致シテ居リマスル所ノ公債社債引受機關中デ、銀行又ハ信託會社ニ對シマシテハ、監督制度ハアルノデアリマスガ、獨リ有價證券引受業者ニ對シテハ、未ダ其制度ハナイノデアリマス、此度此引受業ヲ免許營業トシ、サウシテ銀行及ビ信託會社ト同様ノ監督ヲシテ行キタイト云フノガ、本案ノ趣旨ニナツテ居ルノデアリマス、委員會ハ二回開會致シマシテ、慎重審議ヲ致シマシク、質疑ノ中デ御報告申上ゲタイト思ヒマスルノハ、有價證券ノ種類ニ付テ質問ガアリマシク、之ニ對シテ政府カラ、有價證券ノ種類ハ公債、社債、外國債、產業證券、恩給債券、庶民金庫債券ノ程度ニ止メタイト云フ答辯ガアリマシク、ソレカラ將來本法ニ依リマシテ、此業務ヲ營メント致シマスル者ハ、資本金二百

方圓以上ノモノニ限定サレドアリマス、此資本金二百萬圓トシテ、ドウ云フ理由カト云フ質問ニ對シマシテ、政府カラ東京及大阪ニ於テ本店ヲ持テ居リマスル所ノ銀行ノ資本ガ二百萬圓トナテ居ルカラ、大概此程度デ宜カラウト思フト云フ答辯ガアリマス、討論ニ入りマシテ、全會一致本案ハ有効適切ナル法案デアルト云フノデ可決致シマシテ、此段御報告申上ゲマス(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシテ

有價證券引受案 第二讀會(確定議)
○副議長(金光廣夫君) 別ニ御發議モアリマセカ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通リ可決確定致シマシテ(拍手)日程第五、昭和十一年勅令第二十一號廢止法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長山道一君

第五 昭和十一年勅令第二十一號廢止法律案(東京陸軍軍法會議ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)
第一讀會ノ續(委員長報告)
報告書
一 昭和十一年勅令第二十一號廢止法律案(東京陸軍軍法會議ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月二十四日
委員長 山道 襄一
衆議院議長小山松壽殿

○山道襄一君 簡單デアリマスカラ、此席カラ發言ヲ御許願ヒマス
○副議長(金光廣夫君) 許可致シマス
○山道襄一君 本案ノ委員會ハ、昨日午後三時ヨリ開會致シマシテ、政府ノ説明ヲ承リマシテ、質疑モナク、討論ヲ省略致シマシテ、全會一致可決致シマシテ(拍手)
○副議長(金光廣夫君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシテ

服部崎市 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通リ可決セラレシコトヲ望ミマス
○副議長(金光廣夫君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシテ

昭和十一年勅令第二十一號廢止法律案(東京陸軍軍法會議ニ關スル件)
第二讀會(確定議)
○副議長(金光廣夫君) 別ニ御發議モアリマセカ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通リ可決確定致シマシテ(拍手)
○服部崎市 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際請願日程第一乃至第五百三十九ヲ繰上ゲ一括議題ト爲シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進メラレシコトヲ望ミマス
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○副議長(金光廣夫君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス——政府ハ此議事日程變更ニ同意セラレマシテ、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシテ、請願日程第一乃至第五百三十九ハ請願特別報告デアリマスカラ、例ニ依リ一括シテ議題ト致シマス、請願委員長ノ報告ヲ求メマス——信太儀右衛門君

第一(特別報告第一號)金鶏勳章年金令改正ニ關スル請願(委員長報告)
第二(特別報告第二號)元北海道廳森林監守ノ恩給ニ關スル請願(委員長報告)
第三(特別報告第三號)戰公病死者遺族救濟軍人優遇ニ關スル請願外六件
第四(特別報告第四號)軍人恩給一部改正ノ請願(委員長報告)
第五(特別報告第五號)報國祈願大祭施行ノ請願(委員長報告)
第六(特別報告第六號)勳七等以下優遇ノ請願(委員長報告)
第七(特別報告第七號)恩給金融業者救濟ニ關スル請願外二件(委員長報告)

服部崎市 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通リ可決セラレシコトヲ望ミマス
○副議長(金光廣夫君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシテ

第八(特別報告第八號)砂糖輸入稅撤廢ニ關スル請願(委員長報告)
第九(特別報告第九號)當麻村所在國有地ヲ水山、東旭川、當麻ノ各村ニ均分拂下ノ請願(委員長報告)
第十(特別報告第十號)當麻村所在國有地拂下ノ請願(委員長報告)
第十一(特別報告第十一號)美深町ニ無水酒精工場設置ノ請願(委員長報告)
第十二(特別報告第十二號)消防組員優遇ニ關スル法律制定ノ請願(委員長報告)
第十三(特別報告第十三號)火災豫防ニ關スル法律制定ノ請願(委員長報告)
第十四(特別報告第十四號)二十五歳未満飲酒取締法制定ノ請願外四件(委員長報告)
第十五(特別報告第十五號)國分村ヲ大和川改修工事施行區域ニ編入ノ請願(委員長報告)
第十六(特別報告第十六號)阪島工業港修築促進ノ請願(委員長報告)
第十七(特別報告第十七號)薩南連絡港修築ニ關スル請願(委員長報告)
第十八(特別報告第十八號)泊村船入潤滑張ノ請願(委員長報告)
第十九(特別報告第十九號)天鹽河口修築ノ請願(委員長報告)
第二十(特別報告第二十號)東旭川村字上バーバニヨリ沼ノ平ニ至ル區間ニ自動車道開鑿ノ請願(委員長報告)

第二十一(特別報告第二十一號)助産師法制定ノ請願(委員長報告)
第二十二(特別報告第二十二號)產婆法制定ノ請願(委員長報告)
第二十三(特別報告第二十三號)設原混砂防禁止反對ノ請願(委員長報告)
第二十四(特別報告第二十四號)大蘆園有林野無償交付ニ關スル請願(委員長報告)

第七十四(特別報告第七十四號)青年學校教育義務制實施ノ請願(委員長報告)
第七十五(特別報告第七十五號)安藝阿賀、志和口兩縣間鐵道敷設ノ請願(委員長報告)
第七十六(特別報告第七十六號)戰役殊勳者優遇ニ關スル請願外四件(委員長報告)
第七十七(特別報告第七十七號)大正十二年以前ニ退職セル元北海道廳森林監守ノ恩給ニ關スル請願(委員長報告)
第七十八(特別報告第七十八號)北海道田畑地租特惠稅率設定ニ關スル請願(委員長報告)
第七十九(特別報告第七十九號)所得調查委員優遇ニ關スル請願(委員長報告)
第八十(特別報告第八十號)製糖用兎毛皮輸入關稅免除ノ請願(委員長報告)
第八十一(特別報告第八十一號)名寄町ニ無水酒精製造工場設置ノ請願(委員長報告)
第八十二(特別報告第八十二號)東北、北海道救濟施設確立ニ關スル請願(委員長報告)
第八十三(特別報告第八十三號)我が國名略呼稱統一ノ請願(委員長報告)
第八十四(特別報告第八十四號)對支文化工作施設ニ關スル請願(委員長報告)
第八十五(特別報告第八十五號)土岐領兼、多治見見長二公ヲ祀ル神社建設ノ請願(委員長報告)
第八十六(特別報告第八十六號)千早神社社界格致ノ早城址維持保存ニ關スル請願(委員長報告)
第八十七(特別報告第八十七號)編者神社界格ニ關スル請願(委員長報告)
第八十八(特別報告第八十八號)未成年者喫煙禁止法改正ニ關スル請願(委員長報告)

第二十五(特別報告第二十五號)石津濱船溜擴充ノ請願(委員長報告)
第二十六(特別報告第二十六號)兵役義務者及傷殘軍人待遇改善施設ニ關スル請願外十六件(委員長報告)
第二十七(特別報告第二十七號)富嶺郵便取扱所ヲ三等郵便局ニ改定ノ請願(委員長報告)
第二十八(特別報告第二十八號)中嶺別村ニ區裁判所出張所設置ノ請願(委員長報告)
第二十九(特別報告第二十九號)大樹村大樹市街ニ區裁判所出張所設置ノ請願(委員長報告)
第三十(特別報告第三十號)國字改善ニ關スル請願(委員長報告)
第三十一(特別報告第三十一號)東京外國語學校遷移並ニ本科復活ノ請願(委員長報告)
第三十二(特別報告第三十二號)青年學校教育義務制實施ノ請願(委員長報告)
第三十三(特別報告第三十三號)青年學校校入學義務制實施ノ請願(委員長報告)
第三十四(特別報告第三十四號)大浦公史蹟顯彰ニ關スル請願(委員長報告)
第三十五(特別報告第三十五號)壽都鐵道買收ノ請願(委員長報告)
第三十六(特別報告第三十六號)横莊鐵道買收並ニ未成區間速成ノ請願(委員長報告)
第三十七(特別報告第三十七號)倉敷驛下津井港間鐵道敷設ノ請願(委員長報告)
第三十八(特別報告第三十八號)上ノ山、白石鐵道速成ノ請願(委員長報告)
第三十九(特別報告第三十九號)能登鐵道買收並ニ三井間鐵道速成ノ請願(委員長報告)
第四十(特別報告第四十號)大野町、塚原野、中休、勝原間鐵道敷設並ニ中休ニ停車場設置ノ請願(委員長報告)

第四十一(特別報告第四十一號)大樹、浦河間鐵道敷設ノ請願(委員長報告)
第四十二(特別報告第四十二號)安藝阿賀、志和口兩縣間鐵道敷設ノ請願(委員長報告)
第四十三(特別報告第四十三號)枝幸、美深間鐵道敷設ノ請願(委員長報告)
第四十四(特別報告第四十四號)宗谷本線吹來、恩根內兩縣間ニ停車場設置ノ請願(委員長報告)
第四十五(特別報告第四十五號)岩隈山ヲ神樂地ニ指定ノ請願(委員長報告)
第四十六(特別報告第四十六號)皇室用御料田設置ニ關スル請願(委員長報告)
第四十七(特別報告第四十七號)無社岩隈八幡宮昇格ニ關スル請願(委員長報告)
第四十八(特別報告第四十八號)拔海村ニ船入潤滑張ノ請願(委員長報告)
第四十九(特別報告第四十九號)不正食料品ノ取締施行其ノ他ニ關スル請願(委員長報告)
第五十(特別報告第五十號)結核豫防ノ爲脂肪採取獎勵ニ關スル請願(委員長報告)
第五十一(特別報告第五十一號)溫泉國策樹立ニ關スル請願(委員長報告)
第五十二(特別報告第五十二號)利根水源保護並ニ保安林設定ノ請願(委員長報告)
第五十三(特別報告第五十三號)生牛乳ノ廉價供給策樹立ニ關スル請願(委員長報告)
第五十四(特別報告第五十四號)震災保險法制定ノ請願外一件(委員長報告)
第五十五(特別報告第五十五號)靖國神社分靈ヲ市町村神域內ニ奉祀ノ請願(委員長報告)
第五十六(特別報告第五十六號)車馬購買頭數增加購買價格引上其ノ他ニ關スル請願(委員長報告)

第五十七(特別報告第五十七號)出征將兵入隊通知郵便料免除ニ關スル請願(委員長報告)
第五十八(特別報告第五十八號)不動村郵便局設置ノ請願(委員長報告)
第五十九(特別報告第五十九號)田頭村郵便局設置ノ請願(委員長報告)
第六十(特別報告第六十號)本名村郵便局又ハ郵便取扱所設置ノ請願(委員長報告)
第六十一(特別報告第六十一號)西有家町郵便局ニ集配事務開始ノ請願(委員長報告)
第六十二(特別報告第六十二號)男木島郵便取扱所ニ電信電話開設ノ請願(委員長報告)
第六十三(特別報告第六十三號)智覽區裁判所常任判事設置ニ關スル請願(委員長報告)
第六十四(特別報告第六十四號)生山、上石見兩縣間ニ停車場設置ノ請願(委員長報告)
第六十五(特別報告第六十五號)館腰村大字植松ニ停車場設置ノ請願(委員長報告)
第六十六(特別報告第六十六號)日詰町ニ簡易停車場設置ノ請願(委員長報告)
第六十七(特別報告第六十七號)豫定線兩館、戸井間ヲ古武井迄延長ノ請願(委員長報告)
第六十八(特別報告第六十八號)岩國、萩間鐵道速成ノ請願(委員長報告)
第六十九(特別報告第六十九號)倉吉、鶴岡間鐵道速成ノ請願(委員長報告)
第七十(特別報告第七十號)佐用、智頭間鐵道敷設ノ請願(委員長報告)
第七十一(特別報告第七十一號)高松、鶴岡間鐵道敷設ノ請願(委員長報告)
第七十二(特別報告第七十二號)職公病死者遺族救濟軍人優遇ニ關スル請願(委員長報告)
第七十三(特別報告第七十三號)兵役義務者及傷殘軍人待遇改善施設ニ關スル請願(委員長報告)

第七十四(特別報告第七十四號)青年學校教育義務制實施ノ請願(委員長報告)
第七十五(特別報告第七十五號)安藝阿賀、志和口兩縣間鐵道敷設ノ請願(委員長報告)
第七十六(特別報告第七十六號)戰役殊勳者優遇ニ關スル請願外四件(委員長報告)
第七十七(特別報告第七十七號)大正十二年以前ニ退職セル元北海道廳森林監守ノ恩給ニ關スル請願(委員長報告)
第七十八(特別報告第七十八號)北海道田畑地租特惠稅率設定ニ關スル請願(委員長報告)
第七十九(特別報告第七十九號)所得調查委員優遇ニ關スル請願(委員長報告)
第八十(特別報告第八十號)製糖用兎毛皮輸入關稅免除ノ請願(委員長報告)
第八十一(特別報告第八十一號)名寄町ニ無水酒精製造工場設置ノ請願(委員長報告)
第八十二(特別報告第八十二號)東北、北海道救濟施設確立ニ關スル請願(委員長報告)
第八十三(特別報告第八十三號)我が國名略呼稱統一ノ請願(委員長報告)
第八十四(特別報告第八十四號)對支文化工作施設ニ關スル請願(委員長報告)
第八十五(特別報告第八十五號)土岐領兼、多治見見長二公ヲ祀ル神社建設ノ請願(委員長報告)
第八十六(特別報告第八十六號)千早神社社界格致ノ早城址維持保存ニ關スル請願(委員長報告)
第八十七(特別報告第八十七號)編者神社界格ニ關スル請願(委員長報告)
第八十八(特別報告第八十八號)未成年者喫煙禁止法改正ニ關スル請願(委員長報告)

- 第二百一十一 (特別報告第一一五號) 岩見澤町ニ高等農林學校建設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百一十二 (特別報告第一一六號) 學生ノ風紀肅正訓育徹底ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百一十三 (特別報告第一一七號) 公傷病死者遺族ノ子弟ノ中等學校ニ於ケル授業料免除ノ請願 (委員長報告)
- 第二百一十四 (特別報告第一一八號) 孝子祭制定對孝子遺實實施促進ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百一十五 (特別報告第一一九號) 濱物類運道運賃輕減ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百一十六 (特別報告第一二〇號) 勢東線起點ヲ相可ク聯ル存置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百一十七 (特別報告第一二一號) 小出、只見間鐵道運道ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百一十八 (特別報告第一二二號) 尾、碓井間鐵道運道ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百一十九 (特別報告第一二三號) 田島、只見間鐵道運道ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百二十 (特別報告第一二四號) 北濃、城端間鐵道運道ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百二十一 (特別報告第一二五號) 士別、添牛内間及土別、瀧ノ上間鐵道運道ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百二十二 (特別報告第一二六號) 増毛、當別間鐵道運道ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百二十三 (特別報告第一二七號) 教賀、武生間海岸線鐵道建設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百二十四 (特別報告第一二八號) 助川線改善擴張ノ請願 (委員長報告)
- 第二百二十五 (特別報告第一二九號) 職役獎勵者優遇ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百二十六 (特別報告第一三〇號) 國定教科書中ニ酒毒豫防ニ關スル教科書挿入ノ請願外三件 (委員長報告)
- 第二百二十七 (特別報告第一三一號) 恩給法中一部改正ノ請願 (委員長報告)
- 第二百二十八 (特別報告第一三二號) 長慶天皇御陵確定ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百二十九 (特別報告第一三三號) 刑部日蓮附位申請ノ請願 (委員長報告)
- 第二百三十 (特別報告第一三四號) 需物資貯蔵ニ關スル法律制定ノ請願 (委員長報告)
- 第二百三十一 (特別報告第一三五號) 帝室用大樟樹林設置ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百三十二 (特別報告第一三六號) 中華民國及滿洲國ニ於ケル濃粉輸入關稅ノ撤廢ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百三十三 (特別報告第一三七八號) 港務行政ノ全國的統制ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百三十四 (特別報告第一三九號) 飼料外玉蜀黍、高粱ノ關稅引上ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百三十五 (特別報告第一四〇號) 伊勢神宮外宮神苑清盛樟樹禁止ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百三十六 (特別報告第一四一號) 彦根市ニ財政補助金交付ノ請願 (委員長報告)
- 第二百三十七 (特別報告第一四二號) 國道十號線改善促進ノ請願 (委員長報告)
- 第二百三十八 (特別報告第一四三號) 利根川本支流川根本筋の治水工事施行ノ請願 (委員長報告)
- 第二百三十九 (特別報告第一四四號) 天神川改修工事速ニ施行ノ請願 (委員長報告)
- 第二百四十 (特別報告第一四五號) 國道三號線別府、日出間改修ノ請願 (委員長報告)
- 第二百四十一 (特別報告第一四六號) 内之浦港築港ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百四十二 (特別報告第一四七號) 關門間直通連絡線建設促進ノ請願 (委員長報告)
- 第二百四十三 (特別報告第一四八號) 千葉、館山北條間府縣道ヲ國道ニ編入ノ請願 (委員長報告)
- 第二百四十四 (特別報告第一四九號) 利根川上流砂防工事急務ノ請願 (委員長報告)
- 第二百四十五 (特別報告第一五〇號) 大津港築港ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百四十六 (特別報告第一五一號) 石狩川治水工事速ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百四十七 (特別報告第一五二號) 釧路、更喜内兩川治水工事促進ノ請願 (委員長報告)
- 第二百四十八 (特別報告第一五三號) 鷺泊港船入淵防波堤築築波瀾内淺濘其ノ他ノ請願 (委員長報告)
- 第二百四十九 (特別報告第一五四號) 國道四號線日光國立公園關係道路改修ノ請願 (委員長報告)
- 第二百五十 (特別報告第一五五號) 販賣業者救済ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百五十一 (特別報告第一五六號) 人工甘味質取締規則一部改正ノ請願 (委員長報告)
- 第二百五十二 (特別報告第一五七號) 大雪山國立公園施設經營促進ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百五十三 (特別報告第一五八號) 大島郡ニ國立療養所星架敷愛國支所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百五十四 (特別報告第一五九號) 產婆養育向上施設急務ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百五十五 (特別報告第一六〇號) 應召軍人内縁關係者救済ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百五十六 (特別報告第一六一號) 稚内港ヲ檢査港ニ指定ノ請願 (委員長報告)
- 第二百五十七 (特別報告第一六二號) 特殊會社設立ニ關スル法律制定ノ請願 (委員長報告)
- 第二百五十八 (特別報告第一六三號) 產業綜合ニ關スル法律制定ノ請願 (委員長報告)
- 第二百五十九 (特別報告第一六四號) 藥品輸出獎勵ノ爲國庫補助ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十 (特別報告第一六五號) 磁器用燃料ノ輸入制限撤廢ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百六十一 (特別報告第一六六號) 膠原料輸入制限緩和ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十二 (特別報告第一六七號) 戰公傷病死者遺族ニ對シ祭祀料下附ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十三 (特別報告第一六八號) 元屯田兵一般ニ救恤金下附ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十四 (特別報告第一六九號) 大隅半島ニ獨立騎兵旅團設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十五 (特別報告第一七〇號) 笠野原ニ特設機械化兵團設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十六 (特別報告第一七一號) 水分村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十七 (特別報告第一七二號) 堺村ニ郵便取扱所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十八 (特別報告第一七三號) 麥里郵便局移轉ノ請願 (委員長報告)
- 第二百六十九 (特別報告第一七四號) 笠野原郵便局ニ集配事務所開始ノ請願 (委員長報告)

- 第二百七十 (特別報告第一七五號) 水野田郵便局ニ電信電話專線開始ノ請願 (委員長報告)
- 第二百七十一 (特別報告第一七六號) 釜石市宇白濱ニ電信電話取扱所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百七十二 (特別報告第一七七號) 航空機無賃及割引格乘機實施ノ請願 (委員長報告)
- 第二百七十三 (特別報告第一七八號) 稚内町ニ飛行場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百七十四 (特別報告第一七九號) 朝鮮ニ衆議院議員選舉法施行ノ請願 (委員長報告)
- 第二百七十五 (特別報告第一八〇號) 樺太北海道山林ノ増伐並一般用材供給ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百七十六 (特別報告第一八一號) 稚内區裁判所ニ旭川地方裁判所支部設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百七十七 (特別報告第一八二號) 秋田町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百七十八 (特別報告第一八三號) 山淵村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百七十九 (特別報告第一八四號) 高山町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百八十 (特別報告第一八五號) 兒島商船學校圖書移管ノ請願 (委員長報告)
- 第二百八十一 (特別報告第一八六號) 東京高等商船學校別科第一部長徒給費制ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百八十二 (特別報告第一八七號) 吾平歴史圖影ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百八十三 (特別報告第一八八號) 南朝忠臣肝付氏ノ史蹟顯彰ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百八十四 (特別報告第一八九號) 大塚神社附近古墳調査ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百八十五 (特別報告第一九〇號) 國立自然博物館設立ノ請願 (委員長報告)
- 第二百八十六 (特別報告第一九一號) 高崎市高砂町ニガソウソノカニ簡易停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百八十七 (特別報告第一九二號) 鹿兒島本線本木、上本木兩驛間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百八十八 (特別報告第一九三號) 栗山郡廣島村間鐵道建設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百八十九 (特別報告第一九四號) 井田村ニ紀勢中線停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二百九十 (特別報告第一九五號) 秋田縣鐵道建設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百九十一 (特別報告第一九六號) 網走、利根高松間鐵道建設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百九十二 (特別報告第一九七號) 岩手縣鐵道建設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百九十三 (特別報告第一九八號) 大船渡、釜石兩縣連絡鐵道建設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百九十四 (特別報告第一九九號) 青岩鐵道建設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百九十五 (特別報告第二〇〇號) 単人、川北間鐵道建設ニ關スル請願外一件 (委員長報告)
- 第二百九十六 (特別報告第二〇一號) 高山、内之浦間鐵道建設ノ請願 (委員長報告)
- 第二百九十七 (特別報告第二〇二號) 職公病死者遺族救済機關人優遇ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百九十八 (特別報告第二〇三號) 職役獎勵者優遇ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二百九十九 (特別報告第二〇四號) 青年禁酒法制定ノ請願外九件 (委員長報告)
- 第三百 (特別報告第二〇六號) 恩給法中改正ノ請願 (委員長報告)
- 第三百一 (特別報告第二〇七號) 恩給法中少額恩給受給者ニ關シ一部改正ノ請願 (委員長報告)
- 第三百二 (特別報告第二〇八號) 元屯田兵救済ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百三 (特別報告第二〇九號) 大日本皇國ノ稱呼普及ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百四 (特別報告第二一〇號) 片上港ニ稅關支所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五 (特別報告第二一一號) 樺菜村ヲ延岡稅務管轄ニ變更ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六 (特別報告第二一二號) 櫻庭村ニ無水酒精製造工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七 (特別報告第二一三號) 供知安町ニ無水酒精製造工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八 (特別報告第二一四號) 旭川市ニ無水酒精製造工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百九 (特別報告第二一五號) 田町ニ酒精製造工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百十 (特別報告第二一六號) 海外同胞物故者慰靈堂建立助成ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百十一 (特別報告第二一七號) 縣社和氣神社昇格ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百十二 (特別報告第二一八號) 府社磐田神社昇格ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百十三 (特別報告第二一九號) 村社甘濱神社昇格ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百十四 (特別報告第二二〇號) 村社大多滿根神社昇格ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百十五 (特別報告第二二一號) 元村社八坂神社復活ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百十六 (特別報告第二二二號) 警對策樹立ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百十七 (特別報告第二二三號) 家用自轉車稅減免ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百十八 (特別報告第二二四號) 至尊高貴ニ對シ奉ル御喜眞奉揚方取締法制定ノ請願 (委員長報告)
- 第三百十九 (特別報告第二二五號) 婦人ニ公民權附與ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第三百二十 (特別報告第二二六號) 女子ニ公民權附與ノ請願 (委員長報告)
- 第三百二十一 (特別報告第二二七號) 長良川清流保存ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百二十二 (特別報告第二二八號) 田川改修ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百二十三 (特別報告第二二九號) 田中村地籍内狩野川治水堤防工事中止ノ請願 (委員長報告)
- 第三百二十四 (特別報告第二三〇號) 平戸海峽ニ鐵橋架設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百二十五 (特別報告第二三一號) 釜石港ニ防浪建築架設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百二十六 (特別報告第二三二號) 美々津港築港ノ請願 (委員長報告)
- 第三百二十七 (特別報告第二三三號) 本庄川改修工事促進ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百二十八 (特別報告第二三四號) 綾川下流改修ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百二十九 (特別報告第二三五號) 樺尾島振興施設實施ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百三十 (特別報告第二三六號) 知安町ニ製鹽工場設置ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百三十一 (特別報告第二三七號) 石狩河口改修工事速ニ關スル請願 (委員長報告)

- 第三百三十二 (特別報告第三三八號) 月形、峰延間石狩川ニ橋架設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百三十三 (特別報告第三三九號) 旭川市宇近文舊土人共有地地下ノ請願 (委員長報告)
- 第三百三十四 (特別報告第三四〇號) 名寄町ニ於ケル御料林内ニ農耕地許容ノ請願 (委員長報告)
- 第三百三十五 (特別報告第三四一號) 吹上温泉ヨリ十勝五嶺火口ニ至ル自働車道開鑿ノ請願 (委員長報告)
- 第三百三十六 (特別報告第三四二號) 三本橋複式儀仗ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百三十七 (特別報告第三四三號) 東北地方ニ於ケル國有林野解放其ノ他ノ請願外二件 (委員長報告)
- 第三百三十八 (特別報告第三四四號) 鬼怒川流域ニ灌溉用貯水池設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百三十九 (特別報告第三四五號) 魚附林ノ造成改良計畫樹立實施ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百四十 (特別報告第三四六號) 九州ニ畜産試験場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十一 (特別報告第三四七號) 度量衡法中一部改正ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十二 (特別報告第三四八號) 地方食品卸賣市場法制定ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十三 (特別報告第三四九號) 旭川市ニ「バル」工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十四 (特別報告第三五〇號) 香川縣下ニ國營軍需工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十五 (特別報告第三五一號) 袋田村ニ陸軍療養所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十六 (特別報告第三五二號) 彦部村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十七 (特別報告第三五三號) 唐津市大字竹木場ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十八 (特別報告第三五四號) 向津具村大字大浦ニ無架配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百四十九 (特別報告第三五五號) 南薩大川郵便局ニ電信電話事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十 (特別報告第三五六號) 追川村大字中ニ三等郵便局設置ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第三百五十一 (特別報告第三五七號) 旭川市ニ貯金支局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十二 (特別報告第三五八號) 平戸港外ニ燈臺並海難豫防裝置設備ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十三 (特別報告第三五九號) 波戸ノ岬ニ燈臺設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十四 (特別報告第三六〇號) 旭川飛行場設置ニ對シ國庫助成ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十五 (特別報告第三六一號) 戦公病死者遺族並傷痍軍人優遇ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百五十六 (特別報告第三六二號) 戦役殊勲者優遇ニ關スル請願外一件 (委員長報告)
- 第三百五十七 (特別報告第三六三號) 關門間直通連絡路設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十八 (特別報告第三六四號) 披海村ニ船入酒場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百五十九 (特別報告第三六五號) 青年禁酒法制定ノ請願外十五件 (委員長報告)
- 第三百六十 (特別報告第三六六號) 國神社分置ヲ市町村氏神境内ニ奉祀ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十一 (特別報告第三六七號) 學生ノ風紀肅正教育徹底ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百六十二 (特別報告第三六八號) 民法中一部改正ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十三 (特別報告第三六九號) 旭川女子ノ家督相續地位ニ關シ民法中一部改正ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十四 (特別報告第三七〇號) 戸主ノ死亡ニ因リ相続財產繼承ノ限度ニ關シ民法中一部改正ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十五 (特別報告第三七一號) 私生兒認知ニ關シ民法中一部改正ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十六 (特別報告第三七二號) 刑法中一部改正ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百六十七 (特別報告第三七三號) 供知安町ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十八 (特別報告第三七四號) 海老町ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百六十九 (特別報告第三七五號) 留邊瀨町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十 (特別報告第三七六號) 市町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十一 (特別報告第三七七號) 鳥屋村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十二 (特別報告第三七八號) 上土幌村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十三 (特別報告第三七九號) 余興村大字中之郷ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十四 (特別報告第三八〇號) 志度町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十五 (特別報告第三八一號) 三ヶ所村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十六 (特別報告第三八二號) 樺葉村ヲ延岡區裁判所管轄ニ變更ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十七 (特別報告第三八三號) 私立大學國庫補助法制定ノ請願 (委員長報告)
- 第三百七十八 (特別報告第三八四號) 私立大學教職員優遇ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百七十九 (特別報告第三八五號) 帝國大學ニ皇漢醫學講座新設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八十 (特別報告第三八六號) 那智國開闢ノ爲優良教員派遣ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百八十一 (特別報告第三八七號) 女子ニ對シ專門學校開放ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八十二 (特別報告第三八八號) 藏粉運道運賃引下ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百八十三 (特別報告第三八九號) 樺島線列車運行一部改正其ノ他ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八十四 (特別報告第三九〇號) 江戶川區上一色町ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八十五 (特別報告第三九一號) 供知安町ヲ基點トシ定山溪、洞爺湖兩温泉ニ至ル區間ニ省營バス運輸開始ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八十六 (特別報告第三九二號) 常陸太田、東館兩區間ニ省營バス運輸開始ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八十七 (特別報告第三九三號) 北千住驛ニ列車停車ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八十八 (特別報告第三九四號) 宮崎市線町間ニ省營バス運輸開始ノ請願 (委員長報告)
- 第三百八十九 (特別報告第三九五號) 坂出、丸龜兩驛吹吹驛間ニ省營バス運輸開始ノ請願 (委員長報告)
- 第三百九十 (特別報告第三九六號) 櫻、高田間ニ省營バス運輸開始ノ請願 (委員長報告)

- 第三百九十一 (特別報告第三九七號) 浦和驛ニ列車停車ノ請願 (委員長報告)
- 第三百九十二 (特別報告第三九八號) 高原聯合改築擴張ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百九十三 (特別報告第三九九號) 仙崎臨港線鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第三百九十四 (特別報告第四〇〇號) 上富良野驛ニ跨線橋設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百九十五 (特別報告第四〇一號) 砂川、旭川間複線敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百九十六 (特別報告第四〇二號) 飯野驛擴張ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百九十七 (特別報告第四〇三號) 千葉、鏡子間電化促進ノ請願 (委員長報告)
- 第三百九十八 (特別報告第四〇四號) 上越西線鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百九十九 (特別報告第四〇五號) 本原線全通工事促進ノ請願 (委員長報告)
- 第四百 (特別報告第四〇七號) 南信濃鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四百一 (特別報告第四〇八號) 伊知安、南小樽間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四百二 (特別報告第四〇九號) 木會、福島、久々野間鐵道ヲ建設ニ關スル請願外二件 (委員長報告)
- 第四百三 (特別報告第四一〇號) 占冠、清水澤間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四百四 (特別報告第四一一號) 江差、瀨棚間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五 (特別報告第四一二號) 德天、南嶺速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四百六 (特別報告第四一三號) 河原田、一身田間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四百七 (特別報告第四一四號) 山川、枕崎間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八 (特別報告第四一五號) 釜石、盛岡間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四百九 (特別報告第四一六號) 津、下呂間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十 (特別報告第四一七號) 荒海、村內三箇所ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十一 (特別報告第四一八號) 高松、宇多津間海岸線鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十二 (特別報告第四一九號) 瀨富内線工事促進並東口分岐點ヲ清水驛ニ決定ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十三 (特別報告第四二〇號) 伊北村大字石伏ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十四 (特別報告第四二一號) 赤穂線敷設實施促進ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百十五 (特別報告第四二二號) 宇治村ニ助成金交付ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十六 (特別報告第四二三號) 惟菜村徴兵検査場變更ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百十七 (特別報告第四二四號) 靖國神社境域附近ニ從軍動物慰勞塔建設ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十八 (特別報告第四二五號) 野尾、村所兩郵便局ニ電話事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十九 (特別報告第四二六號) 孝明天皇御皇后ヲ奉齋スル神宮創建ノ請願 (委員長報告)
- 第四百二十 (特別報告第四二七號) 地方議會議員選舉ニ等額選舉制採用ノ請願 (委員長報告)
- 第四百二十一 (特別報告第四二八號) 國道六號線高平村太田村間改良工事促進ノ請願 (委員長報告)
- 第四百二十二 (特別報告第四二九號) 枝幸村船入酒場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百二十三 (特別報告第四三〇號) 滿洲農業移民計畫助成ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百二十四 (特別報告第四三一號) 學業安寧策實施ノ請願 (委員長報告)
- 第四百二十五 (特別報告第四三二號) 久曾渡國有林地下ノ請願 (委員長報告)
- 第四百二十六 (特別報告第四三三號) 豐橋市外三郡内原野國營開墾促進ノ請願 (委員長報告)
- 第四百二十七 (特別報告第四三四號) 遠輕町ニ「バル」工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百二十八 (特別報告第四三五號) 置戸村ニ「バル」工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百二十九 (特別報告第四三六號) 翠園ノ紀元ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百三十 (特別報告第四三七號) 時制確立國家總動員法制定其ノ他ノ請願 (委員長報告)
- 第四百三十一 (特別報告第四三八號) 土幌村ニ無水酒精製造工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百三十二 (特別報告第四三九號) 天鹽町ニ無水酒精製造工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百三十三 (特別報告第四四〇號) 公共圖書館國庫補助法制定ノ請願 (委員長報告)
- 第四百三十四 (特別報告第四四一號) 海外同僑物故者慰靈堂建立助成ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百三十五 (特別報告第四四二號) 青年禁酒法制定ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第四百三十六 (特別報告第四四三號) 奉道振作ヲ目的トスル國祭日制定ノ請願 (委員長報告)
- 第四百三十七 (特別報告第四四四號) 大原祭制定ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百三十八 (特別報告第四四五號) 紀元二千六百年祝典事業トシテ國有地ニ記念植林設定ノ請願 (委員長報告)
- 第四百三十九 (特別報告第四四六號) 國有地開放ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百四十 (特別報告第四四七號) 業稅地方移讓ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百四十一 (特別報告第四四八號) 無水酒精製造原料馬鈴薯取扱ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百四十二 (特別報告第四四九號) 清水町ニ無水酒精製造工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百四十三 (特別報告第四五〇號) 煙草耕作者安定ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百四十四 (特別報告第四五一號) 金助勸業年金改正ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百四十五 (特別報告第四五二號) 縣社寶登山神社昇格ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百四十六 (特別報告第四五三號) 關西嚴禁主義緩和ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百四十七 (特別報告第四五四號) 上田市ニ地方財政補助金交付ノ請願 (委員長報告)
- 第四百四十八 (特別報告第四五五號) 岡谷市ニ臨時地方財政補助金交付ノ請願 (委員長報告)
- 第四百四十九 (特別報告第四五六號) 長野市ニ臨時地方財政補助金交付ノ請願 (委員長報告)

- 第四百五十 (特別報告第四五九號) 高田市臨時地方財政補助金交付ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百五十一 (特別報告第四六〇號) 埼玉縣朝霞町外六箇町村ヲ東京市ニ編入ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五十二 (特別報告第四六一號) 加佐佐港築港完成ニ關スル請願外三件 (委員長報告)
- 第四百五十三 (特別報告第四六二號) 利根川根本治水工事施行ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第四百五十四 (特別報告第四六三號) 釜石港ヲ第二種重要港灣ニ選定ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五十五 (特別報告第四六四號) 甲子川改修工事繼續施行ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五十六 (特別報告第四六五號) 大加港修築ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五十七 (特別報告第四六六號) 川内川渡深砂防堤設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五十八 (特別報告第四六七號) 多度津港改修ニ對シ國庫補助ノ請願 (委員長報告)
- 第四百五十九 (特別報告第四六八號) 用瀬 佐治間鐵道ヲ指定府縣道ニ編入ノ請願 (委員長報告)
- 第四百六十 (特別報告第四六九號) 井澤開闢觀光道路建設ノ請願 (委員長報告)
- 第四百六十一 (特別報告第四七〇號) 中頓別村ニ農事試驗場支場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百六十二 (特別報告第四七一號) 北海道拓殖鐵道補助金計算ニ關シ公式適用廢止ノ請願 (委員長報告)
- 第四百六十三 (特別報告第四七二號) 鍼灸醫術ニ關スル法律制定ノ請願 (委員長報告)
- 第四百六十四 (特別報告第四七三號) 花柳病豫防法改正ノ請願 (委員長報告)
- 第四百六十五 (特別報告第四七四號) 花柳病豫防ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百六十六 (特別報告第四七五號) 小山式血液循環療法業者無試驗開業ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百六十七 (特別報告第四七六號) 日光浴獎勵ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百六十八 (特別報告第四七七號) 治療師法規制定ノ請願 (委員長報告)
- 第四百六十九 (特別報告第四七八號) 高麗靴(ハイヒール)禁止ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百七十 (特別報告第四七九號) 濱部十數箇町村振興ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百七十一 (特別報告第四八〇號) 五郷山部分林無償下附ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百七十二 (特別報告第四八一號) 野邊山原開發ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百七十三 (特別報告第四八二號) 積雪地方雪害防止施設費ニ對シ國庫補助ノ請願 (委員長報告)
- 第四百七十四 (特別報告第四八三號) 機船底曳網漁業整理進行ニ因リ被害救済ノ請願外七件 (委員長報告)
- 第四百七十五 (特別報告第四八四號) 軍用豫備馬貸付助成金交付ノ請願 (委員長報告)
- 第四百七十六 (特別報告第四八五號) 千曲川及依田川畔ニ淡水魚殖殖試驗場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百七十七 (特別報告第四八六號) 錦寄補償法制定ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百七十八 (特別報告第四八七號) 美深町ニ「バル」工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百七十九 (特別報告第四八八號) 小平藥町ニ「バル」工場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八十 (特別報告第四八九號) 帝國海軍ニ齒科軍醫設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八十一 (特別報告第四九〇號) 平石村大字峰ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八十二 (特別報告第四九一號) 清住町又ハ戸祭町附近ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八十三 (特別報告第四九二號) 餘喜村大字大町ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八十四 (特別報告第四九三號) 朝日郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八十五 (特別報告第四九四號) 城內郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八十六 (特別報告第四九五號) 牛郷郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八十七 (特別報告第四九六號) 長岡村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八十八 (特別報告第四九七號) 屋部郵便局ニ電信電話事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第四百八十九 (特別報告第四九八號) 惠須取町ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百九十 (特別報告第四九九號) 野町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百九十一 (特別報告第五〇〇號) 龍丘村大字時又ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百九十二 (特別報告第五〇一號) 三笠村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百九十三 (特別報告第五〇二號) 辯護士法中辯護士ノ資格回復ニ關スル規定制定ノ請願 (委員長報告)
- 第四百九十四 (特別報告第五〇三號) 辯護士法中辯護士試補ニ關スル規定廢止ノ請願 (委員長報告)
- 第四百九十五 (特別報告第五〇四號) 浦和市ヨリ借地、借家法施行區域ニ編入ノ請願 (委員長報告)
- 第四百九十六 (特別報告第五〇五號) 神武天皇聖蹟顯彰ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百九十七 (特別報告第五〇六號) 私立大學國庫補助金下附ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百九十八 (特別報告第五〇七號) 北海道十勝國ニ高等農林學校建設ノ請願外三件 (委員長報告)
- 第四百九十九 (特別報告第五〇八號) 肢體不自由者教育令制定ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五百 (特別報告第五〇九號) 首及聾啞學齡兒童就學義務制度確立ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五百一 (特別報告第五一〇號) 新潟義貞公及一黨ノ勳章事務改訂補ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五百二 (特別報告第五一一號) 豐橋市外三郡內原野國營開墾促進ノ請願 (委員長報告)
- 第五百三 (特別報告第五一二號) 三本繩式依裝ニ關スル請願外一件 (委員長報告)
- 第五百四 (特別報告第五一三號) 醫師免許資格換領期間延期ノ請願 (委員長報告)
- 第五百五 (特別報告第五一四號) 神社祭祀ノ軍人軍屬遺族ニ同社參拜設施ヲ爲鐵道無賃乘車證交付ノ請願 (委員長報告)
- 第五百六 (特別報告第五一五號) 石岡、岩瀨兩郡間及補間、下館兩町間ニ省營バス運轉開始ノ請願 (委員長報告)
- 第五百七 (特別報告第五一六號) 板、鹽原兩省營バス直通運轉ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五百八 (特別報告第五一七號) 川井、遠野兩郡省營バス運轉開始ノ請願 (委員長報告)

第五百二十九 (特別報告第五〇九號) 田島、只見間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

(特別報告意見書ハ追テ別冊ニ掲載ス)

(信太儀右衛門君登壇)

亦忠勇果敢ナル、我が將卒ノ努力ノ賜モノデアルト云フコトハ、茲ニ喋々申上ルル必妥アリマセス、吾々ハ此刻下ノ急務ニ則リマシテ、九千萬國民ノ誠意ヲ此議會ニ反映セシムルコトハ、蓋シ國家ニ忠ナル所以ト思ヒマシテ、請願委員會ノ總員ガ日夜精勵ヲ致シテデアリマス、斯様ニ案件ノ多ク、伊ト云フヤウナコトモ、國民ノ赤誠ヨリ出ヅル眞ノ叫ビデアリマス、私ハ此叫ビニ對シマシテ深甚ナル敬意ヲ表シ、一言一句ト雖モ忽忽ニセザル所ノ決心ヲ以テ職務ニ當リタノデアリマス、斯クシテ吾々ノ審議致シマシタル二三ノ特色アルモノヲ、皆様ニ申上テ見タイト思ヒマスルガ、畏多クモ上皇聖ニ於カセラレマシテハ、洵ニ日月ニ御榮榮ニナラセラレ、竹ノ園生ノ御降臨ト云フコトニ對シマシテハ、洵ニ欣喜雀躍ノ氣持ヲ以テ、吾々ハ始終之ニ對シテ居ルノデアリマス、併ナガラ内外ノ御交際、或ハ種々ナル御經費ノ計上ハ、舊態依然トシテ四百五十萬圓ト云フ所ノ額ヲ計上シテ居ルニ過ギマセス、我ガ國民トシテ洵ニ恐懼ニ堪ヘナイノデアリマス、之ヲ一千万圓ニ増額スルト云フ所ノ、洵ニ襟正シウシテ聽カナレバナラナイ所ノ請願モ出テ居リマス、吾々ハ之ニ對シマシテハ、深甚ナル敬意ヲ表シテ之ヲ諒了致シタノデアリマス、或ハ徒後ノ國民トシテ、長期ノ抗爭ニ堪ヘ得ル所ノ國家ノ力ヲ涵養スルト云フコトカラシテ、産業ニ、或ハ教育ニ、或ハ思想ノ善導ト云ツクヤウナ方面カラ、多岐多様ニ互ル所ノ請願文ヲ見ルノデアリマス、洵ニ吾々ハ之ニ對シマシテハ、衷心カラ敬意ヲ以テ終始致シタノデアリマス、斯クシテ案件ハ昨日ヲ以テマシテ、委員會ニ於テ諒了致シマシタ總

- 第五百九 (特別報告第五一九號) 茂木間ニ省營バス運轉開始ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十 (特別報告第五二〇號) 成東、佐原間ニ省營バス運轉開始ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十一 (特別報告第五二一號) 川島、支度間ニ省營バス運轉開始ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十二 (特別報告第五二二號) 戸島ニ省營バス運轉開始ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十三 (特別報告第五二三號) 海驛ニ特急列車「富士」號停車ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十四 (特別報告第五二四號) 大屋驛ニ特急列車「富士」號停車ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十五 (特別報告第五二五號) 小海驛ニ「ボギー」車運轉開始ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十六 (特別報告第五二六號) 海驛ニ特急列車「富士」號停車ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十七 (特別報告第五二七號) 野驛始發電車ニ關シ青果行人乗車許可ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十八 (特別報告第五二八號) 京市內行人ノ省營電車乘車禁止時ノ間廢止ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十九 (特別報告第五二九號) 屋代驛ニ特急列車「富士」號停車ノ請願 (委員長報告)
- 第五百二十 (特別報告第五三〇號) 千葉、稻毛兩驛間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第五百二十一 (特別報告第五三一號) 羅漢驛ニ職員配置ノ請願 (委員長報告)
- 第五百二十二 (特別報告第五三二號) 我孫子、成田間成田、鉢子間電化促進ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第五百二十三 (特別報告第五三三號) 陣早驛前廣場擴張ノ請願 (委員長報告)
- 第五百二十四 (特別報告第五三四號) 錦絲町驛貨物引込線除去ノ請願 (委員長報告)
- 第五百二十五 (特別報告第五三五號) 矢島、湯澤間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第五百二十六 (特別報告第五三六號) 一關、十文字間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第五百二十七 (特別報告第五三七號) 石見益田驛、本郷間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第五百二十八 (特別報告第五三八號) 川井、高田間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第五百二十九 (特別報告第五三九號) 松山、佐川間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第五百三十 (特別報告第五四〇號) 釜石、本莊間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第五百三十一 (特別報告第五四一號) 澁川、上田間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第五百三十二 (特別報告第五四二號) 花園信號場ヲ停車場ニ變更ノ請願 (委員長報告)
- 第五百三十三 (特別報告第五四三號) 矢島鐵道株式會社救済ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五百三十四 (特別報告第五四四號) 常磐線伊藤谷本町地先踏切ニ遮斷機施設ノ請願 (委員長報告)
- 第五百三十五 (特別報告第五四五號) 大妻神社參宮路ト常磐線トノ交又點ニ安全施設設備ノ請願 (委員長報告)
- 第五百三十六 (特別報告第五四六號) 根室町ニ飛行場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第五百三十七 (特別報告第五四七號) 對露民間債權者求償權ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五百三十八 (特別報告第五四八號) 古房地國有林野地下ニ關スル請願 (委員長報告)

第五百三十九 (特別報告第五〇九號) 田島、只見間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

(特別報告意見書ハ追テ別冊ニ掲載ス)

(信太儀右衛門君登壇)

亦忠勇果敢ナル、我が將卒ノ努力ノ賜モノデアルト云フコトハ、茲ニ喋々申上ルル必妥アリマセス、吾々ハ此刻下ノ急務ニ則リマシテ、九千萬國民ノ誠意ヲ此議會ニ反映セシムルコトハ、蓋シ國家ニ忠ナル所以ト思ヒマシテ、請願委員會ノ總員ガ日夜精勵ヲ致シテデアリマス、斯様ニ案件ノ多ク、伊ト云フヤウナコトモ、國民ノ赤誠ヨリ出ヅル眞ノ叫ビデアリマス、私ハ此叫ビニ對シマシテ深甚ナル敬意ヲ表シ、一言一句ト雖モ忽忽ニセザル所ノ決心ヲ以テ職務ニ當リタノデアリマス、斯クシテ吾々ノ審議致シマシタル二三ノ特色アルモノヲ、皆様ニ申上テ見タイト思ヒマスルガ、畏多クモ上皇聖ニ於カセラレマシテハ、洵ニ日月ニ御榮榮ニナラセラレ、竹ノ園生ノ御降臨ト云フコトニ對シマシテハ、洵ニ欣喜雀躍ノ氣持ヲ以テ、吾々ハ始終之ニ對シテ居ルノデアリマス、併ナガラ内外ノ御交際、或ハ種々ナル御經費ノ計上ハ、舊態依然トシテ四百五十萬圓ト云フ所ノ額ヲ計上シテ居ルニ過ギマセス、我ガ國民トシテ洵ニ恐懼ニ堪ヘナイノデアリマス、之ヲ一千万圓ニ増額スルト云フ所ノ、洵ニ襟正シウシテ聽カナレバナラナイ所ノ請願モ出テ居リマス、吾々ハ之ニ對シマシテハ、深甚ナル敬意ヲ表シテ之ヲ諒了致シタノデアリマス、或ハ徒後ノ國民トシテ、長期ノ抗爭ニ堪ヘ得ル所ノ國家ノ力ヲ涵養スルト云フコトカラシテ、産業ニ、或ハ教育ニ、或ハ思想ノ善導ト云ツクヤウナ方面カラ、多岐多様ニ互ル所ノ請願文ヲ見ルノデアリマス、洵ニ吾々ハ之ニ對シマシテハ、衷心カラ敬意ヲ以テ終始致シタノデアリマス、斯クシテ案件ハ昨日ヲ以テマシテ、委員會ニ於テ諒了致シマシタ總

數ガ九百四十件デアリマス、而シテ之ヲ採擇スルニ決シタモノガ八百十九件、不採擇ニ決シタモノガ八百十九件、政府參考ト致シタモノガ三十一件、審議未了ガ三十一件、取テアリマシテ、受理件數ノ九百四十件ヲ三ツ突破シテ居リマスガ、此三ツノ増加シタモノハ、分割處理ノ三件ニ依ルモノデアリマス、トテ御承知置キテ願ヒタイノデアリマス、斯ノ如ク長期間ニ亙リマシテ、吾々ハ此案ヲ最モ理想的ニ取扱ヒ得タコトハ、諸委員各位ノ御精勵ニ俟ツコトガ多クイデアリマシテ、不肖委員長トシテ諸委員各位ニ深甚ナル敬意ト謝意ヲ表スル次第デアリマス

尙ホ一々申上ゲル煩ヲ避ケマシテ、詳細ハ速記録ニ依テ御承知置キテ願ヒタイト思フノデアリマスガ、何卒滿場ノ諸君ニ於カレマシテモ、諸委員各位ノ所謂九千萬國民ノ熱誠ヲ御テ所ノ意氣ヲ附シテ、十分御審議ノ上御協賛アラントラ希望シテ御報告ニ代ヘマス(拍手)

○副議長(金光廣夫) 諸議日程第一乃至第五百三十九ノ各議案ハ、委員長報告ノ通リ採擇スルニ御異議アリマセカ

(異議ナシヲ呼ブアリ)

○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ各議案ハ委員長報告通リ採擇スルニ決シマシタ

○副議長(金光廣夫) 諸議日程第一乃至第五百三十九ノ各議案ハ、委員長報告ノ通リ採擇スルニ御異議アリマセカ

(異議ナシヲ呼ブアリ)

○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ各議案ハ委員長報告通リ採擇スルニ決シマシタ

○副議長(金光廣夫) 諸議日程第一乃至第五百三十九ノ各議案ハ、委員長報告ノ通リ採擇スルニ御異議アリマセカ

(異議ナシヲ呼ブアリ)

○副議長(金光廣夫) 御異議ナシト認メマス、仍テ各議案ハ委員長報告通リ採擇スルニ決シマシタ

第二十一 若嶽八鹿間若嶽新宮間鐵道速成ニ關スル建議案(稻田直道君提出)

第二十二 三戸驛ヨリ三本木ヲ經テ千曳驛ニ至ル鐵道速成ニ關スル建議案(小笠原八十美君外一名提出)

第二十三 三戸驛ヨリ毛馬内驛ニ至ル鐵道速成ニ關スル建議案(小笠原八十美君外一名提出)

第二十四 金澤鐵道開國道改修促進ニ關スル建議案(齋藤直橋君外一名提出)

第二十五 善通寺坂出間國道改修促進ニ關スル建議案(松浦伊平君提出)

第二十六 櫻原神宮神德景仰ニ關スル建議案(福井三三君外二名提出)

第二十七 綾川改修ニ關スル建議案(松浦伊平君提出)

第二十八 愛國紀念貨幣發行ニ關スル建議案(眞鍋儀十君外五名提出)

第二十九 栃木縣ニ無水アルコール工場設置ニ關スル建議案(坪山德彌君外二名提出)

第三十 青年學校補助費増額ニ關スル建議案(庄司一郎君外一名提出)

第三十一 帝國造林會社設立ニ關スル建議案(松浦周太郎君外三名提出)

第三十二 戰公病死者遺族救済機關優遇ニ關スル建議案(江藤源九郎君提出)

第三十三 戰役殊勳者優遇ニ關スル建議案(本田義成君外三名提出)

第三十四 戰役殊勳者優遇即行ニ關スル建議案(眞鍋儀十君外三名提出)

第三十五 北海道生産力擴充ニ關スル建議案(山本厚三君提出)

第三十六 北海道生産力擴充ニ關スル建議案(山下成太郎君外一名提出)

第三十七 憲法發布記念日制定ニ關スル建議案(中野治介君外一名提出)

第三十八 帝國在郷軍人會館補助金増額ニ關スル建議案(高橋壽太郎君外二名提出)

第三十九 帝國在郷軍人會館補助金増額ニ關スル建議案(高橋壽太郎君外二名提出)

第四十 交通省設置ニ關スル建議案(山田清君提出)

第四十一 戰病死者町村葬ニ關スル建議案(古島義英君提出)

第四十二 高松宇多津間海岸鐵道敷設ニ關スル建議案(松浦伊平君提出)

第四十三 穴吹坂出間鐵道敷設ニ關スル建議案(松浦伊平君提出)

第四十四 北海道ニ於ケル鐵道速成ニ關スル建議案(山下成太郎君外十五名提出)

第四十五 松戸我孫子間電化速成等ニ關スル建議案(成島勇君提出)

第四十六 武雄被炸間鐵道敷設ニ關スル建議案(一ノ瀬俊民君外一名提出)

第四十七 關西線淡路町天王寺間高架改築ニ關スル建議案(井上良夫君外二名提出)

第四十八 土佐川口池田川間省費自動車支線開設ニ關スル建議案(依光好秋君提出)

第四十九 輸出織物業者救済ニ關スル建議案(中村高一君外三名提出)

第五十 船員保險法制定ニ關スル建議案(米澤滿亮君外一名提出)

第五十一 厚生省ニ實業労働統計局設置ニ關スル建議案(西尾末廣君外二名提出)

第五十二 労働力ノ保護擴充ニ關スル建議案(鈴木文治君外二名提出)

第五十三 花柳病豫防擴張ニ關スル建議案(井上良夫君提出)

第五十四 官幣大社札幌神社ニ明治天皇合祀ニ關スル建議案(木下成太郎君外十五名提出)

第五十五 北海道拓殖計畫改訂案樹立促進ニ關スル建議案(山本厚三君外十五名提出)

第五十六 北海道ニ於ケル港灣漁港修築速成ニ關スル建議案(山本厚三君外十五名提出)

第五十七 雪割對策樹立ニ關スル建議案(山田六郎君外六名提出)

第五十八 高瀬川改修促進ニ關スル建議案(森田重次郎君外一名提出)

第五十九 府縣道改良助成費増額ニ關スル建議案(伊藤東一郎君外二名提出)

第六十 木曾川下流増補工事促進ニ關スル建議案(伊藤東一郎君外二名提出)

第六十一 新聞記者ノ資格制定ニ關スル建議案(飯村五郎君提出)

第六十二 支那事變勳功者ノ勳章ニ關スル建議案(今成留之助君外三名提出)

第六十三 凱旋將士ノ饗別返シ取止方通達ニ關スル建議案(藤生久君提出)

第六十四 腐朽陸軍病院改築ニ關スル建議案(井上良夫君外二名提出)

第六十五 現行借地法施行地區擴大ニ關スル建議案(鶴野市君提出)

第六十六 大牟田市ニ區裁判所設置ニ關スル建議案(鶴野市君提出)

第六十七 小型船員保護法制定ニ關スル建議案(岡崎憲君外一名提出)

第六十八 長崎上海間通信機關擴充ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出)

第六十九 釜石本莊間鐵道通成ニ關スル建議案(田子一民君外三名提出)

第七十 伊東下田間鐵道敷設ニ關スル建議案(高木榮太郎君外一名提出)

第七十一 龜岡美木間鐵道敷設ニ關スル建議案(田中好君外一名提出)

第七十二 島原鐵道並口之津鐵道買收ニ關スル建議案(太田理一君外三名提出)

第七十三 盛石石間鐵道速成ニ關スル建議案(志賀和多利君外一名提出)

第七十四 青秋橫斷鐵道敷設ニ關スル建議案(森田重次郎君外四名提出)

第七十五 野澤名入間鐵道敷設ニ關スル建議案(林平馬君提出)

第七十六 只見ヨリ古町前岩ヲ經テ田島ニ至ル鐵道速成ニ關スル建議案(林平馬君提出)

第七十七 須賀川長沼間鐵道速成ニ關スル建議案(林平馬君提出)

第七十八 川口只見間鐵道速成ニ關スル建議案(林平馬君提出)

第七十九 野岩岩鐵道速成ニ關スル建議案(林平馬君提出)

第八十 省線西成線高架改築電氣化促進ニ關スル建議案(塚本重藏君外三名提出)

第八十一 北海道農工商漁業金融政策ニ關スル建議案(木下成太郎君外十五名提出)

第八十二 北海道ニ無水アルコール工場設置ニ關スル建議案(山本厚三君外十五名提出)

第八十三 高知縣ニ無水アルコール工場設置ニ關スル建議案(依光好秋君提出)

第八十四 沖繩縣ニ無水アルコール工場設置ニ關スル建議案(盛島明長君外三名提出)

第八十五 酒精製造國營工場設置ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外四名提出)

第八十六 北海道土地貨價價格特別課率制定ニ關スル建議案(遠山房吉君外六名提出)

第八十七 大楠公遺蹟顯彰ニ關スル建議案(會和義式君提出)

第八十八 旭川市ニ高等工業學校設置ニ關スル建議案(松浦周太郎君外七名提出)

第八十九 北海道帝國大學ニ水産學科及人文科學ニ關スル學部設置ニ關スル建議案(木下成太郎君外十五名提出)

第九十 帝國圖書館完成ニ關スル建議案(山本厚三君外一名提出)

第九十一 小學校林造成ニ關スル建議案(伊藤五郎君外二名提出)

第九十二 中部千島開放ニ關スル建議案(山下成太郎君外十五名提出)

第九十三 北千島漁業開發並自主的統制ニ關スル建議案(山本厚三君外十五名提出)

第九十四 東北地方耕地開墾發展促進並自作農創設ニ關スル建議案(仲西三良君外四名提出)

第九十五 茶業技術員設置費國庫補助金交付ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外十一名提出)

第九十六 種牡馬園有放牧地利用國有林野開放ニ關スル建議案(伊藤五郎君外二名提出)

第九十七 養蠶家並中小蠶絲業者ノ業務安定ニ關スル建議案(野澤壽君外三名提出)

第九十八 府社早神社昇格並城址維持保存ニ關スル建議案(田中万逸君提出)

第九十九 我力國號ノ稱呼統一ニ關スル建議案(佐藤興一君提出)

第一百 我力國號ノ稱呼統一ニ關スル建議案(田子一民君外一名提出)

第一百一 學校看護婦職制制定ニ關スル建議案(世耕弘一君外一名提出)

第一百二 學校看護婦職制制定ニ關スル建議案(中村梅吉君提出)

第一百三 肥料專賣ニ關スル建議案(稻田直道君提出)

第一百四 肥料專賣ニ關スル建議案(岡本實太郎君外一名提出)

第一百五 肥料製造販賣國營ニ關スル建議案(遠山房吉君外二名提出)

第一百六 滿鮮向人絹織物ノ生産統制解除ニ關スル建議案(松村光三君外一名提出)

第一百七 貿易振興上ノ諸機關擴充ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出)

第一百八 生絲國內消費獎勵ニ關スル建議案(須永好君外三名提出)

第一百九 中華民國臨時政府關稅中人絹織物ノ稅率引下方交渉促進ニ關スル建議案(木村淺七君外一名提出)

第一百十 平城宮址ニ平城神宮創立ニ關スル建議案(福井三三君外一名提出)

- 第百一十一 地港第二期修築工事速成ニ關スル建議案(三好大郎君提出)
- 第百一十二 国道五號線中坵上郡内路線改修促進ニ關スル建議案(松岡俊三君提出)
- 第百一十三 前田川改修ニ關スル建議案(山田六郎君提出)
- 第百一十四 大井川改修工事促進ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外四名提出)
- 第百一十五 牛淵川改修區域擴張工事促進ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外四名提出)
- 第百一十六 山川修築案ニ關スル建議案(井上知治君外四名提出)
- 第百一十七 国道九號線三國峠改修ニ關スル建議案(清水留三郎君外九名提出)
- 第百一十八 戰死者遺骸埋葬ニ關スル建議案(村松久義君外二名提出)
- 第百一十九 沖繩縣宮古郡ニ飛行機設置ニ關スル建議案(盛島明長君外三名提出)
- 第百二十 名古屋養老太田間鐵道改修ニ關スル建議案(服部時市君外八名提出)
- 第百二十一 藤野水野野村人脚鐵道改修ニ關スル建議案(寺田市正君外二名提出)
- 第百二十二 我孫子佐原間鐵道電化ニ關スル建議案(吉原庄亮君提出)
- 第百二十三 丸智米野々木村水ヲ經テ熊本町ニ至ル鐵道敷設ニ關スル建議案(增本元也君外一名提出)
- 第百二十四 櫻井津開鐵道速成ニ關スル建議案(松尾四郎君提出)
- 第百二十五 沖繩縣那覇市ニ關スル建議案(盛島明長君外三名提出)
- 第百二十六 南部氏歴代ノ勳王墓ヲ國定教科書ニ採録ニ關スル建議案(泉三郎君提出)
- 第百二十七 郡市町村農會並林組合等ニ林業技術員設置助成ニ關スル建議案(山川順三郎君外一名提出)
- 第百二十八 健康保險法改正ニ關スル建議案(塚本重藏君外一名提出)
- 第百二十九 築港倉庫船ニ關スル建議案(井上良次君外一名提出)
- 第百三十 公衆浴場統制ニ關スル建議案(井上良次君外一名提出)
- 第百三十一 利根川治水工事速成ニ關スル建議案(成島勇君提出)
- 第百三十二 利根川治水根本對策ニ關スル建議案(吉植庄亮君外二名提出)
- 第百三十三 国道四號線改修日光國立公園關係道路改修助成ニ關スル建議案(坪山徳彌君外五名提出)
- 第百三十四 国道四號線改修日光國立公園關係道路改修助成ニ關スル建議案(高田敏平君外五名提出)
- 第百三十五 安倍川改修築堤工事延長並促進ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外四名提出)
- 第百三十六 安倍川沿岸堤防改修工事延長ニ關スル建議案(山田順三郎君外二名提出)
- 第百三十七 小學校教員ノ公務出張ニ對シテ鐵道賃金乘車ニ關スル建議案(大野伴隆君外一名提出)
- 第百三十八 警察官立小學校教員ノ鐵道賃金乘車ニ關スル建議案(林平馬君外十三名提出)
- 第百三十九 馬車振興ニ關スル建議案(小笠原八十美君外四名提出)
- 第百四十 櫻津港港修築促進ニ關スル建議案(山口忠五郎君外九名提出)
- 第百四十一 汚水防止ニ關スル建議案(坂下鶴一郎君外一名提出)
- 第百四十二 國產自動車課設置止ニ關スル建議案(山田清君提出)
- 第百四十三 支那各地ニ日本語教授ニ關スル建議案(田村秀吉君外七名提出)
- 第百四十四 支那要地ニ日本國立病院設置ニ關スル建議案(田村秀吉君外八名提出)
- 第百四十五 内閣ニ人権擁護委員會設置ニ關スル建議案(田村秀吉君外一名提出)
- 第百四十六 越ヶ谷風致裁判所ニ專屬ノ判事專任配置ニ關スル建議案(古島義英君提出)
- 第百四十七 金錢債務臨時特許法中ニ人事調停制度制定ニ關スル建議案(北原阿實之助君提出)
- 第百四十八 軍支會ヲ系統的團體ニ組織方針定ニ關スル建議案(伊藤康一君外二名提出)
- 第百四十九 府縣ニ厚生部設置ニ關スル建議案(井上良次君提出)
- 第百五十 齒科材料規格調査機關設置ニ關スル建議案(山田順三郎君提出)
- 第百五十一 中央卸賣市場法改正ニ關スル建議案(東條貞君外四名提出)
- 第百五十二 商工省ニ自動車局設置ニ關スル建議案(山田清君提出)
- 第百五十三 薪炭瓦斯發生機使用促進ニ關スル建議案(山田清君提出)
- 第百五十四 千葉金澤長崎三縣科大學附屬醫學專門部並富山醫學專門學校ノ大學昇格ニ關スル建議案(土屋清三郎君外五名提出)
- 第百五十五 名古屋帝國大學設立ニ關スル建議案(服部英明君外十五名提出)
- 第百五十六 教化團體獎勵助成ニ關スル建議案(林平馬君提出)
- 第百五十七 小學校ニ於ケル精神薄弱兒童ノ特別教育施設ニ關スル建議案(田万清臣君外一名提出)
- 第百五十八 伊勢聖地ニ神都大學設置ニ關スル建議案(川崎克君外一名提出)
- 第百五十九 市町村義務教育費國庫負擔法改正ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外六名提出)
- 第百六十 戰死者遺骸復還ニ關スル建議案(高岡大輔君提出)
- 第百六十一 國立太陽觀測所設置ニ關スル建議案(森田福市君提出)
- 第百六十二 國立養老院觀測所設置ニ關スル建議案(服部時市君外一名提出)
- 第百六十三 本會島久々野間鐵道豫定線ニ關スル建議案(服部時市君提出)
- 第百六十四 本會島久々野間鐵道豫定線ニ關スル建議案(橋口善右衛門君外一名提出)
- 第百六十五 澁川低水工事繼續事業ニ關スル建議案(上田孝吉君外一名提出)
- 第百六十六 澁川低水工事繼續事業ニ關スル建議案(川崎末五郎君外二名提出)
- 第百六十七 雪害防除施設費補助ニ關スル建議案(藤井浩然君外四名提出)

- 第百六十八 雪害防除ニ關スル建議案(川崎末五郎君外二名提出)
- 第百六十九 熊本縣岡鹿鐵道速成ニ關スル建議案(三善恒房君提出)
- 第百七十 宮崎縣内ニ於ケル鐵道敷設及省費ノスル建議案(伊東岩男君外一名提出)
- 第百七十一 駒形川ノ築堤ニ關スル建議案(長野長廣君提出)
- 第百七十二 靖國神社境内大村次太郎銅像移轉ニ關スル建議案(三浦虎雄君外二名提出)
- 第百七十三 長崎港改修第一種重要設備輸入ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出)
- 第百七十四 直江津港修築ニ關スル建議案(羽田武剛君外五名提出)
- 第百七十五 鳥取港修築ニ關スル建議案(稻田直道君提出)
- 第百七十六 津大阪兩市間道路ヲ国道ニ編入ニ關スル建議案(府崎克君外三名提出)
- 第百七十七 東京市ヨリ津市ヲ經テ和歌山市ニ至ル路線ヲ国道ニ編入ニ關スル建議案(濱田國樹君外一名提出)
- 第百七十八 国道路線追加ニ關スル建議案(陽中好君提出)
- 第百七十九 国道十二號線並井牧賀間改修ニ關スル建議案(齋藤直樹君外四名提出)
- 第百八十 大和川改修工事區域ニ國分村編入ニ關スル建議案(田中万通君提出)
- 第百八十一 五戸川改修助成ニ關スル建議案(森田重太郎君提出)
- 第百八十二 小丸川改修速成ニ關スル建議案(伊東岩男君外一名提出)
- 第百八十三 本岐室戸間鐵道敷設ニ關スル建議案(岡村秀吉君外一名提出)
- 第百八十四 大杉驛ヨリ別子ヲ經テ新居濱ニ至ル鐵道敷設ニ關スル建議案(長野長廣君外一名提出)
- 第百八十五 松本高山間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(百瀬誠君提出)
- 第百八十六 宮崎鐵道速成ニ關スル建議案(陣軍吉君提出)
- 第百八十七 岡崎多治見間鐵道敷設ニ關スル建議案(服部英明君外四名提出)
- 第百八十八 五新線速成ニ關スル建議案(藤井共三君外一名提出)
- 第百八十九 豐後森崎間鐵道敷設ニ關スル建議案(小野藤吉君提出)
- 第百九十 喜々津浦上間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外二名提出)
- 第百九十一 穴水ヨリ宇津ヲ經テ飯沼ニ至ル鐵道敷設速成ニ關スル建議案(藤井共三君外四名提出)
- 第百九十二 中津川下段鐵道速成ニ關スル建議案(原玉重君提出)
- 第百九十三 三國港鐵道敷設ニ關スル建議案(齋藤五右衛門君外一名提出)
- 第百九十四 豐永驛ヨリ東豐永村ヲ經テ日和佐町ニ至ル鐵道敷設ニ關スル建議案(長野長廣君外一名提出)
- 第百九十五 相可吉野間鐵道敷設ニ關スル建議案(長野長廣君提出)
- 第百九十六 岡部福知山間省費自動車運轉開始促進ニ關スル建議案(田中好君外一名提出)
- 第百九十七 宇野山守間省費バス運轉ニ關スル建議案(稻田直道君提出)
- 第百九十八 信樂加茂間省費自動車運轉開始促進ニ關スル建議案(田中好君外一名提出)
- 第百九十九 長崎市ヨリ彼竹半島ヲ經テ佐世保ニ至ル省費バス運轉ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出)
- 第百 輕井澤橫川間省費バス運轉開始ニ關スル建議案(最上政三君外一名提出)
- 第百二 東海鐵道電化促進ニ關スル建議案(山田順三郎君提出)
- 第百三 京都府郡間列車增加ニ關スル建議案(田中好君外一名提出)
- 第百四 京都府津間鐵道電化促進ニ關スル建議案(服部時市君外三名提出)
- 第百五 宇野山守間無停站列車運轉開始促進ニ關スル建議案(田中好君外一名提出)
- 第百六 長崎縣改築鐵道ホテル建設ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出)
- 第百七 長崎市ニ鐵道運輸事務所及保險事務所設置ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出)
- 第百八 富島用水改良事業速成ニ關スル建議案(伊東岩男君外一名提出)
- 第百九 伊豆國開關設置ニ關スル建議案(大石倫治君提出)
- 第百十 鹿米斤量取引實施ニ關スル建議案(前川五一君外一名提出)
- 第百十一 中小商工業振興ニ關スル建議案(稻田直道君外三名提出)
- 第百十二 戰役遺事慰勞軍人優遇ニ關スル建議案(長野高一君提出)
- 第百十三 岐阜地方裁判所並同區裁判所改築ニ關スル建議案(大野伴隆君提出)
- 第百十四 長崎市附近ニ飛行場設置ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出)
- 第百十五 長崎上海間航路改修ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出)
- 第百十六 長崎移住救養所擴張ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出)
- 第百十七 物品特別稅中ヨリ珊瑚質珠除外ニ關スル建議案(依光好秋君提出)
- 第百十八 商業組合助成ニ關スル建議案(田中好治君外一名提出)
- 第百十九 木炭瓦斯發生裝置獎勵補助費増額ニ關スル建議案(山田順三郎君外二名提出)
- 第百二十 輸出入造船物ノ生産統制改善ニ關スル建議案(添田敏一郎君提出)
- 第百二十一 對馬島振興ニ關スル建議案(西岡竹次郎君外三名提出)
- 第百二十二 農産物ノ價格調整ニ關スル建議案(吉植庄亮君外三名提出)
- 第百二十三 國產馬場設置ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出)
- 第百二十四 東北地方防雪防止ノ爲水稻ノ適種育成施設ニ關スル建議案(森田重太郎君外一名提出)

- 第二百二十五 堆肥資材無料採取ニ關スル建議案(山田六郎君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百二十六 關門國道改良ニ關スル建議案(西川貞一君提出) (委員長報告)
- 第二百二十七 長崎港貯油場建設ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出) (委員長報告)
- 第二百二十八 弓筒神社創設費國庫補助ニ關スル建議案(武知勇君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百二十九 魚野川改修工事促進ニ關スル建議案(今成留之助君外二名提出) (委員長報告)
- 第二百三十 詩戶川改修ニ關スル建議案(山田六郎君提出) (委員長報告)
- 第二百三十一 山良川改修ニ關スル建議案(村上國吉君外三名提出) (委員長報告)
- 第二百三十二 新鴻港築港ニ關スル建議案(中野寅吉君外八名提出) (委員長報告)
- 第二百三十三 庄川改修促進ニ關スル建議案(土倉宗明君外三名提出) (委員長報告)
- 第二百三十四 町村有建物火災保險相互組合法制定ニ關スル建議案(松田真三郎君外三名提出) (委員長報告)
- 第二百三十五 東京大阪間一般自動車道開設ニ關スル建議案(田中好君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百三十六 文化、交通、河川、港灣等ノ國家施設ニ對スル地元府縣政市町村ノ納付金制度確立ニ關スル建議案(吉植庄亮君外三名提出) (委員長報告)
- 第二百三十七 勝津港第二期修築工事ニ關スル建議案(藤生安太郎君提出) (委員長報告)
- 第二百三十八 那賀川改修工事促進ニ關スル建議案(田村秀吉君提出) (委員長報告)
- 第二百三十九 海部川改修ニ關スル建議案(田村秀吉君提出) (委員長報告)

- 第二百四十 米ノ死化防止ニ關スル建議案(吉植庄亮君外四名提出) (委員長報告)
- 第二百四十一 樺太北海道山林ノ増伐及一般用材供給ニ關スル建議案(深澤豊太郎君外二名提出) (委員長報告)
- 第二百四十二 本邦木材供給調節ニ關スル建議案(山本厚三君外六名提出) (委員長報告)
- 第二百四十三 支那事變應召軍人戰傷病死者優遇ニ關スル建議案(田中邦治君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百四十四 軍事扶助徹底ニ關スル建議案(松本治一郎君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百四十五 明治神宮外苑ニ武德殿建設ニ關スル建議案(藤生安太郎君提出) (委員長報告)
- 第二百四十六 武德奉議會設置ニ關スル建議案(藤生安太郎君外七名提出) (委員長報告)
- 第二百四十七 武德奉議會設置ニ關スル建議案(江藤源九郎君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百四十八 武德奉議會設置ニ關スル建議案(三輪壽壯君外三名提出) (委員長報告)
- 第二百四十九 武德奉議會設置ニ關スル建議案(大藤唯男君外五名提出) (委員長報告)
- 第二百五十 相撲奨励ニ關スル建議案(藤生安太郎君提出) (委員長報告)
- 第二百五十一 柔道整復術ノ軍行法制定ニ關スル建議案(藤生安太郎君提出) (委員長報告)
- 第二百五十二 厚生省ニ精神課設置ニ關スル建議案(高見之通君提出) (委員長報告)
- 第二百五十三 厚生省ニ精神課設置ニ關スル建議案(松田真三郎君外二名提出) (委員長報告)
- 第二百五十四 全國ニ市町村立武德殿建設ニ關スル建議案(堤康次郎君外五名提出) (委員長報告)

- 第二百五十五 全國ニ市町村立武德殿建設ニ關スル建議案(田原春次君外二名提出) (委員長報告)
- 第二百五十六 全國ニ市町村立武德殿建設ニ關スル建議案(藤生安太郎君外七名提出) (委員長報告)
- 第二百五十七 厚生省ニ武德局又ハ武德課設置ニ關スル建議案(藤生安太郎君提出) (委員長報告)
- 第二百五十八 健康保險ノ醫療組織改善ニ關スル建議案(三宅正一君外六名提出) (委員長報告)
- 第二百五十九 水上生活者アポート建設ニ關スル建議案(河野密君提出) (委員長報告)
- 第二百六十 養老年金法制定ノ準備促進ニ關スル建議案(稻田直道君外二名提出) (委員長報告)
- 第二百六十一 山口縣ニ高等工業學校設置ニ關スル建議案(中野治介君外四名提出) (委員長報告)
- 第二百六十二 長崎縣專門學校設置ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出) (委員長報告)
- 第二百六十三 熊本縣專門學校設置ニ關スル建議案(武知勇君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百六十四 長崎市ニ水産專門學校設置ニ關スル建議案(倉成庄八郎君外三名提出) (委員長報告)
- 第二百六十五 忠臣玉井西阿ノ事蹟ヲ國定教科書ニ採録ニ關スル建議案(松尾四郎君提出) (委員長報告)
- 第二百六十六 私立大學國庫補助ニ關スル建議案(世耕弘一君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百六十七 私立十四大學國庫補助金下付ニ關スル建議案(野中徹也君提出) (委員長報告)
- 第二百六十八 私立大學總長及教職員優遇ニ關スル建議案(世耕弘一君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百六十九 武道ヲ小學校青年學校女學校正科目ニ編入ニ關スル建議案(藤生安太郎君提出) (委員長報告)

- 第二百七十 祖國振興隊全國普及ニ關スル建議案(伊東若男君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百七十一 武道教師養成機關擴充及新設ニ關スル建議案(堤康次郎君外五名提出) (委員長報告)
- 第二百七十二 武道教師養成機關擴充及新設ニ關スル建議案(田原春次君外二名提出) (委員長報告)
- 第二百七十三 武道教師養成機關擴充及新設ニ關スル建議案(藤生安太郎君外七名提出) (委員長報告)
- 第二百七十四 武道督學官設置ニ關スル建議案(堤康次郎君外五名提出) (委員長報告)
- 第二百七十五 武道督學官設置ニ關スル建議案(田原春次君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百七十六 武道督學官設置ニ關スル建議案(藤生安太郎君外七名提出) (委員長報告)
- 第二百七十七 武道教師優遇ニ關スル建議案(堤康次郎君外五名提出) (委員長報告)
- 第二百七十八 武道教師優遇ニ關スル建議案(田原春次君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百七十九 武道教師優遇ニ關スル建議案(藤生安太郎君外七名提出) (委員長報告)
- 第二百八十 自治功勞章制定ニ關スル建議案(田子一民君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百八十一 日滿支共通服調製法普及及獎勵ニ關スル建議案(小山邦太郎君外九名提出) (委員長報告)
- 第二百八十二 日滿支共通服調製法普及及獎勵ニ關スル建議案(加藤知正君外五名提出) (委員長報告)
- 第二百八十三 日滿支共通服調製法普及及獎勵ニ關スル建議案(中野寅吉君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百八十四 日滿支共通服調製法普及及獎勵ニ關スル建議案(川村保太郎君提出) (委員長報告)

- 第二百八十五 國旗地質制定ニ關スル建議案(樋口善右衛門君外四名提出) (委員長報告)
- 第二百八十六 國旗地質制定ニ關スル建議案(内藤守正君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百八十七 國旗ニ關スル法律制定ニ關スル建議案(西田鏡吉君提出) (委員長報告)
- 第二百八十八 香川縣西讃ニ國營軍需工場設置ニ關スル建議案(松浦伊平君提出) (委員長報告)
- 第二百八十九 傷痍軍人並軍屬優遇ニ關スル建議案(淺沼稻次郎君外三名提出) (委員長報告)
- 第二百九十 川南原國營開墾ニ關スル建議案(伊東若男君外一名提出) (委員長報告)
- 第二百九十一 造林經營特種會社設立ニ關スル建議案(東武君外九名提出) (委員長報告)
- 第二百九十二 國民世襲財產法制定ニ關スル建議案(山田六郎君提出) (委員長報告)
- 第二百九十三 潛水病ノ豫防及治療ニ關スル建議案(東地實君提出) (委員長報告)
- 第二百九十四 生命保險事業國營ノ是非調査ニ關スル建議案(林路一君外一名提出) (委員長報告)
- (建議案及報告ハ追テ別冊ニ掲載ス)
- (小山邦太郎君登壇)

重ニ審議ヲ進メマシタ結果、原案ヲ可決致シマシタルモノガ二百二十二件、修正致シマシタルモノガ十三件、併合修正可決ト相成リマシタルモノガ二十五件、其他未ノ專賣ノ如キ重要ナル意義ヲ有スル建議案デアラテ、尙ホ研究ヲ要スルモノトシテ、議決ヲ延期致シマシタルモノガ十四件デアリマス、何レモ重要ナモノデアリマスガ、多クハ委員會ニ於ケル速記録ニ依テ御説明ヲ願フコトト致シマシテ、其中特ニ御報告スベキ建議案ニ付テ、暫ク御清議ヲ煩ハシタイト思ヒマス

出動軍人並ニ軍屬及ビ其家族扶助ニ關スル建議ガ、多數此度ノ委員會ニ付託ト相成リマシタルコトハ、戰時體制下ノ議會ニ於キマシテ、切實ナル輿論ノ反映デアルト考ヘマス、今其内容中重要ナモノヲ申上ゲマシレバ、出動軍人並ニ其家族保護審議會ノ設置、戰死者ノ町村葬ニ關スル郵便物ノ無料取扱、戰傷死者ニ對スル家族ノ送迎、見舞等ニ關スル國營交通機關ノ無料取扱、其他療養所ノ擴張新設、並ニ軍事扶助徹底ニ關スル建議案等デアリマシテ、專斷直接ノ對策ト致シテ最モ適切ナル議案デアリマスルノデ、皇軍ニ對スル國民ノ感謝尊敬ノ念ヲ徹底セシメル爲メ、政府ノ善處ヲ促スベク、之ヲ可決致シテ次第デアリマス

モスレバ不足トナリ、又其價格ハ意外ニ騰貴致シマシタ爲メ、農村ガ著シク悩ムデ居リマスルノデ、其悩ムノ現狀ヨリ之ヲ救ヘントスルノ趣旨ニ出デタルモノデアリマス

尙ホ治山水ノ根本策ト致シマシテ、又國策的ナル増産計畫、木材輸入ノ制限等ヨリ見マスルニ、造林助長ノ方策ヲ此際強化スルコトハ、極メテ必要デアルト致シマシテ、造林經營ノ特殊會社ヲ設立スルノ案ヲ可決シマシタ

更ニ國有原野ノ一部ヲ開放致シマシテ、全國小學校ニ之ヲ貸下ゲ、之ニ小學校童ヲシテ植林ヲ行ハシムルコトハ、國民ノ愛林思想ヲ養ヒ、土ヲ愛スルノ觀念ヲ養成スルト共ニ、建設的精神ヲ涵養スル上カラ申シマシテモ、亦レガ學校ノ基本財産造成ノ結果トモナリマスルノデ、洵ニ適切ナ案ナリトシテ之ヲ可決致シマシタ

中、中小商工業者ノ振興ニ關スル建議ハ、我國中小商工業者ガ國民總人口ノ約四割ヲ占メ、而モ年々人口増加ノ約半數ヲ無條件ニテ收容シナガラ、尙ホ農民ト共ニ國民經濟ノ中軸ヲ成シナガラ、疲弊困憊ノ極ニ達シテ居ルコトハ、洵ニ深憂ニ堪ヘナイノデアリマシテ、之ニ對シテハ國家ハ宜シク此組織ノ合理化ヲ指導シ、更ニ低金利政策ノ徹底ニ依ラテ之ヲ力加ヘルト云フコトハ、最モ必要ナ事デアルトシテ、是等モ可決致シマシタ

又貿易主要港ニ貿易統制機關ヲ設ケマシテ、貿易ニ關スル指導奨励、金融等ノ調整等カラ、中小商工業者振興發展ニ資スルノ方策ヲ講ジ、又現在實施中ノ輸出纖維工業ノ生産統制ノ業界ノ實情ニ即セシムル爲メニ之ヲ改正シ、更ニ外地ニモ此統制ヲ及ボサシムルノ案ヲ可決致シマシタ

又北支新政策ニ對シ關稅ヲ改正シテ、日滿支ノ共存共榮ノ趣旨ヲ徹底セシムルヤウ交渉ヲ促進スル等ノコトハ、何レモ我國貿易振興ノ上カラ、又日滿支經濟「プロット」強化ノ上カラ見マシテ、適切ナル案トシテ可決致シマシタ次第デアリマス

更ニ此度ノ事變ヲ契機ト致シマシテ、日滿支ノ協力提携ヲ徹底セシムル爲メ、先ヅ日本語ノ學校ヲ支那ノ要地ニ設置シテ、我が國語ヲ修得セシメ、病院ノ設置並ニ是ガ普及ヲ圖リマシテ、病魔ニ悩ムル彼等ヲ救フ等ノ議案ノ外ニ、形ヨリ心ヘノ影響ノ大ナルコトヲ思ヒ、相互ノ精神融和、文化融合ノ手段ト致シマシテ、日滿支ノ有ユル特殊ノ風習ト固有ノ趣味トヲ參酌排致シマシテ、其長ヲ採リ短ヲ補フデ、ソコニ同種同様に傾向ヲ織込メル服裝ヲ調整シテ、是ガ著用ヲ奨励スルコトハ、彼我ノ精神融和ノ上ニ絶大ナル效果ガアルノミデナク、亞細亞民族ノ服裝ニ要スル原料ハ、亞細亞ニ生産スル纖維ヲ以テ之ヲ賄フノ結果ト相成リマシテ、益、相互ノ經濟關係ヲ緊密ナラシメルト共ニ、國民各自ノ精神且ツ經濟的ニ、且ハ又體育向上ノ上ニモ益スル所大ナルベシトノ觀點カラ、是等ノ議案ヲ可決致シマシタ

シテ、政府亦協力ヲ誓ハレタリデアリマス
本年ハ、明治大帝方憲法ヲ欽定シ給ヒ、之ヲ發布セテレテヨリ年ヲ閱スルコト五十一年、我等臣民ハ其惠澤ニ依テ各其業ニ安ンジ、公務ニ參與シ、以テ大政ヲ覽覽シ奉リ、愛國盡忠ノ誠ヲ效シマシテ、幸ニシテ國難ヲ經ル毎ニ國威ヲ中外ニ宣揚シ、皇基ヲ振起スルコトガ出來マシタコトハ、洵ニ慶賀ニ堪ヘザル所デアリマス、然ルニ近時動モスレバ我方國體ト相容レザル外來思想ニ因ハレマシテ、矯激ナル言動ヲ敢テスルノ徒、輩出スルニ至リマシタコトハ、國家ノ爲メ深憂ニ堪ヘザル所デアリマス、是ニ於テ一方ニハ劍道、柔道、相撲道等、武道ヲ振興シ、實業團體ナル日本精神ヲ涵養シ、體力ノ更生ヲ圖ルト共ニ、憲法ノ御精神ヲ遵守シ、以テ正シク明ルキ立憲政治ヲ發達スル爲メ、紀元節學式ニ當リマシテ、津々浦々ノ學校官衙ニ於キマシテ、教育勸諭ト併セテ憲法發布ノ勳語ヲ奉讀スルコトハ、最モ重大ナル意義ヲ有スルモノト致シマシテ、是等ノ議案ハ可決致シマシタ(拍手)

最後ニ、自治體ハ國家興隆ノ源デアラデ、アノ廣汎複雜ナル國家事務ノ委任ヲ受ケテガ、チウシテ是ガ局ニ當ル者ノ辛勞苦心ハ、洵ニ察スルニ餘リアルモノガアルデアリマス、之ニ對スル國家ノ恩賞優遇ニ至リマシテハ、彼ノ官僚ノ重キニ比シテ殆ド問題ニナラナイ、御話ニナリマセヌ貧弱ナルモノデアアル、仍テ政府ハ市町村當局ヲ初メ、自治關係議員ニ對スル自治功勞賞ノ如キ制度ヲ定メマシテ、其功績顯著ナル者ニ對シテ優遇ノ途ヲ講ズルコトハ、國家トシテ極メテ喫緊ノコトナリトシテ、是ガ議案ヲ可決致シタ大政デアリマス(拍手)

其他保險制度ノ改善強化ニ對シ、又鐵道、道路、港灣、學校、開墾、移民等ノ充實擴張ニ向テ、何レモ重要ナル議案ガ多數アリマシタコトハ、是等ハ悉ク可決致シマシタ、サリナガラ之ニ對スル詳細ハ速記録ニ依テ御諒承願フコト致シ、之ヲ以テ報告ト致シマス、希クハ委員會ニ於ケル審議可決ノ通り、何卒御贊成アラント御願致シマス(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 討論ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス——世耕弘一君

○世耕弘一君 簡單デアリマスカラ、自席カラ御許願ヒマス

○副議長(金光廣夫君) 許可致シマス

○世耕弘一君 只今上程ニナリマシタ私立大學補助法制定並ニ私立大學教職員優遇ニ關スル建議案ニ付キ、便宜一括シ簡單ニ贊成ノ意ヲ表スルモノデアリマス、人類文化ノ發達、國家社會ノ隆替ハ、教育事業ノ興廢ニ懸テ存スルコトハ言フ迄モナイコトデアリマス、故ニ如何ナル時代ニテハナラヌデアリマス、明治御維新以後、日本ノ教育界ハ國運ノ隆昌ト共ニ、偉大ナル發展ヲ遂ゲテ來タデアリマス、特ニ最高ノ學府タル大學ハ、其發達目覺シキモノ

ガアルデアリマス、而シテ官立大學ノ發達ニ相伍シテ、私立大學ノ發展ハ著シキモノガアルデアリマス、斯ノ如キコトハ日本ノ特殊性トモ云フコトヲ得ベク、又日本ノ教育界ガ短日月ノ間ニ世界的ニ進出シタ所以モ、亦私立大學ニ負フ所大ナリト云フモ敢テ過言デナイデアリマス、官立大學ノ一般ニ經濟的ニ裕ナルニ比シ、私立大學ハ財政的ニ極メテ恵マレテ居リマセヌ、唯篤志家ノ寄附其他ノ財源ニ依テ、而モ國家ノ最高ノ事業タル育英事業ヲ分擔シ、拮据經營今日ニ至ラテ居ルデアリマス、今日實業界ニ於テ、又ハ政界ニ於テ、或ハ其他ノ社會ニ於テ、官立大學ヨリモ私立ノ大學ガ、數倍ノ國家の人材名士ヲ送出シテ居ルコトハ多言ヲ要シマセヌ、唯官界ニ於テノ其數ノ寥寥タルハ、官學問ガ官吏登龍ノ門ヲ閉鎖シテ、私學出身者ノ排撃ヲシテ居ルガ故デアリマス、即チ吾々ハ此處ニモ官僚ノ惡弊ヲ發見スルデアリマス

要スルニ今ヤ私立ノ大學ハ我が帝國ニ取リ大ナル國家的存在デアリマス、即チ今後私立大學ノ興廢ハ、我が日本ノ文教ノ上ニ重大ナル影響ヲ與フルコトハ申上ゲル迄モアリマセヌ、支那事變勃發以來、私立大學ハ各其全機關ヲ通ジ、舉國一致以テ國運ノ隆昌ト國家總動員ノ精神ヲ如實ニ現ハシ、學生ノ中ヨリ、教職員ノ中ヨリ、幾多ノ將士ヲ戰場ニ送り、又ハ其遺家族ニ恰モ一家一族ノ如ク緊密ヲ保チ、以テ常ニ武威ヲ鼓舞シテ今日ニ至ラテ居ルデアリマ

ス、斯ノ如キコトハ官立大學ニ於テ果シテアリヤ否ヤ、昨今ノ現狀如何、今ヤ私立大學ハ此非常時局ニ際シ、國家ノ重キニ任ジ、國家國策ヲ遂行ニ率先日夜協力シテ居ルデアリマス、全ク私立大學ノ國家的存在ヲ意義付ケルモノガ幾多アルデアリマス、然ルニ從來ノ政府ハ官私ノ大學ヲ見ルニ、常ニ官立第一主義ヲ執リ今日ニ至ラテ居ルデアリマス、今試ミニ官立大學、私立大學ノ學生ノ費用ヲ統計ニ依テ見マス、官立ノ文科系統ノモノガ三百二十六圓、理工學部ガ千四百三十七圓、農學部ガ千四百七十三圓、醫學部ガ二千八百九十一圓トナッテ居リマス、而モ之ニ對付ケルニ國庫ノ支辨ハ、文科系統デ二百三十四圓、理工學部ガ千三百十八圓、農學部ガ八百五十四圓、醫學部ガ千四百四十八圓ト云フ國庫ノ支辨ヲ見テ居ルデアリマス、然ルニ私學ノ現狀ハ如何、豫科及文科系統ノ學部ハ百五十五圓、理工學部ハ二百六十九圓、醫學部ハ三百四十七圓、農學部ハ百七十八圓、斯ノ如キ現狀デアアルデアリマス、以上ノ數字ニ依リ、如何ニ官立ガ私學ノ學生ヨリモ多額ノ費用ヲ消費セルカラ知ルコトガ出來、又文部省ノ調査表ニ依レバ、學科ニ依テハ學生一人ニ付キ、多キハ千七百圓ヲ政府ガ支出セル實例ガアルデアリマス、是ニ於テ吾々ハ政府ガ官學ニ支出スル毎々ノ國庫支出金三千萬圓ノ中、五分ノ一ノ六百萬圓ヲ私學ニ支出センカ、私立大學ハ設備其他ノ內容ガ充實シ、教育ノ成果官立大學ヲ凌駕スルニ至ルデアリマス、敢テ私ハ此際一

言シタイノハ、既ニ私立大學ハ今日非常ナ發展ヲ遂ゲテ來テ居ルデアリマスカラ、此際政府ハ文科系統ニ屬スル法、文、經等ノ諸學科ハ私學ニ移讓シ、一ツハ以テ國費ノ節約ニ當ラシメト遺言シタイノデアリマス

以上大體述ベマシタガ、以上ノ理由ニ依リ速ニ私立大學補助法ヲ制定シ、以テ私立大學ノ財政ノ基礎ヲ鞏固ニセラレンコトヲ希望シテ已マナイデアリマス

尙ホ他ノ一案ニ付テ簡單ニ申上ゲマスガ、國家事業タル教育事業ニ携ハリ來テ居ル私學ノ教育者ガ、官學ニ比シ國家ヨリノ待遇ニ關シテハ、殆ド其恩典ニ浴セナイト云フ實情ニアルデアリマス、是ハ教育界發達ノ爲ニ重大ナル關係アリト信ズルガ故ニ、此際私立大學ノ教職員ニ對シテモ、殊位優給、其他官立大學ニ比シ相當優遇ノ途ヲ講ズベキデアルト信ズルモノデアリマス、即チ以上ノ理由ニ依リ、兩案ニ贊成ノ意ヲ表スルモノデアリマス(拍手)

○副議長(金光廣夫君) 討論ハ結局致シマシタ、是ヨリ採決ニ入りマスガ、採決ニ先ダテ一官致シマス、日程第十一乃至第二百九十四ノ建議案、總數二百八十四件ノ中委員長ノ報告ハ、三十六件ハ二案ツ、併合シテ一案ト爲シ、十五件ハ三案ツ、併合シテ一案ト爲シ、八件ハ四案ツ、併合シテ一案ト爲シ、修正シ、又十三件ハ修正デアリマシテ、其他ノ二百一十二件ハ孰レモ原案ヲ可決シタルモノデアリマス、尙ホ採決ハ一括シテ採決

致シマス、此建議案二百八十四件ハ孰レモ委員長報告ノ通り決スルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ建議案二百八十四件ハ孰レモ委員長報告ノ通り確定致シマシタ

(拍手起ル)

○副議長(金光廣夫君) 此際暫時休憩セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(金光廣夫君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(金光廣夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ暫時休憩致シマス

午後三時十二分休憩

午後五時九分再開

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノ爲ニ茲ニ掲載ス)

一今二十五日貴族院ヨリ回付アリタル議案左ノ如シ

農地調整法案(政府提出)

○議長(小山松壽君) 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス、此際新ニ議席ニ著カレマシタ議員ヲ御紹介致シマス、第八十一番大阪府第四區選出議員森田政義君

(森田政義君起立)

(拍手起ル)

○議長(小山松壽君) 貴族院ヨリ農地調整

法案ガ回付セラレマシタ、此際議事日程ヲ變更シテ、右回付案ヲ議題ト爲スニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、農地調整法案、貴族院回付案ヲ議題ト致シマス

農地調整法案(政府提出、貴族院回付)

(小字ハ貴族院修正)

農地調整法案

農地調整法案中貴族院回付ノ箇所左ノ如シ

第一條 本法ハ互讓相助ノ精神ニ則リ

○議長(小山松壽君) 質疑ノ通告ガアリマスカラ之ヲ許シマス——杉山元治郎君

○杉山元治郎君 簡單デアリマスカラ、自席カラ發言ヲ御許願ヒマス

○議長(小山松壽君) 登壇ヲ願ヒマス

(杉山元治郎君登壇)

○杉山元治郎君 只今上程ニナリマシタ農地調整法案ノ貴族院ノ修正ニ對シマシテ、政府ニ一言質疑ヲ致シタイト存ジマス、本法案ハ最初ニ大臣ノ提案理由説明ニ依リマシテモ、近衛内閣ノ社會立法トシテ立案サレタヤウニ伺テ居ルデアリマス、即チ現

在ノ地主對小作人ノ關係ハ餘リニ一方的デアアル、即チ地主偏重ノ點デアリマス、茲ニ今日ノ農村問題ガ起テ來テ居ルト考ヘルデアリマス、故ニ之ヲ調整致シマスルニハ、地主ノ權利ヲ多少モ抑制シ、小作人ニ權利ヲ付與スルコトニアルト存ジマス、此意味ニ於テ、私共ハ政府原案ニ於テ多少ノ不滿ヲ覺エタデアリマス、併シ政府ノ聲明ニ信賴シ、政府原案ニ贊成シ、政民兩黨ノ修正案ニ反對致シテ來タデアリマス、然ルニ今同ノ貴族院ノ修正案ヲ見マス、然ルニ今同ノ貴族院ノ修正案ニ於テ、地主ノ所有權云々ノ文字ヲ入レテ居ルデアリマス、斯ル文字ヲ本法案ノ立法ノ精神デアアル第一條ニ入レマスルコトハ、社會立法トシテノ意味ヲ曖昧ニシ、模糊ニシテ居ルト考ヘルノデゴザイマセヌガ(拍手)此點ニ付テ政府ハ如何ナル御所見ヲ御持チテアルカ、伺ヒタイデアリマス、又地主ハ現行民法十分ニ保護セラレテ居ルト、私共ハ考ヘテ居ルデアリマス、然ルニ拘ラズ斯ル文字ヲ挿入致シマスルコトハ、現行民法不足ト考ヘテ居ルデアラウカ、或ハ又此文字ヲ入レマスコトニ依テ、現行民法ヨリ、ヨリ以上ニ地主ハ保護サレルト考ヘテ居ルデアラウカ、而シテ斯ル文字ノ挿入ニ依テ、地主ノ地位ガ安定サレルト考ヘテ居ルデアラウカ、此點ニ關シテ政府ハ如何ナル御所見ヲ御持チニナリマスカ、承テ見タイト考ヘルデアリマス、以上ヲ以テ私ノ簡單ナ質問ヲ終リマス(拍手)

(國務大臣伯曾馬場君登壇)
 ○國務大臣(伯曾馬場君) 農地調整法第一條ニ、貴族院ニ於テ修正ヲ加ヘラレマシタ點ニ付キマシテハ、其内容ニ大ナル變化ヲ生ズルモノデナイト考ヘラレマスノデ、政府ト致シマシテハ、兩院ニ於テ左様ニ御決議ニナリマスレバ、其御意旨ヲ體シタイト考ヘテ居リマス

(「簡單々々」ソレデ宜イ「民法ノ點」トウシタ「ト呼フ者アリ」)
 ○議員(小山松壽君) 是ニテ質疑ハ終了致シマシタ、討論ノ通告ガアリマスカラ之ヲ許シマス—武知勇記君

○武知勇記君 簡單デアリマスカラ、自席ヨリ發言ヲ御許願ヒマス

○議員(小山松壽君) 宜シウゴザイマス

○武知勇記君 貴族院ノ修正ハ、第一條中「互譲相助ノ精神ニ則リ」トアル下ニ「農地ノ所有者及」ノ七字ヲ加ヘタモノデアリマス、仍テ兩院協議會ヲ開イテ爭フ程ノコトハアリマセスカラ、此場合貴族院ノ修正ニ同意ヲ表明致シマス(拍手)

○議員(小山松壽君) 東郷實君

○東郷實君 簡單デアリマスカラ、自席ヨリ發言ヲ御許願ヒマス

○議員(小山松壽君) 宜シウゴザイマス

○東郷實君 貴族院ノ修正ハ則ニ法律ノ内容ニ變革ヲ及ボス程ノモノデナイト考ヘマス(發言スル者多シ)

○議員(小山松壽君) 靜齋ニ願ヒマス

○東郷實君(續) 仍テ衆議院ノ院議ト相反スルモノト考ヘマス、仍テ立憲政友會ハ貴族院ノ修正ニ同意致シマス(拍手)

○議員(小山松壽君) 高岡大輔君

○高岡大輔君 簡單デアリマスカラ、此席ヨリ發言ヲ御許願ヒマス

○議員(小山松壽君) 宜シウゴザイマス

○高岡大輔君 此度ノ貴族院回付ノ案ヲ見マスルト、文字コソ「農地ノ所有者及」ノ七字デアリマスケレドモ、其由テ來タル結果ヲ見マスルト、此法案ノ最初ノ目的カラ言ヒマシテ、私ハ其效果ガ半減セルモノト思ヒマス(拍手)私ハ今日ノ農村ガ國家存立ノ上ニ重大ナル存在デアリマスニモ拘ラズ、動トモスレバ之ヲ等閑視シ、此農村ノ所謂根本問題ノ、根本基源ノ對策ガ講ゼラレナイコトヲ非常ニ遺憾ニ存ジマス、併ナガ今日ノ時局ハ、御承知ノヤウニ何物カノ變革ヲ要求致シテ居リマス、此時流ノ底ニ響ク所ノ鼓動ヲ御考ニナリ、此本案ニ對シテ政府ガ忠實デアラナラバ、此運用ニ當テ幾分ナリトモ農村ノ諸問題カ解決サレルノデハナイカ、斯様ニ考ヘルノデアリマス、私等ハ政府ガ此案ニ依ラテ十分事ヲ爲シ得ルト考ヘマシテ、本案ニ賛成ヲ致シマス(拍手)

○議員(小山松壽君) 須永好君

○須永好君 簡單デアリマスカラ、此席ヨリ御許願ヒマス

○議員(小山松壽君) 宜シウゴザイマス

○須永好君 私ハ貴族院カラ回付サレマシタ農地調整法修正部分ニ對シマシテ、社會大眾ヲ代表シテ反對ノ意見ヲ申上ゲマス

(拍手)修正ノ箇所ハ僅カ「農地ノ所有者及」ヲ挿入スルケデアリマスガ、併ナガラ此農地所有者ノ安定ヲ入レルト云フコトニ依リマシテ、此農地調整法ガ我國ノ農村ニ對スル社會立法デアルト云フ性質ヲ、根本カラ覆シテシマフコトニナルノデアリマス(拍手)只今農村關係ニ於キマシテ、此社會立法ヲ拵ヘル原因ハ、今マデノ法律ガ地主ノ保護ヲ最モ強クシテ居リマシテ、小作人ニ對スル所ノ保護ハ何モナイ所ニ、農地調整法ノ必要ガアルノデアリマス(拍手)政府ガ本案ヲ提出致シマシタ其理由書ノ中ニモ、ハッキリト其意味ハ含マレテ居ルノデアリマス、斯様ニシテ僅カナ字句ノ相違デハアリマスガ、此立法ノ精神ヲ根本カラ覆シテシマフ、若シ斯様ニ修正ガアリマスルナラバ、本法ノ如キ、第二條以下ニ於テ規定サレマシタコトニ、殆ド具體的ナ規定ガナクシテ、唯農地委員會或ハ小作調停法ノ運用ニ依ラテ、總テヲ解決セントスル立法ニ於キマシテハ、ソレヲ決定スル一ツノ精神ガナクレバ、地主ヲ保護スルノデアアルカ、小作人ノ保護ヲスルノデアアルカ分ラナイト云フヤウナ、曖昧ナコトニナルノデアリマス(拍手)斯様ニ修正ニ對シマシテハ、社會大眾ハ絕對ニ反對デアリマス、ドウカ此法案ノ總旨ヲ考ヘマスルナラバ、皆サソコトニ反對シテ、貴族院ノ反省ヲ促スコトニ御贊成ヲ願ヒタイト思ヒマス(拍手)

○議員(小山松壽君) 是ニテ討論ハ結局致シマシタ、採決致シマス、本案ノ貴族院ノ修正ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(贊成者起立)
 ○議員(小山松壽君) 起立多數、仍テ貴族院ノ修正ニ同意スルニ決シマシタ—日程第一乃至第三ハ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
 ○議員(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第一、昭和十一年度歳入歳出決算、昭和十一年度各特別會計歳入歳出決算、日程第二、昭和十一年度國有財産増減計算書、日程第三、昭和十二年三月三十一日現在國有財産現在額總計算書ノ各案ヲ一括シテ議題ト致シマス、決算委員長ノ報告ヲ求メマス—小林朝治君

第一 昭和十一年度歳入歳出總決算、昭和十一年度各特別會計歳入歳出決算
 第二 昭和十一年度國有財産増減總計算書
 第三 昭和十二年三月三十一日現在國有財産現在額總計算書
 報告書

一 昭和十一年度歳入歳出總決算、昭和十一年度各特別會計歳入歳出決算
 右ハ本院ニ於テ別紙ノ通過決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
 昭和十三年三月二十三日
 決算委員長 小林 朝治
 衆議院議長 小山松壽殿
 (別紙)
 不當ナルモノ

昭和十一年度歳入歳出總決算中
 歳入ニ於テ
 不當ナルモノ 十四件
 歳出ニ於テ
 不當ナルモノ 十五件
 昭和十一年度各特別會計歳入歳出決算中
 歳入ニ於テ
 不當ナルモノ 五件
 歳出ニ於テ
 不當ナルモノ 十件
 官有物ニ於テ
 不當ナルモノ 一件
 合計 四十五件
 既往年度(昭和八年度、昭和九年度、昭和十年度)
 一般會計
 歳入ニ於テ 十件
 不當ナルモノ 四件
 歳出ニ於テ 一件
 特別會計
 歳入ニ於テ
 不當ナルモノ 五件
 歳出ニ於テ
 不當ナルモノ 五件
 合計 二十件
 昭和十一年度歳入歳出總決算及同特別會計歳入歳出決算中不當ナリト議決シタル事項左ノ如シ
 一般會計歳入ニ於テ
 租税ノ賦課徴收ニ關シ措置其ノ宜シキヲ得サルモノ 三件
 租税ノ徴收不足ニ屬スルモノ 五件
 租税外歳入ノ徴收ニ當リ監督其ノ宜シキヲ得サルモノ 五件
 犯罪ニ基因シ返納金ノ徴收ニ至ラサルモノ 一件

スルモノト考ヘマス、仍テ立憲政友會ハ貴族院ノ修正ニ同意致シマス(拍手)
 ○議員(小山松壽君) 高岡大輔君
 ○高岡大輔君 簡單デアリマスカラ、此席ヨリ發言ヲ御許願ヒマス
 ○議員(小山松壽君) 宜シウゴザイマス
 ○高岡大輔君 此度ノ貴族院回付ノ案ヲ見マスルト、文字コソ「農地ノ所有者及」ノ七字デアリマスケレドモ、其由テ來タル結果ヲ見マスルト、此法案ノ最初ノ目的カラ言ヒマシテ、私ハ其效果ガ半減セルモノト思ヒマス(拍手)私ハ今日ノ農村ガ國家存立ノ上ニ重大ナル存在デアリマスニモ拘ラズ、動トモスレバ之ヲ等閑視シ、此農村ノ所謂根本問題ノ、根本基源ノ對策ガ講ゼラレナイコトヲ非常ニ遺憾ニ存ジマス、併ナガ今日ノ時局ハ、御承知ノヤウニ何物カノ變革ヲ要求致シテ居リマス、此時流ノ底ニ響ク所ノ鼓動ヲ御考ニナリ、此本案ニ對シテ政府ガ忠實デアラナラバ、此運用ニ當テ幾分ナリトモ農村ノ諸問題カ解決サレルノデハナイカ、斯様ニ考ヘルノデアリマス、私等ハ政府ガ此案ニ依ラテ十分事ヲ爲シ得ルト考ヘマシテ、本案ニ賛成ヲ致シマス(拍手)
 ○議員(小山松壽君) 須永好君
 ○須永好君 簡單デアリマスカラ、此席ヨリ御許願ヒマス
 ○議員(小山松壽君) 宜シウゴザイマス
 ○須永好君 私ハ貴族院カラ回付サレマシタ農地調整法修正部分ニ對シマシテ、社會大眾ヲ代表シテ反對ノ意見ヲ申上ゲマス

ノ 一件
 計 十四件
 一般會計歳出ニ於テ
 利子補給ニ關シ措置其ノ宜シキヲ得サルモノ 一件
 物件ノ購入ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サルモノ 二件
 補助金ノ交付ニ關シ措置其ノ宜シキヲ得サルモノ 二件
 虚構ノ事實ニ對シ支拂ヲ爲シタルモノ 二件
 前渡資金ニ關シ監督其ノ宜シキヲ得サルモノ 四件
 土地ノ買収ニ關シ價格ノ評定其ノ宜シキヲ得サルモノ 一件
 工事ノ施行ニ關シ措置其ノ宜シキヲ得サルモノ 一件
 工事材料ノ準備ニ關シ措置其ノ宜シキヲ得サルモノ 一件
 其ノ他不當ナルモノ 一件
 計 十五件
 特別會計歳入ニ於テ
 物件ノ賣拂ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サルモノ 二件
 必要以上ニ巨額ノ公債ヲ發行シタルモノ 一件
 租税ノ徴收不足ニ屬スルモノ 二件
 計 五件
 特別會計歳出ニ於テ
 補助金ノ交付ニ關シ措置其ノ宜シキヲ得サルモノ 一件
 物件ノ購入ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サルモノ 六件
 犯罪ニ基因シ缺損補填ヲ爲シタルモノ 一件

不急ノ工事ニ對シ補助ヲ爲シタルモノ 一件
 工事ヲ請負ニ付スルニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サルモノ 一件
 計 十件
 官有物ニ於テ
 官有地ノ交換ニ當リ價格ノ評定其ノ宜シキヲ得サルモノ 一件
 合計 四十五件
 既往年度(昭和八年度、昭和九年度、昭和十年度)
 一般會計歳入ニ於テ
 租税ノ徴收不足ニ屬スルモノ 十件
 租税外歳入ノ徴收ニ當リ監督其ノ宜シキヲ得サルモノ 一件
 計 十一件
 一般會計歳出ニ於テ
 虚構ノ事實ニ對シ支拂ヲ爲シタルモノ 一件
 特別會計歳入ニ於テ
 土地ノ買収ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サルモノ 三件
 計 三件
 特別會計歳出ニ於テ
 虚構ノ事實ニ對シ支拂ヲ爲シタルモノ 二件
 物件ノ購入ニ當リ價格ノ決定其ノ宜シキヲ得サルモノ 一件
 犯罪ニ基因シ缺損補填ヲ爲シタルモノ 一件
 工事ヲ請負ニ付スルニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サルモノ 一件
 合計 二十件

總計 六十五件
 注意事項左ノ如シ
 昭和十一年度
 一般會計歳出ニ於テ
 物件ノ購入ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サルモノ 一件
 計 一件
 特別會計歳出ニ於テ
 補助金ノ交付ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サルモノ 一件
 物件ノ購入ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サルモノ 一件
 計 二件
 昭和十年度
 特別會計歳入ニ於テ
 土地ノ買拂ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サルモノ 一件
 計 一件
 合計 四件
 昭和十一年度歳入歳出總決算、昭和十一年度各特別會計歳入歳出決算及既往年度未確定決算中左ノ如ク議決ス
 一般會計
 歳入經常部
 第一款 租 稅
 第一項 所得稅
 (一) 板橋稅務署ノ收入ニ至ラサルモノ
 (會計検査院報告ノ一) 二、九七、二七〇
 資本利子稅ニ於テ同署ノ收入ニ至ラサルモノ(會計検査院報告同上) 九、二〇一、九三〇
 (二) 下京稅務署ニ於テ徴收不足ニ屬スルモノ(會計検査院報告ノ二) 五、九八、〇六〇

(三) 本水稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告同上) 六、一六〇、〇二〇

(四) 水道橋稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告同上) 四、一〇八、八八〇

(五) 水道橋稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告同上) 三、七八五、五三〇

(六) 玉造稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告同上) 三、一三三、〇五〇

營業稅徵收ニ於テ同署ノ徵收不足ニ屬スルモノ 二、一三三、六七〇

臨時利得稅ニ於テ同署ノ徵收不足ニ屬スルモノ 六、二四六、一〇〇

右ハ孰モ取扱ノ過誤ニ因リ徵收不足ヲ生ゼシメタルモノニシテ不當ナリトス

第五項 相續稅

(七) 品川稅務署ニ於テ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ三) 六、五五九、〇〇〇

本件ハ取扱ノ過誤ニ因リ徵收不足ヲ生ゼシメタルモノニシテ不當ナリトス

(八) 弘前稅務署ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ四) 二、四四三、〇〇〇

本件ハ取扱ノ過誤ニ因リ徵收不足ヲ生ゼシメタルモノニシテ不當ナリトス

稅務署ニ於テ批難事項多キハ誠ニ遺憾ニシテ不當ナリトス

第一款 印紙收入

第二項 印紙收入

(九) 奉天總領事館ニ於テ歳入ニ編入スルモノ(會計檢査院報告ノ五) 二、五九七、一一〇

右ハ同總領事館勤務員太田某カ登記事務ニ從事中數年間ニ互リ登録稅トシテ受領セル現金ヲ横領シタルモノナリ右ノ外登録稅トシテ附付セル收入印紙四萬貳千餘圓ヲ横領セルモノアリ本件ハ監督其ノ宜シキヲ得サリシニ因ルモノニシテ不當ナリトス

第六款 雜收入

第二項 懲罰及沒收金

(一〇) 金澤地方裁判所ニ於テ歳入ニ編入スルモノ(會計檢査院報告ノ六) 一一、〇八八、三〇〇

同地方裁判所ニ於テ歳入ニ編入スルモノ 七、六〇〇、〇〇〇

右ハ裁判所書記水谷内某カ輪島、小松兩區裁判所檢事局ニ勤務中大家某外四百六十餘名ヨリ納付ノ爲メ交付ヲ受ケタル罰金、料料、訴訟費用等ヲ横領シタル總額壹萬五千餘圓ノ内ニシテ本件ハ監督其ノ宜シキヲ得サリシニ因ルモノニシテ不當ナリトス

(一一) 岐阜地方裁判所ニ於テ歳入ニ編入スルモノ(會計檢査院報告ノ七) 三、〇七九、〇〇〇

同地方裁判所ニ於テ歳入ニ編入スルモノ 二、八六〇、〇〇〇

右ハ裁判所書記細江某カ御嵩區裁判所檢事局ニ勤務中可知某外四百四十餘名ヨリ納付ノ爲メ交付ヲ受ケタル罰金、料料、訴訟費用等ヲ横領シタル總額壹萬五千餘圓ノ内ニシテ本件ハ監督其ノ宜シキヲ得サリシニ因ルモノニシテ不當ナリトス

(一二) 盛岡區裁判所ニ於テ歳入ニ編入スルモノ(會計檢査院報告ノ九) 一、八四六、〇〇〇

右ハ裁判所書記古館某カ盛岡區裁判所檢事局ニ勤務中七木田某外百十餘名ヨリ納付ノ爲メ交付ヲ受ケタル罰金、料料等ヲ横領シタル總額貳千餘圓ノ内ニシテ右ノ外同人ニ於テ罰金、料料トシテ受領セル收入印紙ヲ横領セルモノ九百餘圓アリ本件ハ監督其ノ宜シキヲ得サリシニ因ルモノニシテ不當ナリトス

而シテ同府ニ於テ斯ル非違事件ノ發生スルハ本院ノ遺憾トスルトコロナリ

第十項 雜收入

(一四) 秋田縣ニ於テ歳入未済ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ一〇) 一、九六〇、〇〇〇

右ハ昭和七、八兩年度ニ於テ由利郡川内村員澤地整理組合ニ交付シタル開墾助成金ニ對シ本年度ニ於テ償還ヲ命ジタルモノノ内納付ニ至ラサルモノナリ抑本件ハ同組合ニ於テ時局匡救事業トシテ七、八兩年度ニ開田五町九段餘歩ヲ施行シ事業費六千餘圓ヲ支出シタルトシテ秋田縣ハ開墾助成金貳千餘圓ヲ交付シタルモノナルモ同組合長高橋某カ關係書類ヲ作爲シ實際支出セル事業費ハ助成金請求基準額ヨリ少額ナルニ拘ラス多額ノ支出ヲ爲シタルモノノ如ク裝ヒ出成金ヲ請求セルモノニ係リ工事ノ其ノ出來形粗惡ナルノミナラス正當支出額亦判明セサルノ狀況ナルヲ以テ十一年十月既交付助成金全額ノ償還ヲ命ジタルニ四百餘圓ノ納入ヲ見タルモ前掲金額ハ未納納入ニ至ラサルモノナリ本件ハ畢竟補助金ノ交付ニ當リ調査監督其ノ宜シキヲ得サリシニ因ルモノニシテ不當ナリトス

歳出

內務省所管

歲出臨時部

第一款 補助費

第十項 災害復舊其他諸費借入金 利子補給

(一五) 大阪府ノ支出ニ係ル(會計檢査院報告ノ二) 八、二六二、一四〇

右ハ堺市ニ於テ昭和九年災害ニ伴フ市

聯合會社市民病院復舊資金トシテ十年十一月及十一年五月大藏省預金部及株式會社三和銀行ヨリ借入レタル七拾貳萬千圓ニ對スル借入ノ翌日ヨリ十一年十一月一日迄ノ利子支拂額壹萬七千餘圓ニ對シ利子補給(年利率三分二厘ノ半額)トシテ大阪府ニ交付シタルモノナリ本件兩工事ハ全然着手ニ至ラズ或ハ著シク遅延シ十一月一日迄ニ借入金ヲ使用シタルハ僅ニ四千餘圓ニ過キス殘額七拾壹萬六千貳百餘圓ハ之ヲ三和銀行ニ預入シ利子ヲ收得シ居レルモノナルニ之ヲ考慮セテ前掲金額ノ利子補給ヲ爲シタルハ妥當ノ措置ニ非スト認メラル而シテ現在七拾壹萬六千貳百餘圓ノ未使用額ヲ存シ本件利子補給期間中利子支拂額壹萬七千餘圓ニ對シ壹萬七千餘圓ノ預入利子ヲ收得セルヲ以テ何等利子補給ノ必要ナキモノナルニ前掲ノ如ク八千貳百餘圓ヲ交付シタルハ失當ノ措置ト謂ハサルヲ得ス右ノ外小學校復舊並復舊費其ノ他借入金貳百四拾拾參萬參千餘圓中十一年十一月一日現在未使用額百參拾參萬九千餘圓ヲ同様前記銀行ニ預入シ居レルニ利子補給ヲ爲シタルモノアリ本件ハ利子補給ニ關シ措置其ノ宜シキヲ得サルモノニシテ不當ナリトス

第二款 治水事業費

第二項 河川費

(二六) 內務省橫濱土木出張所ノ支出ニ係ル(會計檢査院報告ノ二) 二七、七二二、三三〇

國道改良繼續費ニ於テ同所ノ支出ニ係ル 二六、二六〇、〇〇〇

右ハ安倍川改修及新築濱岡道改良各工專用トシテ昭和十一年五月ヨリ十月ニ至ル間ニ於テ四回ニ互リ指名競争ニ依リ株式会社岩崎レール商會ヨリ購入セラル六疋形直線軌條長五米五ノ三ノ三ノ千二百四十餘及四米五ノ三ノ三ノ四米五ノ三ノ拾四圓八拾五錢乃至拾五圓八拾五錢(應換算百五拾參錢餘)四米五ノ三ノ拾圓五拾錢乃至拾參圓參拾錢(應換算百五拾四圓八拾七錢餘)乃至百六拾四圓七拾八錢餘)ニシテ之ヲ內務省名古屋土木出張所ニ於テ十一年二月朔川改修用トシテ購入セル六疋形直線軌條長五米五ノ三ノ拾貳圓參拾錢(應換算百拾四圓九拾七錢餘)ナルニ比シテ概シ購入時期約納入場所等ノ差異ヲ考慮スルモ著シク高價ニ失スルモノト認メラル本件ハ物件ノ購入ニ當リ價格ノ決定其ノ宜シキヲ得ス國庫ニ損失ヲ及ボシタルモノニシテ不當ナリトス

第六款 中小河川改良助成費

第一項 中小河川改良助成費

(二七) 大阪府及兵庫縣ノ支出ニ係ル(會計檢査院報告ノ三) 二一六、九一一、〇〇〇

右ハ昭和十年度ヨリ十五年度ニ至ル繼續事業トシテ大阪府及兵庫縣ニ於テ施行セル神崎川改良工事費豫算額貳百五拾六萬千餘圓ニ對スル補助金百貳拾八萬餘圓ノ内ニシテ本件工事費ハ大阪府ニ在リテ八百五拾參萬七千餘圓兵庫縣ニ在リテ八百貳拾萬參千餘圓ト豫定シ各

其ノ半額ヲ補助シ神崎川及其ノ派川タル左門殿川ノ幅員ヲ均整シ亂流、曲折ヲ矯正シ河床ヲ低下セムトスルモノニシテ兵庫縣ハ之カ工事ヲ執行ヲ大阪府ニ委託セルモノナリ然ルニ本件改修工事ノ實施ニ依リ生シタル土砂三萬四千餘立坪ヲ民有地ニ捨土シ其ノ代價トシテ大阪府ハ八萬四千餘圓兵庫縣ハ參萬六千餘圓計拾貳萬圓餘ヲ寄附名義ノ下ニ採納セルハ工事ノ進行ニ伴ヒ生シタル收入ニ外ナラサルニ之ヲ工事費ノ財源ヲ徵收スル地元分擔金ト同質ノモノナリトシ補助基本額ヨリ控除セルハ失當ノ措置ト認メラル本件ハ補助金ノ交付ニ關シ措置其ノ宜シキヲ得サルモノニシテ不當ナリトス

第八項 港灣費

(一八) 北海道廳ノ支出ニ係ル(會計檢査院報告ノ四) 二、四一八、四四〇

右ハ根室郡根室町ニ於テ施行セル船入酒築設工事費補助基本額拾九萬六千餘圓ニ對シ同町ニ交付セル補助金拾壹萬七千餘圓ノ内ニシテ本件工事ハ根室町ニ於テ工事貳拾壹萬四千餘圓ト豫定シ根室港內東部海岸公有水面及海濱地ノ埋立ヲ爲シ一萬二千二百三十六坪ノ土地ヲ造成シ其ノ中央前面ニ防波堤二基ヲ築造シ被覆面積三千六百坪ノ船入酒築設タルト共ニ物揚場及護岸等ヲ築設スルノ計畫ヲ立テ六年五月ノカ工事ニ著手シ七年三月竣功セルモノナルモ本件工事ニ於テ造成セル埋立地ノ内道路及物揚場地等トシテ圖ニ歸屬セル二千

九百四十四坪餘ヲ控除セル八千二百七十四坪餘ハ總テ町有ニ歸シ内五千四百坪餘ヲ賣却又ハ有料貸付スルモノナルニ拘ラス其ノ埋立費貳萬四千餘圓餘ヲ補助外トセス之ニ對シ六割相當額壹萬貳千貳百四拾六圓餘ヲ補助セルハ妥當ノ措置ニ非スト認メラル而シテ本件工事竣功後町ノ所有ニ歸シタル埋立地ノ内鐵道敷地等ニ供セル二千七百餘坪ヲ除キ千五百五十七坪餘ハ十一年度迄ニ工場、倉庫敷地等トシテ賣却處分シ六萬九百餘圓ヲ收入セルノ外二千三百七十五坪餘ハ賣却豫定地(處分見込價格五萬圓)トシテ存置シ千四百八十八坪ハ倉庫及工場敷地トシテ有料貸付シ十一年度ニ於テ貳千五百餘圓ヲ收入セルモノニシテ斯ル町有財產ヲ造成スル埋立費ノ如キハ補助外事業トシテ施行セシムルハキモノト認メラルニ之ニ對シ補助金ヲ交付シタルハ失當ノ措置ト認メラルヲ得サル本件ハ補助金ノ交付ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サルモノニシテ不當ナリトス

陸軍省所管

歲出經常部

第五項 兵器及馬匹費

(一九) 陸軍航空本部ノ支出ニ係ル(會計檢査院報告ノ一) 一、七〇五、三三〇

右ハ陸軍航空技術研究所ニ於ケル職工給料トシテ證明シタルモノナルモ其ノ實同所學生佐藤某カ職工給料支給事務ニ從事中關係書類ヲ作爲シ圖取シタルモノナリ本件ハ虛構ノ事實ニ對シ支拂

右ハ臨時海軍防備隊資金前渡官吏海軍主計大尉大芝某ニ對シ交付セル前渡資金ノ内同人ニ於テ費消シタル計八千餘圓ニシテ本件ハ大芝某臨時海軍防備隊主計長トシテ在職中貳萬五千餘圓ヲ前渡資金中ヨリ預領シ内壹萬五千餘圓ヲ補填シタルモノニシテ差引前掲八千圓ハ何等實際ノ支拂ナキニ拘ラス本費ニ決算スルニ至リタルモノナリ本件ハ監督共ノ宜シキヲ得サリシニ因ルモノニシテ不當ナリトス

(二一) 陸軍省經理部ノ支出ニ係ル(會計檢査院報告ノ二) 一、〇五七、四〇〇

右ハ同部函館出張所ニ於テ施行セル工事ニ使役セル職工人夫賃トシテ證明シタル參千餘圓ノ内ニシテ本件ハ工事主任官布施某及佐藤某カ工事ノ實施ニ當リ交通不便ノ地ニ於テ施行スル各擔當工事ノ進捗ヲ圖ルカ爲メハ成規ノ手續ヲ經スシテ工事用ニ使用シ得ル金銭ヲ豫備金トシテ保有スルヲ便利ナリトシ之カ財源ヲ抽出セムカ爲關係者ト協議ノ上入夫出面報其ノ他ノ關係書類ヲ作爲シ支出官又ハ資金前渡官吏ヨリ虛偽ノ職工人夫賃ノ支拂ヲ受ケタル人夫供給者ヨリ十年度分千六百餘圓十一年度分千四百餘圓ト回收シ又直轄人夫賃ニ於テ六百餘圓ヲ抽出シ之ヲ豫備金ニ充テ工率材料費、事務所雜費、自動車賃、旅費等其ノ使用シタルモノナリ依テ本件ハ不當ナリトス

第十五款 滿洲事件費 第一項 滿洲事件費 陸軍省經理部主計課ノ支出ニ係ル(會計檢査院報告ノ四) 八七、一五、〇〇〇

右ハ關東軍經理部ニ於テ昭和十一年四月一郡某ヨリ購入セル赤煉瓦四百五十八萬五千箇ノ代價ナリ右ハ承德礦場ニ於テ受渡ラ爲スモノナルヲ以テ現場持込賃ヲ要セサルモノナルニ一萬箇當百

九拾圓ニシテ高價ト認メラル而シテ本件原價計算中最多キヲ占ムル石炭代七拾八圓八平泉、承德間鐵道開通後低廉トナリタル石炭ヲ以テ製造シ得ルモノヲ契約全數ノ三割ニ止メ積算シタルモノナルモ同鐵道ハ既ニ假營業ヲ開始シ石炭ノ輸送ヲモ實施スルニ至リタルモノニ係リ煉瓦用石炭價格ハ開通後激落セラルノ狀況ナルノミナラス請負人ノ製造計畫ハ十一年三月中ニ前年度契約ノ殘數ヲ製造完納シ本件契約品ハ同年四月上旬ヨリ全部ノ製造ニ著手ストアルニ徴シ原價計算上採用シタル石炭代ハ開通後低廉トナルヘキヲ以テ之ヲ契約全數ノ製造ニ使用スルモノトシテ積算スルヲ相當ト認メラルルニ僅ニ契約全數ノ三割ニ止メ兩餘ノ七割ハ開通前ノ高價ノ單價ニ依リ算定シ之ヲ適當ニ拾六圓總額七拾八圓ト見込ミタルハ妥當ノ措置ト認ムルヲ得ルニ加シ工賃ニ在リテモ人夫八拾錢職工壹圓六拾錢ト見込ミタルハ一般滿人ノ勞銀ニ比シ高キニ失スルモノト認メラル本件ハ物件ノ購入ニ當リ價格ノ算定其ノ宜シキヲ得ス國庫ニ不利ヲ及ボシタルモノニシテ不當ナリトス

(二二) 陸軍省經理部主計課ノ支出ニ係ル(會計檢査院報告ノ五) 一六、六七、一九〇

右ハ第三師團經理部分任資金前渡官吏所屬工兵第三大隊分任官陸軍一等主計酒井某カ同部隊ノ經理事務ニ從事中保管ニ係ル前渡資金千六百圓ヲ紛失シ之カ補填上便宜ヲ供與セラルルコトアルヘキヲ豫期シ十年度中ニ前渡資金六千

餘圓ヲ商人平岡某外二名ニ貸與シ又ハ貳千餘圓ヲ横山某ニ贈與シ横領セルノ外六千餘圓ヲ遊興費等ニ消費シ其ノ間運次差繰補填シ本年度ニ至リ前掲金額ノ不足ヲ生セシメ何等實際ノ支拂ナキニ拘ラス之ヲ本費ニ決算スルニ至リタルモノナリ本件ハ監督共ノ宜シキヲ得サリシニ因ルモノニシテ不當ナリトス

(二三) 陸軍省經理部主計課ノ支出ニ係ル(會計檢査院報告ノ六) 二、一〇四、一五〇

右ハ第九師團經理部分任資金前渡官吏所屬第九師團通信隊分任官陸軍一等計手穴田某カ同部隊ノ經理事務ニ從事中保管ニ係ル前渡資金ノ内前掲金額ヲ遊興費等ニ消費シ何何等實際ノ支拂ナキニ拘ラス之ヲ本費ニ決算スルニ至リタルモノナリ本件ハ監督共ノ宜シキヲ得サリシニ因ルモノニシテ不當ナリトス

第十七款 兵備改善費 第一項 兵備改善費 第一師團經理部留守部ノ支出ニ係ル(會計檢査院報告ノ七) 二八、四八七、〇〇〇

右ハ昭和十一年九月、十二月ノ二回ニ互リ陸軍步兵學校擴張敷地ニ充ツル爲簽原某外七名ヨリ買收シタル千葉市穴川町及千葉郡都賀村大字作草部所在畑一町四段十八步山林又ハ畑(山城)九段十六步計二町三段一畝四步ノ代價ナリ右買收單價ハ段當千參百五拾圓山林又ハ畑(山城)千五拾圓ニシテ同年八月陸軍軍學校新設敷地トシテ買收セル附近畑地ノ段當千七百五拾圓山林六百七拾五圓ナルニ比シ著シク高價ト認メラル

而シテ本件買收當時ニ於ケル附近畑地ノ買收實例ニ付段當價格ヲ觀ルニ十一年九月高山某カ高橋某ヨリ買收シタル作草部所在ノ山林ハ四百圓、十一年五月吉田某カ千葉土地株式會社ヨリ買入レタル穴川町所在道路沿ノ山林ハ參百七拾五圓、同年六月加納某カ同會社ヨリ買收シ本件買收地ニ比シ價格優位ニ在リト認メラルル同町所在ノ畑ハ參百六拾五圓ナルニ此等適切ナル買收實例ヲ參照セサルノミナス本件買收地ヲ戰車學校敷地ト比較スルニ本地ハ千葉市ノ中心ニ近キモ地勢上一般ノ利用價値乏シキモノト認メラルルニ反シ戰車學校敷地ハ道路四通セル平坦廣闊ナルレノ耕作地ニ屬シ利用價値ニ於テ優レルモノアルハ畑ハ畑環境ノ事情ヲ斟酌ニ買收シタルハ畑ハ環境ノ事情ヲ斟酌ストスルモ失當ノ措置ト謂ハサルヲ得本件ハ土地ノ買收ニ關シ價格ノ評定其ノ宜シキヲ得ス國庫ニ不利ヲ及ボシタルモノニシテ不當ナリトス

海軍省所管 歲出經常部 第一項 軍事實費 第一項 俸給 海軍省經理部ノ支出ニ係ル(會計檢査院報告ノ一) 一、八〇九、六四〇

衣糧費ニ於テ同局ノ支出ニ係ル 一九、五〇〇 經費費ニ於テ同局ノ支出ニ係ル 一、二五、五八〇

滿洲事件費ニ於テ同局ノ支出ニ係ル 六、〇四五、二八〇

右ハ臨時海軍防備隊資金前渡官吏海軍主計大尉大芝某ニ對シ交付セル前渡資金ノ内同人ニ於テ費消シタル計八千餘圓ニシテ本件ハ大芝某臨時海軍防備隊主計長トシテ在職中貳萬五千餘圓ヲ前渡資金中ヨリ預領シ内壹萬五千餘圓ヲ補填シタルモノニシテ差引前掲八千圓ハ何等實際ノ支拂ナキニ拘ラス本費ニ決算スルニ至リタルモノナリ本件ハ監督共ノ宜シキヲ得サリシニ因ルモノニシテ不當ナリトス

(二六) 橫須賀海軍經理部ノ支出ニ係ル(會計檢査院報告ノ二) 二、七〇二、五三〇

右ハ海軍航海學校資金前渡官吏海軍主計中佐田中某ニ對シ交付セル前渡資金ノ内同人ニ於テ費消シタル計拾萬餘圓ノ内支拂ナキニ拘ラス本費ニ決算スルニ至リタルモノナリ本件ハ監督共ノ宜シキヲ得サリシニ因ルモノニシテ不當ナリトス

第三項 雜給及雜費 海軍省經理部ノ支出ニ係ル(會計檢査院報告ノ三) 五三、七六〇

患者費ニ於テ同局ノ支出ニ係ル 三〇七、五〇〇 特殊化學兵器研究費ニ於テ同局ノ支出ニ係ル 一三〇、六〇〇

右ハ海軍軍醫學校ニ於ケル旅費及物品代トシテ證明シタルモノナルモ其ノ實同校附海軍書記今泉某カ同校主計長ノ下ニ官金ノ出納、物品ノ購買等ノ事務

ニ從事中十數回ニ互リ保管中ノ前渡資金ヲ預領シタル貳千餘圓ノ内ニシテ本件ハ虛構ノ事實ニ對シ支拂ヲ爲シタルモノニシテ不當ナリトス

第五款 軍需品整備費 第三項 兵器更新費 吳海軍經理部ノ支出ニ係ル(會計檢査院報告ノ五) 二九四、九二四、〇六九

右ハ吳海軍工廠ニ於テ直營施行ニ係ル一更砲二九號粗材二百箇及一一更砲三〇號粗材二百箇ノ兩製造工事費ナリ右取價ハ一一更砲二九號粗材八百七拾圓餘一一更砲三〇號粗材六百參圓餘ニ當リ他ノ同種品製造工事取價ハ前者五百七拾圓餘後者參百九拾八圓餘ナルニ比シ約五割高價ニシテ其ノ高價トナレルハ主トシテ所要鋼材ヲ熔解中爐中分析ノ結果所定ノ規格ニ適合スル材質ヲ得サリシ爲メ鑄造重量ノ四割餘ニ相當スル多量ノ廢品ヲ生シタルニ因ルモノナリ抑本件一一更砲二九號及一一更砲三〇號ノ兩工事ニ於テハ甲爐及乙爐ノ二種ニ依リ鑄込ミ乙爐ニ依リタルモノハ十五回ノ重量百五應ハ悉ク規格ニ適合セルモ甲爐ニ依リ鑄込ミタルモノハ兩工事ヲ通シ四十三回重量千三百七十六應ニ對シ二十一回重量六百七十二應ノ廢品ヲ生シタルモノニシテ右ハ畢竟甲爐ノ鑄込マ爲スニ際シ鑄込材料ノ選定上注意ノ周到ヲ缺キタルニ因ルモノト認メサルヲ得本件兩工事ニ於テ鋼削屑ノ使用高ハ二百八十九應餘ニシテ鑄込總重量千四百八十一應ニ對シ二割内外ニ過キサルヲ以テ鋼削屑

以外ノ鑄込材料ヲ適當ニ按配スルヲ得ヘシ今本件兩工事ニ於ケル工事費ノ増嵩額ヲ觀ルニ廢品價格七萬參千餘圓ノ外廢品トナラサリシモ規格ニ適合セズ更ニ合湯ノ上使用シタルニ依リ要シタル經費ハ壹萬餘圓ヲ算スルノ狀況ナリ本件ハ工事ノ施行ニ關シ措置其ノ宜シキヲ得ス國庫ニ不利ヲ及ボシタルモノニシテ不當ナリトス

第二十七款 艦船損傷其他復舊費 第一項 特務機關官其他損傷復舊費 吳海軍經理部ノ支出ニ係ル(會計檢査院報告ノ六) 一七、四七三、五八〇

右ハ吳海軍工廠ニ於テ會計規則第四百五條ヲ適用シ隨意契約ニ依リ延當四拾七錢五厘ヲ以テ大日電報株式會社ヨリ購入シタル鉛板三萬六千七百八十六疋五ノ代價ナリ右鉛板ハ當初特務機關官ノ一般修理工事ニ屬スル冷藏庫及冷凍庫新設工事用材料トシテ契約シ爾後同艦ノ損傷復舊工費用ニ改メ購入シタルモノナルモ該兩工事施行ノ間令ハ十一年九月同時ニ發令セラレ其ノ完成期ハ孰モ十二年一月ト限定セラレ急務ヲ要スルハ明ナル所ナルヲ以テ工費用ノ鉛板ハ急速購入ノ手配ヲ爲スヘキモノナルニ之カ準備ヲ漏シ依世保海軍工廠ニ委託セル同艦冷藏庫及冷凍庫鉛板工事項ニ完成シ同艦ハ十一年十一月二十一日吳軍港ニ回航シ來レルニ拘ラス翌十二月十九日ニ至リ訓令當時ニ比シ鉛相場約三割ヲ騰貴セル際短期ノ購入契約ヲ爲シタルカ爲十月七日依世保海軍工

廠ニ於テ購入セル同種品ノ單價參拾六錢ニ比シ三割餘高價ニ購入スルニ至リタルハ失當ノ措置ト認メラル而シテ本件鉛板ノ購入契約後其ノ使用ノ途ナキカ爲之ヲ同艦損傷復舊工費用ニ改メ豫テ該工費用ニ引當置キタル海軍工廠資金所屬ノ一般準備材料タル鉛板八千三百疋ハ之ヲ使用セサルコトトシ工事ヲ施行シ三萬六千餘疋ノ内二萬餘疋ヲ使用シ得タルモノ一萬六千疋ヲ不使用ニ終ラシメタルハ縱ニ當時工事幅員セルノ事情アリタリトスルモ措置當ヲ得サルモノト謂ハサルヲ得本件ハ工事材料ノ準備ニ關シ措置其ノ宜シキヲ得ス國庫ニ損失ヲ及ボシタルモノニシテ不當ナリトス

特別會計 大藏省所管專賣局 歲入 第一款 專賣局作業收入 第一項 作業收入 東京地方專賣局ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ一) 二二七、三六〇、九三〇

右ハ昭和十、十一兩年度ニ於テ株式會社秋山商店及南洋貿易株式會社ニ賣渡シタル南洋群島移出製造煙草兩切七千四百八十六箱ノ代價參拾五萬參千餘圓ノ内ニシテ本件製造煙草ハ秋山高商店外一會社ニ對シ之カ移出取扱ヲ特許セルモノニシテ其ノ單價ハ豫定生産費ニ事務費ヲ加算シ決定セルモノナルモ移出先現地ニ於ケル小賣價格及販賣ノ實狀ニ照シ政府ノ賣渡價格ハ低廉ニ失スルモノト認メラル而シテ南洋群島

向移出ノ製造煙草ニ對シテハ近年ニ至リテハ外國製ト販賣競争セルノ事實ナク其ノ移出數量ノ如キ逐年增加ノ傾向ニ在リ他ノ競争激甚ナル地方ニ對スル輸出製造煙草ノ場合トハ全ク其ノ趣ヲ異ニスルヲ以テ之カ賣渡ニ當リテハ現地ノ賣狀ニ即シ賣渡價格ヲ決定スヘキハ當然ノ措置ト謂ハサルヲ得ス而シテ此等取扱業者ハ主要ナル島嶼ニ於テ雜貨、食料品等ノ販賣ト共ニ煙草小賣業ヲ兼營シ其ノ收益著シク高率ナルモノニシテ單ニ豫定生産費ニ事務費ヲ加算セル價格ヲ以テ賣渡スカ如キハ失當ノ措置ト謂ハサルヲ得本件ハ移出製造煙草ノ賣渡ニ當リ其ノ宜シキヲ得ス國庫ニ損失ヲ及ボシタルモノニシテ不當ナリトス

大藏省所管關東局

歲出臨時部

第一款 補助費

第二項 勸業補助

(三二) 關東局ノ支出ニ係ル(會計検査院報告ノ一) 五、〇〇〇、〇〇〇

右ハ滿洲棉花株式會社工場其他移轉費ノ補助トシテ昭和九年度以降本年度迄ニ支給シタル總額九千九百圓ノ内ニシテ同社ハ大正十五年創立セラレ關東州内棉作増進ノ爲棉花ノ買入及加工販賣等ヲ爲スモノニシテ工場位置ハ棉花買入數量ノ増加並大連都市計畫ノ關係上移轉ノ必要ヲ生スルニ至リ昭和九年五月此ノ移轉工事費豫定額拾四萬千餘圓ノ一部補助方出願アリタルニ對シ之カ支給ヲ爲シタルモノナルモ同社工場ノ移轉ハ都

市計畫等ノ關係上之カ承認ヲ受クルニ至ラサルモノニシテ未タ移轉ニ著手シ得サルノミナラス同工事ノ建設費拾四萬千餘圓ハ借入未済ニ屬シ何等金利ヲ支拂ハサルモノナルヲ以テ本件補助金ハ支給ノ要ナキモノナルニ之ヲ支給シ會社ニ保有セシムルカ如キハ妥當ノ措置ト認ムルヲ得本件ハ補助金ノ交付ニ關シ措置其ノ宜シキヲ得サリシモノニシテ不當ナリトス

陸軍省所管陸軍造兵廠

歲出

第一款 陸軍造兵廠作業費

第三項 材料費

(三三) 陸軍造兵廠大坂工廠ノ支出ニ係ル(會計検査院報告ノ一) 七、四四三、五〇〇、〇〇〇

右ハ陸軍造兵廠ニ於テ昭和十一年三月乃至十一月ノ間三回ニ互リ會計規則第百十四條第一項第一號ヲ適用シ隨意契約ニ依リ株式會社日本製鋼所ヨリ購入シタル(4)RH92 RD 彈出彈體二萬五千筒單價拾九圓(15)KH93 TD 彈出彈體五千五百筒單價貳拾貳圓五拾錢及(16)RH91 TD 彈出彈體一萬三千筒單價拾貳圓貳拾錢ノ代價ナリ右單價ハ所要材料タル彈丸鋼第一號甲ノ價格ヲ大阪工廠ニ於ケル製造豫算額當貳拾四圓ニ依リ之ヲ算出セルモノナルモ別途本件供給者ヨリ購入シタル同種品ノ單價ハ貳拾壹圓八圓ナルヲ以テ高價ニ算定セルモノト認ムル本件ハ物件ノ購入ニ關シ措置其ノ宜シキヲ得ス國庫ニ不利

ヲ及ボシタルモノニシテ不當ナリトス

逓信省所管逓信事業

用品勸定

第一款 通信事業用品及作業費

第二項 用品及作業費

(三四) 逓信省經理局ノ支出ニ係ル(會計検査院報告ノ一) 二二〇、二九三、二二〇

右ハ昭和十一年二月ヨリ九月ニ至ル間ニ於テ日本鐵線鋼索株式會社外四名ヨリ隨意契約ニ依リ購入ニ係ル各種鋼索線七十五萬五千二百六十一疋ノ代價ナリ右逓信單價ハ同年二月臺灣總督府交通局ニ於テ本件同一仕様ニ依リ株式會社高進商會ヨリ購入セル鋼索線貳拾三平方尺貳拾貳圓八圓四十五平方尺貳拾四圓九圓五十五平方尺貳拾四圓六圓ナルニ比シ著シク高價ナルハ畢竟製造費等ヲ調査スルコトナク漫然業者ノ見積價格ニ依リ購入シタルニ因ルモノニシテ不當ノ措置ト認ムル本件ハ物件ノ購入ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得ス國庫ニ損失ヲ及ボシタルモノニシテ不當ナリトス

計検査院報告ノ二

五、二九七、二〇〇

右ハ昭和十一年十一月一日起競争ニ依リ東京市日本橋區廣瀨某ヨリ購入シタル外國郵便便地五百四十四反ノ代價ナリ本件ハ反當九拾九圓八拾錢(平米當參圓七拾五錢餘)ニシテ之ヲ本年度海軍省ニ於テ帝國製麻株式會社ヨリ隨意契約ニ依リ購入シタル同種品上帆布一號號一

號)ノ反當五拾貳圓拾四錢(平米當貳圓五拾九錢餘)ナルニ比シ多少其ノ仕様ヲ異ニスルモノ著シク高價ナリト認ムル本件ハ物件ノ購入ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得ス國庫ニ不利ヲ及ボシタルモノニシテ不當ナリトス

業務勸定

第一款 通信業務費

第三項 諸拂戻立替及補填金

(三五) 貯金局ノ支出ニ係ル(會計検査院報告ノ三) 二七、二〇〇、八三〇

右ハ石川縣松任郵便局長田中某カ故意ニ貯金ノ預入報告ヲ爲サス又ハ貯金拂戻金受領證ヲ偽造シ橫領シタル總額七萬餘圓ノ内ニシテ右ノ外官吏以下ノ犯罪ニ基因スル十年度決定ノ事故金ニ對シ本年度ニ於テ缺損補填ヲ爲シタルモノ仙臺貯金支局外十三郵便局ノ分貳萬八千餘圓アリ本件ハ監督其ノ宜シキヲ得サリシニ因ルモノニシテ不當ナリトス

鐵道省所管帝國鐵道

資本勸定

第一款 資金收入

第二項 公債金

鐵道省ノ收入ニ係ル(會計検査院報告ノ一)

(三六) 鐵道省ノ收入ニ係ル(會計検査院報告ノ一) 一四、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇

右ハ昭和十二年三月三十一日發行シタル公債額面貳千五百萬圓ノ手取額ナリ抑、十一年度資本勸定實行豫算ノ編成ニ當リテハ歲入ニ於テ益金繰入壹億九

百參拾貳萬八千餘圓豫算收入百五拾萬圓ト豫定シ歲出豫算額壹億六千參百六拾參萬千餘圓ニ對スル歲入不足額五萬五千八百八拾萬參千餘圓中千四百八拾萬參千餘圓ヲ前年度ヨリ持越スヘキ資金ヲ以テ充當スルコトトシ公債金受入額ヲ參千八百萬圓ト定メタルモノニシテ實際發行ニ當リテハ豫定ニ比シ益金増加ノ見込ナルニ依リ千參百萬圓ヲ減額シ貳千五百萬圓ヲ發行シタルモノナルモ十二年二月末之カ發行額算定當時ノ見込ニ依ルモ翌年度豫算總額及翌年度豫算財源充當見込額ヲ控除シタル資金剩餘八千貳百參拾八萬九千餘圓ニ上ルノ計算ナルノミナラス決算額ハ更に増加ヲ示セルヲ以テ公債發行額ハ尙相當減額ノ餘地アリシモノト認ムル本件ハ必要以上ニ巨額ノ公債ヲ發行シタルモノニシテ不當ナリトス

用品勸定

歲入

第一款 用品及作業收入

第一項 用品及作業收入

(三七) 鐵道省ノ徵收ニ係ル(會計検査院報告ノ二) 二七、三、六三九、〇四〇

右ハ昭和十一年八月乃至十二年二月ノ間ニ於テ大阪電氣鐵道株式會社外三會社ニ對シ隨意契約ヲ以テ賣却セル中間寸法軌條五十疋モノ一萬七千二百八十四米、三十七疋モノ四萬四千二百八十八米、三十疋モノ七千二百米計六萬二千二百一十二米ノ代價ナリ右中間寸法軌條ハ八年軌條ノ標準長ヲ二十五米(三十疋モノハ二十米)ニ改正以來製作上發生シ免レサル

ノ故ヲ以テ購入總數量ノ一割ヲ限度トシ受入レ來リタルモノ省內ノ需要ニ伴ハサルカ爲異常相當量ノ持越ヲ生シタルヲ以テ前記會社ニ對シ出納單價ノ一割増トシ米當五拾五圓モノ五圓四拾四錢三十七疋モノ四圓壹錢三十疋モノ參圓貳拾五錢即チ適當換算百八圓トシテ賣却シタルモノナルモ當時ノ市價(三軌會社適當換算百貳拾六圓乃至百六拾五圓)ニ比シ著シク低廉ト認ムル而シテ本件賣却ニ係ル中間寸法軌條ト同一寸法ノ軌條ハ相當數量ヲ省內用ニ供セルモノニ係リ本件賣却品ノ内千五百餘疋ハ十年度ニ三百六十餘疋ハ十一年四月及十月ノ受入ニ屬シ九年三月乃至十年三月ノ間受入レタルハ僅ニ六百六十餘疋ニ過キサルヲ以テ本件賣却品ハ新品ニ比シ品質形狀ニ於テ著シク遜亞アルモノト認ムルヲ得ス更ニ本件賣却當時ニ於ケル三軌會發表ノ軌條價值ハ十一年八月當時百貳拾六圓ニシテ十一月以降鐵道局界強調ヲ示シ見透困難ナリシ爲建値發表ヲ見合七十二一年一月ニ至リ參拾九圓ノ大幅値上ヲ斷行シ百六拾五圓ト爲セルノ狀況ナリシニ拘ラス本件賣渡單價ヲ適當百八圓ト決定セルハ低廉ニ失スルモノト謂ハサルヲ得本件ハ物件ノ賣却ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得ス國庫ニ損失ヲ及ボシタルモノニシテ不當ナリトス

歲出

第一款 用品及作業費

第一項 用品及作業費

(三八) 鐵道省ノ支出ニ係ル(會計検査院報告ノ三) 三、二八八、〇〇〇

右ハ門司鐵道局ニ於テ大里倉庫納トシ昭和十一年四月ヨリ十一月ニ至ル間ニ於テ十回ニ互リ隨意契約ヲ以テ大日電線株式會社外五名ヨリ購入セル電式電話引込用一、二一耗一子熱線線二、九十九軒二ノ代價參萬六千貳拾七拾圓九拾錢ノ内ニシテ參萬貳千九百八拾貳圓九拾錢ハ前年度ニ屬スルモノナリ右ハ軒當百貳拾圓乃至百拾圓ニシテ之ヲ十一年三月東京鐵道局ニ於テ株式會社住友電線製造所外二名ヨリ購入セル時同一品ノ軒當八拾九圓又ハ九拾圓ニ比スレハ著シク高價ト認ムル而シテ規格統制一前ハ各鐵道局間ニ於テ規格ニ若干ノ差異アルモノ其ノ購入單價ハ門司鐵道局以外ハ大差ナク本件購買仕様書ヲ東京鐵道局十一年三月分ノモノニ對查スルニ其ノ形態、構造及電氣試驗ノ程度等ハ兩者同一ニシテ絶縁保護ノ厚ハ孰モ一耗公差一〇%ナルノミナラス其ノ品質ニ關シテモアセトシテ浸出量、遊離硫黃、抗張力、伸及耐熱試驗等ニ於テ東京鐵道局購入ノ分事口嚴格ナルノ狀況ナリトス如ク本件購入當時ト東京鐵道局ノ購入當時トニ於テ材料品ノ價格ニ大差ナキニ拘ラス東京鐵道局購入ノ分ニ比シ軒當參拾圓乃至四拾壹圓高價ニ決定シタルハ失當ノ措置ト認ムサルヲ得本件ハ物件ノ購入ニ當リ價格ノ決定其ノ宜シキヲ得ス國庫ニ損失ヲ及ボシタルモノニシテ不當ナリトス

拓務省所管朝鮮總督府

歲入經常部

第一款 租稅

第二項 所得稅

(三九) 京城稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬

スルモノ(會計検査院報告ノ一) 一、五九〇、七一〇

本件ハ取扱ノ過誤ニ因リ徵收不足ヲ生セシメタルモノニシテ不當ナリトス

歲出經常部

第十七款 專賣局

第二項 事業費

(四〇) 朝鮮總督府京城地方專賣局外一箇所ノ支出ニ係ル(會計検査院報告ノ二) 三八九、〇四七、〇六〇

右ハ昭和十一年度中仁川輸入鹽業者組合及大日本鹽業株式會社ヨリ仁川及蔚山貯鹽場納トシテ購入セル山東省鹽及青島鹽二千五百八十四萬四千餘疋ノ代價ナリ本件ハ仁川輸入鹽業者組合カ仁川華商鹽業協會ヨリ山東省鹽及青島鹽ヲ買受ケ仁川納トシテ自己ノ名義ヲ以テ百疋當二圓壹圓四拾八錢五厘ニテ又群山納トシテ大日本鹽業株式會社ノ名義ヲ以テ一圓壹圓五拾九錢八厘ニテ鹽壹圓五拾壹錢五厘ニテ納入スルモノナルモ專賣局購入價格ハ仁川輸入鹽業者組合ノ買入價格トノ間二分除乃至二分八分除ノ開差アリテ其ノ購入價格ハ高キニ失スルモノト認ムル本件ハ物件ノ移入ハ從來民間業者ノ自由ニ委ネ來リシ昭和五年以降官ニ於テ當業者ヲシテ見積合ヲ爲サシメ移入ヲ命スルノ取扱トナルニ至リタルモノニシテ毎年多量ノ購入ヲ爲スモノナルニ當局者ハ豫定單價算定ニ際シ本件購買鹽ノ生産並取引ノ狀況ヲ究ムルコトナク單ニ前年度購入單價ヲ基準トシ之ニ爲替相場ノ變動ヲ參照シ鹽購入價格ヲ

前掲ノ如ク定メタルモノナルモ同組合ノ仁川華商實業協會ヨリノ買入價格ハ仁川納二等鹽圓貳拾壹錢餘餘山納一等鹽圓貳拾八錢餘二等鹽圓拾八錢餘ナルヲ以テ前記購入價格トノ間二割二分餘乃至二割八分餘ノ開差アリ而シテ產地ヨリ輸入ノ上專賣局貯鹽場ニ持込ム迄ノ實際事務ハ仁川華商實業組合ニ於テ行フモノニシテ組合ノ十一年一月ヨリ同年十二月ニ至ル收支決算ハ資金ノ利子事業費等ヲ控除シ純益五萬貳千餘圓ニ上リ買入總價格ニ對シ一割七分餘ニ當ルノ狀況ニシテ縱ヒ五年四月鹽輸移入管理實施前ニ於ケル輸移入業者ノ暖簾代ヲ考慮ストスルモ本件ハ特定業者ニ輸移入ヲ命スルモノナルニ鑑ミ業者ノ收益ハ高率ニ失スルモノト認メサルヲ得ス而シテ山納ノ分ニ付テハ十年度以降引續キ組合同會社ニ對シ口銭ヲ支拂ヒ會社名義ニテ納入スルノ取極アルノミナラス山納ノ分ノ組合買入價格ハ仁川納ニ比シ低價ナルニ之ヲ專賣局購入價格ハ却テ高價ニ當ルノ狀況ニシテ當初輸移入命令ヲ爲スニ當リ其ノ實情ヲ調査シ適當ノ業者ト契約ヲ爲スニ於テハ更ニ低廉ニ購入スルヲ得タルモノト認メサルヲ得ス本件ハ輸移入業者ニ不利ヲ及ボシタルモノニシテ不當ナリトス

右ハ平安南道ニ於テ第三次窮民救濟事業トシテ施行セル平壤開門築造工事費四拾萬圓ニ對シ其ノ八割ニ相當スル起債金拾貳萬圓ノ償還ニ充ツル爲メ昭和十一年度ヨリ二十五年度ニ至ル間ニ於テ交付スル國庫補助金總額四拾萬四千四百餘圓ノ内ニシテ本件開門ハ大同郡古平面九井里普通江左岸ニ扉室有效幅八十米、門扉鐵製引上式操作捲揚聯動裝置ノ設計ヲ以テ十年度ニ起工シ本年度ニ竣功セルモノニ係リ本件開門ハ九、十兩年度ニ第二次窮民救濟事業トシテ施行セル大同江、普通江合流點改修工事ニ土取場ト爲シタル開門接續ノ土地ヲ將來更ニ掘鑿シテ船溜ト爲シ之ト西平壤方面ヲ連絡スル運河築造セラレ且船溜附近カ工場地帯等トシテ發展スル場合ヲ豫想シ設置セラレタルモノナルモ船溜掘進河計畫ハ單ナリ將來ノ豫想計畫ニ止ルノミナラス船溜背後地ハ概本練兵場等軍用地ナルヲ以テ特ニ本件開門ノミヲ早急施行スルノ要ナク補助金ノ交付當ラザルモノト認メタル本件ハ不急ノ工事ニ對シ補助ヲ爲シタルモノニシテ不當ナリトス

ノ内ニシテ右ノ内慶全線北都第十工區ハ昭和十年五月合資會社勝呂組ニ拾九萬參千餘圓東海線北都第十五工區ハ十年十月株式會社津田組ニ拾八萬七千餘圓滿浦線第二十三工區ハ十年五月株式會社鐵高組ニ參拾壹萬四千餘圓ヲ以テ請負ハシメタルモノナルモ之カ契約締結ニ際シ慶全線ノ分ハ京城府岡某ニ於テ拾五萬七千餘圓東海線ノ分ハ龍山小寺合資會社ニ於テ拾七萬四千餘圓滿浦線ノ分ハ京城府森本某ニ於テ貳拾七萬八千圓ト見積リタルモノナルモ拘ラス此等最低價見積人ヲシテ辭退セシメ第二位見積人タル本件請負人ト契約ヲ締結シタル爲メ八萬五千圓高價トナレルハ妥當ナラス而シテ朝鮮ニ於テハ七年八月以降當分ノ間指名競争ヲ避ケ會計法第三十一條第二項ニ依リ隨意契約ヲ行フコトトシ總督府内ニ豫定價格ヲ査定シ請負人ヲ銓衡スル審查會ヲ設ケ契約擔任官ヲシテ實力信用列ト認ムル者數名ヲ報告セシメ此等請負人ノ現ニ他ニ施行中ノ工事ノ有無既往ノ成績、經歷、資力、信用等ヲ審查シテ請負人ヲ選定スルコトト爲シタルモノニシテ本件ニ於テ指名シタル請負人モ此ノ如キ慎重嚴格ナル銓衡ヲ經定シタルモノニ係リ最低價見積額ハ孰モ豫定價格ノ八割ヲ超エ採算ヲ無視シテ競争ヲ爲シタルモノト認ムルヲ得ス然ルニ本件最低價見積額カ八割餘乃至八割二分七厘餘ナルノ故ヲ以テ著シク低價ニシテ工事ノ遂行至難ナリトシ之カ見積額ヲ辭退セシメ第二位見積人ト高價ニ契約ヲ締結シタルハ失當ノ措置ト認メタル本件ハ工

事ヲ請負ニ付スルニ當リ措置其ノ宜シキヲ得ス國庫ニ損失ヲ及ボシタルモノニシテ不當ナリトス

拓務省所管臺灣總督府

歳入經常部

第一款 租稅

第二項 所得稅

(四三) 臺中州ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ一)

一、二二、八六〇

本件ハ取扱ノ過誤ニ因リ徵收不足ヲ生セシメタルモノニシテ不當ナリトス

歳出經常部

第十四款 專賣局

第二項 專賣費

(四四) 臺灣總督府專賣局ノ支出ニ係ルモノ(會計檢査院報告ノ三)

一〇、四五七、八〇〇

右ハ昭和十一年四月及十月指名競争契約ニ依リ株式會社臺灣日日新報社外一名ヨリ購入ニ係ル一號煙紙八十五萬五千枚及二號煙紙五萬枚ノ代價ナリ本件ハ百枚當四月購入分一號煙紙(幅四三〇長五五〇)圓圓貳拾壹錢六厘十月購入分一號煙紙(幅四一〇長五五〇)圓圓拾壹錢貳厘二號煙紙(幅三三〇長四〇〇)圓圓九拾五錢ニシテ之ヲ本年度大藏省專賣局ニ於テ株式會社中井商店外二會社ヨリ購入セル小判煙紙(幅五〇八長七六二)圓圓貳拾壹錢貳厘貳厘下期分圓圓八錢參厘ニ對比スルニ平米當約九割(一號煙紙ハ十五割)高價ニ當ルモノト認メタル而シテ今假ニ本件價格ヲ大藏省專賣局購入ノ平米當式錢八厘(上期分)ノ割合ニ依リ算定

七ハ百枚當四月購入分一號煙紙六拾四錢參厘十月購入分一號煙紙六拾錢六厘二號煙紙參拾八錢貳厘ニシテ之ニ原紙ノ品質及織使用量ノ差異ニ因リ差増額一號煙紙六錢九厘二號煙紙四錢五厘並運賃一號煙紙參錢四厘二號煙紙貳錢參厘夫夫加算スルトキハ一號煙紙ハ四月購入分七拾四錢六厘十月購入分七拾錢九厘二號煙紙ハ四拾四錢八厘トナリ之ニ比シ本件價格ハ一號煙紙ニ於テ六割内外二號煙紙ニ於テ十一割餘高價ニ當ルノ計算ニシテ此ノ如キ値開ヲ生スヘキ理由アルモノト認メ難シ本件ハ物件ノ購入ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得ス國庫ニ不利ヲ及ボシタルモノニシテ不當ナリトス

日町所在分拾六圓乃至貳拾五圓京町所在分參拾圓受地ハ拾八圓及拾六圓貳拾錢ト決定シタルモノナルモ價格ノ評定當ラザルモノト認メタル本件ハ官有地ノ交換ニ當リ評價其ノ宜シキヲ得ス國庫ニ不利ヲ及ボシタルモノニシテ不當ナリトス

昭和八年度

一般會計

歳入經常部

第一款 租稅

第一項 所得稅

(一) 茨木稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ一)

一、〇九九、九一〇

本件ハ取扱ノ過誤ニ因リ徵收不足ヲ生セシメタルモノニシテ不當ナリトス

特別會計

鐵道省所管

帝國鐵道

用品勸定

歳出

第一款 用品及工作費

第一項 用品及工作費

(二) 鐵道省ノ支出ニ係ル(會計檢査院報告ノ二)

報告ノ二)

一、一〇五、四四〇

右ハ住友炭礦株式會社ヨリ購入セル石炭代トシテ證明シタルモノナルモ其ノ實名古屋鐵道局白鳥倉庫名古屋港派出所倉庫手屈西田某外二名カ納入炭ノ檢

收事務ニ從事中陸揚納入ノ下請業者ト共謀シ現實納入ナキニ拘ラス納入アリタルモノノ如ク數ヒ下請業者ヲシテ圖取セシメタル七百七題餘ノ代價六千餘圓ノ内ニシテ本件ハ虛構ノ事實ニ對シ支拂ヲ爲シタルモノニシテ不當ナリトス

昭和九年度

一般會計

歳入經常部

第一款 租稅

第一項 所得稅

(三) 板橋稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ三)

四五、三七八、四一〇

營業收益稅ニ於テ同署ノ徵收不足ニ屬スルモノ

(四) 東稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告同上)

二四、九六五、九二〇

營業收益稅ニ於テ同署ノ徵收不足ニ屬スルモノ

(五) 茨木稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告同上)

五、〇三九、七八〇

右ハ孰モ取扱ノ過誤ニ因リ徵收不足ヲ生セシメタルモノニシテ不當ナリトス

昭和十年度

一般會計

歳入經常部

第一款 租稅

第一項 所得稅

(六) 玉造稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告同上)

一、四七四、七三〇

右ハ孰モ取扱ノ過誤ニ因リ徵收不足ヲ生セシメタルモノニシテ不當ナリトス

第三款 官業及官有財產收入

第九項 刑務所收入

(二) 大阪刑務所ニ於テ收入未済ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ五)

一三、三三九、一五〇

右ハ同刑務所看守長山本某カ作業主任又ハ作業課次席トシテ勤務中刑務所作業製作品代壹萬參千餘圓ヲ横領シ前掲金額ノ未收入ヲ生スルニ至レレモノナリ本件ハ監督其ノ宜シキヲ得サリシニ因ルモノニシテ不當ナリトス

ノ(會計檢査院報告ノ四)

一五、一三〇、六一〇

營業收益稅ニ於テ同署ノ徵收不足ニ屬スルモノ

(七) 日本橋稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告同上)

四、四八七、二〇〇

下京稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告同上)

四、三七七、二七〇

神田橋稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告同上)

四、二二一、三三〇

八幡稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告同上)

二、五二九、四四〇

(八) 名古屋南稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告同上)

二、四七四、七三〇

右ハ孰モ取扱ノ過誤ニ因リ徵收不足ヲ生セシメタルモノニシテ不當ナリトス

第三款 官業及官有財產收入

第九項 刑務所收入

(二) 大阪刑務所ニ於テ收入未済ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ五)

一三、三三九、一五〇

右ハ同刑務所看守長山本某カ作業主任又ハ作業課次席トシテ勤務中刑務所作業製作品代壹萬參千餘圓ヲ横領シ前掲金額ノ未收入ヲ生スルニ至レレモノナリ本件ハ監督其ノ宜シキヲ得サリシニ因ルモノニシテ不當ナリトス

海軍省所管

歲出經常部

第三項 雜給及雜費

(一三) 海軍省經理局ノ支出ニ係ル(會計検査院報告ノ六)

演習費ニ於テ同局ノ支出ニ係ル 二四、五〇〇

大演習費ニ於テ同局ノ支出ニ係ル 三、四五四・六三〇

四五、四五〇

右ハ海軍航空本部ニ於ケル旅費トシテ證明シタルモノナルモ其ノ實同本部附海軍書記淺田某カ同部教育課事務係トシテ勤務シ職員ノ旅費其ノ他ノ給與金ノ請求受領及交付ノ事務ヲ擔當中關係書類ヲ作爲シ騙取又ハ横領シタル八千餘圓ノ内ニシテ本件ハ皮構ノ事實ニ對シ支拂ヲ爲シタルモノニシテ不當ナリトス

特別會計

大藏省所管國有財產整理資金

第一項 國有財產整理資金收入

(一四) 札幌稅務監督局ノ徵收ニ係ル(會計検査院報告ノ七)

右ハ小樽市色内町所在地四百三十五坪餘ヲ一般競争ニ依リ昭和十一年二月三井物産株式會社ニ賣拂ヒタル代價ナリ本件土地ハ元小樽稅務監督局地籍ニシテ之カ賣拂價格ヲ評定スルニ當リ本地ト道路ヲ隔テ相對スル日本銀行小樽支店ノ裏地ニ於ケル賣買實例價格坪當參

拾六圓ノ三倍半ヲ表地ノ價格ニ相當スルモノトシテ百貳拾六圓同町七丁目二十四番地ノ賣買實例坪當年額拾圓貳拾錢ノ七分還元ニ依リ百四拾五圓七拾壹錢ノ二割減百拾六圓五拾六錢及北海道拓殖銀行小樽支店其ノ他精通者ノ意見ニ依リ百圓等ニ因リ勘案シ豫定單價ヲ百拾五圓ト決定シ百拾八圓參拾四錢餘ヲ以テ賣拂ヒタルモノナルモ賣買實例地ハ比準地トシテ適當ナラサルモノナルノミナラス賣買實例亦適切ナルモノニ非ス寧ろ隣接地及日本銀行小樽支店敷地ノ相續稅課稅標準價格百九拾圓並本地ト同一ノ大通ニ面セル附近土地ノ同標準價格百九拾圓乃至百五拾圓等ヲ勘案シ評定スルニ依リ本件土地ハ賣拂價得ス國庫ニ損失ヲ及ホシタルモノニシテ不當ナリトス

簡易生命保險

第一項 簡易生命保險費

(一五) 簡易保險局ノ支出ニ係ル(會計検査院報告ノ八)

右ハ保險金及還付金トシテ證明シタルモノナルモ其ノ實宮城縣沼部郵便局通信手大内某等カ關係書類ヲ偽造シ騙取シタル賣買實例ノ内ニシテ本件ハ皮構ノ事實ニ對シ支拂ヲ爲シタルモノニシテ不當ナリトス

帝國鐵道

用品勘定

第一項 用品及工作費

(一六) 鐵道省ノ支出ニ係ル(會計検査院報告ノ一〇)

右ハ門司鐵道局ニ於テ大里倉庫納トシ昭和十一年四月ヨリ十一月ニ至ル間ニ於テ十回ニ互リ大日電氣株式會社外五名ヨリ購入セル共電式電話引込用一、二程ノ子機護線線二百九十軒ノ代價參萬六千餘圓ノ内ニシテ本件護線線ハ東京鐵道局ニ於テ十一年三月購入セル分ト其ノ仕様略同一ナルノミナラス兩者購入時期ニ於ケル材料品ノ價格モ大差ナキモノト認メラルルニ拘ラス之ニ比シ著シク高價ニ購入シタルモノナリ依テ本件ハ不當ナリトス

朝鮮總督府

歲出經常部

第二十項 通信事業費

(一七) 朝鮮總督府通信局ノ支出ニ係ル(會計検査院報告ノ一一)

右ハ咸鏡南道豐山郵便所事務員李某カ關係書類ヲ偽造シ同所事務員趙某外四名ト共謀シ又ハ單獨ニ代金引換小包郵便取立金四萬五千餘圓郵便貯金四萬參千餘圓郵便貯金提込金四萬四千餘圓爲替資金千餘圓計拾參萬四千餘圓ヲ橫領シ内拾壹萬九千餘圓ヲ差換補填シタルモノ五千餘圓ハ李某ニ於テ費消シタルモノ

新京出張所

特別會計

第四款 補助及獎勵費

新京出張所ヨリ購入シタル自動車機關冷却用不凍液(グリセリン)三千罐ノ代價ニシテ本件ハ物件ノ購入ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サル緣アリ依テ注意ヲ促ス

右ハ金剛山電氣鐵道株式會社

自昭和十一年四月三事業年度分ニ對スル補助金百壹萬六千餘圓ノ内ニシテ本件ハ補助金ノ交付ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サル緣アリ依テ注意ヲ促ス

右ハ昭和十一年四月株式會社

新報社及臺灣オフセツト印刷株式會社ヨリ購入セル「レッドジャスマン」並第(二)「ジャスマン」紙小函六百七十萬組ノ代價ニシテ本件ハ物件ノ購入ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サル緣アリ依テ注意ヲ促ス

右ハ昭和十一年四月株式會社

臺灣總督府專賣局ノ支出ニ係ル(會計検査院報告ノ一二)

歲出經常部

第十四款 專賣局

右ハ昭和十一年四月株式會社臺灣日日新報社及臺灣オフセツト印刷株式會社ヨリ購入セル「レッドジャスマン」並第(二)「ジャスマン」紙小函六百七十萬組ノ代價ニシテ本件ハ物件ノ購入ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サル緣アリ依テ注意ヲ促ス

右ハ關東軍經理部

ニ於テ昭和十一年七月月須永福除納トシテ大會商株式會社

右ハ關東軍經理部

ニ於テ昭和十一年七月月須永福除納トシテ大會商株式會社

右ハ關東軍經理部

ニ於テ昭和十一年七月月須永福除納トシテ大會商株式會社

右ハ關東軍經理部

ニ於テ昭和十一年七月月須永福除納トシテ大會商株式會社

右ハ關東軍經理部

ニ於テ昭和十一年七月月須永福除納トシテ大會商株式會社

海軍省所管

歲出經常部

第三項 雜給及雜費

(一三) 海軍省經理局ノ支出ニ係ル(會計検査院報告ノ六)

演習費ニ於テ同局ノ支出ニ係ル 二四、五〇〇

大演習費ニ於テ同局ノ支出ニ係ル 三、四五四・六三〇

四五、四五〇

右ハ海軍航空本部ニ於ケル旅費トシテ證明シタルモノナルモ其ノ實同本部附海軍書記淺田某カ同部教育課事務係トシテ勤務シ職員ノ旅費其ノ他ノ給與金ノ請求受領及交付ノ事務ヲ擔當中關係書類ヲ作爲シ騙取又ハ横領シタル八千餘圓ノ内ニシテ本件ハ皮構ノ事實ニ對シ支拂ヲ爲シタルモノニシテ不當ナリトス

特別會計

大藏省所管國有財產整理資金

第一項 國有財產整理資金收入

(一四) 札幌稅務監督局ノ徵收ニ係ル(會計検査院報告ノ七)

右ハ小樽市色内町所在地四百三十五坪餘ヲ一般競争ニ依リ昭和十一年二月三井物産株式會社ニ賣拂ヒタル代價ナリ本件土地ハ元小樽稅務監督局地籍ニシテ之カ賣拂價格ヲ評定スルニ當リ本地ト道路ヲ隔テ相對スル日本銀行小樽支店ノ裏地ニ於ケル賣買實例價格坪當參

拾六圓ノ三倍半ヲ表地ノ價格ニ相當スルモノトシテ百貳拾六圓同町七丁目二十四番地ノ賣買實例坪當年額拾圓貳拾錢ノ七分還元ニ依リ百四拾五圓七拾壹錢ノ二割減百拾六圓五拾六錢及北海道拓殖銀行小樽支店其ノ他精通者ノ意見ニ依リ百圓等ニ因リ勘案シ豫定單價ヲ百拾五圓ト決定シ百拾八圓參拾四錢餘ヲ以テ賣拂ヒタルモノナルモ賣買實例地ハ比準地トシテ適當ナラサルモノナルノミナラス賣買實例亦適切ナルモノニ非ス寧ろ隣接地及日本銀行小樽支店敷地ノ相續稅課稅標準價格百九拾圓並本地ト同一ノ大通ニ面セル附近土地ノ同標準價格百九拾圓乃至百五拾圓等ヲ勘案シ評定スルニ依リ本件土地ハ賣拂價得ス國庫ニ損失ヲ及ホシタルモノニシテ不當ナリトス

簡易生命保險

第一項 簡易生命保險費

(一五) 簡易保險局ノ支出ニ係ル(會計検査院報告ノ八)

右ハ保險金及還付金トシテ證明シタルモノナルモ其ノ實宮城縣沼部郵便局通信手大内某等カ關係書類ヲ偽造シ騙取シタル賣買實例ノ内ニシテ本件ハ皮構ノ事實ニ對シ支拂ヲ爲シタルモノニシテ不當ナリトス

帝國鐵道

用品勘定

第一項 用品及工作費

(一六) 鐵道省ノ支出ニ係ル(會計検査院報告ノ一〇)

右ハ門司鐵道局ニ於テ大里倉庫納トシ昭和十一年四月ヨリ十一月ニ至ル間ニ於テ十回ニ互リ大日電氣株式會社外五名ヨリ購入セル共電式電話引込用一、二程ノ子機護線線二百九十軒ノ代價參萬六千餘圓ノ内ニシテ本件護線線ハ東京鐵道局ニ於テ十一年三月購入セル分ト其ノ仕様略同一ナルノミナラス兩者購入時期ニ於ケル材料品ノ價格モ大差ナキモノト認メラルルニ拘ラス之ニ比シ著シク高價ニ購入シタルモノナリ依テ本件ハ不當ナリトス

朝鮮總督府

歲出經常部

第二十項 通信事業費

(一七) 朝鮮總督府通信局ノ支出ニ係ル(會計検査院報告ノ一一)

右ハ咸鏡南道豐山郵便所事務員李某カ關係書類ヲ偽造シ同所事務員趙某外四名ト共謀シ又ハ單獨ニ代金引換小包郵便取立金四萬五千餘圓郵便貯金四萬參千餘圓郵便貯金提込金四萬四千餘圓爲替資金千餘圓計拾參萬四千餘圓ヲ橫領シ内拾壹萬九千餘圓ヲ差換補填シタルモノ五千餘圓ハ李某ニ於テ費消シタルモノ

新京出張所

特別會計

第四款 補助及獎勵費

新京出張所ヨリ購入シタル自動車機關冷却用不凍液(グリセリン)三千罐ノ代價ニシテ本件ハ物件ノ購入ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サル緣アリ依テ注意ヲ促ス

右ハ金剛山電氣鐵道株式會社

自昭和十一年四月三事業年度分ニ對スル補助金百壹萬六千餘圓ノ内ニシテ本件ハ補助金ノ交付ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サル緣アリ依テ注意ヲ促ス

右ハ昭和十一年四月株式會社

新報社及臺灣オフセツト印刷株式會社ヨリ購入セル「レッドジャスマン」並第(二)「ジャスマン」紙小函六百七十萬組ノ代價ニシテ本件ハ物件ノ購入ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サル緣アリ依テ注意ヲ促ス

右ハ昭和十一年四月株式會社

臺灣總督府專賣局ノ支出ニ係ル(會計検査院報告ノ一二)

歲出經常部

第十四款 專賣局

右ハ昭和十一年四月株式會社臺灣日日新報社及臺灣オフセツト印刷株式會社ヨリ購入セル「レッドジャスマン」並第(二)「ジャスマン」紙小函六百七十萬組ノ代價ニシテ本件ハ物件ノ購入ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サル緣アリ依テ注意ヲ促ス

右ハ關東軍經理部

ニ於テ昭和十一年七月月須永福除納トシテ大會商株式會社

右ハ關東軍經理部

ニ於テ昭和十一年七月月須永福除納トシテ大會商株式會社

右ハ關東軍經理部

ニ於テ昭和十一年七月月須永福除納トシテ大會商株式會社

右ハ關東軍經理部

ニ於テ昭和十一年七月月須永福除納トシテ大會商株式會社

右ハ關東軍經理部

ニ於テ昭和十一年七月月須永福除納トシテ大會商株式會社

スルモノ、或ハ長崎地方裁判所檢察局ノ歳入ニ屬スルモノ、盛岡區裁判所檢察局ノ歳入ニ屬スルモノ、是等ノモノガ七百餘人カラ徵收致シマシタ所ノ罰金追徴金、而モ訴訟費用等ガ五年乃至、或ハ裁判所デハ八年間モ繼續シテ積積消サレテ居ルノニ、其犯罪ガ分ラズ、而モ歳入ニ何等ノ缺陷ヲ認ムルコト能ハズ、是ガ國庫歳出入ニ於キマスル、私共ノ常カラ申シマス我國會計制度ノ一大缺陷ノ存スル所デアリマス、會計年度ハ四月一日ニ始テ翌年ノ三月三十一日ニ終リ、會計締切ハ其年ノ七月三十日ヲ以テ終ルノデアリマス、是マデニ國庫ノ歳入タルベキ所ノモノガ歳入トナラズ、而モ七八百人ガ困難苦シテ納メタ所ノ罰金、追徴金等ガ、悉ク横領セラレト云フニ至ラテ、而モソレガ八年間繼續シテ檢察局ノ下ニ於テ行ハレテ居テ、其犯罪ノ檢察ガ出来ヌト云フニ至リマシテハ、我が檢察當局及ビ司法當局ノ一大反省ヲ願ハナケレバナラズ重大問題デアリマス、是レ我國ノ財政監督及ビ會計上ノ一大缺陷ヲ立證シテ、餘ス所ナシト申サナケレバナリマセヌ、各省ヲ通ジテ國庫ノ歳入タルベキモノガ、事實歳入ニ至ラザルモノハ、本員等ノ考テ所ニ依リマスルト、年々莫大ナ金額デアラウト思ヒマス、然ルニ是ガマダ犯罪ガ檢査セラレズ、其歳入トナルベキモノガ歳入サレズシテ、是ガ發見出来ザル所ニ、我國會計法上ノ一大缺陷ガアリマスカラ、政府ハ茲ニ思フ致シテ歳入カケレバナリマセヌ、殊ニ鐵道省

ニ於キマシテハ、其弊一層大ナルモノガアルコトヲ遺憾ト致ス一人デアリマス、ソコデ工事請負財産處分、用品購入等ノ不當ハ、毎年其弊ヲ斷チマセヌ、特ニ十一年度ニ於キマシテモ、二千四百餘萬圓ト云フ巨額ノ不用公債ヲ發行致シテ、國庫ニ莫大ナル損害ヲ與フル如キハ、特別會計ニ於ケル資金運用ノ惡弊ト言フベキデアアル、爾今斯ル事ガ絕對ニナイコトヲ期スルノニハドウスベキカ、是等ヲ政府トシテ能ク御考願ハナケレバナラナイデアリマス、今ノ不用公債發行ニ對シマシテハ、昨年度モ三千万圓ノ不用公債ヲ發行シテ、如何ニモ此金ナクシテ一面ニハ剩餘金、益金ヲ國庫ニ納ムルコトヲ減少セントスルノ意ニアラズヤト疑フ者デアリマス、三千万圓モ要ラザル公債ヲ發行致シマシテ、之ニ對スル利息ハ百數十萬圓ノ多キニ上リマス、要ラザル事ヲシテ國庫ニ斯ノ如キ損害ヲ與ヘマスルコトハ、善良ナル官吏ノ本分ニアラザルコトヲ痛感致シマス、又外務省ノ外國公館ノ公金取扱ノ不正不當モ、數年間ニ亘ラテ居ル事實ガアリマス、是ハ大ニ慎ンデ歳入カケレバナラヌコトデアリマス、又文部省所管ノ各大學ニ於ケル網紀素亂事實ノ如キハ、文教ノ府ト致シマシテ、網紀肅正上其範ヲ垂レテ歳入カケレバナラヌニ拘ラズ、近來各大學ヲ通ジマシテ、網紀素亂ノ多キヲ見ルコトハ、我が帝國ノ教育上洵ニ憂慮スベキ

コト言ハナケレバナリマセヌ、其他農林省管内ニ於キマシテハ、米穀統制、米穀需給關係、或ハ開墾助成、漁港修築、米穀倉庫運用、山林拂下等ニ於テ弊害ガ少クゴザイマセヌ、是等ニ改善ヲ要シマスルコトハ刻下ノ急務デアリマス、而シテ國庫ノ利益ヲ擁護スルニ御努メテ願ハナケレバナリマセヌ、逓信省所管ニ於キマシテハ物品購入契約、用品勸定、業務勸定ノ運營、簡易生命保險及ビ郵便年金ニ至ル迄、改善ヲシテ歳入カケレバナラヌ點ガ少クナイノデゴザイマス、政府ハ決算委員會及ビ本議場ニ於キマスル年來ノ主張ト、其決議ヲ能ク御諒承相成テ、是ガ一大猛省ヲシテ歳入カケレバナラヌデアリマス本員以上ノ諸點ニ付テ審査ヲ致シマシタ其趣旨ニ願ヒテ、速ニ是ガ革新ノ實行ヲ舉グベキ要求ヲ持テ居ル者デアリマス

一言政府ニ向ホ御懇キ願ヒタイコトガゴザイマス、我國現下ノ危局ニ際シマシテ、現内閣ノ革新政策、或ハ時局對策トシテ見ルベキモノガ少クアリマセヌコトハ、吾々モ感謝スル所デアリマス、尙ホ併シ現内閣ノ革新政策ノ中ニ、最モ重大ナル問題ノ解決ヲ殘シテ居ラレト云フコトハ、國家ノ爲ニ洵ニ惜ム者デアリマス、ソレハ何デアルカ、國家財政ヲ左右スル會計制度ニ關スル舊來ノ一大缺陷ヲ補フベキ、何等ノ政策ヲ御立テニナテ居リマセヌ、私共ハ世界列強ノ會計制度、會計取締、歳出入ニ對スル議會ノ運營等ヲ調査致シマシタガ、

議致シマシテ、其不法不當ノ多キニ一驚ヲ喫セザルヲ得ナイコトハ、前段申上テト通リデアリマス、此際私ハ政府ニ革新政策ノ第一歩トシテ、會計制度ノ根本改革ノ確立ヲ提唱スル者デアリマス、其方法ト致シマシテ一ニ申上テ置キタイ

第一ハ現在ノ會計検査院ノ根本ニ改革ヲ加ヘルコトデアリマス、同院ヲ大審院ノ次ニ置クベキ地位ノ向上ヲ圖ラナケレバナリマセヌ、サウシテ其次ニハ會計官ニ付キマシテデアリマスガ、今マデドレダケノ罪惡ガ行ハレマシテモ、其罪惡ノ責任ヲ受クル者ハ、幾十萬、幾百萬ノ金ヲ消費シテ、或ハ不當ニ行使サレテモ、其責任者ハ判任官、若クハ廳ニ止マル、此處ガ我が會計上ノ一大缺點デアリマシテ、今後ハ是等ノ方面ハ之ヲ根本的ニ改メテ貫ハナケレバナラナイデアリマス、其方法ハ會計上ノ命令官、即チ執行官ノ全責任負擔法ト云フモノヲ必要ト致シマス、今日ハ隨テソレ等ガ命官ト代理官、委任官ノ爲シタル行爲ニ基キマシテモ、犯罪上ノ責任ヲ受ケマセヌガ、所謂財産上ノ責任タル是ガ其損害補償ニ對シテハ、監督官ト共同ノ責任ニズベキ方針ニ改メナケレバ、斷ジテ此會計制度ノ改革ハ出来ナイデアリマス、又議會ノ審議ニ際シテ、其必要アル時ニハ、會計検査院ノ代表者ヲ議會ニ出席ナサシメルコト、ソレカラ各省ニハ一名ツ、ノ會計監督官ト云フ獨立官ヲ配置スル必要ガゴザイマス、此各省ノ會計主任官ト會計検査院検査官ト帝國議會ニ

招致致シマシテ、サウシテ此三者相集シテ、初メテ帝國ノ會計及ビ財政經濟ノ歳出入ニ關シマスル所ノ本義ヲ、明ニスルコトガ出来得ルノデアリマス、サウシテ會計検査院ニハ檢察長ヲ配スル必要ガゴザイマス、其檢察長ハ會計検査院ノ行ヒマスル報告其他ノ調査ガ、完全ニ行ハレテ、アルヤ否ヤ、是等ヲ審査致シマシテ、之ニ若シ違反アリトスルナラバ、檢察長ハ茲ニ發動シテ完全ナル會計制度ノ確立ニ邁進スルノ途ヲ執テ歳入カケレバナラナイノデゴザイマス、何レ是等ノ點ニ付キマシテハ、他ノ機會ニ於キマシテ政府ト大ニ論議スル機會モゴザイマセウガ、何卒政府ハ時局ノ認識ト共ニ、此非常時體制下ニ於キマシテ、此方面ノ一大改革ヲシテ歳入カケレバナラヌコトガ、如何ニ重大デアルカヲ御認識願ヒタイノデアリマス、又各省ニ對シテハ左様ニ致シマシテ會計ノ統制ヲ圖リ、サウシテ市町村ニハ市町村ノ會計ガアルガ、是デハイケマセヌ、ヤハリ會計法ハ單一化シテ、之ヲ統一シナケレバナリマセヌ、隨テ私共ノ考ヘマシタル會計制度ヲ統一スルコト云フコトハ、ドウスルノデアルカ、政府ハ全國府縣市町村並ニ植民地ニ於キマスルモノハ、全部單一會計法ニ依リノデアリマス、サウシテ公債バカリデハアリマセヌ、今日寄附行爲ニ依リマス財團法人、是等ノ如キモノモ悉クヲ單一ニ致シマシタル會計ニ依ラテ、之ヲ取締ル必要ガアルコトハ、言フ俟タイノデアリマス、日本ノ全支離滅裂デゴザイマ

ス、而モ廣ク募集サレテ、ゴザイマス愛國心ノ結晶タルベキ彼ノ國防獻金ノ如キ、之ヲ取扱フベキ會計制度ガ何レニアリマスカ、其他地方ニ散在致シマスル國民ノ膏血ニ依テ出来マスル所ノ所謂慈善團體ノ如キモ、勝手ナル所ノ規則ヲ設ケテ、國民ノ膏血ヲ自由自在ニ消費シテ居ルト云フ如キハ、斷ジテ許スベキモノデハアルマイト存ズルノデゴザイマス、會計上ノ斯様ナ改革ガ行ハレマスナラバ、我國ノ前途ハ洵ニ洋々タルモノデアリマス、我々ノミナラズ、私共ノ考ヘマスルノニハ、一般會計ニ於テモ、嚴肅ニ致シマスレバ、三億乃至四億ノ金ヲ利スコトハ、決シテ難事デハナイト信ズルノデゴザイマス、之ニ對シマシテ政府ハ速ニ會計制度ノ調査會ノ如キモノヲ御設ケ下サイマシテ、之ニ善處サレルコトヲ私ハ要望シテ置キタイノデゴザイマス、尙ホ今申上テマシタ今回ノ軍事費ノ如キモ、一會計年度トスルト云フコトヲ大藏大臣ハ仰セニナテ居リマスガ、是ハ例ハゴザイマス、例ハアリマスルガ、憲法上決シテ萬全ナルモノデハゴザイマセヌ、幾十幾百億ニ垂ントスル會計ヲバ、決算モ報告セズシテ、幾年間掛ルカ分ラザルモノヲ、之ヲ一會計年度ニスルト云フガ如キハ、憲法上斷ジテ許サルベキモノデアリマセヌ、又豫備金外支出ノ點ニ於キマシテモ論議サレマシタガ、是モ只今ノ附帶決議ノ中ニ加ラテ居リマスガ、是等ノ如キモノ斷斷シテ爲サルベキ憲法上ノ基礎ハゴザイマセヌカ

○議長(小山松壽) 起立多數(議員ト呼フ者アリ) 起立多數、仍テ本件ハ委員長報告ヲ是認スルニ決シマシタ

○議長(小山松壽) 起立多數(議員ト呼フ者アリ) 起立多數、仍テ本件ハ委員長報告ヲ是認スルニ決シマシタ

○議長(小山松壽) 起立多數(議員ト呼フ者アリ) 起立多數、仍テ本件ハ委員長報告ヲ是認スルニ決シマシタ

シマシタ、日程第六乃至第十同一委員ニ付託シタル議案デアリマスカラ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセスカ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ日程第六、刑法中改正法律案、日程第七、刑事判決宣告猶豫ニ關スル法律案、日程第八、行政執行法中改正法律案、日程第九、刑事訴訟法中改正法律案、日程第十、陪審法中改正法律案、右五案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス委員長ノ報告ヲ求メマス——理事泉國三郎君

第六 刑法中改正法律案(一松定吉君外六名提出)

第七 刑事判決宣告猶豫ニ關スル法律案(一松定吉君外五名提出)

第八 行政執行法中改正法律案(一松定吉君外七名提出)

第九 刑事訴訟法中改正法律案(内藤正剛君外六名提出)

第十 陪審法中改正法律案(内藤正剛君外六名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

提出) 右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

委員長 野田文一郎

報告書

一 刑事判決宣告猶豫ニ關スル法律案(一松定吉君外五名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

委員長 野田文一郎

報告書

一 行政執行法中改正法律案(一松定吉君外七名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

委員長 野田文一郎

報告書

一 刑事訴訟法中改正法律案(内藤正剛君外六名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

委員長 野田文一郎

報告書 一 陪審法中改正法律案(内藤正剛君外六名提出)

委員長 野田文一郎

報告書

○議長(小山松壽) 登壇ヲ望ミマス

○議長(泉國三郎) 委員長ガ差支ガアリマスノデ、私カラ刑法中改正法律案外四案ノ委員ニ於ケル審議ノ經過ニ結果ニ付キ、極メテ簡單ニ御報告申上ゲマス、委員會ハ委員長ニ野田文一郎君ヲ選舉シ、理事ヲ五選シタル上、前後四回ニ互リ會議ヲ開キ、提案者ノ説明、政府ノ所信等ヲ質シタル上、慎重審議ヲ致シマシタガ、是等ノ五案ハ何レモ進歩的近代刑事政策ノ目的ニ合致シ、檢察機關ヲシテ人權蹂躪ノ弊風ニ陥ルノ機會ヲ少カラシメ、又由テ裁判ノ神聖ヲ保チ、秋霜烈日ノ如キ刑罰權ノ下、被告人ヲシテ法ノ情ニ均霑セシムル等、洵ニ機宜ヲ得タル立法ナルニ鑑ミ、委員會ハ取立テテ、御報告スベキ大ナル質疑應答モナク、討論ニ入り立憲民政黨ヲ代表シテ仲井間君ヨリ、立憲政友會ヲ代表シテ不肖ヨリ、ソレトモ原案ニ對スル贊成ノ意見ヲ述ベ、採決ノ結果多數ヲ以テ五案トモ原案通り可決致シマ

シタ、右御報告申上ゲマス、何卒本會議ニ於キマシテモ、委員會決定通り可決セラレシコトヲ希望スル次第デアリマス(拍手)

委員長 野田文一郎

報告書

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(泉國三郎) 登壇ヲ望ミマス

○議長(小山松壽) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 別ニ御發議モアリマ

○議長(小山松壽) 五案トモ委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

○服部崎市君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際安藤三君外一名提出、愛國航空獎券發行ニ關スル法律案ヲ議題ト爲シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○服部崎市君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

委員長 野田文一郎

報告書

○議長(小山松壽) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○服部崎市君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

委員長 野田文一郎

報告書

○議長(小山松壽) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○服部崎市君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

委員長 野田文一郎

報告書

○議長(小山松壽) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○服部崎市君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際安藤三君外一名提出、愛國航空獎券發行ニ關スル法律案ヲ議題ト爲シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○服部崎市君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

委員長 野田文一郎

報告書

○議長(小山松壽) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○服部崎市君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

委員長 野田文一郎

報告書

○議長(小山松壽) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○服部崎市君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

委員長 野田文一郎

報告書

○議長(小山松壽) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマ

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認マラス、仍テ直ニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

重要物產同業組合法中改正法律案 第二讀會(確定議)

○議長(小山松壽) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決確定致シマシク(拍手)日程第二百九十五、內藤正明君外九名提出、私立大學國庫補助ニ關スル決議案、及ビ日程第二百九十六、內藤正明君外九名提出、私立大學總長學長及職員優遇ニ關スル決議案ハ、先刻決議ニナリマシク私立大學國庫補助ニ關スル決議案、及ビ私立大學總長學長及職員優遇ニ關スル決議案ト内容同一デアリマスカラ、可決ノ意味ヲ以テ、議決ヲ要セザルモノト致シマス

(異議ナシト呼フ者アリ) ○議長(小山松壽) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセカ
(異議ナシト呼フ者アリ) ○議長(小山松壽) 御異議ナシト認マラス、暫時休憩致シマス
午後六時十分休憩
午後十時四十二分開議

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經テモ參照ノ爲ニ掲載ス)

一 政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ
羽田武副郎君提出滿洲移民ノ金融施設ニ關スル質問ニ對スル答辯書
松永義雄君外一名提出小工業者ノ窮境打開ニ關スル質問ニ對スル答辯書
瀧澤七郎君提出東京市小河内貯水池築設ニ關スル質問ニ對スル答辯書
清水留三郎君提出全購辦賣藥ニ關スル質問ニ對スル答辯書
(以上三月二十五日受領)

滿洲移民ノ金融施設ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
昭和十三年三月十八日
提出者 羽田武副郎

拓務省ノ二十箇年百萬戸滿洲農業移民計畫ハ内地ノ過剩人口ヲ緩和シ且ツ滿洲ノ産業開發ノ爲メ時宜ニ適セル國策ナリト信ス特ニ昨年來農村更生計畫ノ基本方針ノ一トシテ分村計畫ヲ立案シ大量ノ滿洲移民ヲ企ツル町村ノ全国各地ニ生ゼルハ該國策遂行上尙ニ喜フヘキ現象ナリ然ルニ是等大量移民ノ渡航ニ際シ重大ナル支障ヲ來スモノアリ即チ左ノ二問題ナリ

- 一 多額ノ負債ヲ如何ニ處理スヘキカ
 - 二 僅少ナカク家庭、家財道具等ヲ如何ニ處分シテ之ヲ金融ニ代フヘキカ
- 而シテ之カ金融ノ途ヲ決シ渡航ノ志ヲ

放棄セサルヲ得サルニ至ル者多クアリ是レ洵ニ佛ヲ作りテ運ヲ入レサルモノト謂フヘク將來ノ該國策遂行上遺憾ニ堪ヘス仍テ本員ハ滿洲移民國策遂行ニ關シ内閣總理大臣、內務大臣、大藏大臣、農林大臣及拓務大臣ニ對シ其ノ所見ヲ問ハムト欲スルモノナリ

一 滿洲移民ニ對スル特殊ナル金融對策ヲ樹立スル意思アリヤ若シアリトモハ之カ具體策ノ明示ヲ求ム
二 町村カ主體トナリ政府ノ低利資金ノ融通ヲ受ケ移民金融ヲ爲シ而シテ損失ヲ蒙リタル場合之カ補償制ヲ確立スル爲メ次期帝國議會ニ法律案並ニ之ヲ伴フ豫算ヲ計上スルノ意思アリヤ
右及質問候也
昭和十三年三月二十五日
內閣總理大臣 公府近衛 文磨
衆議院議長 羽田武副郎君提出滿洲移民ノ金融施設ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

衆議院議員羽田武副郎君提出滿洲移民ノ金融施設ニ關スル質問ニ對スル答辯書
(別紙)

一 滿洲移民希望者ヲシテ後顧ノ憂ナク渡航セシムルコトハ移民獎勵上ノ見地ヨリ重要ニシテ金融ノ途ヲ開キ負債ノ整理、家財ノ整理等ニ關シ經濟的便宜ヲ圖ルコトニ付テハ篤ト考究致度

二 移民金融ニ對シ政府ノ低利資金ヲ融通シ損失ヲ受ケタル場合之カ補償ヲ爲ス制度ニ付次期議會ニ法律案並ニ之ヲ伴フ豫算案ヲ提出スルコトハ目下考究シ居ラス
右及答辯候也
昭和十三年三月二十五日
內閣總理大臣 公府近衛 文磨
內務大臣 末次 信正
大藏大臣 賀屋 興宣
農林大臣 伯耆有馬 頼寧
拓務大臣 大谷 尊山

小工業者ノ窮境打開ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
昭和十三年三月十八日
提出者 松永 義雄
外一名

近時原料及原料用製品ノ不足並其ノ配給割當制ニ基テ小工業者ノ困窮漸ク顯著ナルモノアリ此ノ健推移スルニ於テハ今後半年乃至一年ヲ經シテ事業休止若ハ閉鎖ノ餘儀ナキニ立到ル者全國ヲ通シテ少カラサル數ニ上ルヘシ斯テハ優良且ツ特色アル小工業ノ保護助成ノ見地ヨリ重大ナル問題タルノミナラス農村工業並副業ヲ助成セムトスル現下ノ國策トモ矛盾シ更ニ國民生活ニ及ボス影響亦甚大ナリト信ス仍

カ之ニ轉業シ得ル道ヲ積極的ニ開拓スルコト
8 小工業者及其ノ被備者ノ生活ヲ保障スルト共ニ其ノ生業ヲ保護シ轉業ヲ指導スル爲メ社會立法ヲ單獨法規トシテ次期帝國議會ニ提出スルコト右及質問候也
昭和十三年三月二十五日
內閣總理大臣 公府近衛 文磨
衆議院議長 小山松壽 啓
衆議院議員 松永義雄君外一名提出小工業者ノ窮境打開ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候
衆議院議員 松永義雄君外一名ヨリ提出ノ小工業者ノ窮境打開ニ關スル質問ニ對スル答辯書
一、ニ關シテハ
各種輸入原料ノ供給不足ニ因リ此等原料ノ大工業者ニ偏在スルコトヲ防止スル爲メ工業者ノ原料使用數量ノ制限ヲ爲シ其ノ制限ノ基準ハ大體過去ノ實績ニ依ルコトトナリ居レリ然レドモ大小ノ工業者ニ付一律ニ之ヲ制限スルトキハ小工業ハ特ニ企業經營上ノ困難ヲ感スル懼アルヲ以テ各統制團體ニ對シ小工業ニ付テハ企業維持ニ必要ナル數量ノ割當ヲ爲ス様指導監督ヲ爲シツツアリ尙配給機構改善ノ必要ハ充分之ヲ認ムルモ此ノ際一律ニ從來ノ機構ニ變改ヲ加フルトキハ却テ經濟界ノ混亂ヲ來ス惧アルヲ以テ轉換期ニ發生セ

テ茲ニ左記要旨ノ質問ヲ提出シテ政府ノ答辯ヲ求ムルト共ニ小工業ノ窮境ニ對スル遠カラナル策ノ樹立及之カ實施ヲ要望スルモノナリ

一 政府ハ所謂「實業主義」ニ依ル原料配給割當ノ制度ヲ是正スル意思ナキヤ若シ是正スルトモハ具體的ニ如何ナル方法ヲ採用スル方針ナリヤ全國的ニ公益ヲ主眼トスル原料配給機構ヲ確立スル意思ナキヤ

現在政府ノ統制下ニ在ル原料(原料用製品ヲ含ム)ノ配給ハ過去一定期間ノ使用量ヲ基準トシ其ノ一定割合ニ相當スル量ヲ割當テル方法ニ依ルモノナルモ此ノ方法ハ其ノ運用上少カラズ弊害ヲ伴ヒ國民經濟ノ健全ナル發達上頗ル憂慮スヘキ事態ヲ生スルハ必然ナリ

例ヘハ埼玉縣川口町、群馬縣館林町、栃木縣佐野町等ニ於テハ資力大ナルニ任セテ多量ノ恩恵購入ヲ行ヒタル者若ハ資力以上ノ購入ヲ爲シ其ノ代金未拂ノ爲多額ノ負債ヲ殘シ居ル者カ實績主義ニ基テ割當制ノ結果自己ノ實績以上ニ多額ノ割當ヲ獲得シ之ヲ原料不足ニ困窮スル他ノ小工業者ニ轉賣シ以テ不勞利得ヲ占メツツアル事例少カラズ又中ニハ所謂自治的統制ヲ託サレタル原料配給業者カ未拂代金回收ノ爲債務者タル原料需用者ニ或ル「プレミア」ムヲ附シテ配給ヲ爲シ以テ相當多額ノ不良貸ヲ回收セル事例モアリ此ノ種

ノ事例ハ全國ヲ通シテ枚擧ニ遑アラズ其ノ爲從來健康ニ事業ヲ營ミ來タル小工業者ヲ却テ原料難ニ備ミ其ノ前途不安ニ妨損スルカ如キ奇現象ヲ呈セリ新ノ如キ實績ニ對シテ政府ハ如何ナル是正策ヲ有スルヤ

本員等ノ見解ヲ以テスレハ原料トシテノ效率低キ屑鐵カ効率高キ鉄鋼ノ二倍ニ達スル價格ヲ示シツツアルカ如キ事實ハ我カ國製鋼設備ノ事情ニ因ルモ主トシテ配給機構ノ不備ニ基因スルモノト思料ス自治的統制ノ名ニ依ル營利主義的配給組織ノ存續カ斯ル不合理ナル現象ヲ露シ優良且ツ健康ナル小工業者ニ不當ナル打撃ヲ與ヘツツアル根本ノ原因ナリト考ヘタルヲ得ス政府ハ今後非營利主義ニ基テ原料配給ノ機構ヲ確立シ以テ彼上ノ如キ弊害ヲ根絶スルト共ニ小工業者ノ原料難ヲ打開スル意思ナキヤ若シ對策アラハ之ヲ具體的ニ示サレムコトヲ要望ス

二 政府ハ目下深淵ナル原料不足ニ備ミツツアル小工業者ノ實情ニ對シ左ノ如キ方針ニ基テ保護、指導策ヲ講スル意思ナキヤ
1 工程簡單ナル軍需用品ノ製造ヲ小工業者ニ優先引受セシムルコト例ヘハ帆布ノ如キヲ小規模機械業者ノ一手引受ト爲スコト
2 軍需工業下請制度ヲ改善シ既存ノ下請業者ヲ保護スルト共ニ小工業者

カ之ニ轉業シ得ル道ヲ積極的ニ開拓スルコト
8 小工業者及其ノ被備者ノ生活ヲ保障スルト共ニ其ノ生業ヲ保護シ轉業ヲ指導スル爲メ社會立法ヲ單獨法規トシテ次期帝國議會ニ提出スルコト右及質問候也
昭和十三年三月二十五日
內閣總理大臣 公府近衛 文磨
衆議院議長 小山松壽 啓
衆議院議員 松永義雄君外一名提出小工業者ノ窮境打開ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候
衆議院議員 松永義雄君外一名ヨリ提出ノ小工業者ノ窮境打開ニ關スル質問ニ對スル答辯書
一、ニ關シテハ
各種輸入原料ノ供給不足ニ因リ此等原料ノ大工業者ニ偏在スルコトヲ防止スル爲メ工業者ノ原料使用數量ノ制限ヲ爲シ其ノ制限ノ基準ハ大體過去ノ實績ニ依ルコトトナリ居レリ然レドモ大小ノ工業者ニ付一律ニ之ヲ制限スルトキハ小工業ハ特ニ企業經營上ノ困難ヲ感スル懼アルヲ以テ各統制團體ニ對シ小工業ニ付テハ企業維持ニ必要ナル數量ノ割當ヲ爲ス様指導監督ヲ爲シツツアリ尙配給機構改善ノ必要ハ充分之ヲ認ムルモ此ノ際一律ニ從來ノ機構ニ變改ヲ加フルトキハ却テ經濟界ノ混亂ヲ來ス惧アルヲ以テ轉換期ニ發生セ

ル當面ノ弊害ハ種々方法ヲ講ジテ之ヲ除去スルコトトシ更ニ必要アルニ於テハ機構ノ改善ニ付テモ充分考慮セントス
二、ニ關シテハ
軍需品ヲ優先的ニ小工業者ニ受託セシムルコトハ工場ノ設備、製品ノ規格等ヨリシテ一律ニ實行スルコト困難ナルモ可及的ニ質問ノ主意ニ添ハントス
軍需工業ノ下請ニ付テハ豫テ經費ヲ支出シテ指導助成ニ努メツツアル處尙尙増スル軍需ニ對シ他方中小工業ヲ振興スル爲メ平和産業タル中小工業ノ軍需産業ヘノ轉換ヲ指導轉換スルタメ十三年以降ニ於テ必要ナル經費ヲ計上シ施設ノ徹底ヲ期セントス

中小工業ノ振興ニ付テハ從來全般的ニ各種振興策ヲ實施シツツアルノ外前述ノ如ク時局ニ對シテ應ズル施設ヲモ講ジツ、アルモ中小工業ノ國內産業ニ於テ占ムル重要ナル地位ニ鑑ミ今後之ガ振興ニ付テハ高全ヲ期セントス尙小工業者並ニ其ノ被備者ニシテ他ノ職業ノ被備者クラントスル者ニ對シテハ職業紹介所並ニ職業補導施設ヲ通ジ之ガ轉職ヲ圓滑ナラシムルニ努メントス
昭和十三年三月二十五日

右及答辯候也
昭和十三年三月二十五日
農工大臣 吉野 信次
陸軍大臣 杉山 元
海軍大臣 米内 光政
厚生大臣 候爵木戸 幸一

東京市小河内貯水池築設ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也
昭和十三年三月十九日

提出者 瀧澤 七郎

東京市小河内貯水池築設ニ關スル質問主意書
東京市小河内貯水池築設ニ關シ左記ノ通質問ス

抑、東京市ノ小河内貯水池築設案ハ昭和四年度ニ於ケル配水ヲ基準トシ村山、山口兩貯水池ノミヲ以テ同年度以上ノ給水ヲ得ルハ困難ナリトノ見地ヨリ別ニ一大貯水池ヲ築設スル必要アリトシテ立案セラルタルモノナリ而シテ之ニ要スル費用ハ無慮四千八百七十萬圓ノ巨額ニ及ヒ十一箇年計畫ヲ以テ最優良ノ多摩川水系ノ水ヲ全部利用シ以テ一日九十萬六千噸ノ給水ヲ得ムトノ計畫ナリ而シテ右ノ案ハ昭和七年東京市會ヲ通過シタルモノナルカ其ノ後水ノ利用率著シク増加シタルヲ以テ東京市水道局ニ於テモ非常給水ト稱シ銳意通水ニ努メタル結果昭和四年度ニ於テ一日ノ給水量四十八萬七千二百二十五噸ト爲リタルカ年ト共ニ増加シ昭和十一年度ニ於テハ七十八萬五千餘噸、同十二年度ニ於テハ八萬水ニ惠マレトハ謂ヘ八十三萬五千餘噸ノ給水可能ト爲レリ而シテ斯ノ如キハ市當局カ年々非常給水ト稱

市ヲ督勵シ善處セラレムコトヲ希望ス
右及質問候也

昭和十三年三月二十五日

内閣總理大臣 公府近衛 文麿

衆議院議長小山松壽殿
衆議院議員瀧澤七郎君提出東京市小河内貯水池築設ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員瀧澤七郎君提出東京市小河内貯水池築設ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一 小河内貯水池及其ノ關係工作物ノ新築案ハ之ヲ爲スコトニ依リ東京市舊市部羽村系水道ノ給水能力ヲ多摩川最濁水ノ場合ニ於テ一日最大約四十二萬五千立方メートル増加スベキ計畫ノ下ニ事業認可ヲ與ヘタルモノニシテ東京市水道ノ給水ノ實情及其ノ將來ヲ省察シ時宜ニ即シタル事業ナリト思料セラレ

昭和十三年三月二十五日

厚生大臣 侯爵木戸 幸一
内務大臣 末次 信正

全購聯賣藥ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
昭和十三年三月十九日

提出者 清水留三郎

全購聯賣藥ニ關スル質問主意書

一 昭和十三年二月二十八日提出セル賣藥制度ニ關スル本員ノ再質問ニ對シ政府ハ三月十五日其ノ答辯書ヲ寄セラレタルガ全購聯賣藥製造工場ノ位置トシテ「大阪市東淀川區下新庄町六八五ノ七參天堂株式會社」ト記載セラレタリ然ラバ工場法ニ依リ該工場ノ管理人ハ何人ナルヤ

四 一般賣藥業者ガ全購聯賣藥ノ方法ニ依リ賣藥ヲ調製スル場合賣藥法ニ概關スルモノト認メザルヤ

五 第三問ノ全購聯賣藥ノ行為ガ賣藥法ニ概關スルモノナリトセバ政府ハ之ニ對シ如何ナル處置ニ出ヅル方針ナリヤ

六 全購聯賣藥ニシテ警視廳ヨリ發賣免許ヲ受ケ居ル分ハ警視廳管轄區域内ニ於テ調製シツツアリヤ若シアリトセバ其ノ製造工場ノ位置ヲ明記セラレタシ前記賣藥モ他ノ賣藥同様大阪ノ參天堂株式會社工場ニ於テ調製シツツアリトセバ大阪府ニ其ノ届出アリヤ若シ届出アリトセバ其ノ届出年月日ヲ承リタシ右及質問候也

昭和十三年三月二十五日

内閣總理大臣 公府近衛 文麿

衆議院議長小山松壽殿

衆議院議員清水留三郎君提出全購聯賣藥ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員清水留三郎君提出全購聯賣藥ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

一 大阪市東淀川區下新庄町六八五ノ七參天堂株式會社ノ工場管理人ハ水木博男ナリ

二 工場主ハ參天堂株式會社ナリ
三 他人ノ有スル人的、物的設備ヲ使用シテ賣藥調製ヲナス場合ニ於テモ自己

ガ原料ノ選擇、精選、調製、配合及包裝等ニ及リ全面的ニ自ら指揮監督ノ下ニ之ヲ行フモノナルヲ以テ委託製造トハ認メス

金錢支拂方法ハ全購聯賣藥株式會社トノ契約ノ條件ニ基クモノニシテ委託製造ナルヤ否ヤヲ認定スル標準トハナシ難シ

四 前項ノ方法ニ依リ賣藥ヲ調製スルニ於テハ賣藥法ニ概關スルモノト認メス

五 第三問ノ全購聯賣藥ノ賣藥調製行為ハ賣藥法ニ概關スルモノト認メス

昭和十三年三月二十五日

農林大臣 伯爵有馬 頼章
厚生大臣 侯爵木戸 幸一

○議長(小山松壽) 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス、此際新ニ議席ニ著カレマシタ議員ヲ御紹介致シマス、第二百七番高知縣第一區選出議員淺井茂猪君

○議長(小山松壽) 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス、此際新ニ議席ニ著カレマシタ議員ヲ御紹介致シマス、第二百七番高知縣第一區選出議員淺井茂猪君

(淺井茂猪君起立)

(拍手起立)

○議長(小山松壽) 貴族院ヨリ、電力管理法案、日本發送電株式會社法案、電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律案及ビ電氣

電力管理法案(政府提出、貴族院回付)
電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律案(政府提出、貴族院回付)
電氣事業法中改正法律案(政府提出、貴族院回付)

事業法中改正法律案ガ回付セラレマシタ、此際議事日程ヲ變更シテ、右回付案ヲ一括議題ト爲スニ御異議アリマセスカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認ママス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、電力管理法案、貴族院回付案、日本發送電株式會社法案、貴族院回付案、電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律案、貴族院回付案、電氣事業法中改正法律案、貴族院回付案、右四案ヲ一括シテ議題ト致シマス、討論ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——多田滿長君

電力管理法案(政府提出、貴族院回付)
電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律案(政府提出、貴族院回付)
電氣事業法中改正法律案(政府提出、貴族院回付)

電力管理法案(小字及——ハ貴族院修正)
電力管理法

電力管理法案(小字及——ハ貴族院修正)

昭和十三年三月二十五日

農林大臣 伯爵有馬 頼章
厚生大臣 侯爵木戸 幸一

電力管理法案(小字及——ハ貴族院修正)
電力管理法

電力管理法案(小字及——ハ貴族院修正)

電力管理法

電力管理法案(小字及——ハ貴族院修正)
電力管理法

電力管理法案(小字及——ハ貴族院修正)
電力管理法

電力管理法案(小字及——ハ貴族院修正)
電力管理法

供スル電氣ノ發電及送電ニシテ勅令ニ別段ノ定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 本法ニ依リ管理スル發電及送電中勅令ヲ以テ定ムル電力設備ニ依リ發電及送電ハ日本發送電株式會社法ノ定ムル所ニ依リ日本發送電株式會社法ヲシテ之ヲ行ハシム

第三條 政府ハ日本發送電株式會社ノ電力設備ノ建設又ハ變更ノ計畫及電力料金其ノ他ノ電力供給ニ關スル重要事項ヲ決定ス

第四條 政府ハ其ノ管理ニ屬スル發電又ハ送電ヲ爲ス者ニ對シテハ發電又ハ送電ノ方法ニ關シ管理上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第五條 發電及送電ノ豫定計畫、電力料金其ノ他政府ノ管理ニ屬スル發電及送電ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲電氣審議會ヲ置ク

第六條 第四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ

電力管理法案(小字及——ハ貴族院修正)
電力管理法

電力管理法案(小字及——ハ貴族院修正)
電力管理法

電力管理法案(小字及——ハ貴族院修正)
電力管理法

法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前條ノ違反
行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スル
ノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前條ノ罰
金刑ヲ科ス

附則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付命令ヲ以テ之
ヲ定ム

第二條ノ規定施行ノ際現ニ第二條ニ定ム
ル發電又ハ送電ヲ爲スコトヲ得ル者ハ命
令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内仍從前ノ例
ニ依リ發電又ハ送電ヲ爲スコトヲ得
日本發送電株式會社方第二條ノ規定ニ依
リ發電又ハ送電ヲ行フ場合ニ於テ。第二
力供給ノ契約ニシテ
條ノ規定施行ノ際現ニ存スル電力供給ノ
契約ハ日本發送電株式會社之ヲ繼承ス

日本發送電株式會社法案
(小字及一ハ貴族院修正)

第一章 總則

第一條 日本發送電株式會社ハ電力設備
及其ノ附屬設備ヲ爲シ政府ノ管理ニ屬
スル發電及送電ヲ行フコトヲ目的トス
ル株式會社トス
日本發送電株式會社ハ主務大臣ノ命令
ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ受ケ前項ニ定ム
ルモノノ外附帶業務ヲ營ムコトヲ得
第二條 日本發送電株式會社ノ存立期間
ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ主
務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコト

第三條 日本發送電株式會社ノ株式ハ記
名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又
ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務
ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半
額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若
ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ
所有スルコトヲ得

第九條 出資ノ目的タル設備ノ價格ハ左
ノ各號ノ金額ノ和ノ二分ノ一ニ相當ス
ル金額ニ依リ之ヲ算定ス
一 當該設備ノ建設費ヨリ減價銷却金
額ヲ控除シタル金額
二 當該設備所有者ノ過去三年間ニ於
ケル建設費ニ對シテ利益金ノ平均割合
ヲ出資設備ノ建設費ニ乘ジタル金額
ヲ一定ノ利率ヲ以テ還元シタル金額
前項ノ建設費、減價銷却金額及利益金ハ
電力評價審査委員會ノ議ヲ經テ主務大
臣之ヲ決定ス

第十二條 出資ノ目的タル設備ハ日本發送
電株式會社ノ成立又ハ増資ノ日ニ於テ
日本發送電株式會社ニ出資セラレタル
モノト看做ス

主務大臣第二項又ハ第三項ノ規定ニ依
リ裁定又ハ認可ヲ爲シトスルトキハ
電力評價審査委員會ノ議ヲ經ベシ
第十五條 電力設備及其ノ附屬設備ヲ出
資シタル者ハ日本發送電株式會社ニ對
シ出資ノ日ヨリ三年間ヲ限リ其ノ出資
ニ對シ與ヘラレタル株式ヲ勅令ノ定ム
ル所ニ依リ其ノ額面金額ヲ以テ買入ル
ルコトヲ請求スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ日本發送電株式會
社ハ一時其ノ株式ヲ取得スルコトヲ得
第一項ノ買入代價ニ付テハ出資者ノ同
意アル場合ニ於テハ日本發送電株式會
社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ發行ニ
係リ政府ノ支拂保證アル社債券ヲ以テ
之ヲ交付スルコトヲ得其ノ社債券ノ發
行ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ定メ爲スコト
ヲ得

第十八條 日本發送電株式會社ニ總裁副
總裁各一人、理事五人以上及監事三人
以上ヲ置ク
第十九條 總裁ハ日本發送電株式會社ヲ
代表シ其ノ業務ヲ總理ス
副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務
ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ
行フ
副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ定款ノ定
ムル所ニ從ヒ日本發送電株式會社ノ業
務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス
監事ハ日本發送電株式會社ノ業務ヲ監
査ス

第二十四條 日本發送電株式會社ハ電力
管理法第三條ノ建設又ハ變更ノ計畫ニ
從ヒ主務大臣ノ命令ニ依リ電力設
備及其ノ附屬設備ノ建設又ハ變更ヲ爲
スコトヲ得
前項ノ命令ヲ爲ス場合ニ於テ必要アル
トキハ發電ノ爲ニスル河川、湖若ハ沼
ノ使用ニ關スル許可又ハ電力設備ノ施
設ニ關スル許可若ハ認可ハ當該許可又
ハ認可ヲ爲シタル行政官廳ニ於テ之ガ
取消ヲ爲シ若ハ其ノ條件ヲ變更シ又ハ
當該既設工作物ノ變更若ハ除却ヲ命ズ
ルモノトス

第二十六條 日本發送電株式會社ノ爲シ
タル電力設備及其ノ附屬設備ノ建設又
ハ變更ニ因リ著シク利益ヲ受ケル電力
設備ノ所有者ハ利益ヲ受ケル限度ニ於
テ當該建設又ハ變更ニ關スル工事ノ費
用ノ一部ヲ負擔スベシ
第二十七條 第十四條第二項及第四項ノ
規定ハ第二十五條ノ補償又ハ前條ノ負
擔ニ付テ之ヲ準用ス

拂込株金額又ハ増資拂込株金額ノ千分ノ一

二 第四條、第八條又ハ第十四條ニ規定スル出資又ハ買収ニ基ク不動産ニ關スル權利ノ取得

北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ日本發送電株式會社ニ對シテ前項ニ規定スル不動産ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第三十二條 日本發送電株式會社ハ初年度及爾後十年間ヲ限リ所得稅及營業收益稅ヲ免除ス但シ所得稅及營業收益稅ノ地方稅ノ賦課ニ付テハ之ヲ免除セザルモノト看做ス

前項但書ノ規定ニ依リ所得稅又ハ營業收益稅ガ免除セラレザルモノト看做サル場合ニ於ケル地方稅ノ賦課ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 日本發送電株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達セザルトキ(利益金額ナキトキ及缺損ヲ生ジタルトキヲ含ム)ハ政府ハ初年度及爾後十年間ヲ限リ之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ前項ノ規定ニ依リ補給金ノ償還ニ充ツベシ

日本發送電株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額(前項ノ規定ニ依リ償還金額ヲ含マズ)ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ二分ノ一以上ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ

前項ノ規定ニ依リ積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依リ補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第六章 監督及義務

第三十三條 政府ハ日本發送電株式會社ノ業務ヲ監督ス

第三十四條 定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併及解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第三十五條 日本發送電株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ電力設備若ハ其ノ附屬設備ヲ讓渡シ又ハ當該設備ヲ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ第二章ノ規定ニ依ル場合ヲ除キ電力設備又ハ其ノ附屬設備ノ取得ニ付亦同ジ

第三十六條 主務大臣ハ日本發送電株式會社ノ監理官ヲ置キ日本發送電株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第三十七條 日本發送電株式會社監理官ハ何時ニテモ日本發送電株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ檢査スルコトヲ得

日本發送電株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ日本發送電株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本發送電株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十八條 主務大臣ハ日本發送電株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第七章 罰則

第三十九條 日本發送電株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ許可又ハ認可ヲ受ケザルトキ

事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ許可又ハ認可ヲ受ケザルトキ

二 本法ニ基キテ爲ス命令ニ違反シタルトキ

第四十條 日本發送電株式會社ノ總裁、副總裁又ハ理事第二十一條ノ規定ニ違反シ他ノ職務又ハ商業ニ從事シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第四十一條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ付テ之ヲ準用ス

第四十二條 出資ノ目的タル設備ノ所有者第六條ノ規定ニ違反シ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ電力設備又ハ其ノ附屬設備ノ現狀ヲ變更シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

出資ノ目的タル設備ノ所有者ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シテ前項ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第一項ノ罰則ハ當該所有者法人ナルトキハ取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル者ニ對シテ亦同ジ

會社總裁ニ引渡スベシ

電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律案

第一條 工場財團ニ屬スルモノハ日本發送電株式會社法第十二條及第十六條ノ規定ニ依リ日本發送電株式會社ノ設立又ハ増資ノ日ニ於テ同會社ニ移轉シタル後ト雖モ仍其ノ工場財團ニ屬スルモノトス

前項ノ場合ニ於ケル登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 日本發送電株式會社法第四條ノ規定ニ基キ工場財團ニ屬スル電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者ハ第四條第一項ノ規定ニ依リ支拂義務ノ承擔アリタル場合ヲ除ク外日本發送電株式會社ガ擔當權實行ニ因リ受クルコトアルベキ損失ノ補償ニ充ツル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ擔保ヲ供託スベシ

前項ノ規定ニ依リ日本發送電株式會社ハ前項ノ規定ニ依リ供託セラレタルモノニ質權ヲ有ス

第三條 前條第一項ノ出資者ガ出資設備ヲ擔保トスル社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

日本發送電株式會社前項ノ規定ニ依リ社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

日本發送電株式會社前項ノ規定ニ依リ社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

日本發送電株式會社前項ノ規定ニ依リ社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

日本發送電株式會社前項ノ規定ニ依リ社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

日本發送電株式會社前項ノ規定ニ依リ社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

日本發送電株式會社前項ノ規定ニ依リ社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

日本發送電株式會社前項ノ規定ニ依リ社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第四十八條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百六條第二項第一號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第四十九條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ其ノ檢査ヲ受クベシ

設立委員ハ前項ノ檢査ヲ受ケタル後遲滞ナク第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第五十條 前條ノ拂込アリタル後設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ

第五十一條 創立總會ノ決議ハ出席シタル株式引受人ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第五十二條 創立總會ニ於テハ第二十條ノ規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ選任ヲ行フベシ

第五十三條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本發送電株式會社ニ引渡スベシ

株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

資者ニ對シ日本發送電株式會社法第十條第一項ノ規定ニ依リテ爲ス株式ノ制當ハ出資設備ノ價格ヨリ社債ノ承繼價格ヲ控除シタル金額ニ依ル

第五條 政府ハ前條第一項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本發送電株式會社ヲシテ第二條第一項ノ工場財團ニ屬スル殘存電力設備及其ノ附屬設備ヲ買収セシムルコトヲ得

日本發送電株式會社法第十四條第二項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ於ケル買収價格其ノ他ノ買収ノ條件ニ付之ヲ準用ス

第一條及日本發送電株式會社法第三十一條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條 日本發送電株式會社ハ命令ノ定ムルモノヲ除ク外前條及日本發送電株式會社法第四條ノ規定ニ基キ移轉セラレタル電力設備及其ノ附屬設備ヲ擔保トスル社債ニ關シ原契約上課セラレタル負擔及制限ヲ承繼ス

第七條 日本發送電株式會社法第四條ノ規定ニ基キ電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者ハ其ノ社債ニ關スル契約

ニ拘ラズ電力管理法、日本發送電株式會社法又ハ本法ニ依ル資産ニ關シテノ變動ヲ理由トシテ其ノ社債ノ元利支拂ニ付期限ノ利益ヲ失フコトナシ

合ニ於テ之ニ應ズルコトヲ得

前項ノ規定ハ日本發送電株式會社法第四條第一項ノ規定ニ依リ支拂義務ヲ承繼シタル場合ニ同會社ニ付之ヲ準用ス

第八條 第四條第一項ノ規定ニ依リ支拂義務ヲ承繼アリタル場合ヲ除キ政府ハ第六條ノ社債ノ元利支拂ニ付日本發送電株式會社ヲシテ、勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ得

政府ハ第六條ノ社債ノ元利支拂ニ付勅令ノ政府ハ第四條第一項ノ規定ニ依リ日本發送電株式會社ヲ支拂義務ヲ承繼シタル社債ノ元利支拂ニ付保證ヲ爲スコトヲ得前項ノ保證債務ニ付亦同ジ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

電氣事業法中改正法律案 (一) 貴族院修正

電氣事業法中左ノ通改正ス

第二十三條第二項中「業務並ニ」ノ下ニ「利益金ノ總欠、減價銷却其ノ他」ヲ、

「改善」ノ下ニ、「供給ノ擴充」ヲ加フ

第二十四條第一項中「電氣ノ流用」ノ下ニ「若ハ託送」ヲ加フ

第二十六條ノ二 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムル場合ニ於テハ電氣ノ普及、料金ノ均衡其ノ他供給業務ノ改善ヲ圖ル爲メ第一號又ハ第三號ノ電氣事業者ニ對シ電氣事業ノ全部又ハ一部ノ讓渡ヲ命ズルコトヲ得

第二十九條第四項及第五項ノ規定ハ前項ノ命令ニ依ル讓渡ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第二十七條第四號ヲ第五號トシ第三號ヲ第四號トシ同條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三 電氣設備ガ日本發送電株式會社法第四條ニ規定スル出資ニ因リ日本發送電株式會社ノ所有ニ歸シタルトキ

第三十二條第一項中「第二十四條第一項」ノ下ニ、「第二十六條ノ二」ヲ加フ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○多田清長君 簡單デアリマスカラ自席カラ發言ノ御許ヲ願ヒマス

○議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス

○多田清長君 私人政黨ヲ代表シテ、電力管理法案外三件ニ對スル貴族院ノ修正ニ對シテハ、直チニ同意ヲ致シ敬ネマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 牧野良三君

○牧野良三君 自席カラ御許ヲ願ヒマス

○議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス

○牧野良三君 私人政黨ヲ代表シテ意見ヲ表示致シマス、電力管理法案外三件ニ對スル貴族院ノ修正ニ對シテハ、本院ノ院議ヲ尊重シ、不同意ヲ表明致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 窪井義道君

〔農地法案ハドウシタ〕「黙レ」ト呼ビ

其他發言スル者多シ

○議長(小山松壽君) 靜肅ニ願ヒマス

○窪井義道君 自席ヨリ御許ヲ願ヒマス

○議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス

○窪井義道君 貴族院ヨリ回付セラレタル電力管理法案外三件ニ對シマス、第一議員俱樂部ノ態度ヲ表明致シマス、吾々ハ電力管理法案外三件ガ本院ニ於テ審議サレルニ當リマシテ、現下内外ノ情勢ニ鑑ミマシテ、本案ノ成立ヲ希望シテ居ラ者デアリマス、唯一點修正ヲ致シマシテ、即チ配當補給ノ點ヲ配當保證ニ修正致シテノデアリマス、然ルニ貴族院ノ修正案ヲ見マス、我ガ俱樂部ノ修正案ニ接近シテ居リ、且ツ妥當ナルモノト吾々ハ認ムルノデアリマス、隨テ私共ハ本案ノ成立ヲ衷心ヨリ期待致ス意味ニ於テ、本院ノ修正案ニ反對シ、貴族

院ノ修正案ニ賛成スル者デアリマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 三宅正一君

○三宅正一君 自席カラ御許ヲ願ヒマス

○議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス

○三宅正一君 私人政黨代表致シマシテ、貴族院カラ回付致シマシテ修正案ニ對シマシテ之ヲ吞ムベシト云フ意見ヲ表明致シマス

〔貴族院ニ祭リ上ゲ〕ト呼ビ其他發言スル者多シ

○議長(小山松壽君) 靜肅ニ願ヒマス

○三宅正一君(續) 貴族院ヨリ回付サレマシテ修正案ハ、本院ガ致シマシテ修正ニ更ニ修正ヲシテ居リマスレドモ、吾々ハ貴族院ノ修正案ノ中ニ於キマシテ、衆議院ガ修正致シマシテ點ヨリモ、適ニ便レタ點ガ多クアルノヲ認ムルノデアリマス、其主ナルモノニ付テ申上ゲマスルナラバ……

〔ソレハ黨利黨略ダ〕ト呼ビ其他發言スル者多シ

○議長(小山松壽君) 靜肅ニ願ヒマス

○三宅正一君(續) 第九條第一項ノ第二號ニ於キマシテ、會社ノ収益率ヲ計リマスルノニ、衆議院ノ修正案ハ、過去三箇年ノ成績ヲ以テテラウト云フノデアリマシテ、「インフレ」時代ノ好景氣ノ時ノ水膨レヲ以テ評價セントスル案ニ對シマシテ、之ヲ過去五箇年ト改メマシタ點ハ、評價ノ公正ノ點

ニ於テ、衆議院ノ修正ヨリハ適ニ優テ居ルト思フノデアリマス(拍手)更ニ貴族院ノ修正案ニ於キマシテ、衆議院ノ修正ヨリ適ニ優テ居ル一番大キナ點ハ……

〔何ヲ言フ〕ト呼ビ其他發言スル者多シ

○議長(小山松壽君) 靜肅ニ願ヒマス

○三宅正一君(續) 發言ノ許可ヲ求メマス(拍手)頭張レト呼ビ其他發言スル者多シ

〔三宅正一君發言〕

○議長(小山松壽君) 靜肅ニ願ヒマス

○三宅正一君 三宅君一寸御待テ下サイ、近衛内閣總理大臣ヨリ詔書ヲ傳達セラレマシタ、茲ニ採議致シマス、諸君ノ御起立ヲ望ミマス

〔議員起立〕

朕三月二十六日迄一日間帝國議會會期ノ延長ヲ命ズ

昭和十三年三月二十五日

〔議員敬禮〕

○議長(小山松壽君) 諸君ニ一言致シマス、オ五ニ私語ヲシナイヤウニ御注意ヲ願ヒマス

○三宅正一君(續) 更ニ衆議院ノ修正致シ

マシタル案ト、貴族院ガ修正シテ回付致シマシタル案ト比較シマスルノニ、私ハ本日……

〔衆議院ノ方ガ良イ〕ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 靜肅ニ願ヒマス

○三宅正一君(續) 私ハ長ク比較論ヲヤラウト考ヘマセスケレドモ、彌次ラレマスルナラバ、何時間デモヤリマスカラ、其御積リデ居ラテ戴キタイ……

〔ヤレ〕「ヤレ」見ロト呼ビ其他發言スル者多シ

○議長(小山松壽君) 三宅君——三宅君——三宅君ニ御注意致シマス、私語ヲセラレヌヤウニ御注意ヲ願ヒマス

○三宅正一君(續) 衆議院ノ修正致シマシタル案ト、貴族院ノ修正致シマシテ回付致シマシタル案トニ於キマシテ、最も重大ナル一點ガ何處ニアルカト申シマスルナラバ、第十五條第一項ノ修正デゴザイマス、即チ衆議院ノ修正案ニ對シマシテ、貴族院ハ、第十五條第一項中「勅令ノ定ムル所ニ依リ」ト云フ所ヲ削リテ居リ、同條第三項中ニ於キマシテ、「出資者ノ同意アル場合ニ於テハ」ト云フコトヲ削リテ居ルノデアリマス、即チ此會社ガ現物出資ニ對シテ株式ヲ交付スル、其場合買入ノ要求ヲ致シマスレバ、現金カ若クハ社債ヲ交付スルト云フ政府ノ原案ニ對シマシテ、衆議院ハ同意アル場合ニノミ社債ヲ交付スルコトガ出來ルト

云フ修正ヲシテ居リマスルカラシテ、實際ニ於キマシテハ、八億ノ發送電會社ノ資本金ノ中、四億ハ政府ガ現金ヲ出サナレバ、ナラナイト云フ修正ガ衆議院ノ修正デアラソレハ本案ヲ事實ニ於テ成立不可能ナラシメル所ノ案デアルト云フコトヲ、私共ハ此前提ニ於テ指摘シタ(拍手)「ノー」然ルニ貴族院ニ於キマシテハ、此現金ヲ交付スルト云フ條項ニ付テ「出資者ノ同意アル場合ニ於テハ」ト云フ文字ヲ削リマシタガ故ニ、政府ハ今日戰時多端ノ際ニ、公債等ノ發行ニ依テテ金ヲ此方ニ廻ス難ク免レタト云フ點ニ於キマシテ、私ハ衆議院ノ修正ト比ベマシテ、此一點ダケハ何ト云フデモ、本案ヲ活カサウト思フナラバ、格段ナル良キ修正デアルト云フコトヲ感ゼザルヲ得ナイノデアリマス(ノー)「拍手」私ハ多クノ點ニ於テ今晚述べヨウトハ考ヘナイケレドモ、少クとも評價ノ利益率ヲ儲テ居ル時ノ三年ダケニシヨウト云フコトヲ、五年ニ變更シ、更ニ此現金ヲ渡サナレバナラナイト云フ條項ヲ、社債ヲ以テ爲シ得ルト云フコトニ致シマシタ一點ニ於キマシテハ、私共ハ本案ノ根幹ニ及ブガ如キ良キ修正ヲ貴族院ガヤツクノデアルト云フコトヲ認メザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)諸君、貴族院ハ農地調整法ニ於キマシテ……

〔發言スル者多シ〕

○議長(小山松壽) 靜肅ニ願ヒマス
○三宅正一君(續) 調整法ニ於キマシテ、耕作者ノ利益ヲ圖ル爲メト云フ前ニ、土地所有者ノ利益ヲ圖リ、安定ヲ圖ルト云フコトヲ言ウテ居ラトデアルガ、我が衆議院ハ此地主ノ利益ヲ圖ル改悪修正案ニ同意ヲ表明シテ置イテ、電力法案ヲ修正シタノニ不同意ヲ表明スルト云フガ如キハ、私共ハ斷乎トシテ議會ノ權威ノ爲ニ之ニ反對セザルヲ得ナイノデゴザイマス(拍手)

(發言スル者多シ)

○議長(小山松壽) 靜肅ニ願ヒマス
○三宅正一君(續) 地主ノ爲ニナル所ノ惡イ修正ニハ同意ヲ與ヘ、國家ノ利益ニナリ、民衆ノ利益ニナル所ノ修正ニハ不同意ヲ與ヘルト云フガ如キ、首尾一貫セザル態度コソハ、議會ノ自殺ナリト私ハ斷ゼザルヲ得ナイノデゴザイマス(拍手)吾々ハアノ農地調整法案ノ地主的改悪ヲ吞込メシトシ、且ノ太イ諸君ハ、宜シク此改善サレマシタ案ヲ吞込ムコトニ依ラテ、本案ヲ成立セシムルコトガ適切ナリト考ヘマシテ、私共ハ本案ハ貴族院ノ修正通り之ヲ吞込ムベシト云フ意見ヲ表明シテ、私ノ發言ヲ終リタイト思フノデアリマス
○議長(小山松壽) 是ニテ討論ハ結局致シマシタ、四案ヲ一括シテ採決致シマス、四案ノ貴族院ノ修正ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(發言スル者多シ)

○議長(小山松壽) 念ノ爲メモウ一度宣言ヲ致シマス、靜肅ニ願ヒマス、四案ノ貴族院ノ修正ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ求メマス(贊成者起立)
○議長(小山松壽) 起立少數(拍手)靜肅ニ願ヒマス—仍テ貴族院ノ修正ニ同意セザルコトニ決シマシタ(拍手)只今ノ議決ノ結果、四案ニ對スル貴族院ノ修正ニ對シ、議院法第五十五條ニ依リ兩院協議會ヲ開クコトヲ求メナケレバナリマセス、就キマシテハ協議委員ノ數ヲ定メ、及び其選舉ヲ行フ必要ガアリマス、仍テ協議委員ノ數及び其選舉方法ヲ議題ト致シマス

電力管理法外三件兩院協議委員ノ選舉

○服部信市君 兩院協議委員ノ數ハ十名トシ直チニ議長ニ於テ指名セラレントヲ望ミマス

(贊成ト呼フ者アリ)

○議長(小山松壽) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセスカ
(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(小山松壽) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、即チ協議委員ノ數ハ十名トシ、其選舉方法ハ議長ニ於テ之ヲ指名スルニ決シマシタ、直チニ指名致シマス

電力管理法外三件兩院協議委員

櫻内 幸雄君 依 孫一君
小川 太郎君 大 唯男君
櫻井 兵五郎君 大 喜六君
砂田 重政君 川島 正次郎君
清瀬 規矩雄君 志賀 和多利君

(拍手起ル)

只今指名致シマシタ協議委員諸君ハ、直チニ議長應接室ニ御參集ノ上、議長、副議長各一名ヲ互選セラレントヲ望ミマス、明二十六日午後一時ヨリ本會議ヲ開キマス、議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス
午後十一時一分散會

(參照)

一今二十五日參考トシテ政府ニ送付シタル請願書左ノ如シ
皇室經費増額ニ關スル請願 一通
皇宮造營ニ關スル請願 一通
穀類混砂摘糈禁止ノ請願 一通
岩井町營軌道買收ニ關スル請願 一通
東北北海道救濟施設確立ニ關スル請願 一通
中東北廳設置ニ關スル請願 一通
天照祭制定ノ請願 一通
靖國神社例祭日國祭日制定ノ請願 一通
國旗携行制度制定ニ關スル請願 一通
金國有ニ關スル法律制定ノ請願 一通
多摩川堤防ニ櫻樹移植ノ請願 一通

邊富内線東口分岐點ヲ御影驛ニ決定並

工事促進ニ關スル請願中東口分岐點ヲ御影驛ニ決定ノ點 一通
「ローマ」字教授ヲ小學校正科目ニ加フルノ請願 一通
「ローマ」字採用ニ關スル請願 一通

靖國神社參拜ノ戰公傷病死者遺族ニ鐵道船舶無賃乘車船許可ノ請願 一通
古事記正解ノ研究機關設置ノ請願 一通
二重橋前廣場ニ國旗掲揚柱建設ノ請願 一通
靖國神社國祭日制定ノ請願 一通
酒類釀造販賣及輸入禁止ノ請願 一通
貴衆兩院議員ノ有給市長兼職禁止ニ關スル請願 一通
土地貨賃價格ニ基ク小作料制定ノ請願 一通

邊富内線工事促進並東口分岐點ヲ清水驛ニ決定ノ請願中東口分岐點ヲ清水驛ニ決定ノ點 一通
農村負債三箇年支拂猶豫令實施ノ請願 一通
敬神崇祖ノ信仰涵養ノ爲天皇直屬ノ機關設置ノ請願 一通
矢島鐵道補償ニ關スル請願 一通
立春起點四週十三箇月曆表改正ニ關スル請願 一通
國旗製造販賣取締ニ關スル請願 一通

機船底曳網漁業免許取消延期ニ關スル請願 二通
「メートル」法應用新尺貫法實施ニ關スル請願 一通
族籍改稱ニ關スル請願 一通
無罪ノ裁判ニ對スル檢事ノ上訴廢止ノ請願 一通

衆議院議事速記第二十八號中正誤

頁 段 行 誤 正
六五六 二 二三 市町村ニ 於テハ 市町村ニ 於テハ

外十五名呈出 (紹介議員坂東幸太郎君)

右請願ノ要旨ハ現在帶動者ニ與ヘラルル禮遇及特權ハ勳六等以上ニ特ニ厚ク七等以下カ甚ダ冷遇セラルルハ洵ニ遺憾トスル所ナリ依テ勳七等以下モ勳六等ニ準スル様之カ優遇ノ方途ヲ講セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

請願特別報告第七號

意見書

請願文書表第六五號

恩給金積業者救濟ニ關スル請願 北海道小樽市眞榮町二十二番地有價證券買賣業佐々木市三郎外三十四名呈出 (紹介議員坂東幸太郎君)

同 第七四號

同上 北海道函館市大森町六十九番地西島儀助外三十七名呈出 (紹介議員坂東幸太郎君)

同 第七五號

同上 北海道旭川市七條通七丁目右六號貸家業武市民男外三十二名呈出 (紹介議員坂東幸太郎君)

右請願ノ要旨ハ政府ハ近ク恩給金庫法案ヲ議會ニ提出セラルルニ仄聞スルモ同法案ハ從來民間金融業者ノ受恩給者ニ對シテ貸付金ノ巨額性ヲ無視スル傾向強クシテナラス僅少ナル資金ト全國ヲ通シテ僅ニ六箇ノ過キナル貸付取扱所ノ設置トヲ以テ恩給受給者ノ窮狀ヲ打開セムトシカ如キ方策ハ社會ノ實情ニ即チシテ信用受者間ノ不利不便亦甚大ナルモノアリト信ス依テ恩給金庫制ノ立案ニ際シテハ民間金融業者ノ既存融通分ニ對シテハ適當ナル救済方法ヲ講セラレタシ且恩給金庫ノ代行機關性ヲ現存民間金融業者ニ賦與

セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

請願特別報告第八號

意見書

請願文書表第五一號

砂糖輸入稅撤廢ニ關スル請願 東京市本郷區駒込通分町五十三番地押川美香呈出 (紹介議員星島二郎君)

同 第五二號

右請願ノ要旨ハ近時砂糖ノ國內生産ハ既ニ過剩糖ヲ輸出スルノ盛況ニ在リテ各製糖會社ニ對シテ利潤ヲ獨占セシメ保護スルノ必要モナシト信ス依テ政府ハ砂糖ノ輸入稅ヲ撤廢セラレ糖價ヲ低下セシメ之カ消費ヲ易カラシメ以テ國民ノ營養向上ヲ圖ラレタシト謂フニ在リ

同 第五三號

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

請願特別報告第九號

意見書

請願文書表第六〇號

當麻村所在國有地ヲ永山、東旭川、當麻ノ各村ニ均分拂下ノ請願 北海道石狩國上川郡東旭川村長井原彦太郎外三名呈出 (紹介議員坂東幸太郎君)

請願特別報告第一五號

意見書

請願文書表第四號

國分村ヲ大和川改修工事施行區域ニ編入ノ請願 大阪府南河內郡國分村長小松一之輔呈出 (紹介議員田中万逸君)

同 第一六號

右請願ノ要旨ハ大阪府南河內郡國分村ヲ貫流スル大和川ノ同村地内ニ於ケル堤防ハ最貧弱ニシテ從來洪水毎ニ屢次潰シ人家ノ浸水甚シク耕地農作物ノ被害甚大ナリキ然ルニ今次大和川改修工事費設計ニハ國分村地内ヲ除外セラレテハ國分川シ村民ノ驚愕落膽其ノ極ニ達シツツアリ依テ同村ヲ該工事施行區域内ニ編入セラレタシト謂フニ在リ

同 第一七號

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

請願特別報告第一六號

意見書

請願文書表第二七號

廣島工業港修築促進ノ請願 廣島市長橋山金太郎外一名呈出 (紹介議員星島二郎君)

同 第二八號

右請願ノ要旨ハ廣島市沿岸一帶ハ地形上我カ國內稀ニ見ル工業港修築ニ適スル地點ニシテ且産業貿易上又軍事上重要ナル位置ニ在リ、故ニ該沿岸地先水面ヲシ近代工業港ヲ修築シテ優秀且能率ナル臨海工業地帯ヲ造成シ國防ノ充實ト産業貿易ノ發達ヲ圖ルト共ニ有事ノ際軍事輸送能力ノ増進ニ寄與セシムルハ現下空前ノ非常時ニ直面シ喫緊ノ要務ナリト信ス依テ政府ハ之カ修築ヲ實現セラレタシト謂フニ在リ

同 第二九號

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

請願特別報告第一〇號

意見書

請願文書表第六七號

當麻村所在國有地拂下ノ請願 北海道石狩國上川郡當麻村長藤本幸一呈出 (紹介議員玉野知義君外三名)

同 第六八號

右請願ノ要旨ハ北海道石狩國上川郡當麻村ニ所在スル元陸軍用地ノ内雜種財產トシテ大藏省ニ移管セラレタル四千町歩ハ地元村トシテ從來特殊ノ關係ニ在リ薪炭用材供給ノ如キ特別ノ便宜ヲ與ヘラレ今日ニ及ヘルモノナリ依テ政府ハ右四千町歩ノ雜種財產地元當麻村ニ特賣セラレタシト謂フニ在リ

同 第六九號

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

請願特別報告第一一號

意見書

請願文書表第七八號

美深町ニ無水酒精工場設置ノ請願 北海道天鹽國中川郡智恵文村長森岡幸作外三名呈出 (紹介議員松浦周太郎君)

請願特別報告第一七號

意見書

請願文書表第六三號

蘇南連絡港修築ニ關スル請願 鹿児島縣南郷郡山田町長日高退蔵外一名呈出 (紹介議員津崎尚武君)

同 第六四號

右請願ノ要旨ハ帝國南進國策ノ實現ニ伴ヒ殊ニ將來關門陸道開通ニ當リ帝國内地ノ南端ニ水陸連絡ノ港灣ヲ修築スルハ刻下ノ急務ニ在リテ最必要ナリト信ス而シテ薩南ノ地ヲ鹿兒島縣南郷郡山田港外港ニ天然ノ基礎タル岩磐アリ港ノ修築容易ニシテ且一二萬噸級ノ船舶ヲ横付け水陸連絡ヲ圖ルニ便ナル箇所ナリ依テ政府ハ此ノ際山川港灣ヲ修築セラレタシト謂フニ在リ

同 第六五號

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

請願特別報告第一八號

意見書

請願文書表第六號

泊村船入瀆擴張ノ請願 北海道古宇郡泊村大字泊村船入瀆ハ昭和三年發動機漁船二十艘ヲ繋留スヘキ計畫ヲ以テ構築セラレタルモ近時漁船大型ト爲リタル結果僅ニ九艘ヲ繋留シ得ルニ過キス之カ擴張ハ同村漁業ノ振興上急務ト爲レリ依テ同村ハ總工業ニ對シテ其ノ割五分ヲ負擔スヘキニ付政府ハ約五萬圓ヲ以テ之カ擴張工事ヲ施行セラレタシト謂フニ在リ

同 第六六號

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

請願特別報告第一二號

意見書

請願文書表第三八號

消防組員優遇ニ關スル法律制定ノ請願 北海道旭川市六條通九丁目公吏井上英外十六名呈出 (紹介議員坂東幸太郎君)

同 第三九號

右請願ノ要旨ハ社會生活ノ程度ニ脅威スル水火災禍防衛ノ第一線ニ從事スル消防組員ノ待遇カ大都市ヲ除キ未ダ時勢ノ進運ニ副ハサルモノアルハ洵ニ遺憾ニ堪ヘス而シテ全國百三十餘都市ノ常備消防組ハ其ノ任務形態内容ニ於テ大都市ト同種同等ノ任務ヲ負ヒ更ニ地方警察補助機關トシテ其ノ活動亦觀ルヘキモノアリ依テ是等常備消防組員ニ對シテ大都市ノ如キ官吏待遇ニ準スル優遇方途ヲ法律ヲ以テ制定セラレタシト謂フニ在リ

同 第四〇號

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

請願特別報告第一三號

意見書

請願文書表第三九號

大災豫防ニ關スル法律制定ノ請願 北海道旭川市六條通九丁目公吏井上英外十六名呈出 (紹介議員坂東幸太郎君)

請願特別報告第一九號

意見書

請願文書表第四二號

天鹽河口修築ノ請願 北海道天鹽郡天鹽町長石村芳太郎外二十一名呈出 (紹介議員松浦周太郎君)

同 第四三號

右請願ノ要旨ハ北海道天鹽郡天鹽村ニ於テ近時其ノ埋藏量四億噸ニ及フト稱セララル石炭鑛區ノ採掘事業開始セラレツツアリ而シテ之カ貯藏設備出ニハ天鹽川河口區域ヲ利用スルヲ以テ最容易且有利ナリト信ス依テ速ニ前記天鹽川河口ヲ修築シ同地方開發ニ資セラレタシト謂フニ在リ

同 第四四號

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

請願特別報告第二〇號

意見書

請願文書表第四〇號

東旭川村字上ベーパーンヨリ沼ノ平ニ至ル區間ニ自動車道開鑿ノ請願 北海道石狩國上川郡東旭川村長井原彦太郎外三名呈出 (紹介議員坂東幸太郎君)

同 第四一號

右請願ノ要旨ハ北海道大雪山地帯ハ近時遊覽者頗ニ増加シツツアリテ之カ登山路トシテ數箇ノ登山口アリテ雖多クハ急坂ニシテ自動車道開鑿ニ適セス然ルニ石狩國上川郡東旭川村字上ベーパーンヨリ沼ノ平ニ至ル登山路ハ旭川市ヨリ大雪山ニ通スル最短距離ナルヲミナラス緩勾配ナルカ故ニ自動車ニ依リ登山路トシテ最適セリト信ス依テ前記沼ノ平ニ至ル自動車道ヲ開鑿セラレタシト謂フニ在リ

同 第四二號

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

請願特別報告第一四號

意見書

請願文書表第九號

二十五歲未満飲酒取締法制定ノ請願 鳥取縣東伯耆郡倉吉町大字仲ノ七百四十二番地牧師菅井吉郎外九百八十二名呈出 (紹介議員北原阿智之助君)

同 第一〇號

同上 新潟市寄居町三百三十三番地醫療器業小畑祐一外三千九百九十七名呈出 (紹介議員坂東幸太郎君)

同 第一一號

同上 山口縣阿武郡築前村農業者武荒治郎外二千二百九名呈出 (紹介議員星島二郎君)

同 第一二號

同上 東京市麹町區三番町三十番地醫師高田時安外六百八十三名呈出 (紹介議員森田重太郎君)

同 第一三號

同上 朝鮮釜山府草場町三丁目四十三番地醫師大坪豐外千五百六十三名呈出 (紹介議員尾形辨匠君)

右請願ノ要旨ハ現行未成年者飲酒禁止法ハ實施以來國民生活上ノ規範トシテ重要ナル機能ヲ發揮シ來レモ同法ヲ以テシテハ優生學上又國防能力充實上不充分ノ嫌アリ今我カ國ハ重大時局ニ直面シ國民精神ノ一大緊張ヲ要スルノ秋ナリ依テ政府ハ未成年者飲酒禁止法ヲ改正シ速ニ滿二十五歲未満者飲酒取締法ヲ制定セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

